条　例　議　案　の　概　要

－令和３年３月定例会－

目　　次

議案第 16 号　盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第 17 号　盛岡市市税条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案第 18 号　盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・ 7

議案第 19 号　盛岡市通所サービス手数料条例を廃止する条例について・・・・・・・・・・・・ 35

議案第 20 号　盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・ 36

議案第 21 号　盛岡広域都市計画事業盛岡駅西口地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

議案第 22 号　盛岡市農村公園条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・ 44

議案第 23 号　盛岡市身体障害者福祉センター条例及び盛岡市地域福祉センター条例を廃止する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

議案第 24 号　盛岡市児童発達支援センター条例を廃止する条例について・・・・・・・・・・・ 47

議案第 25 号　盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・ 48

議案第 26 号　盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・ 50

議案第 27 号　盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・ 52

議案第 28 号　盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・ 56

議案第 41 号　専決処分につき承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

（盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

総務部　職員課

議案第 16 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

1　改正の趣旨

組織機構及び事務事業の見直しに伴い，職員の定数を改めようとするものである。

2　改正の内容

職員定数を次のとおり改めるものである。

区分	現行（人）	改正後（人）	増減（人）
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,436（うち福祉事務所 129）	1,447（うち福祉事務所 134）	11（うち福祉事務所 5）
水道事業及び下水道事業	202	202	0
病院事業	235	237	2
議会の事務部局	14	14	0
教育委員会の事務部局	82	84	2
学校	230	230	0
学校以外の教育機関	52	51	△1
選挙管理委員会の事務部局	6	6	0
監査委員の事務部局	7	7	0
農業委員会の事務部局	12	12	0
公平委員会の事務部局	2	2	0
合計	2,278	2,292	14

3　施行期日

令和３年４月１日

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○盛岡市職員定数条例

昭和33年６月20日条例第25号

改正　略

令和３年　月　日条例第　号

盛岡市職員定数条例

盛岡市職員定数条例（昭和24年条例第42号）の全部を改正する。

第１条　この条例は，職員の定数を定めることを目的とする。

第２条　この条例で「職員」とは，市長，議会，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の３第４項の規定により臨時的に任用された者を除く。）をいう。

第３条　職員の定数は，次表に掲げるとおりとする。

区分	定数	備考
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,447人	うち134人は，社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第１項に規定する福祉事務所員とする。
水道事業及び下水道事業	202人	
病院事業	237人	
議会の事務部局	14人	
教育委員会の事務部局	84人	
学校	230人	
学校以外の教育機関	51人	
選挙管理委員会の事務部局	６人	
監査委員の事務部局	７人	
農業委員会の事務部局	12人	
公平委員会の事務部局	２人	
合計	2,292人	

第４条　次に掲げる職員は，前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。

（１）　休職を命ぜられた職員

（２）　他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員

（３）　法令の規定により，市が援助又は配慮をすることができるとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの

（４）　育児休業，自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員で市長が承認したもの

２　前項に掲げる職員が復職した場合において，職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは，当該超える数の職員は，１年を超えない期間に限り，定数外とする。

第５条　第３条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織，分課別の定数は，それぞれの任命権者が定める。

附　則　略

附　則（令和３年条例第　号）

この条例は，令和３年４月１日から施行する。

改正前

○盛岡市職員定数条例

昭和33年６月20日条例第25号

改正

盛岡市職員定数条例

盛岡市職員定数条例（昭和24年条例第42号）の全部を改正する。

第１条　この条例は，職員の定数を定めることを目的とする。

第２条　この条例で「職員」とは，市長，議会，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の３第４項の規定により臨時的に任用された者を除く。）をいう。

第３条　職員の定数は，次表に掲げるとおりとする。

区分	定数	備考
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,436人	うち129人は，社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第１項に規定する福祉事務所員とする。
水道事業及び下水道事業	202人	
病院事業	235人	
議会の事務部局	14人	
教育委員会の事務部局	82人	
学校	230人	
学校以外の教育機関	52人	
選挙管理委員会の事務部局	６人	
監査委員の事務部局	７人	
農業委員会の事務部局	12人	
公平委員会の事務部局	２人	
合計	2,278人	

第４条　次に掲げる職員は，前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。

（１）　休職を命ぜられた職員

（２）　他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員

（３）　法令の規定により，市が援助又は配慮をすることができるとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの

（４）　育児休業，自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員で市長が承認したもの

２　前項に掲げる職員が復職した場合において，職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは，当該超える数の職員は，１年を超えない期間に限り，定数外とする。

第５条　第３条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織，分課別の定数は，それぞれの任命権者が定める。

附　則　略

市民部　健康保険課

議案第 17 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1　改正の趣旨

地方税法施行令（昭和25年政令第 245号）の改正に伴い，国民健康保険税の減額に係る基準額を改めようとするものである。

2　改正の内容

国民健康保険税の課税において，所得に応じて，応益分を７割・５割・２割軽減する仕組みを盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）で定めている。今回の税制改正に伴い，給与所得控除と公的年金等控除が10万円引き下げとなる一方，基礎控除額を10万円引き上げる振替措置が行われることから，７割・５割・２割軽減において援用している基礎控除額「33万円」を「43万円」に引き上げるとともに，給与所得控除と公的年金等控除が適用される複数の被保険者が属する世帯について，基礎控除額の引き上げが反映されるようその算定式を見直し，軽減判定に不利益を生じさせないよう同条例を改めようとするものである。

（軽減判定基準要件）

区　分	改正前	改正後
７割軽減	33万円	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－１）
５割軽減	33万円＋28.5万円×被保険者数	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－１）＋28.5万円×被保険者数
２割軽減	33万円＋52万円×被保険者数	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－１）＋52万円×被保険者数

3　施行期日

令和３年４月１日

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市税条例 昭和25年９月１日条例第16号 改正　略 令和３年　月　日条例第　号 盛岡市市税条例 目次及び第１条から第146条の10まで　略 （保険税の減額） 第147条　次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は，第139条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には，63万円），同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には，19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には，17万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が，43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り，年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい，給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては，43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１万5,400円 イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について　１万6,730円 （イ）　特定世帯　１世帯について　8,365円 （ウ）　特定継続世帯　１世帯について　１万2,548円 ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　4,340円 エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について　4,970円 （イ）　特定世帯　１世帯について　2,485円 （ウ）　特定継続世帯　１世帯について　3,728円 オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　4,480円 カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　4,690円 （２）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が，43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては，43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１万1,000円	○盛岡市市税条例 昭和25年９月１日条例第16号 改正　略 盛岡市市税条例 目次及び第１条から第146条の10まで　略 （保険税の減額） 第147条　次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は，第139条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には，63万円），同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には，19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には，17万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が，33万円 を超えない世帯に係る納税義務者 ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１万5,400円 イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について　１万6,730円 （イ）　特定世帯　１世帯について　8,365円 （ウ）　特定継続世帯　１世帯について　１万2,548円 ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　4,340円 エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について　4,970円 （イ）　特定世帯　１世帯について　2,485円 （ウ）　特定継続世帯　１世帯について　3,728円 オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　4,480円 カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　4,690円 （２）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が，33万円 に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１万1,000円

改正後	改正前
イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1世帯について　1万1,950円 （イ）　特定世帯　1世帯について　5,975円 （ウ）　特定継続世帯　1世帯について　8,963円	イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1世帯について　1万1,950円 （イ）　特定世帯　1世帯について　5,975円 （ウ）　特定継続世帯　1世帯について　8,963円
ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について　3,100円	ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について　3,100円
エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1世帯について　3,550円 （イ）　特定世帯　1世帯について　1,775円 （ウ）　特定継続世帯　1世帯について　2,663円	エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1世帯について　3,550円 （イ）　特定世帯　1世帯について　1,775円 （ウ）　特定継続世帯　1世帯について　2,663円
オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　3,200円	オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　3,200円
カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　1世帯について　3,350円	カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　1世帯について　3,350円
（3）　法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が，43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては，43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）	（3）　法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が，33万円 に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）
ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,400円	ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,400円
イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1世帯について　4,780円 （イ）　特定世帯　1世帯について　2,390円 （ウ）　特定継続世帯　1世帯について　3,585円	イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1世帯について　4,780円 （イ）　特定世帯　1世帯について　2,390円 （ウ）　特定継続世帯　1世帯について　3,585円
ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,240円	ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,240円
エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1世帯について　1,420円 （イ）　特定世帯　1世帯について　710円 （ウ）　特定継続世帯　1世帯について　1,065円	エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1世帯について　1,420円 （イ）　特定世帯　1世帯について　710円 （ウ）　特定継続世帯　1世帯について　1,065円
オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について　1,280円	オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について　1,280円
カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　1世帯について　1,340円	カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　1世帯について　1,340円
第147条の2から第150条まで　略	第147条の2から第150条まで　略
附　則	附　則
第1条から第25条の3まで　略	第1条から第25条の3まで　略
（公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例）	（公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例）
第25条の4　当分の間，世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が，前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第147条の規定の適用については，同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは　「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については，同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と，「同条に」とあるのは「法第703条の5に」と，「110万円」とあるのは「125万円」とする。	第25条の4　当分の間，世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が，前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第147条の規定の適用については，同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは，「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については，同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

改正後	改正前
第25条の５から第42条まで　略 附　則（令和３年条例第　号） 1　この条例は，令和３年４月１日から施行する。 2　改正後の盛岡市市税条例の規定は，令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和２年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。	第25条の５から第42条まで　略

都市整備部　建築指導課

議案第 18 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1　改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の改正に伴い，エネルギー消費量について国がモデルとして定める建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等を定めるとともに，低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査等に新たな区分を設け，当該区分に係る手数料を定めるほか，必要な規定の整備をしようとするものである。

2　改正の内容　（下線部分が改正箇所）

(1) 別表65の16の項　低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

法で規定された省エネ基準を満たす低炭素建築物として認定された場合は，一部設備部分の床面積を容積率に不算入できるなどの優遇措置が認められる。

事務	区分			第４基準適合性（※１）		第５基準適合性（※2）	
				適合証無	適合証有（※3）	適合証無	適合証有
65の16　都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	（1）次に掲げる建築物等の区分に応じ，それぞれ次に定める額	ア 略	－	－	－	－	－
		イ 略	－	－	－	－	－
		ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（エを除く。）	(ア) 300㎡以内のもの	239,000円	10,000円	96,000円	10,000円
			(イ) 300㎡を超え1,000㎡以内のもの	297,000円	17,000円	120,000円	17,000円
			(ウ) 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	380,000円	27,000円	156,000円	27,000円
			(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	540,000円	80,000円	249,000円	80,000円
			(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	662,000円	126,000円	309,000円	126,000円
			(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	780,000円	158,000円	372,000円	158,000円
			(キ) 25,000㎡を超えるもの	890,000円	198,000円	451,000円	198,000円
		エ ウのうち専ら工場等に類する用途として市長が認める建築物	(ア) 300㎡以内のもの	109,000円	10,000円	48,000円	10,000円
			(イ) 300㎡を超え1,000㎡以内のもの	138,000円	17,000円	63,000円	17,000円
			(ウ) 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	179,000円	27,000円	84,000円	27,000円
			(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	277,000円	80,000円	154,000円	80,000円
			(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	356,000円	126,000円	212,000円	126,000円
			(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	425,000円	158,000円	258,000円	158,000円
			(キ) 25,000㎡を超えるもの	495,000円	198,000円	309,000円	198,000円
		オ 略	－	－	－	－	－
	（2）略	－	－	－	－	－	－

※１　第４基準適合性とは，標準入力法として詳細な入力により計算比較をして判定する方法のこと。
※２　第５基準適合性とは，大臣が指定するモデル建築物に置き換えて簡易に判定する方法のこと。
※３　適合証有とは，基準に適合する建物として登録評価機関の証明書が添付された場合に適用される。

(2) 別表65の20の項　建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料

一定規模以上の非住宅建築物に省エネ性能適合性の判定を工事着手前に義務化したもの。

事務	区分	第４基準適合性	第５基準適合性
65の20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第１項又は第13条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	(1) 1,000㎡未満のもの	315,000円	123,000円
	(2) 1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	406,000円	161,000円
	(3) 2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	580,000円	261,000円
	(4) 5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	714,000円	341,000円
	(5) 10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	844,000円	409,000円
	(6) 25,000㎡以上のもの	962,000円	480,000円

(3) 別表65の22の項　建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

省エネ基準を超える誘導基準への適合を認定するもので容積率不算入の特例が認められる。

事務	区分			第１基準適合性（※4）		第２基準適合性（※5）	
				適合証無	適合証有	適合証無	適合証有
65の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 建築物１棟ごとに，次に掲げる建築物等の区分に応じ，それぞれ次に定める額を合算した額	ア 略	－	－	－	－	－
		イ 略	－	－	－	－	－
		ウ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	(ア) 300㎡以内のもの	251,000円	11,000円	96,000円	11,000円
			(イ) 300㎡を超え1,000㎡以内のもの	315,000円	19,000円	123,000円	19,000円
			(ウ) 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	406,000円	30,000円	161,000円	30,000円
			(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	580,000円	89,000円	261,000円	89,000円
			(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	714,000円	141,000円	341,000円	141,000円
			(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	844,000円	178,000円	409,000円	178,000円
			(キ) 25,000㎡を超えるもの	962,000円	222,000円	480,000円	222,000円
		エ 略	－	－	－	－	－
	(2) 略	－	－	－	－	－	－

※4　第１基準適合性とは，標準入力法として詳細な入力により計算比較をして判定する方法のこと。
※5　第２基準適合性とは，大臣が指定するモデル建築物に置き換えして簡易に判定する方法のこと。

(4) 別表65の24の項　建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

省エネ基準に適合認定されたことを申請者は広告し，認定マークを建物に表示できるもの。

事務	区分		第４基準適合性		第５基準適合性	
			適合証無	適合証有	適合証無	適合証有
65の24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	(1) 略	－	－	－	－	－
	(2) 略	－	－	－	－	－
	(3) 非住宅建築物	(ア) 300㎡以内のもの	251,000円	11,000円	96,000円	11,000円
		(イ) 300㎡を超え1,000㎡以内のもの	315,000円	19,000円	123,000円	19,000円
		(ウ) 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	406,000円	30,000円	161,000円	30,000円
		(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	580,000円	89,000円	261,000円	89,000円
		(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	714,000円	141,000円	341,000円	141,000円
		(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	844,000円	178,000円	409,000円	178,000円
		(キ) 25,000㎡を超えるもの	962,000円	222,000円	480,000円	222,000円
	(4) 略	－	－	－	－	－

3　施行期日

令和３年４月１日から施行する。

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○盛岡市手数料条例

平成12年３月30日条例第29号

改正　略

令和３年　月　日条例第　号

第１条　略

（手数料の徴収等）

第２条　別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は，同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。

２　郵送により謄本，抄本，証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。

第３条　略

第４条　計量法（平成４年法律第51号）第20条第１項の規定に基づき指定定期検査機関に定期検査を行わせる場合にあっては，同法第158条第４項の規定に基づき別表64の項に規定する手数料を当該指定定期検査機関の収入として徴収させることができる。

第５条から第９条まで

附　則　略

附　則（令和３年条例第　号）

この条例は，令和３年４月１日から施行する。

２　改正後の盛岡市手数料条例別表65の16の項及び65の17の項の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第１項又は第55条第１項に規定する認定の申請に対する審査（同法第54条第２項（同法第55条第２項において準用する場合を含む。）に規定する申出に係る審査を含む。以下同じ。）の手数料について適用し，施行日前にされた同法第53条第１項又は第55条第１項に規定する認定の申請に対する審査の手数料については，なお従前の例による。

３　改正後の盛岡市手数料条例別表65の20の項及び65の21の項の規定は，施行日以後にされる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第１項若しくは第２項又は第13条第２項若しくは第３項の規定による建築物のエネルギー消費性能の適合性判定の申請に対する審査の手数料について適用し，施行日前にされた同法第12条第１項若しくは第２項又は第13条第２項若しくは第３項の規定による建築物のエネルギー消費性能の適合性判定の申請に対する審査の手数料については，なお従前の例による。

４　改正後の盛岡市手数料条例別表65の22の項から65の24の項までの規定は，施行日以後にされる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第４号）第２条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第１項若しくは第36条第１項に規定する認定の申請に対する審査（同法第35条第２項（同法第36条第２項において準用する場合を含む。）に規定する申出に係る審査を含む。）又は同法第41条第１項に規定する認定の申請に対する審査の手数料について適用し，施行日前にされた建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律第２条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第１項若しくは第31条第１項に規定する認定の申請に対する審査（同法第30条第２項（同法第31条第２項において準用する場合を含む。）に規定する申出に係る審査を含む。）又は同法第36条第１項に規定する認定の申請に対する審査の手数料については，なお従前の例による。

別表（第２条，第４条関係）

手数料を徴収する事務	名称	金額
１から65の15まで略		
65の16　都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請１件につき，第１号に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第２項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの

改正前

○盛岡市手数料条例

平成12年３月30日条例第29号

改正　略

第１条　略

（手数料の徴収等）

第２条　別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は，同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。

２　郵送により謄本，抄本，証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。

第３条　略

第４条　計量法（平成４年法律第51号）第20条第１項の規定に基づき指定定期検査機関に定期検査を行わせる場合にあっては，同法第158条第４項の規定に基づき別表64の項に規定する手数料を当該指定定期検査機関の収入として徴収させることができる。

第５条から第９条まで

附　則　略

別表（第２条，第４条関係）

手数料を徴収する事務	名称	金額
１から65の15まで略		
65の16　都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請１件につき，第１号に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第２項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの

改正後			改正前		
請に対する審査		審査を受けるよう申し出る場合にあっては，その額に第２号に定める額を加算した額） （１） 次に掲げる建築物等の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の17の項において同じ。）又は共同住宅等（共同住宅，長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。）若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）の住戸 （ア） 床面積の合計が200平方メートル以内のもの ３万5,000円（市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては，5,000円） （イ） 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内のもの ７万円（適合証の提出がある場合にあっては，１万円） （ウ） 床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの ９万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万6,000円） （エ） 床面積の合計が800平方メートル	請に対する審査		審査を受けるよう申し出る場合にあっては，その額に第２号に定める額を加算した額） （１） 次に掲げる建築物等の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の17の項において同じ。）又は共同住宅等（共同住宅，長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。）若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）の住戸 （ア） 床面積の合計が200平方メートル以内のもの ３万5,000円（市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては，5,000円） （イ） 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内のもの ７万円（適合証の提出がある場合にあっては，１万円） （ウ） 床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの ９万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万6,000円） （エ） 床面積の合計が800平方メートル

改正後				改正前			
			を超え2,000平方メートル以内のもの 13万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万7,000円） （オ） 床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの 19万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては，４万5,000円） （カ） 床面積の合計が4,000平方メートルを超え8,000平方メートル以内のもの 27万8,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万円） （キ） 床面積の合計が8,000平方メートルを超え１万6,000平方メートル以内のもの 37万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，12万6,000円） （ク） 床面積の合計が１万6,000平方メートルを超え２万4,000平方メートル以内のもの 49万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては，15万8,000円） （ケ） 床面積の合計が２万4,000平方メートルを超えるもの 57万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，16万9,000円） イ 共同住宅等の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する住宅部分をいう。65の22の項から65の24の項までにおいて同じ。）の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める				を超え2,000平方メートル以内のもの 13万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万7,000円） （オ） 床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの 19万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては，４万5,000円） （カ） 床面積の合計が4,000平方メートルを超え8,000平方メートル以内のもの 27万8,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万円） （キ） 床面積の合計が8,000平方メートルを超え１万6,000平方メートル以内のもの 37万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，12万6,000円） （ク） 床面積の合計が１万6,000平方メートルを超え２万4,000平方メートル以内のもの 49万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては，15万8,000円） （ケ） 床面積の合計が２万4,000平方メートルを超えるもの 57万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，16万9,000円） イ 共同住宅等の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する住宅部分をいう。65の22の項から65の24の項までにおいて同じ。）の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める

改正後				改正前			
			省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号。以下この項，65の20の項，65の22の項及び65の24の項において「省令」という。）第１条第１項第１号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この項，65の22の項及び65の24の項において同じ。）を省令第４条第３項第１号の数値とする場合にあってはア(ア)から(ケ)までに定める額に，次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第２条第４項に規定する共用部分をいう。以下この項，65の17の項，65の22の項及び65の24の項において同じ。）の床面積（(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額を加算した額とし，設計一次エネルギー消費量を省令第４条第３項第２号の数値とする場合にあってはア(ア)から(ケ)までに定める額 (ア)　床面積の合計が300平方メートル以内のもの　10万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万円） (イ)　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　17万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万7,000円） (ウ)　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　27万7,000円（適合証の提出がある場合にあって				省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号。以下この項，65の20の項，65の22の項及び65の24の項において「省令」という。）第１条第１項第１号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この項，65の22の項及び65の24の項において同じ。）を省令第４条第３項第１号の数値とする場合にあってはア(ア)から(ケ)までに定める額に，次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第２条第４項に規定する共用部分をいう。以下この項，65の17の項，65の22の項及び65の24の項において同じ。）の床面積（(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額を加算した額とし，設計一次エネルギー消費量を省令第４条第３項第２号の数値とする場合にあってはア(ア)から(ケ)までに定める額 (ア)　床面積の合計が300平方メートル以内のもの　10万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万円） (イ)　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　17万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万7,000円） (ウ)　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　27万7,000円（適合証の提出がある場合にあって

改正後			改正前		
		は，８万円） （エ） 床面積の合計が5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの 35万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，12万6,000円） （オ） 床面積の合計が１万平方メートルを超え２万5,000平方メートル以内のもの 42万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては，15万8,000円） （カ） 床面積の合計が２万5,000平方メートルを超えるもの 49万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては，19万8,000円） ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（エに掲げる建築物を除く。） （ア） 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 省令第１条第１項第１号イに定める基準への適合性（以下この項，65の20の項及び65の24の項において「第４基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては23万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万円），同号ロに定める基準への適合性（以下この項，65の20の項及び65の24の項において「第５基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては９万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万円） （イ） 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 第４基準適合性に係る認定申請にあっては29万7,000円			は，８万円） （エ） 床面積の合計が5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの 35万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，12万6,000円） （オ） 床面積の合計が１万平方メートルを超え２万5,000平方メートル以内のもの 42万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては，15万8,000円） （カ） 床面積の合計が２万5,000平方メートルを超えるもの 49万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては，19万8,000円） ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（エに掲げる建築物を除く。） （ア） 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 23万9,000円 （適合証の提出がある場合にあっては，１万円）

改正後			改正前		
		（適合証の提出がある場合にあっては，１万7,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては12万円（適合証の提出がある場合にあっては，１万7,000円）			
		（ウ） 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第４基準適合性に係る認定申請にあっては38万円（適合証の提出がある場合にあっては，２万7,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては15万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万7,000円）			（イ） 床面積の合計が 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 38万円（適合証の提出がある場合にあっては，２万7,000円）
		（エ） 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 第４基準適合性に係る認定申請にあっては54万円（適合証の提出がある場合にあっては，８万円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては24万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万円）			（ウ） 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 54万円（適合証の提出がある場合にあっては，８万円）
		（オ） 床面積の合計が5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの 第４基準適合性に係る認定申請にあっては66万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては，12万6,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては30万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，12万6,000円）			（エ） 床面積の合計が5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの 66万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては，12万6,000円）
		（カ） 床面積の合計が１万平方メートルを超え２万5,000			（オ） 床面積の合計が１万平方メートルを超え２万5,000

改正後				改正前			
			平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては78万円（適合証の提出がある場合にあっては，15万8,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては37万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては，15万8,000円） （キ）　床面積の合計が２万5,000平方メートルを超えるもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては89万円（適合証の提出がある場合にあっては，19万8,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては45万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，19万8,000円） エ　人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場，畜舎，自動車車庫，自転車駐車場，倉庫，卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 （ア）　床面積の合計が300平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては10万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては４万8,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万円） （イ）　床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては13万8,000円（適合証の提出が			平方メートル以内のもの 78万円 （適合証の提出がある場合にあっては，15万8,000円） （カ）　床面積の合計が２万5,000平方メートルを超えるもの 89万円 （適合証の提出がある場合にあっては，19万8,000円） エ　人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場，畜舎，自動車車庫，自転車駐車場，倉庫，卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 （ア）　床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円 （適合証の提出がある場合にあっては，１万円）

改正後				改正前			
			ある場合にあっては，１万7,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては６万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万7,000円）				
			（ウ） 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第４基準適合性に係る認定申請にあっては17万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万7,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては８万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万7,000円）				（イ） 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万7,000円）
			（エ） 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 第４基準適合性に係る認定申請にあっては27万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては15万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万円）				（ウ） 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 27万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万円）
			（オ） 床面積の合計が5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの 第４基準適合性に係る認定申請にあっては35万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては 12万6,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては21万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては，12万6,000円）				（エ） 床面積の合計が5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの 35万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，12万6,000円）
			（カ） 床面積の合計が１万平方メートルを超え２万5,000				（オ） 床面積の合計が１万平方メートルを超え２万5,000

改正後				改正前			
			平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては42万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては，15万8,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては25万8,000円（適合証の提出がある場合にあっては，15万8,000円）				平方メートル以内のもの　　42万5,000円　　（適合証の提出がある場合にあっては，15万8,000円）
			（キ）　床面積の合計が２万5,000平方メートルを超えるもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては49万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては，19万8,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては30万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，19万8,000円）				（カ）　床面積の合計が２万5,000平方メートルを超えるもの　　49万5,000円　　（適合証の提出がある場合にあっては，19万8,000円）
			オ　住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）　ア（ア）から（ケ）まで及びイ（ア）から（カ）までに定める額を合算した額に，ウ（ア）から（キ）まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が専ら工場，畜舎，自動車車庫，自転車駐車場，倉庫，卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。）である場合にあっては，エ（ア）から（キ）まで）に掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれウ（ア）から（キ）まで（住宅・非住宅複合建築物の住				オ　住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）　ア（ア）から（ケ）まで及びイ（ア）から（カ）までに定める額を合算した額に，ウ（ア）から（カ）まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が専ら工場，畜舎，自動車車庫，自転車駐車場，倉庫，卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。）である場合にあっては，エ（ア）から（カ）まで）に掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれウ（ア）から（カ）まで（住宅・非住宅複合建築物の住

改正後			改正前		
		戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては，エ(ア)から(キ)まで）に定める額を加算した額 (2)　次に掲げる部分の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア　建築物に係る部分　8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ，当該各号に定める額 イ　建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の17の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。）に係る部分　9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ，それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額			戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては，エ(ア)から(カ)まで）に定める額を加算した額 (2)　次に掲げる部分の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア　建築物に係る部分　8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ，当該各号に定める額 イ　建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の17の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。）に係る部分　9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ，それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額
65の17　都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき，第1号に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては，その額に第2号に定める額を加算した額） (1)　次に掲げる建築物等の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア　一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物の住戸　65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)までに定める額 イ　共同住宅等の建築物全体（変更認定申	65の17　都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき，第1号に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては，その額に第2号に定める額を加算した額） (1)　次に掲げる建築物等の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア　一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物の住戸　65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)までに定める額 イ　共同住宅等の建築物全体（変更認定申

改正後				改正前			
			請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）　65の16の項の右欄第１号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第１号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の16の項の右欄第１号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第１号イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額 ウ　人の居住の用に供する部分を有しない建築物（エに掲げる建築物を除く。）　65の16の項の右欄第１号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の16の項の右欄第１号ウ(ア)から(キ)までに定める額 エ　人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場，畜舎，自動車車庫，自転車駐車場，倉庫，卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物　65の16の項の右欄第１号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の16の項の右欄第１号エ(ア)から(キ)までに定める額 オ　住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）　65の16の項の右欄第１号ア(ア)から(ケ)まで，同欄第１号イ(ア)から(カ)まで及び同欄第１号ウ(ア)から(キ)まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部				請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）　65の16の項の右欄第１号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第１号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の16の項の右欄第１号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第１号イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額 ウ　人の居住の用に供する部分を有しない建築物（エに掲げる建築物を除く。）　65の16の項の右欄第１号ウ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の16の項の右欄第１号ウ(ア)から(カ)までに定める額 エ　人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場，畜舎，自動車車庫，自転車駐車場，倉庫，卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物　65の16の項の右欄第１号エ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の16の項の右欄第１号エ(ア)から(カ)までに定める額 オ　住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）　65の16の項の右欄第１号ア(ア)から(ケ)まで，同欄第１号イ(ア)から(カ)まで及び同欄第１号ウ(ア)から(カ)まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部

改正後			改正前		
		分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては，同欄第１号エ(ア)から(キ)まで）に掲げる床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積）（65の16の項の右欄第１号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計を算定する場合にあっては，住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積））の区分に応じ，それぞれ65の16の項の右欄第１号ア(ア)から(ケ)まで，同欄第１号イ(ア)から(カ)まで及び同欄第１号ウ(ア)から(キ)まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては，同欄第１号エ(ア)から(キ)まで）に定める額を合算した額 (２) 次に掲げる部分の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 ８の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ，当該各号に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 ９の項の右欄各号又は９の２の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ，それぞれ９の項の右欄各号又は９の２の項の右欄に定める額			分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては，同欄第１号エ(ア)から(カ)まで）に掲げる床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積）（65の16の項の右欄第１号ウ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計を算定する場合にあっては，住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積））の区分に応じ，それぞれ65の16の項の右欄第１号ア(ア)から(ケ)まで，同欄第１号イ(ア)から(カ)まで及び同欄第１号ウ(ア)から(カ)まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては，同欄第１号エ(ア)から(カ)まで）に定める額を合算した額 (２) 次に掲げる部分の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 ８の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ，当該各号に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 ９の項の右欄各号又は９の２の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ，それぞれ９の項の右欄各号又は９の２の項の右欄に定める額
65の18及び65の19 略			65の18及び65の19 略		
65の20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第１項又は第13条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（同法	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請１件につき，次に掲げる特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する特定建築行為をいう。以下この項，65の	65の20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第１項又は第13条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（同法	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定１件につき，次に掲げる特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する特定建築行為をいう。以下この項，65の

改正後			改正前		
第12条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。65の21の項において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査		21の項及び65の25の項において同じ。）に係る建築物の非住宅部分（同条第１項に規定する非住宅部分をいう。65の21の項から65の25の項までにおいて同じ。）の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 （１） 床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの 第４基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては31万5,000円，第５基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては12万3,000円 （２） 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 第４基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては40万6,000円，第５基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては16万1,000円 （３） 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 第４基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては58万円，第５基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては26万1,000円 （４） 床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの 第４基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては71万4,000円，第５基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判	第12条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。65の21の項において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	21の項及び65の25の項において同じ。）に係る建築物の非住宅部分（同条第１項に規定する非住宅部分をいう。65の21の項から65の25の項までにおいて同じ。）の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 （１） 床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 省令第１条第１項第１号イに定める基準への適合性（以下この項及び65の24の項において「第４基準適合性」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては40万6,000円，同号ロに定める基準への適合性（以下この項及び65の24の項において「第５基準適合性」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては16万1,000円 （２） 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 第４基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては58万円，第５基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては26万1,000円 （３） 床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの 第４基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては71万4,000円，第５基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判

改正後			改正前		
		定申請にあっては34万1,000円 (5) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては84万4,000円，第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては40万9,000円 (6) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては96万2,000円，第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては48万円			定にあっては34万1,000円 (4) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては84万4,000円，第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては40万9,000円 (5) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては96万2,000円，第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては48万円
65の21 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請1件につき，65の20の項の右欄各号に掲げる特定建築行為に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，当該各号に定める額	65の21 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更 手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定 1件につき，65の20の項の右欄各号に掲げる特定建築行為に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，当該各号に定める額
65の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請1件につき，第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては，その額に第2号に定める額を加算した額） (1) 建築物1棟ごとに，次に掲げる建築物等の区分に応じ，それぞれ次に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物を	65の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請1件につき，第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては，その額に第2号に定める額を加算した額） (1) 建築物1棟ごとに，次に掲げる建築物等の区分に応じ，それぞれ次に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物を

改正後				改正前			
			いう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）であって住戸の数が１であるものの住宅部分　次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 （ア）　床面積の合計が200平方メートル以内のもの　３万8,000円（市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては，6,000円） （イ）　床面積の合計が200平方メートルを超えるもの　４万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては，6,000円） イ　共同住宅等（共同住宅，長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）又は複合建築物であって住戸の数が２以上であるものの住宅部分　次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 （ア）　床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第４条第３項第２号の数値とする場合にあっては，共用部分の床面積を除く。(イ)から(エ)までにおいて同じ。）の合計が300平方メートル以内のもの　７万7,000円（適合証				いう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）であって住戸の数が１であるものの住宅部分　次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 （ア）　床面積の合計が200平方メートル以内のもの　３万8,000円（市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては，6,000円） （イ）　床面積の合計が200平方メートルを超えるもの　４万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては，6,000円） イ　共同住宅等（共同住宅，長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）又は複合建築物であって住戸の数が２以上であるものの住宅部分　次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 （ア）　床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第４条第３項第２号の数値とする場合にあっては，共用部分の床面積を除く。(イ)から(エ)までにおいて同じ。）の合計が300平方メートル以内のもの　７万7,000円（適合証

改正後				改正前			
			の提出がある場合にあっては，１万1,000円） （イ） 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 12万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万3,000円） （ウ） 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 21万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，５万円） （エ） 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 31万円（適合証の提出がある場合にあっては，８万9,000円） ウ 非住宅建築物（省令第１条第１項第１号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）又は複合建築物の非住宅部分 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 （ア） 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 省令第10条第１号イ（１）及びロ（１）に定める基準への適合性（以下この項において「第１基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては25万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万1,000円），同号イ（２）及びロ（２）に定める基準への適合性（以下この項において「第２基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては９万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万				の提出がある場合にあっては，１万1,000円） （イ） 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 12万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万3,000円） （ウ） 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 21万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，５万円） （エ） 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 31万円（適合証の提出がある場合にあっては，８万9,000円） ウ 非住宅建築物（省令第１条第１項第１号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）又は複合建築物の非住宅部分 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 （ア） 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 省令第10条第１号イ（１）及びロ（１）に定める基準への適合性（以下この項において「第１基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては25万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万1,000円），同号イ（２）及びロ（２）に定める基準への適合性（以下この項において「第２基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては９万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万

改正後			改正前		
		1,000円） （イ）床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては31万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万9,000円），第２基準適合性に係る認定申請にあっては12万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万9,000円） （ウ）床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては40万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，３万円），第２基準適合性に係る認定申請にあっては16万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，３万円） （エ）床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては58万円（適合証の提出がある場合にあっては，８万9,000円），第２基準適合性に係る認定申請にあっては26万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万9,000円） （オ）床面積の合計が5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては71万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，14万1,000円），第２基			1,000円） （イ）床面積の合計が　300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては40万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，３万円），第２基準適合性に係る認定申請にあっては16万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，３万円） （ウ）床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては58万円（適合証の提出がある場合にあっては，８万9,000円），第２基準適合性に係る認定申請にあっては26万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万9,000円） （エ）床面積の合計が5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては71万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，14万1,000円），第２基

改正後	改正前
準適合性に係る認定申請にあっては34万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，14万1,000円） (カ) 床面積の合計が１万平方メートルを超え２万5,000平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては84万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，17万8,000円），第２基準適合性に係る認定申請にあっては40万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，17万8,000円） (キ) 床面積の合計が２万5,000平方メートルを超えるもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては96万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては，22万2,000円），第２基準適合性に係る認定申請にあっては48万円（適合証の提出がある場合にあっては，22万2,000円） エ　複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体，非住宅部分及び建築物全体又は住戸，非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。）　次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額 (ア)　住宅部分　住戸の数が１である複合建築物にあってはア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれア(ア)又は(イ)に定める額，住戸の数が２以上である複合建	準適合性に係る認定申請にあっては34万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，14万1,000円） (オ) 床面積の合計が１万平方メートルを超え２万5,000平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては84万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，17万8,000円），第２基準適合性に係る認定申請にあっては40万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，17万8,000円） (カ) 床面積の合計が２万5,000平方メートルを超えるもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては96万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては，22万2,000円），第２基準適合性に係る認定申請にあっては48万円（適合証の提出がある場合にあっては，22万2,000円） エ　複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体，非住宅部分及び建築物全体又は住戸，非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。）　次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額 (ア)　住宅部分　住戸の数が１である複合建築物にあってはア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれア(ア)又は(イ)に定める額，住戸の数が２以上である複合建

改正後			改正前		
		築物にあってはイ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれイ(ア)から(エ)までに定める額 (イ)　非住宅部分 ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれウ(ア)から(キ)までに定める額 (2)　次に掲げる部分の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア　建築物に係る部分　8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ，当該各号に定める額 イ　建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の23の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の23の項において同じ。）に係る部分　9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ，それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額			築物にあってはイ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれイ(ア)から(エ)までに定める額 (イ)　非住宅部分 ウ(ア)から(カ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれウ(ア)から(カ)までに定める額 (2)　次に掲げる部分の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア　建築物に係る部分　8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ，当該各号に定める額 イ　建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の23の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の23の項において同じ。）に係る部分　9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ，それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額
65の23　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき，第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては，その額に第2号に定める額を加算した額） (1)　建築物1棟ごとに，次に掲げる建築物等の区分に応じ，それぞれ次に定める額を合算した額 ア　一戸建ての住宅又は複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分	65の23　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき，第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては，その額に第2号に定める額を加算した額） (1)　建築物1棟ごとに，次に掲げる建築物等の区分に応じ，それぞれ次に定める額を合算した額 ア　一戸建ての住宅又は複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分

改正後				改正前			
			65の22の項の右欄第１号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の22の項の右欄第１号ア(ア)又は(イ)に定める額 イ　共同住宅等（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）又は複合建築物であって住戸の数が２以上であるものの住宅部分　65の22の項の右欄第１号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の22の項の右欄第１号イ(ア)から(エ)までに定める額 ウ　非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分　65の22の項の右欄第１号ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の22の項の右欄第１号ウ(ア)から(キ)までに定める額 エ　複合建築物の建築物全体（変更認定申請が住戸及び建築物全体，非住宅部分及び建築物全体又は住戸，非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。）　次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額 (ア)　住宅部分　住戸の数が１である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第１号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計（８の項の右欄の規定により				65の22の項の右欄第１号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の22の項の右欄第１号ア(ア)又は(イ)に定める額 イ　共同住宅等（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）又は複合建築物であって住戸の数が２以上であるものの住宅部分　65の22の項の右欄第１号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の22の項の右欄第１号イ(ア)から(エ)までに定める額 ウ　非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分　65の22の項の右欄第１号ウ(ア)から(カ)までに掲げる申請に係る床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の22の項の右欄第１号ウ(ア)から(カ)までに定める額 エ　複合建築物の建築物全体（変更認定申請が住戸及び建築物全体，非住宅部分及び建築物全体又は住戸，非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。）　次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額 (ア)　住宅部分　住戸の数が１である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第１号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計（８の項の右欄の規定により

改正後			改正前		
		算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の22の項の右欄第１号ア(ア)又は(イ)に定める額，住戸の数が２以上である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第１号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の22の項の右欄第１号イ(ア)から(エ)までに定める額 (イ)　非住宅部分　65の22の項の右欄第１号ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の22の項の右欄第１号ウ(ア)から(キ)までに定める額 (２)　次に掲げる部分の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア　建築物に係る部分　８の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ，当該各号に定める額 イ　建築設備及び工作物に係る部分　９の項の右欄各号又は９の２の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ，それぞれ９の項の右欄各号又は９の２の項の右欄に定める額			算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の22の項の右欄第１号ア(ア)又は(イ)に定める額，住戸の数が２以上である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第１号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の22の項の右欄第１号イ(ア)から(エ)までに定める額 (イ)　非住宅部分　65の22の項の右欄第１号ウ(ア)から(カ)までに掲げる申請に係る床面積の合計（８の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，それぞれ65の22の項の右欄第１号ウ(ア)から(カ)までに定める額 (２)　次に掲げる部分の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア　建築物に係る部分　８の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ，当該各号に定める額 イ　建築設備及び工作物に係る部分　９の項の右欄各号又は９の２の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ，それぞれ９の項の右欄各号又は９の２の項の右欄に定める額
65の24　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	認定申請１件につき，次に掲げる建築物の区分に応じ，それぞれ次の各号に定める額 (１)　一戸建ての住宅　次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア　床面積の合計が200平方メートル以内のもの　省令第１条第	65の24　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	認定申請１件につき，次に掲げる建築物の区分に応じ，それぞれ次の各号に定める額 (１)　一戸建ての住宅　次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア　床面積の合計が200平方メートル以内のもの　省令第１条第

改正後				改正前			
			1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性（以下この項において「第1基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては3万8,000円（市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては，6,000円），省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性（以下この項において「第2基準適合性」という。）又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準への適合性（以下この項において「第3基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては2万円（適合証の提出がある場合にあっては，6,000円） イ　床面積の合計が200平方メートルを超えるもの　第1基準適合性に係る認定申請にあっては4万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては，6,000円），第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあっては2万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，6,000円） (2)　共同住宅等　次に掲げる申請に係る床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合にあっては，共用部分の床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア　床面積の合計が300				1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性（以下この項において「第1基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては3万8,000円（市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条　第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては，6,000円），省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性（以下この項において「第2基準適合性」という。）又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準への適合性（以下この項において「第3基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては2万円（適合証の提出がある場合にあっては，6,000円） イ　床面積の合計が200平方メートルを超えるもの　第1基準適合性に係る認定申請にあっては4万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては，6,000円），第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあっては2万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，6,000円） (2)　共同住宅等　次に掲げる申請に係る床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合にあっては，共用部分の床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア　床面積の合計が300

改正後				改正前			
			平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては７万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万1,000円），第２基準適合性又は第３基準適合性に係る認定申請にあっては３万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万1,000円） イ　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては12万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万3,000円），第２基準適合性又は第３基準適合性に係る認定申請にあっては６万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万3,000円） ウ　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては21万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，５万円），第２基準適合性又は第３基準適合性に係る認定申請にあっては11万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，５万円） エ　床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては31万円（適合証の提出がある場合にあっては，８万9,000円），第２基準適合性又は第３基準適合性に係る認定申請にあっては17万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万9,000円） （３）　非住宅建築物　次に掲げる申請に係る床				平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては７万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万1,000円），第２基準適合性又は第３基準適合性に係る認定申請にあっては３万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万1,000円） イ　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては12万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万3,000円），第２基準適合性又は第３基準適合性に係る認定申請にあっては６万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万3,000円） ウ　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては21万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，５万円），第２基準適合性又は第３基準適合性に係る認定申請にあっては11万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，５万円） エ　床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては31万円（適合証の提出がある場合にあっては，８万9,000円），第２基準適合性又は第３基準適合性に係る認定申請にあっては17万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万9,000円） （３）　非住宅建築物　次に掲げる申請に係る床

改正後				改正前			
			面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア　床面積の合計が300平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては25万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万1,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては９万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万1,000円） イ　床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては31万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万9,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては12万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万9,000円） ウ　床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては40万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，３万円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては16万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，３万円） エ　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては58万円（適合証の提出がある場合にあっては，８万9,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては26万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万9,000円） オ　床面積の合計が				面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア　床面積の合計が300平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては25万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万1,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては９万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万1,000円） イ　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては40万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，３万円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては16万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，３万円） ウ　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては58万円（適合証の提出がある場合にあっては，８万9,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては26万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万9,000円） エ　床面積の合計が

改正後			改正前		
		5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては71万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，14万1,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては34万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，14万1,000円） カ　床面積の合計が１万平方メートルを超え２万5,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては84万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，17万8,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては40万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，17万8,000円） キ　床面積の合計が２万5,000平方メートルを超えるもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては96万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては，22万2,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては48万円（適合証の提出がある場合にあっては，22万2,000円）			5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては71万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，14万1,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては34万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，14万1,000円） オ　床面積の合計が１万平方メートルを超え２万5,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては84万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，17万8,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては40万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，17万8,000円） カ　床面積の合計が２万5,000平方メートルを超えるもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては96万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては，22万2,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては48万円（適合証の提出がある場合にあっては，22万2,000円）
		（４）　複合建築物　次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じ，それぞれア又はイに定める額を合算した額 ア　住宅部分　住戸の数が１である複合建築物にあっては第１号ア又はイに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ同号ア又はイに定める額，住戸の数が２以上である複合建築物にあっては第２号アからエまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ同号アからエまでに			（４）　複合建築物　次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれア又はイに定める額を合算した額 ア　住宅部分　住戸の数が１である複合建築物にあっては第１号ア又はイに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ同号ア又はイに定める額，住戸の数が２以上である複合建築物にあっては第２号アからエまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ同号アからエまでに

改正後			改正前		
		定める額 イ　非住宅部分　第３号アからキまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ同号アからキまでに定める額			定める額 イ　非住宅部分　第３号アからカまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ同号アからカまでに定める額
65の25から74まで略			65の25から74まで略		

保健福祉部　長寿社会課

議案第 19 号

盛岡市通所サービス手数料条例を廃止する条例について

1　廃止の趣旨

市が提供する通所サービスの廃止に伴い，通所サービスに係る手数料を廃止しようとするものである。

2　条例の内容

盛岡市通所サービス手数料条例（平成12年条例第９号）を廃止する。

3　施行期日

令和３年４月１日

4　事業廃止後の対応について

市が提供する通所サービスを令和３年２月１日現在利用している４人については，介護予防・日常生活支援総合事業による利用に移行し，これまでと同様のサービス提供を受ける予定である。

保健福祉部　生活衛生課

議案第 20 号

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について

1　改正の趣旨

食品衛生法施行令（昭和28年政令第 229号）の改正に伴い，飲食店営業許可申請手数料等の額を改定し，喫茶店営業許可申請手数料等を廃止し，及び調理機能付自動販売機による食品販売業許可申請手数料等を定めるとともに，飲食店営業等の許可を受けたことを証する書面の書換え交付及び再交付に係る手数料を定めようとするものである。

2　改正の内容

(1) 公衆衛生に与える影響が著しい営業として，市長の許可を受けなければならない34業種が，新設，統合及び再編により32業種に改められたことに伴い，営業許可申請手数料の額を改定する。（別紙参照）

(2) 営業許可証の書換え交付及び再交付に係る手数料の額を新たに定める。

ア　営業許可証書換え交付手数料　2,000円

イ　営業許可証再交付手数料　2,500円

3　施行期日

(1) 2－(1)　令和３年６月１日（改正法及び改正政令の施行日）

(2) 2－(2)　公布の日

4　歳入見込

ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の制度化等に伴う審査時間の延長により，各営業許可申請手数料は増額となるが，許可業種の統廃合により許可件数は減少することが想定されるため，令和２年度比で約 622千円の減額が見込まれる。

（別紙）新旧許可業種の営業許可申請手数料額

旧業種（全34業種）				新業種（全32業種）			
①飲食店営業	新規	16,000円	統合	①飲食店営業	新規	18,000円	
	継続	14,400円			継続	16,200円	
	臨時	8,000円			臨時	9,000円	
②喫茶店営業	新規	9,600円	新設	②調理の機能を有する自動販売機による営業	新規	10,000円	※屋内に設置するカップ式飲料自動販売機は届出
	継続	8,600円	一部除外※		継続	9,000円	
	臨時	4,800円					
⑫食肉販売業	新規	9,600円	一部除外※	③食肉販売業	新規	11,000円	※容器包装に入ったもののみ販売する場合は届出
	継続	8,600円			継続	9,900円	
⑭魚介類販売業	新規	9,600円	一部除外※	④魚介類販売業	新規	11,000円	
	継続	8,600円			継続	9,900円	
⑮魚介類競り売り営業	新規	21,000円		⑤魚介類競り売り営業	新規	23,000円	
	継続	18,900円			継続	20,700円	
⑨集乳業	新規	9,600円		⑥集乳業	新規	11,000円	
	継続	8,600円			継続	9,900円	
⑥乳処理業	新規	21,000円		⑦乳処理業	新規	23,000円	
	継続	18,900円			継続	20,700円	
⑦特別牛乳搾取処理業	新規	21,000円		⑧特別牛乳搾取処理業	新規	23,000円	
	継続	18,900円			継続	20,700円	
⑪食肉処理業	新規	21,000円		⑨食肉処理業	新規	23,000円	
	継続	18,900円			継続	20,700円	
⑬食品の放射線照射業	新規	21,000円		⑩食品の放射線照射業	新規	23,000円	
	継続	18,900円			継続	20,700円	
③菓子製造業	新規	14,000円	統合	⑪菓子製造業	新規	16,000円	
	継続	12,600円			継続	14,400円	
④あん類製造業	新規	14,000円					
	継続	12,600円					
⑤アイスクリーム類製造業	新規	14,000円		⑫アイスクリーム類製造業	新規	16,000円	
	継続	12,600円			継続	14,400円	
⑧乳製品製造業	新規	21,000円		⑬乳製品製造業	新規	23,000円	
	継続	18,900円			継続	20,700円	
⑲清涼飲料水製造業	新規	21,000円	統合	⑭清涼飲料水製造業	新規	23,000円	
	継続	18,900円			継続	20,700円	
⑳乳酸菌飲料製造業	新規	14,000円					
	継続	12,600円					
⑬食肉製品製造業	新規	21,000円		⑮食肉製品製造業	新規	23,000円	
	継続	18,900円			継続	20,700円	
⑯魚肉練り製品製造業	新規	16,000円	新設※	⑯水産製品製造業	新規	23,000円	※実質的には対象品目の拡大
	継続	14,400円			継続	20,700円	
㉑氷雪製造業	新規	21,000円		⑰氷雪製造業	新規	23,000円	
	継続	18,900円			継続	20,700円	
			新設	⑱液卵製造業	新規	23,000円	
					継続	20,700円	
㉒食用油脂製造業	新規	21,000円	統合	⑲食用油脂製造業	新規	23,000円	
	継続	18,900円			継続	20,700円	
㉔マーガリン又はショートニング製造業	新規	21,000円					
	継続	18,900円					
㉕みそ製造業	新規	16,000円	統合	㉓みそ又はしょうゆ製造業	新規	18,000円	
	継続	14,400円			継続	16,200円	
㉖しょうゆ製造業	新規	16,000円					
	継続	14,400円					
㉗酒類製造業	新規	16,000円		㉑酒類製造業	新規	18,000円	
	継続	14,400円			継続	16,200円	
㉘豆腐製造業	新規	14,000円		㉒豆腐製造業	新規	16,000円	
	継続	12,600円			継続	14,400円	
㉙納豆製造業	新規	14,000円		㉓納豆製造業	新規	16,000円	
	継続	12,600円			継続	14,400円	
㉛麺類製造業	新規	14,000円		㉔麺類製造業	新規	16,000円	
	継続	12,600円			継続	14,400円	
㉜そうざい製造業	新規	21,000円		㉕そうざい製造業	新規	23,000円	
	継続	18,900円			継続	20,700円	
				㉖複合型そうざい製造業	新規	30,000円	
			新設		継続	27,000円	
㉝食品の冷凍又は冷蔵業	新規	21,000円		㉗冷凍食品製造業	新規	23,000円	
	継続	18,900円			継続	20,700円	
				㉘複合型冷凍食品製造業	新規	30,000円	
			新設		継続	27,000円	
			新設	㉙漬物製造業	新規	23,000円	
					継続	20,700円	
㉞缶詰又は瓶詰食品製造業	新規	21,000円	再掲※	㉚密封包装食品製造業	新規	23,000円	※冷蔵流通するもの，はちみつ，酢は届出
	継続	18,900円			継続	20,700円	
㉟ソース類製造業	新規	16,000円					
	継続	14,400円					
				㉛食品の小分け業	新規	16,000円	
			新設		継続	14,400円	
㉞添加物製造業	新規	21,000円		㉜添加物製造業	新規	23,000円	
	継続	18,900円			継続	20,700円	
⑩乳類販売業	新規	9,600円	届出業種へ				
	継続	8,600円					
㉒氷雪販売業	新規	14,000円	届出業種へ				
	継続	12,600円					

【第１条】盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○盛岡市保健所手数料条例

平成19年12月25日条例第66号

改正　略

令和３年　月　日条例第　号

第１条　略

（手数料の徴収等）

第２条　衛生上の試験検査を行う場合は，診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第１医科診療報酬点数表により算定した額の８割（防疫上の必要のため保健所長の勧奨により行う細菌培養検査にあっては，４割）に相当する額の手数料を申請等をした者から徴収する。

２　飲用水検査を行う場合及び当該検査に係る成績書謄本の交付を行う場合は，別表第１に定める手数料を申請等をした者から徴収する。

３　前２項に規定する手数料のほか，別表第２の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は，同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。

第３条から第９条まで　略

附　則　略

附　則（令和３年条例第　号）

この条例は，公布の日から施行する。

別表第１　略

別表第２（第２条関係）

手数料を徴収する事務	名称	金額
１から34まで　略		
34の２　食品衛生法第55条第１項の規定に基づく営業の許可を受けたことを証する書面の書換え交付	営業許可証書換え交付手数料	2,000円
34の３　食品衛生法第55条第１項の規定に基づく営業の許可を受けたことを証する書面の再交付	営業許可証再交付手数料	2,500円
35から83まで　略		

改正前

○盛岡市保健所手数料条例

平成19年12月25日条例第66号

改正　略

第１条　略

（手数料の徴収等）

第２条　衛生上の試験検査を行う場合は，診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第１医科診療報酬点数表により算定した額の８割（防疫上の必要のため保健所長の勧奨により行う細菌培養検査にあっては，４割）に相当する額の手数料を申請等をした者から徴収する。

２　飲用水検査を行う場合及び当該検査に係る成績書謄本の交付を行う場合は，別表第１に定める手数料を申請等をした者から徴収する。

３　前２項に規定する手数料のほか，別表第２の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は，同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。

第３条から第９条まで　略

附　則　略

別表第１　略

別表第２（第２条関係）

手数料を徴収する事務	名称	金額
１から34まで　略		
35から83まで　略		

【第２条】盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○盛岡市保健所手数料条例

平成19年12月25日条例第66号

改正　略

令和３年　月　日条例第　号

盛岡市保健所手数料条例

第１条　略

（手数料の徴収等）

第２条　衛生上の試験検査を行う場合は，診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第１医科診療報酬点数表により算定した額の８割（防疫上の必要のため保健所長の勧奨により行う細菌培養検査にあっては，４割）に相当する額の手数料を申請等をした者から徴収する。

２　飲用水検査を行う場合及び当該検査に係る成績書謄本の交付を行う場合は，別表第１に定める手数料を申請等をした者から徴収する。

３　前２項に規定する手数料のほか，別表第２の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は，同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。

第３条から第７条まで　略

附　則　略

附　則（令和３年条例第　号）

この条例は，令和３年６月１日から施行する。

別表第１　略

別表第２（第２条関係）

手数料を徴収する事務	名称	金額
１　食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第１号の飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	（１）　新規１件につき18,000円 （２）　継続１件につき16,200円 （３）　営業が一時的であって，かつ，施設が簡易なもの１件につき9,000円
２　食品衛生法第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第２号の調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し，調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理機能付自動販売機による食品販売業許可申請手数料	（１）　新規１件につき10,000円 （２）　継続１件につき9,000円
３　食品衛生法第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第３号の食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	（１）　新規１件につき11,000円 （２）　継続１件につき9,900円
４　食品衛生法第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第４号の魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	（１）　新規１件につき11,000円 （２）　継続１件につき9,900円
５　食品衛生法第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第５号の魚介類競り売り営業　の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	（１）　新規１件につき23,000円 （２）　継続１件につき20,700円
６　食品衛生法第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第６号の集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	（１）　新規１件につき11,000円 （２）　継続１件につき9,900円
７　食品衛生法第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第７号の乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	（１）　新規１件につき23,000円 （２）　継続１件につき20,700円
８　食品衛生法第55条第１項	特別牛乳搾	（１）　新規１件につき

改正前

○盛岡市保健所手数料条例

平成19年12月25日条例第66号

改正　略

盛岡市保健所手数料条例

第１条から第７条まで　略

（手数料の徴収等）

第２条　衛生上の試験検査を行う場合は，診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第１医科診療報酬点数表により算定した額の８割（防疫上の必要のため保健所長の勧奨により行う細菌培養検査にあっては，４割）に相当する額の手数料を申請等をした者から徴収する。

２　飲用水検査を行う場合及び当該検査に係る成績書謄本の交付を行う場合は，別表第１に定める手数料を申請等をした者から徴収する。

３　前２項に規定する手数料のほか，別表第２の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は，同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。

第３条から第７条まで　略

附　則　略

別表第１　略

別表第２（第２条関係）

手数料を徴収する事務	名称	金額
１　食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第１号の飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	（１）　新規１件につき16,000円 （２）　継続１件につき14,400円 （３）　営業が一時的であって，かつ，施設が簡易なもの１件につき8,000円
２　食品衛生法第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第２号の喫茶店営業　の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	（１）　新規１件につき9,600円 （２）　継続１件につき8,600円 （３）　営業が一時的であって，かつ，施設が簡易なもの１件につき4,800円
３　食品衛生法第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第３号の菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	（１）　新規１件につき14,000円 （２）　継続１件につき12,600円
４　食品衛生法第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第４号のあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業許可申請手数料	（１）　新規１件につき14,000円 （２）　継続１件につき12,600円
５　食品衛生法第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第５号のアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	（１）　新規１件につき14,000円 （２）　継続１件につき12,600円
６　食品衛生法第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第６号の乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	（１）　新規１件につき21,000円 （２）　継続１件につき18,900円
７　食品衛生法第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第７号の特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	（１）　新規１件につき21,000円 （２）　継続１件につき18,900円
８　食品衛生法第52条第１項	乳製品製造	（１）　新規１件につき

改正後			改正前		
の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第８号の特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	取処理業許可申請手数料	23,000円 （２） 継続１件につき 20,700円	の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第８号の乳製品製造業の許可の申請に対する審査	業許可申請手数料	21,000円 （２） 継続１件につき 18,900円
９ 食品衛生法第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第９号の食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 23,000円 （２） 継続１件につき 20,700円	９ 食品衛生法第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第９号の集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 9,600円 （２） 継続１件につき 8,600円
10 食品衛生法第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第10号の食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 23,000円 （２） 継続１件につき 20,700円	10 食品衛生法第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第10号の乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 9,600円 （２） 継続１件につき 8,600円
11 食品衛生法第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第11号の菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 16,000円 （２） 継続１件につき 14,400円	11 食品衛生法第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第11号の食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 21,000円 （２） 継続１件につき 18,900円
12 食品衛生法第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第12号のアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 16,000円 （２） 継続１件につき 14,400円	12 食品衛生法第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第12号の食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 9,600円 （２） 継続１件につき 8,600円
13 食品衛生法第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第13号の乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 23,000円 （２） 継続１件につき 20,700円	13 食品衛生法第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第13号の食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 21,000円 （２） 継続１件につき 18,900円
14 食品衛生法第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第14号の清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 23,000円 （２） 継続１件につき 20,700円	14 食品衛生法第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第14号の魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 9,600円 （２） 継続１件につき 8,600円
15 食品衛生法第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第15号の食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 23,000円 （２） 継続１件につき 20,700円	15 食品衛生法第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第15号の魚介類せり売営業の許可の申請に対する審査	魚介類せり売営業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 21,000円 （２） 継続１件につき 18,900円
16 食品衛生法第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第16号の水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 23,000円 （２） 継続１件につき 20,700円	16 食品衛生法第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第16号の魚肉ねり製品製造業の許可の申請に対する審査	魚肉ねり製品製造業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 16,000円 （２） 継続１件につき 14,400円
17 食品衛生法第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第17号の氷雪製造業の許可の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 23,000円 （２） 継続１件につき 20,700円	17 食品衛生法第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第17号の食品の冷凍又は冷蔵業の許可申請手数料	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 21,000円 （２） 継続１件につき 18,900円
18 食品衛生法第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第18号の液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 23,000円 （２） 継続１件につき 20,700円	18 食品衛生法第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第18号の食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 21,000円 （２） 継続１件につき 18,900円
19 食品衛生法第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第19号の食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 23,000円 （２） 継続１件につき 20,700円	19 食品衛生法第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第19号の清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 21,000円 （２） 継続１件につき 18,900円
20 食品衛生法第55条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 18,000円 （２） 継続１件につき 16,200円	20 食品衛生法第52条第１項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第20号の乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	（１） 新規１件につき 14,000円 （２） 継続１件につき 12,600円
21 食品衛生法第55条第１項	酒類製造業	（１） 新規１件につき	21 食品衛生法第52条第１項	氷雪製造業	（１） 新規１件につき

改正後			改正前		
の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査	許可申請手数料	18,000円 （2） 継続1件につき 16,200円	の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の氷雪製造業の許可の申請に対する審査	許可申請手数料	21,000円 （2） 継続1件につき 18,900円
22 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 16,000円 （2） 継続1件につき 14,400円	22 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第22号の氷雪販売業の許可の申請に対する審査	氷雪販売業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 14,000円 （2） 継続1件につき 12,600円
23 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第23号の納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 16,000円 （2） 継続1件につき 14,400円	23 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第23号の食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 21,000円 （2） 継続1件につき 18,900円
24 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第24号の麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 16,000円 （2） 継続1件につき 14,400円	24 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第24号のマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 21,000円 （2） 継続1件につき 18,900円
25 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第25号のそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 23,000円 （2） 継続1件につき 20,700円	25 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第25号のみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 16,000円 （2） 継続1件につき 14,400円
26 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第26号の複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 30,000円 （2） 継続1件につき 27,000円	26 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第26号の醤（しょう）油製造業の許可の申請に対する審査	醤油製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 16,000円 （2） 継続1件につき 14,400円
27 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第27号の冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 23,000円 （2） 継続1件につき 20,700円	27 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第27号のソース類製造業の許可の申請に対する審査	ソース類製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 16,000円 （2） 継続1件につき 14,400円
28 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第28号の複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 30,000円 （2） 継続1件につき 27,000円	28 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第28号の酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 16,000円 （2） 継続1件につき 14,400円
29 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第29号の漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 23,000円 （2） 継続1件につき 20,700円	29 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第29号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 14,000円 （2） 継続1件につき 12,600円
30 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第30号の密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 23,000円 （2） 継続1件につき 20,700円	30 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第30号の納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 14,000円 （2） 継続1件につき 12,600円
31 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第31号の食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 16,000円 （2） 継続1件につき 14,400円	31 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第31号のめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 14,000円 （2） 継続1件につき 12,600円
32 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第32号の添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 23,000円 （2） 継続1件につき 20,700円	32 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第32号のそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 21,000円 （2） 継続1件につき 18,900円
33 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業の許可を受けたことを証する書面の書換え交付	営業許可証書換え交付手数料	2,000円	33 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第33号の缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	（1） 新規1件につき 21,000円 （2） 継続1件につき 18,900円
34 食品衛生法第55条第1項	営業許可証	2,500円	34 食品衛生法第52条第1項	添加物製造	（1） 新規1件につき

改正後			改正前		
の規定に基づく営業の許可を受けたことを証する書面の再交付	再交付手数料		の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第34号の添加物製造業の許可の申請に対する審査	業許可申請手数料	21,000円 （２）　継続１件につき18,900円
			34の２　食品衛生法第55条第１項の規定に基づく営業の許可を受けたことを証する書面の書換え交付	営業許可証書換え交付手数料	2,000円
			34の３　食品衛生法第55条第１項の規定に基づく営業の許可を受けたことを証する書面の再交付	営業許可証再交付手数料	2,500円
35から83まで　略			35から83まで　略		

議案第 21 号

盛岡広域都市計画事業盛岡駅西口地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について

1　廃止の趣旨

盛岡駅西口地区土地区画整理事業の完了に伴い，条例を廃止しようとするものである。

2　条例の内容

当該施行規程を廃止するものである。

3　施行期日

公布の日

都市整備部　公園みどり課

議案第 22 号

盛岡市農村公園条例の一部を改正する条例について

1　改正の趣旨

上飯岡農村公園を設置しようとするものである。

2　改正の内容

第２条の表に上飯岡農村公園の項を加える。

3　施行期日

令和３年４月１日

盛岡市農村公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
○盛岡市農村公園条例
平成５年３月23日条例第10号
改正　略
令和３年　月　日条例第　号
盛岡市農村公園条例
第１条　略
（設置）
第２条　農村地域に憩いの場を確保し，地域住民の交流の促進を図るため，農村公園を次表のとおり設置する。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>越場農村公園</td><td>盛岡市本宮字上越場23番地13</td></tr>
<tr><td>飯岡農村公園</td><td>盛岡市下飯岡８地割101番地</td></tr>
<tr><td>猪去農村公園</td><td>盛岡市猪去外久保82番地</td></tr>
<tr><td>釘の平農村公園</td><td>盛岡市川又字奴屋敷32番地２</td></tr>
<tr><td>川又農村公園</td><td>盛岡市川又字赤坂12番地169</td></tr>
<tr><td>上飯岡農村公園</td><td>盛岡市上飯岡16地割26番地１</td></tr>
</table>
第３条及び第４条　略
附　則　　略
附　則（令和３年条例第　号）
この条例は，令和３年４月１日から施行する。
</td><td>
○盛岡市農村公園条例
平成５年３月23日条例第10号
改正　略
盛岡市農村公園条例
第１条　略
（設置）
第２条　農村地域に憩いの場を確保し，地域住民の交流の促進を図るため，農村公園を次表のとおり設置する。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>越場農村公園</td><td>盛岡市本宮字上越場23番地13</td></tr>
<tr><td>飯岡農村公園</td><td>盛岡市下飯岡８地割101番地</td></tr>
<tr><td>猪去農村公園</td><td>盛岡市猪去外久保82番地</td></tr>
<tr><td>釘の平農村公園</td><td>盛岡市川又字奴屋敷32番地２</td></tr>
<tr><td>川又農村公園</td><td>盛岡市川又字赤坂12番地169</td></tr>
</table>
第３条及び第４条　略
附　則　　略
</td></tr>
</table>

保健福祉部　障がい福祉課
長寿社会課

議案第 23 号

盛岡市身体障害者福祉センター条例及び盛岡市地域福祉センター条例を廃止する条例について

1　廃止の趣旨

身体障害者福祉センター及び地域福祉センターを廃止しようとするものである。

2　条例の内容

盛岡市身体障害者福祉センター条例及び盛岡市地域福祉センター条例を廃止する。

3　施行期日

令和３年４月１日

4　事業廃止後の対応について

廃止後の施設の運営は，盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画に基づき，身体障害者福祉センターの機能を地域福祉センターへ移転したうえで社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団が引き継ぐものである。

保健福祉部　障がい福祉課

議案第 24 号

盛岡市児童発達支援センター条例を廃止する条例について

1　廃止の趣旨

児童発達支援センターを廃止しようとするものである。

2　条例の内容

盛岡市児童発達支援センター条例を廃止する。

3　施行期日

令和３年４月１日

4　事業廃止後の対応について

廃止後の施設の運営は，盛岡市公共施設最適化・長寿命化計画に基づき，社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団が引き継ぐものである。

子ども未来部　子育てあんしん課

議案第 25 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について

1　改正の趣旨

東見前保育園を廃止しようとするものである。

2　改正の内容

第３条の表から東見前保育園の項を削る。

3　施行期日

令和４年４月１日

4　その他

盛岡市立保育所民営化計画及び第４次民営化実施計画に基づき，盛岡市立東見前保育園を令和４年４月１日から民営化する。

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
○盛岡市保育所条例
昭和62年３月23日条例第９号
改正　略
令和３年　月　日条例第　号
盛岡市保育所条例
盛岡市保育所条例（昭和31年条例第32号）の全部を改正する。
第１条及び第２条　略
（設置）
第３条　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第３項の規定により，保育所を次表のとおり設置する。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>くりやがわ保育園</td><td>盛岡市新田町９番33号</td></tr>
<tr><td>太田保育園</td><td>盛岡市上太田松ノ木84番地３</td></tr>
<tr><td>きたくり保育園</td><td>盛岡市厨川一丁目７番１号</td></tr>
<tr><td>あべたて保育園</td><td>盛岡市安倍館町14番40号</td></tr>
<tr><td>とりょう保育園</td><td>盛岡市肴町２番８号</td></tr>
<tr><td>さくらがおか保育園</td><td>盛岡市山岸三丁目20番１号</td></tr>
<tr><td>手代森保育園</td><td>盛岡市手代森22地割49番地１</td></tr>
<tr><td>見前保育園</td><td>盛岡市三本柳10地割４番地２</td></tr>
<tr><td>乙部保育園</td><td>盛岡市乙部29地割67番地２</td></tr>
</table>
第４条から第７条まで　略
附　則　略
附　則（令和３年条例第　号）
この条例は，令和４年４月１日から施行する。
</td><td>
○盛岡市保育所条例
昭和62年３月23日条例第９号
改正　略
盛岡市保育所条例
盛岡市保育所条例（昭和31年条例第32号）の全部を改正する。
第１条及び第２条　略
（設置）
第３条　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第３項の規定により，保育所を次表のとおり設置する。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>くりやがわ保育園</td><td>盛岡市新田町９番33号</td></tr>
<tr><td>太田保育園</td><td>盛岡市上太田松ノ木84番地３</td></tr>
<tr><td>きたくり保育園</td><td>盛岡市厨川一丁目７番１号</td></tr>
<tr><td>あべたて保育園</td><td>盛岡市安倍館町14番40号</td></tr>
<tr><td>とりょう保育園</td><td>盛岡市肴町２番８号</td></tr>
<tr><td>さくらがおか保育園</td><td>盛岡市山岸三丁目20番１号</td></tr>
<tr><td>手代森保育園</td><td>盛岡市手代森22地割49番地１</td></tr>
<tr><td>見前保育園</td><td>盛岡市三本柳10地割４番地２</td></tr>
<tr><td>乙部保育園</td><td>盛岡市乙部29地割67番地２</td></tr>
<tr><td>東見前保育園</td><td>盛岡市東見前５地割102番地</td></tr>
</table>
第４条から第７条まで　略
附　則　略
</td></tr>
</table>

子ども未来部　子ども青少年課

議案第 26 号

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について

1　改正の趣旨

大新児童館の移転に伴い当該施設の名称及び位置を改めるとともに，見前北児童センターを設置しようとするものである。

2　改正の内容

第２条第１項の表盛岡市立大新児童館の項を次のように改める。

盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町６番10号

第２条第１項の表に次のように加える。

盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地１

3　施行期日

令和４年４月１日

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○盛岡市児童館条例

昭和53年３月25日条例第19号

改正　略

令和３年　月　日条例第　号

盛岡市児童館条例

盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。

第１条　略

（設置）

第２条　児童に健全な遊びを与えて，その健康を増進し，及び情操を豊かにし，地域福祉の増進を図るため，児童館を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目６番11号
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目６番27号
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番１号
盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町６番10号
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番１号
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番１号
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目７番１号
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番１号
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目３番18号
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目５番18号
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目８番18号
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町１番57号
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字字登坂長根41番地３
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番１号
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢６地割54番地１
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目２番65号
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地３
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番５号
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川６地割12番地１
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目１番４号
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地１
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部８地割３番地４
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地１
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地１
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85
盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地２
盛岡市立渋民児童館	盛岡市渋民字鶴塚103番地
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地２
盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地１

２　児童館に次表のとおり分室を設置する。

名称	位置
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地１

第３条から第17条まで　略

附　則　略

附　則（令和３年条例第　号）

この条例は，令和４年４月１日から施行する。

改正前

○盛岡市児童館条例

昭和53年３月25日条例第19号

改正　略

盛岡市児童館条例

盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。

第１条　略

（設置）

第２条　児童に健全な遊びを与えて，その健康を増進し，及び情操を豊かにし，地域福祉の増進を図るため，児童館を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目６番11号
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目６番27号
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番１号
盛岡市立大新児童館	盛岡市南青山町13番３号
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番１号
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番１号
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目７番１号
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番１号
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目３番18号
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目５番18号
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目８番18号
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町１番57号
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字字登坂長根41番地３
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番１号
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢６地割54番地１
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目２番65号
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地３
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番５号
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川６地割12番地１
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目１番４号
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地１
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部８地割３番地４
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地１
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地１
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85
盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地２
盛岡市立渋民児童館	盛岡市渋民字鶴塚103番地
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地２

２　児童館に次表のとおり分室を設置する。

名称	位置
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地１

第３条から第17条まで　略

附　則　略

保健福祉部　介護保険課

議案第 27 号

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

1　改正の趣旨

令和３年度から令和５年度までの介護保険料の保険料率及び保険料率の算定に関する基準の特例を定めようとするものである。

2　改正の内容

(1) 第８期盛岡市介護保険事業計画における第１号被保険者の介護保険料の各所得段階区分及び保険料率の年額を別表のように定める。

(2) 介護保険法施行令の改正に伴い，第１号被保険者の保険料額の算定に係る合計所得金額の特別控除に，「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得」を加える。

(2) 税制改正により給与所得及び公的年金等控除が10万円引き下げとなる一方，基礎控除額を10万円引き上げる振替措置が行われることから，給与所得控除又は公的年金等控除が適用される被保険者に，介護保険料の負担水準に関して不利益が生じないよう，第１被保険者の保険料率の算定における合計所得金額から10万円を控除する特例措置を定める。

3　施行期日

令和３年４月１日

別　表

段階区分	対象者	保険料基準額月額	料率	月額	年額
第１段階	・生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている人 ・老齢福祉年金受給者で，世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で，課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人	6,174円	0.30 ※注 (0.50)	1,852円 (3,087円)	22,200円 (37,000円)
第２段階	・世帯全員が住民税非課税で，本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超え 120万円以下の人		0.45 ※注 (0.70)	2,778円 (4,322円)	33,300円 (51,900円)
第３段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で，第１段階，第２段階以外の人		0.70 ※注 (0.75)	4,322円 (4,631円)	51,900円 (55,600円)
第４段階	・本人は住民税非課税だが，同じ世帯に住民税課税者がおり，本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人		0.85	5,248円	63,000円
第５段階	・本人は住民税非課税だが，同じ世帯に住民税課税者がおり，本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超える人		1.00	6,174円	74,100円
第６段階	・本人に住民税が課税され，前年中の合計所得が 120万円未満の人		1.20	7,409円	88,900円
第７段階	・本人に住民税が課税され，前年中の合計所得が 120万円以上 210万円未満の人		1.30	8,026円	96,300円
第８段階	・本人に住民税が課税され，前年中の合計所得が 210万円以上 320万円未満の人		1.50	9,261円	111,100円
第９段階	・本人に住民税が課税され，前年中の合計所得が 320万円以上 400万円未満の人		1.70	10,496円	125,900円
第10段階	・本人に住民税が課税され，前年中の合計所得が 400万円以上 700万円未満の人		1.95	12,039円	144,500円
第11段階	・本人に住民税が課税され，前年中の合計所得が 700万円以上の人		2.10	12,965円	155,600円

※注：括弧書きは，本来徴収すべき介護保険料の料率で，公費による保険料軽減前である。

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市介護保険条例 平成12年３月30日条例第26号 改正　略 令和３年　月　日条例第　号	○盛岡市介護保険条例 平成12年３月30日条例第26号 改正　略
盛岡市介護保険条例	盛岡市介護保険条例
目次並びに第１条及び第２条　略	目次並びに第１条及び第２条　略
（保険料率）	（保険料率）
第３条　令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は，次の各号に掲げる介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第９条第１号に規定する第１号被保険者（以下「第１号被保険者」という。）の区分に応じ，当該各号に定める額とする。	第３条　平成30年度から令和２年度までの各年度における保険料率は，次の各号に掲げる介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第９条第１号に規定する第１号被保険者（以下「第１号被保険者」という。）の区分に応じ，当該各号に定める額とする。
（１）　令第39条第１項第１号に掲げる者　３万7,000円	（１）　令第39条第１項第１号に掲げる者　３万7,000円
（２）　令第39条第１項第２号に掲げる者　５万1,900円	（２）　令第39条第１項第２号に掲げる者　５万1,900円
（３）　令第39条第１項第３号に掲げる者　５万5,600円	（３）　令第39条第１項第３号に掲げる者　５万5,600円
（４）　令第39条第１項第４号に掲げる者　６万3,000円	（４）　令第39条第１項第４号に掲げる者　６万3,000円
（５）　令第39条第１項第５号に掲げる者　７万4,100円	（５）　令第39条第１項第５号に掲げる者　７万4,100円
（６）　次のいずれかに該当する者　８万8,900円	（６）　次のいずれかに該当する者　８万8,900円
ア　各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいい，租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項，第34条第１項，第34条の２第１項，第34条の３第１項，第35条第１項，第35条の２第１項，第35条の３第１項又は第36条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし，当該合計所得金額が譽を下回る場合には，譽とする。以下この項において同じ。）が120万円未満であり，かつ，前各号のいずれにも該当しない者	ア　各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいい，租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項，第34条第１項，第34条の２第１項，第34条の３第１項，第35条第１項，第35条の２第１項　又は第36条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額　とする。以下この項において同じ。）が120万円未満であり，かつ，前各号のいずれにも該当しない者
イ　要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（同号イ（１）に係る部分を除く。以下この項において同じ。），次号イ，第８号イ，第９号イ又は第10号イに該当する者を除く。）	イ　要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（同号イ（１）に係る部分を除く。以下この項において同じ。），次号イ，第８号イ，第９号イ又は第10号イに該当する者を除く。）
（７）　次のいずれかに該当する者　９万6,300円	（７）　次のいずれかに該当する者　９万6,300円
ア　各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が210万円未満であり，かつ，前各号のいずれにも該当しない者	ア　各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が200万円未満であり，かつ，前各号のいずれにも該当しない者
イ　要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ，次号イ，第９号イ又は第10号イに該当する者を除く。）	イ　要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ，次号イ，第９号イ又は第10号イに該当する者を除く。）
（８）　次のいずれかに該当する者　11万1,100円	（８）　次のいずれかに該当する者　11万1,100円
ア　各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が320万円未満であり，かつ，前各号のいずれにも該当しない者	ア　各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が300万円未満であり，かつ，前各号のいずれにも該当しない者
イ　要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ，次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）	イ　要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ，次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）
（９）　次のいずれかに該当する者　12万5,900円	（９）　次のいずれかに該当する者　12万5,900円
ア　各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が400万円未満であり，かつ，前各号のいずれにも該当しない者	ア　各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が400万円未満であり，かつ，前各号のいずれにも該当しない者
イ　要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ又は次号イに該当する者を除く。）	イ　要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ又は次号イに該当する者を除く。）
（10）　次のいずれかに該当する者　14万4,500円	（10）　次のいずれかに該当する者　14万4,500円
ア　各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が700万円未満であり，かつ，前各号のいずれにも該当しない者	ア　各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が700万円未満であり，かつ，前各号のいずれにも該当しない者
イ　要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イに該当する者を除く。）	イ　要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イに該当する者を除く。）
（11）　前各号のいずれにも該当しない者　15万5,600円	（11）　前各号のいずれにも該当しない者　15万5,600円
２　前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は，同号の規定にかかわらず，２万2,200円とする。	２　前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和２年度　における保険料率は，同号の規定にかかわらず，２万2,200円とする。
３　第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係	３　第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係

改正後	改正前
る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は，同号の規定にかかわらず，３万3,300円とする。	る令和２年度における保険料率は，同号の規定にかかわらず，３万3,300円とする。
4　第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は，同号の規定にかかわらず，５万1,900円とする。	4　第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和２年度における保険料率は，同号の規定にかかわらず，５万1,900円とする。
第４条から第32条まで　略	第４条から第32条まで　略
附　則	附　則
第１条から第13条まで　略	第１条から第13条まで　略
（令和３年度から令和５年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）	
第14条　第１号被保険者のうち，令和２年の合計所得金額（地方税法第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得又は同法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和３年度における保険料率の算定についての第３条第１項（第６号ア，第７号ア，第８号ア，第９号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については，同項第６号ア中「租税特別措置法」とあるのは，「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得及び同法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については，同法第28条第２項の規定によって計算した金額及び同法第35条第２項第１号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には，零とする。）によるものとし，租税特別措置法」とする。	
2　前項の規定は，令和４年度における保険料率の算定について準用する。この場合において，同項中「令和２年」とあるのは「令和３年」と読み替えるものとする。	
3　第１項の規定は，令和５年度における保険料率の算定について準用する。この場合において，同項中「令和２年」とあるのは「令和４年」と読み替えるものとする。	
附　則　略	附　則　略
附　則（令和３年条例第　号）	
1　この条例は，令和３年４月１日から施行する。	
2　改正後の盛岡市介護保険条例第３条の規定は，令和３年度以後の年度分の介護保険料について適用し，令和２年度分までの介護保険料については，なお従前の例による。	

保健福祉部　生活衛生課

議案第 28 号

盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について

1　改正の趣旨

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の改正に伴い，営業の廃止等の届出及び許可営業者に係る死亡等の届出を廃止しようとするものである。

2　改正の内容

(1) 食品衛生法施行規則に，廃業により営業を継続することができない事情が生じた場合の届出が規定されたことから，営業の廃止等の届出及び許可営業者の死亡等の届出の規定を削る。

(2) その他，所要の改正を行う。

3　施行期日

令和３年６月１日（改正法及び改正省令の施行日）

盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市食品衛生法施行条例 平成19年12月25日条例第81号 改正　略 令和３年　月　日条例第　号 盛岡市食品衛生法施行条例 第１条及び第２条　略 （営業許可証の交付等） 第３条　市長は，法第55条第１項の許可をしたときは，規則で定めるところにより，営業許可証を交付しなければならない。 ２　前項の営業許可証の交付を受けた者は，法第54条の施設内の見やすい場所に，当該営業許可証を掲示しておかなければならない。 （委任） 第４条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。 附　則　略 附　則（令和３年条例第　号） この条例は，令和３年６月１日から施行する。	○盛岡市食品衛生法施行条例 平成19年12月25日条例第81号 改正　略 盛岡市食品衛生法施行条例 第１条及び第２条　略 （営業許可証の交付等） 第３条　市長は，法第52条第１項の許可をしたときは，規則で定めるところにより，営業許可証を交付しなければならない。 ２　前項の営業許可証の交付を受けた者は，法第51条の施設内の見やすい場所に，当該営業許可証を掲示しておかなければならない。 （営業の廃止等の届出） 第４条　法第52条第１項の許可を受けた者（以下「許可営業者」という。）は，営業を廃止し，30日以上休止し，又は休止した営業を再開したときは，当該営業の廃止，休止又は再開の日から10日以内に，その旨を市長に届け出なければならない。 （死亡等の届出） 第５条　許可営業者が死亡し，又は失踪(そう)の宣告を受けたとき（法人にあっては，解散したとき）は，戸籍法（昭和22年法律第224号）の届出義務者（法人にあっては，清算人）は，当該許可営業者が死亡し，又は失踪の宣告を受けた日（法人にあっては，解散の日）から30日以内に，その旨を市長に届け出なければならない。ただし，法第53条第１項の規定により，相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が許可営業者の地位を承継する場合は，この限りでない。 （委任） 第６条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。 附　則　略

市民部　健康保険課

議案第 41 号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

1　改正の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和３年法律第５号）が，令和３年２月３日に公布され，同月13日に施行されることに伴い，盛岡市国民健康保険条例（昭和34年条例第８号）の一部を改正する必要が生じたことから，地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第１項の規定に基づく専決処分により改正したもの。

2　改正の内容

盛岡市国民健康保険条例第５条第１項中で定める傷病手当金の支給に係る新型コロナウイルス感染症について，「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に，中華人民共和国から世界保健機関に対し，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

3　施行期日

令和３年２月13日

盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市国民健康保険条例 昭和34年３月30日条例第８号 改正　略 令和３年２月12日条例第１号 盛岡市国民健康保険条例 盛岡市国民健康保険条例（昭和28年条例第46号）の全部を改正する。 第１条から第４条まで　略 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第５条　給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与等をいい，賞与（健康保険法第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。次項及び次条において同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に，中華人民共和国から世界保健機関に対し，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があることにより新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は，その労務に服することができなくなつた日から起算して３日を経過した日（当該３日を経過した日が令和２年１月１日から規則で定める日までの期間に属する場合に限る。）から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について，傷病手当金を支給する。 ２　傷病手当金の額は，１日につき，傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した３月間の給与等の収入金額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に，５円未満の端数があるときはこれを切り捨て，５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する金額（その金額に，50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て，50銭以上１円未満の端数があるときはこれを１円に切り上げるものとする。）とする。ただし，その金額が健康保険法第40条第１項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の１に相当する額（その額に，５円未満の端数があるときはこれを切り捨て，５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する金額（その金額に，50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て，50銭以上１円未満の端数があるときはこれを１円に切り上げるものとする。）を超える場合にあつては，当該金額とする。 ３　傷病手当金の支給期間は，その支給を始めた日から起算して１年６月を超えないものとする。 第６条から第12条まで　略 附　則　略 附　則（令和３年条例第１号） この条例は，令和３年２月13日から施行する。	○盛岡市国民健康保険条例 昭和34年３月30日条例第８号 改正　略 盛岡市国民健康保険条例 盛岡市国民健康保険条例（昭和28年条例第46号）の全部を改正する。 第１条から第４条まで　略 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第５条　給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与等をいい，賞与（健康保険法第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。次項及び次条において同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があることにより新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は，その労務に服することができなくなつた日から起算して３日を経過した日（当該３日を経過した日が令和２年１月１日から規則で定める日までの期間に属する場合に限る。）から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について，傷病手当金を支給する。 ２　傷病手当金の額は，１日につき，傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した３月間の給与等の収入金額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に，５円未満の端数があるときはこれを切り捨て，５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する金額（その金額に，50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て，50銭以上１円未満の端数があるときはこれを１円に切り上げるものとする。）とする。ただし，その金額が健康保険法第40条第１項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の１に相当する額（その額に，５円未満の端数があるときはこれを切り捨て，５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する金額（その金額に，50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て，50銭以上１円未満の端数があるときはこれを１円に切り上げるものとする。）を超える場合にあつては，当該金額とする。 ３　傷病手当金の支給期間は，その支給を始めた日から起算して１年６月を超えないものとする。 第６条から第12条まで　略 附　則　略

条　例　議　案　の　概　要

－令和３年３月定例会－

（追加議案）

目　　次

議案第 57 号　盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について・・・・ 1
議案第 58 号　盛岡市まち・ひと・しごと創生基金条例について・・・・・・・・・・・・・・・ 3
議案第 59 号　盛岡市芸術文化振興基金条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
議案第 60 号　盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を
定める条例等の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
議案第 61 号　盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する
条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

総務部　職員課

議案第 57 号

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

1　改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）の廃止に伴い，防疫等作業手当の支給の特例を適用する新型コロナウイルス感染症の範囲を定めようとするものである。

2　改正の内容

防疫等作業手当の支給の特例を適用する新型コロナウイルス感染症について，次のとおり改める。

(1) 改正前

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に規定する新型コロナウイルス感染症

(2) 改正後

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に，中華人民共和国から世界保健機関に対し，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

3　施行期日等

公布の日から施行し，令和３年２月13日から適用する。

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例 昭和36年３月28日条例第８号 改正　略 令和３年　月　日条例第　号 盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例 第１条から第４条まで　略 （防疫等作業手当） 第５条　防疫等作業手当は，感染症等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第１項に規定する感染症（四類感染症及び五類感染症を除く。），狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第２条第１項若しくは第２項に規定する狂犬病，家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第２条第１項に規定する家畜伝染病その他の家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。）で規則で定めるもの及び検疫法（昭和26年法律第201号）第２条に規定する検疫感染症をいう。以下同じ。）が発生し，若しくは発生するおそれがある場合又は犬による危害のおそれがある場合において，次に掲げる作業又は業務に直接従事した職員に対して支給する。 （１）　感染症等の患者若しくは感染症等の疑いのある患者の救護，感染症等の病原体に汚染された物件若しくは汚染の危険がある物件の処理作業又は感染症等の病原体を有する家畜若しくは感染症等の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業 （２）　狂犬病予防法第６条第２項の規定に基づく犬の捕獲又は同条第９項の規定に基づく犬の処分の作業 （３）　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の14第１項の規定に基づく在宅結核患者の家庭を訪問して行う必要な指導 （４）　動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年岩手県条例第35号）第14条第２項の規定に基づく犬の捕獲，同条第７項の規定に基づく犬の処分又は同条例第15条第１項の規定に基づく犬の薬殺の作業 ２　前項の手当の額は，同項第１号の作業にあつては作業１日につき350円とし，同項第２号又は第４号の作業にあつては作業１日につき380円とし，同項第３号の業務にあつては業務１日につき300円とする。 第６条から第16条まで　略 附　則 １　この条例は，昭和36年４月１日から施行する。 ２　旧都南村の区域内に所在する保育所に勤務する職員（園長，主任保母及び保母を除く。）に対する社会福祉施設勤務手当の支給については，第５条第１項の規定にかかわらず，平成５年３月31日までに限り，旧都南村職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年都南村条例第８号）の例による。 ３　職員が，＿＿＿

市長公室　企画調整課

議案第 58 号

盛岡市まち・ひと・しごと創生基金条例について

1　制定の趣旨

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため，「まち・ひと・しごと創生基金」を設置しようとするものである。

2　条例の内容

(1) 基金として積み立てる額は，一般会計歳入歳出予算で定める。

(2) 基金の運用から生ずる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上して，当該基金に編入する。

3　施行期日

公布の日

4　その他

企業版ふるさと納税として税制優遇措置の対象となる寄附金の要件は，次のとおり。

(1) まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（第２期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載している計画事業）に対する寄附であること及び当該事業費に充てられることが確実であること。

(2) １回あたり10万円以上の寄附であること。

(3) 主たる事務所又は事業所が盛岡市外に存すること。

(4) 寄附がされた年度以降の支出が確実に見込まれる場合は，市が受領した寄附金を基金に積み立てること。

交流推進部　文化国際課

議案第 59 号

盛岡市芸術文化振興基金条例について

1　制定の趣旨

市民の芸術文化の振興を図るための事業に要する経費の財源に充てるため，芸術文化振興基金を設置しようとするものである。

2　条例の内容

(1) 基金として積み立てる額は，一般会計歳入歳出予算で定める。

(2) 基金の運用から生ずる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上して，当該基金に編入する。

3　施行期日

公布の日

保健福祉部　障がい福祉課
子ども未来部　子ども青少年課

議案第60号
盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について

1　改正の趣旨

事業所等における感染症の予防及びまん延の防止，身体的拘束等の適正化，虐待の防止等のために事業者等が講ずべき措置を定めるとともに，指定通所支援の事業等の人員に関する基準を改めるほか，必要な規定の整備をしようとするものである。

2　一部改正を行う条例

(1) 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）
(2) 盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）
(3) 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第52号）
(4) 盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第53号）
(5) 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第54号）
(6) 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）
(7) 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第56号）
(8) 盛岡市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和２年条例第16号）

3　改正の内容

令和３年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い，以下の内容について所要の改正を行う。

(1) 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例関係

ア　事業者は，適切なサービスの提供を確保する観点から，職場におけるハラスメントを防止するための措置を講じなければならないものとする。

イ　事業者は，感染症又は災害の発生時において必要なサービスを継続的に提供し，業務の早期の再開を図るための業務継続計画を策定し，当該業務継続計画の従業者への周知等必要な措置を講じなければならないものとする。

ウ　事業者は，感染症の予防等のための委員会の開催及び従業者に対する研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。

エ　事業者は，運営規程等の重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け，かつ，これを関係者に自由に閲覧させることにより，事業所への掲示に代えることができるものとする。

オ　事業者は，サービスの提供に当たっては，緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束を行ってはならないものとし，やむを得ず行う場合は，その態様等を記録しなければならないものとする。

カ　事業者は，身体的拘束等の適正化のため，委員会の設置，指針の整備，研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。

キ　事業者は，虐待の防止のため，委員会の設置，従業者に対する研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。

ク　療養介護計画等の作成に係る会議の開催について，テレビ電話装置等を用いる実施方法を認めるものとする。

ケ　事業者は，非常災害に備えるための訓練の実施に当たり，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないものとする。

コ　事業者は，当該事業者が提供するサービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者が，就労定着支援の利用を希望する場合には，就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないものとする。

サ　就労移行支援事業所における就労支援員の常勤要件を廃止する。

シ　就労継続支援Ａ型事業所において，厚生労働大臣が定める事項について自ら評価を行い，その結果を公表しなければならないものとする。

ス　就労定着支援の利用者に対する相談等の支援について，テレビ電話装置等を用いる方法を認めるものとする。

セ　共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について，令和３年３月31日までの期限を３年間延長する。

(2) 盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例関係

(1) アからエまで及びカからサまでと同様の改正を行う。

(3) 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例関係

(1) アからウまで及びカからシまでと同様の改正を行う。

(4) 盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例

(1) アからウまで，キ及びケと同様の改正を行う。

(5) 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例関係

(1) アからウまで，キ及びケと同様の改正を行う。

(6) 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

(1) アからウまで及びカからサまでと同様の改正を行う。

(7) 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例関係

母子生活支援施設の心理療法担当職員となることができる者に，大学院において心理学を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するものを加える。

(8) 盛岡市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例関係

ア (1) アからエまで及びカからケまでと同様の改正を行う。

イ 従業者の要件から障害福祉サービス経験者を削る。

ウ 医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には，看護職員を置かなければならないものとする。ただし，医療機関等との連携により看護職員を事業所に訪問させ，医療的ケアを行わせる等の場合には，看護職員を置かないことができるものとする。

エ 看護職員を配置した場合には，機能訓練担当職員と同様に児童指導員又は保育士の合計数に含められるものとする。ただし，そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

オ 居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員となることができる者に，大学院において心理学を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有する心理指導担当職員として配置された後，障がい児の支援業務に３年以上従事した者を加える。

(9) 経過措置

ア 身体的拘束等の適正化に係る対応（(1) カ及びこれと同様の項目に限る。）及び虐待の防止のための対応（(1) キ及びこれと同様の項目に限る。）については，１年間の経過措置を設けるものとする。

イ 業務継続計画の策定等及び感染症の予防等への対応（(1) イ及びウ並びにこれらと同様の項目に限る。）については，３年間の経過措置を設けるものとする。

(10) その他

その他規定の整備を行う。

4 施行期日

令和３年４月１日

【第１条】盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例	○盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
平成24年12月25日条例第50号	平成24年12月25日条例第50号
改正　略	改正　略
令和３年　月　日条例第　号	
盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例	盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
目次及び第１条から第３条まで　略	目次及び第１条から第３条まで　略
（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）	（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）
第４条　指定障害福祉サービス事業者（第３章，第４章及び第８章から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。）は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し，これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。	第４条　指定障害福祉サービス事業者（第３章，第４章及び第８章から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。）は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し，これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
２　指定障害福祉サービス事業者は，利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。	２　指定障害福祉サービス事業者は，利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
３　指定障害福祉サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	３　指定障害福祉サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
第５条から第31条まで　略	第５条から第31条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第32条　指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第36条第１項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第32条　指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第36条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
（１）　事業の目的及び運営の方針	（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容	（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容
（３）　営業日及び営業時間	（３）　営業日及び営業時間
（４）　指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額	（４）　指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
（５）　通常の事業の実施地域	（５）　通常の事業の実施地域
（６）　緊急時等における対応方法	（６）　緊急時等における対応方法
（７）　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類	（７）　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
（８）　虐待の防止のための措置に関する事項	（８）　虐待の防止のための措置に関する事項
（９）　その他運営に関する重要事項	（９）　その他運営に関する重要事項
第33条　略	第33条　略
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第34条　指定居宅介護事業者は，利用者に対し，適切な指定居宅介護を提供できるよう，指定居宅介護事業所ごとに，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第34条　指定居宅介護事業者は，利用者に対し，適切な指定居宅介護を提供できるよう，指定居宅介護事業所ごとに，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所ごとに，当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。	２　指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所ごとに，当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。
３　指定居宅介護事業者は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	３　指定居宅介護事業者は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
４　指定居宅介護事業者は，適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第34条の２　指定居宅介護事業者は，感染症又は非常災害の発生時において，利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
２　指定居宅介護事業者は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
３　指定居宅介護事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
（衛生管理等）	（衛生管理等）

改正後	改正前
第35条　指定居宅介護事業者は，従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行わなければならない。	第35条　指定居宅介護事業者は，従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行わなければならない。
2　指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所の設備，備品等について，衛生的な管理に努めなければならない。	2　指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所の設備，備品等について，衛生的な管理に努めなければならない。
3　指定居宅介護事業者は，当該指定居宅介護事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。	
（1）　当該指定居宅介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。	
（2）　当該指定居宅介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。	
（3）　当該指定居宅介護事業所において，従業者に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
（運営規程の概要等の掲示）	（運営規程の概要等の掲示）
第36条　指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第36条　指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2　指定居宅介護事業者は，前項に規定する重要事項を記載した書面を指定居宅介護事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	
（身体的拘束等の禁止）	
第36条の2　指定居宅介護事業者は，指定居宅介護の提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	
2　指定居宅介護事業者は，やむを得ず身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。	
3　指定居宅介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。	
（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
（3）　従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
第37条から第41条まで　略	第37条から第41条まで　略
（虐待の防止）	
第41条の2　指定居宅介護事業者は，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（1）　当該指定居宅介護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。	
（2）　当該指定居宅介護事業所において，従業者に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。	
（3）　前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
第42条及び第43条　略	第42条及び第43条　略
（準用）	（準用）
第44条　第10条から前条までの規定は，重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において，第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第1項において準用する第32条」と，第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と，第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第1項において準用する第22条第2項」と，第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と，第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と，第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第1項において準用する第27条」と，第32条中「第36条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する第36条第1項」と，第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等	第44条　第10条から前条までの規定は，重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において，第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第1項において準用する第32条」と，第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と，第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第1項において準用する第22条第2項」と，第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と，第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と，第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第1項において準用する第27条」と，第32条中「第36条　　」とあるのは「第44条第1項において準用する第36条　　」と，第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等

改正後	改正前
の介護，外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。	の介護，外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。
2　第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は，同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第44条第２項において準用する第32条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第44条第２項において準用する次条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第44条第２項において準用する第22条第２項」と，第26条第１号中「次条第１項」とあるのは「第44条第２項において準用する次条第１項」と，第27条第１項中「第６条第２項」とあるのは「第８条において準用する第６条第２項」と，第31条第３項中「第27条」とあるのは「第44条第２項において準用する第27条」と，第32条中「第36条第１項」とあるのは「第44条第２項において準用する第36条第１項」と読み替えるものとする。	2　第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は，同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第44条第２項において準用する第32条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第44条第２項において準用する次条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第44条第２項において準用する第22条第２項」と，第26条第１号中「次条第１項」とあるのは「第44条第２項において準用する次条第１項」と，第27条第１項中「第６条第２項」とあるのは「第８条において準用する第６条第２項」と，第31条第３項中「第27条」とあるのは「第44条第２項において準用する第27条」と，第32条中「第36条　　」とあるのは「第44条第２項において準用する第36条　　」と読み替えるものとする。
第44条の２から第48条まで　略	第44条の２から第48条まで　略
（運営に関する基準）	（運営に関する基準）
第49条　第５条第１項及び第４節（第22条第１項，第23条，第24条第１項，第28条，第33条，第36条の２及び第44条を除く。）の規定は，基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第49条第１項において読み替えて準用する第32条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第49条第１項において準用する次条第２項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第49条第１項において準用する第22条第２項」と，第26条第１号中「次条第１項」とあるのは「第49条第１項において読み替えて準用する次条第１項」と，第27条第１項中「第６条第２項」とあるのは「第45条第３項」と，第31条第３項中「第27条」とあるのは「第49条第１項において読み替えて準用する第27条」と，第32条中「第36条第１項」とあるのは「第49条第１項において準用する第36条第１項」と読み替えるものとする。	第49条　第５条第１項及び第４節（第22条第１項，第23条，第24条第１項，第28条，第33条　　及び第44条を除く。）の規定は，基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第49条第１項において読み替えて準用する第32条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第49条第１項において準用する次条第２項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第49条第１項において準用する第22条第２項」と，第26条第１号中「次条第１項」とあるのは「第49条第１項において読み替えて準用する次条第１項」と，第27条第１項中「第６条第２項」とあるのは「第45条第３項」と，第31条第３項中「第27条」とあるのは「第49条第１項において読み替えて準用する第27条」と，第32条中「第36条　　」とあるのは「第49条第１項において準用する第36条　　」と読み替えるものとする。
2　第５条第２項から第４項まで，第４節（第22条第１項，第23条，第24条第１項，第28条，第33条，第36条の２及び第44条を除く。）及び第45条から前条までの規定は，重度訪問介護，同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第49条第２項において読み替えて準用する第32条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第49条第２項において準用する次条第２項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第49条第２項において準用する第22条第２項」と，第26条第１号中「次条第１項」とあるのは「第49条第２項において読み替えて準用する次条第１項」と，第27条第１項中「第６条第２項」とあるのは「第45条第３項」と，第31条第３項中「第27条」とあるのは「第49条第２項において読み替えて準用する第27条」と，第32条中「第36条第１項」とあるのは「第49条第２項において準用する第36条第１項」と，第48条第１項第２号中「第45条第３項」とあるのは「第49条第２項において準用する第45条第３項」と，同条　第２項中「次条第１項」とあるのは「第49条第２項」と読み替えるものとする。	2　第５条第２項から第４項まで，第４節（第22条第１項，第23条，第24条第１項，第28条，第33条　　及び第44条を除く。）及び第45条から前条までの規定は，重度訪問介護，同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第49条第２項において読み替えて準用する第32条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第49条第２項において準用する次条第２項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第49条第２項において準用する第22条第２項」と，第26条第１号中「次条第１項」とあるのは「第49条第２項において読み替えて準用する次条第１項」と，第27条第１項中「第６条第２項」とあるのは「第45条第３項」と，第31条第１項中「第27条」とあるのは「第49条第２項において読み替えて準用する第27条」と，第32条中「第36条　　」とあるのは「第49条第２項において準用する第36条　　」と，第48条第１項第２号中「第45条第３項」とあるのは「第49条第２項において準用する第45条第３項」と，第48条第２項中「次条第１項」とあるのは「第49条第２項」と読み替えるものとする。
第50条から第59条まで　略	第50条から第59条まで　略
（療養介護計画の作成等）	（療養介護計画の作成等）
第60条　指定療養介護事業所の管理者は，サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。	第60条　指定療養介護事業所の管理者は，サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。
2　サービス管理責任者は，療養介護計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者の有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い，当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。	2　サービス管理責任者は，療養介護計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者の有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い，当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
3　アセスメントを行うに当たっては，利用者に面接して行わなければならない。この場合において，サービス管理責任者は，面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し，理解を得なければならない。	3　アセスメントを行うに当たっては，利用者に面接して行わなければならない。この場合において，サービス管理責任者は，面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し，理解を得なければならない。
4　サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，指定療養介護の目標及びその達成時期，指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合においては，当該療養介護計画の原案に当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携に関する事項を含めるよう努めな	4　サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，指定療養介護の目標及びその達成時期，指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合においては，当該療養介護計画の原案に当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携に関する事項を含めるよう努めな

改正後	改正前
ければならない。	ければならない。
5　サービス管理責任者は，療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をいう。）を開催し，前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	5　サービス管理責任者は，療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し，前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
6　サービス管理責任者は，第４項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により当該利用者の同意を得なければならない。	6　サービス管理責任者は，第４項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により当該利用者の同意を得なければならない。
7　サービス管理責任者は，療養介護計画を作成したときは，当該療養介護計画を記載した文書を利用者に交付しなければならない。	7　サービス管理責任者は，療養介護計画を作成したときは，当該療養介護計画を記載した文書を利用者に交付しなければならない。
8　サービス管理責任者は，療養介護計画の作成後，療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに，少なくとも６月に１回以上，当該療養介護計画の見直しを行い，必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。	8　サービス管理責任者は，療養介護計画の作成後，療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに，少なくとも６月に１回以上，当該療養介護計画の見直しを行い，必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
9　サービス管理責任者は，モニタリングを行うに当たっては，利用者及びその家族等との連絡を継続的にとることとし，特段の事情のない限り，次に掲げるところにより行わなければならない。	9　サービス管理責任者は，モニタリングを行うに当たっては，利用者及びその家族等との連絡を継続的にとることとし，特段の事情のない限り，次に掲げるところにより行わなければならない。
（１）　定期的に利用者に面接すること。	（１）　定期的に利用者に面接すること。
（２）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。	（２）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。
10　第２項から第７項までの規定は，第８項に規定する療養介護計画の変更について準用する。	10　第２項から第７項までの規定は，第８項に規定する療養介護計画の変更について準用する。
第61条から第68条まで　略	第61条から第68条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第69条　指定療養介護事業者は，指定療養介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第74条第１項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第69条　指定療養介護事業者は，指定療養介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第74条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
（１）　事業の目的及び運営の方針	（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容	（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容
（３）　利用定員	（３）　利用定員
（４）　指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額	（４）　指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
（５）　サービスの利用に当たっての留意事項	（５）　サービスの利用に当たっての留意事項
（６）　緊急時等における対応方法	（６）　緊急時等における対応方法
（７）　非常災害対策	（７）　非常災害対策
（８）　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類	（８）　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
（９）　虐待の防止のための措置に関する事項	（９）　虐待の防止のための措置に関する事項
（10）　その他運営に関する重要事項	（10）　その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第70条　指定療養介護事業者は，利用者に対し，適切な指定療養介護を提供できるよう，指定療養介護事業所ごとに，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第70条　指定療養介護事業者は，利用者に対し，適切な指定療養介護を提供できるよう，指定療養介護事業所ごとに，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　指定療養介護事業者は，指定療養介護事業所ごとに，当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし，利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	2　指定療養介護事業者は，指定療養介護事業所ごとに，当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし，利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。
3　指定療養介護事業者は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	3　指定療養介護事業者は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
4　指定療養介護事業者は，適切な指定療養介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第71条　略	第71条　略
（非常災害対策）	（非常災害対策）
第72条　指定療養介護事業者は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知しなければならない。	第72条　指定療養介護事業者は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知しなければならない。
2　指定療養介護事業者は，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	2　指定療養介護事業者は，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
3　指定療養介護事業者は，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
（衛生管理等）	（衛生管理等）

改正後	改正前
第73条　指定療養介護事業者は，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。	第73条　指定療養介護事業者は，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
2　指定療養介護事業者は，当該指定療養介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項及び第92条第２項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。	2　指定療養介護事業者は，指定療養介護事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止し，並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（１）　当該指定療養介護事業所における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。	
（２）　当該指定療養介護事業所における感染症の予防等のための指針を整備すること。	
（３）　当該指定療養介護事業所において，従業者に対し，感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	
（運営規程の概要等の掲示）	（運営規程の概要等の掲示）
第74条　指定療養介護事業者は，指定療養介護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第74条　指定療養介護事業者は，指定療養介護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2　指定療養介護事業者は，前項に規定する重要事項を記載した書面を指定療養介護事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	
	（身体的拘束等の禁止）
第75条　削除	第75条　指定療養介護事業者は，指定療養介護の提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
	2　指定療養介護事業者は，やむを得ず身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
第76条　略	第76条　略
（記録等の整備）	（記録等の整備）
第77条　指定療養介護事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。	第77条　指定療養介護事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
2　指定療養介護事業者は，利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し，当該指定療養介護を提供した日から５年間保存しなければならない。	2　指定療養介護事業者は，利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し，当該指定療養介護を提供した日から５年間保存しなければならない。
（１）　第60条第１項に規定する療養介護計画	（１）　第60条第１項に規定する療養介護計画
（２）　第55条第１項の規定によるサービスの提供の記録	（２）　第55条第１項の規定によるサービスの提供の記録
（３）　第67条の規定による市町村への通知に係る記録	（３）　第67条の規定による市町村への通知に係る記録
（４）　次条において準用する第36条の２第２項の規定による身体的拘束等の記録	（４）　第75条第２項の規定による身体的拘束等の記録
（５）　次条において準用する第40条第２項の規定による苦情の内容等の記録	（５）　次条において準用する第40条第２項の規定による苦情の内容等の記録
（６）　次条において準用する第41条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（６）　次条において準用する第41条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（準用）	（準用）
第78条　第10条，第12条，第13条，第15条から第18条まで，第21条，第34条の２，第36条の２から第38条（第２項を除く。）まで及び第39条から第41条の２までの規定は，指定療養介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第69条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第56条第１項」と読み替えるものとする。	第78条　第10条，第12条，第13条，第15条から第18条まで，第21条，第37条，第38条第１項及び第39条から第41条までの規定は，指定療養介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第69条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第56条第１項」と読み替えるものとする。
第79条から第87条まで　略	第79条から第87条まで　略
（職場への定着のための支援等の実施）	（職場への定着のための支援の実施）
第87条の２　指定生活介護事業者は，障害者の職場への定着を促進するため，当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，当該障害者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。	第87条の２　指定生活介護事業者は，障害者の職場への定着を促進するため，当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，当該障害者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。
2　指定生活介護事業者は，当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が，第194条の２に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には，前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，第194条の３第１	

改正後	改正前
項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。	
第88条から第90条まで　略	第88条から第90条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第91条　指定生活介護事業者は，指定生活介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第94条第１項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第91条　指定生活介護事業者は，指定生活介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第94条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
（１）　事業の目的及び運営の方針	（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容	（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容
（３）　営業日及び営業時間	（３）　営業日及び営業時間
（４）　利用定員	（４）　利用定員
（５）　指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額	（５）　指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
（６）　通常の事業の実施地域	（６）　通常の事業の実施地域
（７）　サービスの利用に当たっての留意事項	（７）　サービスの利用に当たっての留意事項
（８）　緊急時等における対応方法	（８）　緊急時等における対応方法
（９）　非常災害対策	（９）　非常災害対策
（10）　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類	（10）　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
（11）　虐待の防止のための措置に関する事項	（11）　虐待の防止のための措置に関する事項
（12）　その他運営に関する重要事項	（12）　その他運営に関する重要事項
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第92条　指定生活介護事業者は，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。	第92条　指定生活介護事業者は，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
２　指定生活介護事業者は，当該指定生活介護事業所における感染症の予防等のため，次に掲げる措置を講じなければならない。	２　指定生活介護事業者は，指定生活介護事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止し，並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（１）　当該指定生活介護事業所における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。	
（２）　当該指定生活介護事業所における感染症の予防等のための指針を整備すること。	
（３）　当該指定生活介護事業所において，従業者に対し，感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	
第93条　略	第93条　略
（運営規程の概要等の掲示）	（運営規程の概要等の掲示）
第94条　指定生活介護事業者は，指定生活介護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第94条　指定生活介護事業者は，指定生活介護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２　指定生活介護事業者は，前項に規定する重要事項を記載した書面を指定生活介護事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	
（準用）	（準用）
第95条　第10条から第18条まで，第20条，第21条，第23条，第24条，第29条，第34条の２，第36条の２から第42条まで，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第76条及び第77条の規定は，指定生活介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第91条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第84条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第84条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第95条において準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と，第61条中「前条」とあるのは「第95条において準用する前条」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第95条において準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第95条において準用する第20条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第90条」と，同項第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。	第95条　第10条から第18条まで，第20条，第21条，第23条，第24条，第29条，第37条から第42条まで，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで及び第75条から第77条までの規定は，指定生活介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第91条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第84条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第84条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第95条において準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と，第61条中「前条」とあるのは「第95条において準用する前条」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第95条において準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第95条において準用する第20条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第90条」と，同項第４号中「第75条第２項」とあるのは「第95条において準用する第75条第２項」と，同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。

改正後	改正前
第95条の２から第95条の４まで　略	第95条の２から第95条の４まで　略
（準用）	（準用）
第95条の５　第10条から第18条まで，第20条，第21条，第23条，第24条，第29条，第34条の２，第36条の２から第42条まで，第52条，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第76条，第77条　，第79条及び第81条並びに前節（第95条を除く。）の規定は，共生型生活介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第95条の５において読み替えて準用する第91条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第95条の５において準用する第84条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第95条の５において準用する第84条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第95条の５において読み替えて準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と，第61条中「前条」とあるのは「第95条の５において読み替えて準用する前条」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第95条の５において読み替えて準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第95条の５において準用する第20条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第95条の５において準用する第90条」と，同項第４号から第６号までの規定　中「次条」とあるのは「第95条の５」と，第91条中「第94条第１項」とあるのは「第95条の５において読み替えて準用する第94条第１項」と，第94条第１項中「前条」とあるのは「第95条の５において準用する前条」と読み替えるものとする。	第95条の５　第10条から第18条まで，第20条，第21条，第23条，第24条，第29条，第37条　から第42条まで，第52条，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第75条から第77条まで，第79条及び第81条並びに前節（第95条を除く。）の規定は，共生型生活介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第95条の５において読み替えて準用する第91条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第95条の５において準用する第84条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第95条の５において準用する第84条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第95条の５において読み替えて準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と，第61条中「前条」とあるのは「第95条の５において読み替えて準用する前条」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第95条の５において読み替えて準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第95条の５において準用する第20条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第95条の５において準用する第90条」と，同項第４号中「第75条第２項」とあるのは「第95条の５において準用する第75条第２項」と，同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第95条の５」と，第91条中「第94条　」とあるのは「第95条の５において読み替えて準用する第94条　」と，第94条　中「前条」とあるのは「第95条の５において準用する前条」と読み替えるものとする。
第96条から第109条まで　略	第96条から第109条まで　略
（準用）	（準用）
第110条　第10条，第12条から第18条まで，第20条，第21条，第23条，第24条，第29条，第30条，第34条の２，第36条の２から第43条まで，第62条，第68条，第70条，第72条　，第76条，第89条及び第92条から第94条までの規定は，指定短期入所の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第108条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第105条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第105条第２項」と，第94条第１項中「前条」とあるのは「第110条において準用する前条」と読み替えるものとする。	第110条　第10条，第12条から第18条まで，第20条，第21条，第23条，第24条，第29条，第30条，第37条　から第43条まで，第62条，第68条，第70条，第72条，第75条，第76条，第89条及び第92条から第94条までの規定は，指定短期入所の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第108条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第105条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第105条第２項」と，第94条　中「前条」とあるのは「第110条において準用する前条」と読み替えるものとする。
第110条の２及び第110条の３　略	第110条の２及び第110条の３　略
（準用）	（準用）
第110条の４　第10条，第12条から第18条まで，第20条，第21条，第23条，第24条，第29条，第30条，第34条の２，第36条の２から第43条まで，第52条，第62条，第68条，第70条から第72条まで　，第76条，第89条，第92条から第94条まで及び第99条並びに前節（第109条及び第110条を除く。）の規定は，共生型短期入所の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第110条の４において準用する第108条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第110条の４において準用する第105条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第110条の４において準用する第105条第２項」と，第94条第１項中「前条」とあるのは「第110条の４において準用する前条」と読み替えるものとする。	第110条の４　第10条，第12条から第18条まで，第20条，第21条，第23条，第24条，第29条，第30条，第37条　から第43条まで，第52条，第62条，第68条，第70条から第72条まで，第75条，第76条，第89条，第92条から第94条まで及び第99条並びに前節（第109条及び第110条を除く。）の規定は，共生型短期入所の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第110条の４において準用する第108条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第110条の４において準用する第105条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第110条の４において準用する第105条第２項」と，第94条　中「前条」とあるのは「第110条の４において準用する前条」と読み替えるものとする。
第111条から第122条まで　略	第111条から第122条まで　略
（準用）	（準用）
第123条　第10条から第22条まで，第24条，第29条，第30条，第34条（第１項及び第２項を除く。）から第43条まで及び第68条の規定は，指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第122条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第123条において準用する次条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第123条において準用する第22条第２項」と読み替えるものとする。	第123条　第10条から第22条まで，第24条，第29条，第30条，第35条　から第43条まで及び第68条の規定は，指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第122条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第123条において準用する次条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第123条において準用する第22条第２項」と読み替えるものとする。
第124条から第148条まで　略	第124条から第148条まで　略
（準用）	（準用）
第149条　第10条から第21条まで，第23条，第24条，第29条，第34条の２，第36条の２から第42条まで，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第76条，第77条　及び第87条の２から第94条までの規定は，指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第149条において読み替えて準用する第91条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第146条第１項」	第149条　第10条から第21条まで，第23条，第24条，第29条，第37条　から第42条まで，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第75条から第77条まで及び第87条の２から第94条までの規定は，指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第149条において読み替えて準用する第91条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第146条第１項」

改正後	改正前
と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第146条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第149条において読み替えて準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と，同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と，第61条中「前条」とあるのは「第149条において読み替えて準用する前条」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第149条において読み替えて準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第149条において準用する第20条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と，同項第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第149条」と，第91条中「第94条第１項」とあるのは「第149条において読み替えて準用する第94条第１項」と，第94条第１項中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。	と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第146条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第149条において読み替えて準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と，同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と，第61条中「前条」とあるのは「第149条において読み替えて準用する前条」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第149条において読み替えて準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第149条において準用する第20条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と，同項第４号中「第75条第２項」とあるのは「第149条において準用する第75条第２項」と，同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第149条」と，第91条中「第94条」とあるのは「第149条において読み替えて準用する第94条」と，第94条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。
第149条の２及び第149条の３　略	第149条の２及び第149条の３　略
（準用）	（準用）
第149条の４　第10条から第21条まで，第23条，第24条，第29条，第34条の２，第36条の２から第42条まで，第52条，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第76条，第77条，第81条，第87条の２から第94条まで及び第142条並びに前節（第149条を除く。）の規定は，共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第149条の４において読み替えて準用する第91条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第149条の４において準用する第146条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第149条の４において準用する第146条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第149条の４において読み替えて準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と，第61条中「前条」とあるのは「第149条の４において読み替えて準用する前条」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第149条の４において読み替えて準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第149条の４において準用する第20条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第149条の４において準用する第90条」と，同項第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第149条の４」と，第91条中「第94条第１項」とあるのは「第149条の４において読み替えて準用する第94条第１項」と，第94条第１項中「前条」とあるのは「第149条の４において準用する前条」と読み替えるものとする。	第149条の４　第10条から第21条まで，第23条，第24条，第29条，第37条から第42条まで，第52条，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第75条から第77条まで，第81条，第87条の２から第94条まで及び第142条並びに前節（第149条を除く。）の規定は，共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第149条の４において読み替えて準用する第91条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第149条の４において準用する第146条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第149条の４において準用する第146条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第149条の４において読み替えて準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と，第61条中「前条」とあるのは「第149条の４において読み替えて準用する前条」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第149条の４において読み替えて準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第149条の４において準用する第20条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第149条の４において準用する第90条」と，同項第４号中「第75条第２項」とあるのは「第149条の４において準用する第75条第２項」と，同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第149条の４」と，第91条中「第94条」とあるのは「第149条の４において読み替えて準用する第94条」と，第94条中「前条」とあるのは「第149条の４において準用する前条」と読み替えるものとする。
第150条から第157条の２まで　略	第150条から第157条の２まで　略
（記録等の整備）	（記録等の整備）
第158条　指定自立訓練（生活訓練）事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。	第158条　指定自立訓練（生活訓練）事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
２　指定自立訓練（生活訓練）事業者は，利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録等を整備し，当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から５年間保存しなければならない。	２　指定自立訓練（生活訓練）事業者は，利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録等を整備し，当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から５年間保存しなければならない。
（１）　次条において準用する第60条第１項に規定する自立訓練（生活訓練）計画	（１）　次条において準用する第60条第１項に規定する自立訓練（生活訓練）計画
（２）　第156条第１項及び第２項の規定によるサービスの提供の記録	（２）　第156条第１項及び第２項の規定によるサービスの提供の記録
（３）　次条において準用する第90条の規定による市町村への通知に係る記録	（３）　次条において準用する第90条の規定による市町村への通知に係る記録
（４）　次条において準用する第36条の２第２項の規定による身体的拘束等の記録	（４）　次条において準用する第75条第２項の規定による身体的拘束等の記録
（５）　次条において準用する第40条第２項の規定による苦情の内容等の記録	（５）　次条において準用する第40条第２項の規定による苦情の内容等の記録
（６）　次条において準用する第41条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（６）　次条において準用する第41条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（準用）	（準用）
第159条　第10条から第19条まで，第21条，第24条，第29条，第34条の２，第36条の２から第42条まで，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第76条，第87条の２から第94条まで，第147条及び第148条の規定は，指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第159条において読み	第159条　第10条から第19条まで，第21条，第24条，第29条，第37条から第42条まで，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第75条，第76条，第87条の２から第94条まで，第147条及び第148条の規定は，指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第159条において読み

改正後	改正前
替えて準用する第91条」と，第21条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第157条第１項から第４項まで」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第157条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第159条において読み替えて準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と，第61条中「前条」とあるのは「第159条において読み替えて準用する前条」と，第91条中「第94条第１項」とあるのは「第159条において読み替えて準用する第94条第１項」と，第94条第１項中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。	替えて準用する第91条」と，第21条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第157条第１項から第４項まで」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第157条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第159条において読み替えて準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と，第61条中「前条」とあるのは「第159条において読み替えて準用する前条」と，第91条中「第94条　　」とあるのは「第159条において読み替えて準用する第94条　　」と，第94条　　中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。
第159条の２及び第159条の３　略	第159条の２及び第159条の３　略
（準用）	（準用）
第159条の４　第10条から第19条まで，第21条，第24条，第29条，第34条の２，第36条の２から第42条まで，第52条，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで　　，第76条，第81条，第87条の２から第94条まで，第147条，第148条及び第152条並びに前節（第159条を除く。）の規定は，共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第159条の４において読み替えて準用する第91条」と，第21条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第159条の４において準用する第157条第１項から第４項まで」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第159条の４において準用する第157条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第159条の４において読み替えて準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と，第61条中「前条」とあるのは「第159条の４において読み替えて準用する前条」と，第91条中「第94条第１項」とあるのは「第159条の４において読み替えて準用する第94条第１項」と，第94条第１項中「前条」とあるのは「第159条の４において準用する前条」と，第158条第２項第１号中「次条」とあるのは「第159条の４」と，「自立訓練（生活訓練）計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と，同項第２号中「第156条第１項」とあるのは「第159条の４において準用する第156条第１項」と，同項第３号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第159条の４」と読み替えるものとする。	第159条の４　第10条から第19条まで，第21条，第24条，第29条，第37条　　から第42条まで，第52条，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第75条，第76条，第81条，第87条の２から第94条まで，第147条，第148条及び第152条並びに前節（第159条を除く。）の規定は，共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第159条の４において読み替えて準用する第91条」と，第21条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第159条の４において準用する第157条第１項から第４項まで」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第159条の４において準用する第157条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第159条の４において読み替えて準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と，第61条中「前条」とあるのは「第159条の４において読み替えて準用する前条」と，第91条中「第94条　　」とあるのは「第159条の４において読み替えて準用する第94条　　」と，第94条　　中「前条」とあるのは「第159条の４において準用する前条」と，第158条第２項第１号中「次条」とあるのは「第159条の４」と，「自立訓練（生活訓練）計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と，同項第２号中「第156条第１項」とあるのは「第159条の４において準用する第156条第１項」と，同項第３号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第159条の４」と読み替えるものとする。
第160条から第162条まで　略	第160条から第162条まで　略
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第163条　指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。	第163条　指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　職業指導員及び生活支援員　アからウまでに定める数	（１）　職業指導員及び生活支援員　アからウまでに定める数
ア　職業指導員及び生活支援員の総数は，指定就労移行支援事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を６で除して得た数以上とする。	ア　職業指導員及び生活支援員の総数は，指定就労移行支援事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を６で除して得た数以上とする。
イ　職業指導員の数は，指定就労移行支援事業所ごとに，１人以上とする。	イ　職業指導員の数は，指定就労移行支援事業所ごとに，１人以上とする。
ウ　生活支援員の数は，指定就労移行支援事業所ごとに，１人以上とする。	ウ　生活支援員の数は，指定就労移行支援事業所ごとに，１人以上とする。
（２）　就労支援員　指定就労移行支援事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を15で除して得た数以上	（２）　就労支援員　指定就労移行支援事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を15で除して得た数以上
（３）　サービス管理責任者　指定就労移行支援事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数	（３）　サービス管理責任者　指定就労移行支援事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数
ア　利用者の数が60人以下　１人以上	ア　利用者の数が60人以下　１人以上
イ　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	イ　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
２　前項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は，専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	２　前項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は，専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
３　第１項第１号の職業指導員又は生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤でなければならない。	３　第１項第１号の職業指導員又は生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤でなければならない。
４　第１項第２号の就労支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。	
４　第１項第３号のサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。	５　第１項第３号のサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。
（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）	（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）
第164条　前条の規定にかかわらず，あん摩マツサージ指圧師，はり師及びき	第164条　前条の規定にかかわらず，あん摩マツサージ指圧師，はり師及びき

改正後	改正前
ゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）によるあん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）　職業指導員及び生活支援員　アからウまでに定める数 ア　職業指導員及び生活支援員の総数は，指定就労移行支援事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を10で除して得た数以上とする。 イ　職業指導員の数は，指定就労移行支援事業所ごとに，１人以上とする。 ウ　生活支援員の数は，指定就労移行支援事業所ごとに，１人以上とする。 （２）　サービス管理責任者　指定就労移行支援事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数 ア　利用者の数が60人以下　１人以上 イ　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	ゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）によるあん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）　職業指導員及び生活支援員　アからウまでに定める数 ア　職業指導員及び生活支援員の総数は，指定就労移行支援事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を10で除して得た数以上とする。 イ　職業指導員の数は，指定就労移行支援事業所ごとに，１人以上とする。 ウ　生活支援員の数は，指定就労移行支援事業所ごとに，１人以上とする。 （２）　サービス管理責任者　指定就労移行支援事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数 ア　利用者の数が60人以下　１人以上 イ　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
２　前項の従業者及びその員数については，前条第２項から第４項までの規定を準用する。	２　前項の従業者及びその員数については，前条第２項，第３項及び第５項の規定を準用する。
第165条から第169条まで　略	第165条から第169条まで　略
（職場への定着のための支援等の実施）	（職場への定着のための支援　の実施）
第170条　指定就労移行支援事業者は，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。	第170条　指定就労移行支援事業者は，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。
２　指定就労移行支援事業者は，利用者が第194条の２に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には，前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，第194条の３第１項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。	
第171条　略	第171条　略
（準用）	（準用）
第172条　第10条から第18条まで，第20条，第21条，第24条，第29条，第34条の２，第36条の２から第42条まで，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第76条，第77条，第86条，第87条，第88条から第94条まで，第146条，第147条及び第157条の２の規定は，指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第172条において読み替えて準用する第91条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第172条において準用する第146条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第172条において準用する第146条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第172条において読み替えて準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と，同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と，第61条中「前条」とあるのは「第172条において読み替えて準用する前条」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第172条において読み替えて準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第172条において準用する第20条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と，同項第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と，第91条中「第94条第１項」とあるのは「第172条において読み替えて準用する第94条第１項」と，第94条第１項中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と，第157条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の２第１項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において読み替えて準用する基準省令第170条の２第１項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と，同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の２第２項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において読み替えて準用する基準省令第170条の２第２項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。	第172条　第10条から第18条まで，第20条，第21条，第24条，第29条，第37条から第42条まで，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第75条から第77条まで，第86条，第87条，第88条から第94条まで，第146条，第147条及び第157条の２の規定は，指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第172条において読み替えて準用する第91条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第172条において準用する第146条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第172条において準用する第146条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第172条において読み替えて準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と，同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と，第61条中「前条」とあるのは「第172条において読み替えて準用する前条」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第172条において読み替えて準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第172条において準用する第20条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と，同項第４号中「第75条第２項」とあるのは「第172条において準用する第75条第２項」と，同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第172条」と，第91条中「第94条」とあるのは「第172条において読み替えて準用する第94条」と，第94条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と，第157条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の２第１項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において読み替えて準用する基準省令第170条の２第１項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と，同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の２第２項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において読み替えて準用する基準省令第170条の２第２項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。
第173条から第182条まで　略	第173条から第182条まで　略
（職場への定着のための支援等の実施）	（職場への定着のための支援等の実施）

改正後	改正前
第183条　指定就労継続支援Ａ型事業者は，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。	第183条　指定就労継続支援Ａ型事業者は，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。
２　指定就労継続支援Ａ型事業者は，利用者が第194条の２に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には，前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，第194条の３第１項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。	
第184条及び第184条の２　略	第184条及び第184条の２　略
（厚生労働大臣が定める事項の評価等）	
第184条の３　指定就労継続支援Ａ型事業者は，指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに，おおむね１年に１回以上，基準省令第196条の３の厚生労働大臣が定める事項について，同条の厚生労働大臣が定めるところにより，自ら評価を行い，その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。	
（準用）	（準用）
第185条　第10条から第18条まで，第20条，第21条，第23条，第24条，第29条，第34条の２，第36条の２から第42条まで，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第76条，第77条，第88条から第90条まで，第92条から第94条まで，第146条及び第147条の規定は，指定就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第184条の２」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第185条において準用する第146条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第185条において準用する第146条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第185条において準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と，第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第185条において準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第185条において準用する第20条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と，同項第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第185条」と，第94条第１項中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。	第185条　第10条から第18条まで，第20条，第21条，第23条，第24条，第29条，第37条から第42条まで，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第75条から第77条まで，第88条から第90条まで，第92条から第94条まで，第146条及び第147条の規定は，指定就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第184条の２」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第185条において準用する第146条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第185条において準用する第146条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第185条において準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と，第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第185条において準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第185条において準用する第20条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と，同項第４号中「第75条第２項」とあるのは「第185条において準用する第75条第２項」と，同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第185条」と，第94条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。
第186条から第189条まで　略	第186条から第189条まで　略
（準用）	（準用）
第190条　第10条から第18条まで，第20条，第21条，第23条，第24条，第29条，第34条の２，第36条の２から第42条まで，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第76条，第77条，第86条，第88条から第94条まで，第146条，第147条，及び第181条から第183条までの規定は，指定就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第190条において準用する第146条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第190条において準用する第146条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第190条において準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と，第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第190条において準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第190条において準用する第20条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と，同項第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と，第91条中「第94条第１項」とあるのは「第190条において準用する第94条第１項」と，第94条第１項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と，第181条第１項中「第185条」とあるのは「第190条」と，「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。	第190条　第10条から第18条まで，第20条，第21条，第23条，第24条，第29条，第37条から第42条まで，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第75条から第77条まで，第86条，第88条から第94条まで，第146条，第147条，及び第181条から第183条までの規定は，指定就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第190条において準用する第146条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第190条において準用する第146条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第190条において準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と，第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第190条において準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第190条において準用する第20条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と，同項第４号中「第75条第２項」とあるのは「第190条において準用する第75条第２項」と，同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第190条」と，第91条中「第94条」とあるのは「第190条において準用する第94条」と，第94条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と，第181条第１項中「第185条」とあるのは「第190条」と，「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。
第191条から第193条まで　略	第191条から第193条まで　略
（準用）	（準用）
第194条　第10条から第13条まで，第15条から第18条まで，第20条，第21条，	第194条　第10条から第13条まで，第15条から第18条まで，第20条，第21条，

改正後	改正前
第24条（第１項を除く。），第29条，第34条の２，第36条の２から第42条まで，第52条，第59条から第62条まで，第70条，第72条，第76条，第77条，第86条，第89条，第90条，第92条から第94条まで，第146条（第１項を除く。），第147条，第181条から第183条まで及び第186条の規定は，基準該当就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第192条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第194条において準用する第146条第２項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第194条において準用する第146条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第194条において準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と，第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第194条において準用する第20条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と，同項第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と，第94条第１項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と，第181条第１項中「第185条」とあるのは「第194条」と，「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。	第24条（第１項を除く。），第29条，第37条から第42条まで，第52条，第59条から第62条まで，第70条，第72条，第75条から第77条まで，第86条，第89条，第90条，第92条から第94条まで，第146条（第１項を除く。），第147条，第181条から第183条まで及び第186条の規定は，基準該当就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第192条」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第194条において準用する第146条第２項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第194条において準用する第146条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第194条において準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と，第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第194条において準用する第20条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と，同項第４号中「第75条第２項」とあるのは「第194条において準用する第75条第２項」と，同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第194条」と，第94条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と，第181条第１項中「第185条」とあるのは「第194条」と，「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。
第194条の２から第194条の７まで　略	第194条の２から第194条の７まで　略
（職場への定着のための支援等の実施）	（職場への定着のための支援　の実施）
第194条の８　指定就労定着支援事業者は，利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため，新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主，指定障害福祉サービス事業者等，医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに，利用者又はその家族等に対し，当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談，指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。	第194条の８　指定就労定着支援事業者は，利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため，新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主，指定障害福祉サービス事業者等，医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに，利用者又はその家族等に対し，当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談，指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。
２　指定就労定着支援事業者は，利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては，１月に１回以上，当該利用者との対面（テレビ電話装置等を用いる方法その他対面に相当する方法を含む。）により提供するとともに，１月に１回以上，当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。	２　指定就労定着支援事業者は，利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては，１月に１回以上，当該利用者との対面により提供するとともに，１月に１回以上，当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。
第194条の９から第194条の11まで　略	第194条の９から第194条の11まで　略
（準用）	（準用）
第194条の12　第10条から第24条まで，第30条，第34条から第36条まで，第37条から第42条まで，第59条，第60条，第62条及び第68条の規定は，指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第194条の12において準用する第22条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第194条の12において読み替えて準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。	第194条の12　第10条から第24条まで，第30条，第34条から第42条まで，第59条，第60条，第62条及び第68条の規定は，指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第194条の12において準用する第22条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第194条の12において読み替えて準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。
第194条の13から第194条の19まで　略	第194条の13から第194条の19まで　略
（準用）	（準用）
第194条の20　第10条から第24条まで，第30条，第34条から第36条まで，第37条から第42条まで，第59条，第60条，第62条，第68条，第194条の６，第194条の10及び第194条の11の規定は，指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第194条の20において準用する第22条第２項」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第194条の20において読み替えて準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と，同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と，第194条の６中「第194条の12」とあるのは「第194条の20」と，第194条の11第２項第１号中「次条」とあるのは「第194条の20」と，「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と，同項第２号から第５号までの規定中「次条」とあるのは	第194条の20　第10条から第24条まで，第30条，第34条から第42条まで，第59条，第60条，第62条，第68条，第194条の６，第194条の10及び第194条の11の規定は，指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第194条の20において準用する第22条第２項」と，第59条第１項中「次条第１句」とあるのは「第194条の20において読み替えて準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と，同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と，第194条の６中「第194条の12」とあるのは「第194条の20」と，第194条の11第２項第１号中「次条」とあるのは「第194条の20」と，「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と，同項第２号から第５号までの規定中「次条」とあるのは

改正後	改正前
「第194条の20」と読み替えるものとする。	「第194条の20」と読み替えるものとする。
第195条　略	第195条　略
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第196条　指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。	第196条　指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（1）　世話人　指定共同生活援助事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を6で除して得た数以上	（1）　世話人　指定共同生活援助事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を6で除して得た数以上
（2）　生活支援員　指定共同生活援助事業所ごとに，常勤換算方法で，アからエまでに掲げる数の合計数以上	（2）　生活支援員　指定共同生活援助事業所ごとに，常勤換算方法で，アからエまでに掲げる数の合計数以上
ア　障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数	ア　障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数
イ　区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数	イ　区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数
ウ　区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数	ウ　区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数
エ　区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数	エ　区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数
（3）　サービス管理責任者　指定共同生活援助事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数	（3）　サービス管理責任者　指定共同生活援助事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数
ア　利用者の数が30人以下　1人以上	ア　利用者の数が30人以下　1人以上
イ　利用者の数が31人以上　1人に，利用者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上	イ　利用者の数が31人以上　1人に，利用者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
2　前項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は，専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	2　前項に規定する指定共同生活援助の従業者は，専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
第197条から第199条の3まで　略	第197条から第199条の3まで　略
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第200条　指定共同生活援助事業者は，利用者に対し，適切な指定共同生活援助を提供できるよう，指定共同生活援助事業所ごとに，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第200条　指定共同生活援助事業者は，利用者に対し，適切な指定共同生活援助を提供できるよう，指定共同生活援助事業所ごとに，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，利用者が安心して日常生活を営むことができるよう，継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。	2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，利用者が安心して日常生活を営むことができるよう，継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
3　指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助事業所ごとに，当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし，当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は，この限りでない。	3　指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助事業所ごとに，当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし，当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は，この限りでない。
4　指定共同生活援助事業者は，前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しなければならない。	4　指定共同生活援助事業者は，前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しなければならない。
5　指定共同生活援助事業者は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	5　指定共同生活援助事業者は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
6　指定共同生活援助事業者は，適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第200条の2から第200条の4まで　略	第200条の2から第200条の4まで　略
（準用）	（準用）
第200条の5　第10条，第12条，第13条，第15条から第18条まで，第21条，第24条，第29条，第34条の2，第36条の2から第42条まで，第55条，第60条，第62条，第68条，第72条，第76条，第77条，第90条，第92条，第94条及び第157条の2の規定は，指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において，第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と，第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と，第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と，第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第200条の5において読み替えて準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と，同	第200条の5　第10条，第12条，第13条，第15条から第18条まで，第21条，第24条，第29条，第37条から第42条まで，第55条，第60条，第62条，第68条，第72条，第75条から第77条まで，第90条，第92条，第94条及び第157条の2の規定は，指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において，第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と，第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と，第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と，第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第200条の5において読み替えて準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と，同

改正後	改正前
項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第200条の５において準用する第55条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第200条の５において準用する第90条」と，同項第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第200条の５」と，第94条第１項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と，第157条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の２第１項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と，同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の２第２項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。	項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第200条の５において準用する第55条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第200条の５において準用する第90条」と，同項第４号中「第75条第２項」とあるのは「第200条の５において準用する第75条第２項」と，同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第200条の５」と，第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と，第157条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の２第１項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と，同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の２第２項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。
第200条の６から第200条の14まで　略	第200条の６から第200条の14まで　略
（準用）	（準用）
第201条　第10条，第12条，第13条，第15条から第18条まで，第21条，第24条，第29条，第34条の２，第36条の２から第42条まで，第55条，第60条，第62条，第68条，第72条，第76条，第77条，第90条，第92条，第94条，第157条の２，第198条の２から第198条の６まで及び第199条の３から第200条の４までの規定は，日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第201条において準用する第199条の３」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第201条において準用する第198条の４第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第201条において準用する第198条の４第２項」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第201条において読み替えて準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第201条において準用する第55条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と，同項第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第201条」と，第94条第１項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条において準用する第200条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と，第157条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の２第１項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と，同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の２第２項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と，第198条の５中「第200条の５」とあるのは「第201条」と，「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と，第198条の６中「第200条の５」とあるのは「第201条」と読み替えるものとする。	第201条　第10条，第12条，第13条，第15条から第18条まで，第21条，第24条，第29条，第37条から第42条まで，第55条，第60条，第62条，第68条，第72条，第75条から第77条まで，第90条，第92条，第94条，第157条の２，第198条の２から第198条の６まで及び第199条の３から第200条の４までの規定は，日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第201条において準用する第199条の３」と，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第201条において準用する第198条の４第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第201条において準用する第198条の４第２項」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第201条において読み替えて準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第201条において準用する第55条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と，同項第４号中「第75条第２項」とあるのは「第201条において準用する第75条第２項」と，同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第201条」と，第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条において準用する第200条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と，第157条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の２第１項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と，同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の２第２項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と，第198条の５中「第200条の５」とあるのは「第201条」と，「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と，第198条の６中「第200条の５」とあるのは「第201条」と読み替えるものとする。
第201条の２及び第201条の３　略	第201条の２及び第201条の３　略
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第201条の４　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）　世話人　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を６で除して得た数以上 （２）　サービス管理責任者　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数 ア　利用者の数が30人以下　１人以上 イ　利用者の数が31人以上　１人に，利用者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	第201条の４　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）　世話人　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を６で除して得た数以上 （２）　サービス管理責任者　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数 ア　利用者の数が30人以下　１人以上 イ　利用者の数が31人以上　１人に，利用者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
２　前項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は，専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限り	２　前項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は，専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限り

改正後	改正前
でない。	でない。
第201条の５から第201条の10まで　略	第201条の５から第201条の10まで　略
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第201条の11　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者に対し，適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第201条の11　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者に対し，適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，利用者が安心して日常生活を営むことができるよう，継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。	2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，利用者が安心して日常生活を営むことができるよう，継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
3　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。	3　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。
4　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	4　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
5　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（準用）	（準用）
第201条の12　第12条，第13条，第15条から第18条まで，第21条，第24条，第29条，第34条の２，第36条の２から第42条まで，第55条，第60条，第62条，第68条，第72条，第76条，第77条，第90条，第92条，第94条，第157条の２，第198条の２から第198条の６まで，第199条，第199条の２及び第200条の２から第200条の４までの規定は，外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の４第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の４第２項」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第201条の12において準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第201条の12において準用する第55条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第201条の12において準用する第90条」と，同項第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の12」と，第94条第１項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の12において準用する第200条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と，第157条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の２第１項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と，同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の２第２項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と，第199条第３項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。	第201条の12　第12条，第13条，第15条から第18条まで，第21条，第24条，第29条，第37条から第42条まで，第55条，第60条，第62条，第68条，第72条，第75条から第77条まで，第90条，第92条，第94条，第157条の２，第198条の２から第198条の６まで，第199条，第199条の２及び第200条の２から第200条の４までの規定は，外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において，第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の４第１項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の４第２項」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と，第77条第２項第１号中「第60条」とあるのは「第201条の12において準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第201条の12において準用する第55条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第201条の12において準用する第90条」と，同項第４号中「第75条第２項」とあるのは「第201条の12において準用する第75条第２項」と，同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第201条の12」と，第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の12において準用する第200条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と，第157条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の２第１項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と，同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の２第２項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と，第199条第３項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。
（従業者の員数等に関する特例）	（従業者の員数等に関する特例）
第202条　多機能型による指定生活介護事業所，指定自立訓練（機能訓練）事業所，指定自立訓練（生活訓練）事業所，指定就労移行支援事業所，指定就労継続支援Ａ型事業所及び指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定就労継続支援Ｂ型事業者が指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所，指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第68条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は，第80条第５項，第143条第５項及び第６項，第153条第５項，第163条第３項並びに第174条第３項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，１人以上の者	第202条　多機能型による指定生活介護事業所，指定自立訓練（機能訓練）事業所，指定自立訓練（生活訓練）事業所，指定就労移行支援事業所，指定就労継続支援Ａ型事業所及び指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定就労継続支援Ｂ型事業者が指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所，指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第68条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は，第80条第５項，第143条第５項及び第６項，第153条第５項，第163条第３項及び第４項並びに第174条第３項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，１人以上の者

改正後	改正前
を常勤でなければならないものとすることができる。	を常勤でなければならないものとすることができる。
2　多機能型事業所（指定児童発達支援事業所，指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は，第80条第１項第３号及び第６項，第143条第１項第２号及び第７項，第153条第１項第３号及び第６項，第163条第１項第３号及び第４項並びに第174条第１項第２号及び第４項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第２項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして，当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を，次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ，当該各号に定める数とし，この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならないものとすることができる。	2　多機能型事業所（指定児童発達支援事業所，指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は，第80条第１項第３号及び第６項，第143条第１項第２号及び第７項，第153条第１項第３号及び第６項，第163条第１項第３号及び第５項並びに第174条第１項第２号及び第４項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第２項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして，当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を，次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ，当該各号に定める数とし，この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならないものとすることができる。
（１）　利用者の数の合計が60人以下　１人以上	（１）　利用者の数の合計が60人以下　１人以上
（２）　利用者の数の合計が61人以上　１人に，利用者の数の合計が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（２）　利用者の数の合計が61人以上　１人に，利用者の数の合計が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
第203条から第209条まで　略	第203条から第209条まで　略
（準用）	（準用）
第210条　第10条から第13条まで，第15条から第18条まで，第20条，第21条，第24条第２項，第29条，第34条の２，第36条の２から第42条まで，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第76条，第77条，第83条，第88条から第90条まで，第91条（第10号を除く。）及び第92条から第94条までの規定は，特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第210条第１項において準用する第91条」と，第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と，第21条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第210条第２項において準用する第84条第２項及び第３項，第210条第３項及び第５項において準用する第146条第２項及び第３項並びに第210条第４項において準用する第157条第２項及び第３項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第210条第２項において準用する第84条第２項，第210条第３項及び第５項において準用する第146条第２項並びに第210条第４項において準用する第157条第２項」と，第37条第３項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と，第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに，指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに，その会計を」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第210条第１項において準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と，同条第８項中「６月」とあるのは「６月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては，３月）」と，第61条中「前条」とあるのは「第210条第１項において準用する前条」と，第77条第２項第１号中「第60条第１項」とあるのは「第210条第１項において準用する第60条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第210条第１項において準用する第20条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第210条第１項において準用する第90条」と，同項第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第210条第１項」と，第90条第２号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と，第94条第１項中「前条」とあるのは「第210条第２項から第５項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。	第210条　第10条から第13条まで，第15条から第18条まで，第20条，第21条，第24条第２項，第29条，第37条から第42条まで，第59条から第61条まで，第68条，第70条から第72条まで，第77条，第83条，第91条（第10号を除く。）及び第94条の規定は，特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条」とあるのは「第210条第１項において準用する第91条」と，第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と，第21条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第210条第２項において準用する第84条第２項及び第３項，第210条第３項及び第５項において準用する第146条第２項及び第３項並びに第210条第４項において準用する第157条第２項及び第３項」と，第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第210条第２項において準用する第84条第２項，第210条第３項及び第５項において準用する第146条第２項並びに第210条第４項において準用する第157条第２項」と，第37条第３項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と，第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに，指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに，その会計を」と，第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第210条第１項において準用する次条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と，同条第８項中「６月」とあるのは「６月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては，３月）」と，第61条中「前条」とあるのは「第210条第１項において準用する前条」と，第77条第２項第１号中「第60条第１項」とあるのは「第210条第１項において準用する第60条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と，同項第２号中「第55条第１項」とあるのは「第210条第１項において準用する第20条第１項」と，同項第３号中「第67条」とあるのは「第210条第２項から第５項までにおいて準用する第90条」と，同項第４号中「第75条第２項」とあるのは「第210条第１項において準用する第75条第２項」と，同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第210条第１項」と，第94条中「前条」とあるのは「第210条第２項から第５項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。
2　第79条，第84条（第１項を除く。），第85条（第５項を除く。），第86条及び第87条の規定は，特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において，第79条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と，第84条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と，第85条第６項中「指定	2　第62条，第75条，第76条，第79条，第84条（第１項を除く。），第85条（第５項を除く。），第86条から第90条まで，第92条及び第93条の規定は，特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において，第75条第１項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と，第79条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と，第84条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と，第85条第６項及び第88条第４項中「指定

改正後	改正前
生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。	生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と，第90条第２号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と，第92条第２項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。
3　第142条，第146条（第１項を除く。），第147条（第３項を除く。）及び第148条第２項の規定は，特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において，第142条中「自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と，第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と，第147条第４項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。	3　第62条，第75条，第76条，第88条から第90条まで，第92条，第93条，第142条，第146条（第１項を除く。），第147条（第３項を除く。）及び第148条第２項の規定は，特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において，第75条第１項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と，第88条第４項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と，第90条第２号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と，第92条第２項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と，第142条中「自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と，第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と，第147条第４項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。
4　第147条（第３項を除く。），第148条第２項，第152条及び第157条（第１項及び第４項を除く。）の規定は，特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において，第147条第４項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と，第152条中「自立訓練（生活訓練）（省令第６条の６第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と，第157条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。	4　第62条，第75条，第76条，第88条から第90条まで，第92条，第93条，第147条（第３項を除く。），第148条第２項，第152条及び第157条（第１項及び第４項を除く。）の規定は，特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において，第75条第１項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と，第88条第４項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と，第90条第２号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と，第92条第２項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と，第147条第４項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と，第152条中「自立訓練（生活訓練）（省令第６条の６第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と，第157条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。
5　第86条，第146条（第１項を除く。），第147条（第３項を除く。），第181条から第183条まで，第186条及び第189条の規定は，特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援Ｂ型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において，第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」と，第147条第４項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と，第181条第１項中「第185条」とあるのは「第210条第１項」と，「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と，第186条中「省令第６条の10第２号に規定する就労継続支援Ｂ型（以下「就労継続支援Ｂ型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援Ｂ型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」と読み替えるものとする。	5　第62条，第75条，第76条，第86条，第88条から第90条まで，第92条，第93条，第146条（第１項を除く。），第147条（第３項を除く。），第181条から第183条まで，第186条及び第189条の規定は，特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援Ｂ型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において，第75条第１項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」と，第88条第４項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と，第90条第２号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と，第92条第２項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と，第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」と，第147条第４項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と，第181条第１項中「第185条」とあるのは「第210条第１項」と，「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と，第186条中「省令第６条の10第２号に規定する就労継続支援Ｂ型（以下「就労継続支援Ｂ型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援Ｂ型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」と読み替えるものとする。
第211条　略	第211条　略
附　則	附　則
（施行期日）	（施行期日）
1　この条例は，平成25年４月１日から施行する。	1　この条例は，平成25年４月１日から施行する。
（指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置）	（指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置）
2　当分の間，第１号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。），理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，第80条第１項第２号アの規定にかかわらず，指定生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，次に掲げる数を合計した数以上とする。	2　当分の間，第１号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。），理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，第80条第１項第２号アの規定にかかわらず，指定生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，次に掲げる数を合計した数以上とする。

改正後	改正前
（1） アからウまでに掲げる利用者（基準省令附則第４条第１項第１号の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ，それぞれアからウまでに定める数 ア 平均障害支援区分が４未満 利用者の数を６で除して得た数 イ 平均障害支援区分が４以上５未満 利用者の数を５で除して得た数 ウ 平均障害支援区分が５以上 利用者の数を３で除して得た数 （2） 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数	（1） アからウまでに掲げる利用者（基準省令附則第４条第１項第１号の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ，それぞれアからウまでに定める数 ア 平均障害支援区分が４未満 利用者の数を６で除して得た数 イ 平均障害支援区分が４以上５未満 利用者の数を５で除して得た数 ウ 平均障害支援区分が５以上 利用者の数を３で除して得た数 （2） 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数
（地域移行支援型ホームの特例） 3 次の各号のいずれにも該当するものとして市長が認めた場合においては，平成37年３月31日までの間，第198条第１項（第201条の６において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。 （1） 当該共同生活住居の所在地を含む区域（法第89条第２項第２号の規定により県が定める区域をいう。以下この号において同じ。）における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）の量が事業を開始する時点において，法第89条第１項に規定する都道府県障害福祉計画において定める当該区域の指定共同生活援助等の必要な量の見込みに満たない区域内において行うものであること。 （2） 当該病院の精神病床（医療法第７条第２項第１号に規定する精神病床をいう。）の病床数の減少を伴うものであること。	（地域移行支援型ホームの特例） 3 次の各号のいずれにも該当するものとして市長が認めた場合においては，平成37年３月31日までの間，第198条第１項（第201条の６において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。 （1） 当該共同生活住居の所在地を含む区域（法第89条第２項第２号の規定により県が定める区域をいう。以下この号において同じ。）における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）の量が事業を開始する時点において，法第89条第１項に規定する都道府県障害福祉計画において定める当該区域の指定共同生活援助等の必要な量の見込みに満たない区域内において行うものであること。 （2） 当該病院の精神病床（医療法第７条第２項第１号に規定する精神病床をいう。）の病床数の減少を伴うものであること。
4 前項の規定に基づき指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第198条第２項から第９項まで（第201条の６において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては，第198条第２項中「４人以上」とあるのは，「４人以上30人以下」とする。	4 前項の規定に基づき指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第198条第２項から第９項まで（第201条の６において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては，第198条第２項中「４人以上」とあるのは，「４人以上30人以下」とする。
（地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等） 5 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造及び設備は，その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。	（地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等） 5 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造及び設備は，その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。
（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間） 6 地域移行支援型ホーム事業者は，利用者に対し，原則として，２年を超えて，指定共同生活援助等を提供してはならない。	（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間） 6 地域移行支援型ホーム事業者は，利用者に対し，原則として，２年を超えて，指定共同生活援助等を提供してはならない。
（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針） 7 地域移行支援型ホーム事業者は，入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに，当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう，適切な支援を行わなければならない。	（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針） 7 地域移行支援型ホーム事業者は，入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに，当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう，適切な支援を行わなければならない。
（地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等） 8 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第200条の５又は第201条の12において準用する第60条の規定を適用する場合においては，同条第２項中「営むこと」とあるのは「営み，入居の日から附則第６項に定める期間内に附則第７項に規定する住宅等に移行すること」と，同条第４項中「達成時期」とあるのは「達成時期，病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。	（地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等） 8 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第200条の５又は第201条の12において準用する第60条の規定を適用する場合においては，同条第２項中「営むこと」とあるのは「営み，入居の日から附則第６項に定める期間内に附則第７項に規定する住宅等に移行すること」と，同条第４項中「達成時期」とあるのは「達成時期，病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。
（地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置） 9 地域移行支援型ホーム事業者は，指定共同生活援助等の提供に当たっては，利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し，定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し，地域移行推進協議会から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。	（地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置） 9 地域移行支援型ホーム事業者は，指定共同生活援助等の提供に当たっては，利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し，定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し，地域移行推進協議会から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。
10 地域移行支援型ホーム事業者は，法第89条の３第１項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し，協議会等による評価を受けるとともに，協議会等から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。	10 地域移行支援型ホーム事業者は，法第89条の３第１項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し，協議会等による評価を受けるとともに，協議会等から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。
（平成18年10月１日以前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例）	（平成18年10月１日以前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例）

改正後	改正前
11　指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，平成18年10月１日以前から存する指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行う場合には，当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み，平成18年10月１日後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については第198条第７項及び第８項（これらの規定を第201条の６において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号。以下「旧指定基準」という。）第109条第２項及び第３項に定める基準によることができる。	11　指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，平成18年10月１日以前から存する指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行う場合には，当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み，平成18年10月１日後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については第198条第７項及び第８項（これらの規定を第201条の６において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号。以下「旧指定基準」という。）第109条第２項及び第３項に定める基準によることができる。
（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）	（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）
12　第199条第３項及び第200条の12第４項の規定は，指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち，重度訪問介護，同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって，区分省令第１条第５号に規定する区分４，同条第６号に規定する区分５又は同条第７号に規定する区分６に該当するものが，共同生活住居内において，当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については，令和６年３月31日までの間，適用しない。	12　第199条第３項及び第200条の12第４項の規定は，指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち，重度訪問介護，同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって，区分省令第１条第５号に規定する区分４，同条第６号に規定する区分５又は同条第７号に規定する区分６に該当するものが，共同生活住居内において，当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については，平成33年３月31日までの間，適用しない。
13　第199条第３項及び第200条の12第４項の規定は，指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち，区分省令第１条第５号に規定する区分４，同条第６号に規定する区分５又は同条第７号に規定する区分６に該当するものが，共同生活住居内において，当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し，次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については，令和６年３月31日までの間，適用しない。	13　第199条第３項及び第200条の12第４項の規定は，指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち，区分省令第１条第５号に規定する区分４，同条第６号に規定する区分５又は同条第７号に規定する区分６に該当するものが，共同生活住居内において，当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し，次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については，平成33年３月31日までの間，適用しない。
（１）　当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。	（１）　当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
（２）　当該利用者が居宅介護を利用することについて，市町村が必要と認めること。	（２）　当該利用者が居宅介護を利用することについて，市町村が必要と認めること。
14　前２項の場合において，第196条第１項第２号イからエまで及び第200条の８第１項第２号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは，「利用者の数（附則第12項又は附則第13項の規定の適用を受ける者にあっては，当該利用者の数に２分の１を乗じて得た数）」とする。	14　前２項の場合において，第196条第１項第２号イからエまで及び第200条の８第１項第２号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは，「利用者の数（附則第12項又は附則第13項の規定の適用を受ける者にあっては，当該利用者の数に２分の１を乗じて得た数）」とする。
（平成18年10月１日以前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）	（平成18年10月１日以前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）
15　平成18年10月１日以前から存する法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の２第１項第１号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）又は旧精神保健福祉法第50条の２第１項第３号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち，基本的な設備が完成しているものを含み，平成18年10月１日後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業等について，第198条（第201条の６において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては，当分の間，第198条第７項中「２人以上10人以下」とあるのは「２人以上30人以下」とする。	15　平成18年10月１日以前から存する法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の２第１項第１号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）又は旧精神保健福祉法第50条の２第１項第３号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち，基本的な設備が完成しているものを含み，平成18年10月１日後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業等について，第198条（第201条の６において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては，当分の間，第198条第７項中「２人以上10人以下」とあるのは「２人以上30人以下」とする。
16　第127条第７項第２号の規定は，精神障害者生活訓練施設及び精神障害者福祉ホーム（政令附則第８条の２に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。）については，当分の間，適用しない。	16　第127条第７項第２号の規定は，精神障害者生活訓練施設及び精神障害者福祉ホーム（政令附則第８条の２に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。）については，当分の間，適用しない。
（指定宿泊型自立訓練に関する経過措置）	（指定宿泊型自立訓練に関する経過措置）
17　精神障害者生活訓練施設，法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧精神保健福祉法第50条の２第１項第２号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平	17　精神障害者生活訓練施設，法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧精神保健福祉法第50条の２第１項第２号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平

改正後	改正前
成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第23条第１号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条第２号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。），法附則第58条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の６に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第１項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者更生施設」という。）（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第２条第１号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。），旧知的障害者福祉法第21条の７に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第１項の指定を受けているもの（以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）（旧知的障害者更生施設等指定基準第２条第２号イに掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。）において行われる指定自立訓練（生活訓練）の事業について，第155条第３項の規定を適用する場合においては，同項第１号ア中「１人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第３条の適用を受けるものを除く。）については「２人以下」，精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第３条の適用を受けるものに限る。），指定知的障害者更生施設並びに指定特定知的障害者授産施設については「４人以下」と，同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者１人当たりの床面積は」と，「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」，指定知的障害者更生施設及び指定特定知的障害者授産施設については「6.6平方メートル」とする。	成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第23条第１号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条第２号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。），法附則第58条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の６に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第１項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者更生施設」という。）（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第２条第１号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。），旧知的障害者福祉法第21条の７に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第１項の指定を受けているもの（以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）（旧知的障害者更生施設等指定基準第２条第２号イに掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。）において行われる指定自立訓練（生活訓練）の事業について，第155条第３項の規定を適用する場合においては，同項第１号ア中「１人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第３条の適用を受けるものを除く。）については「２人以下」，精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第３条の適用を受けるものに限る。），指定知的障害者更生施設並びに指定特定知的障害者授産施設については「４人以下」と，同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者１人当たりの床面積は」と，「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」，指定知的障害者更生施設及び指定特定知的障害者授産施設については「6.6平方メートル」とする。
（指定就労継続支援Ａ型に関する経過措置） 18　平成18年10月１日において現に存する法附則第41条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第31条に規定する身体障害者授産施設（以下「身体障害者授産施設」という。）のうち厚生労働大臣が定めるもの，精神障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの又は知的障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの（これらの施設のうち，基本的な設備が完成しているものを含み，平成18年10月１日後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において，指定就労継続支援Ａ型を行う場合について，第184条の基準を満たすための計画を提出したときは，当分の間，同条の規定は適用しない。	（指定就労継続支援Ａ型に関する経過措置） 18　平成18年10月１日において現に存する法附則第41条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第31条に規定する身体障害者授産施設（以下「身体障害者授産施設」という。）のうち厚生労働大臣が定めるもの，精神障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの又は知的障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの（これらの施設のうち，基本的な設備が完成しているものを含み，平成18年10月１日後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において，指定就労継続支援Ａ型を行う場合について，第184条の基準を満たすための計画を提出したときは，当分の間，同条の規定は適用しない。
（身体障害者更生施設等に関する経過措置） 19　法附則第41条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第１項の指定を受けているもの若しくは身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第１項の指定を受けているもの（以下「指定特定身体障害者授産施設」という。），旧精神障害者福祉ホーム（政令附則第８条の２に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設（これらの施設のうち，基本的な設備が完成しているものを含み，平成18年10月１日後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において，指定療養介護の事業，指定生活介護の事業，指定自立訓練（機能訓練）の事業，指定自立訓練（生活訓練）の事業，指定就労移行支援の事業，指定就労継続支援Ａ型の事業又は指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については，当分の間，第53条第１項，第83条第１項（第145条及び第167条において準用する場合を含む。），第155条第１項又は第176条第１項（第188条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。	（身体障害者更生施設等に関する経過措置） 19　法附則第41条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第１項の指定を受けているもの若しくは身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第１項の指定を受けているもの（以下「指定特定身体障害者授産施設」という。），旧精神障害者福祉ホーム（政令附則第８条の２に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設（これらの施設のうち，基本的な設備が完成しているものを含み，平成18年10月１日後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において，指定療養介護の事業，指定生活介護の事業，指定自立訓練（機能訓練）の事業，指定自立訓練（生活訓練）の事業，指定就労移行支援の事業，指定就労継続支援Ａ型の事業又は指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については，当分の間，第53条第１項，第83条第１項（第145条及び第167条において準用する場合を含む。），第155条第１項又は第176条第１項（第188条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。
（従たる事業所に関する経過措置） 20　指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が，指定生活介護の事業，指定自立訓練（機能訓練）の事業，指定自立訓練（生活訓練）の事業，指定就労移行支援の事業，指定就労継続支援Ａ型の事業又は指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う場合において，平成18年10月１日以前から存する分場（整備省令による改正前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号）第51条第１項並びに旧知的障害者更生施設等指定基準第	（従たる事業所に関する経過措置） 20　指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が，指定生活介護の事業，指定自立訓練（機能訓練）の事業，指定自立訓練（生活訓練）の事業，指定就労移行支援の事業，指定就労継続支援Ａ型の事業又は指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う場合において，平成18年10月１日以前から存する分場（整備省令による改正前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号）第51条第１項並びに旧知的障害者更生施設等指定基準第

改正後	改正前
６条第１項及び第47条の10第１項に規定する分場のうち，基本的な設備が完成しているものを含み，平成18年10月１日後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所，指定自立訓練（機能訓練）事業所，指定自立訓練（生活訓練）事業所，指定就労移行支援事業所，指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定就労継続支援Ｂ型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については，当分の間，第81条第２項（第144条，第154条，第165条，第175条及び第187条において準用する場合を含む。）の規定は，適用しない。この場合において，当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち１人以上は，専ら当該従たる事業所の職務に従事するものでなければならない。	６条第１項及び第47条の10第１項に規定する分場のうち，基本的な設備が完成しているものを含み，平成18年10月１日後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所，指定自立訓練（機能訓練）事業所，指定自立訓練（生活訓練）事業所，指定就労移行支援事業所，指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定就労継続支援Ｂ型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については，当分の間，第81条第２項（第144条，第154条，第165条，第175条及び第187条において準用する場合を含む。）の規定は，適用しない。この場合において，当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち１人以上は，専ら当該従たる事業所の職務に従事するものでなければならない。
附　則　略	附　則　略
附　則（令和３年条例第　号抄）	
（施行期日）	
１　この条例は，令和３年４月１日から施行する。	
（虐待の防止に係る経過措置）	
２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和４年３月31日までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第194条の12，第194条の20，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），第２条の規定による改正後の盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第４条第３項及び第61条，第３条の規定による改正後の盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第３条第３項及び第32条の２（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），第４条の規定による改正後の盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第２条第４項及び第21条，第５条の規定による改正後の盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第19条，第６条の規定による改正後の盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第３条第３項及び第47条並びに第８条の規定による改正後の盛岡市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第４条第４項及び第46条第２項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。	
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）	
３　施行日から令和６年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条例第34条の２（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第194条の12，第194条の20，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第48条，新障害福祉サービス基準条例第25条の２（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新地域活動支援センター基準条例第16条，新福祉ホーム基準条例第14条，新障害者支援施設基準条例第38条及び新指定通所支援基準条例第39条の２（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。	
（感染症の予防等のための措置に係る経過措置）	
４　施行日から令和６年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条	

改正後	改正前
例第35条第３項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第123条，第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。），第73条第２項及び第92条第２項（新指定障害福祉サービス基準条例第95条の５，第110条，第110条の４，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第200条の５，第201条，第201条の12及び第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第51条第２項，新障害福祉サービス基準条例第27条第２項及び第48条第２項（新障害福祉サービス基準条例第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新地域活動支援センター基準条例第17条第２項，新福祉ホーム基準条例第15条第２項，新障害者支援施設基準条例第40条第２項並びに新指定通所支援基準条例第42条第２項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。 （身体的拘束等の禁止に係る経過措置） 5　施行日から令和４年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条例第36条の２第３項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第54条第３項，新障害福祉サービス基準条例第28条第３項（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新障害者支援施設基準条例第42条第３項及び新指定通所支援基準条例第45条第３項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。	

【第２条】盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例	○盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
平成24年12月25日条例第51号	平成24年12月25日条例第51号
改正　略	改正　略
令和３年　月　日条例第　号	
盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例	盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
目次	目次
第１章　総則（第１条～第４条）	第１章　総則（第１条～第４条）
第２章　指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準	第２章　指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準
第１節　人員に関する基準（第５条～第８条）	第１節　人員に関する基準（第５条～第８条）
第２節　設備に関する基準（第９条・第10条）	第２節　設備に関する基準（第９条・第10条）
第３節　運営に関する基準（第11条～第63条）	第３節　運営に関する基準（第11条～第61条）
第３章　雑則（第64条）	第３章　雑則（第62条）
附則	附則
第１条から第３条まで　略	第１条から第３条まで　略
（基本方針）	（基本方針）
第４条　指定障害者支援施設は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し，これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。	第４条　指定障害者支援施設は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し，これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。
２　指定障害者支援施設は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。	２　指定障害者支援施設は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
３　指定障害者支援施設は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，＿＿＿＿＿＿必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければ＿＿＿＿＿ならない。	３　指定障害者支援施設は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第５条　指定障害者支援施設に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。	第５条　指定障害者支援施設に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　生活介護を行う場合に置くべき医師，看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。），理学療法士又は作業療法士，生活支援員及びサービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。）第４条第１項第１号イ（３）の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）　アからキまでに定める数	（１）　生活介護を行う場合に置くべき医師，看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。），理学療法士又は作業療法士，生活支援員及びサービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。）第４条第１項第１号イ（３）の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）　アからキまでに定める数
ア　医師の数は，利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数とする。	ア　医師の数は，利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数とする。
イ　看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の数は，（ア）から（エ）までに定める数とする。	イ　看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の数は，（ア）から（エ）までに定める数とする。
（ア）　看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，ａ及びｂに掲げる数を合計した数以上とする。	（ア）　看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，ａ及びｂに掲げる数を合計した数以上とする。
ａ　平均障害支援区分（基準省令第４条第１項第１号イ（２）（一）（イ）の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）が４未満の場合にあっては利用者（基準省令第４条第１項第１号イ（２）（一）（イ）（ｉ）の厚生労働大臣が定める者を除く。以下ａにおいて同じ。）の数（前年度の１日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし，新規に事業を開始する場合は，１日当たりの利用者の数の推定数とする。以下同じ。）を６で除して得た数，平均障害支援区分が４以上５未満の場合にあっては利用者の数を５で除して得た数，平均障害支援区分が５以上の場合にあっては利用者の数を３で除して得た数	ａ　平均障害支援区分（基準省令第４条第１項第１号イ（２）（一）（イ）の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）が４未満の場合にあっては利用者（基準省令第４条第１項第１号イ（２）（一）（イ）（ｉ）の厚生労働大臣が定める者を除く。以下ａにおいて同じ。）の数（前年度の１日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし，新規に事業を開始する場合は，１日当たりの利用者の数の推定数とする。以下同じ。）を６で除して得た数，平均障害支援区分が４以上５未満の場合にあっては利用者の数を５で除して得た数，平均障害支援区分が５以上の場合にあっては利用者の数を３で除して得た数
ｂ　ａの厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数	ｂ　ａの厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数
（イ）　看護職員の数は，生活介護の単位ごとに，１人以上とする。	（イ）　看護職員の数は，生活介護の単位ごとに，１人以上とする。
（ウ）　理学療法士又は作業療法士の数は，利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は，生	（ウ）　理学療法士又は作業療法士の数は，利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は，生

改正後	改正前
活介護の単位ごとに，当該訓練を行うために必要な数とする。 (エ)　生活支援員の数は，生活介護の単位ごとに，１人以上とする。 ウ　サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。 (ア)　利用者の数が60人以下　１人以上 (イ)　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 エ　イの生活介護の単位は，生活介護であって，その提供が同時に１人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。 オ　イの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 カ　イの生活支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。 キ　ウのサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。 (2)　自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき看護職員，理学療法士又は作業療法士，生活支援員及びサービス管理責任者　アからキまでに定める数 ア　看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の数は，(ア)から(エ)までに定める数とする。 (ア)　看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を６で除して得た数以上とする。 (イ)　看護職員の数は，１人以上とする。 (ウ)　理学療法士又は作業療法士の数は，１人以上とする。 (エ)　生活支援員の数は，１人以上とする。 イ　サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。 (ア)　利用者の数が60人以下　１人以上 (イ)　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 ウ　指定障害者支援施設が，指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて，利用者の居宅を訪問することにより，自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は，ア及びイに掲げる員数の従業者に加えて，当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を１人以上置くものとする。 エ　アの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 オ　アの看護職員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。 カ　アの生活支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。 キ　イのサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。 (3)　自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき生活支援員及びサービス管理責任者　アからカまでに定める数 ア　生活支援員の数は，常勤換算方法で，利用者の数を６で除して得た数以上とする。 イ　サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。 (ア)　利用者の数が60人以下　１人以上 (イ)　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 ウ　健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については，ア中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と，「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は，常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において，生活支援員及び看護職員の数は，それぞれ１人以上とする。 エ　指定障害者支援施設が，指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて，利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は，アからウまでに掲げる員数の従業者に加えて，当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を１	活介護の単位ごとに，当該訓練を行うために必要な数とする。 (エ)　生活支援員の数は，生活介護の単位ごとに，１人以上とする。 ウ　サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。 (ア)　利用者の数が60人以下　１人以上 (イ)　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 エ　イの生活介護の単位は，生活介護であって，その提供が同時に１人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。 オ　イの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 カ　イの生活支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。 キ　ウのサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。 (2)　自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき看護職員，理学療法士又は作業療法士，生活支援員及びサービス管理責任者　アからキまでに定める数 ア　看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の数は，(ア)から(エ)までに定める数とする。 (ア)　看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を６で除して得た数以上とする。 (イ)　看護職員の数は，１人以上とする。 (ウ)　理学療法士又は作業療法士の数は，１人以上とする。 (エ)　生活支援員の数は，１人以上とする。 イ　サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。 (ア)　利用者の数が60人以下　１人以上 (イ)　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 ウ　指定障害者支援施設が，指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて，利用者の居宅を訪問することにより，自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は，ア及びイに掲げる員数の従業者に加えて，当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を１人以上置くものとする。 エ　アの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 オ　アの看護職員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。 カ　アの生活支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。 キ　イのサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。 (3)　自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき生活支援員及びサービス管理責任者　アからカまでに定める数 ア　生活支援員の数は，常勤換算方法で，利用者の数を６で除して得た数以上とする。 イ　サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。 (ア)　利用者の数が60人以下　１人以上 (イ)　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 ウ　健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については，ア中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と，「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は，常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において，生活支援員及び看護職員の数は，それぞれ１人以上とする。 エ　指定障害者支援施設が，指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて，利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は，アからウまでに掲げる員数の従業者に加えて，当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を１

改正後	改正前
人以上置くものとする。	人以上置くものとする。
オ　ア及びウの生活支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。	オ　ア及びウの生活支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。
カ　イのサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。	カ　イのサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。
（４）　就労移行支援を行う場合に置くべき職業指導員及び生活支援員，就労支援員並びにサービス管理責任者　アからカまでに定める数	（４）　就労移行支援を行う場合に置くべき職業指導員及び生活支援員，就労支援員並びにサービス管理責任者　アからキまでに定める数
ア　職業指導員及び生活支援員の数は，(ア)から(ウ)までに定める数とする。	ア　職業指導員及び生活支援員の数は，(ア)から(ウ)までに定める数とする。
(ア)　職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を６で除して得た数以上とする。	(ア)　職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を６で除して得た数以上とする。
(イ)　職業指導員の数は，１人以上とする。	(イ)　職業指導員の数は，１人以上とする。
(ウ)　生活支援員の数は，１人以上とする。	(ウ)　生活支援員の数は，１人以上とする。
イ　就労支援員の数は，常勤換算方法で，利用者の数を15で除して得た数以上とする。	イ　就労支援員の数は，常勤換算方法で，利用者の数を15で除して得た数以上とする。
ウ　サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。	ウ　サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。
(ア)　利用者の数が60人以下　１人以上	(ア)　利用者の数が60人以下　１人以上
(イ)　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	(イ)　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
エ　アからウまでの規定にかかわらず，あん摩マツサージ指圧師，はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）によるあん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合に置くべき職業指導員及び生活支援員並びにサービス管理責任者の数は，(ア)から(エ)までに定める数とする。	エ　アからウまでの規定にかかわらず，あん摩マツサージ指圧師，はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）によるあん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合に置くべき職業指導員及び生活支援員並びにサービス管理責任者の数は，(ア)から(エ)までに定める数とする。
(ア)　職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を10で除して得た数以上とする。	(ア)　職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を10で除して得た数以上とする。
(イ)　職業指導員の数は，１人以上とする。	(イ)　職業指導員の数は，１人以上とする。
(ウ)　生活支援員の数は，１人以上とする。	(ウ)　生活支援員の数は，１人以上とする。
(エ)　サービス管理責任者の数は，ａ又はｂに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれａ又はｂに定める数	(エ)　サービス管理責任者の数は，ａ又はｂに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれａ又はｂに定める数
ａ　利用者の数が60人以下　１人以上	ａ　利用者の数が60人以下　１人以上
ｂ　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	ｂ　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
オ　ア又はエの職業指導員又は生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤でなければならない。	オ　ア又はエの職業指導員又は生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤でなければならない。
カ　ウ又はエ(エ)のサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。	カ　イの就労支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。
	キ　ウ又はエ(エ)のサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。
（５）　就労継続支援Ｂ型を行う場合に置くべき職業指導員及び生活支援員並びにサービス管理責任者　アからエまでに定める数	（５）　就労継続支援Ｂ型を行う場合に置くべき職業指導員及び生活支援員並びにサービス管理責任者　アからエまでに定める数
ア　職業指導員及び生活支援員の数は，(ア)から(ウ)までに定める数とする。	ア　職業指導員及び生活支援員の数は，(ア)から(ウ)までに定める数とする。
(ア)　職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を10で除して得た数以上とする。	(ア)　職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を10で除して得た数以上とする。
(イ)　職業指導員の数は，１人以上とする。	(イ)　職業指導員の数は，１人以上とする。
(ウ)　生活支援員の数は，１人以上とする。	(ウ)　生活支援員の数は，１人以上とする。
イ　サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。	イ　サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。
(ア)　利用者の数が60人以下　１人以上	(ア)　利用者の数が60人以下　１人以上
(イ)　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	(イ)　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
ウ　アの職業指導員及び生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤でなければならない。	ウ　アの職業指導員及び生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤でなければならない。
エ　イのサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。	エ　イのサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。
（６）　施設入所支援を行う場合に置くべき生活支援員及びサービス管理責任者　アからウまでに定める数	（６）　施設入所支援を行う場合に置くべき生活支援員及びサービス管理責任者　アからウまでに定める数
ア　生活支援員の数は，施設入所支援の単位ごとに，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。ただし，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援若しくは就労継続支援Ｂ型を受ける利用者又は基準省令第４条	ア　生活支援員の数は，施設入所支援の単位ごとに，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。ただし，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援若しくは就労継続支援Ｂ型を受ける利用者又は基準省令第４条

改正後	改正前
第１項第６号イ（１）の厚生労働大臣が定める者に対してのみ提供が行われる単位にあっては，宿直勤務を行う生活支援員を１人以上とする。 （ア）　利用者の数が60人以下　１人以上 （イ）　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 イ　サービス管理責任者は，当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。 ウ　アの施設入所支援の単位は，施設入所支援であって，その提供が同時に１人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。	第１項第６号イ（１）の厚生労働大臣が定める者に対してのみ提供が行われる単位にあっては，宿直勤務を行う生活支援員を１人以上とする。 （ア）　利用者の数が60人以下　１人以上 （イ）　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 イ　サービス管理責任者は，当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。 ウ　アの施設入所支援の単位は，施設入所支援であって，その提供が同時に１人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
２　前項に規定する指定障害者支援施設の従業者は，生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援若しくは就労継続支援Ｂ型の提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	２　前項に規定する指定障害者支援施設の従業者は，生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援若しくは就労継続支援Ｂ型の提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
第６条　削除	第６条　削除
（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）	（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）
第７条　複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は，昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は，第５条第１項第１号カ，第２号オ及びカ，第３号オ，第４号オ（アに係る部分を除く。）並びに第５号ウの規定にかかわらず，常勤の従業者の数を，当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，１人以上とすることができる。	第７条　複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は，昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は，第５条第１項第１号カ，第２号オ及びカ，第３号オ，第４号オ（アに係る部分を除く。）及びカ並びに第５号ウの規定にかかわらず，常勤の従業者の数を，当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，１人以上とすることができる。
２　複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は，第５条第１項第１号ウ及びキ，第２号イ及びキ，第３号イ及びカ，第４号ウ，エ(エ)及びカ並びに第５号イ及びエの規定にかかわらず，サービス管理責任者の数を，次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第５条第２項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ，当該各号に定める数とし，常勤のサービス管理責任者の数を，この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，１人以上とすることができる。 （１）　利用者の数の合計が60人以下　１人以上 （２）　利用者の数の合計が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	２　複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は，第５条第１項第１号ウ及びキ，第２号イ及びキ，第３号イ及びカ，第４号ウ，エ(エ)及びキ並びに第５号イ及びエの規定にかかわらず，サービス管理責任者の数を，次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第５条第２項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ，当該各号に定める数とし，常勤のサービス管理責任者の数を，この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，１人以上とすることができる。 （１）　利用者の数の合計が60人以下　１人以上 （２）　利用者の数の合計が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
第８条から第14条まで　略	第８条から第14条まで　略
（サービス提供困難時の対応）	（サービス提供困難時の対応）
第15条　指定障害者支援施設は，生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し，利用申込者に対し，自ら適切な生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を提供することが困難であると認めた場合は，他の適当な指定障害者支援施設等，指定生活介護事業者（盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年条例第50号。第36条第３項において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第80条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。），指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第143条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。），指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第153条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。），指定就労移行支援事業者（同条例第163条第１項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。），指定就労継続支援Ｂ型事業者（同条例第189条第１項に規定する指定就労継続支援Ｂ型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	第15条　指定障害者支援施設は，生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し，利用申込者に対し，自ら適切な生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を提供することが困難であると認めた場合は，他の適当な指定障害者支援施設等，指定生活介護事業者（盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年条例第51号）第80条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。），指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第143条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。），指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第153条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。），指定就労移行支援事業者（同条例第163条第１項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。），指定就労継続支援Ｂ型事業者（同条例第189条第１項に規定する指定就労継続支援Ｂ型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
２　指定障害者支援施設は，利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し，自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は，適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。	２　指定障害者支援施設は，利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し，自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は，適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。
第16条から第26条まで　略	第16条から第26条まで　略
（施設障害福祉サービス計画の作成等）	（施設障害福祉サービス計画の作成等）
第27条　指定障害者支援施設の管理者は，サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。	第27条　指定障害者支援施設の管理者は，サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。
２　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等	２　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等

改正後	改正前
の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い，当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。	の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い，当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
3　アセスメントを行うに当たっては，利用者に面接して行わなければならない。この場合において，サービス管理責任者は，面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し，理解を得なければならない。	3　アセスメントを行うに当たっては，利用者に面接して行わなければならない。この場合において，サービス管理責任者は，面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し，理解を得なければならない。
4　サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期，施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合においては，当該施設障害福祉サービス計画の原案に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携に関する事項を含めるよう努めなければならない。	4　サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期，施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合においては，当該施設障害福祉サービス計画の原案に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携に関する事項を含めるよう努めなければならない。
5　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）をいう。）を開催し，前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	5　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議　　をいう。）を開催し，前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
6　サービス管理責任者は，第４項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により当該利用者の同意を得なければならない。	6　サービス管理責任者は，第４項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により当該利用者の同意を得なければならない。
7　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画を作成したときは，当該施設障害福祉サービス計画を記載した文書を利用者に交付しなければならない。	7　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画を作成したときは，当該施設障害福祉サービス計画を記載した文書を利用者に交付しなければならない。
8　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成後，施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに，少なくとも６月に１回以上（自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては，少なくとも３月に１回以上），施設障害福祉サービス計画の見直しを行い，必要に応じて，施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。	8　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成後，施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに，少なくとも６月に１回以上（自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては，少なくとも３月に１回以上），施設障害福祉サービス計画の見直しを行い，必要に応じて，施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。
9　サービス管理責任者は，モニタリングを行うに当たっては，利用者及びその家族等との連絡を継続的にとることとし，特段の事情のない限り，次に掲げるところにより行わなければならない。 （１）　定期的に利用者に面接すること。 （２）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。	9　サービス管理責任者は，モニタリングを行うに当たっては，利用者及びその家族等との連絡を継続的にとることとし，特段の事情のない限り，次に掲げるところにより行わなければならない。 （１）　定期的に利用者に面接すること。 （２）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。
10　第２項から第７項までの規定は，第８項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。	10　第２項から第７項までの規定は，第８項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。
第28条から第35条まで　略	第28条から第35条まで　略
（職場への定着のための支援等の実施）	（職場への定着のための支援　の実施）
第36条　指定障害者支援施設は，就労移行支援の提供に当たっては，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。	第36条　指定障害者支援施設は，就労移行支援の提供に当たっては，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。
2　指定障害者支援施設は，就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。	2　指定障害者支援施設は，就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。
3　指定障害者支援施設は，就労移行支援の提供に当たっては，利用者が指定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準条例第194条の２に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には，第１項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第194条の３第１項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。	
4　指定障害者支援施設は，就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては，利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には，第２項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。	
第37条から第45条まで　略	第37条から第45条まで　略

改正後	改正前
（運営規程） 第46条　指定障害者支援施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第53条第１項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （１）　指定障害者支援施設の目的及び運営の方針 （２）　利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類 （３）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （４）　昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間 （５）　利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員 （６）　利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 （７）　昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域 （８）　サービスの利用に当たっての留意事項 （９）　緊急時等における対応方法 （10）　非常災害対策 （11）　利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 （12）　虐待の防止のための措置に関する事項 （13）　その他運営に関する重要事項	（運営規程） 第46条　指定障害者支援施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第52条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （１）　指定障害者支援施設の目的及び運営の方針 （２）　利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類 （３）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （４）　昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間 （５）　利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員 （６）　利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 （７）　昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域 （８）　サービスの利用に当たっての留意事項 （９）　緊急時等における対応方法 （10）　非常災害対策 （11）　利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 （12）　虐待の防止のための措置に関する事項 （13）　その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等） 第47条　指定障害者支援施設は，利用者に対し，適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう，施設障害福祉サービスの種類ごとに，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　指定障害者支援施設は，施設障害福祉サービスの種類ごとに，当該指定障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし，利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 ３　指定障害者支援施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 ４　指定障害者支援施設は，適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	（勤務体制の確保等） 第47条　指定障害者支援施設は，利用者に対し，適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう，施設障害福祉サービスの種類ごとに，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　指定障害者支援施設は，施設障害福祉サービスの種類ごとに，当該指定障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし，利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 ３　指定障害者支援施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
（業務継続計画の策定等） 第48条　指定障害者支援施設は，感染症又は非常災害の発生時において，利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　指定障害者支援施設は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　指定障害者支援施設は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
（定員の遵守） 第49条　指定障害者支援施設は，施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。	（定員の遵守） 第48条　指定障害者支援施設は，施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。
（非常災害対策） 第50条　指定障害者支援施設は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知しなければならない。 ２　指定障害者支援施設は，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 ３　指定障害者支援施設は，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	（非常災害対策） 第49条　指定障害者支援施設は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知しなければならない。 ２　指定障害者支援施設は，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
（衛生管理等） 第51条　指定障害者支援施設は，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。	（衛生管理等） 第50条　指定障害者支援施設は，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

改正後	改正前
2　指定障害者支援施設は，当該指定障害者支援施設における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）　当該指定障害者支援施設における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。 （2）　当該指定障害者支援施設における感染症の予防等のための指針を整備すること。 （3）　当該指定障害者支援施設において，従業者に対し，感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	2　指定障害者支援施設は，指定障害者支援施設において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止し，並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（協力医療機関等） 第52条　指定障害者支援施設は，利用者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めておかなければならない。 2　指定障害者支援施設は，あらかじめ，協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	（協力医療機関等） 第51条　指定障害者支援施設は，利用者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めておかなければならない。 2　指定障害者支援施設は，あらかじめ，協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
（運営規程の概要等の掲示） 第53条　指定障害者支援施設は，指定障害者支援施設の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2　指定障害者支援施設は，前項に規定する重要事項を記載した書面を指定障害者支援施設に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	（運営規程の概要等の掲示） 第52条　指定障害者支援施設は，指定障害者支援施設の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
（身体的拘束等の禁止） 第54条　指定障害者支援施設は，施設障害福祉サービスの提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 2　指定障害者支援施設は，やむを得ず身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。 3　指定障害者支援施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。 （2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （3）　従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	（身体的拘束等の禁止） 第53条　指定障害者支援施設は，施設障害福祉サービスの提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 2　指定障害者支援施設は，やむを得ず身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
（秘密の保持等） 第55条　指定障害者支援施設の従業者及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2　指定障害者支援施設は，従業者又は管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。 3　指定障害者支援施設は，他の指定障害福祉サービス事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは，あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。	（秘密の保持等） 第54条　指定障害者支援施設の従業者及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2　指定障害者支援施設は，従業者又は管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。 3　指定障害者支援施設は，他の指定障害福祉サービス事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは，あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。
（情報の提供等） 第56条　指定障害者支援施設は，当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が，適切かつ円滑に利用することができるように，当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2　指定障害者支援施設は，当該指定障害者支援施設について広告をする場合においては，その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。	（情報の提供等） 第55条　指定障害者支援施設は，当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が，適切かつ円滑に利用することができるように，当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2　指定障害者支援施設は，当該指定障害者支援施設について広告をする場合においては，その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。
（利益供与等の禁止） 第57条　指定障害者支援施設は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し，利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2　指定障害者支援施設は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を	（利益供与等の禁止） 第56条　指定障害者支援施設は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し，利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2　指定障害者支援施設は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を

改正後	改正前
行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から，利用者又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から，利用者又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
（苦情への対応等）	（苦情への対応等）
第58条　指定障害者支援施設は，提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	第57条　指定障害者支援施設は，提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
2　指定障害者支援施設は，前項の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しなければならない。	2　指定障害者支援施設は，前項の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しなければならない。
3　指定障害者支援施設は，提供した施設障害福祉サービスに関し，法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	3　指定障害者支援施設は，提供した施設障害福祉サービスに関し，法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
4　指定障害者支援施設は，提供した施設障害福祉サービスに関し，法第11条第２項の規定により知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録，帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに，知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	4　指定障害者支援施設は，提供した施設障害福祉サービスに関し，法第11条第２項の規定により知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録，帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに，知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
5　指定障害者支援施設は，提供した施設障害福祉サービスに関し，法第48条第１項の規定により市町村の長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村の長が行う調査に協力するとともに，市町村の長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	5　指定障害者支援施設は，提供した施設障害福祉サービスに関し，法第48条第１項の規定により市町村の長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村の長が行う調査に協力するとともに，市町村の長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
6　指定障害者支援施設は，知事，市町村又は市町村の長からの求めがあった場合には，第３項及び前項の改善の内容を知事，市町村又は市町村の長に報告しなければならない。	6　指定障害者支援施設は，知事，市町村又は市町村の長からの求めがあった場合には，第３項及び前項の改善の内容を知事，市町村又は市町村の長に報告しなければならない。
7　指定障害者支援施設は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。	7　指定障害者支援施設は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。
（地域との連携等）	（地域との連携等）
第59条　指定障害者支援施設は，その運営に当たっては，地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流に努めなければならない。	第58条　指定障害者支援施設は，その運営に当たっては，地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流に努めなければならない。
（事故発生時の対応）	（事故発生時の対応）
第60条　指定障害者支援施設は，利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。	第59条　指定障害者支援施設は，利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。
2　指定障害者支援施設は，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しなければならない。	2　指定障害者支援施設は，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しなければならない。
3　指定障害者支援施設は，利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。	3　指定障害者支援施設は，利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。
（虐待の防止）	
第61条　指定障害者支援施設は，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（１）　当該指定障害者支援施設における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。	
（２）　当該指定障害者支援施設において，従業者に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。	
（３）　前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
（会計の区分）	（会計の区分）
第62条　指定障害者支援施設は，実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに，指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	第60条　指定障害者支援施設は，実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに，指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
（記録等の整備）	（記録等の整備）
第63条　指定障害者支援施設は，従業者，設備，備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。	第61条　指定障害者支援施設は，従業者，設備，備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

改正後	改正前
2　指定障害者支援施設は，利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し，当該施設障害福祉サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。	2　指定障害者支援施設は，利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し，当該施設障害福祉サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。
（１）　施設障害福祉サービス計画	（１）　施設障害福祉サービス計画
（２）　第21条第１項及び第２項の規定によるサービスの提供の記録	（２）　第21条第１項及び第２項の規定によるサービスの提供の記録
（３）　第44条の規定による市町村への通知に係る記録	（３）　第44条の規定による市町村への通知に係る記録
（４）　第54条第２項の規定による身体的拘束等の記録	（４）　第53条第２項の規定による身体的拘束等の記録
（５）　第58条第２項の規定による苦情の内容等の記録	（５）　第57条第２項の規定による苦情の内容等の記録
（６）　第60条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（６）　第59条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（委任）	（委任）
第64条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。	第62条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。
附　則	附　則
（施行期日）	（施行期日）
1　この条例は，平成25年４月１日から施行する。	1　この条例は，平成25年４月１日から施行する。
（指定旧法施設支援等に関する経過措置）	（指定旧法施設支援等に関する経過措置）
2　当分の間，第２条第３号中「指定障害福祉サービス等につき」とあるのは「指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援（法附則第21条第１項に規定する指定旧法施設支援をいう。以下この条及び第24条において同じ。）につき」と，「法第29条第３項」とあるのは「法第29条第３項又は法附則第21条第２項若しくは法附則第22条第４項」と，「指定障害福祉サービス等」とあるのは「指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援」と，第24条中「他の指定障害福祉サービス等」とあるのは「他の指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援」と，「含む。）」とあるのは「含む。）又は法附則第21条第２項若しくは法附則第22条第４項」と，「指定障害福祉サービス事業者等」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者等又は特定旧法指定施設（法附則第21条第１項に規定する特定旧法指定施設をいう。）」とする。	2　当分の間，第２条第３号中「指定障害福祉サービス等につき」とあるのは「指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援（法附則第21条第１項に規定する指定旧法施設支援をいう。以下この条及び第24条において同じ。）につき」と，「法第29条第３項」とあるのは「法第29条第３項又は法附則第21条第２項若しくは法附則第22条第４項」と，「指定障害福祉サービス等」とあるのは「指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援」と，第24条中「他の指定障害福祉サービス等」とあるのは「他の指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援」と，「含む。）」とあるのは「含む。）又は法附則第21条第２項若しくは法附則第22条第４項」と，「指定障害福祉サービス事業者等」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者等又は特定旧法指定施設（法附則第21条第１項に規定する特定旧法指定施設をいう。）」とする。
（経過的指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数）	（経過的指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数）
3　当分の間，第１号ア(ア)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護，省令附則第１条の２の規定による就労継続支援Ａ型若しくは就労継続支援Ｂ型又は第６号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する指定障害者支援施設（以下「経過的指定障害者支援施設」という。）に置くべき従業者及びその員数は，第５条の規定にかかわらず，次のとおりとする。	3　当分の間，第１号ア(ア)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護，省令附則第１条の２の規定による就労継続支援Ａ型若しくは就労継続支援Ｂ型又は第６号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する指定障害者支援施設（以下「経過的指定障害者支援施設」という。）に置くべき従業者及びその員数は，第５条の規定にかかわらず，次のとおりとする。
（１）　生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は，第５条第１項第１号に規定する従業者及びその員数とする。ただし，看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，同号イ(ア)の規定にかかわらず，生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，ア及びイに掲げる数を合計した数以上とする。	（１）　生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は，第５条第１項第１号に規定する従業者及びその員数とする。ただし，看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，同号イ(ア)の規定にかかわらず，生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，ア及びイに掲げる数を合計した数以上とする。
ア　(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分に応じ，それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数	ア　(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分に応じ，それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数
(ア)　平均障害支援区分が４未満　利用者（基準省令附則第３条第１項第１号イ(１)の厚生労働大臣が定める者を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。）の数を６で除して得た数	(ア)　平均障害支援区分が４未満　利用者（基準省令附則第３条第１項第１号イ(１)の厚生労働大臣が定める者を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。）の数を６で除して得た数
(イ)　平均障害支援区分が４以上５未満　利用者の数を５で除して得た数	(イ)　平均障害支援区分が４以上５未満　利用者の数を５で除して得た数
(ウ)　平均障害支援区分が５以上　利用者の数を３で除して得た数	(ウ)　平均障害支援区分が５以上　利用者の数を３で除して得た数
イ　ア(ア)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数	イ　ア(ア)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数
（２）　自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は，第５条第１項第２号に規定する従業者及びその員数とする。	（２）　自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は，第５条第１項第２号に規定する従業者及びその員数とする。
（３）　自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は，第５条第１項第３号に規定する従業者及びその員数とする。	（３）　自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は，第５条第１項第３号に規定する従業者及びその員数とする。
（４）　就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は，第５条第１項第４号に規定する従業者及びその員数とする。	（４）　就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は，第５条第１項第４号に規定する従業者及びその員数とする。
（５）　就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を行う場合に置くべき従業者は，職業指導員及び生活支援員並びにサービス管理責任者とし，その員数は，アからカに定める数とする。	（５）　就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を行う場合に置くべき従業者は，職業指導員及び生活支援員並びにサービス管理責任者とし，その員数は，アからカに定める数とする。
ア　職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を10で除して得た数以上とする。	ア　職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を10で除して得た数以上とする。
イ　職業指導員の数は，１人以上とする。	イ　職業指導員の数は，１人以上とする。
ウ　生活支援員の数は，１人以上とする。	ウ　生活支援員の数は，１人以上とする。
エ　サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区	エ　サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区

改正後	改正前
分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数 (ア)　利用者の数が60人以下　1人以上 (イ)　利用者の数が61人以上　1人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 オ　アからウまでの職業指導員又は生活支援員のうち，いずれか1人以上は，常勤でなければならない。 カ　エのサービス管理責任者のうち，1人以上は，常勤でなければならない。	分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数 (ア)　利用者の数が60人以下　1人以上 (イ)　利用者の数が61人以上　1人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 オ　アからウまでの職業指導員又は生活支援員のうち，いずれか1人以上は，常勤でなければならない。 カ　エのサービス管理責任者のうち，1人以上は，常勤でなければならない。
(6)　施設入所支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は，第5条第1項第6号に規定する従業者及びその員数とする。ただし，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型を受ける者又は基準省令附則第3条第1項第6号の厚生労働大臣が定める者に対してのみ提供が行われる単位にあっては，宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。	(6)　施設入所支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は，第5条第1項第6号に規定する従業者及びその員数とする。ただし，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型を受ける者又は基準省令附則第3条第1項第6号の厚生労働大臣が定める者に対してのみ提供が行われる単位にあっては，宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。
4　前項に規定する経過的指定障害者支援施設の従業者は，生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら当該自立訓練（機能訓練），当該自立訓練（生活訓練），当該就労移行支援，当該就労継続支援A型若しくは当該就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。	4　前項に規定する経過的指定障害者支援施設の従業者は，生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら当該自立訓練（機能訓練），当該自立訓練（生活訓練），当該就労移行支援，当該就労継続支援A型若しくは当該就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。
（複数の昼間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設における従業者の員数）	（複数の昼間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設における従業者の員数）
5　複数の昼間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設は，昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は，第3項第1号から第4号まで及び第5号オの規定にかかわらず，当該経過的指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，1人以上は，常勤でなければならないとすることができる。	5　複数の昼間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設は，昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は，第3項第1号から第4号まで及び第5号オの規定にかかわらず，当該経過的指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，1人以上は，常勤でなければならないとすることができる。
6　複数の昼間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設は，第3項第1号から第4号まで並びに第5号エ及びカの規定にかかわらず，サービス管理責任者の数を，次の各号に掲げる当該経過的指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令附則第4条第2項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ，当該各号に定める数とし，この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，1人以上は，常勤でなければならないとすることができる。 (1)　利用者の数の合計が60人以下　1人以上 (2)　利用者の数の合計が61人以上　1人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上	6　複数の昼間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設は，第3項第1号から第4号まで並びに第5号エ及びカの規定にかかわらず，サービス管理責任者の数を，次の各号に掲げる当該経過的指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令附則第4条第2項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ，当該各号に定める数とし，この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，1人以上は，常勤でなければならないとすることができる。 (1)　利用者の数の合計が60人以下　1人以上 (2)　利用者の数の合計が61人以上　1人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
（設備）	（設備）
7　経過的指定障害者支援施設について第9条の規定を適用する場合においては，就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は，就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障がない場合は，設けないことができる。	7　経過的指定障害者支援施設について第9条の規定を適用する場合においては，就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は，就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障がない場合は，設けないことができる。
（雇用契約の締結等）	（雇用契約の締結等）
8　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援A型を提供する場合には，利用者と雇用契約を締結しなければならない。	8　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援A型を提供する場合には，利用者と雇用契約を締結しなければならない。
9　前項の規定にかかわらず，経過的指定障害者支援施設（昼間実施サービスとして就労継続支援B型を提供するものを除く。）は，就労継続支援A型を提供する場合には，省令第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。	9　前項の規定にかかわらず，経過的指定障害者支援施設（昼間実施サービスとして就労継続支援B型を提供するものを除く。）は，就労継続支援A型を提供する場合には，省令第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。
（就労）	（就労）
10　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては，地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。	10　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては，地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。
11　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては，作業の能率の向上が図られるよう，利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。	11　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては，作業の能率の向上が図られるよう，利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
（賃金等）	（賃金等）
12　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援A型を提供する場合には，附則第8項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため，賃金の水準を高めるよう努めなければならない。	12　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援A型を提供する場合には，附則第8項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため，賃金の水準を高めるよう努めなければならない。
13　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援A型を提供する場合には，附則第8項の雇用契約を締結していない利用者に対しては，生産活動に係	13　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援A型を提供する場合には，附則第8項の雇用契約を締結していない利用者に対しては，生産活動に係

改正後	改正前
る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。	る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
14　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型を提供する場合には，附則第８項の雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため，前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。	14　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型を提供する場合には，附則第８項の雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため，前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
15　附則第13項の規定により，附則第８項の雇用契約を締結していない利用者に対して支払われる１月当たりの工賃の平均額は，3,000円を下回ってはならない。	15　附則第13項の規定により，附則第８項の雇用契約を締結していない利用者に対して支払われる１月当たりの工賃の平均額は，3,000円を下回ってはならない。
（工賃の支払等）	（工賃の支払等）
16　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，利用者に，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。	16　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，利用者に，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
17　前項の規定により利用者に対して支払われる１月当たりの工賃の平均額（附則第19項において「工賃の平均額」という。）は，3,000円を下回ってはならない。	17　前項の規定により利用者に対して支払われる１月当たりの工賃の平均額（附則第19項において「工賃の平均額」という。）は，3,000円を下回ってはならない。
18　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため，工賃の水準を高めるよう努めなければならない。	18　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため，工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
19　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，年度ごとに，工賃の目標水準を設定し，当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに，県及び市に報告しなければならない。	19　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，年度ごとに，工賃の目標水準を設定し，当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに，県及び市に報告しなければならない。
（実習の実施）	（実習の実施）
20　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう，実習の受入先の確保に努めなければならない。	20　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう，実習の受入先の確保に努めなければならない。
21　経過的指定障害者支援施設は，前項の実習の受入先の確保に当たっては，公共職業安定所，障害者就業・生活支援センター，特別支援学校等の関係機関と連携して，利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。	21　経過的指定障害者支援施設は，前項の実習の受入先の確保に当たっては，公共職業安定所，障害者就業・生活支援センター，特別支援学校等の関係機関と連携して，利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。
（求職活動の支援等の実施）	（求職活動の支援等の実施）
22　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。	22　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。
23　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，公共職業安定所，障害者就業・生活支援センター，特別支援学校等の関係機関と連携して，利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。	23　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，公共職業安定所，障害者就業・生活支援センター，特別支援学校等の関係機関と連携して，利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。
（職場への定着のための支援等の実施）	（職場への定着のための支援等の実施）
24　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。	24　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。
25　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては，利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には，前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。	
（利用者及び従業者以外の者の雇用）	（利用者及び従業者以外の者の雇用）
26　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型を提供する場合において，利用者及び従業者以外の者を就労継続支援Ａ型に従事する作業員として雇用するときは，次に掲げる就労継続支援Ａ型の利用定員の区分に応じ，当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。	25　経過的指定障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型を提供する場合において，利用者及び従業者以外の者を就労継続支援Ａ型に従事する作業員として雇用するときは，次に掲げる就労継続支援Ａ型の利用定員の区分に応じ，当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。
（１）　利用定員が10人以上20人以下　利用定員に100分の50を乗じて得た数	（１）　利用定員が10人以上20人以下　利用定員に100分の50を乗じて得た数
（２）　利用定員が21人以上30人以下　10人又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数	（２）　利用定員が21人以上30人以下　10人又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
（３）　利用定員が31人以上　12人又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数	（３）　利用定員が31人以上　12人又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数
（経過的指定障害者支援施設に関する読替え）	（経過的指定障害者支援施設に関する読替え）
27　経過的指定障害者支援施設について第15条，第23条，第31条及び第32条の規定を適用する場合においては，第15条第１項，第23条第３項第２号及び第31条第２項中「又は就労移行支援」とあるのは「，就労移行支援，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型」と，第32条中「又は就労移行支援」	26　経過的指定障害者支援施設について第15条，第23条，第31条及び第32条の規定を適用する場合においては，第15条第１項，第23条第３項第２号及び第31条第２項中「又は就労移行支援」とあるのは「，就労移行支援，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型」と，第32条中「又は就労移行支援」

改正後	改正前
とあるのは「，就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型」とする。	とあるのは「，就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型」とする。
（多目的室の経過措置）	（多目的室の経過措置）
28　平成18年10月１日以前から存する法附則第41条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第１項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者更生施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第１項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）第２条第３号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。），法附則第58条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の６に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第１項の指定を受けているもの（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第２条第１号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の７に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第１項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第２条第２号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。）第50条の２第１項第１号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）若しくは同項第２号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第23条第１号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第２号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み，平成18年10月１日後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については，当分の間，第９条第１項に規定する多目的室を設けないことができる。	27　平成18年10月１日以前から存する法附則第41条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第１項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者更生施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第１項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）第２条第３号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。），法附則第58条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の６に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第１項の指定を受けているもの（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第２条第１号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の７に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第１項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第２条第２号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。）第50条の２第１項第１号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）若しくは同項第２号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第23条第１号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第２号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み，平成18年10月１日後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については，当分の間，第９条第１項に規定する多目的室を設けないことができる。
（居室の定員の経過措置）	（居室の定員の経過措置）
29　平成18年10月１日以前から存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第９条第２項の規定を適用する場合においては，同項第２号ア中「４人」とあるのは，「原則として４人」とする。	28　平成18年10月１日以前から存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第９条第２項の規定を適用する場合においては，同項第２号ア中「４人」とあるのは，「原則として４人」とする。
（居室面積の経過措置）	（居室面積の経過措置）
30　平成18年10月１日以前から存する指定身体障害者更生施設，指定特定身体障害者授産施設，指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第９条第２項の規定を適用する場合においては，同項第２号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは，「6.6平方メートル」とする。	29　平成18年10月１日以前から存する指定身体障害者更生施設，指定特定身体障害者授産施設，指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第９条第２項の規定を適用する場合においては，同項第２号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは，「6.6平方メートル」とする。
31　平成18年10月１日以前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第９条第２項の規定を適用する場合においては，同項第２号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは，「4.4平方メートル」とする。	30　平成18年10月１日以前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第９条第２項の規定を適用する場合においては，同項第２号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは，「4.4平方メートル」とする。
32　平成18年10月１日以前から存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第２条第１項若しくは第４条第１項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第２条若しくは第３条の規定の適用を受けているものにおいて，施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第９条第２項の規定を適用する場合においては，同項第２号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは，「3.3平方メートル」と	31　平成18年10月１日以前から存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第２条第１項若しくは第４条第１項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第２条若しくは第３条の規定の適用を受けているものにおいて，施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第９条第２項の規定を適用する場合においては，同項第２号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは，「3.3平方メートル」と

改正後	改正前
する。	する。
33　平成24年４月１日以前から存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第５条による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の２第１項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であって，同日以後指定障害者支援施設となるものに対する第９条第２項第２号の規定の適用については，当分の間，同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは，「4.95平方メートル」とする。ただし，指定障害者支援施設となった後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更した部分については，この限りでない。	32　平成24年４月１日以前から存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第５条による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の２第１項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であって，同日以後指定障害者支援施設となるものに対する第９条第２項第２号の規定の適用については，当分の間，同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは，「4.95平方メートル」とする。ただし，指定障害者支援施設となった後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更した部分については，この限りでない。
（ブザー又はこれに代わる設備の経過措置）	（ブザー又はこれに代わる設備の経過措置）
34　平成18年10月１日以前から存する指定身体障害者更生施設，指定特定身体障害者授産施設，指定知的障害者更生施設，指定特定知的障害者授産施設，精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，当分の間，第９条第２項第２号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。	33　平成18年10月１日以前から存する指定身体障害者更生施設，指定特定身体障害者授産施設，指定知的障害者更生施設，指定特定知的障害者授産施設，精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，当分の間，第９条第２項第２号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
35　平成24年４月１日以前から存する旧知的障害児施設等であって，同日以後指定障害者支援施設となるものについては，当分の間，第９条第２項第２号キの規定は適用しない。ただし，指定障害者支援施設となった後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更した部分については，この限りでない。	34　平成24年４月１日以前から存する旧知的障害児施設等であって，同日以後指定障害者支援施設となるものについては，当分の間，第９条第２項第２号キの規定は適用しない。ただし，指定障害者支援施設となった後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更した部分については，この限りでない。
（廊下幅の経過措置）	（廊下幅の経過措置）
36　平成18年10月１日以前から存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第９条第３項の規定を適用する場合においては，同項第１号中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。	35　平成18年10月１日以前から存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第９条第２項の規定を適用する場合においては，同条第２項第８号ア中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。
37　平成18年10月１日以前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，第９条第３項の規定は，当分の間，適用しない。	36　平成18年10月１日以前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，第９条第２項第８号の規定は，当分の間，適用しない。
38　平成18年10月１日以前から存する指定身体障害者更生施設，指定特定身体障害者授産施設，指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，第９条第３項の規定は，当分の間，適用しない。	37　平成18年10月１日以前から存する指定身体障害者更生施設，指定特定身体障害者授産施設，指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，第９条第２項第８号の規定は，当分の間，適用しない。
39　平成24年４月１日以前から存する旧知的障害児施設等であって，同日以後指定障害者支援施設となるものについては，当分の間，第９条第３項の規定は適用しない。ただし，指定障害者支援施設となった後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更した部分については，この限りでない。	38　平成24年４月１日以前から存する旧知的障害児施設等であって，同日以後指定障害者支援施設となるものについては，当分の間，第９条第２項第８号の規定は適用しない。ただし，指定障害者支援施設となった後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更した部分については，この限りでない。
附　則　略	附　則　略
附　則（令和３年条例第　号抄）	
（施行期日）	
１　この条例は，令和３年４月１日から施行する。	
（虐待の防止に係る経過措置）	
２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和４年３月31日までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第194条の12，第194条の20，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），第２条の規定による改正後の盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第４条第３項及び第61条，第３条の規定による改正後の盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第３条第３項及び第32条の２（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），第４条の規定による改正後の盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（以	

改正後	改正前
下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第２条第４項及び第21条，第５条の規定による改正後の盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第19条，第６条の規定による改正後の盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第３条第３項及び第47条並びに第８条の規定による改正後の盛岡市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第４条第４項及び第46条第２項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置） ３　施行日から令和６年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条例第34条の２（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第194条の12，第194条の20，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第48条，新障害福祉サービス基準条例第25条の２（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新地域活動支援センター基準条例第16条，新福祉ホーム基準条例第14条，新障害者支援施設基準条例第38条及び新指定通所支援基準条例第39条の２（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。 （感染症の予防等のための措置に係る経過措置） ４　施行日から令和６年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条例第35条第３項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第123条，第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。），第73条第２項及び第92条第２項（新指定障害福祉サービス基準条例第95条の５，第110条，第110条の４，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第200条の５，第201条，第201条の12及び第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第51条第２項，新障害福祉サービス基準条例第27条第２項及び第48条第２項（新障害福祉サービス基準条例第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新地域活動支援センター基準条例第17条第２項，新福祉ホーム基準条例第15条第２項，新障害者支援施設基準条例第40条第２項並びに新指定通所支援基準条例第42条第２項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。 （身体的拘束等の禁止に係る経過措置） ５　施行日から令和４年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条例第36条の２第３項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第54条第３項，新障害福祉サービス基準条例第28条第３項（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新障害者支援施設基準条例第42条第３項及び新指定通所支援基準条例第45条第３項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。	

【第３条】盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第52号 改正　略 令和３年　月　日条例第　号 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例	○盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第52号 改正　略 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例
目次 第１章　総則（第１条～第３条） 第２章　療養介護（第４条～第32条の２） 第３章　生活介護（第33条～第50条） 第４章　自立訓練（機能訓練）（第51条～第55条） 第５章　自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条） 第６章　就労移行支援（第61条～第69条） 第７章　就労継続支援Ａ型（第70条～第84条） 第８章　就労継続支援Ｂ型（第85条～第87条） 第９章　多機能型に関する特例（第88条～第90条） 第10章　雑則（第91条） 附則	目次 第１章　総則（第１条～第３条） 第２章　療養介護（第４条～第32条　） 第３章　生活介護（第33条～第50条） 第４章　自立訓練（機能訓練）（第51条～第55条） 第５章　自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条） 第６章　就労移行支援（第61条～第69条） 第７章　就労継続支援Ａ型（第70条～第84条） 第８章　就労継続支援Ｂ型（第85条～第87条） 第９章　多機能型に関する特例（第88条～第90条） 第10章　雑則（第91条） 附則
第１条及び第２条　略 （障害福祉サービス事業者の一般原則）	第１条及び第２条　略 （障害福祉サービス事業者の一般原則）
第３条　障害福祉サービス事業を行う者（次章から第８章までに掲げる事業を行うものに限る。以下「障害福祉サービス事業者」という。）は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し，これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。	第３条　障害福祉サービス事業を行う者（次章から第８章までに掲げる事業を行うものに限る。以下「障害福祉サービス事業者」という。）は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し，これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。
２　障害福祉サービス事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。	２　障害福祉サービス事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
３　障害福祉サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，職員に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	３　障害福祉サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，職員に対し，研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
第４条から第７条まで　略 （非常災害対策）	第４条から第７条まで　略 （非常災害対策）
第８条　療養介護事業者は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し，それらを定期的に職員に周知しなければならない。	第８条　療養介護事業者は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し，それらを定期的に職員に周知しなければならない。
２　療養介護事業者は，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	２　療養介護事業者は，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
３　療養介護事業者は，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
第９条から第16条まで　略 （療養介護計画の作成等）	第９条から第16条まで　略 （療養介護計画の作成等）
第17条　療養介護事業所の管理者は，サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。	第17条　療養介護事業所の管理者は，サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。
２　療養介護計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。	２　療養介護計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
３　サービス管理責任者は，アセスメントを行うに当たっては，利用者に面接して行わなければならない。この場合において，サービス管理責任者は，面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し，理解を得なければならない。	３　サービス管理責任者は，アセスメントを行うに当たっては，利用者に面接して行わなければならない。この場合において，サービス管理責任者は，面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し，理解を得なければならない。
４　サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，療養介護の目標及びその達成時期，療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合においては，当該療養介護計画の原案に当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福	４　サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，療養介護の目標及びその達成時期，療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合においては，当該療養介護計画の原案に当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福

改正後	改正前
祉サービス等との連携に関する事項を含めるよう努めなければならない。	祉サービス等との連携に関する事項を含めるよう努めなければならない。
5　サービス管理責任者は，療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）をいう。）を開催し，前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	5　サービス管理責任者は，療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し，前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
6　サービス管理責任者は，第４項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により当該利用者の同意を得なければならない。	6　サービス管理責任者は，第４項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により当該利用者の同意を得なければならない。
7　サービス管理責任者は，療養介護計画を作成したときは，当該療養介護計画を記載した文書を利用者に交付しなければならない。	7　サービス管理責任者は，療養介護計画を作成したときは，当該療養介護計画を記載した文書を利用者に交付しなければならない。
8　サービス管理責任者は，療養介護計画の作成後，療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに，少なくとも６月に１回以上，療養介護計画の見直しを行い，必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。	8　サービス管理責任者は，療養介護計画の作成後，療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに，少なくとも６月に１回以上，療養介護計画の見直しを行い，必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
9　サービス管理責任者は，モニタリングを行うに当たっては，利用者及びその家族等との連絡を継続的にとることとし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。 （１）　定期的に利用者に面接すること。 （２）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。	9　サービス管理責任者は，モニタリングを行うに当たっては，利用者及びその家族等との連絡を継続的にとることとし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。 （１）　定期的に利用者に面接すること。 （２）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。
10　第２項から第７項までの規定は，第８項に規定する療養介護計画の変更について準用する。	10　第２項から第７項までの規定は，第８項に規定する療養介護計画の変更について準用する。
第18条から第24条まで　略	第18条から第24条まで　略
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第25条　療養介護事業者は，利用者に対し，適切な療養介護を提供できるよう，療養介護事業所ごとに，職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	第25条　療養介護事業者は，利用者に対し，適切な療養介護を提供できるよう，療養介護事業所ごとに，職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　療養介護事業者は，療養介護事業所ごとに，当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし，利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	2　療養介護事業者は，療養介護事業所ごとに，当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし，利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。
3　療養介護事業者は，職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	3　療養介護事業者は，職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
4　療養介護事業者は，適切な療養介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第25条の２　療養介護事業者は，感染症又は非常災害の発生時において，利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2　療養介護事業者は，職員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
3　療養介護事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
第26条　略	第26条　略
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第27条　療養介護事業者は，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。	第27条　療養介護事業者は，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
2　療養介護事業者は，当該療養介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項及び第48条第２項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　当該療養介護事業所における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。 （２）　当該療養介護事業所における感染症の予防等のための指針を整備すること。 （３）　当該療養介護事業所において，職員に対し，感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	2　療養介護事業者は，療養介護事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止し，並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

改正後	改正前
（身体的拘束等の禁止） 第28条　療養介護事業者は，療養介護の提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 2　療養介護事業者は，やむを得ず身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。 3　療養介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。 （2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （3）　職員に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	（身体的拘束等の禁止） 第28条　療養介護事業者は，療養介護の提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 2　療養介護事業者は，やむを得ず身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
第29条から第32条まで　略	第29条から第32条まで　略
（虐待の防止） 第32条の2　療養介護事業者は，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）　当該療養介護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。 （2）　当該療養介護事業所において，職員に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。 （3）　前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
第33条から第44条まで　略	第33条から第44条まで　略
（職場への定着のための支援等の実施） 第44条の2　生活介護事業者は，障害者の職場への定着を促進するため，当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，当該障害者が就職した日から6月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。 2　生活介護事業者は，当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が，指定就労定着支援（盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年条例第50号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には，前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。	（職場への定着のための支援の実施） 第44条の2　生活介護事業者は，障害者の職場への定着を促進するため，当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，当該障害者が就職した日から6月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。
第45条から第47条まで　略	第45条から第47条まで　略
（衛生管理等） 第48条　生活介護事業者は，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。 2　生活介護事業者は，当該生活介護事業所における感染症の予防等のため，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）　当該生活介護事業所における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。 （2）　当該生活介護事業所における感染症の予防等のための指針を整備すること。 （3）　当該生活介護事業所において，職員に対し，感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	（衛生管理等） 第48条　生活介護事業者は，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。 2　生活介護事業者は，生活介護事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止し，並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
第49条　略	第49条　略
（準用） 第50条　第8条，第9条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の2までの規定は，生活介護の事業について準用する。この場合において，第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第50条において準用する第17条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「生	（準用） 第50条　第8条，第9条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条までの規定は，生活介護の事業について準用する。この場合において，第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第50条において準用する第17条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「生

改正後	改正前
活介護計画」と，同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第50条において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第50条において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第50条において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第50条において準用する次条第１項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と，第18条中「前条」とあるのは「第50条において準用する前条」と読み替えるものとする。	活介護計画」と，同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第50条において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第50条において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第50条において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第50条において準用する次条第１項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と，第18条中「前条」とあるのは「第50条において準用する前条」と読み替えるものとする。
第51条から第54条まで　略	第51条から第54条まで　略
（準用）	（準用）
第55条　第８条，第９条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の２まで，第34条から第38条まで，第40条，第41条及び第44条の２から第49条までの規定は，自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において，第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する第17条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と，同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第55条において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第55条において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第55条において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する次条第１項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と，同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と，第18条中「前条」とあるのは「第55条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。	第55条　第８条，第９条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条　まで，第34条から第38条まで，第40条，第41条及び第44条の２から第49条までの規定は，自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において，第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する第17条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と，同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第55条において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第55条において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第55条において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する次条第１項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と，同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と，第18条中「前条」とあるのは「第55条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。
第56条から第59条まで　略	第56条から第59条まで　略
（準用）	（準用）
第60条　第８条，第９条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の２まで，第34条から第36条まで，第40条，第41条，第44条の２から第49条まで，第53条及び第54条の規定は，自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において，第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する第17条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第60条において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第60条において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第60条において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する次条第１項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と，第18条中「前条」とあるのは「第60条において読み替えて準用する前条」と，第40条第２項中「６人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については６人以上，宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。	第60条　第８条，第９条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条　まで，第34条から第36条まで，第40条，第41条，第44条の２から第49条まで，第53条及び第54条の規定は，自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において，第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する第17条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第60条において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第60条において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第60条において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する次条第１項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と，第18条中「前条」とあるのは「第60条において読み替えて準用する前条」と，第40条第２項中「６人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については６人以上，宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。
第61条及び第62条　略	第61条及び第62条　略
（職員の配置）	（職員の配置）
第63条　就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。	第63条　就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。
（１）　管理者　１人	（１）　管理者　１人
（２）　職業指導員及び生活支援員	（２）　職業指導員及び生活支援員
ア　職業指導員及び生活支援員の総数は，就労移行支援事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を６で除した数以上とする。	ア　職業指導員及び生活支援員の総数は，就労移行支援事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を６で除した数以上とする。
イ　職業指導員の数は，就労移行支援事業所ごとに，１人以上とする。	イ　職業指導員の数は，就労移行支援事業所ごとに，１人以上とする。
ウ　生活支援員の数は，就労移行支援事業所ごとに，１人以上とする。	ウ　生活支援員の数は，就労移行支援事業所ごとに，１人以上とする。
（３）　就労支援員　就労移行支援事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を15で除した数以上	（３）　就労支援員　就労移行支援事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を15で除した数以上
（４）　サービス管理責任者　就労移行支援事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数	（４）　サービス管理責任者　就労移行支援事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数
ア　利用者の数が60人以下　１人以上	ア　利用者の数が60人以下　１人以上
イ　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	イ　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
２　前項に規定する就労移行支援事業所の職員（同項第１号に掲げる者を除く。）は，専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければな	２　前項に規定する就労移行支援事業所の職員（同項第１号に掲げる者を除く。）は，専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければな

改正後	改正前
らない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。	らない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。
3　第１項第１号の管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は，当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し，又は当該就労移行支援事業所以外の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。	3　第１項第１号の管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は，当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し，又は当該就労移行支援事業所以外の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。
4　第１項第２号の職業指導員又は生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤でなければならない。	4　第１項第２号の職業指導員又は生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤でなければならない。
	5　第１項第３号の就労支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。
5　第１項第４号のサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。	6　第１項第４号のサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。
（認定就労移行支援事業所の職員の員数）	（認定就労移行支援事業所の職員の員数）
第64条　前条の規定にかかわらず，認定就労移行支援事業所に置くべき職員は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。	第64条　前条の規定にかかわらず，認定就労移行支援事業所に置くべき職員は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　管理者　１人	（１）　管理者　１人
（２）　職業指導員及び生活支援員	（２）　職業指導員及び生活支援員
ア　職業指導員及び生活支援員の総数は，認定就労移行支援事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を10で除した数以上とする。	ア　職業指導員及び生活支援員の総数は，認定就労移行支援事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を10で除した数以上とする。
イ　職業指導員の数は，認定就労移行支援事業所ごとに，１人以上とする。	イ　職業指導員の数は，認定就労移行支援事業所ごとに，１人以上とする。
ウ　生活支援員の数は，認定就労移行支援事業所ごとに，１人以上とする。	ウ　生活支援員の数は，認定就労移行支援事業所ごとに，１人以上とする。
（３）　サービス管理責任者　認定就労移行支援事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数	（３）　サービス管理責任者　認定就労移行支援事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数
ア　利用者の数が60人以下　１人以上	ア　利用者の数が60人以下　１人以上
イ　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	イ　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
2　前項の職員及びその員数については，前条第２項から第５項までの規定を準用する。	2　前項の職員及びその員数については，前条第２項から第４項まで及び第６項の規定を準用する。
第64条の２から第66条まで　略	第64条の２から第66条まで　略
（職場への定着のための支援等の実施）	（職場への定着のための支援　の実施）
第67条　就労移行支援事業者は，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。	第67条　就労移行支援事業者は，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。
2　就労移行支援事業者は，利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には，前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。	
第68条　略	第68条　略
（準用）	（準用）
第69条　第８条，第９条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の２まで，第34条から第38条まで，第40条，第41条，第43条，第44条，第45条から第49条まで及び第53条の規定は，就労移行支援の事業について準用する。この場合において，第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第69条において読み替えて準用する第17条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と，同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第69条において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第69条において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第69条において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第69条において読み替えて準用する次条第１項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と，同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と，第18条中「前条」とあるのは「第69条において読み替えて準用する前条」と，第37条ただし書及び第40条第１項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。	第69条　第８条，第９条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条　まで，第34条から第38条まで，第40条，第41条，第43条，第44条，第45条から第49条まで及び第53条の規定は，就労移行支援の事業について準用する。この場合において，第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第69条において読み替えて準用する第17条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と，同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第69条において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第69条において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第69条において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第69条において読み替えて準用する次条第１項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と，同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と，第18条中「前条」とあるのは「第69条において読み替えて準用する前条」と，第37条ただし書及び第40条第１項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。
第70条から第71条の２まで　略	第70条から第71条の２まで　略
（厚生労働大臣が定める事項の評価等）	
第71条の３　就労継続支援Ａ型事業者は，就労継続支援Ａ型事業所ごとに，おおむね１年に１回以上，基準省令第72条の３の厚生労働大臣が定める事項について，同条の厚生労働大臣が定めるところにより，自ら評価を行い，その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければなら	

改正後	改正前
ない。	
第72条から第81条まで　略	第72条から第81条まで　略
（職場への定着のための支援等の実施）	（職場への定着のための支援等の実施）
第82条　就労継続支援Ａ型事業者は，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。	第82条　就労継続支援Ａ型事業者は，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。
２　就労継続支援Ａ型事業者は，利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には，前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。	
第83条　略	第83条　略
（準用）	（準用）
第84条　第８条，第９条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の２まで，第34条，第41条，第45条から第49条まで及び第53条の規定は，就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において，第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第84条において準用する第17条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と，同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第84条において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第84条において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第84条において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第84条において準用する次条第１項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と，第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。	第84条　第８条，第９条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条まで，第34条，第41条，第45条から第49条まで及び第53条の規定は，就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において，第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第84条において準用する第17条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と，同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第84条において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第84条において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第84条において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第84条において準用する次条第１項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と，第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。
第85条及び第86条　略	第85条及び第86条　略
（準用）	（準用）
第87条　第８条，第９条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の２まで，第34条，第36条，第37条，第41条，第43条，第45条から第49条まで，第53条，第71条，第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は，就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において，第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第87条において準用する第17条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と，同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第87条において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第87条において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第87条において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第87条において準用する次条第１項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と，第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と，第80条第１項中「第84条」とあるのは「第87条」と，「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。	第87条　第８条，第９条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条まで，第34条，第36条，第37条，第41条，第43条，第45条から第49条まで，第53条，第71条，第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は，就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において，第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第87条において準用する第17条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と，同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第87条において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第87条において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第87条において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第87条において準用する次条第１項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と，第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と，第80条第１項中「第84条」とあるのは「第87条」と，「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。
第88条　略	第88条　略
（職員の員数等の特例）	（職員の員数等の特例）
第89条　多機能型事業所は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては，当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は，第39条第６項，第52条第６項及び第７項，第59条第６項，第63条第４項並びに第74条第４項（第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては，指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例第６条第１項第２号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし，管理者，医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。	第89条　多機能型事業所は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては，当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は，第39条第６項，第52条第６項及び第７項，第59条第６項，第63条第４項及び第５項並びに第74条第４項（第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては，指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例第６条第１項第２号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし，管理者，医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。
２　多機能型事業所は，第39条第１項第４号及び第７項，第52条第１項第３号及び第８項，第59条第１項第４号及び第７項，第63条第１項第４号及び第５項並びに第74条第１項第３号及び第５項（これらの規定を第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第90条第２項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして，当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を，次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ，当該各号に掲げる数とすることができる。	２　多機能型事業所は，第39条第１項第４号及び第７項，第52条第１項第３号及び第８項，第59条第１項第４号及び第７項，第63条第１項第４号及び第６項並びに第74条第１項第３号及び第５項（これらの規定を第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第90条第２項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして，当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を，次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ，当該各号に掲げる数とすることができる。

改正後	改正前
この場合において，この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。 （１） 利用者の数の合計が60人以下　１人以上 （２） 利用者の数の合計が61人以上　１人に，利用者の数の合計が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 ３　前条第４項後段の規定により，多機能型事業所の利用定員を１人以上とすることができることとされた多機能型事業所は，第39条第１項第３号エ及び第６項，第52条第１項第２号エ及び第７項，第59条第１項第２号及び第６項並びに第87条において準用する第74条第１項第２号及び第４項の規定にかかわらず，一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして，当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を，常勤換算方法で，第１号に掲げる利用者の数を６で除した数と第２号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において，この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち，１人以上は常勤でなければならない。 （１） 生活介護，自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者 （２） 就労継続支援Ｂ型の利用者 第90条及び第91条　略 附　則　略 附　則（令和３年条例第　号抄） （施行期日） １　この条例は，令和３年４月１日から施行する。 （虐待の防止に係る経過措置） ２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和４年３月31日までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第194条の12，第194条の20，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），第２条の規定による改正後の盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第４条第３項及び第61条，第３条の規定による改正後の盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第３条第３項及び第32条の２（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），第４条の規定による改正後の盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第２条第４項及び第21条，第５条の規定による改正後の盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第19条，第６条の規定による改正後の盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第３条第３項及び第47条並びに第８条の規定による改正後の盛岡市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第４条第４項及び第46条第２項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置） ３　施行日から令和６年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条例第34条の２（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第194条の12，第194条の20，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第48条，新障害福祉サービス基準条例第25条の２（新障害福祉サービス基準条例第50条，第	この場合において，この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。 （１） 利用者の数の合計が60人以下　１人以上 （２） 利用者の数の合計が61人以上　１人に，利用者の数の合計が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 ３　前条第４項後段の規定により，多機能型事業所の利用定員を１人以上とすることができることとされた多機能型事業所は，第39条第１項第３号エ及び第６項，第52条第１項第２号エ及び第７項，第59条第１項第２号及び第６項並びに第87条において準用する第74条第１項第２号及び第４項の規定にかかわらず，一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして，当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を，常勤換算方法で，第１号に掲げる利用者の数を６で除した数と第２号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において，この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち，１人以上は常勤でなければならない。 （１） 生活介護，自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者 （２） 就労継続支援Ｂ型の利用者 第90条及び第91条　略 附　則　略

改正後	改正前
55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新地域活動支援センター基準条例第16条，新福祉ホーム基準条例第14条，新障害者支援施設基準条例第38条及び新指定通所支援基準条例第39条の２（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。 （感染症の予防等のための措置に係る経過措置） 4　施行日から令和６年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条例第35条第３項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第123条，第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。），第73条第２項及び第92条第２項（新指定障害福祉サービス基準条例第95条の５，第110条，第110条の４，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第200条の５，第201条，第201条の12及び第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第51条第２項，新障害福祉サービス基準条例第27条第２項及び第48条第２項（新障害福祉サービス基準条例第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新地域活動支援センター基準条例第17条第２項，新福祉ホーム基準条例第15条第２項，新障害者支援施設基準条例第40条第２項並びに新指定通所支援基準条例第42条第２項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。 （身体的拘束等の禁止に係る経過措置） 5　施行日から令和４年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条例第36条の２第３項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第54条第３項，新障害福祉サービス基準条例第28条第３項（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新障害者支援施設基準条例第42条第３項及び新指定通所支援基準条例第45条第３項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。	

【第４条】盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第53号 改正　略 令和３年　月　日条例第　号	○盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第53号 改正　略
盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例	盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例
第１条　略	第１条　略
（基本方針）	（基本方針）
第２条　地域活動支援センターは，利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者を通わせ，創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに，日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	第２条　地域活動支援センターは，利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者を通わせ，創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに，日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
２　地域活動支援センターは，利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	２　地域活動支援センターは，利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
３　地域活動支援センターは，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村（特別区を含む。以下同じ。），障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。	３　地域活動支援センターは，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村（特別区を含む。以下同じ。），障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。
４　地域活動支援センターは，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	４　地域活動支援センターは，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対し，研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
第３条　略	第３条　略
（非常災害対策）	（非常災害対策）
第４条　地域活動支援センターは，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し，それらを定期的に職員に周知しなければならない。	第４条　地域活動支援センターは，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し，それらを定期的に職員に周知しなければならない。
２　地域活動支援センターは，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	２　地域活動支援センターは，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
３　地域活動支援センターは，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
第５条　略	第５条　略
（記録の整備）	（記録の整備）
第６条　地域活動支援センターは，職員，設備，備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。	第６条　地域活動支援センターは，職員，設備，備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
２　地域活動支援センターは，利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し，当該サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。	２　地域活動支援センターは，利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し，当該サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。
（１）　前条の規定によるサービスの提供の記録	（１）　前条の規定によるサービスの提供の記録
（２）　第19条第２項の規定による苦情の内容等の記録	（２）　第17条第２項の規定による苦情の内容等の記録
（３）　第20条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（３）　第18条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
第７条から第13条まで　略	第７条から第13条まで　略
（勤務体制の確保等）	
第14条　地域活動支援センターは，利用者に対し，適切なサービスを提供できるよう，職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	
２　地域活動支援センターは，当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし，利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	
３　地域活動支援センターは，職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	
４　地域活動支援センターは，適切なサービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（定員の遵守）	（定員の遵守）
第15条　地域活動支援センターは，利用定員を超えて利用させてはならない。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。	第14条　地域活動支援センターは，利用定員を超えて利用させてはならない。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。
（業務継続計画の策定等）	

改正後	改正前
第16条　地域活動支援センターは，感染症又は非常災害の発生時において，利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2　地域活動支援センターは，職員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
3　地域活動支援センターは，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第17条　地域活動支援センターは，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	第15条　地域活動支援センターは，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
2　地域活動支援センターは，当該地域活動支援センターにおける感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。	2　地域活動支援センターは，地域活動支援センターにおいて感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止し，並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（1）　当該地域活動支援センターにおける感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。	
（2）　当該地域活動支援センターにおける感染症の予防等のための指針を整備すること。	
（3）　当該地域活動支援センターにおいて，職員に対し，感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	
（秘密の保持等）	（秘密の保持等）
第18条　地域活動支援センターの職員は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	第16条　地域活動支援センターの職員は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2　地域活動支援センターは，職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。	2　地域活動支援センターは，職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。
（苦情への対応等）	（苦情への対応等）
第19条　地域活動支援センターは，提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	第17条　地域活動支援センターは，提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
2　地域活動支援センターは，前項の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しなければならない。	2　地域活動支援センターは，前項の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しなければならない。
3　地域活動支援センターは，提供したサービスに関し，都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	3　地域活動支援センターは，提供したサービスに関し，都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
4　地域活動支援センターは，都道府県又は市町村からの求めがあった場合には，前項の改善の内容を都道府県又は市町村に報告しなければならない。	4　地域活動支援センターは，都道府県又は市町村からの求めがあった場合には，前項の改善の内容を都道府県又は市町村に報告しなければならない。
5　地域活動支援センターは，社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。	5　地域活動支援センターは，社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。
（事故発生時の対応）	（事故発生時の対応）
第20条　地域活動支援センターは，利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は，都道府県，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。	第18条　地域活動支援センターは，利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は，都道府県，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。
2　地域活動支援センターは，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しなければならない。	2　地域活動支援センターは，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しなければならない。
3　地域活動支援センターは，利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。	3　地域活動支援センターは，利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。
（虐待の防止）	
第21条　地域活動支援センターは，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（1）　当該地域活動支援センターにおける虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。	
（2）　当該地域活動支援センターにおいて，職員に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。	
（3）　前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
（委任）	（委任）

改正後	改正前
第22条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。 附　則　略 附　則（令和３条例第　号抄） （施行期日） 1　この条例は，令和３年４月１日から施行する。 （虐待の防止に係る経過措置） 2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和４年３月31日までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第194条の12，第194条の20，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），第２条の規定による改正後の盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第４条第３項及び第61条，第３条の規定による改正後の盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第３条第３項及び第32条の２（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），第４条の規定による改正後の盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第２条第４項及び第21条，第５条の規定による改正後の盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第19条，第６条の規定による改正後の盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第３条第３項及び第47条並びに第８条の規定による改正後の盛岡市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第４条第４項及び第46条第２項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置） 3　施行日から令和６年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条例第34条の２（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第194条の12，第194条の20，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第48条，新障害福祉サービス基準条例第25条の２（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新地域活動支援センター基準条例第16条，新福祉ホーム基準条例第14条，新障害者支援施設基準条例第38条及び新指定通所支援基準条例第39条の２（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。 （感染症の予防等のための措置に係る経過措置） 4　施行日から令和６年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条例第35条第３項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第123条，第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。），第73条第２項及び第92条第２項（新指定障害福祉サービス基準条例第95条の５，第110条，第110条の４，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第200条の５，第201条，第201条の12及び第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第51条第２項，新障害福祉サービス基準条例第27条第２項及び第48条第２項（新障害福祉サービス基準条例第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条に	第19条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。 附　則　略

改正後	改正前
おいて準用する場合を含む。），新地域活動支援センター基準条例第17条第２項，新福祉ホーム基準条例第15条第２項，新障害者支援施設基準条例第40条第２項並びに新指定通所支援基準条例第42条第２項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。	

【第５条】盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第54号 改正　略 令和３年　月　日条例第　号 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例	○盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第54号 改正　略 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例
第１条　略 （基本方針）	第１条　略 （基本方針）
第２条　福祉ホームは，利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，現に住居を求めている障害者につき，低額な料金で，居室その他の設備を利用させるとともに，日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	第２条　福祉ホームは，利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，現に住居を求めている障害者につき，低額な料金で，居室その他の設備を利用させるとともに，日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
２　福祉ホームは，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	２　福祉ホームは，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
３　福祉ホームは，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村（特別区を含む。以下同じ。），障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。	３　福祉ホームは，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村（特別区を含む。以下同じ。），障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。
４　福祉ホームは，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，＿＿＿＿＿＿必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対し，研修を実施する等の措置を講じなければ＿＿＿＿＿ならない。	４　福祉ホームは，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対し，研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
第３条及び第４条　略 （非常災害対策）	第３条及び第４条　略 （非常災害対策）
第５条　福祉ホームは，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し，それらを定期的に利用者に周知しなければならない。	第５条　福祉ホームは，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し，それらを定期的に利用者に周知しなければならない。
２　福祉ホームは，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	２　福祉ホームは，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
３　福祉ホームは，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
第６条　略 （記録の整備）	第６条　略 （記録の整備）
第７条　福祉ホームは，職員，設備，備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。	第７条　福祉ホームは，職員，設備，備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
２　福祉ホームは，利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し，当該サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。 （１）　前条の規定によるサービスの提供の記録 （２）　第17条第２項の規定による苦情の内容等の記録 （３）　第18条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	２　福祉ホームは，利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し，当該サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。 （１）　前条の規定によるサービスの提供の記録 （２）　第15条第２項の規定による苦情の内容等の記録 （３）　第16条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
第８条から第11条まで　略	第８条から第11条まで　略
（勤務体制の確保等） 第12条　福祉ホームは，利用者に対し，適切なサービスを提供できるよう，職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　福祉ホームは，当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし，利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 ３　福祉ホームは，職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 ４　福祉ホームは，適切なサービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（定員の遵守） 第13条　福祉ホームは，利用定員を超えて利用させてはならない。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。	（定員の遵守） 第12条　福祉ホームは，利用定員を超えて利用させてはならない。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。
（業務継続計画の策定等） 第14条　福祉ホームは，感染症又は非常災害の発生時において，利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	

改正後	改正前
2　福祉ホームは，職員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
3　福祉ホームは，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第15条　福祉ホームは，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	第13条　福祉ホームは，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
2　福祉ホームは，当該福祉ホームにおいて感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければ　ならない。	2　福祉ホームは，　福祉ホームにおいて感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（1）　当該福祉ホームにおける感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。	
（2）　当該福祉ホームにおける感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。	
（3）　当該福祉ホームにおいて，職員に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
（秘密の保持等）	（秘密の保持等）
第16条　福祉ホームの職員は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	第14条　福祉ホームの職員は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2　福祉ホームは，職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。	2　福祉ホームは，職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。
（苦情への対応等）	（苦情への対応等）
第17条　福祉ホームは，提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	第15条　福祉ホームは，提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
2　福祉ホームは，前項の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しなければならない。	2　福祉ホームは，前項の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しなければならない。
3　福祉ホームは，提供したサービスに関し，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	3　福祉ホームは，提供したサービスに関し，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
4　福祉ホームは，市町村からの求めがあった場合には，前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	4　福祉ホームは，市町村からの求めがあった場合には，前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
5　福祉ホームは，社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。	5　福祉ホームは，社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。
（事故発生時の対応）	（事故発生時の対応）
第18条　福祉ホームは，利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。	第16条　福祉ホームは，利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。
2　福祉ホームは，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しなければならない。	2　福祉ホームは，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しなければならない。
3　福祉ホームは，利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。	3　福祉ホームは，利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。
（虐待の防止）	
第19条　福祉ホームは，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（1）　当該福祉ホームにおける虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。	
（2）　当該福祉ホームにおいて，職員に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。	
（3）　前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
（委任）	（委任）
第20条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。	第17条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。
附　則　略	附　則　略
附　則（令和3年条例第　号抄）	
（施行期日）	
1　この条例は，令和3年4月1日から施行する。	
（虐待の防止に係る経過措置）	
2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日	

改正後	改正前
までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第194条の12，第194条の20，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），第２条の規定による改正後の盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第４条第３項及び第61条，第３条の規定による改正後の盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第３条第３項及び第32条の２（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），第４条の規定による改正後の盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第２条第４項及び第21条，第５条の規定による改正後の盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第19条，第６条の規定による改正後の盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第３条第３項及び第47条並びに第８条の規定による改正後の盛岡市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第４条第４項及び第46条第２項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置） 3　施行日から令和６年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条例第34条の２（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第194条の12，第194条の20，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第48条，新障害福祉サービス基準条例第25条の２（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新地域活動支援センター基準条例第16条，新福祉ホーム基準条例第14条，新障害者支援施設基準条例第38条及び新指定通所支援基準条例第39条の２（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。 （感染症の予防等のための措置に係る経過措置） 4　施行日から令和６年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条例第35条第３項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第123条，第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。），第73条第２項及び第92条第２項（新指定障害福祉サービス基準条例第95条の５，第110条，第110条の４，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第200条の５，第201条，第201条の12及び第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第51条第２項，新障害福祉サービス基準条例第27条第２項及び第48条第２項（新障害福祉サービス基準条例第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新地域活動支援センター基準条例第17条第２項，新福祉ホーム基準条例第15条第２項，新障害者支援施設基準条例第40条第２項並びに新指定通所支援基準条例第42条第２項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。	

【第６条】盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成24年12月25日条例第55号 改正　略 令和３年　月　日条例第　号	○盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成24年12月25日条例第55号 改正　略
盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
目次	目次
第１章　総則（第１条～第３条） 第２章　設備及び運営に関する基準（第４条～第47条） 第３章　雑則（第48条） 附則	第１章　総則（第１条～第３条） 第２章　設備及び運営に関する基準（第４条～第45条） 第３章　雑則（第46条） 附則
第１条及び第２条　略	第１条及び第２条　略
（基本方針）	（基本方針）
第３条　障害者支援施設は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し，これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。	第３条　障害者支援施設は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し，これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。
２　障害者支援施設は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。	２　障害者支援施設は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
３　障害者支援施設は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	３　障害者支援施設は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対し，研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
第４条から第６条まで　略	第４条から第６条まで　略
（非常災害対策）	（非常災害対策）
第７条　障害者支援施設は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し，それらを定期的に職員に周知しなければならない。	第７条　障害者支援施設は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し，それらを定期的に職員に周知しなければならない。
２　障害者支援施設は，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	２　障害者支援施設は，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
３　障害者支援施設は，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
（記録等の整備）	（記録等の整備）
第８条　障害者支援施設は，職員，設備，備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。	第８条　障害者支援施設は，職員，設備，備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
２　障害者支援施設は，利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し，当該施設障害福祉サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。	２　障害者支援施設は，利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し，当該施設障害福祉サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。
（１）　第19条第１項に規定する施設障害福祉サービス計画	（１）　第19条第１項に規定する施設障害福祉サービス計画
（２）　第42条第２項の規定による身体的拘束等の記録	（２）　第41条第２項の規定による身体的拘束等の記録
（３）　第44条第２項の規定による苦情の内容等の記録	（３）　第43条第２項の規定による苦情の内容等の記録
（４）　第46条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（４）　第45条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
第９条及び第10条　略	第８条及び第10条　略
（職員の配置）	（職員の配置）
第11条　障害者支援施設に置くべき職員は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。	第11条　障害者支援施設に置くべき職員は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　施設長　１人	（１）　施設長　１人
（２）　生活介護を行う場合に置くべき医師，看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。），理学療法士又は作業療法士，生活支援員及びサービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）第11条第１項第２号イ（３）の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）　アからキまでに定める数	（２）　生活介護を行う場合に置くべき医師，看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。），理学療法士又は作業療法士，生活支援員及びサービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）第11条第１項第２号イ（３）の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）　アからキまでに定める数
ア　医師の数は，利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数とする。	ア　医師の数は，利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数とする。
イ　看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の数は，（ア）から(エ)までに定める数とする。	イ　看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の数は，（ア）から(エ)までに定める数とする。
（ア）　看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，	（ア）　看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，

改正後	改正前
生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，ａ及びｂに掲げる数を合計した数以上とする。 ａ　平均障害支援区分（基準省令第11条第１項第２号イ（２）（一）（イ）の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）が４未満の場合にあっては利用者（基準省令第11条第１項第２号イ（２）（一）（イ）（ｉ）の厚生労働大臣が定める者を除く。以下ａにおいて同じ。）の数（前年度の１日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし，新規に事業を開始する場合は，１日当たりの利用者の数の推定数とする。以下同じ。）を６で除して得た数，平均障害支援区分が４以上５未満の場合にあっては利用者の数を５で除して得た数，平均障害支援区分が５以上の場合にあっては利用者の数を３で除して得た数 ｂ　ａの厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数	生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，ａ及びｂに掲げる数を合計した数以上とする。 ａ　平均障害支援区分（基準省令第11条第１項第２号イ（２）（一）（イ）の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）が４未満の場合にあっては利用者（基準省令第11条第１項第２号イ（２）（一）（イ）（ｉ）の厚生労働大臣が定める者を除く。以下ａにおいて同じ。）の数（前年度の１日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし，新規に事業を開始する場合は，１日当たりの利用者の数の推定数とする。以下同じ。）を６で除して得た数，平均障害支援区分が４以上５未満の場合にあっては利用者の数を５で除して得た数，平均障害支援区分が５以上の場合にあっては利用者の数を３で除して得た数 ｂ　ａの厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数
（イ）　看護職員の数は，生活介護の単位ごとに，１人以上とする。	（イ）　看護職員の数は，生活介護の単位ごとに，１人以上とする。
（ウ）　理学療法士又は作業療法士の数は，利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は，生活介護の単位ごとに，当該訓練を行うために必要な数とする。	（ウ）　理学療法士又は作業療法士の数は，利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は，生活介護の単位ごとに，当該訓練を行うために必要な数とする。
（エ）　生活支援員の数は，生活介護の単位ごとに，１人以上とする。	（エ）　生活支援員の数は，生活介護の単位ごとに，１人以上とする。
ウ　サービス管理責任者の数は，（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ（ア）又は（イ）に定める数とする。	ウ　サービス管理責任者の数は，（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ（ア）又は（イ）に定める数とする。
（ア）　利用者の数が60人以下　１人以上	（ア）　利用者の数が60人以下　１人以上
（イ）　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（イ）　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
エ　イの生活介護の単位は，生活介護であって，その提供が同時に１人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい，複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。	エ　イの生活介護の単位は，生活介護であって，その提供が同時に１人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい，複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。
オ　イの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。	オ　イの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
カ　イの生活支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。	カ　イの生活支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。
キ　ウのサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。	キ　ウのサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。
（３）　自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき看護職員，理学療法士又は作業療法士，生活支援員及びサービス管理責任者　アからキまでに定める数	（３）　自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき看護職員，理学療法士又は作業療法士，生活支援員及びサービス管理責任者　アからキまでに定める数
ア　看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の数は，（ア）から（エ）までに定める数とする。	ア　看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の数は，（ア）から（エ）までに定める数とする。
（ア）　看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を６で除して得た数以上とする。	（ア）　看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を６で除して得た数以上とする。
（イ）　看護職員の数は，１人以上とする。	（イ）　看護職員の数は，１人以上とする。
（ウ）　理学療法士又は作業療法士の数は，１人以上とする。	（ウ）　理学療法士又は作業療法士の数は，１人以上とする。
（エ）　生活支援員の数は，１人以上とする。	（エ）　生活支援員の数は，１人以上とする。
イ　サービス管理責任者の数は，（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ（ア）又は（イ）に定める数とする。	イ　サービス管理責任者の数は，（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ（ア）又は（イ）に定める数とする。
（ア）　利用者の数が60人以下　１人以上	（ア）　利用者の数が60人以下　１人以上
（イ）　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（イ）　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
ウ　障害者支援施設が，障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて，利用者の居宅を訪問することにより，自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は，ア及びイに掲げる員数の職員に加えて，当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を１人以上置くものとする。	ウ　障害者支援施設が，障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて，利用者の居宅を訪問することにより，自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は，ア及びイに掲げる員数の職員に加えて，当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を１人以上置くものとする。
エ　アの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。	エ　アの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
オ　アの看護職員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。	オ　アの看護職員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。
カ　アの生活支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。	カ　アの生活支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。
キ　イのサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。	キ　イのサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。

改正後	改正前
（4） 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき生活支援員及びサービス管理責任者　アからカまでに定める数	（4） 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき生活支援員及びサービス管理責任者　アからカまでに定める数
ア　生活支援員の数は，常勤換算方法で，利用者の数を６で除して得た数以上とする。	ア　生活支援員の数は，常勤換算方法で，利用者の数を６で除して得た数以上とする。
イ　サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。	イ　サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。
(ア)　利用者の数が60人以下　１人以上	(ア)　利用者の数が60人以下　１人以上
(イ)　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	(イ)　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
ウ　健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については，ア中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と，「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は，常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において，生活支援員及び看護職員の数は，それぞれ１人以上とする。	ウ　健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については，ア中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と，「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は，常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において，生活支援員及び看護職員の数は，それぞれ１人以上とする。
エ　障害者支援施設が，障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて，利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は，アからウまでに掲げる員数の職員に加えて，当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を１人以上置くものとする。	エ　障害者支援施設が，障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて，利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は，アからウまでに掲げる員数の職員に加えて，当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を１人以上置くものとする。
オ　ア及びウの生活支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。	オ　ア及びウの生活支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。
カ　イのサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。	カ　イのサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。
（5） 就労移行支援を行う場合に置くべき職業指導員及び生活支援員，就労支援員並びにサービス管理責任者　アからカまでに定める数	（5） 就労移行支援を行う場合に置くべき職業指導員及び生活支援員，就労支援員並びにサービス管理責任者　アからきまでに定める数
ア　職業指導員及び生活支援員の数は，(ア)から(ウ)までに定める数とする。	ア　職業指導員及び生活支援員の数は，(ア)から(ウ)までに定める数とする。
(ア)　職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を６で除して得た数以上とする。	(ア)　職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を６で除して得た数以上とする。
(イ)　職業指導員の数は，１人以上とする。	(イ)　職業指導員の数は，１人以上とする。
(ウ)　生活支援員の数は，１人以上とする。	(ウ)　生活支援員の数は，１人以上とする。
イ　就労支援員の数は，常勤換算方法で，利用者の数を15で除して得た数以上とする。	イ　就労支援員の数は，常勤換算方法で，利用者の数を15で除して得た数以上とする。
ウ　サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。	ウ　サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。
(ア)　利用者の数が60人以下　１人以上	(ア)　利用者の数が60人以下　１人以上
(イ)　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	(イ)　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
エ　アからウまでの規定にかかわらず，認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職業指導員及び生活支援員並びにサービス管理責任者の数は，(ア)から(エ)までに定める数とする。	エ　アからウまでの規定にかかわらず，認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職業指導員及び生活支援員並びにサービス管理責任者の数は，(ア)から(エ)までに定める数とする。
(ア)　職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を10で除して得た数以上とする。	(ア)　職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を10で除して得た数以上とする。
(イ)　職業指導員の数は，１人以上とする。	(イ)　職業指導員の数は，１人以上とする。
(ウ)　生活支援員の数は，１人以上とする。	(ウ)　生活支援員の数は，１人以上とする。
(エ)　サービス管理責任者の数は，ａ又はｂに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれａ又はｂに定める数	(エ)　サービス管理責任者の数は，ａ又はｂに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれａ又はｂに定める数
ａ　利用者の数が60人以下　１人以上	ａ　利用者の数が60人以下　１人以上
ｂ　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	ｂ　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
オ　ア又はエの職業指導員又は生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤でなければならない。	オ　ア又はエの職業指導員又は生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤でなければならない。
	カ　イの就労支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。
カ　ウ又はエ(エ)のサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。	キ　ウ又はエ(エ)のサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。
（6） 就労継続支援Ｂ型を行う場合に置くべき職業指導員及び生活支援員並びにサービス管理責任者　アからエまでに定める数	（6） 就労継続支援Ｂ型を行う場合に置くべき職業指導員及び生活支援員並びにサービス管理責任者　アからエまでに定める数
ア　職業指導員及び生活支援員の数は，(ア)から(ウ)までに定める数とする。	ア　職業指導員及び生活支援員の数は，(ア)から(ウ)までに定める数とする。
(ア)　職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を10で除して得た数以上とする。	(ア)　職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を10で除して得た数以上とする。
(イ)　職業指導員の数は，１人以上とする。	(イ)　職業指導員の数は，１人以上とする。
(ウ)　生活支援員の数は，１人以上とする。	(ウ)　生活支援員の数は，１人以上とする。

改正後	改正前
イ　サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。 (ア)　利用者の数が60人以下　１人以上 (イ)　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 ウ　アの職業指導員及び生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤でなければならない。 エ　イのサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。 (7)　施設入所支援を行う場合に置くべき生活支援員及びサービス管理責任者　アからエまでに定める数 ア　生活支援員の数は，施設入所支援の単位ごとに，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。ただし，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援若しくは就労継続支援Ｂ型を受ける利用者又は基準省令第11条第１項第７号イ(１)の厚生労働大臣が定める者に対してのみ提供が行われる単位にあっては，宿直勤務を行う生活支援員を１人以上とする。 (ア)　利用者の数が60人以下　１人以上 (イ)　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 イ　サービス管理責任者は，当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。 ウ　アの施設入所支援の単位は，施設入所支援であって，その提供が同時に１人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい，複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は30人以上とする。	イ　サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。 (ア)　利用者の数が60人以下　１人以上 (イ)　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 ウ　アの職業指導員及び生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤でなければならない。 エ　イのサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。 (7)　施設入所支援を行う場合に置くべき生活支援員及びサービス管理責任者　アからエまでに定める数 ア　生活支援員の数は，施設入所支援の単位ごとに，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。ただし，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援若しくは就労継続支援Ｂ型を受ける利用者又は基準省令第11条第１項第７号イ(１)の厚生労働大臣が定める者に対してのみ提供が行われる単位にあっては，宿直勤務を行う生活支援員を１人以上とする。 (ア)　利用者の数が60人以下　１人以上 (イ)　利用者の数が61人以上　１人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 イ　サービス管理責任者は，当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。 ウ　アの施設入所支援の単位は，施設入所支援であって，その提供が同時に１人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい，複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は30人以上とする。
2　前項に規定する障害者支援施設の職員（施設長を除く。）は，生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援若しくは就労継続支援Ｂ型の提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	2　前項に規定する障害者支援施設の職員（施設長を除く。）は，生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援若しくは就労継続支援Ｂ型の提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
3　第１項第１号の施設長は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，障害者支援施設の管理上支障がない場合は，当該障害者支援施設の他の業務に従事し，又は当該障害者支援施設以外の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。	3　第１項第１号の施設長は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，障害者支援施設の管理上支障がない場合は，当該障害者支援施設の他の業務に従事し，又は当該障害者支援施設以外の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。
（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数） 第12条　複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は，昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は，前条第１項第２号カ，第３号オ及びカ，第４号オ，第５号オ（エ(ア)に係る部分を除く。）並びに第６号ウの規定にかかわらず，常勤の職員の数を，当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長，医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，１人以上とすることができる。	（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数） 第12条　複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は，昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は，前条第１項第２号カ，第３号オ及びカ，第４号オ，第５号オ（エ(ア)に係る部分を除く。）及びカ並びに第６号ウの規定にかかわらず，常勤の職員の数を，当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長，医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，１人以上とすることができる。
2　複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は，前条第１項第２号ウ及びキ，第３号イ及びキ，第４号イ及びカ，第５号ウ，エ(エ)及びカ並びに第６号イ及びエの規定にかかわらず，サービス管理責任者の数を，次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第12条第２項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ，当該各号に定める数とし，常勤のサービス管理責任者の数を，この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，１人以上とすることができる。 (１)　利用者の数の合計が60人以下　１人以上 (２)　利用者の数の合計が61人以上　１人に，利用者の数の合計が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	2　複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は，前条第１項第２号ウ及びキ，第３号イ及びキ，第４号イ及びカ，第５号ウ，エ(エ)及びキ並びに第６号イ及びエの規定にかかわらず，サービス管理責任者の数を，次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第12条第２項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ，当該各号に定める数とし，常勤のサービス管理責任者の数を，この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，１人以上とすることができる。 (１)　利用者の数の合計が60人以下　１人以上 (２)　利用者の数の合計が61人以上　１人に，利用者の数の合計が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
第13条から第18条まで　略	第13条から第18条まで　略
（施設障害福祉サービス計画の作成等） 第19条　施設長は，サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。	（施設障害福祉サービス計画の作成等） 第19条　施設長は，サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。
2　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセ	2　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセ

改正後	改正前
スメント」という。）を行い，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。	スメント」という。）を行い，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
3　アセスメントを行うに当たっては，利用者に面接して行わなければならない。この場合において，サービス管理責任者は，面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し，理解を得なければならない。	3　アセスメントを行うに当たっては，利用者に面接して行わなければならない。この場合において，サービス管理責任者は，面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し，理解を得なければならない。
4　サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期，施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合においては，当該施設障害福祉サービス計画の原案に当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携に関する事項を含めるよう努めなければならない。	4　サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期，施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合においては，当該施設障害福祉サービス計画の原案に当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携に関する事項を含めるよう努めなければならない。
5　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）をいう。）を開催し，前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	5　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し，前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
6　サービス管理責任者は，第４項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により当該利用者の同意を得なければならない。	6　サービス管理責任者は，第４項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により当該利用者の同意を得なければならない。
7　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画を作成したときには，当該施設障害福祉サービス計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。	7　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画を作成したときには，当該施設障害福祉サービス計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。
8　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成後，当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに，少なくとも６月に１回以上，施設障害福祉サービス計画の見直しを行い，必要に応じて，施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。	8　サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成後，当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに，少なくとも６月に１回以上，施設障害福祉サービス計画の見直しを行い，必要に応じて，施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。
9　サービス管理責任者は，モニタリングを行うに当たっては，利用者及びその家族等と連絡を継続的にとることとし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。 （１）　定期的に利用者に面接すること。 （２）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。	9　サービス管理責任者は，モニタリングを行うに当たっては，利用者及びその家族等と連絡を継続的にとることとし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。 （１）　定期的に利用者に面接すること。 （２）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。
10　第２項から第７項までの規定は，第８項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。	10　第２項から第７項までの規定は，第８項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。
第20条から第27条まで　略	第20条から第27条まで　略
（職場への定着のための支援等の実施）	（職場への定着のための支援の実施）
第28条　障害者支援施設は，就労移行支援の提供に当たっては，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。	第28条　障害者支援施設は，就労移行支援の提供に当たっては，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。
2　障害者支援施設は，就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。	2　障害者支援施設は，就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。
3　障害者支援施設は，就労移行支援の提供に当たっては，利用者が指定就労定着支援（盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年条例第50号）第194条の２に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には，第１項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，指定就労定着支援事業者（同条例第194条の３第１項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。	
4　障害者支援施設は，就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては，利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には，第２項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。	
第29条から第36条まで　略	第29条から第36条まで　略
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第37条　障害者支援施設は，利用者に対し，適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう，施設障害福祉サービスの種類ごとに，職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	第37条　障害者支援施設は，利用者に対し，適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう，施設障害福祉サービスの種類ごとに，職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　障害者支援施設は，施設障害福祉サービスの種類ごとに，当該障害者支	2　障害者支援施設は，施設障害福祉サービスの種類ごとに，当該障害者支

改正後	改正前
援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし，利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし，利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。
3　障害者支援施設は，職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	3　障害者支援施設は，職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
4　障害者支援施設は，適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第38条　障害者支援施設は，感染症又は非常災害の発生時において，利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2　障害者支援施設は，職員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
3　障害者支援施設は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
（定員の遵守）	（定員の遵守）
第39条　障害者支援施設は，施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。	第38条　障害者支援施設は，施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第40条　障害者支援施設は，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。	第39条　障害者支援施設は，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
2　障害者支援施設は，当該障害者支援施設における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止　並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。	2　障害者支援施設は，　障害者支援施設において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止し，並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（1）　当該障害者支援施設における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。	
（2）　当該障害者支援施設における感染症の予防等のための指針を整備すること。	
（3）　当該障害者支援施設において，職員に対し，感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	
（協力医療機関等）	（協力医療機関等）
第41条　障害者支援施設は，利用者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めておかなければならない。	第40条　障害者支援施設は，利用者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めておかなければならない。
2　障害者支援施設は，あらかじめ，協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	2　障害者支援施設は，あらかじめ，協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
（身体的拘束等の禁止）	（身体的拘束等の禁止）
第42条　障害者支援施設は，施設障害福祉サービスの提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	第41条　障害者支援施設は，施設障害福祉サービスの提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
2　障害者支援施設は，やむを得ず身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。	2　障害者支援施設は，やむを得ず身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
3　障害者支援施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。	
（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
（3）　職員に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
（秘密の保持等）	（秘密の保持等）
第43条　障害者支援施設の職員は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	第42条　障害者支援施設の職員は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

改正後	改正前
2　障害者支援施設は，職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。	2　障害者支援施設は，職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。
（苦情への対応等）	（苦情への対応等）
第44条　障害者支援施設は，提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	第43条　障害者支援施設は，提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
2　障害者支援施設は，前項の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しなければならない。	2　障害者支援施設は，前項の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しなければならない。
3　障害者支援施設は，提供した施設障害福祉サービスに関し，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	3　障害者支援施設は，提供した施設障害福祉サービスに関し，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
4　障害者支援施設は，市町村からの求めがあった場合には，前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	4　障害者支援施設は，市町村からの求めがあった場合には，前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
（地域との連携等）	（地域との連携等）
第45条　障害者支援施設は，その運営に当たっては，地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流に努めなければならない。	第44条　障害者支援施設は，その運営に当たっては，地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流に努めなければならない。
（事故発生時の対応）	（事故発生時の対応）
第46条　障害者支援施設は，利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。	第45条　障害者支援施設は，利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。
2　障害者支援施設は，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しなければならない。	2　障害者支援施設は，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しなければならない。
3　障害者支援施設は，利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。	3　障害者支援施設は，利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。
（虐待の防止）	
第47条　障害者支援施設は，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（1）　当該障害者支援施設における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。	
（2）　当該障害者支援施設において，職員に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。	
（3）　前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
（委任）	（委任）
第48条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。	第46条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。
附　則	附　則
（施行期日）	（施行期日）
1　この条例は，平成25年4月1日から施行する。	1　この条例は，平成25年4月1日から施行する。
（経過的障害者支援施設に置くべき職員の員数）	（経過的障害者支援施設に置くべき職員の員数）
2　当分の間，第1号ア(ア)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護，省令附則第1条の2の規定による就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型又は第6号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する障害者支援施設（以下「経過的障害者支援施設」という。）に置くべき職員及びその員数は，第11条の規定にかかわらず，次のとおりとする。	2　当分の間，第1号ア(ア)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護，省令附則第1条の2の規定による就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型又は第6号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する障害者支援施設（以下「経過的障害者支援施設」という。）に置くべき職員及びその員数は，第11条の規定にかかわらず，次のとおりとする。
（1）　生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は，第11条第1項第2号に規定する職員及びその員数とする。ただし，看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，同号イ(ア)の規定にかかわらず，生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，ア及びイに掲げる数を合計した数以上とする。	（1）　生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は，第11条第1項第2号に規定する職員及びその員数とする。ただし，看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，同号イ(ア)の規定にかかわらず，生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，ア及びイに掲げる数を合計した数以上とする。
ア　(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分に応じ，それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数	ア　(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分に応じ，それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数
(ア)　平均障害支援区分が4未満　利用者（基準省令附則第3条第1項第1号イ(1)の厚生労働大臣が定める者を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。）の数を6で除して得た数	(ア)　平均障害支援区分が4未満　利用者（基準省令附則第3条第1項第1号イ(1)の厚生労働大臣が定める者を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。）の数を6で除して得た数
(イ)　平均障害支援区分が4以上5未満　利用者の数を5で除して得た数	(イ)　平均障害支援区分が4以上5未満　利用者の数を5で除して得た数
(ウ)　平均障害支援区分が5以上　利用者の数を3で除して得た数	(ウ)　平均障害支援区分が5以上　利用者の数を3で除して得た数
イ　ア(ア)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数	イ　ア(ア)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数
（2）　自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は，	（2）　自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は，

改正後	改正前
第11条第１項第３号に規定する職員及びその員数とする。	第11条第１項第３号に規定する職員及びその員数とする。
（３） 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は，第11条第１項第４号に規定する職員及びその員数とする。	（３） 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は，第11条第１項第４号に規定する職員及びその員数とする。
（４） 就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は，第11条第１項第５号に規定する職員及びその員数とする。	（４） 就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は，第11条第１項第５号に規定する職員及びその員数とする。
（５） 就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を行う場合に置くべき職員は，職業指導員及び生活支援員並びにサービス管理責任者とし，その員数は，アからカに定める数とする。	（５） 就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を行う場合に置くべき職員は，職業指導員及び生活支援員並びにサービス管理責任者とし，その員数は，アからカに定める数とする。
ア 職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を10で除して得た数以上とする。	ア 職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を10で除して得た数以上とする。
イ 職業指導員の数は，１人以上とする。	イ 職業指導員の数は，１人以上とする。
ウ 生活支援員の数は，１人以上とする。	ウ 生活支援員の数は，１人以上とする。
エ サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数	エ サービス管理責任者の数は，(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数
(ア) 利用者の数が60人以下 １人以上	(ア) 利用者の数が60人以下 １人以上
(イ) 利用者の数が61人以上 １人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	(イ) 利用者の数が61人以上 １人に，利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
オ アからウまでの職業指導員又は生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤でなければならない。	オ アからウまでの職業指導員又は生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤でなければならない。
カ エのサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。	カ エのサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。
（６） 施設入所支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は，第11条第１項第７号に規定する職員及びその員数とする。ただし，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援Ａ型若しくは就労継続支援Ｂ型を受ける者又は基準省令附則第３条第１項第６号の厚生労働大臣が定める者に対してのみ提供が行われる単位にあっては，宿直勤務を行う生活支援員を１人以上とする。	（６） 施設入所支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は，第11条第１項第７号に規定する職員及びその員数とする。ただし，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援Ａ型若しくは就労継続支援Ｂ型を受ける者又は基準省令附則第３条第１項第６号の厚生労働大臣が定める者に対してのみ提供が行われる単位にあっては，宿直勤務を行う生活支援員を１人以上とする。
３ 前項に規定する経過的障害者支援施設の職員は，生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら当該自立訓練（機能訓練），当該自立訓練（生活訓練），当該就労移行支援，当該就労継続支援Ａ型若しくは当該就労継続支援Ｂ型の提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。	３ 前項に規定する経過的障害者支援施設の職員は，生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら当該自立訓練（機能訓練），当該自立訓練（生活訓練），当該就労移行支援，当該就労継続支援Ａ型若しくは当該就労継続支援Ｂ型の提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。
（複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設における職員の員数）	（複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設における職員の員数）
４ 複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設は，昼間実施サービス利用定員の合計が20人未満である場合は，附則第２項第１号から第４号まで及び第５号オの規定にかかわらず，当該経過的障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長，医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。	４ 複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設は，昼間実施サービス利用定員の合計が20人未満である場合は，附則第２項第１号から第４号まで及び第５号オの規定にかかわらず，当該経過的障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長，医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。
５ 複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設は，附則第２項第１号から第４号まで並びに第５号エ及びカの規定にかかわらず，サービス管理責任者の数を次の各号に掲げる当該経過的障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令附則第４条第２項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ，当該各号に定める数とし，この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。	５ 複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設は，附則第２項第１号から第４号まで並びに第５号エ及びカの規定にかかわらず，サービス管理責任者の数を次の各号に掲げる当該経過的障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令附則第４条第２項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ，当該各号に定める数とし，この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。
（１） 利用者の数の合計が60人以下 １人以上	（１） 利用者の数の合計が60人以下 １人以上
（２） 利用者の数の合計が61人以上 １人に，利用者の数の合計が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（２） 利用者の数の合計が61人以上 １人に，利用者の数の合計が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（設備）	（設備）
６ 経過的障害者支援施設について第10条の規定を適用する場合においては，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型の用に供する訓練・作業室は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たって支障がない場合は，設けないことができる。	６ 経過的障害者支援施設について第10条の規定を適用する場合においては，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型の用に供する訓練・作業室は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たって支障がない場合は，設けないことができる。
（雇用契約の締結等）	（雇用契約の締結等）
７ 経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型を提供する場合には，利用者と雇用契約を締結しなければならない。	７ 経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型を提供する場合には，利用者と雇用契約を締結しなければならない。
８ 前項の規定にかかわらず，経過的障害者支援施設（昼間実施サービスとして就労継続支援Ｂ型を提供するものを除く。）は，就労継続支援Ａ型を提供する場合には，省令第６条の10第２号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援Ａ型を提供することができる。	８ 前項の規定にかかわらず，経過的障害者支援施設（昼間実施サービスとして就労継続支援Ｂ型を提供するものを除く。）は，就労継続支援Ａ型を提供する場合には，省令第６条の10第２号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援Ａ型を提供することができる。

改正後	改正前
（就労）	（就労）
9　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては，地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。	9　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては，地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。
10　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては，作業の能率の向上が図られるよう，利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。	10　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては，作業の能率の向上が図られるよう，利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
（賃金等）	（賃金等）
11　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型を提供する場合には，附則第７項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため，賃金の水準を高めるよう努めなければならない。	11　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型を提供する場合には，附則第７項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため，賃金の水準を高めるよう努めなければならない。
12　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型を提供する場合には，附則第７項の雇用契約を締結していない利用者に対しては，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。	12　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型を提供する場合には，附則第７項の雇用契約を締結していない利用者に対しては，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
13　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型を提供する場合には，附則第７項の雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため，前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。	13　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型を提供する場合には，附則第７項の雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため，前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
14　附則第12項の規定により附則第７項の雇用契約を締結していない利用者に対して支払われる１月当たりの工賃の平均額は，3,000円を下回ってはならない。	14　附則第12項の規定により附則第７項の雇用契約を締結していない利用者に対して支払われる１月当たりの工賃の平均額は，3,000円を下回ってはならない。
（工賃の支払等）	（工賃の支払等）
15　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，利用者に，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。	15　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，利用者に，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
16　前項の規定により利用者に対して支払われる１月当たりの工賃の平均額（附則第18項において「工賃の平均額」という。）は，3,000円を下回ってはならない。	16　前項の規定により利用者に対して支払われる１月当たりの工賃の平均額（附則第18項において「工賃の平均額」という。）は，3,000円を下回ってはならない。
17　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため，工賃の水準を高めるよう努めなければならない。	17　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため，工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
18　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，年度ごとに，工賃の目標水準を設定し，当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに，県及び市に報告しなければならない。	18　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，年度ごとに，工賃の目標水準を設定し，当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに，県及び市に報告しなければならない。
（実習の実施）	（実習の実施）
19　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう，実習の受入先の確保に努めなければならない。	19　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう，実習の受入先の確保に努めなければならない。
20　経過的障害者支援施設は，前項の実習の受け入れ先の確保に当たっては，公共職業安定所，障害者就業・生活支援センター，特別支援学校等の関係機関と連携して，利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。	20　経過的障害者支援施設は，前項の実習の受け入れ先の確保に当たっては，公共職業安定所，障害者就業・生活支援センター，特別支援学校等の関係機関と連携して，利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。
（求職活動の支援等の実施）	（求職活動の支援等の実施）
21　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。	21　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。
22　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，公共職業安定所，障害者就業・生活支援センター，特別支援学校等の関係機関と連携して，利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。	22　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，公共職業安定所，障害者就業・生活支援センター，特別支援学校等の関係機関と連携して，利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。
（職場への定着のための支援等の実施）	（職場への定着のための支援等の実施）
23　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。	23　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を提供する場合には，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。
24　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては，利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には，前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。	
（利用者及び職員以外の者の雇用）	（利用者及び職員以外の者の雇用）
25　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型を提供する場合において，	24　経過的障害者支援施設は，就労継続支援Ａ型を提供する場合において，

改正後	改正前
利用者及び職員以外の者を就労継続支援Ａ型に従事する作業員として雇用するときは，次の各号に掲げる就労継続支援Ａ型の利用定員の区分に応じ，当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。 （１）　利用定員が10人以上20人以下　利用定員に100分の50を乗じて得た数 （２）　利用定員が21人以上30人以下　10人又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数 （３）　利用定員が31人以上　12人又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数	利用者及び職員以外の者を就労継続支援Ａ型に従事する作業員として雇用するときは，次の各号に掲げる就労継続支援Ａ型の利用定員の区分に応じ，当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。 （１）　利用定員が10人以上20人以下　利用定員に100分の50を乗じて得た数 （２）　利用定員が21人以上30人以下　10人又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数 （３）　利用定員が31人以上　12人又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数
（経過的障害者支援施設に関する読替え） 26　経過的障害者支援施設について第14条及び第23条の規定を適用する場合においては，第14条第１項及び第23条第２項中「就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型」とあるのは，「就労移行支援，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型」と読み替えるものとする。	（経過的障害者支援施設に関する読替え） 25　経過的障害者支援施設について第14条及び第23条の規定を適用する場合においては，第14条第１項及び第23条第２項中「就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型」とあるのは，「就労移行支援，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型」と読み替えるものとする。
（多目的室の経過措置） 27　平成18年10月１日以前から存する法附則第41条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設（以下「身体障害者更生施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。）第50条第１号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。），法附則第58条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の６に規定する知的障害者更生施設（整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第１号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の７に規定する知的障害者授産施設（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第１号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。）又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の２第１項第１号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）若しくは同項第２号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第23条第１号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第２号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（これらの施設のうち，基本的な設備が完成しているものを含み，同日後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については，当分の間，第10条第１項に規定する多目的室を設けないことができる。	（多目的室の経過措置） 26　平成18年10月１日以前から存する法附則第41条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設（以下「身体障害者更生施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。）第50条第１号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。），法附則第58条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の６に規定する知的障害者更生施設（整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第１号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の７に規定する知的障害者授産施設（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第１号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。）又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の２第１項第１号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）若しくは同項第２号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第23条第１号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第２号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（これらの施設のうち，基本的な設備が完成しているものを含み，同日後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については，当分の間，第10条第１項に規定する多目的室を設けないことができる。
（居室の定員の経過措置） 28　平成18年10月１日以前から存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み，同日後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）について，第10条第２項の規定を適用する場合においては，同項第２号ア中「４人」とあるのは，「原則として４人」とする。	（居室の定員の経過措置） 27　平成18年10月１日以前から存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み，同日後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）について，第10条第２項の規定を適用する場合においては，同項第２号ア中「４人」とあるのは，「原則として４人」とする。
（居室面積の経過措置） 29　平成18年10月１日以前から存する身体障害者更生施設，身体障害者授産施設，知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第10条第２項の規定を適用する場合においては，同項第２号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは，「6.6平方メートル」とする。	（居室面積の経過措置） 28　平成18年10月１日以前から存する身体障害者更生施設，身体障害者授産施設，知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第10条第２項の規定を適用する場合においては，同項第２号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは，「6.6平方メートル」とする。
30　平成18年10月１日以前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれら	29　平成18年10月１日以前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれら

改正後	改正前
の施設の建物について，第10条第２項の規定を適用する場合においては，同項第２号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは，「4.4平方メートル」とする。	の施設の建物について，第10条第２項の規定を適用する場合においては，同項第２号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは，「4.4平方メートル」とする。
31　平成18年10月１日以前から存する身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第２条若しくは第４条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設であって旧知的障害者援護施設最低基準附則第２条及び第３条の規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第10条第２項の規定を適用する場合においては，同項第２号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは，「3.3平方メートル」とする。	30　平成18年10月１日以前から存する身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第２条若しくは第４条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設であって旧知的障害者援護施設最低基準附則第２条及び第３条の規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第10条第２項の規定を適用する場合においては，同項第２号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは，「3.3平方メートル」とする。
（ブザー又はこれに代わる設備の経過措置）	（ブザー又はこれに代わる設備の経過措置）
32　平成18年10月１日以前から存する身体障害者更生施設，身体障害者授産施設，知的障害者更生施設，知的障害者授産施設，精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，当分の間，第10条第２項第２号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。	31　平成18年10月１日以前から存する身体障害者更生施設，身体障害者授産施設，知的障害者更生施設，知的障害者授産施設，精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，当分の間，第10条第２項第２号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
（廊下の経過措置）	（廊下の経過措置）
33　平成18年10月１日以前から存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第10条第３項の規定を適用する場合においては，同項第１号中「1.5メートル」とあるのは，「1.35メートル」とする。	32　平成18年10月１日以前から存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第10条第２項の規定を適用する場合においては，同項第８号ア中「1.5メートル」とあるのは，「1.35メートル」とする。
34　平成18年10月１日以前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，第10条第３項の規定は，当分の間，適用しない。	33　平成18年10月１日以前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，第10条第２項（第８号に限る。）の規定は，当分の間，適用しない。
35　平成18年10月１日以前から存する身体障害者更生施設，身体障害者授産施設，知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，第10条第３項（第２号に限る。）の規定は，当分の間，適用しない。	34　平成18年10月１日以前から存する身体障害者更生施設，身体障害者授産施設，知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，第10条第２項（第８号イに限る。）の規定は，当分の間，適用しない。
附　則　略	附　則　略
附　則（令和３年条例第　号抄）	附　則
（施行期日）	
1　この条例は，令和３年４月１日から施行する。	
（虐待の防止に係る経過措置）	
2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和４年３月31日までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第194条の12，第194条の20，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），第２条の規定による改正後の盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第４条第３項及び第61条，第３条の規定による改正後の盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第３条第３項及び第32条の２（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），第４条の規定による改正後の盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第２条第４項及び第21条，第５条の規定による改正後の盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第19条，第６条の規定による改正後の盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第３条第３項及び第47条並びに第８条の規定による改正後の盛岡市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第４条第４項及び第46条第２項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。	

改正後	改正前
（業務継続計画の策定等に係る経過措置） 3　施行日から令和６年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条例第34条の２（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第194条の12，第194条の20，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第48条，新障害福祉サービス基準条例第25条の２（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新地域活動支援センター基準条例第16条，新福祉ホーム基準条例第14条，新障害者支援施設基準条例第38条及び新指定通所支援基準条例第39条の２（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。 （感染症の予防等のための措置に係る経過措置） 4　施行日から令和６年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条例第35条第３項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第123条，第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。），第73条第２項及び第92条第２項（新指定障害福祉サービス基準条例第95条の５，第110条，第110条の４，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第200条の５，第201条，第201条の12及び第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第51条第２項，新障害福祉サービス基準条例第27条第２項及び第48条第２項（新障害福祉サービス基準条例第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新地域活動支援センター基準条例第17条第２項，新福祉ホーム基準条例第15条第２項，新障害者支援施設基準条例第40条第２項並びに新指定通所支援基準条例第42条第２項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。 （身体的拘束等の禁止に係る経過措置） 5　施行日から令和４年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条例第36条の２第３項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第54条第３項，新障害福祉サービス基準条例第28条第３項（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新障害者支援施設基準条例第42条第３項及び新指定通所支援基準条例第45条第３項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。	

【第７条】盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第56号 改正　略 令和３年　月　日条例第　号 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第１条から第24条まで　略 （職員の配置） 第25条　母子生活支援施設には，母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。），嘱託医，少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。 ２　心理療法を行う必要があると福祉事務所長が認めた10人以上の母子に心理療法を行う場合は，心理療法担当職員を置かなければならない。 ３　心理療法担当職員は，学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き，旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学を含む。）若しくは大学院において心理学を専修する学科，研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると市長が認めたものでなければならない。 ４　配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると福祉事務所長が認めた母子に対して当該支援を行う場合は，当該母子に対して個別に対応する職員を置かなければならない。 ５　母子支援員の数は，母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては２人以上，母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては３人以上とする。 ６　少年を指導する職員の数は，母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては，２人以上とする。 第26条から第40条まで　略 附　則　略 附　則（令和３年条例第　号抄） （施行期日） １　この条例は，令和３年４月１日から施行する。	○盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第56号 改正　略 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第１条から第24条まで　略 （職員の配置） 第25条　母子生活支援施設には，母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。），嘱託医，少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。 ２　心理療法を行う必要があると福祉事務所長が認めた10人以上の母子に心理療法を行う場合は，心理療法担当職員を置かなければならない。 ３　心理療法担当職員は，学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き，旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学を含む。）　　において心理学を専修する学科　　若しくはこれ　に相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると市長が認めたものでなければならない。 ４　配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると福祉事務所長が認めた母子に対して当該支援を行う場合は，当該母子に対して個別に対応する職員を置かなければならない。 ５　母子支援員の数は，母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては２人以上，母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては３人以上とする。 ６　少年を指導する職員の数は，母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては，２人以上とする。 第26条から第40条まで　略 附　則　略

【第８条】盛岡市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例	○盛岡市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
令和２年３月26日条例第16号	令和２年３月26日条例第16号
改正　令和３年　月　日条例第　号	
盛岡市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例	盛岡市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
目次及び第１条から第３条まで　略	目次及び第１条から第３条まで　略
（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）	（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）
第４条　指定障害児通所支援事業者等は，通所給付決定保護者及び障害児の意向，障害児の適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第１項において「通所支援計画」という。）を作成し，これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。	第４条　指定障害児通所支援事業者等は，通所給付決定保護者及び障害児の意向，障害児の適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第１項において「通所支援計画」という。）を作成し，これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
２　指定障害児通所支援事業者等は，当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して，常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。	２　指定障害児通所支援事業者等は，当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して，常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。
３　指定障害児通所支援事業者等は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者，児童福祉施設を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	３　指定障害児通所支援事業者等は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者，児童福祉施設を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
４　指定障害児通所支援事業者等は，当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	４　指定障害児通所支援事業者等は，当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
第５条　略	第５条　略
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第６条　指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。	第６条　指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。
（１）　児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第６項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士	（１）　児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第６項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。），保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者，同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者，通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって，２年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）
指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が，ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数	指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が，ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数
ア　障害児の数が10人以下　２人以上	ア　障害児の数が10人以下　２人以上
イ　障害児の数が11人以上　２人に，障害児の数が10人を超えて５人又は５人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	イ　障害児の数が11人以上　２人に，障害児の数が10人を超えて５人又は５人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（２）　児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第１項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）１人以上	（２）　児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第１項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）１人以上
２　前項各号に掲げる従業者のほか，指定児童発達支援事業所において，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には　機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸の管理，喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第５条第２項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行	２　前項各号に掲げる従業者のほか，指定児童発達支援事業所において日常生活　を営むのに必要な機能訓練を行う場合には，機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を

改正後	改正前
う場合には看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，看護職員を置かないことができる。	置かなければならない。この場合において，当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には，当該機能訓練担当職員の数を児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。
（1） 医療機関等との連携により，看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ，当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合	
（2） 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の３第１項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において，医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第79条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の３第１項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第79条において同じ。）を行う場合	
（3） 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第１項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において，医療的ケアのうち特定行為（同法附則第３条第１項に規定する特定行為をいう。次条及び第79条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第１項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第79条において同じ。）を行う場合	
3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条，次条及び第79条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において，当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときには，当該機能訓練担当職員等の数を第１項第１号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。	
4 前３項の規定にかかわらず，主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。ただし，指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については，第４号の機能訓練担当職員を置かないことができる。	3 前２項の規定にかかわらず，主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。ただし，指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については，第４号の機能訓練担当職員を置かないことができる。
（1） 嘱託医　１人以上	（1） 嘱託医　１人以上
（2） 看護職員　１人以上	（2） 看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）　１人以上
（3） 児童指導員又は保育士　１人以上	（3） 児童指導員又は保育士　１人以上
（4） 機能訓練担当職員　１人以上	（4） 機能訓練担当職員　１人以上
（5） 児童発達支援管理責任者　１人以上	（5） 児童発達支援管理責任者　１人以上
5 第１項第１号及び第２項の指定児童発達支援の単位は，指定児童発達支援であって，その提供が同時に１人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。	4 第１項第１号及び第２項の指定児童発達支援の単位は，指定児童発達支援であって，その提供が同時に１人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
6 第１項第１号の児童指導員又は保育士のうち，１人以上は，常勤でなければならない。	5 第１項第１号の児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。
7 第３項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第１項第１号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は，児童指導員又は保育士でなければならない。	6 第１項第１号の児童指導員，保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は，児童指導員又は保育士でなければならない。
8 第１項第２号の児童発達支援管理責任者のうち，１人以上は，専任かつ常勤でなければならない。	7 第１項第２号の児童発達支援管理責任者のうち，１人以上は，専任かつ常勤でなければならない。
第７条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。ただし，40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第３号の栄養士を，調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第４号の調理員を置かないことができる。	第７条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。ただし，40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第３号の栄養士を，調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第４号の調理員を置かないことができる。
（1） 嘱託医　１人以上	（1） 嘱託医　１人以上
（2） 児童指導員及び保育士　次のアからウまでに掲げる従業者の区分に応じ，それぞれアからウまでに定める数	（2） 児童指導員及び保育士　次のアからウまでに掲げる従業者の区分に応じ，それぞれアからウまでに定める数
ア 児童指導員及び保育士の総数　指定児童発達支援の単位ごとに，通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上	ア 児童指導員及び保育士の総数　指定児童発達支援の単位ごとに，通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上
イ 児童指導員　１人以上	イ 児童指導員　１人以上
ウ 保育士　１人以上	ウ 保育士　１人以上
（3） 栄養士　１人以上	（3） 栄養士　１人以上

改正後	改正前
（４） 調理員　１人以上 （５） 児童発達支援管理責任者　１人以上 ２　前項各号に掲げる従業者のほか，指定児童発達支援事業所において，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を置かなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，看護職員を置かないことができる。 （１） 医療機関等との連携により，看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ，当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 （２） 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の３第１項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において，医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 （３） 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第１項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において，医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 ３　前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては，当該機能訓練担当職員等の数を第１項第２号の児童指導員及び保育士の合計数に含めることができる。 ４　前２項の規定にかかわらず，主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は，第１項各号に掲げる従業者のほか，次の各号に掲げる者（第２項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては，第３号に掲げる看護職員を除く。）とし，その員数は，当該各号に定めるところによる。この場合において，当該各号に掲げる者については，その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 （１） 言語聴覚士　指定児童発達支援の単位ごとに４人以上 （２） 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）　当該機能訓練を行うために必要な数 （３） 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）　当該医療的ケアを行うために必要な数 ５　第２項及び第３項の規定にかかわらず，主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は，第１項各号に掲げる従業者のほか，次の各号に掲げる者とし，その員数は，当該各号に定めるところによる。この場合において，当該各号に掲げる者については，その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 （１） 看護職員　１人以上 （２） 機能訓練担当職員　１人以上 ６　第３項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第１項第２号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は，児童指導員又は保育士でなければならない。 ７　第１項第２号ア及び第４項第１号の指定児童発達支援の単位は，指定児童発達支援であって，その提供が同時に１人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 ８　第１項から第５項まで（第１項第１号を除く。）に規定する従業者は，専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし，障害児の支援に支障がない場合は，第１項第３号の栄養士及び同項第４号の調理員については，併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 第８条から第23条まで　略 （通所利用者負担額等の受領） 第24条　指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援を提供したときは，通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 ２　指定児童発達支援事業者は，法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したときは，通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。 ３　指定児童発達支援事業者は，前２項の支払を受ける額のほか，指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち，次に掲げる費用（第１号に掲げる費用にあっては，児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）の額の支払を通所給付決定保護者から受	（４） 調理員　１人以上 （５） 児童発達支援管理責任者　１人以上 ２　前項各号に掲げる従業者のほか，指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には，機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において，当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 ３　前項の規定にかかわらず，主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は，第１項各号に掲げる従業者のほか，次の各号に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。この場合において，当該各号に掲げる従業者については，その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 （１） 言語聴覚士　指定児童発達支援の単位ごとに４人以上 （２） 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）　機能訓練を行うために必要な数 ４　第２項の規定にかかわらず，主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は，第１項各号に掲げる従業者のほか，次の各号に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。この場合において，当該各号に掲げる従業者については，その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 （１） 看護職員　１人以上 （２） 機能訓練担当職員　１人以上 ５　第１項第２号ア及び第３項第１号の指定児童発達支援の単位は，指定児童発達支援であって，その提供が同時に１人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 ６　第１項から第４項まで（第１項第１号を除く。）に規定する従業者は，専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし，障害児の支援に支障がない場合は，第１項第３号の栄養士及び同項第４号の調理員については，併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 第８条から第23条まで　略 （通所利用者負担額等の受領） 第24条　指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援を提供したときは，通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 ２　指定児童発達支援事業者は，法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したときは，通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。 ３　指定児童発達支援事業者は，前２項の支払を受ける額のほか，指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち，次に掲げる費用（第１号に掲げる費用にあっては，児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）の額の支払を通所給付決定保護者から受

改正後	改正前
けることができる。 （1） 食事の提供に要する費用 （2） 日用品費 （3） 前2号に掲げるもののほか，指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの	けることができる。 （1） 食事の提供に要する費用 （2） 日用品費 （3） 前2号に掲げるもののほか，指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
4 前項第1号の費用については，＿＿＿

改正後	改正前
（２） 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	（２） 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
10 第２項から第７項までの規定は，第８項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。	10 第２項から第７項までの規定は，第８項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。
第29条から第37条まで 略	第29条から第37条まで 略
（運営規程）	（運営規程）
第38条 指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第44条第１項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第38条 指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第44条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
（１） 事業の目的及び運営の方針	（１） 事業の目的及び運営の方針
（２） 従業者の職種，員数及び職務の内容	（２） 従業者の職種，員数及び職務の内容
（３） 営業日及び営業時間	（３） 営業日及び営業時間
（４） 利用定員	（４） 利用定員
（５） 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額	（５） 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
（６） 通常の事業の実施地域	（６） 通常の事業の実施地域
（７） サービスの利用に当たっての留意事項	（７） サービスの利用に当たっての留意事項
（８） 緊急時等における対応方法	（８） 緊急時等における対応方法
（９） 非常災害対策	（９） 非常災害対策
（10） 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類	（10） 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
（11） 虐待の防止のための措置に関する事項	（11） 虐待の防止のための措置に関する事項
（12） その他運営に関する重要事項	（12） その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第39条 指定児童発達支援事業者は，障害児に対し，適切な指定児童発達支援を提供することができるよう，指定児童発達支援事業所ごとに，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第39条 指定児童発達支援事業者は，障害児に対し，適切な指定児童発達支援を提供することができるよう，指定児童発達支援事業所ごとに，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
２ 指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援事業所ごとに，当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし，障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	２ 指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援事業所ごとに，当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし，障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。
３ 指定児童発達支援事業者は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	３ 指定児童発達支援事業者は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
４ 指定児童発達支援事業者は，適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第39条の２ 指定児童発達支援事業者は，感染症又は非常災害の発生時において，利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
２ 指定児童発達支援事業者は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
３ 指定児童発達支援事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
第40条 略	第40条 略
（非常災害対策）	（非常災害対策）
第41条 指定児童発達支援事業者は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知しなければならない。	第41条 指定児童発達支援事業者は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知しなければならない。
２ 指定児童発達支援事業者は，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	２ 指定児童発達支援事業者は，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
３ 指定児童発達支援事業者は，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第42条 指定児童発達支援事業者は，障害児の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。	第42条 指定児童発達支援事業者は，障害児の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
２ 指定児童発達支援事業者は，当該指定児童発達支援事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止	２ 指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止し，並びに食中毒の発生を防止

改正後	改正前
（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） 当該指定児童発達支援事業所における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。 （2） 当該指定児童発達支援事業所における感染症の予防等のための指針を整備すること。 （3） 当該指定児童発達支援事業所において，従業者に対し，感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
第43条 略	第43条 略
（運営規程の概要等の掲示）	（運営規程の概要等の掲示）
第44条 指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第44条 指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2 指定児童発達支援事業者は，前項に規定する重要事項を記載した書面を指定児童発達支援事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	
（身体的拘束等の禁止）	（身体的拘束等の禁止）
第45条 指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援の提供に当たっては，障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	第45条 指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援の提供に当たっては，障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
2 指定児童発達支援事業者は，やむを得ず身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける障害児の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。	2 指定児童発達支援事業者は，やむを得ず身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける障害児の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
3 指定児童発達支援事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。 （2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （3） 従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）
第46条 指定児童発達支援事業所の従業者は，障害児に対し，児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第46条 指定児童発達支援事業所の従業者は，障害児に対し，児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
2 指定児童発達支援事業者は，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） 当該指定児童発達支援事業所における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。 （2） 当該指定児童発達支援事業所において，従業者に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。 （3） 前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
第47条から第51条まで 略	第47条から第51条まで 略
（地域との連携）	（地域との連携）
第52条 指定児童発達支援事業者は，その運営に当たっては，地域住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	第52条 指定児童発達支援事業者は，その運営に当たっては，地域住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において，指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は，通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し，障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い，在学し，若しくは在籍する保育所，学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園，小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ，助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。	2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において，指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は，通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し，障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い，在学し，若しくは在籍する保育所，学校教育法に規定する幼稚園，小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ，助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。
第53条から第59条まで 略	第53条から第59条まで 略
（従業者の員数）	（従業者の員数）

改正後	改正前
第60条　児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。	第60条　児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。
（１）　児童指導員又は保育士　基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が，ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数	（１）　児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者　基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が，ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数
ア　障害児の数が10人以下　２人以上	ア　障害児の数が10人以下　２人以上
イ　障害児の数が11人以上　２人に，障害児の数が10人を超えて５人又は５人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	イ　障害児の数が11人以上　２人に，障害児の数が10人を超えて５人又は５人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（２）　児童発達支援管理責任者　１人以上	（２）　児童発達支援管理責任者　１人以上
２　前項第１号の基準該当児童発達支援の単位は，基準該当児童発達支援であって，その提供が同時に１人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。	２　前項第１号の基準該当児童発達支援の単位は，基準該当児童発達支援であって，その提供が同時に１人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
	３　第１項第１号の児童指導員，保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は，児童指導員又は保育士でなければならない。
第61条から第76条まで　略	第61条から第76条まで　略
（準用）	（準用）
第77条　第13条から第23条まで，第25条，第27条（第４項及び第５項を除く。）から第35条まで，第37条，第39条から第42条まで，第44条から第48条まで，第50条から第53条まで及び第55条の規定は，指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において，第13条第１項中「第38条」とあるのは「第75条」と，第17条中「いう。第38条第６号及び」とあるのは「いう。」と，第23条第２項ただし書中「次条第１項」とあるのは「第72条第１項」と，第27条第１項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と，第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と，第44条第１項中「従業者の勤務の体制，前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と，第55条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と，同項第３号中「第36条」とあるのは「第74条」と読み替えるものとする。	第77条　第13条から第23条まで，第25条，第27条（第４項及び第５項を除く。）から第35条まで，第37条，第39条から第42条まで，第44条から第48条まで，第50条から第53条まで及び第55条の規定は，指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において，第13条第１項中「第38条」とあるのは「第75条」と，第17条中「いう。第38条第６号及び」とあるのは「いう。」と，第23条第２項ただし書中「次条第１項」とあるのは「第72条第１項」と，第27条第１項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と，第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と，第44条　中「従業者の勤務の体制，前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と，第55条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と，同項第３号中「第36条」とあるのは「第74条」と読み替えるものとする。
第78条　略	第78条　略
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第79条　指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は，次に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。	第79条　指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は，次に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。
（１）　児童指導員又は保育士　指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が，ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数	（１）　児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者　指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が，ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数
ア　障害児の数が10人以下　２人以上	ア　障害児の数が10人以下　２人以上
イ　障害児の数が11人以上　２人に，障害児の数が10人を超えて５人又は５人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	イ　障害児の数が11人以上　２人に，障害児の数が10人を超えて５人又は５人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（２）　児童発達支援管理責任者　１人以上	（２）　児童発達支援管理責任者　１人以上
２　前項各号に掲げる従業者のほか，指定放課後等デイサービス事業所において，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には　機能訓練担当職員を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を置かなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，看護職員を置かないことができる。	２　前項各号に掲げる従業者のほか，指定放課後等デイサービス事業所において　日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には，機能訓練担当職員　を置かなければならない。この場合において，当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には，当該機能訓練担当職員の数を児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。
（１）　医療機関等との連携により，看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ，当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合	
（２）　指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の３第１項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において，医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を	

改正後	改正前
行う場合	
（3） 指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において，医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合	
3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合において，当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときには，当該機能訓練担当職員等の数を第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。	
4 前3項の規定にかかわらず，主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者は，次に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。ただし，指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については，第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。	3 前2項の規定にかかわらず，主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者は，次に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。ただし，指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については，第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。
（1） 嘱託医 1人以上	（1） 嘱託医 1人以上
（2） 看護職員 1人以上	（2） 看護職員 1人以上
（3） 児童指導員又は保育士 1人以上	（3） 児童指導員又は保育士 1人以上
（4） 機能訓練担当職員 1人以上	（4） 機能訓練担当職員 1人以上
（5） 児童発達支援管理責任者 1人以上	（5） 児童発達支援管理責任者 1人以上
5 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は，指定放課後等デイサービスであって，その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。	4 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は，指定放課後等デイサービスであって，その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち，1人以上は，常勤でなければならない。	5 第1項第1号の児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者のうち，1人以上は，常勤でなければならない。
7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は，児童指導員又は保育士でなければならない。	6 第1項第1号の児童指導員，保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は，児童指導員又は保育士でなければならない。
8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち，1人以上は，専任かつ常勤でなければならない。	7 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち，1人以上は，専任かつ常勤でなければならない。
第80条から第85条まで 略	第80条から第85条まで 略
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第86条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は，次に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。	第86条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は，次に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。
（1） 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が，ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数	（1） 児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が，ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数
ア 障害児の数が10人以下 2人以上	ア 障害児の数が10人以下 2人以上
イ 障害児の数が11人以上 2人に，障害児の数が10人を超えて5人又は5人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上	イ 障害児の数が11人以上 2人に，障害児の数が10人を超えて5人又は5人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
（2） 児童発達支援管理責任者 1人以上	（2） 児童発達支援管理責任者 1人以上
2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は，基準該当放課後等デイサービスであって，その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。	2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は，基準該当放課後等デイサービスであって，その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
	3 第1項第1号の児童指導員，保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は，児童指導員又は保育士でなければならない。
第87条から第90条まで 略	第87条から第90条まで 略
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第91条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は，次に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。	第91条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は，次に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。
（1） 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数	（1） 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
（2） 児童発達支援管理責任者 1人以上	（2） 児童発達支援管理責任者 1人以上
2 前項第1号の訪問支援員は，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学	2 前項第1号の訪問支援員は，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で，

改正後	改正前
院において心理学を専修する学科，研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後，障害児について，入浴，排せつ，食事その他の介護を行い，及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い，及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に３年以上従事した者でなければならない。	心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後，障害児について，入浴，排せつ，食事その他の介護を行い，及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い，及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に３年以上従事した者でなければならない。
３　第１項第２号の児童発達支援管理責任者のうち１人以上は，専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。	３　第１項第２号の児童発達支援管理責任者のうち１人以上は，専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。
第92条から第96条まで　略	第92条から第96条まで　略
（準用）	（準用）
第97条　第13条から第23条まで，第25条，第26条，第27条（第４項及び第５項を除く。），第28条から第31条まで，第33条，第35条から第37条まで，第39条，第39条の２，第42条から第46条まで，第48条，第50条，第51条，第52条第１項，第53条から第55条まで及び第76条の規定は，指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において，第13条第１項中「第38条」とあるのは「第96条」と，第17条中「いう。第38条第６号及び第52条第２項において同じ」とあるのは「いう」と，第23条第２項ただし書中「次条第１項」とあるのは「第95条第１項」と，第26条第２項中「第24条第２項」とあるのは「第95条第２項」と，第27条第１項，第28条及び第55条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。	第97条　第13条から第23条まで，第25条，第26条，第27条（第４項及び第５項を除く。），第28条から第31条まで，第33条，第35条から第37条まで，第39条，第42条から第46条まで，第48条，第50条，第51条，第52条第１項，第53条から第55条まで及び第76条の規定は，指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において，第13条第１項中「第38条」とあるのは「第96条」と，第17条中「いう。第38条第６号及び第52条第２項において同じ」とあるのは「いう」と，第23条第２項ただし書中「次条第１項」とあるのは「第95条第１項」と，第26条第２項中「第24条第２項」とあるのは「第95条第２項」と，第27条第１項，第28条及び第55条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。
第98条から第101条まで　略	第98条から第101条まで　略
（準用）	（準用）
第102条　第13条から第23条まで，第25条，第26条，第27条（第４項及び第５項を除く。），第28条から第31条まで，第33条，第35条から第37条まで，第39条，第39条の２，第42条，第44条から第46条まで，第48条，第50条，第51条，第52条第１項，第53条から第55条まで，第76条及び第94条から第96条までの規定は，指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において，第13条第１項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と，第17条中「いう。第38条第６号及び第52条第２項において同じ」とあるのは「いう」と，第23条第２項ただし書中「次条第１項」とあるのは「第102条において準用する第95条第１項」と，第26条第２項中「第24条第２項」とあるのは「第102条において準用する第95条第２項」と，第27条第１項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と，第44条第１項中「従業者の勤務の体制，前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と，第55条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。	第102条　第13条から第23条まで，第25条，第26条，第27条（第４項及び第５項を除く。），第28条から第31条まで，第33条，第35条から第37条まで，第39条，第42条，第44条から第46条まで，第48条，第50条，第51条，第52条第１項，第53条から第55条まで，第76条及び第94条から第96条までの規定は，指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において，第13条第１項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と，第17条中「いう。第38条第６号及び第52条第２項において同じ」とあるのは「いう」と，第23条第２項ただし書中「次条第１項」とあるのは「第102条において準用する第95条第１項」と，第26条第２項中「第24条第２項」とあるのは「第102条において準用する第95条第２項」と，第27条第１項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と，第44条　中「従業者の勤務の体制，前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と，第55条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。
（従業者の員数に関する特例）	（従業者の員数に関する特例）
第103条　多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第６条第１項から第３項まで及び第５項，第７条（第３項及び第６項を除く。），第68条，第79条第１項から第３項まで及び第５項，第91条第１項並びに第99条第１項の規定の適用については，第６条第１項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と，同項第１号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と，同条第２項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と，同条第３項及び第５項中「指定児童発達支援　」とあるのは「指定通所支援」と，第７条第１項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と，同項第２号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と，同条第２項及び第４項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と，同項第１号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と，同条第５項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と，同条第７項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と，同条第８項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と，「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と，第68条第１項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり，並びに同条第２項及び第３項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」	第103条　多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第６条第１項，第２項及び第４項，第７条　，第68条，第79条第１項，第２項及び第４項　，第91条第１項並びに第99条第１項の規定の適用については，第６条第１項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と，同項第１号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と，同条第２項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と，「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と，同条第４項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と，第７条第１項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と，同項第２号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と，同条第２項及び第３項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と，同項第１号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と，同条第４項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と，同条第５項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と，同条第６項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と，「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と，第68条第１項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり，並びに同条第２項及び第３項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」

改正後	改正前
と，第79条第１項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と，同項第１号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と，同条第２項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と，同条第３項及び第５項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と，第91条第１項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と，第99条第１項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。	と，第79条第１項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と，同項第１号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と，同条第２項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と，「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と，同条第４項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と，第91条第１項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と，第99条第１項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。
２　利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は，第６条第６項及び第79条第６項の規定にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者，嘱託医及び管理者を除く。）のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。	２　利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は，第６条第５項及び第79条第５項の規定にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者，嘱託医及び管理者を除く。）のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。
第104条から第106条まで　略	第104条から第106条まで　略
附　則　略	附　則　略
附　則（令和３年条例第　号）	
（施行期日）	
１　この条例は，令和３年４月１日から施行する。	
（虐待の防止に係る経過措置）	
２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和４年３月31日までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第194条の12，第194条の20，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），第２条の規定による改正後の盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第４条第３項及び第61条，第３条の規定による改正後の盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第３条第３項及び第32条の２（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），第４条の規定による改正後の盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第２条第４項及び第21条，第５条の規定による改正後の盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第19条，第６条の規定による改正後の盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第３条第３項及び第47条並びに第８条の規定による改正後の盛岡市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第４条第４項及び第46条第２項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。	
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）	
３　施行日から令和６年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条例第34条の２（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第194条の12，第194条の20，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第48条，新障害福祉サービス基準条例第25条の２（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新地域活動支援センター基準条例第16条，新福祉ホーム基準条例第14条，新障害者支援施設基準条例第38条及び新指定通所支援基準条例第39条の２（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用に	

改正後	改正前
ついては，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。 （感染症の予防等のための措置に係る経過措置） 4　施行日から令和６年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条例第35条第３項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第123条，第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。），第73条第２項及び第92条第２項（新指定障害福祉サービス基準条例第95条の５，第110条，第110条の４，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第200条の５，第201条，第201条の12及び第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第51条第２項，新障害福祉サービス基準条例第27条第２項及び第48条第２項（新障害福祉サービス基準条例第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新地域活動支援センター基準条例第17条第２項，新福祉ホーム基準条例第15条第２項，新障害者支援施設基準条例第40条第２項並びに新指定通所支援基準条例第42条第２項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。 （身体的拘束等の禁止に係る経過措置） 5　施行日から令和４年３月31日までの間，新指定障害福祉サービス基準条例第36条の２第３項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第149条，第149条の４，第159条，第159条の４，第172条，第185条，第190条，第194条，第200条の５，第201条，第201条の12並びに第210条第１項において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設基準条例第54条第３項，新障害福祉サービス基準条例第28条第３項（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新障害者支援施設基準条例第42条第３項及び新指定通所支援基準条例第45条第３項（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。 （旧指定児童発達支援事業者の従業者の員数に係る経過措置） 6　この条例の施行の際現に指定を受けている第８条の規定による改正前の盛岡市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第６条第１項に規定する指定児童発達支援事業者（次項及び附則第８項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については，新指定通所支援基準条例第６条第１項及び第６項の規定にかかわらず，令和５年３月31日までの間は，なお従前の例による。 7　旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第６条第３項及び第７項の適用については，令和５年３月31日までの間，同条第３項中「又は保育士」とあるのは「，保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者，同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者，通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって，２年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と，同条第７項中「又は保育士の合計数」とあるのは「，保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。 8　旧指定児童発達支援事業者については，令和４年３月31日までの間は，新指定通所支援基準条例第７条第６項の規定は，適用しない。 （旧基準該当児童発達支援事業者の従業者の員数に係る経過措置） 9　この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第60条第１項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同項に規定する基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については，新指定通所支援基準条例第60条第１項の規定にかかわらず，令和５年３月31日までの間は，なお従前の例による。 10　旧基準該当児童発達支援事業者については，旧指定通所支援基準条例第60条第３項の規定は，令和５年３月31日までの間は，なおその効力を有す	

改正後	改正前
る。 （旧指定放課後等デイサービス事業者の従業者の員数に係る経過措置） 11　この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第79条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については，新指定通所支援基準条例第79条第１項及び第６項の規定にかかわらず，令和５年３月31日までの間は，なお従前の例による。 12　旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第79条第３項及び第７項の適用については，令和５年３月31日までの間，同条第３項中「又は保育士」とあるのは，「，保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者，同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者，通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって，２年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と，同条第７項中「又は保育士の合計数」とあるのは「，保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。 （旧基準該当放課後等デイサービス事業者の従業員の員数に係る経過措置） 13　この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第86条第１項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている同項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については，新指定通所支援基準条例第86条第１項の規定にかかわらず，令和５年３月31日までの間は，なお従前の例による。 14　旧基準該当放課後等デイサービス事業者については，旧指定通所支援基準条例第86条第３項の規定は，令和５年３月31日までの間，なおその効力を有する。	

保健福祉部　介護保険課

議案第 61 号

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について

1　改正の趣旨

介護保険制度の見直しに伴い，施設サービス，居宅サービス，介護予防サービス，地域密着型サービス，地域密着型介護予防サービス，居宅介護支援及び介護予防支援の事業に関する基準を改めようとするものである。

2　一部改正を行う条例

(1) 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第59号）

(2) 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第60号）

(3) 盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第61号）

(4) 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）

(5) 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）

(6) 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）

(7) 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号）

(8) 盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第66号）

(9) 盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第67号）

(10)　盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）

(11)　盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第49号）

(12)　盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第50号）

(13)　盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第25号）

(14)　盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第24号）

3　改正の内容

感染症又は大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに，将来を見据えながら「地域包括ケアシステムの推進」，「自立支援・重度化防止の取組の推進」，「介護人材の確保・介護現場の革新」，「制度の安定性・持続可能性の確保」を図るため，次の内容について，所要の改正を行う。

(1) 上記２の条例（(14)を除く。）に共通する改正の内容

ア　感染症対策の強化

介護事業者に，感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求めるため，訓練の実施等を義務づける。

イ　業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても，必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため，介護事業者に，業務継続計画等の策定，訓練の実施等を義務づける。

ウ　ハラスメント対策の強化

介護人材を確保するために，介護職員の処遇及び職場環境の改善に向けた取組の推進として，介護事業者に適切な対策を求める。

エ　会議や多職種連携におけるICT の活用

会議等の実施について，感染防止，多職種連携，業務効率化等のため，テレビ電話等を活用しての実施を認める。

オ　利用者への説明・同意，記録の保存等に係る電磁的な対応への見直し

文書負担の軽減等による介護現場の業務負担の軽減の推進のため，原則，電磁的な対応を認める。

カ　高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，介護事業者に，委員会の開催，指針の整備，担当者を定めること等を義務づける。

(2) その他の改正

ア　認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

認知症対応力の向上のため，認知症介護基礎研修受講のために必要な措置を講じることを，介護事業者に義務づける。

イ　リスクマネジメントの強化

事故発生の防止のため，安全対策の担当者を定めることを，介護事業者に義務づける。

ウ　栄養ケア・マネジメントの充実

施設入所者の栄養状態の維持及び改善を図り，自立した日常生活を営むことができるようにするため，入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことを求める。

エ　口腔衛生管理の強化

口腔衛生管理体制を整備し，入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行うこと。

オ　その他所要の規定の整備

(3) 経過措置

ア　６月間（令和３年９月30日まで）

リスクマネジメントの強化

イ　３年間（令和６年３月31日まで）

(ｱ) 感染症対策の強化

(ｲ) 業務継続に向けた取組の強化

(ｳ) 高齢者虐待防止の推進

(ｴ) 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

(ｵ) 栄養ケア・マネジメントの充実

(ｶ) 口腔衛生管理の強化

4　施行期日

令和３年４月１日。ただし，一部改正条例第14条の規定は公布の日から，同条例第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の２の次に１号を加える改正規定は同年10月１日から施行する。

【第１条】盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第59号 改正　略 令和３年　月　日条例第　号 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例	○盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第59号 改正　略 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例
第１条　略 （基本方針） 第２条　養護老人ホームは，入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき，社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより，入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。 ２　養護老人ホームは，入所者の意思及び人格を尊重し，常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。 ３　養護老人ホームは，明るく家庭的な雰囲気を有し，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条第１項に規定する社会福祉事業をいう。第５条において同じ。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに，市町村（特別区を含む。以下同じ。），老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との密接な連携に努めなければならない。	第１条　略 （基本方針） 第２条　養護老人ホームは，入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき，社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより，入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。 ２　養護老人ホームは，入所者の意思及び人格を尊重し，常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。 ３　養護老人ホームは，明るく家庭的な雰囲気を有し，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条第１項に規定する社会福祉事業をいう。第５条において同じ。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに，市町村（特別区を含む。以下同じ。），老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との密接な連携に努めなければならない。
４　養護老人ホームは，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
第３条から第６条まで　略 （運営規程） 第７条　養護老人ホームは，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）　施設の目的及び運営の方針 （２）　職員の職種，数及び職務の内容 （３）　入所定員 （４）　入所者の処遇の内容 （５）　施設の利用に当たっての留意事項 （６）　非常災害対策 （７）　虐待の防止のための措置に関する事項 （８）　その他施設の運営に関する重要事項	第３条から第６条まで　略 （運営規程） 第７条　養護老人ホームは，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）　施設の目的及び運営の方針 （２）　職員の職種，数及び職務の内容 （３）　入所定員 （４）　入所者の処遇の内容 （５）　施設の利用に当たっての留意事項 （６）　非常災害対策 （７）　その他施設の運営に関する重要事項
（非常災害対策） 第８条　養護老人ホームは，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に職員に周知しなければならない。 ２　養護老人ホームは，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	（非常災害対策） 第８条　養護老人ホームは，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に職員に周知しなければならない。 ２　養護老人ホームは，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
３　養護老人ホームは，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
（記録等の整備） 第９条　養護老人ホームは，設備，職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　養護老人ホームは，入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録等を整備し，その完結の日から２年間保存しなければならない。 （１）　処遇計画 （２）　具体的な処遇の内容等の記録 （３）　第16条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間，そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由の記録 （４）　第28条第２項の規定による苦情の内容等の記録 （５）　第30条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録等の整備） 第９条　養護老人ホームは，設備，職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　養護老人ホームは，入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録等を整備し，その完結の日から２年間保存しなければならない。 （１）　処遇計画 （２）　具体的な処遇の内容等の記録 （３）　第16条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間，そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由の記録 （４）　第27条第２項の規定による苦情の内容等の記録 （５）　第29条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
第10条及び第11条　略 （職員の配置） 第12条　養護老人ホームに置くべき職員は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし，特別養護老	第10条及び第11条　略 （職員の配置） 第12条　養護老人ホームに置くべき職員は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし，特別養護老

改正後	改正前
人ホームに併設する入所定員が50人を超えない養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ，かつ，入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第６号の栄養士を，調理業務の全部を第三者に委託する養護老人ホームにあっては第７号の調理員を置かないことができる。	人ホームに併設する入所定員が50人を超えない養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ，かつ，入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第６号の栄養士を，調理業務の全部を第三者に委託する養護老人ホームにあっては第７号の調理員を置かないことができる。
（１） 施設長　１人	（１） 施設長　１人
（２） 医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	（２） 医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
（３） 生活相談員	（３） 生活相談員
ア 常勤換算方法で，１人に，入所者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とすること。	ア 常勤換算方法で，１人に，入所者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とすること。
イ 主任生活相談員にあっては，生活相談員のうち，１人に，入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とすること。	イ 主任生活相談員にあっては，生活相談員のうち，１人に，入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とすること。
（４） 支援員	（４） 支援員
ア 常勤換算方法で，１人に，一般入所者（入所者であって，指定特定施設入居者生活介護（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）第217条第１項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。），指定地域密着型特定施設入居者生活介護（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）第130条第１項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）第203条第１項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15人を超えて15人又は15人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とすること。	ア 常勤換算方法で，１人に，一般入所者（入所者であって，指定特定施設入居者生活介護（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）第217条第１項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。），指定地域密着型特定施設入居者生活介護（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）第130条第１項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）第203条第１項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15人を超えて15人又は15人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とすること。
イ 支援員のうち１人を主任支援員とすること。	イ 支援員のうち１人を主任支援員とすること。
（５） 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）　常勤換算方法で，１人に，入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（５） 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）　常勤換算方法で，１人に，入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（６） 栄養士　１人以上	（６） 栄養士　１人以上
（７） 調理員，事務員その他の職員　当該養護老人ホームの実情に応じた適当な数	（７） 調理員，事務員その他の職員　当該養護老人ホームの実情に応じた適当な数
２ 前項（第３号，第４号及び第５号に限る。）の規定にかかわらず，視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の７割を超える養護老人ホーム（以下この項において「視聴覚障害者養護老人ホーム」という。）に置くべき生活相談員，支援員及び看護職員の員数は，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定めるところによる。	２ 前項（第３号，第４号及び第５号に限る。）の規定にかかわらず，視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の７割を超える養護老人ホーム（以下この項において「視聴覚障害者養護老人ホーム」という。）に置くべき生活相談員，支援員及び看護職員の員数は，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定めるところによる。
（１） 生活相談員	（１） 生活相談員
ア 常勤換算方法で，２人に，入所者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とすること。	ア 常勤換算方法で，２人に，入所者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とすること。
イ 主任生活相談員にあっては，生活相談員のうち，１人に，入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とすること。	イ 主任生活相談員にあっては，生活相談員のうち，１人に，入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とすること。
（２） 支援員	（２） 支援員
ア 常勤換算方法で，別表の左欄に掲げる一般入所者の数の区分に応じ，それぞれ同表の当該右欄に掲げる支援員の数以上	ア 常勤換算方法で，別表の左欄に掲げる一般入所者の数の区分に応じ，それぞれ同表の当該右欄に掲げる支援員の数以上
イ 支援員のうち１人を主任支援員とすること。	イ 支援員のうち１人を主任支援員とすること。
（３） 看護職員	（３） 看護職員
ア 入所者の数が100人を超えない視聴覚障害者養護老人ホームにあっては，常勤換算方法で，２人以上	ア 入所者の数が100人を超えない視聴覚障害者養護老人ホームにあっては，常勤換算方法で，２人以上
イ 入所者の数が100人を超える視聴覚障害者養護老人ホームにあっては，常勤換算方法で，２人に，入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	イ 入所者の数が100人を超える視聴覚障害者養護老人ホームにあっては，常勤換算方法で，２人に，入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
３ 前２項の入所者の数及び一般入所者の数は，前年度の１日当たりの入所者の数及び一般入所者の数のそれぞれの平均値とする。ただし，新たに設置する場合又は事業を再開する場合は，１日当たりの入所者の数及び一般入所者の数のそれぞれの推定数による。	３ 前２項の入所者の数及び一般入所者の数は，前年度の１日当たりの入所者の数及び一般入所者の数のそれぞれの平均値とする。ただし，新たに設置する場合又は事業を再開する場合は，１日当たりの入所者の数及び一般入所者の数のそれぞれの推定数による。
４ 第１項，第２項，第７項，第８項及び第10項の常勤換算方法とは，当該	４ 第１項，第２項，第７項，第８項及び第10項の常勤換算方法とは，当該

改正後	改正前
職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。	職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
5　第１項第１号の施設長は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には，同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。	5　第１項第１号の施設長は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には，同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。
6　第１項第２号の規定にかかわらず，サテライト型養護老人ホーム（当該サテライト型養護老人ホームを設置しようとする者により設置される当該サテライト型養護老人ホーム以外の養護老人ホーム，介護老人保健施設（介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。），介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該サテライト型養護老人ホームに対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保するとともに，本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については，本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。	6　第１項第２号の規定にかかわらず，サテライト型養護老人ホーム（当該サテライト型養護老人ホームを設置しようとする者により設置される当該サテライト型養護老人ホーム以外の養護老人ホーム，介護老人保健施設（介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。），介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該サテライト型養護老人ホームに対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保するとともに，本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については，本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。
7　第１項第３号イ又は第２項第１号イの主任生活相談員のうち１人以上は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，指定特定施設入居者生活介護，指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであって，入所者の処遇に支障がないものにおいては，当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができるものとし，第１項第３号イの主任生活相談員については，サテライト型養護老人ホームにあっては，常勤換算方法で，１人以上とする。	7　第１項第３号イ又は第２項第１号イの主任生活相談員のうち１人以上は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，指定特定施設入居者生活介護，指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであって，入所者の処遇に支障がないものにおいては，当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができるものとし，第１項第３号イの主任生活相談員については，サテライト型養護老人ホームにあっては，常勤換算方法で，１人以上とする。
8　指定特定施設入居者生活介護，指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については，第１項第３号又は第２項第１号に定める生活相談員の数から，常勤換算方法で，１人を減じた数とすることができる。	8　指定特定施設入居者生活介護，指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については，第１項第３号又は第２項第１号に定める生活相談員の数から，常勤換算方法で，１人を減じた数とすることができる。
9　第１項第４号イ又は第２項第２号イの主任支援員は，常勤の者でなければならない。	9　第１項第４号イ又は第２項第２号イの主任支援員は，常勤の者でなければならない。
10　第１項第５号又は第２項第３号の看護職員のうち１人以上は，常勤の者でなければならない。ただし，第１項第５号の看護職員については，サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。），指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあっては，常勤換算方法で，１人以上とする。	10　第１項第５号又は第２項第３号の看護職員のうち１人以上は，常勤の者でなければならない。ただし，第１項第５号の看護職員については，サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。），指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあっては，常勤換算方法で，１人以上とする。
11　夜間及び深夜の時間帯を通じて１人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。	11　夜間及び深夜の時間帯を通じて１人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。
12　第１項（第３号，第６号及び第７号に限る。）の規定にかかわらず，サテライト型養護老人ホームの生活相談員，栄養士又は調理員，事務員その他の職員については，次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ，当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは，これを置かないことができる。 （１）　養護老人ホーム　生活相談員，栄養士又は調理員，事務員その他の職員 （２）　介護老人保健施設　支援相談員，栄養士又は調理員，事務員その他の従業者 （３）　介護医療院　栄養士又は調理員，事務員その他の従業者 （４）　病院　栄養士（病床数が100以上の病院の場合に限る。） （５）　診療所　事務員その他の従業者	12　第１項（第３号，第６号及び第７号に限る。）の規定にかかわらず，サテライト型養護老人ホームの生活相談員，栄養士又は調理員，事務員その他の職員については，次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ，当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは，これを置かないことができる。 （１）　養護老人ホーム　栄養士又は調理員，事務員その他の職員 （２）　介護老人保健施設　支援相談員，栄養士又は調理員，事務員その他の従業者 （３）　介護医療院　栄養士又は調理員，事務員その他の従業者 （４）　病院　栄養士（病床数が100以上の病院の場合に限る。） （５）　診療所　事務員その他の従業者
第13条から第15条まで　略	第13条から第15条まで　略
（処遇の方針）	（処遇の方針）
第16条　養護老人ホームは，入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように，その心身の状況等に応じて，社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。	第16条　養護老人ホームは，入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように，その心身の状況等に応じて，社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。

改正後	改正前
2　入所者の処遇は，処遇計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。	2　入所者の処遇は，処遇計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
3　養護老人ホームの職員は，入所者の処遇に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，入所者又はその家族に対し，処遇において必要な事項について，理解しやすいように説明を行わなければならない。	3　養護老人ホームの職員は，入所者の処遇に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，入所者又はその家族に対し，処遇において必要な事項について，理解しやすいように説明を行わなければならない。
4　養護老人ホームは，入所者の処遇に当たっては，当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	4　養護老人ホームは，入所者の処遇に当たっては，当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
5　養護老人ホームは，身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。	5　養護老人ホームは，身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。
6　養護老人ホームは，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。	6　養護老人ホームは，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。
（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
（3）　支援員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	（3）　支援員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
第17条から第20条まで　略	第17条から第20条まで　略
（施設長の責務）	（施設長の責務）
第21条　施設長は，養護老人ホームの職員の管理，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。	第21条　施設長は，養護老人ホームの職員の管理，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
2　施設長は，職員に第７条から第９条まで，第14条から前条まで及び次条から第31条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。	2　施設長は，職員に第７条から第９条まで，第14条から前条まで及び次条から第29条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
（生活相談員の責務）	（生活相談員の責務）
第22条　生活相談員は，処遇計画を作成し，それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか，次に掲げる業務を行わなければならない。	第22条　生活相談員は，処遇計画を作成し，それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか，次に掲げる業務を行わなければならない。
（1）　入所者の居宅サービス等の利用に際し，介護保険法第８条第24項に規定する居宅サービス計画又は同法第８条の２第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため，同法第８条第24項に規定する居宅介護支援事業又は同法第８条の２第16項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか，居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。	（1）　入所者の居宅サービス等の利用に際し，介護保険法第８条第24項に規定する居宅サービス計画又は同法第８条の２第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため，同法第８条第24項に規定する居宅介護支援事業又は同法第８条の２第16項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか，居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
（2）　第28条第２項の規定により苦情の内容等の記録を行うこと。	（2）　第27条第２項の規定により苦情の内容等の記録を行うこと。
（3）　第30条第３項の規定により事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。	（3）　第29条第３項の規定により事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。
2　主任生活相談員は，前項に規定する業務のほか，養護老人ホームへの入所に際しての調整，他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。	2　主任生活相談員は，前項に規定する業務のほか，養護老人ホームへの入所に際しての調整，他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。
3　指定特定施設入居者生活介護，指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであって，第12条第１項第３号の生活相談員を置かない場合にあっては，同項第４号イの主任支援員が前２項の規定による業務を行うものとする。	3　指定特定施設入居者生活介護，指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであって，第12条第１項第３号の生活相談員を置かない場合にあっては，同項第４号イの主任支援員が前２項の規定による業務を行うものとする。
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第23条　養護老人ホームは，入所者に対し，適切な処遇を行うことができるよう，職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	第23条　養護老人ホームは，入所者に対し，適切な処遇を行うことができるよう，職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては，入所者が安心して日常生活を営むために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。	2　前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては，入所者が安心して日常生活を営むために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。
3　養護老人ホームは，職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該養護老人ホームは，職員（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，介護保険法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	3　養護老人ホームは，職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
4　養護老人ホームは，適切なサービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	

改正後	改正前
（業務継続計画の策定等） 第24条　養護老人ホームは，感染症又は非常災害の発生時において，入所者に対する処遇を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2　養護老人ホームは，職員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3　養護老人ホームは，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
（衛生管理等） 第25条　養護老人ホームは，入所者の使用する設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 2　養護老人ホームは，当該養護老人ホームにおける感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）　当該養護老人ホームにおける感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに，その結果について，支援員その他の職員に周知徹底を図ること。 （2）　当該養護老人ホームにおける感染症の予防等のための指針を整備すること。 （3）　当該養護老人ホームにおいて，支援員その他の職員に対し，感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 （4）　前3号に掲げるもののほか，養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第24条第1項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。	（衛生管理等） 第24条　養護老人ホームは，入所者の使用する設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 2　養護老人ホームは，当該養護老人ホームにおいて感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）　当該養護老人ホームにおける感染症の予防等のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに，その結果について，支援員その他の職員に周知徹底を図ること。 （2）　当該養護老人ホームにおける感染症の予防等のための指針を整備すること。 （3）　当該養護老人ホームにおいて，支援員その他の職員に対し，感染症の予防等のための研修を定期的に実施すること。 （4）　前3号に掲げるもののほか，養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第24条第1項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
（協力病院等） 第26条　養護老人ホームは，入院治療を必要とする入所者のために，あらかじめ，協力病院を定めておかなければならない。 2　養護老人ホームは，あらかじめ，協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	（協力病院等） 第25条　養護老人ホームは，入院治療を必要とする入所者のために，あらかじめ，協力病院を定めておかなければならない。 2　養護老人ホームは，あらかじめ，協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
（秘密の保持等） 第27条　養護老人ホームの職員は，正当な理由がなく，その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2　養護老人ホームは，職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。	（秘密の保持等） 第26条　養護老人ホームの職員は，正当な理由がなく，その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2　養護老人ホームは，職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。
（苦情への対応等） 第28条　養護老人ホームは，入所者の処遇に関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2　養護老人ホームは，前項の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3　養護老人ホームは，入所者の処遇に関し，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4　養護老人ホームは，市町村からの求めがあった場合には，前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 5　養護老人ホームは，社会福祉法第83条の運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	（苦情への対応等） 第27条　養護老人ホームは，入所者の処遇に関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2　養護老人ホームは，前項の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3　養護老人ホームは，入所者の処遇に関し，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4　養護老人ホームは，市町村からの求めがあった場合には，前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 5　養護老人ホームは，社会福祉法第83条の運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。
（地域との連携等） 第29条　養護老人ホームは，その運営に当たっては，地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図らなければならない。 2　養護老人ホームは，その運営に当たっては，その処遇に関する入所者からの苦情に関して，市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	（地域との連携等） 第28条　養護老人ホームは，その運営に当たっては，地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図らなければならない。 2　養護老人ホームは，その運営に当たっては，その処遇に関する入所者からの苦情に関して，市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
（事故発生の防止及び発生時の対応） 第30条　養護老人ホームは，事故の発生又は再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）　事故が発生した場合の対応，次号に規定する報告の方法等が記載さ	（事故発生の防止及び発生時の対応） 第29条　養護老人ホームは，事故の発生又は再発を防止するため，次の各号に定める措置を講じなければならない。 （1）　事故が発生した場合の対応，次号に規定する報告の方法等が記載さ

改正後	改正前
れた事故発生の防止のための指針を整備すること。 （2） 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通した改善策について，職員に周知徹底する体制を整備すること。 （3） 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）の開催及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。 （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	れた事故発生の防止のための指針を整備すること。 （2） 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通した改善策について，職員に周知徹底する体制を整備すること。 （3） 事故発生の防止のための委員会の開催及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。
2 養護老人ホームは，入所者に対する処遇により事故が発生した場合は，速やかに市町村，入所者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。	2 養護老人ホームは，入所者に対する処遇により事故が発生した場合は，速やかに市町村，入所者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。
3 養護老人ホームは，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	3 養護老人ホームは，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
4 養護老人ホームは，入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。	4 養護老人ホームは，入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。
（虐待の防止） 第31条 養護老人ホームは，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） 当該養護老人ホームにおける虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。 （2） 当該養護老人ホームにおける虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。 （3） 当該養護老人ホームにおいて，職員に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。 （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
（電磁的記録） 第32条 養護老人ホーム及びその職員は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては，書面等に代えて，当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
（委任） 第33条 この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。	（委任） 第30条 この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。
附 則 略	附 則 略
附 則（令和3年条例第 号抄） （施行期日） 1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。ただし，第14条の規定は公布の日から，第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の2の次に1号を加える改正規定は同年10月1日から施行する。 （虐待の防止に係る経過措置） 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間，第1条の規定による改正後の盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第31条，第2条の規定による改正後の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第5項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。），第31条の2（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第3項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），第3条の規定による改正後の盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第33条の2（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。）並びに附則第6項及び第34項，第4条の規定による改正後の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第40条の2（新居宅サービス等基準条例第42条の3，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第 113	

改正後	改正前
条，第 115条，第 135条，第 146条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。），第 237条，第 248条，第 263条，第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），第５条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第55条の10の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第 124条，第 143条（新介護予防サービス等基準条例第 160条において準用する場合を含む。），第 165条の３，第 172条，第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。），第 218条，第 235条，第 249条，第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），第６条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条，第 178条，第 190条及び第 203条において準用する場合を含む。），第７条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第38条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），第８条の規定による改正後の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第３条第４項，第40条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項，第９条の規定による改正後の盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第２条第４項，第39条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第３項，第10条の規定による改正後の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第２条第４項，第38条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第42条第３項，第11条の規定による改正後の盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第33条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），第12条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第29条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに第13条の規定による改正後の盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第２条第４項，第40条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし，新養護老人ホーム基準条例第７条，新特別養護老人ホーム基準条例第７条（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第７条（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第30条（新居宅サービス等基準条例第42条の３及び第47条において準用する場合を含む。），第57条（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第77条，第87条，第96条，第 107条（新居宅サービス等基準条例第 115条及び第 135条において準用する場合を含む。），第 143条，第 164条（新居宅サービス等基準条例第 181条の３及び第 188条において準用する場合を含む。），第 178条，第 201条，第 213条，第 232条，第 245条及び第 257条（新居宅サービス等基準条例第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第73条，第83条，第92条，第 121条，第 139条（新介護予防サー	

改正後	改正前
ビス等基準条例第 165条の３及び第 172条において準用する場合を含む。），第 157条，第 179条，第 194条，第 213条，第 232条及び第 243条（新介護予防サービス等基準条例第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第32条，第56条，第60条の12（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３において準用する場合を含む。），第60条の34，第74条，第 101条（新地域密着型サービス基準条例第 203条において準用する場合を含む。），第 123条，第 146条，第 169条及び第 187条，新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条，第58条及び第81条，新指定介護老人福祉施設基準条例第28条及び第51条，新介護老人保健施設基準条例第28条及び第50条，新介護療養型医療施設基準条例第27条及び第51条，新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。	
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）	
3　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第24条，新特別養護老人ホーム基準条例第24条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第32条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第 113条，第 115条，第 135条，第 146条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。），第 237条，第 248条，第 263条，第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第 124条，第 143条（新介護予防サービス等基準条例第 160条において準用する場合を含む。），第 165条の３，第 172条，第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。），第 218条，第 235条，第 249条，第 254条及び第263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第33条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条，第 178条，第 190条及び第 203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第29条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第29条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第28条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第23条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第21条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第30条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。	
（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）	
5　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第23条第３項，新特別養護老人ホーム基準条例第24条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第40条第４項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条第３項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第57条の２第３項（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第 108条第３項（新居宅サービス等基準条例第 115条，第 135条，第 146条，第 168条，第 181条の３，第 188条及び第 204	

改正後	改正前
条において準用する場合を含む。），第 179条第４項，第 214条第４項及び第 233条第４項（新居宅サービス等基準条例第 248条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第 121条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第 143条，第 165条の３，第 172条及び第 182条において準用する場合を含む。），第 158条第４項，第 195条第４項及び第 214条第４項（新介護予防サービス等基準条例第235条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第60条の13第３項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条及び第 203条において準用する場合を含む。），第 124条第３項，第 147条第４項，第 170条第３項及び第 188条第４項，新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第３項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第３項，新指定介護老人福祉施設基準条例第29条第３項及び第52条第４項，新介護老人保健施設基準条例第29条第３項及び第51条第４項，新介護療養型医療施設基準条例第28条第３項及び第52条第４項並びに新介護医療院基準条例第30条第３項及び第52条第４項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 （事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） 10　施行日から起算して６月を経過する日までの間，新養護老人ホーム基準条例第30条第１項，新特別養護老人ホーム基準条例第31条第１項（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第33条第１項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第 176条第１項（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第40条第１項（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第39条第１項（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第38条第１項（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第40条第１項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは，「第１号から第３号までに掲げる措置を講じるとともに，第４号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。 （介護保険施設等における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練に係る経過措置） 11　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第25条第２項第３号，新特別養護老人ホーム基準条例第26条第２項第３号（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第26条第２項第３号（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第 172条第２項第３号（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第32条第２項第３号（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第32条第２項第３号（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第31条第２項第３号（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第33条第２項第３号（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，老人福祉法（昭和38年法律第 133号）第20条の４に規定する養護老人ホーム，同法第20条の５に規定する特別養護老人ホーム，同法第20条の６に規定する軽費老人ホーム，新地域密着型サービス基準条例第 151条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設，介護保険法（平成９年法律第 123号）第48条第１項第１号に規定する指定介護老人福祉施設，同法第８条第28項に規定する介護老人保健施設，健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設及び介護保険法第８条第29項に規定する介護医療院は，その従業者又は職員に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止のための研修を定期的に実施するとともに，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。	

改正後	改正前
別表　略	別表　略

【第２条】盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第60号 改正　略 令和３年３月　日条例第　号	○盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第60号 改正　略
盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例	盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例
目次 第１章　総則（第１条） 第２章　基本方針並びに人員，設備及び運営の基準（第２条～第31条） 第３章　ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営の基準（第32条～第42条） 第４章　地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営の基準（第43条～第48条） 第５章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営の基準（第49条～第52条） 第６章　雑則（第53条・第54条） 附則	目次 第１章　総則（第１条） 第２章　基本方針並びに人員，設備及び運営の基準（第２条～第31条） 第３章　ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営の基準（第32条～第42条） 第４章　地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営の基準（第43条～第48条） 第５章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営の基準（第49条～第52条） 第６章　雑則（第53条　　） 附則
第１条　略 （基本方針）	第１条　略 （基本方針）
第２条　特別養護老人ホームは，入所者に対し，健全な環境の下で，社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条第１項に規定する社会福祉事業をいう。第５条において同じ。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。	第２条　特別養護老人ホームは，入所者に対し，健全な環境の下で，社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条第１項に規定する社会福祉事業をいう。第５条において同じ。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。
２　特別養護老人ホームは，入所者の処遇に関する計画に基づき，可能な限り，居宅における生活への復帰を念頭に置いて，入浴，排せつ，食事等の介護，相談及び援助，社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話，機能訓練，健康管理並びに療養上の世話を行うことにより，入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。	２　特別養護老人ホームは，入所者の処遇に関する計画に基づき，可能な限り，居宅における生活への復帰を念頭に置いて，入浴，排せつ，食事等の介護，相談及び援助，社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話，機能訓練，健康管理並びに療養上の世話を行うことにより，入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。
３　特別養護老人ホームは，入所者の意思及び人格を尊重し，常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。	３　特別養護老人ホームは，入所者の意思及び人格を尊重し，常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。
４　特別養護老人ホームは，明るく家庭的な雰囲気を有し，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村（特別区を含む。以下同じ。），老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との密接な連携に努めなければならない。	４　特別養護老人ホームは，明るく家庭的な雰囲気を有し，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村（特別区を含む。以下同じ。），老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との密接な連携に努めなければならない。
５　特別養護老人ホームは，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
第３条から第５条まで　略 （職員の専従）	第３条から第５条まで　略 （職員の専従）
第６条　特別養護老人ホームの職員は，専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし　　，入所者の処遇に支障がない場合は，この限りでない。	第６条　特別養護老人ホームの職員は，専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし，特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第40条第２項（第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。），特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第49条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員，地域密着型特別養護老人ホーム（第11条第６項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい，ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き，入所者の処遇に支障がない場合は，この限りでない。
（運営規程） 第７条　特別養護老人ホームは，次に掲げる施設の運営についての重要事項	（運営規程） 第７条　特別養護老人ホームは，次に掲げる施設の運営についての重要事項

改正後	改正前
に関する規程を定めておかなければならない。 （1） 施設の目的及び運営の方針 （2） 職員の職種，数及び職務の内容 （3） 入所定員 （4） 入所者の処遇の内容及び費用の額 （5） 施設の利用に当たっての留意事項 （6） 緊急時等における対応方法 （7） 非常災害対策 （8） 虐待の防止のための措置に関する事項 （9） その他施設の運営に関する重要事項	に関する規程を定めておかなければならない。 （1） 施設の目的及び運営の方針 （2） 職員の職種，数及び職務の内容 （3） 入所定員 （4） 入所者の処遇の内容及び費用の額 （5） 施設の利用に当たっての留意事項 （6） 緊急時等における対応方法 （7） 非常災害対策 （8） その他施設の運営に関する重要事項
（非常災害対策） 第８条 特別養護老人ホームは，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に職員に周知しなければならない。 ２ 特別養護老人ホームは，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 ３ 特別養護老人ホームは，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	（非常災害対策） 第８条 特別養護老人ホームは，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に職員に周知しなければならない。 ２ 特別養護老人ホームは，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
第９条から第14条まで 略	第９条から第14条まで 略
（処遇の方針） 第15条 特別養護老人ホームは，入所者の要介護状態（介護保険法第７条第１項に規定する要介護状態をいう。以下同じ。）の軽減又は悪化の防止に資するよう，当該入所者の心身の状況等に応じて，当該入所者の処遇を適切に行わなければならない。 ２ 入所者の処遇は，入所者の処遇に関する計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して，行わなければならない。 ３ 特別養護老人ホームの職員は，入所者の処遇に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，入所者又はその家族に対し，処遇において必要な事項について，理解しやすいように説明を行わなければならない。 ４ 特別養護老人ホームは，入所者の処遇に当たっては，当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 ５ 特別養護老人ホームは，身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。 ６ 特別養護老人ホームは，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 （2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （3） 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 ７ 特別養護老人ホームは，自らその行う処遇の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。	（処遇の方針） 第15条 特別養護老人ホームは，入所者の要介護状態（介護保険法第７条第１項に規定する要介護状態をいう。以下同じ。）の軽減又は悪化の防止に資するよう，当該入所者の心身の状況等に応じて，当該入所者の処遇を適切に行わなければならない。 ２ 入所者の処遇は，入所者の処遇に関する計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して，行わなければならない。 ３ 特別養護老人ホームの職員は，入所者の処遇に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，入所者又はその家族に対し，処遇において必要な事項について，理解しやすいように説明を行わなければならない。 ４ 特別養護老人ホームは，入所者の処遇に当たっては，当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 ５ 特別養護老人ホームは，身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。 ６ 特別養護老人ホームは，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 （2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （3） 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 ７ 特別養護老人ホームは，自らその行う処遇の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。
第16条から第22条の２まで 略	第16条から第22条の２まで 略
（施設長の責務） 第23条 特別養護老人ホームの施設長は，特別養護老人ホームの職員の管理，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。 ２ 特別養護老人ホームの施設長は，職員に第７条から第９条まで及び第12条から第31条の２までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。	（施設長の責務） 第23条 特別養護老人ホームの施設長は，特別養護老人ホームの職員の管理，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。 ２ 特別養護老人ホームの施設長は，職員に第７条から第９条まで及び第12条から第31条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
（勤務体制の確保等） 第24条 特別養護老人ホームは，入所者に対し，適切な処遇を行うことができるよう，職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２ 特別養護老人ホームは，当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし，入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 ３ 特別養護老人ホームは，職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該特別養護老人ホームは，職員（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，介護保険	（勤務体制の確保等） 第24条 特別養護老人ホームは，入所者に対し，適切な処遇を行うことができるよう，職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２ 特別養護老人ホームは，当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし，入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 ３ 特別養護老人ホームは，職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

改正後	改正前
法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	
4　特別養護老人ホームは，適切なサービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第24条の２　特別養護老人ホームは，感染症又は非常災害の発生時において，入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2　特別養護老人ホームは，職員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
3　特別養護老人ホームは，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
第25条　略	第25条　略
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第26条　特別養護老人ホームは，入所者の使用する設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。	第26条　特別養護老人ホームは，入所者の使用する設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
2　特別養護老人ホームは，当該特別養護老人ホームにおける感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。	2　特別養護老人ホームは，当該特別養護老人ホームにおいて感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。
（１）　当該特別養護老人ホームにおける感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。	（１）　当該特別養護老人ホームにおける感染症の予防等のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
（２）　当該特別養護老人ホームにおける感染症の予防等のための指針を整備すること。	（２）　当該特別養護老人ホームにおける感染症の予防等のための指針を整備すること。
（３）　当該特別養護老人ホームにおいて，介護職員その他の職員に対し，感染症の予防等の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	（３）　当該特別養護老人ホームにおいて，介護職員その他の職員に対し，感染症の予防等の防止のための研修を定期的に実施すること。
（４）　前３号に掲げるもののほか，特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第２項第４号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。	（４）　前３号に掲げるもののほか，特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第２項第４号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
第27条から第30条まで　略	第27条から第30条まで　略
（事故発生の防止及び発生時の対応）	（事故発生の防止及び発生時の対応）
第31条　特別養護老人ホームは，事故の発生又は再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	第31条　特別養護老人ホームは，事故の発生又は再発を防止するため，次の各号に定める措置を講じなければならない。
（１）　事故が発生した場合の対応，次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	（１）　事故が発生した場合の対応，次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
（２）　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通した改善策について，職員に周知徹底を図る体制を整備すること。	（２）　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通した改善策について，職員に周知徹底を図る体制を整備すること。
（３）　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）の開催及び職員に対する研修を定期的に行うこと。	（３）　事故発生の防止のための委員会の開催及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
2　特別養護老人ホームは，入所者の処遇により事故が発生した場合は，速やかに市町村，入所者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。	2　特別養護老人ホームは，入所者の処遇により事故が発生した場合は，速やかに市町村，入所者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。
3　特別養護老人ホームは，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	3　特別養護老人ホームは，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
4　特別養護老人ホームは，入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。	4　特別養護老人ホームは，入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。
（虐待の防止）	
第31条の２　特別養護老人ホームは，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（１）　当該特別養護老人ホームにおける虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，介護職員そ	

改正後	改正前
の他の従業者に周知徹底を図ること。 （2） 当該特別養護老人ホームにおける虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。 （3） 当該特別養護老人ホームにおいて，介護職員その他の従業者に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。 （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
第32条 略	第32条 略
（基本方針）	（基本方針）
第33条 ユニット型特別養護老人ホームは，入居者一人一人の意思及び人格を尊重し，入居者に対するサービスの提供に関する計画に基づき，その居宅における生活への復帰を念頭に置いて，入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら，各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き，自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。	第33条 ユニット型特別養護老人ホームは，入居者一人一人の意思及び人格を尊重し，入居者に対するサービスの提供に関する計画に基づき，その居宅における生活への復帰を念頭に置いて，入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら，各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き，自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
2 ユニット型特別養護老人ホームは，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村等との密接な連携に努めなければならない。	2 ユニット型特別養護老人ホームは，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村等との密接な連携に努めなければならない。
3 ユニット型特別養護老人ホームは，入居者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
（運営規程）	（運営規程）
第34条 ユニット型特別養護老人ホームは，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1） 施設の目的及び運営の方針 （2） 職員の職種，数及び職務の内容 （3） 入居定員 （4） ユニットの数及びユニットごとの入居定員 （5） 入居者に対するサービスの提供の内容及び費用の額 （6） 施設の利用に当たっての留意事項 （7） 緊急時等における対応方法 （8） 非常災害対策 （9） 虐待の防止のための措置に関する事項 （10） その他施設の運営に関する重要事項	第34条 ユニット型特別養護老人ホームは，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1） 施設の目的及び運営の方針 （2） 職員の職種，数及び職務の内容 （3） 入居定員 （4） ユニットの数及びユニットごとの入居定員 （5） 入居者に対するサービスの提供の内容及び費用の額 （6） 施設の利用に当たっての留意事項 （7） 緊急時等における対応方法 （8） 非常災害対策 （9） その他施設の運営に関する重要事項
（設備）	（設備）
第35条 ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は，耐火建築物でなければならない。ただし，次の各号のいずれかの要件を満たす2階建又は平家建のユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては，準耐火建築物とすることができる。 （1） 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。 （2） 居室等を2階又は地階に設けている場合であって，次に掲げる要件のすべてを満たすこと。 ア 当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第42条において準用する第8条第1項の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 第42条において準用する第8条第2項の訓練については，同条第1項の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。 ウ 火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。	第35条 ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は，耐火建築物でなければならない。ただし，次の各号のいずれかの要件を満たす2階建又は平家建のユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては，準耐火建築物とすることができる。 （1） 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。 （2） 居室等を2階又は地階に設けている場合であって，次に掲げる要件のすべてを満たすこと。 ア 当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第42条において準用する第8条第1項の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 第42条において準用する第8条第2項の訓練については，同条第1項の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。 ウ 火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。
2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建のユニット型特別養護老人ホームの建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における入居者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 （1） スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 （2） 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。 （3） 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建のユニット型特別養護老人ホームの建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における入居者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 （1） スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 （2） 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。 （3） 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
3 ユニット型特別養護老人ホームには，次に掲げる設備を設けなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより，当該	3 ユニット型特別養護老人ホームには，次に掲げる設備を設けなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより，当該

改正後	改正前
ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって，入居者に対するサービスの提供に支障がないときは，その設備（第１号に掲げる設備を除く。）の一部を設けないことができる。	ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって，入居者に対するサービスの提供に支障がないときは，その設備（第１号に掲げる設備を除く。）の一部を設けないことができる。
（１） ユニット	（１） ユニット
（２） 浴室	（２） 浴室
（３） 医務室	（３） 医務室
（４） 調理室	（４） 調理室
（５） 洗濯室又は洗濯場	（５） 洗濯室又は洗濯場
（６） 汚物処理室	（６） 汚物処理室
（７） 介護材料室	（７） 介護材料室
（８） 前各号に掲げるもののほか，事務室その他の運営上必要な設備	（８） 前各号に掲げるもののほか，事務室その他の運営上必要な設備
4 前項第１号から第４号までに掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。	4 前項第１号から第４号までに掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。
（１） ユニット アからエまでに掲げる設備の区分に応じ，それぞれアからエまでに定める基準	（１） ユニット アからエまでに掲げる設備の区分に応じ，それぞれアからエまでに定める基準
ア 居室	ア 居室
（ア） 一の居室の定員は，１人とすること。ただし，入居者に対するサービスの提供において市長が必要があると認めた場合は，２人とすることができる。	（ア） 一の居室の定員は，１人とすること。ただし，入居者に対するサービスの提供において市長が必要があると認めた場合は，２人とすることができる。
（イ） 居室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの入居定員は，原則としておおむね10人以下とし，かつ，15人を超えないものとする。	（イ） 居室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの入居定員は，おおむね10人以下としなければならない。
（ウ） 地階に設けないこと。	（ウ） 地階に設けないこと。
（エ） 一の居室の床面積等は，10.65平方メートル以上とすること。ただし，(ア)ただし書の場合においては，21.3平方メートル以上とすること。	（エ） 一の居室の床面積等は，次の基準のいずれかを満たすこと。
	a 10.65平方メートル以上とすること。ただし，(ア)ただし書の場合においては，21.3平方メートル以上とすること。
	b ユニットに属さない居室を改修したものについては，入居者相互の視線の遮断が確保されている場合は，居室を隔てる壁について，天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。
（オ） 寝台又はこれに代わる設備を備えること。	（オ） 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
（カ） 避難上有効な空地，廊下，共同生活室又は広間に直接面した１以上の出入口を設けること。	（カ） 避難上有効な空地，廊下，共同生活室又は広間に直接面した１以上の出入口を設けること。
（キ） 床面積の14分の１以上に相当する面積を直接外気に面して開放できること。	（キ） 床面積の14分の１以上に相当する面積を直接外気に面して開放できること。
（ク） 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。	（ク） 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
（ケ） ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	（ケ） ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
イ 共同生活室	イ 共同生活室
（ア） 共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入居者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。	（ア） 共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入居者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
（イ） 地階に設けないこと。	（イ） 地階に設けないこと。
（ウ） 一の共同生活室の床面積は，２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。	（ウ） 一の共同生活室の床面積は，２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
（エ） 必要な設備及び備品を備えること。	（エ） 必要な設備及び備品を備えること。
ウ 洗面設備	ウ 洗面設備
（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。	（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
（イ） 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。	（イ） 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
エ 便所	エ 便所
（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。	（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
（イ） ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。	（イ） ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
（２） 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。	（２） 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
（３） 医務室	（３） 医務室
ア 医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすること。	ア 医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすること。
イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか，必要に応じて臨床検査設備を設けること。	イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか，必要に応じて臨床検査設備を設けること。
（４） 調理室 火気を使用する部分には，不燃材料を用いること。	（４） 調理室 火気を使用する部分には，不燃材料を用いること。
5 ユニット及び浴室は，３階以上の階に設けてはならない。ただし，次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室について	5 ユニット及び浴室は，３階以上の階に設けてはならない。ただし，次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室について

改正後	改正前
は，この限りでない。 （1） ユニット又は浴室のある３階以上の各階に通ずる特別避難階段を２以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は，１以上）有すること。 （2） ３階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。 （3） ユニット又は浴室のある３階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。	は，この限りでない。 （1） ユニット又は浴室のある３階以上の各階に通ずる特別避難階段を２以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は，１以上）有すること。 （2） ３階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。 （3） ユニット又は浴室のある３階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
6 前各項に規定するもののほか，ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は，次のとおりとする。 （1） 廊下の幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。ただし，廊下の一部の幅を拡張することにより，入居者，職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には，廊下の幅は，1.5メートル以上（中廊下にあっては，1.8メートル以上）として差し支えないこと。 （2） 廊下，共同生活室，便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 （3） 廊下及び階段には手すりを設けること。 （4） 階段の傾斜は，緩やかにすること。 （5） ユニット又は浴室が２階以上の階にある場合は，１以上の傾斜路を設けること。ただし，エレベーターを設ける場合は，この限りでない。	6 前各項に規定するもののほか，ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は，次のとおりとする。 （1） 廊下の幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。ただし，廊下の一部の幅を拡張することにより，入居者，職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には，廊下の幅は，1.5メートル以上（中廊下にあっては，1.8メートル以上）として差し支えないこと。 （2） 廊下，共同生活室，便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 （3） 廊下及び階段には手すりを設けること。 （4） 階段の傾斜は，緩やかにすること。 （5） ユニット又は浴室が２階以上の階にある場合は，１以上の傾斜路を設けること。ただし，エレベーターを設ける場合は，この限りでない。
（サービスの取扱方針） 第36条 入居者に対するサービスの提供は，入居者の能力に応じて，自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため，入居者に対するサービスの提供に関する計画に基づき，入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより，入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。	（サービスの取扱方針） 第36条 入居者に対するサービスの提供は，入居者の能力に応じて，自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため，入居者に対するサービスの提供に関する計画に基づき，入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより，入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
2 入居者に対するサービスの提供は，各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。	2 入居者に対するサービスの提供は，各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
3 入居者に対するサービスの提供は，入居者の私生活についての秘密の確保に配慮して行われなければならない。	3 入居者に対するサービスの提供は，入居者の私生活についての秘密の確保に配慮して行われなければならない。
4 入居者に対するサービスの提供は，入居者の自立した生活を支援することを基本とし，入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら，適切に行われなければならない。	4 入居者に対するサービスの提供は，入居者の自立した生活を支援することを基本とし，入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら，適切に行われなければならない。
5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は，入居者に対するサービスの提供に当たっては，入居者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。	5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は，入居者に対するサービスの提供に当たっては，入居者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。
6 ユニット型特別養護老人ホームは，入居者に対するサービスの提供に当たっては，当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。	6 ユニット型特別養護老人ホームは，入居者に対するサービスの提供に当たっては，当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。
7 ユニット型特別養護老人ホームは，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入居者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。	7 ユニット型特別養護老人ホームは，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入居者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。
8 ユニット型特別養護老人ホームは，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 （2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （3） 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	8 ユニット型特別養護老人ホームは，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 （2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （3） 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
9 ユニット型特別養護老人ホームは，自らその提供するサービスの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。	9 ユニット型特別養護老人ホームは，自らその提供するサービスの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。
第37条から第39条まで 略	第37条から第39条まで 略
（勤務体制の確保等） 第40条 ユニット型特別養護老人ホームは，入居者に対する適切なサービスを提供することができるよう，職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	（勤務体制の確保等） 第40条 ユニット型特別養護老人ホームは，入居者に対する適切なサービスを提供することができるよう，職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては，入居者が安心して日常生活を営むことができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮す	2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては，入居者が安心して日常生活を営むことができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮す

改正後	改正前
る観点から，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。	る観点から，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。
（1） 昼間については，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。	（1） 昼間については，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
（2） 夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。	（2） 夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
（3） ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。	（3） ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。
3 ユニット型特別養護老人ホームは，当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし，入居者に対するサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	3 ユニット型特別養護老人ホームは，当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし，入居者に対するサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。
4 ユニット型特別養護老人ホームは，職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該ユニット型特別養護老人ホームは，職員（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，介護保険法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	4 ユニット型特別養護老人ホームは，職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
5 ユニット型特別養護老人ホームは，適切なサービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第41条 略	第41条 略
（準用）	（準用）
第42条 第３条から第６条まで，第８条，第９条，第12条から第14条まで，第18条，第20条から第23条まで，第24条の２及び第26条から第31条の２までの規定は，ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において，第９条第２項第３号中「第15条第５項」とあるのは「第36条第７項」と，同項第４号中「第29条第２項」とあるのは「第42条において準用する第29条第２項」と，同項第５号中「第31条第３項」とあるのは「第42条において準用する第31条第３項」と，第23条第２項中「第７条から第９条まで及び第12条から第31条の２まで」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに第42条において準用する第８条，第９条，第12条から第14条まで，第18条，第20条から第23条まで，第24条の２及び第26条から第31条の２まで」と読み替えるものとする。	第42条 第３条から第６条まで，第８条，第９条，第12条から第14条まで，第18条，第20条から第23条まで及び第26条から第31条までの規定は，ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において，第９条第２項第３号中「第15条第５項」とあるのは「第36条第７項」と，同項第４号中「第29条第２項」とあるのは「第42条において準用する第29条第２項」と，同項第５号中「第31条第３項」とあるのは「第42条において準用する第31条第３項」と，第23条第２項中「第７条から第９条まで及び第12条から第31条までで」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに第42条において準用する第８条，第９条，第12条から第14条まで，第18条，第20条から第23条まで及び第26条から第31条まで」と読み替えるものとする。
第43条及び第44条 略	第43条及び第44条 略
（職員の配置）	（職員の配置）
第45条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし，他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって，入所者の処遇に支障がないときは，第５号の栄養士を置かないことができる。	第45条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（1） 施設長 １人	（1） 施設長 １人
（2） 医師 入所者に対し，健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	（2） 医師 入所者に対し，健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
（3） 生活相談員 １人以上	（3） 生活相談員 １人以上
（4） 介護職員又は看護職員	（4） 介護職員又は看護職員
ア 介護職員及び看護職員の総数は，常勤換算方法で，１人に，入所者の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とすること。	ア 介護職員及び看護職員の総数は，常勤換算方法で，１人に，入所者の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とすること。
イ 看護職員の数は，１人以上とすること。	イ 看護職員の数は，１人以上とすること。
（5） 栄養士 １人以上	（5） 栄養士 １人以上
（6） 機能訓練指導員 １人以上	（6） 機能訓練指導員 １人以上
（7） 調理員，事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当な数	（7） 調理員，事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当な数
2 前項，第５項及び第７項の常勤換算方法とは，職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。	2 前項，第５項及び第７項の常勤換算方法とは，職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。
3 第１項第１号の施設長は，常勤の者でなければならない。	3 第１項第１号の施設長は，常勤の者でなければならない。
4 第１項第２号の規定にかかわらず，サテライト型居住施設の医師については，本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。	4 第１項第２号の規定にかかわらず，サテライト型居住施設の医師については，本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。
5 第１項第３号の生活相談員は，常勤の者でなければならない。ただし，	5 第１項第３号の生活相談員は，常勤の者でなければならない。ただし，

改正後	改正前
サテライト型居住施設にあっては，常勤換算方法で１人以上とする。	サテライト型居住施設にあっては，常勤換算方法で１人以上とする。
6　第１項第４号の介護職員のうち，１人以上は，常勤の者でなければならない。	6　第１項第４号の介護職員のうち，１人以上は，常勤の者でなければならない。
7　第１項第４号の看護職員のうち，１人以上は，常勤の者でなければならない。ただし，サテライト型居住施設にあっては，常勤換算方法で１人以上とする。	7　第１項第４号の看護職員のうち，１人以上は，常勤の者でなければならない。ただし，サテライト型居住施設にあっては，常勤換算方法で１人以上とする。
8　第１項第３号及び第５号から第７号までの規定にかかわらず，サテライト型居住施設の生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員，事務員その他の職員については，次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ，当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは，これを置かないことができる。	8　第１項第３号及び第５号から第７号までの規定にかかわらず，サテライト型居住施設の生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員，事務員その他の職員については，次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ，当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは，これを置かないことができる。
（１）　特別養護老人ホーム　生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員，事務員その他の職員	（１）　特別養護老人ホーム　栄養士，機能訓練指導員又は調理員，事務員その他の職員
（２）　介護老人保健施設　支援相談員，栄養士，理学療法士若しくは作業療法士又は調理員，事務員その他の従業者	（２）　介護老人保健施設　支援相談員，栄養士，理学療法士若しくは作業療法士又は調理員，事務員その他の従業者
（３）　介護医療院　栄養士又は調理員，事務員その他の従業者	（３）　介護医療院　栄養士又は調理員，事務員その他の従業者
（４）　病院　栄養士（病床数が100以上の病院の場合に限る。）	（４）　病院　栄養士（病床数が100以上の病院の場合に限る。）
（５）　診療所　事務員その他の従業者	（５）　診療所　事務員その他の従業者
9　第１項第６号の機能訓練指導員は，当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。	9　第１項第６号の機能訓練指導員は，当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
10　地域密着型特別養護老人ホームに盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては，当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については，当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。	10　地域密着型特別養護老人ホームに盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては，当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については，当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。
11　地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第１項に規定する指定通所介護事業所，指定短期入所生活介護事業所等又は盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第１項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第６条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については，当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員，事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。	11　地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第１項に規定する指定通所介護事業所，指定短期入所生活介護事業所等又は盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第１項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第６条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については，当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員，事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。
12　地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は，当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。	12　地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は，当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。
13　地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定地域密着型サービス基準条例第192条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては，当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは，当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。	13　地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定地域密着型サービス基準条例第192条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては，当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは，当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

改正後	改正前
14　第１項第２号の医師及び同項第７号の調理員，事務員その他の職員の数は，サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって，当該サテライト型居住施設に医師又は調理員，事務員その他の職員を置かない場合にあっては，当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。	14　第１項第２号の医師及び同項第７号の調理員，事務員その他の職員の数は，サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって，当該サテライト型居住施設に医師又は調理員，事務員その他の職員を置かない場合にあっては，当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。
第46条　略	第46条　略
（地域との連携等）	（地域との連携等）
第47条　地域密着型特別養護老人ホームは，その運営に当たっては，入所者，入所者の家族，地域住民の代表者，市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの職員，地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（入所者又はその家族が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。以下「運営推進会議」という。）を設置し，おおむね２月に１回以上，運営推進会議に対して活動状況を報告し，運営推進会議による評価を受けるとともに，運営推進会議から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。	第47条　地域密着型特別養護老人ホームは，その運営に当たっては，入所者，入所者の家族，地域住民の代表者，市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの職員，地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（　　以下「運営推進会議」という。）を設置し，おおむね２月に１回以上，運営推進会議に対して活動状況を報告し，運営推進会議による評価を受けるとともに，運営推進会議から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。
2　地域密着型特別養護老人ホームは，前項の報告，評価，要望，助言等についての記録を作成するとともに，当該記録を公表するものとする。	2　地域密着型特別養護老人ホームは，前項の報告，評価，要望，助言等についての記録を作成するとともに，当該記録を公表するものとする。
3　地域密着型特別養護老人ホームは，その運営に当たっては，地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図らなければならない。	3　地域密着型特別養護老人ホームは，その運営に当たっては，地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図らなければならない。
4　地域密着型特別養護老人ホームは，その運営に当たっては，提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して，市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	4　地域密着型特別養護老人ホームは，その運営に当たっては，提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して，市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
（準用）	（準用）
第48条　第２条から第９条まで，第12条から第15条まで，第17条から第29条まで，第31条及び第31条の２の規定は，地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において，第９条第２項第３号中「第15条第５項」とあるのは「第48条において準用する第15条第５項」と，同項第４号中「第29条第２項」とあるのは「第48条において準用する第29条第２項」と，同項第５号中「第31条第３項」とあるのは「第48条において準用する第31条第３項」と，第23条第２項中「第７条から第９条まで及び第12条から第31条の２まで」とあるのは「第46条及び第47条並びに第48条において準用する第７条から第９条まで，第12条から第15条まで，第17条から第29条まで，第31条及び第31条の２」と読み替えるものとする。	第48条　第２条から第９条まで，第12条から第15条まで，第17条から第29条まで及び第31条　　の規定は，地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において，第９条第２項第３号中「第15条第５項」とあるのは「第48条において準用する第15条第５項」と，同項第４号中「第29条第２項」とあるのは「第48条において準用する第29条第２項」と，同項第５号中「第31条第３項」とあるのは「第48条において準用する第31条第３項」と，第23条第２項中「第７条から第９条まで及び第12条から第31条　　まで」とあるのは「第46条及び第47条並びに第48条において準用する第７条から第９条まで，第12条から第15条まで，第17条から第29条まで及び第31条　　」と読み替えるものとする。
第49条　略	第49条　略
（設備）	（設備）
第50条　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は，耐火建築物でなければならない。ただし，次の各号のいずれかの要件を満たす２階建又は平家建のユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては，準耐火建築物とすることができる。	第50条　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は，耐火建築物でなければならない。ただし，次の各号のいずれかの要件を満たす２階建又は平家建のユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては，準耐火建築物とすることができる。
（１）　居室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。	（１）　居室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。
（２）　居室等を２階又は地階に設けている場合であって，次に掲げる要件のすべてを満たすこと。	（２）　居室等を２階又は地階に設けている場合であって，次に掲げる要件のすべてを満たすこと。
ア　当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第52条において準用する第８条第１項の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	ア　当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第52条において準用する第８条第１項の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
イ　第52条において準用する第８条第２項の訓練については，同条第１項の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。	イ　第52条において準用する第８条第２項の訓練については，同条第１項の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。
ウ　火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。	ウ　火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。
2　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建のユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における入居者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	2　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建のユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における入居者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
（１）　スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	（１）　スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

改正後	改正前
（2） 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。	（2） 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。
（3） 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	（3） 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには，次に掲げる設備を設けなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより，当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって，入居者に対するサービスの提供に支障がないときは，その設備（第1号に掲げる設備を除く。）の一部を設けないことができる。	3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには，次に掲げる設備を設けなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより，当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって，入居者に対するサービスの提供に支障がないときは，その設備（第1号に掲げる設備を除く。）の一部を設けないことができる。
（1） ユニット	（1） ユニット
（2） 浴室	（2） 浴室
（3） 医務室	（3） 医務室
（4） 調理室	（4） 調理室
（5） 洗濯室又は洗濯場	（5） 洗濯室又は洗濯場
（6） 汚物処理室	（6） 汚物処理室
（7） 介護材料室	（7） 介護材料室
（8） 前各号に掲げるもののほか，事務室その他の運営上必要な設備	（8） 前各号に掲げるもののほか，事務室その他の運営上必要な設備
4 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。	4 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。
（1） ユニット　アからエまでに掲げる設備の区分に応じ，それぞれアからエまでに定める基準	（1） ユニット　アからエまでに掲げる設備の区分に応じ，それぞれアからエまでに定める基準
ア 居室	ア 居室
（ア） 一の居室の定員は，1人とすること。ただし，入居者に対するサービスの提供において市長が必要があると認めた場合は，2人とすることができる。	（ア） 一の居室の定員は，1人とすること。ただし，入居者に対するサービスの提供において市長が必要があると認めた場合は，2人とすることができる。
（イ） 居室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの入居定員は，原則としておおむね10人以下とし，かつ，15人を超えないものとする。	（イ） 居室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの入居定員は，おおむね10人以下としなければならない。
（ウ） 地階に設けないこと。	（ウ） 地階に設けないこと。
（エ） 一の居室の床面積等は，10.65平方メートル以上とすること。ただし，(ア)ただし書の場合においては，21.3平方メートル以上とすること。	（エ） 一の居室の床面積等は，次のいずれかの基準を満たすこと。 a 10.65平方メートル以上とすること。ただし，(ア)ただし書の場合においては，21.3平方メートル以上とすること。 b ユニットに属さない居室を改修したものについては，入居者相互の視線の遮断が確保されている場合は，居室を隔てる壁について，天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。
（オ） 寝台又はこれに代わる設備を備えること。	（オ） 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
（カ） 避難上有効な空地，廊下，共同生活室又は広間に直接面した1以上の出入口を設けること。	（カ） 避難上有効な空地，廊下，共同生活室又は広間に直接面した1以上の出入口を設けること。
（キ） 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。	（キ） 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
（ク） 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。	（ク） 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
（ケ） ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	（ケ） ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
イ 共同生活室	イ 共同生活室
（ア） 共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入居者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。	（ア） 共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入居者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
（イ） 地階に設けないこと。	（イ） 地階に設けないこと。
（ウ） 一の共同生活室の床面積は，2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。	（ウ） 一の共同生活室の床面積は，2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
（エ） 必要な設備及び備品を備えること。	（エ） 必要な設備及び備品を備えること。
ウ 洗面設備	ウ 洗面設備
（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。	（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
（イ） 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。	（イ） 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
エ 便所	エ 便所
（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。	（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
（イ） ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，介護を必要と	（イ） ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，介護を必要と

改正後	改正前
する者が使用するのに適したものとすること。 （2） 浴室　介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 （3） 医務室　医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし，入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか，必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし，本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については，入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか，必要に応じて臨床検査設備を設けることで医務室の設置に代えることができる。 （4） 調理室 ア 火気を使用する部分には，不燃材料を用いること。 イ サテライト型居住施設の調理室については，本体施設の調理室で調理する場合であって，運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは，簡易な調理設備を設けることで足りること。	する者が使用するのに適したものとすること。 （2） 浴室　介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 （3） 医務室　医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし，入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか，必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし，本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については，入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか，必要に応じて臨床検査設備を設けることで医務室の設置に代えることができる。 （4） 調理室 ア 火気を使用する部分には，不燃材料を用いること。 イ サテライト型居住施設の調理室については，本体施設の調理室で調理する場合であって，運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは，簡易な調理設備を設けることで足りること。
5 ユニット及び浴室は，３階以上の階に設けてはならない。ただし，次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については，この限りでない。 （1） ユニット又は浴室のある３階以上の各階に通ずる特別避難階段を２以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は，１以上）有すること。 （2） ３階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。 （3） ユニット又は浴室のある３階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。	5 ユニット及び浴室は，３階以上の階に設けてはならない。ただし，次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については，この限りでない。 （1） ユニット又は浴室のある３階以上の各階に通ずる特別避難階段を２以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は，１以上）有すること。 （2） ３階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。 （3） ユニット又は浴室のある３階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
6 前各項に規定するもののほか，ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は，次に定めるとおりとする。 （1） 廊下の幅は，1.5メートル以上（中廊下にあっては，1.8メートル以上）とすること。ただし，廊下の一部の幅を拡張すること等により，入居者，職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは，これによらないことができる。 （2） 廊下，共同生活室，便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 （3） 廊下及び階段には手すりを設けること。 （4） 階段の傾斜は，緩やかにすること。 （5） ユニット又は浴室が２階以上の階にある場合は，１以上の傾斜路を設けること。ただし，エレベーターを設ける場合は，この限りでない。	6 前各項に規定するもののほか，ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は，次に定めるとおりとする。 （1） 廊下の幅は，1.5メートル以上（中廊下にあっては，1.8メートル以上）とすること。ただし，廊下の一部の幅を拡張すること等により，入居者，職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは，これによらないことができる。 （2） 廊下，共同生活室，便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 （3） 廊下及び階段には手すりを設けること。 （4） 階段の傾斜は，緩やかにすること。 （5） ユニット又は浴室が２階以上の階にある場合は，１以上の傾斜路を設けること。ただし，エレベーターを設ける場合は，この限りでない。
7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は，両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。	7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は，両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。
第51条 略	第51条 略
（準用） 第52条 第３条から第６条まで，第８条，第９条，第12条から第14条まで，第18条，第20条から第23条まで，第24条の２，第26条から第29条まで，第31条，第31条の２，第33条，第34条，第36条，第38条から第41条まで及び第47条の規定は，ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において，第９条第２項第３号中「第15条第５項」とあるのは「第52条において準用する第36条第７項」と，同項第４号中「第29条第２項」とあるのは「第52条において準用する第29条第２項」と，同項第５号中「第31条第３項」とあるのは「第52条において準用する第31条第３項」と，第23条第２項中「第７条から第９条まで及び第12条から第31条の２まで」とあるのは「第51条並びに第52条において準用する第８条，第９条，第12条から第14条まで，第18条，第20条から第23条まで，第24条の２，第26条から第29条まで，第31条，第31条の２，第34条，第36条，第38条から第41条まで及び第47条」と読み替えるものとする。	（準用） 第52条 第３条から第６条まで，第８条，第９条，第12条から第14条まで，第18条，第20条から第23条まで，第26条から第29条まで，第31条，第33条，第34条，第36条，第38条から第41条まで及び第47条の規定は，ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において，第９条第２項第３号中「第15条第５項」とあるのは「第52条において準用する第36条第７項」と，同項第４号中「第29条第２項」とあるのは「第52条において準用する第29条第２項」と，同項第５号中「第31条第３項」とあるのは「第52条において準用する第31条第３項」と，第23条第２項中「第７条から第９条まで及び第12条から第31条の二まで」とあるのは「第51条並びに第52条において準用する第８条，第９条，第12条から第14条まで，第18条，第20条から第23条まで，第26条から第29条まで，第31条，第34条，第36条，第38条から第41条まで及び第47条」と読み替えるものとする。
第６章 雑則 （電磁的記録等） 第53条 特別養護老人ホーム及びその職員は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については，書面等に代えて，当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	第６章 雑則

改正後	改正前
2　特別養護老人ホーム及びその職員は，説明等（説明，同意その他これらに類するものをいう。）のうち，この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該説明等の相手方の承諾を得て，書面等に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。	
（委任）	（委任）
第54条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。	第53条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。
附　則　略	附　則　略
附　則（令和３年条例第　号抄）	
（施行期日）	
1　この条例は，令和３年４月１日から施行する。ただし，第14条の規定は公布の日から，第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の２の次に１号を加える改正規定は同年10月１日から施行する。	
（虐待の防止に係る経過措置）	
2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第31条，第２条の規定による改正後の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第５項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。），第31条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），第３条の規定による改正後の盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第33条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。）並びに附則第６項及び第34項，第４条の規定による改正後の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第40条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第 113条，第 115条，第 135条，第 146条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。），第 237条，第 248条，第 263条，第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），第５条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第55条の10の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第 124条，第 143条（新介護予防サービス等基準条例第 160条において準用する場合を含む。），第 165条の３，第 172条，第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。），第 218条，第 235条，第 249条，第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），第６条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条，第 178条，第 190条及び第 203条において準用する場合を含む。），第７条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第38条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），第８条の規定による改正後の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第３条第４項，第40条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項，第９条の規定による改正後の盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第２条第４項，第39条の２（新介護老人保健施設基準条	

改正後	改正前
例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第３項，第10条の規定による改正後の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第２条第４項，第38条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第42条第３項，第11条の規定による改正後の盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第33条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），第12条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第29条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに第13条の規定による改正後の盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第２条第４項，第40条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし，新養護老人ホーム基準条例第７条，新特別養護老人ホーム基準条例第７条（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第７条（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第30条（新居宅サービス等基準条例第42条の３及び第47条において準用する場合を含む。），第57条（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第77条，第87条，第96条，第 107条（新居宅サービス等基準条例第 115条及び第 135条において準用する場合を含む。），第 143条，第 164条（新居宅サービス等基準条例第 181条の３及び第 188条において準用する場合を含む。），第 178条，第 201条，第 213条，第 232条，第 245条及び第 257条（新居宅サービス等基準条例第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第73条，第83条，第92条，第 121条，第 139条（新介護予防サービス等基準条例第 165条の３及び第 172条において準用する場合を含む。），第 157条，第 179条，第 194条，第 213条，第 232条及び第 243条（新介護予防サービス等基準条例第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第32条，第56条，第60条の12（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３において準用する場合を含む。），第60条の34，第74条，第 101条（新地域密着型サービス基準条例第 203条において準用する場合を含む。），第 123条，第 146条，第 169条及び第 187条，新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条，第58条及び第81条，新指定介護老人福祉施設基準条例第28条及び第51条，新介護老人保健施設基準条例第28条及び第50条，新介護療養型医療施設基準条例第27条及び第51条，新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置） ３　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第24条，新特別養護老人ホーム基準条例第24条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第32条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第 113条，第 115条，第 135条，第 146条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。），第 237条，第 248条，第 263条，第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２の２（新介護予防サービス等基準条例第	

改正後	改正前
63条，第75条，第85条，第94条，第 124条，第 143条（新介護予防サービス等基準条例第 160条において準用する場合を含む。），第 165条の３，第 172条，第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。），第 218条，第 235条，第 249条，第 254条及び第263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第33条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条，第 178条，第 190条及び第 203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第29条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第29条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第28条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第23条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第21条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第30条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。 （認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） 5　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第23条第３項，新特別養護老人ホーム基準条例第24条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第40条第４項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条第３項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第57条の２第３項（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第 108条第３項（新居宅サービス等基準条例第 115条，第 135条，第 146条，第 168条，第 181条の３，第 188条及び第 204条において準用する場合を含む。），第 179条第４項，第 214条第４項及び第 233条第４項（新居宅サービス等基準条例第 248条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第 121条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第 143条，第 165条の３，第 172条及び第 182条において準用する場合を含む。），第 158条第４項，第 195条第４項及び第 214条第４項（新介護予防サービス等基準条例第235条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第60条の13第３項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条及び第 203条において準用する場合を含む。），第 124条第３項，第 147条第４項，第 170条第３項及び第 188条第４項，新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第３項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第３項，新指定介護老人福祉施設基準条例第29条第３項及び第52条第４項，新介護老人保健施設基準条例第29条第３項及び第51条第４項，新介護療養型医療施設基準条例第28条第３項及び第52条第４項並びに新介護医療院基準条例第30条第３項及び第52条第４項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 （ユニットの定員に係る経過措置） 6　当分の間，次表の左欄に掲げる施設は，同表の当該中欄に掲げる基準を満たすほか，当該施設における介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態（夜間及び深夜の時間帯におけるものを含む。）を勘案して同表の当該右欄に掲げる者を配置するよう努めるものとする。 <table><tr><td>新特別養護老人ホーム基準条例第35条第４項第１号ア(イ) の規定により入居定員が10人を超える新特別養護老人ホーム基準条例第32条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型特別養護老人ホーム</td><td>新特別養護老人ホーム基準条例第11条第１項第４号ア及び第40条第２項の基準</td><td>職員</td></tr><tr><td>新特別養護老人ホーム基準条例第50</td><td>新特別養護老人ホー</td><td>職員</td></tr></table>	

改正後			改正前
条第４項第１号ア(イ)の規定により入居定員が10人を超える新特別養護老人ホーム基準条例第32条に規定するユニットを整備する新特別養護老人ホーム基準条例第49条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホーム	ム基準条例第45条第１項第４号ア及び第52条において準用する第40条第２項の基準		
新居宅サービス等基準条例第171条第６項第１号ア(イ)の規定により利用定員が10人を超える新居宅サービス等基準条例第169条に規定するユニットを整備する新居宅サービス等基準条例第171条第１項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所	新居宅サービス等基準条例第148条第１項第３号及び第179条第２項の基準	従業者	
新介護予防サービス等基準条例第154条第６項第１号ア(イ)の規定により利用定員が10人を超える新介護予防サービス等基準条例第152条に規定するユニットを整備する新介護予防サービス等基準条例第154条第１項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所	新介護予防サービス等基準条例第130条第１項第３号及び第158条第２項の基準	従業者	
新地域密着型サービス基準条例第181条第２項第１号ア(イ)の規定により入居定員が10人を超える新地域密着型サービス基準条例第179条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設	新地域密着型サービス基準条例第152条第１項第３号ア及び第188条第２項の基準	従業者	
新指定介護老人福祉施設基準条例第45条第２項第１号ア(イ)の規定により入所定員が10人を超える新指定介護老人福祉施設基準条例第43条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設	新指定介護老人福祉施設基準条例第４条第１項第３号ア及び第52条第２項の基準	従業者	
新介護療養型医療施設基準条例第43条第２項第１号ア(イ)の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第３条第１項第２号及び第３号並びに附則第９項の基準	従業者	
新介護療養型医療施設基準条例第44条第２項第１号ア(イ)の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第３条第２項第２号及び第３号並びに附則第２項第２号の基準	従業者	
新介護療養型医療施設基準条例第45条第２項第１号ア(イ)の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第３条第３項第２号及び第３号並びに附則第３項並びに第10項第２号及び第３号の基準	従業者	
7　この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み，この条例の施行の日以後に増築され，又は全面的に改築された部分を除く。）の居室，療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって，第２条の規定による改正前の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第35条第４項第１号ア(エ)ｂ及び第			

改正後	改正前
50条第４項第１号ア(エ) ｂ，第４条の規定による改正前の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第171条第６項第１号ア(エ)，第５条の規定による改正前の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 154条第６項第１号ア(エ)，第６条の規定による改正前の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第 181条第２項第１号ア(ケ) ｂ，第８条の規定による改正前の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第45条第２項第１号ア(ケ) ｂ並びに第10条の規定による改正前の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例第43条第２項第１号ア(ケ) ｂ，第44条第２項第１号ア(ケ) ｂ及び第45条第２項第１号ア(ケ) ｂの規定の要件を満たしている居室等については，なお従前の例による。 （事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） 10 施行日から起算して６月を経過する日までの間，新養護老人ホーム基準条例第30条第１項，新特別養護老人ホーム基準条例第31条第１項（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第33条第１項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第 176条第１項（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第40条第１項（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第39条第１項（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第38条第１項（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第40条第１項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは，「第１号から第３号までに掲げる措置を講じるとともに，第４号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。 （介護保険施設等における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練に係る経過措置） 11 施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第25条第２項第３号，新特別養護老人ホーム基準条例第26条第２項第３号（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第26条第２項第３号（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第 172条第２項第３号（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第32条第２項第３号（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第32条第２項第３号（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第31条第２項第３号（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第33条第２項第３号（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，老人福祉法（昭和38年法律第 133号）第20条の４に規定する養護老人ホーム，同法第20条の５に規定する特別養護老人ホーム，同法第20条の６に規定する軽費老人ホーム，新地域密着型サービス基準条例第 151条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設，介護保険法（平成９年法律第 123号）第48条第１項第１号に規定する指定介護老人福祉施設，同法第８条第28項に規定する介護老人保健施設，健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設及び介護保険法第８条第29項に規定する介護医療院は，その従業者又は職員に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止のための研修を定期的に実施するとともに，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。	

【第３条】盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第61号 改正　略 令和３年　月　日条例第　号	○盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第61号 改正　略
盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例	盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例
目次 第１章　総則（第１条） 第２章　基本方針（第２条） 第３章　設備及び運営に関する基準（第３条～第33条の２） 第４章　雑則（第34条・第35条） 附則	目次 第１章　総則（第１条） 第２章　基本方針（第２条） 第３章　設備及び運営に関する基準（第３条～第33条　） 第４章　雑則（第34条　） 附則
第１条　略	第１条　略
第２章　基本方針	第２章　基本方針
第２条　軽費老人ホームは，無料又は低額な料金で，身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって，家族による援助を受けることが困難なものを入所させ，食事の提供，入浴等の準備，相談及び援助，社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより，入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。	第２条　軽費老人ホームは，無料又は低額な料金で，身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって，家族による援助を受けることが困難なものを入所させ，食事の提供，入浴等の準備，相談及び援助，社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより，入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。
２　軽費老人ホームは，入所者の意思及び人格を尊重し，常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。	２　軽費老人ホームは，入所者の意思及び人格を尊重し，常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。
３　軽費老人ホームは，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，社会福祉事業（法第２条第１項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに，市町村（特別区を含む。以下同じ。），老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との密接な連携に努めなければならない。	３　軽費老人ホームは，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，社会福祉事業（法第２条第１項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに，市町村（特別区を含む。以下同じ。），老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との密接な連携に努めなければならない。
４　軽費老人ホームは，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
第３条から第６条まで　略	第３条から第６条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第７条　軽費老人ホームは，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （１）　施設の目的及び運営の方針 （２）　職員の職種，数及び職務の内容 （３）　入所定員 （４）　入所者に対して提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 （５）　施設の利用に当たっての留意事項 （６）　非常災害対策 （７）　虐待の防止のための措置に関する事項 （８）　その他施設の運営に関する重要事項	第７条　軽費老人ホームは，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （１）　施設の目的及び運営の方針 （２）　職員の職種，数及び職務の内容 （３）　入所定員 （４）　入所者に対して提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 （５）　施設の利用に当たっての留意事項 （６）　非常災害対策 （７）　その他施設の運営に関する重要事項
（非常災害対策）	（非常災害対策）
第８条　軽費老人ホームは，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に職員に周知しなければならない。	第８条　軽費老人ホームは，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に職員に周知しなければならない。
２　軽費老人ホームは，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	２　軽費老人ホームは，非常災害に備えるため，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
３　軽費老人ホームは，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
第９条から第16条まで　略	第９条から第16条まで　略
（サービス提供の方針）	（サービス提供の方針）
第17条　軽費老人ホームは，入所者について，安心して明るく生活できるよう，その心身の状況及び要望に応じたサービスの提供を行うとともに，生きがいを持って生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。	第17条　軽費老人ホームは，入所者について，安心して明るく生活できるよう，その心身の状況及び要望に応じたサービスの提供を行うとともに，生きがいを持って生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。
２　軽費老人ホームの職員は，入所者に対するサービスの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，入所者又はその家族に対し，サービスの提供を行う上で必要な事項について，理解しやすいように説明を行わなけれ	２　軽費老人ホームの職員は，入所者に対するサービスの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，入所者又はその家族に対し，サービスの提供を行う上で必要な事項について，理解しやすいように説明を行わなけれ

改正後	改正前
ばならない。	ばならない。
3　軽費老人ホームは，入所者に対するサービスの提供に当たっては，当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	3　軽費老人ホームは，入所者に対するサービスの提供に当たっては，当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
4　軽費老人ホームは，身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。	4　軽費老人ホームは，身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。
5　軽費老人ホームは，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。	5　軽費老人ホームは，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。
（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
（3）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	（3）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
第18条から第21条まで　略	第18条から第21条まで　略
（施設長の責務）	（施設長の責務）
第22条　施設長は，軽費老人ホームの職員の管理，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。	第22条　施設長は，軽費老人ホームの職員の管理，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
2　施設長は，職員に第７条から第９条まで，第12条から前条まで及び次条から第33条の２までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。	2　施設長は，職員に第７条から第９条まで，第12条から前条まで及び次条から第33条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
第23条　略	第23条　略
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第24条　軽費老人ホームは，入所者に対し，適切なサービスを提供できるよう，職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	第24条　軽費老人ホームは，入所者に対し，適切なサービスを提供できるよう，職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては，入所者が安心して日常生活を営むために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。	2　前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては，入所者が安心して日常生活を営むために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。
3　軽費老人ホームは，職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該軽費老人ホームは，職員（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，介護保険法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	3　軽費老人ホームは，職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
4　軽費老人ホームは，適切なサービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第24条の２　軽費老人ホームは，感染症又は非常災害の発生時において，入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2　軽費老人ホームは，職員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
3　軽費老人ホームは，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
第25条　略	第25条　略
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第26条　軽費老人ホームは，入所者の使用する設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	第26条　軽費老人ホームは，入所者の使用する設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
2　軽費老人ホームは，当該軽費老人ホームにおける感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。	2　軽費老人ホームは，当該軽費老人ホームにおける感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。
（1）　当該軽費老人ホームにおける感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の職員に対し，周知徹底を図ること。	（1）　当該軽費老人ホームにおける感染症の予防等のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の職員に対し，周知徹底を図ること。

改正後	改正前
（2） 当該軽費老人ホームにおける感染症の予防等のための指針を整備すること。	（2） 当該軽費老人ホームにおける感染症の予防等のための指針を整備すること。
（3） 当該軽費老人ホームにおいて，介護職員その他の職員に対し，感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	（3） 当該軽費老人ホームにおいて，介護職員その他の職員に対し，感染症の予防等のための研修を定期的に実施すること。
（4） 前3号に掲げるもののほか，別に軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第26条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。	（4） 前3号に掲げるもののほか，別に軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第26条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
第27条 略	第27条 略
（運営規定の概要等の掲示）	（運営規定の概要等の掲示）
第28条 軽費老人ホームは，当該軽費老人ホームの見やすい場所に，運営規程の概要，職員の勤務の体制，協力医療機関，利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第28条 軽費老人ホームは，当該軽費老人ホームの見やすい場所に，運営規程の概要，職員の勤務の体制，協力医療機関，利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2 軽費老人ホームは，前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	
第29条から第32条まで 略	第29条から第32条まで 略
（事故発生の防止及び発生時の対応）	（事故発生の防止及び発生時の対応）
第33条 軽費老人ホームは，事故の発生又は再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	第33条 軽費老人ホームは，事故の発生又は再発を防止するため，次の各号に定める措置を講じなければならない。
（1） 事故が発生した場合の対応，次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	（1） 事故が発生した場合の対応，次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
（2） 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通じた改善策について，職員に周知徹底する体制を整備すること。	（2） 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通じた改善策について，職員に周知徹底する体制を整備すること。
（3） 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）の開催及び職員に対する研修を定期的に行うこと。	（3） 事故発生の防止のための委員会の開催及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
（4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
2 軽費老人ホームは，入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は，速やかに市長村，入所者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。	2 軽費老人ホームは，入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は，速やかに市長村，入所者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。
3 軽費老人ホームは，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	3 軽費老人ホームは，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
4 軽費老人ホームは，入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。	4 軽費老人ホームは，入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。
（虐待の防止）	
第33条の2 軽費老人ホームは，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（1） 当該軽費老人ホームにおける虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。	
（2） 当該軽費老人ホームにおける虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。	
（3） 当該軽費老人ホームにおいて，職員に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。	
（4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
第4章 雑則	第4章 雑則
（電磁的記録等）	
第34条 軽費老人ホーム及びその職員は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については，書面等に代えて，当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
2 軽費老人ホーム及びその職員は，交付等（交付，説明，同意，承諾，締結その他これらに類するものをいう。）のうち，この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面等に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）	

改正後	改正前
により行うことができる。	
（委任）	（委任）
第35条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。	第34条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。
附　則	附　則
（施行期日）	（施行期日）
1　この条例は，平成25年４月１日から施行する。	1　この条例は，平成25年４月１日から施行する。
（経過的軽費老人ホーム）	（経過的軽費老人ホーム）
2　平成20年６月１日以前から存する軽費老人ホーム（同日後に増築され，又は全面的に改築された部分を除く。）のうち，次のいずれかに該当するものとして市長が指定するものについては，第２条から第33条の２までの規定にかかわらず，次項から第48項までに定めるところによる。	2　平成20年６月１日以前から存する軽費老人ホーム（同日後に増築され，又は全面的に改築された部分を除く。）のうち，次のいずれかに該当するものとして市長が指定するものについては，第２条から第33条までの規定にかかわらず，次項から附則第46項までに定めるところによる。
（１）　軽費老人ホームＡ型（附則第３項から第30項までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）	（１）　軽費老人ホームＡ型（附則第３項から附則第29項までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）
（２）　軽費老人ホームＢ型（附則第31項から第48項までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）	（２）　軽費老人ホームＢ型（附則第30項から附則第46項までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）
（軽費老人ホームＡ型に係る基本方針）	（軽費老人ホームＡ型に係る基本方針）
3　軽費老人ホームＡ型は，無料又は低額な料金で，高齢等のため独立して生活することについて不安が認められる者を入所させ，食事の提供，入浴等の準備，相談及び援助，健康管理，社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより，入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。	3　軽費老人ホームＡ型は，無料又は低額な料金で，高齢等のため独立して生活することについて不安が認められる者を入所させ，食事の提供，入浴等の準備，相談及び援助，健康管理，社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより，入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。
4　軽費老人ホームＡ型は，入所者の意思及び人格を尊重し，常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。	4　軽費老人ホームＡ型は，入所者の意思及び人格を尊重し，常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。
5　軽費老人ホームＡ型は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに，市町村等との密接な連携に努めなければならない。	5　軽費老人ホームＡ型は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに，市町村等との密接な連携に努めなければならない。
6　軽費老人ホームＡ型は，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
（軽費老人ホームＡ型の規模）	（軽費老人ホームＡ型の規模）
7　軽費老人ホームＡ型は，50人以上の者を入所させることができる規模を有しなければならない。	6　軽費老人ホームＡ型は，50人以上の者を入所させることができる規模を有しなければならない。
（軽費老人ホームＡ型の設備）	（軽費老人ホームＡ型の設備）
8　軽費老人ホームＡ型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は，耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。	7　軽費老人ホームＡ型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は，耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
9　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における入所者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	8　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における入所者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
（１）　スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	（１）　スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
（２）　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。	（２）　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。
（３）　避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	（３）　避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
10　軽費老人ホームＡ型には，次に掲げる設備を設けなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより，当該軽費老人ホームＡ型の効果的な運営を期待することができる場合であって，入所者に提供するサービスに支障がないときは，その設備の一部を設けないことができる。	9　軽費老人ホームＡ型には，次に掲げる設備を設けなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより，当該軽費老人ホームＡ型の効果的な運営を期待することができる場合であって，入所者に提供するサービスに支障がないときは，その設備の一部を設けないことができる。
（１）　居室	（１）　居室
（２）　談話室，娯楽室又は集会室	（２）　談話室，娯楽室又は集会室
（３）　静養室	（３）　静養室
（４）　食堂	（４）　食堂
（５）　浴室	（５）　浴室
（６）　洗面所	（６）　洗面所
（７）　便所	（７）　便所
（８）　医務室	（８）　医務室
（９）　調理室	（９）　調理室
（10）　職員室	（10）　職員室

改正後	改正前
(11)　面談室	(11)　面談室
(12)　洗濯室又は洗濯場	(12)　洗濯室又は洗濯場
(13)　宿直室	(13)　宿直室
(14)　前各号に掲げるもののほか，事務室その他の運営上必要な設備	(14)　前各号に掲げるもののほか，事務室その他の運営上必要な設備
11　前項第１号，第５号，第８号及び第９号に掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。	10　前項第１号，第５号，第８号及び第９号に掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。
(１)　居室	(１)　居室
ア　一の居室の定員は，原則として１人とすること。	ア　一の居室の定員は，原則として１人とすること。
イ　地階に設けないこと。	イ　地階に設けないこと。
ウ　入所者１人当たりの床面積は，収納設備に係る床面積を除き，6.6平方メートル以上とすること。	ウ　入所者１人当たりの床面積は，収納設備に係る床面積を除き，6.6平方メートル以上とすること。
(２)　浴室　老人が入浴するのに適したものとするほか，必要に応じて，介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。	(２)　浴室　老人が入浴するのに適したものとするほか，必要に応じて，介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
(３)　医務室　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第２項に規定する診療所とすること。	(３)　医務室　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第２項に規定する診療所とすること。
(４)　調理室　火気を使用する部分には，不燃材料を用いること。	(４)　調理室　火気を使用する部分には，不燃材料を用いること。
（軽費老人ホームＡ型の職員の配置）	（軽費老人ホームＡ型の職員の配置）
12　軽費老人ホームＡ型に置くべき職員は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし，併設する特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。）の栄養士，事務員，医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームＡ型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第５号の栄養士，第６号の事務員，第７号の医師又は第８号の調理員その他の職員を，調理業務の全部を第三者に委託する軽費老人ホームＡ型にあっては第８号の調理員を置かないことができる。	11　軽費老人ホームＡ型に置くべき職員は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし，併設する特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。）の栄養士，事務員，医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームＡ型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第５号の栄養士，第６号の事務員，第７号の医師又は第８号の調理員その他の職員を，調理業務の全部を第三者に委託する軽費老人ホームＡ型にあっては第８号の調理員を置かないことができる。
(１)　施設長　１人	(１)　施設長　１人
(２)　生活相談員	(２)　生活相談員
ア　生活相談員の数は，次のとおりとすること。	ア　生活相談員の数は，次のとおりとすること。
(ア)　入所者の数が170人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，１人以上	(ア)　入所者の数が170人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，１人以上
(イ)　入所者の数が170人を超える軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，２人以上	(イ)　入所者の数が170人を超える軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，２人以上
イ　生活相談員のうち１人を主任生活相談員とすること。ただし，他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームＡ型であって入所者の数が50人以下のものにあっては，この限りでない。	イ　生活相談員のうち１人を主任生活相談員とすること。ただし，他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームＡ型であって入所者の数が50人以下のものにあっては，この限りでない。
(３)　介護職員	(３)　介護職員
ア　介護職員の数は，次のとおりとすること。	ア　介護職員の数は，次のとおりとすること。
(ア)　入所者の数が80人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，４人以上	(ア)　入所者の数が80人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，４人以上
(イ)　入所者の数が80人を超えて200人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，４人に，入所者の数が80人を超えて20人又は20人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	(イ)　入所者の数が80人を超えて200人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，４人に，入所者の数が80人を超えて20人又は20人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
(ウ)　入所者の数が200人を超える軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，10人に，実情に応じた適当な数を加えて得た数	(ウ)　入所者の数が200人を超える軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，10人に，実情に応じた適当な数を加えて得た数
イ　介護職員のうち１人を主任介護職員とすること。	イ　介護職員のうち１人を主任介護職員とすること。
(４)　看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）	(４)　看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）
ア　入所者の数が130人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，１人以上	ア　入所者の数が130人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，１人以上
イ　入所者の数が130人を超える軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，２人以上	イ　入所者の数が130人を超える軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，２人以上
(５)　栄養士　１人以上	(５)　栄養士　１人以上
(６)　事務員　２人以上	(６)　事務員　２人以上
(７)　医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	(７)　医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
(８)　調理員その他の職員　当該軽費老人ホームＡ型の実情に応じた適当な数	(８)　調理員その他の職員　当該軽費老人ホームＡ型の実情に応じた適当な数
13　前項第２号から第４号までの規定にかかわらず，指定特定施設入居者生活介護，指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームＡ型に置くべき職員は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。	12　前項第２号から第４号までの規定にかかわらず，指定特定施設入居者生活介護，指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームＡ型に置くべき職員は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
(１)　生活相談員　入所者の数が170人を超える軽費老人ホームＡ型にあっては，１人以上	(１)　生活相談員　入所者の数が170人を超える軽費老人ホームＡ型にあっては，１人以上
(２)　介護職員	(２)　介護職員

改正後	改正前
ア　介護職員の数は，次のとおりとすること。	ア　介護職員の数は，次のとおりとすること。
（ア）　一般入所者の数が20人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，１人以上	（ア）　一般入所者の数が20人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，１人以上
（イ）　一般入所者の数が20人を超えて30人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，２人以上	（イ）　一般入所者の数が20人を超えて30人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，２人以上
（ウ）　一般入所者の数が30人を超えて40人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，３人以上	（ウ）　一般入所者の数が30人を超えて40人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，３人以上
（エ）　一般入所者の数が40人を超えて80人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，４人以上	（エ）　一般入所者の数が40人を超えて80人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，４人以上
（オ）　一般入所者の数が80人を超えて200人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，４人に，一般入所者の数が80人を超えて20人又は20人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（オ）　一般入所者の数が80人を超えて200人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，４人に，一般入所者の数が80人を超えて20人又は20人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（カ）　一般入所者の数が200人を超える軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，10人に，実情に応じた適当な数を加えて得た数	（カ）　一般入所者の数が200人を超える軽費老人ホームＡ型にあっては，常勤換算方法で，10人に，実情に応じた適当な数を加えて得た数
イ　一般入所者の数が40人を超える軽費老人ホームＡ型にあっては，介護職員のうち１人を主任介護職員とすること。	イ　一般入所者の数が40人を超える軽費老人ホームＡ型にあっては，介護職員のうち１人を主任介護職員とすること。
（３）　看護職員	（３）　看護職員
ア　一般入所者の数が130人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，１人以上	ア　一般入所者の数が130人以下の軽費老人ホームＡ型にあっては，１人以上
イ　一般入所者の数が130人を超える軽費老人ホームＡ型にあっては，２人以上	イ　一般入所者の数が130人を超える軽費老人ホームＡ型にあっては，２人以上
14　前２項の入所者の数及び一般入所者の数は，前年度の１日当たりの入所者の数及び一般入所者の数のそれぞれの平均値とする。ただし，再開の場合は，１日当たりの入所者の数及び一般入所者の数のそれぞれの推定数による。	13　前２項の入所者の数及び一般入所者の数は，前年度の１日当たりの入所者の数及び一般入所者の数のそれぞれの平均値とする。ただし，再開の場合は，１日当たりの入所者の数及び一般入所者の数のそれぞれの推定数による。
15　第12項及び第13項の常勤換算方法とは，当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームＡ型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。	14　第11項及び第12項の常勤換算方法とは，当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームＡ型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
16　第12項第１号の施設長は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，当該軽費老人ホームＡ型の管理上支障がない場合には，同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。	15　第11項第１号の施設長は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，当該軽費老人ホームＡ型の管理上支障がない場合には，同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。
17　第12項第２号及び第13項第１号の生活相談員（主任生活相談員が配置されているときは当該主任生活相談員）のうち１人以上は，常勤の者でなければならない。	16　第11項第２号及び第12項第１号の生活相談員（主任生活相談員が配置されているときは当該主任生活相談員）のうち１人以上は，常勤の者でなければならない。
18　第12項第３号イ及び第13項第２号イの主任介護職員は，常勤の者でなければならない。	17　第11項第３号イ及び第12項第２号イの主任介護職員は，常勤の者でなければならない。
19　第12項第４号及び第13項第３号イの看護職員のうち１人以上は，常勤の者でなければならない。	18　第11項第４号及び第12項第３号イの看護職員のうち１人以上は，常勤の者でなければならない。
20　第12項第５号の栄養士は，常勤の者でなければならない。	19　第11項第５号の栄養士は，常勤の者でなければならない。
21　第12項第６号の事務員のうち１人（入所定員が110人を超える軽費老人ホームＡ型にあっては，２人）は，常勤の者でなければならない。	20　第11項第６号の事務員のうち１人（入所定員が110人を超える軽費老人ホームＡ型にあっては，２人）は，常勤の者でなければならない。
22　夜間及び深夜の時間帯を通じて１人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。	21　夜間及び深夜の時間帯を通じて１人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。
（軽費老人ホームＡ型の利用料の受領）	（軽費老人ホームＡ型の利用料の受領）
23　軽費老人ホームＡ型は，入所者から利用料として，次に掲げる費用の支払を受けることができる。	22　軽費老人ホームＡ型は，入所者から利用料として，次に掲げる費用の支払を受けることができる。
（１）　サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。）	（１）　サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。）
（２）　生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）	（２）　生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
（３）　居室に係る光熱水費	（３）　居室に係る光熱水費
（４）　入所者が選択する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用	（４）　入所者が選択する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
（５）　前各号に掲げるもののほか，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，入所者に負担させることが適当と認められるもの	（５）　前各号に掲げるもののほか，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，入所者に負担させることが適当と認められるもの
24　軽費老人ホームＡ型は，前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，入所者又はその家族に対し，当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い，当該入所者の同意を得なければならない。	23　軽費老人ホームＡ型は，前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，入所者又はその家族に対し，当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い，当該入所者の同意を得なければならない。
25　第23項第２号の生活費は，地域の実情，物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。	24　第22項第２号の生活費は，地域の実情，物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。
（軽費老人ホームＡ型における健康管理）	（軽費老人ホームＡ型における健康管理）

改正後	改正前
26　軽費老人ホームＡ型は，入所者に対し，入所時の健康診断及び毎年定期に２回以上の健康診断を行わなければならない。	25　軽費老人ホームＡ型は，入所者に対し，入所時の健康診断及び毎年定期に２回以上の健康診断を行わなければならない。
（軽費老人ホームＡ型における生活相談員の責務）	（軽費老人ホームＡ型における生活相談員の責務）
27　軽費老人ホームＡ型の生活相談員は，入所者からの相談に応じるとともに，適切な助言及び必要な支援を行うほか，次に掲げる業務を行わなければならない。	26　軽費老人ホームＡ型の生活相談員は，入所者からの相談に応じるとともに，適切な助言及び必要な支援を行うほか，次に掲げる業務を行わなければならない。
（１）　入所者の居宅サービス等の利用に際し，居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため，居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか，居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。	（１）　入所者の居宅サービス等の利用に際し，居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため，居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか，居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
（２）　第30項において準用する第31条第２項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。	（２）　第29項において準用する第31条第２項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。
（３）　第30項において準用する第33条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第３項の記録を行うこと。	（３）　第29項において準用する第33条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第３項の記録を行うこと。
28　主任生活相談員は，前項に規定する業務のほか，軽費老人ホームＡ型への入所に際しての調整，他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。	27　主任生活相談員は，前項に規定する業務のほか，軽費老人ホームＡ型への入所に際しての調整，他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。
29　前２項の規定にかかわらず，主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームＡ型にあっては生活相談員又は主任介護職員が，生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームＡ型にあっては介護職員が，前２項の業務を行わなければならない。	28　前２項の規定にかかわらず，主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームＡ型にあっては生活相談員又は主任介護職員が，生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームＡ型にあっては介護職員が，前２項の業務を行わなければならない。
（準用）	（準用）
30　第３条から第９条まで，第12条から第15条まで，第17条から第20条まで，第22条及び第24条から第33条の２までの規定は，軽費老人ホームＡ型について準用する。この場合において，第22条第２項中「第７条から第９条まで，第12条から前条まで及び次条から第33条の２まで」とあるのは「附則第23項から　第29項まで並びに附則第30項において準用する第７条から第９条まで，第12条から第15条まで，第17条から第20条まで及び第24条から第33条の２まで」と読み替えるものとする。	29　第３条から第９条まで，第12条から第15条まで，第17条から第20条まで，第22条及び第24条から第33条　までの規定は，軽費老人ホームＡ型について準用する。この場合において，第22条第２項中「第７条から第９条まで，第12条から前条まで及び次条から第33条　まで」とあるのは「附則第22項から附則第28項まで並びに附則第29項において準用する第７条から第９条まで，第12条から第15条まで，第17条から第20条まで及び第24条から第33条　まで」と読み替えるものとする。
（軽費老人ホームＢ型に係る基本方針）	（軽費老人ホームＢ型に係る基本方針）
31　軽費老人ホームＢ型は，無料又は低額な料金で，身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能等の低下等が認められる者を除く。）又は高齢等のため独立して生活することについて不安が認められる者を入所させ，入浴等の準備，相談及び援助，社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより，入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。	30　軽費老人ホームＢ型は，無料又は低額な料金で，身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能等の低下等が認められる者を除く。）又は高齢等のため独立して生活することについて不安が認められる者を入所させ，入浴等の準備，相談及び援助，社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより，入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。
32　軽費老人ホームＢ型は，入所者の意思及び人格を尊重し，常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。	31　軽費老人ホームＢ型は，入所者の意思及び人格を尊重し，常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。
33　軽費老人ホームＢ型は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに，市町村等との密接な連携に努めなければならない。	32　軽費老人ホームＢ型は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに，市町村等との密接な連携に努めなければならない。
34　軽費老人ホームＢ型は，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
（軽費老人ホームＢ型の規模）	（軽費老人ホームＢ型の規模）
35　軽費老人ホームＢ型は，50人以上（他の老人福祉施設（老人福祉法第５条の３に規定する老人福祉施設をいう。）に併設する場合にあっては，20人以上）の者を入所させることができる規模を有しなければならない。	33　軽費老人ホームＢ型は，50人以上（他の老人福祉施設（老人福祉法第５条の３に規定する老人福祉施設をいう。）に併設する場合にあっては，20人以上）の者を入所させることができる規模を有しなければならない。
（軽費老人ホームＢ型の設備）	（軽費老人ホームＢ型の設備）
36　軽費老人ホームＢ型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は，耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。	34　軽費老人ホームＢ型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は，耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
37　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における入所者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	35　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における入所者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
（１）　スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	（１）　スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
（２）　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。	（２）　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。
（３）　避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路	（３）　避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路

改正後	改正前
の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
38 軽費老人ホームＢ型には，次に掲げる設備を設けなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより，当該軽費老人ホームＢ型の効果的な運営を期待することができる場合であって，入所者に提供するサービスに支障がないときは，その設備の一部を設けないことができる。	36 軽費老人ホームＢ型には，次に掲げる設備を設けなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより，当該軽費老人ホームＢ型の効果的な運営を期待することができる場合であって，入所者に提供するサービスに支障がないときは，その設備の一部を設けないことができる。
（１） 居室 （２） 談話室，娯楽室又は集会室 （３） 浴室 （４） 便所 （５） 面談室 （６） 洗濯室又は洗濯場 （７） 管理人居室 （８） 前各号に掲げるもののほか，運営上必要な設備	（１） 居室 （２） 談話室，娯楽室又は集会室 （３） 浴室 （４） 便所 （５） 面談室 （６） 洗濯室又は洗濯場 （７） 管理人居室 （８） 前各号に掲げるもののほか，運営上必要な設備
39 前項第１号，第３号及び第７号に掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。	37 前項第１号，第３号及び第７号に掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。
（１） 居室 ア 一の居室の定員は，１人とすること。ただし，入所者に対するサービスの提供において市長が必要があると認めた場合は，２人とすることができる。 イ 地階に設けないこと。 ウ 一の居室の床面積は，16.5平方メートル以上とすること。ただし，アただし書の場合にあっては，24.8平方メートル以上とすること。 エ 洗面所及び調理設備を設けること。 オ 調理設備について，火気を使用する部分には，不燃材料を用いること。	（１） 居室 ア 一の居室の定員は，１人とすること。ただし，入所者に対するサービスの提供において市長が必要があると認めた場合は，２人とすることができる。 イ 地階に設けないこと。 ウ 一の居室の床面積は，16.5平方メートル以上とすること。ただし，アただし書の場合にあっては，24.8平方メートル以上とすること。 エ 洗面所及び調理設備を設けること。 オ 調理設備について，火気を使用する部分には，不燃材料を用いること。
（２） 浴室　老人が入浴するのに適したものとするほか，必要に応じて，介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。 （３） 管理人居室　宿直を置く軽費老人ホームＢ型にあっては，宿直室をもってこれに代えることができること。	（２） 浴室　老人が入浴するのに適したものとするほか，必要に応じて，介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。 （３） 管理人居室　宿直を置く軽費老人ホームＢ型にあっては，宿直室をもってこれに代えることができること。
（軽費老人ホームＢ型の職員の配置）	（軽費老人ホームＢ型の職員の配置）
40 軽費老人ホームＢ型に置くべき職員は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。	38 軽費老人ホームＢ型に置くべき職員は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１） 施設長　１人 （２） 当該軽費老人ホームＢ型の管理を行う職員　当該軽費老人ホームＢ型の実情に応じた適当な数 （３） 入所者の生活，身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員　当該軽費老人ホームＢ型の実情に応じた適当な数	（１） 施設長　１人 （２） 当該軽費老人ホームＢ型の管理を行う職員　当該軽費老人ホームＢ型の実情に応じた適当な数 （３） 入所者の生活，身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員　当該軽費老人ホームＢ型の実情に応じた適当な数
41 前項第１号の施設長は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，当該軽費老人ホームＢ型の管理上支障がない場合には，同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。	39 前項第１号の施設長は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，当該軽費老人ホームＢ型の管理上支障がない場合には，同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。
42 第40項第２号の軽費老人ホームＢ型の管理を行う職員のうち１人以上は，常勤の者でなければならない。	40 第38項第２号の軽費老人ホームＢ型の管理を行う職員のうち１人以上は，常勤の者でなければならない。
43 夜間及び深夜の時間帯を通じて１人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし，当該軽費老人ホームＢ型の敷地内に職員が居住していることにより，当該職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は，この限りでない。	41 夜間及び深夜の時間帯を通じて１人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし，当該軽費老人ホームＢ型の敷地内に職員が居住していることにより，当該職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は，この限りでない。
（軽費老人ホームＢ型の利用料の受領）	（軽費老人ホームＢ型の利用料の受領）
44 軽費老人ホームＢ型は，入所者から利用料として，次に掲げる費用の支払を受けることができる。	42 軽費老人ホームＢ型は，入所者から利用料として，次に掲げる費用の支払を受けることができる。
（１） サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。） （２） 居住に要する費用（次号に掲げる費用を除く。） （３） 居室に係る光熱水費 （４） 入所者が選択する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用 （５） 前各号に掲げるもののほか，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，入所者に負担させることが適当と認められるもの	（１） サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。） （２） 居住に要する費用（次号に掲げる費用を除く。） （３） 居室に係る光熱水費 （４） 入所者が選択する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用 （５） 前各号に掲げるもののほか，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，入所者に負担させることが適当と認められるもの
45 軽費老人ホームＢ型は，前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，入所者又はその家族に対し，当該サービス	43 軽費老人ホームＢ型は，前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，入所者又はその家族に対し，当該サービス

改正後	改正前
の内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い，入所者の同意を得なければならない。	の内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い，入所者の同意を得なければならない。
（軽費老人ホームＢ型における自炊の支援等）	（軽費老人ホームＢ型における自炊の支援等）
46　軽費老人ホームＢ型は，入所者が自炊を行うために必要な支援を行わなければならない。	44　軽費老人ホームＢ型は，入所者が自炊を行うために必要な支援を行わなければならない。
47　軽費老人ホームＢ型は，一時的な疾病等により入所者の日常生活に支障がある場合には，入所者に対し，介助，給食サービス等日常生活上の世話を行うよう努めなければならない。	45　軽費老人ホームＢ型は，一時的な疾病等により入所者の日常生活に支障がある場合には，入所者に対し，介助，給食サービス等日常生活上の世話を行うよう努めなければならない。
（準用）	（準用）
48　第３条から第５条第１項まで，第６条から第９条まで，第12条から第15条まで，第17条，第19条から第22条まで及び第24条から第33条の２までの規定は，軽費老人ホームＢ型について準用する。この場合において，第22条第２項中「第７条から第９条まで，第12条から前条まで及び次条から第33条の２まで」とあるのは「附則第44項から　第47項まで並びに附則第48項において準用する第７条から第９条まで，第12条から第15条まで，第17条，第19条から第22条まで及び第24条から第33条の２まで」と読み替えるものとする。	46　第３条から第５条第１項まで，第６条から第９条まで，第12条から第15条まで，第17条，第19条から第22条まで及び第24条から第33条　までの規定は，軽費老人ホームＢ型について準用する。この場合において，第22条第２項中「第７条から第９条まで，第12条から前条まで及び次条から第33条　まで」とあるのは「附則第42項から附則第45項まで並びに附則第46項において準用する第７条から第９条まで，第12条から第15条まで，第17条，第19条から第22条まで及び第24条から第33条　まで」と読み替えるものとする。
附　則（令和３年条例第　号抄）	
（施行期日）	
1　この条例は，令和３年４月１日から施行する。ただし，第14条の規定は公布の日から，第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の２の次に１号を加える改正規定は同年10月１日から施行する。	
（虐待の防止に係る経過措置）	
2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第31条，第２条の規定による改正後の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第５項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。），第31条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），第３条の規定による改正後の盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第33条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。）並びに附則第６項及び第34項，第４条の規定による改正後の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第40条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。），第181条の３，第188条，第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。），第237条，第248条，第263条，第265条及び第276条において準用する場合を含む。），第５条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第55条の10の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。），第165条の３，第172条，第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。），第218条，第235条，第249条，第254条及び第263条において準用する場合を含む。），第６条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第109条，第129条，第150条，第178条，第190条及び第203条において準用する場合を含む。），第７条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第38条の２（新地域密着型介	

改正後	改正前
護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），第８条の規定による改正後の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第３条第４項，第40条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項，第９条の規定による改正後の盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第２条第４項，第39条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第３項，第10条の規定による改正後の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第２条第４項，第38条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第42条第３項，第11条の規定による改正後の盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第33条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），第12条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第29条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに第13条の規定による改正後の盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第２条第４項，第40条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし，新養護老人ホーム基準条例第７条，新特別養護老人ホーム基準条例第７条（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第７条（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第30条（新居宅サービス等基準条例第42条の３及び第47条において準用する場合を含む。），第57条（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第77条，第87条，第96条，第 107条（新居宅サービス等基準条例第 115条及び第 135条において準用する場合を含む。），第 143条，第 164条（新居宅サービス等基準条例第 181条の３及び第 188条において準用する場合を含む。），第 178条，第 201条，第 213条，第 232条，第 245条及び第 257条（新居宅サービス等基準条例第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第73条，第83条，第92条，第 121条，第 139条（新介護予防サービス等基準条例第 165条の３及び第 172条において準用する場合を含む。），第 157条，第 179条，第 194条，第 213条，第 232条及び第 243条（新介護予防サービス等基準条例第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第32条，第56条，第60条の12（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３において準用する場合を含む。），第60条の34，第74条，第 101条（新地域密着型サービス基準条例第 203条において準用する場合を含む。），第 123条，第 146条，第 169条及び第 187条，新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条，第58条及び第81条，新指定介護老人福祉施設基準条例第28条及び第51条，新介護老人保健施設基準条例第28条及び第50条，新介護療養型医療施設基準条例第27条及び第51条，新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。	
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）	
３　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第24条，新特別養護老人ホーム基準条例第24条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項	

改正後	改正前
及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第32条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。），第181条の３，第188条，第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。），第237条，第248条，第263条，第265条及び第276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。），第165条の３，第172条，第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。），第218条，第235条，第249条，第254条及び第263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第33条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第109条，第129条，第150条，第178条，第190条及び第203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第29条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第29条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第28条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第23条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第21条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第30条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。 （認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） 5　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第23条第３項，新特別養護老人ホーム基準条例第24条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第40条第４項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条第３項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第57条の２第３項（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第108条第３項（新居宅サービス等基準条例第115条，第135条，第146条，第168条，第181条の３，第188条及び第204条において準用する場合を含む。），第179条第４項，第214条第４項及び第233条第４項（新居宅サービス等基準条例第248条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第121条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第143条，第165条の３，第172条及び第182条において準用する場合を含む。），第158条第４項，第195条第４項及び第214条第４項（新介護予防サービス等基準条例第235条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第60条の13第３項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３，第60条の38，第81条，第109条及び第203条において準用する場合を含む。），第124条第３項，第147条第４項，第170条第３項及び第188条第４項，新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第３項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第３項，新指定介護老人福祉施設基準条例第29条第３項及び第52条第４項，新介護老人保健施設基準条例第29条第３項及び第51条第４項，新介護療養型医療施設基準条例第28条第３項及び第52条第４項並びに新介護医療院基準条例第30条第３項及び第52条第４項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 （事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） 10　施行日から起算して６月を経過する日までの間，新養護老人ホーム基準条例第30条第１項，新特別養護老人ホーム基準条例第31条第１項（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第33条第１項（新軽費老人ホーム	

改正後	改正前
基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第 176条第１項（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第40条第１項（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第39条第１項（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第38条第１項（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第40条第１項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは，「第１号から第３号までに掲げる措置を講じるとともに，第４号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。 （介護保険施設等における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練に係る経過措置） 11　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第25条第２項第３号，新特別養護老人ホーム基準条例第26条第２項第３号（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第26条第２項第３号（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第 172条第２項第３号（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第32条第２項第３号（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第32条第２項第３号（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第31条第２項第３号（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第33条第２項第３号（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，老人福祉法（昭和38年法律第 133号）第20条の４に規定する養護老人ホーム，同法第20条の５に規定する特別養護老人ホーム，同法第20条の６に規定する軽費老人ホーム，新地域密着型サービス基準条例第 151条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設，介護保険法（平成９年法律第 123号）第48条第１項第１号に規定する指定介護老人福祉施設，同法第８条第28項に規定する介護老人保健施設，健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設及び介護保険法第８条第29項に規定する介護医療院は，その従業者又は職員に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止のための研修を定期的に実施するとともに，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。	

【第４条】盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例	○盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
平成24年12月25日条例第62号	平成24年12月25日条例第62号
改正　略	改正　略
令和３年　月　日条例第　号	
盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例	盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
目次	目次
第１章　総則（第１条～第４条）	第１章　総則（第１条～第４条）
第２章　訪問介護	第２章　訪問介護
第１節　基本方針（第５条）	第１節　基本方針（第５条）
第２節　人員に関する基準（第６条・第７条）	第２節　人員に関する基準（第６条・第７条）
第３節　設備に関する基準（第８条）	第３節　設備に関する基準（第８条）
第４節　運営に関する基準（第９条～第42条）	第４節　運営に関する基準（第９条～第42条）
第５節　共生型居宅サービスに関する基準（第42条の２・第42条の３）	第５節　共生型居宅サービスに関する基準（第42条の２・第42条の３）
第６節　基準型居宅サービスに関する基準該当居宅サービスに関する基準（第43条～第47条）	第６節　基準型居宅サービスに関する基準該当居宅サービスに関する基準（第43条～第47条）
第３章　訪問入浴介護	第３章　訪問入浴介護
第１節　基本方針（第48条）	第１節　基本方針（第48条）
第２節　人員に関する基準（第49条・第50条）	第２節　人員に関する基準（第49条・第50条）
第３節　設備に関する基準（第51条）	第３節　設備に関する基準（第51条）
第４節　運営に関する基準（第52条～第59条）	第４節　運営に関する基準（第52条～第59条）
第５節　基準該当居宅サービスに関する基準（第60条～第63条）	第５節　基準該当居宅サービスに関する基準（第60条～第63条）
第４章　訪問看護	第４章　訪問看護
第１節　基本方針（第64条）	第１節　基本方針（第64条）
第２節　人員に関する基準（第65条・第66条）	第２節　人員に関する基準（第65条・第66条）
第３節　設備に関する基準（第67条）	第３節　設備に関する基準（第67条）
第４節　運営に関する基準（第68条～第79条）	第４節　運営に関する基準（第68条～第79条）
第５章　訪問リハビリテーション	第５章　訪問リハビリテーション
第１節　基本方針（第80条）	第１節　基本方針（第80条）
第２節　人員に関する基準（第81条）	第２節　人員に関する基準（第81条）
第３節　設備に関する基準（第82条）	第３節　設備に関する基準（第82条）
第４節　運営に関する基準（第83条～第89条）	第４節　運営に関する基準（第83条～第89条）
第６章　居宅療養管理指導	第６章　居宅療養管理指導
第１節　基本方針（第90条）	第１節　基本方針（第90条）
第２節　人員に関する基準（第91条）	第２節　人員に関する基準（第91条）
第３節　設備に関する基準（第92条）	第３節　設備に関する基準（第92条）
第４節　運営に関する基準（第93条～第98条）	第４節　運営に関する基準（第93条～第98条）
第７章　通所介護	第７章　通所介護
第１節　基本方針（第99条）	第１節　基本方針（第99条）
第２節　人員に関する基準（第100条・第101条）	第２節　人員に関する基準（第100条・第101条）
第３節　設備に関する基準（第102条）	第３節　設備に関する基準（第102条）
第４節　運営に関する基準（第103条～第113条）	第４節　運営に関する基準（第103条～第113条）
第５節　共生型居宅サービスに関する基準（第114条～第131条）	第５節　共生型居宅サービスに関する基準（第114条～第131条）
第６節　基準該当居宅サービスに関する基準（第132条～第135条）	第６節　基準該当居宅サービスに関する基準（第132条～第135条）
第８章　通所リハビリテーション	第８章　通所リハビリテーション
第１節　基本方針（第136条）	第１節　基本方針（第136条）
第２節　人員に関する基準（第137条）	第２節　人員に関する基準（第137条）
第３節　設備に関する基準（第138条）	第３節　設備に関する基準（第138条）
第４節　運営に関する基準（第139条～第146条）	第４節　運営に関する基準（第139条～第146条）
第９章　短期入所生活介護	第９章　短期入所生活介護
第１節　基本方針（第147条）	第１節　基本方針（第147条）
第２節　人員に関する基準（第148条・第149条）	第２節　人員に関する基準（第148条・第149条）
第３節　設備に関する基準（第150条・第151条）	第３節　設備に関する基準（第150条・第151条）
第４節　運営に関する基準（第152条～第168条）	第４節　運営に関する基準（第152条～第168条）
第５節　ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第５節　ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第１款　趣旨及び基本方針（第169条・第170条）	第１款　趣旨及び基本方針（第169条・第170条）
第２款　設備に関する基準（第171条・第172条）	第２款　設備に関する基準（第171条・第172条）
第３款　運営に関する基準（第173条～第181条）	第３款　運営に関する基準（第173条～第181条）
第６節　共生型居宅サービスに関する基準（第181条の２・第181条の３）	第６節　共生型居宅サービスに関する基準（第181条の２・第181条の３）
第７節　基準該当居宅サービスに関する基準（第182条～第188条）	第７節　基準該当居宅サービスに関する基準（第182条～第188条）

改正後	改正前
第10章　短期入所療養介護	第10章　短期入所療養介護
第１節　基本方針（第189条）	第１節　基本方針（第189条）
第２節　人員に関する基準（第190条）	第２節　人員に関する基準（第190条）
第３節　設備に関する基準（第191条）	第３節　設備に関する基準（第191条）
第４節　運営に関する基準（第192条～第204条）	第４節　運営に関する基準（第192条～第204条）
第５節　ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第５節　ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第１款　趣旨及び基本方針（第205条・第206条）	第１款　趣旨及び基本方針（第205条・第206条）
第２款　設備に関する基準（第207条）	第２款　設備に関する基準（第207条）
第３款　運営に関する基準（第208条～第216条）	第３款　運営に関する基準（第208条～第216条）
第11章　特定施設入居者生活介護	第11章　特定施設入居者生活介護
第１節　基本方針（第217条）	第１節　基本方針（第217条）
第２節　人員に関する基準（第218条・第219条）	第２節　人員に関する基準（第218条・第219条）
第３節　設備に関する基準（第220条）	第３節　設備に関する基準（第220条）
第４節　運営に関する基準（第221条～第237条）	第４節　運営に関する基準（第221条～第237条）
第５節　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針，人員並びに設備及び運営に関する基準	第５節　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針，人員並びに設備及び運営に関する基準
第１款　趣旨及び基本方針（第238条・第239条）	第１款　趣旨及び基本方針（第238条・第239条）
第２款　人員に関する基準（第240条・第241条）	第２款　人員に関する基準（第240条・第241条）
第３款　設備に関する基準（第242条）	第３款　設備に関する基準（第242条）
第４款　運営に関する基準（第243条～第248条）	第４款　運営に関する基準（第243条～第248条）
第12章　福祉用具貸与	第12章　福祉用具貸与
第１節　基本方針（第249条）	第１節　基本方針（第249条）
第２節　人員に関する基準（第250条・第251条）	第２節　人員に関する基準（第250条・第251条）
第３節　設備に関する基準（第252条）	第３節　設備に関する基準（第252条）
第４節　運営に関する基準（第253条～第263条）	第４節　運営に関する基準（第253条～第263条）
第５節　基準該当居宅サービスに関する基準（第264条・第265条）	第５節　基準該当居宅サービスに関する基準（第264条・第265条）
第13章　特定福祉用具販売	第13章　特定福祉用具販売
第１節　基本方針（第266条）	第１節　基本方針（第266条）
第２節　人員に関する基準（第267条・第268条）	第２節　人員に関する基準（第267条・第268条）
第３節　設備に関する基準（第269条）	第３節　設備に関する基準（第269条）
第４節　運営に関する基準（第270条～第276条）	第４節　運営に関する基準（第270条～第276条）
第14章　雑則（第277条・第278条）	第14章　雑則（第277条）
附則	附則
第１条から第３条まで　略	第１条から第３条まで　略
（指定居宅サービスの事業の一般原則）	（指定居宅サービスの事業の一般原則）
第４条　指定居宅サービス事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	第４条　指定居宅サービス事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
２　指定居宅サービス事業者は，指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては，地域との結び付きを重視し，市町村（特別区を含む。以下同じ。），他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との連携に努めなければならない。	２　指定居宅サービス事業者は，指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては，地域との結び付きを重視し，市町村（特別区を含む。以下同じ。），他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との連携に努めなければならない。
３　指定居宅サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
４　指定居宅サービス事業者は，指定居宅サービスを提供するに当たっては，法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。	
第５条から第29条まで　略	第５条から第29条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第30条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第30条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
（１）　事業の目的及び運営の方針	（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容	（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容
（３）　営業日及び営業時間	（３）　営業日及び営業時間
（４）　指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額	（４）　指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
（５）　通常の事業の実施地域	（５）　通常の事業の実施地域
（６）　緊急時等における対応方法	（６）　緊急時等における対応方法
（７）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（８）　その他運営に関する重要事項	（７）　その他運営に関する重要事項
第31条　略	第31条　略
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第32条　指定訪問介護事業者は，利用者に対して適切な指定訪問介護を提供	第32条　指定訪問介護事業者は，利用者に対して適切な指定訪問介護を提供

改正後	改正前
できるよう，指定訪問介護事業所ごとに，訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。	できるよう，指定訪問介護事業所ごとに，訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護事業所ごとに，当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。	2　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護事業所ごとに，当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。
3　指定訪問介護事業者は，訪問介護員等に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	3　指定訪問介護事業者は，訪問介護員等に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
4　指定訪問介護事業者は，適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第32条の2　指定訪問介護事業者は，感染症又は非常災害の発生時において，利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2　指定訪問介護事業者は，訪問介護員等に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
3　指定訪問介護事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第33条　指定訪問介護事業者は，訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行わなければならない。	第33条　指定訪問介護事業者は，訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行わなければならない。
2　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護事業所の設備，備品等について，衛生的な管理に努めなければならない。	2　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護事業所の設備，備品等について，衛生的な管理に努めなければならない。
3　指定訪問介護事業者は，当該指定訪問介護事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。	
（1）　当該指定訪問介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに，その結果について，訪問介護員等に周知徹底を図ること。	
（2）　当該指定訪問介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。	
（3）　当該指定訪問介護事業所において，訪問介護員等に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
（運営規程の概要等の掲示）	（運営規程の概要等の掲示）
第34条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第34条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2　指定訪問介護事業者は，前項に規定する重要事項を記載した書面を指定訪問介護事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	
第35条から第38条まで　略	第35条から第38条まで　略
（市町村等との協力等）	（市町村等との協力）
第39条　指定訪問介護事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	第39条　指定訪問介護事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
2　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には，当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。	
第40条　略	第40条　略
（虐待の防止）	
第40条の2　指定訪問介護事業者は，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（1）　当該指定訪問介護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，訪問介護員等に周知徹底を図ること。	
（2）　当該指定訪問介護事業所における虐待の発生及び再発の防止のため	

改正後	改正前
の指針を整備すること。 （3） 当該指定訪問介護事業所において，訪問介護員等に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。 （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
第41条から第56条まで 略	第41条から第56条まで 略
（運営規程）	（運営規程）
第57条 指定訪問入浴介護事業者は，指定訪問入浴介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1） 事業の目的及び運営の方針 （2） 従業者の職種，員数及び職務の内容 （3） 営業日及び営業時間 （4） 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 （5） 通常の事業の実施地域 （6） サービスの利用に当たっての留意事項 （7） 緊急時等における対応方法 （8） 虐待の防止のための措置に関する事項 （9） その他運営に関する重要事項	第57条 指定訪問入浴介護事業者は，指定訪問入浴介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1） 事業の目的及び運営の方針 （2） 従業者の職種，員数及び職務の内容 （3） 営業日及び営業時間 （4） 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 （5） 通常の事業の実施地域 （6） サービスの利用に当たっての留意事項 （7） 緊急時等における対応方法 （8） その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等） 第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は，利用者に対し，適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう，指定訪問入浴介護事業所ごとに，訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定訪問入浴介護事業者は，指定訪問入浴介護事業所ごとに，当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。 3 指定訪問入浴介護事業者は，訪問入浴介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該指定訪問入浴介護事業者は，訪問入浴介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定訪問入浴介護事業者は，適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第58条 略	第58条 略
（準用）	（準用）
第59条 第9条から第20条まで，第22条，第27条，第32条の2から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は，指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において，これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と，第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と，第33条第2項中「設備，備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備，備品等」と読み替えるものとする。	第59条 第9条から第20条まで，第22条，第27条，第32条から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は，指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において，これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と，第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と，第33条第2項中「設備，備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備，備品等」と読み替えるものとする。
第60条から第62条まで 略	第60条から第62条まで 略
（準用）	（準用）
第63条 第9条から第15条まで，第17条から第20条まで，第22条，第27条，第32条の2から第36条まで，第37条から第41条まで（第38条第5項及び第6項を除く。）及び第48条並びに第4節（第52条第1項及び第59条を除く。）の規定は，基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において，これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と，第9条第1項中「第30条」とあるのは「第63条において準用する第57条」と，第20条第1項中「内容，当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定に基づき利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と，第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と，第33条第2項中「設備，備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備，備品等」と，第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と，同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	第63条 第9条から第15条まで，第17条から第20条まで，第22条，第27条，第32条から第36条まで，第37条，第38条（第5項及び第6項を除く。），第39条から第41条まで及び第48条並びに第4節（第52条第1項及び第59条を除く。）の規定は，基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において，これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と，第9条第1項中「第30条」とあるのは「第63条において準用する第57条」と，第20条第1項中「内容，当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定に基づき利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と，第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と，第33条第2項中「設備，備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備，備品等」と，第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と，同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
第64条から第76条まで 略	第64条から第76条まで 略
（運営規程）	（運営規程）

改正後	改正前
第77条　指定訪問看護事業者は，指定訪問看護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1）　事業の目的及び運営の方針 （2）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （3）　営業日及び営業時間 （4）　指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 （5）　通常の事業の実施地域 （6）　緊急時等における対応方法 （7）　虐待の防止のための措置に関する事項 （8）　その他運営に関する重要事項	第77条　指定訪問看護事業者は，指定訪問看護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1）　事業の目的及び運営の方針 （2）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （3）　営業日及び営業時間 （4）　指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 （5）　通常の事業の実施地域 （6）　緊急時等における対応方法 （7）　その他運営に関する重要事項
第78条から第84条まで　略 （具体的取扱方針）	第78条から第84条まで　略 （具体的取扱方針）
第85条　指定訪問リハビリテーションの提供は，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし，その方針は，次の各号に定めるとおりとする。 （1）　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては，医師の指示及び次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき，利用者の心身機能の維持回復を図り，日常生活の自立に資するよう，適切に行うものとする。 （2）　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について，理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。 （3）　常に利用者の病状，心身の状況，要望及びその置かれている環境の的確な把握に努め，利用者に対し，適切なサービスを提供するものとする。 （4）　それぞれの利用者について，次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について，速やかに診療記録を作成するとともに，医師に報告するものとする。 （5）　指定訪問リハビリテーション事業者は，リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために，利用者及びその家族の参加を基本としつつ，医師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，介護支援専門員，居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（利用者又はその家族が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）をいう。以下同じ。）の開催により，リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め，利用者に対し，適切なサービスを提供するものとする。	第85条　指定訪問リハビリテーションの提供は，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし，その方針は，次の各号に定めるとおりとする。 （1）　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては，医師の指示及び次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき，利用者の心身機能の維持回復を図り，日常生活の自立に資するよう，適切に行うものとする。 （2）　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について，理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。 （3）　常に利用者の病状，心身の状況，要望及びその置かれている環境の的確な把握に努め，利用者に対し，適切なサービスを提供するものとする。 （4）　それぞれの利用者について，次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について，速やかに診療記録を作成するとともに，医師に報告するものとする。 （5）　指定訪問リハビリテーション事業者は，リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために，利用者及びその家族の参加を基本としつつ，医師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，介護支援専門員，居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議 をいう。以下同じ。）の開催により，リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め，利用者に対し，適切なサービスを提供するものとする。
第86条　略 （運営規程）	第86条　略 （運営規程）
第87条　指定訪問リハビリテーション事業者は，指定訪問リハビリテーション事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1）　事業の目的及び運営の方針 （2）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （3）　営業日及び営業時間 （4）　指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 （5）　通常の事業の実施地域 （6）　虐待の防止のための措置に関する事項 （7）　その他運営に関する重要事項	第87条　指定訪問リハビリテーション事業者は，指定訪問リハビリテーション事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1）　事業の目的及び運営の方針 （2）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （3）　営業日及び営業時間 （4）　指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 （5）　通常の事業の実施地域 （6）　その他運営に関する重要事項
第88条から第94条まで　略 （具体的取扱方針）	第88条から第94条まで　略 （具体的取扱方針）
第95条　医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は，次の各号に定めるとおりとする。 （1）　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し，計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて，居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供及び利用者又はその家族に対する居	第95条　医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は，次の各号に定めるとおりとする。 （1）　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し，計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて，居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供及び利用者又はその家族に対する居

改正後	改正前
宅サービスの利用に関する留意事項，介護方法等についての指導，助言等を行うものとする。	宅サービスの利用に関する留意事項，介護方法等についての指導，助言等を行うものとする。
（2） 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに，利用者又はその家族に対し，療養上必要な事項等について，理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。	（2） 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに，利用者又はその家族に対し，療養上必要な事項等について，理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。
（3） 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については，療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。	（3） 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については，療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。
（4） 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は，居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し，居宅サービス計画の作成，居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。	（4） 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は，居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し，居宅サービス計画の作成，居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
（5） 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については，原則として，サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。	（5） 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については，原則として，サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
（6） 前号の場合において，サービス担当者会議への参加によることが困難な場合にあっては，居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し，原則として，情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。	（6） 前号の場合において，サービス担当者会議への参加によることが困難な場合にあっては，居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し，原則として，情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
（7） 利用者に提供した指定居宅療養管理指導の内容について，速やかに診療録に記録するものとする。	（7） 利用者に提供した指定居宅療養管理指導の内容について，速やかに診療録に記録するものとする。
2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は，次の各号に定めるとおりとする。	2 薬剤師，歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は，次の各号に定めるとおりとする。
（1） 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては，医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき，利用者の心身機能の維持回復を図り，居宅における日常生活の自立に資するよう，適切に行うものとする。	（1） 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては，医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき，利用者の心身機能の維持回復を図り，居宅における日常生活の自立に資するよう，適切に行うものとする。
（2） 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，療養上必要な事項について，理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。	（2） 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，療養上必要な事項について，理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
（3） 常に利用者の病状，心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め，利用者に対し，適切なサービスを提供するものとする。	（3） 常に利用者の病状，心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め，利用者に対し，適切なサービスを提供するものとする。
（4） 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は，居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し，居宅サービス計画の作成，居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。	
（5） 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については，原則として，サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。	
（6） 前号の場合において，サービス担当者会議への参加によることが困難な場合にあっては，居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し，原則として，情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。	
（7） 利用者に提供した指定居宅療養管理指導の内容について，速やかに診療記録を作成するとともに，医師又は歯科医師に報告するものとする。	（4） 利用者に提供した指定居宅療養管理指導の内容について，速やかに診療記録を作成するとともに，医師又は歯科医師に報告するものとする。
3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は，次の各号に定めるとおりとする。	
（1） 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，医師又は歯科医師の指示に基づき，利用者の心身機能の維持回復を図り，居宅における日常生活の自立に資するよう，適切に行うものとする。	
（2） 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，療養上必要な事項について，理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。	
（3） 常に利用者の病状，心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め，利用者に対し，適切なサービスを提供するものとする。	
（4） 利用者に提供した指定居宅療養管理指導の内容について，速やかに診療記録を作成するとともに，医師又は歯科医師に報告するものとする。	
（運営規程）	（運営規程）
第96条 指定居宅療養管理指導事業者は，指定居宅療養管理指導事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章	第96条 指定居宅療養管理指導事業者は，指定居宅療養管理指導事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章

改正後	改正前
において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （１）　事業の目的及び運営の方針 （２）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （３）　営業日及び営業時間 （４）　指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 （５）　通常の事業の実施地域 （６）　虐待の防止のための措置に関する事項 （７）　その他運営に関する重要事項	において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （１）　事業の目的及び運営の方針 （２）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （３）　営業日及び営業時間 （４）　指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 （５）　通常の事業の実施地域 （６）　その他運営に関する重要事項
第97条から第106条まで　略	第97条から第106条まで　略
（運営規程） 第107条　指定通所介護事業者は，指定通所介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （１）　事業の目的及び運営の方針 （２）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （３）　営業日及び営業時間 （４）　指定通所介護の利用定員 （５）　指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 （６）　通常の事業の実施地域 （７）　サービスの利用に当たっての留意事項 （８）　緊急時等における対応方法 （９）　非常災害対策 （10）　虐待の防止のための措置に関する事項 （11）　その他運営に関する重要事項	（運営規程） 第107条　指定通所介護事業者は，指定通所介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （１）　事業の目的及び運営の方針 （２）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （３）　営業日及び営業時間 （４）　指定通所介護の利用定員 （５）　指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 （６）　通常の事業の実施地域 （７）　サービスの利用に当たっての留意事項 （８）　緊急時等における対応方法 （９）　非常災害対策 （10）　その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等） 第108条　指定通所介護事業者は，利用者に対し，適切な指定通所介護を提供できるよう，指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　指定通所介護事業者は，指定通所介護事業所ごとに，当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 ３　指定通所介護事業者は，通所介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該指定通所介護事業者は，通所介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ４　指定通所介護事業者は，適切な指定通所介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	（勤務体制の確保等） 第108条　指定通所介護事業者は，利用者に対し，適切な指定通所介護を提供できるよう，指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　指定通所介護事業者は，指定通所介護事業所ごとに，当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 ３　指定通所介護事業者は，通所介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
第109条　略	第109条　略
（非常災害対策） 第110条　指定通所介護事業者は，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 ２　指定通所介護事業者は，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	（非常災害対策） 第110条　指定通所介護事業者は，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
（衛生管理等） 第111条　指定通所介護事業者は，利用者の使用する施設，設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ２　指定通所介護事業者は，当該指定通所介護事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　当該指定通所介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに，その結果について，通所介護従業者に周知徹底を図ること。 （２）　当該指定通所介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。 （３）　当該指定通所介護事業所において，通所介護従業者に対し，感染症	（衛生管理等） 第111条　指定通所介護事業者は，利用者の使用する施設，設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ２　指定通所介護事業者は，当該指定通所介護事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

改正後	改正前
の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 （地域との連携等） 第111条の２　指定通所介護事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 ２　指定通所介護事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して，市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ３　指定通所介護事業者は，指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には，当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。 （事故発生時の対応） 第111条の３　指定通所介護事業者は，利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は，市町村，当該利用者の家族，当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。 ２　指定通所介護事業者は，前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。 ３　指定通所介護事業者は，利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。 ４　指定通所介護事業者は，第102条第４項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は，第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。 第112条　略 （準用） 第113条　第９条から第18条まで，第20条，第22条，第27条，第28条，第32条の２，第34条から第36条まで，第37条，第38条，第40条の２，第41条及び第56条の規定は，指定通所介護の事業について準用する。この場合において，第９条第１項中「第30条」とあるのは「第107条」と，同項，第28条，第32条の２第２項，第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。 第５節　共生型居宅サービスに関する基準 第114条　略 （準用） 第115条　第９条から第18条まで，第20条，第22条，第27条，第28条，第32条の２，第34条から第36条まで，第37条，第38条，第40条の２，第41条，第56条，第99条，第101条及び第102条第４項並びに前節（第113条を除く。）の規定は，共生型通所介護の事業について準用する。この場合において，第９条第１項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する運営規程をいう。第34条第１項において同じ。）」と，「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と，第28条，第32条の２第２項，第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と，第102条第４項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第１項各号に掲げる設備を利用し，夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し，夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と，第105条第２号，第106条第５項，第108条第３項及び第４項並びに第111条第２項第１号及び第３号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と，第112条第２項第２号から第４号までの規定中「次条」とあるのは「第115条」と，同項第５号中「前条第２項」とあるのは「第115条において準用する前条第２項」と読み替えるものとする。 第116条から第134条まで　略 （準用） 第135条　第９条から第15条まで，第17条，第18条，第20条，第22条，第27条，第28条，第32条の２，第34条から第36条まで，第37条，第38条（第５項及び第６項を除く。），第40条の２，第41条，第56条及び第99条並びに第４節（第103条第１項及び第113条を除く。）の規定は，基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において，第９条第１項中「第30条」とあるのは「第107条」と，同項，第28条，第32条の２第２項，第34条第１項	（事故発生時の対応） 第111条の２　指定通所介護事業者は，利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は，市町村，当該利用者の家族，当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。 ２　指定通所介護事業者は，前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。 ３　指定通所介護事業者は，利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。 ４　指定通所介護事業者は，第102条第４項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は，第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。 第112条　略 （準用） 第113条　第９条から第18条まで，第20条，第22条，第27条，第28条，第34条から第36条まで，第37条から第39条まで，第41条及び第56条の規定は，指定通所介護の事業について準用する。この場合において，第９条第１項中「第30条」とあるのは「第107条」と，「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と，第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。 第５節　共生型居宅サービスに関する基準 第114条　略 （準用） 第115条　第９条から第18条まで，第20条，第22条，第27条，第28条，第34条から第36条まで，第37条から第39条まで，第41条，第56条，第99条，第101条及び第102条第４項並びに前節（第113条を除く。）の規定は，共生型通所介護の事業について準用する。この場合において，第９条第１項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と，「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と，第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と，第102条第４項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第１項各号に掲げる設備を利用し，夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し，夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と，第105条第２号，第106条第５項及び第108条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と，第112条第２項第２号から第４号までの規定中「次条」とあるのは「第115条」と，同項第５号中「前条第２項」とあるのは「第115条において準用する前条第２項」と読み替えるものとする。 第116条から第134条まで　略 （準用） 第135条　第９条から第15条まで，第17条，第18条，第20条，第22条，第27条，第28条，第34条から第36条まで，第37条，第38条（第５項及び第６項を除く。），第39条，第41条，第56条及び第99条並びに第４節（第103条第１項及び第113条を除く。）の規定は，基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において，第９条第１項中「第30条」とあるのは「第107条」と，

改正後	改正前
並びに第40条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と，第20条第１項中「内容，当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定に基づき利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と，第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と，第103条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と，同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と，第20条第１項中「内容，当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定に基づき利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と，第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と，第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と，第103条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と，同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
第136条から第142条まで　略	第136条から第142条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第143条　指定通所リハビリテーション事業者は，指定通所リハビリテーション事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第143条　指定通所リハビリテーション事業者は，指定通所リハビリテーション事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
（１）　事業の目的及び運営の方針	（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容	（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容
（３）　営業日及び営業時間	（３）　営業日及び営業時間
（４）　指定通所リハビリテーションの利用定員	（４）　指定通所リハビリテーションの利用定員
（５）　指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額	（５）　指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
（６）　通常の事業の実施地域	（６）　通常の事業の実施地域
（７）　サービスの利用に当たっての留意事項	（７）　サービスの利用に当たっての留意事項
（８）　非常災害対策	（８）　非常災害対策
（９）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（10）　その他運営に関する重要事項	（９）　その他運営に関する重要事項
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第144条　指定通所リハビリテーション事業者は，利用者の使用する施設，設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。	第144条　指定通所リハビリテーション事業者は，利用者の使用する施設，設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
２　指定通所リハビリテーション事業者は，当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。	２　指定通所リハビリテーション事業者は，その事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（１）　当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに，その結果について，通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。	
（２）　当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。	
（３）　当該指定通所リハビリテーション事業所において，通所リハビリテーション従業者に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
第145条　略	第145条　略
（準用）	（準用）
第146条　第９条から第14条まで，第16条から第18条まで，第20条，第22条，第27条，第28条，第32条の２，第34条，第35条，第37条から第41条まで，第69条，第103条及び第108条から第110条までの規定は，指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において，これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と，第９条第１項中「第30条」とあるのは「第143条」と，第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況，病歴」と，第108条第３項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。	第146条　第９条から第14条まで，第16条から第18条まで，第20条，第22条，第27条，第28条，第34条，第35条，第37条から第41条まで，第69条，第103条及び第108条から第110条までの規定は，指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において，これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と，第９条第１項中「第30条」とあるのは「第143条」と，第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況，病歴」と，第108条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。
第147条　略	第147条　略
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第148条　指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第５節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし，利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生	第148条　指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第５節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし，利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生

改正後	改正前
活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第130条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては，他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，第４号の栄養士を置かないことができる。	活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第130条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては，他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，第４号の栄養士を置かないことができる。
（１） 医師　１人以上	（１） 医師　１人以上
（２） 生活相談員　常勤換算方法で，１人に，利用者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（２） 生活相談員　常勤換算方法で，１人に，利用者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（３） 介護職員又は准看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　常勤換算方法で，１人に，利用者の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（３） 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　常勤換算方法で，１人に，利用者の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（４） 栄養士　１人以上	（４） 栄養士　１人以上
（５） 機能訓練指導員　１人以上	（５） 機能訓練指導員　１人以上
（６） 調理員その他の従業者　当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な数	（６） 調理員その他の従業者　当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な数
２ 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって，その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は，同項の規定にかかわらず，これらの当該短期入所生活介護従業者について，それぞれ，利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。	２ 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって，その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は，同項の規定にかかわらず，これらの当該短期入所生活介護従業者について，それぞれ，利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
３ 第１項の利用者の数は，前年度の１日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし，新規に法第41条第１項本文の指定を受ける場合は，１日当たりの利用者の数の推定数による。	３ 第１項の利用者の数は，前年度の１日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし，新規に法第41条第１項本文の指定を受ける場合は，１日当たりの利用者の数の推定数による。
４ 特別養護老人ホーム，養護老人ホーム（老人福祉法第20条の４に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。），病院，診療所，介護老人保健施設，介護医療院，特定施設入居者生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって，当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については，特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて，第１項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。	４ 特別養護老人ホーム，養護老人ホーム（老人福祉法第20条の４に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。），病院，診療所，介護老人保健施設，介護医療院，特定施設入居者生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって，当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については，特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて，第１項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
５ 第１項第２号の生活相談員のうち１人以上及び同項第３号の介護職員又は同号の看護職員のうち１人以上は，常勤でなければならない。ただし，利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては，同項第２号の生活相談員並びに同項第３号の介護職員及び同号の看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。	５ 第１項第２号の生活相談員，同項第３号の介護職員及び同号の看護職員のそれぞれのうち１人は，常勤でなければならない。ただし，利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては，この限りでない。
６ 指定短期入所生活介護事業者は，前項ただし書の規定により第１項第３号の看護職員を常勤で配置しなかった場合であっても，利用者の状態像に応じて必要があるときは，病院，診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては，当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により同号の看護職員を確保するものとする。	
７ 第１項第５号の機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし，当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。	６ 第１項第５号の機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし，当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。
８ 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，指定介護予防サービス等基準条例第130条第１項から第７項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	７ 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，指定介護予防サービス等基準条例第130条第１項から第６項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第149条及び第150条　略	第149条及び第150条　略

改正後	改正前
（構造等） 第151条　指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は，耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし，次の各号のいずれかの要件を満たす２階建又は平家建の指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては，準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。 （１）　居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。 （２）　居室等を２階又は地階に設けている場合にあっては，次に掲げる要件のすべてを満たすこと。 ア　当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第168条において準用する第110条第１項の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ　第168条において準用する第110条第１項の訓練については，同項の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。 ウ　火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。 ２　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建の指定短期入所生活介護事業所の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における利用者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 （１）　スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 （２）　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。 （３）　避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 ３　指定短期入所生活介護事業所には，次に掲げる設備を設けるとともに，指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備，備品等を備えなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより，当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり，当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は，第１号，第５号，第６号，第８号，第10号及び第11号に掲げる設備を除き，これらを設けないことができる。 （１）　居室 （２）　食堂 （３）　機能訓練室 （４）　浴室 （５）　便所 （６）　洗面設備 （７）　医務室 （８）　静養室 （９）　面談室 （10）　介護職員室 （11）　看護職員室 （12）　調理室 （13）　洗濯室又は洗濯場 （14）　汚物処理室 （15）　介護材料室 ４　併設事業所の場合にあっては，前項の規定にかかわらず，当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり，かつ，当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは，当該併設本体施設の前項各号（第１号を除く。）に掲げる設備を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができる。 ５　第148条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっ	（構造等） 第151条　指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は，耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし，次の各号のいずれかの要件を満たす２階建又は平家建の指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては，準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。 （１）　居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。 （２）　居室等を２階又は地階に設けている場合にあっては，次に掲げる要件のすべてを満たすこと。 ア　当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第168条において準用する第110条の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ　第168条において準用する第110条の訓練については，同条の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。 ウ　火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。 ２　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建の指定短期入所生活介護事業所の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における利用者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 （１）　スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 （２）　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。 （３）　避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 ３　指定短期入所生活介護事業所には，次に掲げる設備を設けるとともに，指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備，備品等を備えなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより，当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり，当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は，第１号，第５号，第６号，第８号，第10号及び第11号に掲げる設備を除き，これらを設けないことができる。 （１）　居室 （２）　食堂 （３）　機能訓練室 （４）　浴室 （５）　便所 （６）　洗面設備 （７）　医務室 （８）　静養室 （９）　面談室 （10）　介護職員室 （11）　看護職員室 （12）　調理室 （13）　洗濯室又は洗濯場 （14）　汚物処理室 （15）　介護材料室 ４　併設事業所の場合にあっては，前項の規定にかかわらず，当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり，かつ，当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは，当該併設本体施設の前項各号（第１号を除く。）に掲げる設備を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができる。 ５　第148条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっ

改正後	改正前
ては，第３項及び第７項第１号の規定にかかわらず，特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。	ては，第３項及び第７項第１号の規定にかかわらず，特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
６　第３項第１号から第６号までに掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。	６　第３項第１号から第６号までに掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。
（１）　居室	（１）　居室
ア　一の居室の定員は，４人以下とすること。	ア　一の居室の定員は，４人以下とすること。
イ　利用者１人当たりの床面積は，10.65平方メートル以上とすること。	イ　利用者１人当たりの床面積は，10.65平方メートル以上とすること。
ウ　日照，採光，換気等利用者の保健衛生，防災等について十分考慮すること。	ウ　日照，採光，換気等利用者の保健衛生，防災等について十分考慮すること。
（２）　食堂及び機能訓練室	（２）　食堂及び機能訓練室
ア　それぞれ必要な広さを有するものとし，その合計した面積は，３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。	ア　それぞれ必要な広さを有するものとし，その合計した面積は，３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
イ　アの規定にかかわらず，食事を提供する場合はその提供に支障がない広さを確保でき，かつ，機能訓練を行う場合はその実施に支障がない広さを確保できるときにあっては，同一の場所とすることができること。	イ　アの規定にかかわらず，食事を提供する場合はその提供に支障がない広さを確保でき，かつ，機能訓練を行う場合はその実施に支障がない広さを確保できるときにあっては，同一の場所とすることができること。
（３）　浴室　要介護者が入浴するのに適したものとすること。	（３）　浴室　要介護者が入浴するのに適したものとすること。
（４）　便所　要介護者が使用するのに適したものとすること。	（４）　便所　要介護者が使用するのに適したものとすること。
（５）　洗面設備　要介護者が使用するのに適したものとすること。	（５）　洗面設備　要介護者が使用するのに適したものとすること。
７　前各項に規定するもののほか，指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は，次の各号に定めるとおりとする。	７　前各項に規定するもののほか，指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は，次の各号に定めるとおりとする。
（１）　廊下の幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。	（１）　廊下の幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。
（２）　廊下，便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。	（２）　廊下，便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
（３）　階段の傾斜を緩やかにすること。	（３）　階段の傾斜を緩やかにすること。
（４）　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	（４）　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
（５）　第３項第１号から第４号まで及び第８号に掲げる設備が２階以上の階にある場合は，１以上の傾斜路を設けること。ただし，エレベーターを設けるときは，この限りでない。	（５）　第３項第１号から第４号まで及び第８号に掲げる設備が２階以上の階にある場合は，１以上の傾斜路を設けること。ただし，エレベーターを設けるときは，この限りでない。
８　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，指定介護予防サービス等基準条例第133条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	８　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，指定介護予防サービス等基準条例第133条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第152条から第163条まで　略	第152条から第163条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第164条　指定短期入所生活介護事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第164条　指定短期入所生活介護事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
（１）　事業の目的及び運営の方針	（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容	（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容
（３）　利用定員（第148条第２項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）	（３）　利用定員（第148条第２項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
（４）　指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	（４）　指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
（５）　通常の送迎の実施地域	（５）　通常の送迎の実施地域
（６）　サービスの利用に当たっての留意事項	（６）　サービスの利用に当たっての留意事項
（７）　緊急時等における対応方法	（７）　緊急時等における対応方法
（８）　非常災害対策	（８）　非常災害対策
（９）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（10）　その他運営に関する重要事項	（９）　その他運営に関する重要事項
第165条から第167条まで　略	第165条から第167条まで　略
（準用）	（準用）
第168条　第10条から第14条まで，第16条，第17条，第20条，第22条，第27条，第32条の２，第34条から第36条まで，第37条から第41条まで（第39条第２項を除く。），第56条，第108条，第110条及び第111条の規定は，指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において，第32条の２第２項，第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と，第108条第３項及び第４項並びに第111条第２項第１号及び第３号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。	第168条　第10条から第14条まで，第16条，第17条，第20条，第22条，第27条，第34条から第36条まで，第37条から第41条まで，第56条，第108条，第110条及び第111条の規定は，指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において，第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と，第108条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。
第169条及び第170条　略	第169条及び第170条　略
（構造等）	（構造等）
第171条　ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット	第171条　ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット

改正後	改正前
型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は，耐火建築物でなければならない。ただし，次の各号のいずれかの要件を満たす２階建又は平家建のユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては，準耐火建築物とすることができる。	型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は，耐火建築物でなければならない。ただし，次の各号のいずれかの要件を満たす２階建又は平家建のユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては，準耐火建築物とすることができる。
（１） 居室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。	（１） 居室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。
（２） 居室等を２階又は地階に設けている場合にあっては，次に掲げる要件のすべてを満たすこと。	（２） 居室等を２階又は地階に設けている場合にあっては，次に掲げる要件のすべてを満たすこと。
ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第181条において準用する第168条において準用する第110条第１項の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第181条において準用する第168条において準用する第110条の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
イ 第181条において準用する第168条において準用する第110条第１項の訓練については，同項の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。	イ 第181条において準用する第168条において準用する第110条の訓練については，同条の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。
ウ 火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。	ウ 火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。
２ 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建のユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における利用者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	２ 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建のユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における利用者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
（１） スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	（１） スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
（２） 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。	（２） 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。
（３） 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	（３） 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
３ ユニット型指定短期入所生活介護事業所には，次に掲げる設備を設けるとともに，指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備，備品等を備えなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより，当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり，当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は，第１号に掲げる設備を除き，これらを設けないことができる。	３ ユニット型指定短期入所生活介護事業所には，次に掲げる設備を設けるとともに，指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備，備品等を備えなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより，当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり，当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は，第１号に掲げる設備を除き，これらを設けないことができる。
（１） ユニット	（１） ユニット
（２） 浴室	（２） 浴室
（３） 医務室	（３） 医務室
（４） 調理室	（４） 調理室
（５） 洗濯室又は洗濯場	（５） 洗濯室又は洗濯場
（６） 汚物処理室	（６） 汚物処理室
（７） 介護材料室	（７） 介護材料室
４ 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって，当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあっては，前項の規定にかかわらず，当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり，かつ，当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供に支障がないときは，当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号（第１号を除く。）に掲げる設備をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができる。	４ 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって，当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあっては，前項の規定にかかわらず，当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり，かつ，当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供に支障がないときは，当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号（第１号を除く。）に掲げる設備をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができる。
５ 第148条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第60号）第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては，第３項及び第７項第１号の規定にかかわらず，ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。	５ 第148条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第60号）第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては，第３項及び第７項第１号の規定にかかわらず，ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
６ 第３項第１号及び第２号に掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備	６ 第３項第１号及び第２号に掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備

改正後	改正前
の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。	の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。
（1） ユニット　アからエまでに掲げる設備の区分に応じ，それぞれアからエまでに定める基準	（1） ユニット　アからエまでに掲げる設備の区分に応じ，それぞれアからエまでに定める基準
ア　居室	ア　居室
（ア） 一の居室の定員は，１人とすること。ただし，利用者に対する指定短期入所生活介護の提供において市長が必要があると認めた場合は，２人とすることができる。	（ア） 一の居室の定員は，１人とすること。ただし，利用者に対する指定短期入所生活介護の提供において市長が必要があると認めた場合は，２人とすることができる。
（イ） 居室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第154条第１項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第152条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第180条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は，原則としておおむね10人以下とし，かつ，15人を超えないものとする。	（イ） 居室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第154条第１項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第152条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第180条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は，おおむね10人以下としなければならない。
（ウ） 利用者１人当たりの床面積は，10.65平方メートル以上とすること。	（ウ） 利用者１人当たりの床面積は，10.65平方メートル以上とすること。
	（エ） ユニットに属さない居室を改修したものについては，利用者相互の視線の遮断が確保されている場合は，居室を隔てる壁について，天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。
（エ） 日照，採光，換気等利用者の保健衛生，防災等について十分考慮すること。	（オ） 日照，採光，換気等利用者の保健衛生，防災等について十分考慮すること。
イ　共同生活室	イ　共同生活室
（ア） 共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの利用者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。	（ア） 共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの利用者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
（イ） 一の共同生活室の床面積は，２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。	（イ） 一の共同生活室の床面積は，２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
（ウ） 必要な設備及び備品を備えること。	（ウ） 必要な設備及び備品を備えること。
ウ　洗面設備	ウ　洗面設備
（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。	（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
（イ） 要介護者が使用するのに適したものとすること。	（イ） 要介護者が使用するのに適したものとすること。
エ　便所	エ　便所
（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。	（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
（イ） 要介護者が使用するのに適したものとすること。	（イ） 要介護者が使用するのに適したものとすること。
（2） 浴室　要介護者が入浴するのに適したものとすること。	（2） 浴室　要介護者が入浴するのに適したものとすること。
7　前各項に規定するもののほか，ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は，次の各号に定めるとおりとする。	7　前各項に規定するもののほか，ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は，次の各号に定めるとおりとする。
（1） 廊下の幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。ただし，廊下の一部の幅を拡張することにより，利用者，従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には，廊下の幅は，1.5メートル以上（中廊下にあっては，1.8メートル以上）として差し支えないこと。	（1） 廊下の幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。ただし，廊下の一部の幅を拡張することにより，利用者，従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には，廊下の幅は，1.5メートル以上（中廊下にあっては，1.8メートル以上）として差し支えないこと。
（2） 廊下，共同生活室，便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。	（2） 廊下，共同生活室，便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
（3） 階段の傾斜を緩やかにすること。	（3） 階段の傾斜を緩やかにすること。
（4） 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	（4） 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
（5） 第３項第１号又は第２号に掲げる設備が２階以上の階にある場合は，１以上の傾斜路を設けること。ただし，エレベーターを設けるときは，この限りでない。	（5） 第３項第１号又は第２号に掲げる設備が２階以上の階にある場合は，１以上の傾斜路を設けること。ただし，エレベーターを設けるときは，この限りでない。
8　ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定介護予防サービス等基準条例第154条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているも	8　ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定介護予防サービス等基準条例第154条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているも

改正後	改正前
のとみなすことができる。	のとみなすことができる。
第172条から第177条まで　略	第172条から第177条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第178条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第178条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（1）　事業の目的及び運営の方針	（1）　事業の目的及び運営の方針
（2）　従業者の職種，員数及び職務の内容	（2）　従業者の職種，員数及び職務の内容
（3）　利用定員（第148条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）	（3）　利用定員（第148条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
（4）　ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第148条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）	（4）　ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第148条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
（5）　指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	（5）　指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
（6）　通常の送迎の実施地域	（6）　通常の送迎の実施地域
（7）　サービスの利用に当たっての留意事項	（7）　サービスの利用に当たっての留意事項
（8）　緊急時等における対応方法	（8）　緊急時等における対応方法
（9）　非常災害対策	（9）　非常災害対策
（10）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（11）　その他運営に関する重要事項	（10）　その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第179条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，利用者に対し，適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう，ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第179条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，利用者に対し，適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう，ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。	2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。
（1）　昼間については，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。	（1）　昼間については，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
（2）　夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。	（2）　夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
（3）　ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。	（3）　ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。
3　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに，当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	3　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに，当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。
4　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，短期入所生活介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，短期入所生活介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	4　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，短期入所生活介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
5　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第180条から第181条の２まで　略	第180条から第181条の２まで　略
（準用）	（準用）
第181条の３　第10条から第14条まで，第16条，第17条，第20条，第22条，第27条，第32条の２，第34条から第36条まで，第37条から第41条まで（第39条第２項を除く。），第56条，第108条，第110条，第111条，第147条及び第149条並びに第４節（第168条を除く。）の規定は，共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において，第32条の２第２項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と，第34条第１項中「運営規程」とあるのは「運営規程（第164条に規定する運営規程をいう。第152条第１項において同じ。）」と，同項並びに第40条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と，第108条第３項及び第４項並びに第111条第２項第１号及び第３号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と，第152条第１項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と，同項，第155条第３項，第156条第１項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」と	第181条の３　第10条から第14条まで，第16条，第17条，第20条，第22条，第27条，第34条から第36条まで，第37条から第41条まで，第56条，第108条，第110条，第111条，第147条及び第149条並びに第４節（第168条を除く。）の規定は，共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において，第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第164条に規定する運営規程をいう。第152条第１項において同じ。）」と，「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と，第108条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と，第152条第１項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と，同項，第155条第３項，第156条第１項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」と

改正後	改正前
あるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と，第167条第２項第２号及び第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第181条の３」と読み替えるものとする。	あるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と，第167条第２項第２号及び第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第181条の３」と読み替えるものとする。
第182条から第187条まで　略	第182条から第187条まで　略
（準用）	（準用）
第188条　第10条から第14条まで，第17条，第20条，第22条，第27条，第32条の２，第34条から第36条まで，第37条から第41条まで（第38条第５項及び第６項並びに第39条第２項を除く。），第56条，第108条，第110条，第111条及び第147条並びに第４節（第154条第１項及び第168条を除く。）の規定は，基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において，第20条第１項中「内容，当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定に基づき利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と，第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と，第32条の２第２項，第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と，第108条第３項及び第４項並びに第111条第２項第１号及び第３号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と，第154条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と，同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と，第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と，第165条第２項中「静養室」とあるのは「静養室等」と，第167条第２項第２号及び第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第188条」と読み替えるものとする。	第188条　第10条から第14条まで，第17条，第20条，第22条，第27条，第34条から第36条まで，第37条，第38条（第５項及び第６項を除く。），第39条から第41条まで，第56条，第108条，第110条，第111条及び第147条並びに第４節（第154条第１項及び第168条を除く。）の規定は，基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において，第20条第１項中「内容，当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定に基づき利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と，第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と，第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と，第108条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と，第154条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と，同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と，第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と，第165条第２項中「静養室」とあるのは「静養室等」と，第167条第２項第２号及び第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第188条」と読み替えるものとする。
第189条から第200条まで　略	第189条から第200条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第201条　指定短期入所療養介護事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （１）　事業の目的及び運営の方針 （２）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （３）　指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 （４）　通常の送迎の実施地域 （５）　施設の利用に当たっての留意事項 （６）　非常災害対策 （７）　虐待の防止のための措置に関する事項 （８）　その他運営に関する重要事項	第201条　指定短期入所療養介護事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （１）　事業の目的及び運営の方針 （２）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （３）　指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 （４）　通常の送迎の実施地域 （５）　施設の利用に当たっての留意事項 （６）　非常災害対策 （７）　その他運営に関する重要事項
第202条及び第203条　略	第202条及び第203条　略
（準用）	（準用）
第204条　第10条から第14条まで，第16条，第17条，第20条，第22条，第27条，第32条の２，第34条，第35条，第37条から第41条まで（第39条第２項を除く。），第56条，第108条，第110条，第144条，第152条，第153条第２項及び第166条の規定は，指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において，第32条の２第２項，第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と，第108条第３項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と，第144条第２項第１号及び第３号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と，第152条第１項中「第164条」とあるのは「第201条」と，「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。	第204条　第10条から第14条まで，第16条，第17条，第20条，第22条，第27条，第34条，第35条，第37条から第41条まで，第56条，第108条，第110条，第144条，第152条，第153条第２項及び第166条の規定は，指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において，第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と，第108条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と，第152条第１項中「第164条」とあるのは「第201条」と，「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。
第205条から第212条まで　略	第205条から第212条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第213条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）　事業の目的及び運営の方針 （２）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （３）　指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 （４）　通常の送迎の実施地域 （５）　施設の利用に当たっての留意事項 （６）　非常災害対策 （７）　虐待の防止のための措置に関する事項 （８）　その他運営に関する重要事項	第213条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）　事業の目的及び運営の方針 （２）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （３）　指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 （４）　通常の送迎の実施地域 （５）　施設の利用に当たっての留意事項 （６）　非常災害対策 （７）　その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第214条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，利用者に対し，適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう，ユニット型指定短期	第214条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，利用者に対し，適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう，ユニット型指定短期

改正後	改正前
入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。	2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。
（1）　昼間については，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。	（1）　昼間については，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
（2）　夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。	（2）　夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
（3）　ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。	（3）　ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。
3　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに，当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	3　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに，当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。
4　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，短期入所療養介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，短期入所療養介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	4　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，短期入所療養介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
5　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第215条から第225条まで　略	第215条から第225条まで　略
（取扱方針）	（取扱方針）
第226条　指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて，日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。	第226条　指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて，日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
2　指定特定施設入居者生活介護は，次条第１項に規定する特定施設サービス計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	2　指定特定施設入居者生活介護は，次条第１項に規定する特定施設サービス計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
3　指定特定施設の特定施設従業者は，指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族から求められたときは，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。	3　指定特定施設の特定施設従業者は，指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族から求められたときは，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。
4　指定特定施設入居者生活介護事業者は，指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。	4　指定特定施設入居者生活介護事業者は，指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。
5　指定特定施設入居者生活介護事業者は，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。	5　指定特定施設入居者生活介護事業者は，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。
6　指定特定施設入居者生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。	6　指定特定施設入居者生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。
（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
（3）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	（3）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
7　指定特定施設入居者生活介護事業者は，自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。	7　指定特定施設入居者生活介護事業者は，自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。
第227条から第231条まで　略	第227条から第231条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第232条　指定特定施設入居者生活介護事業者は，指定特定施設ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第232条　指定特定施設入居者生活介護事業者は，指定特定施設ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
（1）　事業の目的及び運営の方針	（1）　事業の目的及び運営の方針
（2）　特定施設従業者の職種，員数及び職務内容	（2）　特定施設従業者の職種，員数及び職務内容
（3）　入居定員及び居室数	（3）　入居定員及び居室数

改正後	改正前
（4） 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	（4） 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
（5） 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続	（5） 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
（6） 施設の利用に当たっての留意事項	（6） 施設の利用に当たっての留意事項
（7） 緊急時等における対応方法	（7） 緊急時等における対応方法
（8） 非常災害対策	（8） 非常災害対策
（9） 虐待の防止のための措置に関する事項	
（10） その他運営に関する重要事項	（9） その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第233条 指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者に対し，適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう，特定施設従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第233条 指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者に対し，適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう，特定施設従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2 指定特定施設入居者生活介護事業者は，特定施設従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし，当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は，この限りでない。	2 指定特定施設入居者生活介護事業者は，特定施設従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし，当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は，この限りでない。
3 指定特定施設入居者生活介護事業者は，前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しなければならない。	3 指定特定施設入居者生活介護事業者は，前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しなければならない。
4 指定特定施設入居者生活介護事業者は，特定施設従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該指定特定施設入居者生活介護事業者は，特定施設従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	4 指定特定施設入居者生活介護事業者は，特定施設従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
5 指定特定施設入居者生活介護事業者は，適正な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第234条から第236条まで 略	第234条から第236条まで 略
（準用）	（準用）
第237条 第12条，第13条，第22条，第27条，第32条の２，第34条から第36条まで，第37条，第38条，第40条から第41条まで，第55条，第56条，第110条，第111条及び第159条の規定は，指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において，第32条の２第２項，第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と，第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と，第111条第２項第１号及び第３号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。	第237条 第12条，第13条，第22条，第27条＿＿＿＿＿＿，第34条から第36条まで，第37条＿＿＿＿＿＿から第41条まで，第55条，第56条，第110条，第111条及び第159条の規定は，指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において，第34条＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と，第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿読み替えるものとする。
第５節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針，人員並びに設備及び運営に関する基準	第５節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針，人員並びに設備及び運営に関する基準
第238条から第244条まで 略	第238条から第244条まで 略
（運営規程）	（運営規程）
第245条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，指定特定施設ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第245条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，指定特定施設ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
（1） 事業の目的及び運営の方針	（1） 事業の目的及び運営の方針
（2） 外部サービス利用型特定施設従業者の職種，員数及び職務の内容	（2） 外部サービス利用型特定施設従業者の職種，員数及び職務の内容
（3） 入居定員及び居室数	（3） 入居定員及び居室数
（4） 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	（4） 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
（5） 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地	（5） 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地
（6） 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続	（6） 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
（7） 施設の利用に当たっての留意事項	（7） 施設の利用に当たっての留意事項
（8） 緊急時等における対応方法	（8） 緊急時等における対応方法
（9） 非常災害対策	（9） 非常災害対策
（10） 虐待の防止のための措置に関する事項	
（11） その他運営に関する重要事項	（10） その他運営に関する重要事項
第246条及び第247条 略	第246条及び第247条 略
（準用）	（準用）
第248条 第12条，第13条，第22条，第27条，第32条の２，第34条から第36条	第248条 第12条，第13条，第22条，第27条＿＿＿＿＿＿，第34条から第36条

改正後	改正前
まで，第37条，第38条，第40条から第41条まで，第55条，第56条，第110条，第111条，第222条，第224条から第227条まで，第230条，第231条及び第233条から第235条までの規定は，外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において，第32条の２第２項並びに第40条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と，第34条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と，第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と，第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と，第111条第２項第１号及び第３号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と，第224条第２項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と，第227条第３項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と，第233条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。	まで，第37条から第41条まで，第55条，第56条，第110条，第111条，第222条，第224条から第227条まで，第230条，第231条及び第233条から第235条までの規定は，外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において，第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と，第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と，第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と，第224条第２項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と，第227条第３項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と，第233条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。
第249条から第256条まで　略	第249条から第256条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第257条　指定福祉用具貸与事業者は，指定福祉用具貸与事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第257条　指定福祉用具貸与事業者は，指定福祉用具貸与事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
（１）　事業の目的及び運営の方針	（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　従業者の職種，員数及び職務内容	（２）　従業者の職種，員数及び職務内容
（３）　営業日及び営業時間	（３）　営業日及び営業時間
（４）　指定福祉用具貸与の提供方法，取り扱う種目及び利用料その他の費用の額	（４）　指定福祉用具貸与の提供方法，取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
（５）　通常の事業の実施地域	（５）　通常の事業の実施地域
（６）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（７）　その他運営に関する重要事項	（６）　その他運営に関する重要事項
第258条及び第259条　略	第258条及び第259条　略
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第260条　指定福祉用具貸与事業者は，従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行わなければならない。	第260条　指定福祉用具貸与事業者は，従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行わなければならない。
２　指定福祉用具貸与事業者は，回収した福祉用具を，その種類，材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに，既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。	２　指定福祉用具貸与事業者は，回収した福祉用具を，その種類，材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに，既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
３　指定福祉用具貸与事業者は，前項の規定にかかわらず，福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において，当該指定福祉用具貸与事業者は，当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われるよう措置しなければならない。	３　指定福祉用具貸与事業者は，前項の規定にかかわらず，福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において，当該指定福祉用具貸与事業者は，当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われるよう措置しなければならない。
４　指定福祉用具貸与事業者は，前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しなければならない。	４　指定福祉用具貸与事業者は，前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しなければならない。
５　指定福祉用具貸与事業者は，指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品について，衛生的な管理に努めなければならない。	５　指定福祉用具貸与事業者は，その事業所の設備及び備品について，衛生的な管理に努めなければならない。
６　指定福祉用具貸与事業者は，当該指定福祉用具貸与事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。	
（１）　当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに，その結果について，福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。	
（２）　当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。	
（３）　当該指定福祉用具貸与事業所において，福祉用具専門相談員に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
（運営規程の概要等の掲示及び目録の備え付け）	（運営規程の概要等の掲示及び目録の備え付け）
第261条　指定福祉用具貸与事業者は，指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に，運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第261条　指定福祉用具貸与事業者は，その事業所の見やすい場所に，運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２　指定福祉用具貸与事業者は，前項に規定する重要事項を記載した書面を	

改正後	改正前
指定福祉用具貸与事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	
3　指定福祉用具貸与事業者は，利用者の福祉用具の選択に資するため，指定福祉用具貸与事業所に，その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。	2　指定福祉用具貸与事業者は，利用者の福祉用具の選択に資するため，指定福祉用具貸与事業所に，その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。
第262条　略	第262条　略
（準用）	（準用）
第263条　第９条から第20条まで，第22条，第27条，第32条の２，第35条，第36条，第37条から第41条まで，第56条並びに第108条第１項，第２項及び第４項の規定は，指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において，第９条第１項中「第30条」とあるのは「第257条」と，同項，第32条の２第２項並びに第40条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。），取り扱う福祉用具の種目」と，第15条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と，第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と，「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と，第20条第１項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と，第22条中「内容」とあるのは「種目，品名」と，第108条第１項，第２項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，同条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。	第263条　第９条から第20条まで，第22条，第27条，第35条，第36条，第37条から第41条まで，第56条並びに第108条第１項及び第２項の規定は，指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において，第９条第１項中「第30条」とあるのは「第257条」と，「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。），取り扱う福祉用具の種目」と，第15条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と，第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と，「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と，第20条第１項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と，第22条中「内容」とあるのは「種目，品名」と，第108条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。
第264条　略	第264条　略
（準用）	（準用）
第265条　第９条から第15条まで，第17条から第20条まで，第22条，第27条，第32条の２，第35条，第36条，第37条から第41条まで（第38条第５項及び第６項を除く。），第56条，第108条第１項，第２項及び第４項，第249条，第251条，第252条並びに第４節（第253条第１項及び第263条を除く。）の規定は，基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において，第９条第１項中「第30条」とあるのは「第257条」と，同項，第32条の２第２項並びに第40条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。），取り扱う福祉用具の種目」と，第15条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と，第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と，第20条第１項中「提供日及び内容，当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定に基づき利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日，種目，品名」と，第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と，第108条第１項，第２項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，同条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と，第253条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と，同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	第265条　第９条から第15条まで，第17条から第20条まで，第22条，第27条，第35条，第36条，第37条，第38条（第５項及び第６項を除く。），第39条から第41条まで，第56条，第108条第１項及び第２項，第249条，第251条，第252条並びに第４節（第253条第１項及び第263条を除く。）の規定は，基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において，第９条第１項中「第30条」とあるのは「第257条」と，「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。），取り扱う福祉用具の種目」と，第15条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と，第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と，第20条第１項中「提供日及び内容，当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定に基づき利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日，種目，品名」と，第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と，第108条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と，第253条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と，同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
第266条から第275条まで　略	第266条から第275条まで　略
（準用）	（準用）
第276条　第９条から第15条まで，第17条から第19条まで，第27条，第32条の２，第33条，第35条，第36条，第37条から第41条まで，第56条，第108条第１項，第２項及び第４項，第254条，第257条から第259条まで並びに第261条の規定は，指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において，第９条第１項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と，同項，第32条の２第２項，第33条第３項第１号及び第３号並びに第40条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。），取り扱う特定福祉用具の種目」と，第15条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と，第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と，「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と，第33条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と，第108条第１項，第２項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，同条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と，第254条第２項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と，「貸与」とあるのは「販売」と，第257条第４号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と，第258条及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。	第276条　第９条から第15条まで，第17条から第19条まで，第27条，第33条，第35条，第36条，第37条から第41条まで，第56条，第108条第１項及び第２項，第254条，第257条から第259条まで並びに第261条の規定は，指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において，第９条第１項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と，「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。），取り扱う特定福祉用具の種目」と，第15条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と，第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と，「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と，第33条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と，第108条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と，第254条第２項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と，「貸与」とあるのは「販売」と，第257条第４号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と，第258条及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。
第14章　雑則	第14章　雑則
（電磁的記録等）	

改正後	改正前
第277条　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第１項（第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条（第181条において準用する場合を含む。），第181条の３，第188条，第204条（第216条において準用する場合を含む。），第237条，第248条，第263条，第265条及び前条において準用する場合を含む。）及び第224条第１項（第248条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については，書面等に代えて，当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ２　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は，交付等（交付，説明，同意，承諾，締結その他これらに類するものをいう。）のうち，この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面等に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。 （委任） 第278条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。 附　則　略 附　則（令和３年条例第　号抄） （施行期日） １　この条例は，令和３年４月１日から施行する。ただし，第14条の規定は公布の日から，第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の２の次に１号を加える改正規定は同年10月１日から施行する。 （虐待の防止に係る経過措置） ２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第31条，第２条の規定による改正後の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第５項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。），第31条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），第３条の規定による改正後の盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第33条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。）並びに附則第６項及び第34項，第４条の規定による改正後の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第40条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。），第181条の３，第188条，第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。），第237条，第248条，第263条，第265条及び第276条において準用する場合を含む。），第５条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第55条の10の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。），第165条の３，第172条，第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。），第218条，第235条，第249条，第254条及び第263条において準用する場合を含む。），第６条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新	（委任） 第277条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。 附　則　略

改正後	改正前
地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第109条，第129条，第150条，第178条，第190条及び第203条において準用する場合を含む。），第７条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第38条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），第８条の規定による改正後の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第３条第４項，第40条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項，第９条の規定による改正後の盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第２条第４項，第39条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第３項，第10条の規定による改正後の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第２条第４項，第38条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第42条第３項，第11条の規定による改正後の盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第33条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），第12条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第29条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに第13条の規定による改正後の盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第２条第４項，第40条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし，新養護老人ホーム基準条例第７条，新特別養護老人ホーム基準条例第７条（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第７条（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第30条（新居宅サービス等基準条例第42条の３及び第47条において準用する場合を含む。），第57条（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第77条，第87条，第96条，第107条（新居宅サービス等基準条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。），第143条，第164条（新居宅サービス等基準条例第181条の３及び第188条において準用する場合を含む。），第178条，第201条，第213条，第232条，第245条及び第257条（新居宅サービス等基準条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第73条，第83条，第92条，第121条，第139条（新介護予防サービス等基準条例第165条の３及び第172条において準用する場合を含む。），第157条，第179条，第194条，第213条，第232条及び第243条（新介護予防サービス等基準条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第32条，第56条，第60条の12（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３において準用する場合を含む。），第60条の34，第74条，第101条（新地域密着型サービス基準条例第203条において準用する場合を含む。），第123条，第146条，第169条及び第187条，新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条，第58条及び第81条，新指定介護老人福祉施設基準条例第28条及び第51条，新介護老人保健施設基準条例第28条及び第50条，新介護療養型医療施設基準条例第27条及び第51条，新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努め	

改正後	改正前
るとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置） 3　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第24条，新特別養護老人ホーム基準条例第24条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第32条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第 113条，第 115条，第 135条，第 146条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。），第 237条，第 248条，第 263条，第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第 124条，第 143条（新介護予防サービス等基準条例第 160条において準用する場合を含む。），第 165条の３，第 172条，第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。），第 218条，第 235条，第 249条，第 254条及び第263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第33条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条，第 178条，第 190条及び第 203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第29条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第29条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第28条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第23条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第21条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第30条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。 （居宅サービス事業者等における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための措置に係る経過措置） 4　施行日から令和６年３月31日までの間，新居宅サービス等基準条例第33条第３項（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条及び第 276条において準用する場合を含む。），第 111条第２項（新居宅サービス等基準条例第 115条，第 135条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 237条及び第 248条において準用する場合を含む。），第 144条第２項（新居宅サービス等基準条例第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第 260条第６項（新居宅サービス等基準条例第 265条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の３第３項（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条及び第 263条において準用する場合を含む。），第 122条第２項（新介護予防サービス等基準条例第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。），第 140条の２第２項（新介護予防サービス等基準条例第 160条，第 165条の３，第 172条，第 218条及び第 235条において準用する場合を含む。）及び第 246条第６項（新介護予防サービス等基準条例第 254条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第34条第３項（新地域密着型サービス基準条例第60条において準用する場合を含む。）及び第60条の16第２項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条及び第 203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第32条第２項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第26	

改正後	改正前
条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防支援等基準条例第23条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 （認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） 5　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第23条第３項，新特別養護老人ホーム基準条例第24条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第40条第４項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条第３項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第57条の２第３項（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第 108条第３項（新居宅サービス等基準条例第 115条，第 135条，第 146条，第 168条，第 181条の３，第 188条及び第 204条において準用する場合を含む。），第 179条第４項，第 214条第４項及び第 233条第４項（新居宅サービス等基準条例第 248条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第 121条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第 143条，第 165条の３，第 172条及び第 182条において準用する場合を含む。），第 158条第４項，第 195条第４項及び第 214条第４項（新介護予防サービス等基準条例第235条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第60条の13第３項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条及び第 203条において準用する場合を含む。），第 124条第３項，第 147条第４項，第 170条第３項及び第 188条第４項，新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第３項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第３項，新指定介護老人福祉施設基準条例第29条第３項及び第52条第４項，新介護老人保健施設基準条例第29条第３項及び第51条第４項，新介護療養型医療施設基準条例第28条第３項及び第52条第４項並びに新介護医療院基準条例第30条第３項及び第52条第４項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 （ユニットの定員に係る経過措置） 6　当分の間，次表の左欄に掲げる施設は，同表の当該中欄に掲げる基準を満たすほか，当該施設における介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態（夜間及び深夜の時間帯におけるものを含む。）を勘案して同表の当該右欄に掲げる者を配置するよう努めるものとする。	

新特別養護老人ホーム基準条例第35条第４項第１号ア(イ)の規定により入居定員が10人を超える新特別養護老人ホーム基準条例第32条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型特別養護老人ホーム	新特別養護老人ホーム基準条例第11条第１項第４号ア及び第40条第２項の基準	職員
新特別養護老人ホーム基準条例第50条第４項第１号ア(イ)の規定により入居定員が10人を超える新特別養護老人ホーム基準条例第32条に規定するユニットを整備する新特別養護老人ホーム基準条例第49条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホーム	新特別養護老人ホーム基準条例第45条第１項第４号ア及び第52条において準用する第40条第２項の基準	職員
新居宅サービス等基準条例第 171条第６項第１号ア(イ)の規定により利用定員が10人を超える新居宅サービス等基準条例第 169条に規定するユニットを整備する新居宅サービス等基準条例第 171条第１項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所	新居宅サービス等基準条例第 148条第１項第３号及び第 179条第２項の基準	従業者
新介護予防サービス等基準条例第154条第６項第１号ア(イ)の規定により利用定員が10人を超える新介護予	新介護予防サービス等基準条例第 130条第１項第３号及び第	従業者

改正後			改正前
防サービス等基準条例第 152条に規定するユニットを整備する新介護予防サービス等基準条例第 154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所	158条第2項の基準		
新地域密着型サービス基準条例第181条第2項第1号ア(イ) の規定により入居定員が10人を超える新地域密着型サービス基準条例第 179条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設	新地域密着型サービス基準条例第 152条第1項第3号ア及び第 188条第2項の基準	従業者	
新指定介護老人福祉施設基準条例第45条第2項第1号ア(イ) の規定により入所定員が10人を超える新指定介護老人福祉施設基準条例第43条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設	新指定介護老人福祉施設基準条例第4条第1項第3号ア及び第52条第2項の基準	従業者	
新介護療養型医療施設基準条例第43条第2項第1号ア(イ) の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第3条第1項第2号及び第3号並びに附則第9項の基準	従業者	
新介護療養型医療施設基準条例第44条第2項第1号ア(イ) の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第3条第2項第2号及び第3号並びに附則第2項第2号の基準	従業者	
新介護療養型医療施設基準条例第45条第2項第1号ア(イ) の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第3条第3項第2号及び第3号並びに附則第3項並びに第10項第2号及び第3号の基準	従業者	

7　この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み，この条例の施行の日以後に増築され，又は全面的に改築された部分を除く。）の居室，療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって，第2条の規定による改正前の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第35条第4項第1号ア(エ) b及び第50条第4項第1号ア(エ) b，第4条の規定による改正前の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第171条第6項第1号ア(エ)，第5条の規定による改正前の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 154条第6項第1号ア(エ)，第6条の規定による改正前の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第 181条第2項第1号ア(カ) b，第8条の規定による改正前の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第45条第2項第1号ア(カ) b並びに第10条の規定による改正前の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例第43条第2項第1号ア(カ) b，第44条第2項第1号ア(カ) b及び第45条第2項第1号ア(カ) bの規定の要件を満たしている居室等については，なお従前の例による。

【第５条】盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	○盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
平成24年12月25日条例第63号	平成24年12月25日条例第63号
改正　略	改正　略
令和３年　月　日条例第　号	
盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
目次	目次
第１章　総則（第１条～第４条）	第１章　総則（第１条～第４条）
第２章　削除	第２章　削除
第３章　介護予防訪問入浴介護	第３章　介護予防訪問入浴介護
第１節　基本方針（第48条）	第１節　基本方針（第48条）
第２節　人員に関する基準（第49条・第50条）	第２節　人員に関する基準（第49条・第50条）
第３節　設備に関する基準（第51条）	第３節　設備に関する基準（第51条）
第４節　運営に関する基準（第51条の２～第57条）	第４節　運営に関する基準（第51条の２～第57条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第58条・第59条）	第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第58条・第59条）
第６節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第60条～第63条）	第６節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第60条～第63条）
第４章　介護予防訪問看護	第４章　介護予防訪問看護
第１節　基本方針（第64条）	第１節　基本方針（第64条）
第２節　人員に関する基準（第65条・第66条）	第２節　人員に関する基準（第65条・第66条）
第３節　設備に関する基準（第67条）	第３節　設備に関する基準（第67条）
第４節　運営に関する基準（第68条～第75条）	第４節　運営に関する基準（第68条～第75条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第76条～第78条）	第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第76条～第78条）
第５章　介護予防訪問リハビリテーション	第５章　介護予防訪問リハビリテーション
第１節　基本方針（第79条）	第１節　基本方針（第79条）
第２節　人員に関する基準（第80条）	第２節　人員に関する基準（第80条）
第３節　設備に関する基準（第81条）	第３節　設備に関する基準（第81条）
第４節　運営に関する基準（第82条～第85条）	第４節　運営に関する基準（第82条～第85条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第86条・第87条）	第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第86条・第87条）
第６章　介護予防居宅療養管理指導	第６章　介護予防居宅療養管理指導
第１節　基本方針（第88条）	第１節　基本方針（第88条）
第２節　人員に関する基準（第89条）	第２節　人員に関する基準（第89条）
第３節　設備に関する基準（第90条）	第３節　設備に関する基準（第90条）
第４節　運営に関する基準（第91条～第94条）	第４節　運営に関する基準（第91条～第94条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第95条・第96条）	第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第95条・第96条）
第７章　削除	第７章　削除
第８章　介護予防通所リハビリテーション	第８章　介護予防通所リハビリテーション
第１節　基本方針（第117条）	第１節　基本方針（第117条）
第２節　人員に関する基準（第118条）	第２節　人員に関する基準（第118条）
第３節　設備に関する基準（第119条）	第３節　設備に関する基準（第119条）
第４節　運営に関する基準（第119条の２～第124条）	第４節　運営に関する基準（第119条の２～第124条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第125条～第128条）	第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第125条～第128条）
第９章　介護予防短期入所生活介護	第９章　介護予防短期入所生活介護
第１節　基本方針（第129条）	第１節　基本方針（第129条）
第２節　人員に関する基準（第130条・第131条）	第２節　人員に関する基準（第130条・第131条）
第３節　設備に関する基準（第132条・第133条）	第３節　設備に関する基準（第132条・第133条）
第４節　運営に関する基準（第134条～第143条）	第４節　運営に関する基準（第134条～第143条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第144条～第151条）	第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第144条～第151条）
第６節　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針，設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第６節　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針，設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第１款　趣旨及び基本方針（第152条・第153条）	第１款　趣旨及び基本方針（第152条・第153条）
第２款　設備に関する基準（第154条・第155条）	第２款　設備に関する基準（第154条・第155条）

改正後	改正前
第３款　運営に関する基準（第156条～第160条）	第３款　運営に関する基準（第156条～第160条）
第４款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第161条～第165条）	第４款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第161条～第165条）
第７節　共生型介護予防サービスに関する基準（第165条の２・第165条の３）	第７節　共生型介護予防サービスに関する基準（第165条の２・第165条の３）
第８節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条～第172条）	第８節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条～第172条）
第10章　介護予防短期入所療養介護	第10章　介護予防短期入所療養介護
第１節　基本方針（第173条）	第１節　基本方針（第173条）
第２節　人員に関する基準（第174条）	第２節　人員に関する基準（第174条）
第３節　設備に関する基準（第175条）	第３節　設備に関する基準（第175条）
第４節　運営に関する基準（第176条～第182条）	第４節　運営に関する基準（第176条～第182条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第183条～第189条）	第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第183条～第189条）
第６節　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針，設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第６節　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針，設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第１款　趣旨及び基本方針（第190条・第191条）	第１款　趣旨及び基本方針（第190条・第191条）
第２款　設備に関する基準（第192条）	第２款　設備に関する基準（第192条）
第３款　運営に関する基準（第193条～第197条）	第３款　運営に関する基準（第193条～第197条）
第４款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第198条～第202条）	第４款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第198条～第202条）
第11章　介護予防特定施設入居者生活介護	第11章　介護予防特定施設入居者生活介護
第１節　基本方針（第203条）	第１節　基本方針（第203条）
第２節　人員に関する基準（第204条・第205条）	第２節　人員に関する基準（第204条・第205条）
第３節　設備に関する基準（第206条）	第３節　設備に関する基準（第206条）
第４節　運営に関する基準（第207条～第218条）	第４節　運営に関する基準（第207条～第218条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第219条～第225条）	第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第219条～第225条）
第６節　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針，人員，設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第６節　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針，人員，設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第１款　趣旨及び基本方針（第226条・第227条）	第１款　趣旨及び基本方針（第226条・第227条）
第２款　人員に関する基準（第228条・第229条）	第２款　人員に関する基準（第228条・第229条）
第３款　設備に関する基準（第230条）	第３款　設備に関する基準（第230条）
第４款　運営に関する基準（第231条～第235条）	第４款　運営に関する基準（第231条～第235条）
第５款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第236条・第237条）	第５款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第236条・第237条）
第12章　介護予防福祉用具貸与	第12章　介護予防福祉用具貸与
第１節　基本方針（第238条）	第１節　基本方針（第238条）
第２節　人員に関する基準（第239条・第240条）	第２節　人員に関する基準（第239条・第240条）
第３節　設備に関する基準（第241条）	第３節　設備に関する基準（第241条）
第４節　運営に関する基準（第242条～第249条）	第４節　運営に関する基準（第242条～第249条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第250条～第252条）	第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第250条～第252条）
第６節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第253条・第254条）	第６節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第253条・第254条）
第13章　特定介護予防福祉用具販売	第13章　特定介護予防福祉用具販売
第１節　基本方針（第255条）	第１節　基本方針（第255条）
第２節　人員に関する基準（第256条・第257条）	第２節　人員に関する基準（第256条・第257条）
第３節　設備に関する基準（第258条）	第３節　設備に関する基準（第258条）
第４節　運営に関する基準（第259条～第263条）	第４節　運営に関する基準（第259条～第263条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第264条～第266条）	第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第264条～第266条）
第14章　雑則（第267条・第268条）	第14章　雑則（第267条　　）
附則	附則
第１条から第３条まで　略	第１条から第３条まで　略
（指定介護予防サービスの事業の一般原則）	（指定介護予防サービスの事業の一般原則）
第４条　指定介護予防サービス事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立った指定介護予防サービスの提供に努めなければならない。	第４条　指定介護予防サービス事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立った指定介護予防サービスの提供に努めなければならない。
２　指定介護予防サービス事業者は，指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては，地域との結び付きを重視し，市町村（特別区を含む。以下同じ。），他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との連携に努めなければならない。	２　指定介護予防サービス事業者は，指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては，地域との結び付きを重視し，市町村（特別区を含む。以下同じ。），他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との連携に努めなければならない。

改正後	改正前
3　指定介護予防サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
4　指定介護予防サービス事業者は，指定介護予防サービスを提供するに当たっては，法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。	
第５条から第54条まで　略	第５条から第54条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第55条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第55条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）　事業の目的及び運営の方針	（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容	（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容
（３）　営業日及び営業時間	（３）　営業日及び営業時間
（４）　指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額	（４）　指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
（５）　通常の事業の実施地域	（５）　通常の事業の実施地域
（６）　サービスの利用に当たっての留意事項	（６）　サービスの利用に当たっての留意事項
（７）　緊急時等における対応方法	（７）　緊急時等における対応方法
（８）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（９）　その他運営に関する重要事項	（８）　その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第55条の２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は，利用者に対し，適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう，指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに，介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第55条の２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は，利用者に対し，適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう，指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに，介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに，当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。	２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに，当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。
３　指定介護予防訪問入浴介護事業者は，介護予防訪問入浴介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は，介護予防訪問入浴介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	３　指定介護予防訪問入浴介護事業者は，介護予防訪問入浴介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
４　指定介護予防訪問入浴介護事業者は，適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第55条の２の２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は，感染症又は非常災害の発生時において，利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は，介護予防訪問入浴介護従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
３　指定介護予防訪問入浴介護事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第55条の３　指定介護予防訪問入浴介護事業者は，介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行わなければならない。	第55条の３　指定介護予防訪問入浴介護事業者は，介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行わなければならない。
２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備，備品等について，衛生的な管理に努めなければならない。	２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備，備品等について，衛生的な管理に努めなければならない。
３　指定介護予防訪問入浴介護事業者は，当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。	
（１）　当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用し	

改正後	改正前
て開催するものを含む。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。	
（２） 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。	
（３） 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において，介護予防訪問入浴介護従業者に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
（運営規程の概要等の掲示）	（運営規程の概要等の掲示）
第55条の４ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に，第55条の重要事項に関する規程の概要，介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第55条の４ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に，第55条の重要事項に関する規程の概要，介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，前項に規定する重要事項を記載した書面を指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	
第55条の５から第55条の８まで	第55条の５から第55条の８まで
（市町村等との協力等）	（市町村等との協力 ）
第55条の９ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	第55条の９ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
２ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には，当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。	
第55条の10 略	第55条の10 略
（虐待の防止）	
第55条の10の２ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（１） 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。	
（２） 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。	
（３） 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において，介護予防訪問入浴介護従業者に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。	
（４） 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
第55条の11から第62条まで 略	第55条の11から第62条まで 略
（準用）	（準用）
第63条 第１節，第４節（第51条の９，第52条第１項，第55条の８第５項及び第６項並びに第57条を除く。）及び前節の規定は，基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において，第51条の２第１項及び第55条の４第１項中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と，第51条の13第１項中「内容，当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第４項の規定に基づき利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と，第52条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と，同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と，第52条の２中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。	第63条 第１節，第４節（第51条の９，第52条第１項，第55条の８第５項及び第６項並びに第57条を除く。）及び前節の規定は，基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において，第51条の２第１項及び第55条の４ 中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と，第51条の13第１項中「内容，当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第４項の規定に基づき利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と，第52条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と，同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と，第52条の２中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。
第64条から第72条まで 略	第64条から第72条まで 略
（運営規程）	（運営規程）
第73条 指定介護予防訪問看護事業者は，指定介護予防訪問看護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第73条 指定介護予防訪問看護事業者は，指定介護予防訪問看護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１） 事業の目的及び運営の方針	（１） 事業の目的及び運営の方針
（２） 従業者の職種，員数及び職務の内容	（２） 従業者の職種，員数及び職務の内容
（３） 営業日及び営業時間	（３） 営業日及び営業時間
（４） 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額	（４） 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
（５） 通常の事業の実施地域	（５） 通常の事業の実施地域

改正後	改正前
（６） 緊急時等における対応方法	（６） 緊急時等における対応方法
（７） 虐待の防止のための措置に関する事項	
（８） その他運営に関する重要事項	（７） その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	
第73条の２ 指定介護予防訪問看護事業者は，利用者に対し，適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう，指定介護予防訪問看護事業所ごとに，看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。	
２ 指定介護予防訪問看護事業者は，指定介護予防訪問看護事業所ごとに，当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。	
３ 指定介護予防訪問看護事業者は，看護師等に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	
４ 指定介護予防訪問看護事業者は，適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第74条 略	第74条 略
（準用）	（準用）
第75条 第51条の２，第51条の３，第51条の５から第51条の７まで，第51条の９から第51条の13まで，第52条の２，第52条の３，第54条及び第55条の２の２から第55条の11までの規定は，指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において，これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と，第51条の２第１項及び第55条の４第１項中「第55条」とあるのは「第73条」と，第51条の７中「心身の状況」とあるのは「心身の状況，病歴」と，第55条の３第２項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備，備品等」とあるのは「設備，備品等」と読み替えるものとする。	第75条 第51条の２，第51条の３，第51条の５から第51条の７まで，第51条の９から第51条の13まで，第52条の２，第52条の３，第54条及び第55条の２から第55条の11までの規定は，指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において，これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と，第51条の２第１項及び第55条の４中「第55条」とあるのは「第73条」と，第51条の７中「心身の状況」とあるのは「心身の状況，病歴」と，第55条の３第２項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備，備品等」とあるのは「設備，備品等」と読み替えるものとする。
第76条から第82条まで 略	第76条から第82条まで 略
（運営規程）	（運営規程）
第83条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は，指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第83条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は，指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１） 事業の目的及び運営の方針	（１） 事業の目的及び運営の方針
（２） 従業者の職種，員数及び職務の内容	（２） 従業者の職種，員数及び職務の内容
（３） 営業日及び営業時間	（３） 営業日及び営業時間
（４） 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額	（４） 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
（５） 通常の事業の実施地域	（５） 通常の事業の実施地域
（６） 虐待の防止のための措置に関する事項	
（７） その他運営に関する重要事項	（６） その他運営に関する重要事項
第84条 略	第84条 略
（準用）	（準用）
第85条 第51条の２から第51条の７まで，第51条の９から第51条の13まで，第52条の２，第52条の３，第54条，第55条の２の２から第55条の５まで，第55条の７から第55条の11まで，第69条及び第73条の２の規定は，指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において，これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士」と，第51条の２第１項及び第55条の４第１項中「第55条」とあるのは「第83条」と，第51条の７中「心身の状況」とあるのは「心身の状況，病歴」と，第55条の３第２項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備，備品等」とあるのは「設備，備品等」と，第73条の２中「看護師等」とあるのは「理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。	第85条 第51条の２から第51条の７まで，第51条の９から第51条の13まで，第52条の２，第52条の３，第54条，第55条の２から第55条の５まで，第55条の７から第55条の11まで及び第69条の規定は，指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において，これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士」と，第51条の２第１項及び第55条の４中「第55条」とあるのは「第83条」と，第51条の７中「心身の状況」とあるのは「心身の状況，病歴」と，第55条の３第２項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備，備品等」とあるのは「設備，備品等」と読み替えるものとする。
第86条 略	第86条 略
（具体的取扱方針）	（具体的取扱方針）
第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし，その方針は，第79条及び前条の規定に基づき，次の各号に定めるとおりとする。	第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし，その方針は，第79条及び前条の規定に基づき，次の各号に定めるとおりとする。
（１） 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては，主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第126条第２号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために，利用者及びその家族の参加を基本としつつ，医	（１） 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては，主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第126条第２号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために，利用者及びその家族の参加を基本としつつ，医

改正後	改正前
師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，指定介護予防支援等基準条例第５条に規定する担当職員，介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第８条の２第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（利用者又はその家族が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）をいう。以下同じ。）の開催等の適切な方法により，利用者の病状，心身の状況，その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。	師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，指定介護予防支援等基準条例第５条に規定する担当職員，介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第８条の２第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催等の適切な方法により，利用者の病状，心身の状況，その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
（２） 医師及び理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士は，前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び要望を踏まえ，指定介護予防訪問リハビリテーションの目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容，サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画（以下この章において「介護予防訪問リハビリテーション計画」という。）を作成するものとする。	（２） 医師及び理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士は，前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び要望を踏まえ，指定介護予防訪問リハビリテーションの目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容，サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画（以下この章において「介護予防訪問リハビリテーション計画」という。）を作成するものとする。
（３） 介護予防訪問リハビリテーション計画は，既に介護予防サービス計画が作成されている場合は，当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。	（３） 介護予防訪問リハビリテーション計画は，既に介護予防サービス計画が作成されている場合は，当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
（４） 医師又は理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士は，介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，当該利用者の同意を得なければならない。	（４） 医師又は理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士は，介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，当該利用者の同意を得なければならない。
（５） 医師又は理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士は，介護予防訪問リハビリテーション計画を作成したときは，当該介護予防訪問リハビリテーション計画を記載した文書を利用者に交付しなければならない。	（５） 医師又は理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士は，介護予防訪問リハビリテーション計画を作成したときは，当該介護予防訪問リハビリテーション計画を記載した文書を利用者に交付しなければならない。
（６） 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第118条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け，かつ，リハビリテーション会議の開催等を通じ，利用者の病状，心身の状況，要望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し，介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については，第126条第２号から第５号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって，第２号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	（６） 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第118条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け，かつ，リハビリテーション会議の開催等を通じ，利用者の病状，心身の状況，要望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し，介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については，第126条第２号から第５号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって，第２号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（７） 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては，医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき，利用者の心身機能の維持回復を図り，日常生活の自立に資するよう，適切に行うものとする。	（７） 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては，医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき，利用者の心身機能の維持回復を図り，日常生活の自立に資するよう，適切に行うものとする。
（８） 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について，理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。	（８） 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について，理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
（９） 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては，介護技術の進歩に対応し，適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。	（９） 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては，介護技術の進歩に対応し，適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
(10) 理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士は，それぞれの利用者について，介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について，速やかに診療記録を作成するとともに，医師に報告するものとする。	(10) 理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士は，それぞれの利用者について，介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について，速やかに診療記録を作成するとともに，医師に報告するものとする。
(11) 医師又は理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士は，介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から，当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間の満了日までに，少なくとも１回は，当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。	(11) 医師又は理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士は，介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から，当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間の満了日までに，少なくとも１回は，当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
(12) 医師又は理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士は，モニタリングの結果を記録し，当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。	(12) 医師又は理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士は，モニタリングの結果を記録し，当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
(13) 医師又は理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士は，モニタリ	(13) 医師又は理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士は，モニタリ

改正後	改正前
ングの結果を踏まえ，必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。	ングの結果を踏まえ，必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。
(14) 第１号から第12号までの規定は，前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。	(14) 第１号から第12号までの規定は，前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。
第88条から第91条まで 略	第88条から第91条まで 略
（運営規程）	（運営規程）
第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は，指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は，指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1) 事業の目的及び運営の方針	(1) 事業の目的及び運営の方針
(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容	(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容
(3) 営業日及び営業時間	(3) 営業日及び営業時間
(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額	(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
(5) 通常の事業の実施地域	(5) 通常の事業の実施地域
(6) 虐待の防止のための措置に関する事項	
(7) その他運営に関する重要事項	(6) その他運営に関する重要事項
第93条 略	第93条 略
（準用）	（準用）
第94条 第51条の２から第51条の７まで，第51条の10，第51条の12，第51条の13，第52条の２，第52条の３，第54条，第55条の２の２から第55条の５まで，第55条の７から第55条の11まで，第69条及び第73条の２の規定は，指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において，これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と，第51条の２第１項及び第55条の４第１項中「第55条」とあるのは「第92条」と，第51条の７中「心身の状況」とあるのは「心身の状況，病歴，服薬歴」と，第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と，第55条の３第２項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備，備品等」とあるのは「設備，備品等」と，第73条の２中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。	第94条 第51条の２から第51条の７まで，第51条の10，第51条の12，第51条の13，第52条の２，第52条の３，第54条，第55条の２から第55条の５まで，第55条の７から第55条の11まで及び第69条の規定は，指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において，これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と，第51条の２第１項及び第55条の４中「第55条」とあるのは「第92条」と，第51条の７中「心身の状況」とあるのは「心身の状況，病歴，服薬歴」と，第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と，第55条の３第２項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備，備品等」とあるのは「設備，備品等」と読み替えるものとする。
第95条 略	第95条 略
（具体的取扱方針）	（具体的取扱方針）
第96条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は，次の各号に定めるとおりとする。	第96条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は，次の各号に定めるとおりとする。
(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては，訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し，計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて，介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対する介護予防サービスの利用に関する留意事項，介護方法等についての指導，助言等を行うものとする。	(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては，訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し，計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて，介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対する介護予防サービスの利用に関する留意事項，介護方法等についての指導，助言等を行うものとする。
(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては，利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに，利用者又はその家族に対し，療養上必要な事項等について，理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。	(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては，利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに，利用者又はその家族に対し，療養上必要な事項等について，理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。
(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については，療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。	(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については，療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。
(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては，療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は，介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し，介護予防サービス計画の作成，介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。	(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては，療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は，介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し，介護予防サービス計画の作成，介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については，原則として，サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。	(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については，原則として，サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
(6) 前号の場合において，サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については，介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し，原則として，情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。	(6) 前号の場合において，サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については，介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し，原則として，情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
(7) 利用者に提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について，速やかに診療録に記録するものとする。	(7) 利用者に提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について，速やかに診療録に記録するものとする。
2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は，次の各号に定めるとおりとする。	2 薬剤師，歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は，次の各号に定めるとおりとする。

改正後	改正前
（1） 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては，医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあっては，医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき，利用者の心身機能の維持回復を図り，居宅における日常生活の自立に資するよう，適切に行うものとする。	（1） 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては，医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあっては，医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき，利用者の心身機能の維持回復を図り，居宅における日常生活の自立に資するよう，適切に行うものとする。
（2） 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，療養上必要な事項について，理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。	（2） 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，療養上必要な事項について，理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
（3） 常に利用者の病状，心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め，利用者に対し，適切なサービスを提供するものとする。	（3） 常に利用者の病状，心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め，利用者に対し，適切なサービスを提供するものとする。
（4） 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては，療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は，介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し，介護予防サービス計画の作成，介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。	
（5） 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については，原則として，サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。	
（6） 前号の場合において，サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については，介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し，原則として，情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。	
（7） 利用者に提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について，速やかに診療記録を作成するとともに，医師又は歯科医師に報告するものとする。	（4） 利用者に提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について，速やかに診療記録を作成するとともに，医師又は歯科医師に報告するものとする。
3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は，次の各号に定めるとおりとする。	
（1） 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては，医師又は歯科医師の指示に基づき，利用者の心身機能の維持回復を図り，居宅における日常生活の自立に資するよう，適切に行うものとする。	
（2） 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，療養上必要な事項について，理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。	
（3） 常に利用者の病状，心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め，利用者に対し，適切なサービスを提供するものとする。	
（4） 利用者に提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について，速やかに診療記録を作成するとともに，医師又は歯科医師に報告するものとする。	
第97条から第120条まで 略	第97条から第120条まで 略
（運営規程）	（運営規程）
第121条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第121条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（1） 事業の目的及び運営の方針	（1） 事業の目的及び運営の方針
（2） 従業者の職種，員数及び職務の内容	（2） 従業者の職種，員数及び職務の内容
（3） 営業日及び営業時間	（3） 営業日及び営業時間
（4） 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員	（4） 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員
（5） 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額	（5） 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
（6） 通常の事業の実施地域	（6） 通常の事業の実施地域
（7） サービスの利用に当たっての留意事項	（7） サービスの利用に当たっての留意事項
（8） 非常災害対策	（8） 非常災害対策
（9） 虐待の防止のための措置に関する事項	
（10） その他運営に関する重要事項	（9） その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第121条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，利用者に対し，適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう，指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第121条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，利用者に対し，適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう，指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに，当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務につ	2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに，当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務につ

改正後	改正前
いては，この限りでない。	いては，この限りでない。
3　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，介護予防通所リハビリテーション従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	3　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，介護予防通所リハビリテーション従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
4　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第121条の３　略	第121条の３　略
（非常災害対策）	（非常災害対策）
第121条の４　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	第121条の４　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
2　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第122条　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，利用者の使用する施設，設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。	第122条　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，利用者の使用する施設，設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
2　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。	2　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，その事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（１）　当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。	
（２）　当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。	
（３）　当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において，介護予防通所リハビリテーション従業者に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
第123条　略	第123条　略
（準用）	（準用）
第124条　第51条の２から第51条の７まで，第51条の９から第51条の11まで，第51条の13，第52条の２，第52条の３，第55条の２の２，第55条の４，第55条の５，第55条の７から第55条の11まで及び第69条の規定は，指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において，これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と，第51条の２第１項及び第55条の４第１項中「第55条」とあるのは「第121条」と，第51条の７中「心身の状況」とあるのは「心身の状況，病歴」と読み替えるものとする。	第124条　第51条の２から第51条の７まで，第51条の９から第51条の11まで，第51条の13，第52条の２，第52条の３，第55条の４，第55条の５，第55条の７から第55条の11まで及び第69条の規定は，指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において，これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と，第51条の２第１項及び第55条の４第１項中「第55条」とあるのは「第121条」と，第51条の７中「心身の状況」とあるのは「心身の状況，病歴」と読み替えるものとする。
第125条から第129条まで　略	第125条から第129条まで　略
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第130条　指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第５節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし，利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第148条第１項に規定する指定短期入所生	第130条　指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第５節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし，利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第148条第１項に規定する指定短期入所生

改正後	改正前
活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第140条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては，他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，第４号の栄養士を置かないことができる。	活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第140条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては，他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，第４号の栄養士を置かないことができる。
（１） 医師　１人以上	（１） 医師　１人以上
（２） 生活相談員　常勤換算方法で，１人に，利用者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（２） 生活相談員　常勤換算方法で，１人に，利用者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（３） 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　常勤換算方法で，１人に，利用者の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（３） 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　常勤換算方法で，１人に，利用者の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（４） 栄養士　１人以上	（４） 栄養士　１人以上
（５） 機能訓練指導員　１人以上	（５） 機能訓練指導員　１人以上
（６） 調理員その他の従業者　当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な数	（６） 調理員その他の従業者　当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な数
２ 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって，その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は，同項の規定にかかわらず，これらの当該介護予防短期入所生活介護従業者について，それぞれ，利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。	２ 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって，その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は，同項の規定にかかわらず，これらの当該介護予防短期入所生活介護従業者について，それぞれ，利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
３ 第１項の利用者の数は，前年度の１日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし，新規に法第53条第１項本文の指定を受ける場合は，１日当たりの利用者の数の推定数による。	３ 第１項の利用者の数は，前年度の１日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし，新規に法第53条第１項本文の指定を受ける場合は，１日当たりの利用者の数の推定数による。
４ 特別養護老人ホーム，養護老人ホーム（老人福祉法第20条の４に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。），病院，診療所，介護老人保健施設，介護医療院，特定施設入居者生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって，当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下この節及び次節において「併設事業所」という。）については，特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて，第１項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。	４ 特別養護老人ホーム，養護老人ホーム（老人福祉法第20条の４に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。），病院，診療所，介護老人保健施設，介護医療院，特定施設入居者生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって，当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下この節及び次節において「併設事業所」という。）については，特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて，第１項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
５ 第１項第２号の生活相談員のうち１人以上及び同項第３号の介護職員又は同号の看護職員　のうち１人以上は，常勤でなければならない。ただし，利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては，同項第２号の生活相談員並びに同項第３号の介護職員及び同号の看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。	５ 第１項第２号の生活相談員　，同項第３号の介護職員及び同号の看護職員のそれぞれのうち１人　は，常勤でなければならない。ただし，利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては，この限りでない　。
６ 指定介護予防短期入所生活介護事業者は，前項ただし書の規定により第１項第３号の看護職員を常勤で配置しなかった場合であっても，利用者の状態像に応じて必要があるときは，病院，診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあっては，当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により同号の看護職員を確保するものとする。	
７ 第１項第５号の機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし，当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。	６ 第１項第５号の機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし，当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
８ 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定居宅サービス等基準条例第148条第１項から第７項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	７ 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定居宅サービス等基準条例第148条第１項から第６項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第131条及び第132条　略	第131条及び第132条　略
（構造等）	（構造等）

改正後	改正前
第133条　指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は，耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし，次の各号のいずれかの要件を満たす２階建又は平家建の指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては，準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。	第133条　指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は，耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし，次の各号のいずれかの要件を満たす２階建又は平家建の指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては，準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。
（１）　居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。	（１）　居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。
（２）　居室等を２階又は地階に設けている場合にあっては，次に掲げる要件のすべてを満たすこと。	（２）　居室等を２階又は地階に設けている場合にあっては，次に掲げる要件のすべてを満たすこと。
ア　当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第143条において準用する第121条の４第１項の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	ア　当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第143条において準用する第121条の４の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
イ　第143条において準用する第121条の４第１項の訓練については，同項の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。	イ　第143条において準用する第121条の４の訓練については，同条の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。
ウ　火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。	ウ　火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。
２　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建の指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における利用者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	２　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建の指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における利用者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
（１）　スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	（１）　スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
（２）　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。	（２）　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。
（３）　避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	（３）　避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
３　指定介護予防短期入所生活介護事業所には，次に掲げる設備を設けるとともに，指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備，備品等を備えなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより，当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり，当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は，第１号，第５号，第６号，第８号，第10号及び第11号に掲げる設備を除き，これらを設けないことができる。	３　指定介護予防短期入所生活介護事業所には，次に掲げる設備を設けるとともに，指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備，備品等を備えなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより，当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり，当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は，第１号，第５号，第６号，第８号，第10号及び第11号に掲げる設備を除き，これらを設けないことができる。
（１）　居室 （２）　食堂 （３）　機能訓練室 （４）　浴室 （５）　便所 （６）　洗面設備 （７）　医務室 （８）　静養室 （９）　面談室 （10）　介護職員室 （11）　看護職員室 （12）　調理室 （13）　洗濯室又は洗濯場 （14）　汚物処理室 （15）　介護材料室	（１）　居室 （２）　食堂 （３）　機能訓練室 （４）　浴室 （５）　便所 （６）　洗面設備 （７）　医務室 （８）　静養室 （９）　面談室 （10）　介護職員室 （11）　看護職員室 （12）　調理室 （13）　洗濯室又は洗濯場 （14）　汚物処理室 （15）　介護材料室
４　併設事業所の場合にあっては，前項の規定にかかわらず，当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり，かつ，当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは，当該併設本体施設の前項各号（第１号を除く。）に掲げる設備を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。	４　併設事業所の場合にあっては，前項の規定にかかわらず，当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり，かつ，当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは，当該併設本体施設の前項各号（第１号を除く。）に掲げる設備を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
５　第130条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっ	５　第130条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっ

改正後	改正前
ては，第３項及び第７項第１号の規定にかかわらず，特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。	ては，第３項及び第７項第１号の規定にかかわらず，特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
6　第３項第１号から第６号までに掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。	6　第３項第１号から第６号までに掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。
（１）　居室	（１）　居室
ア　一の居室の定員は，４人以下とすること。	ア　一の居室の定員は，４人以下とすること。
イ　利用者１人当たりの床面積は，10.65平方メートル以上とすること。	イ　利用者１人当たりの床面積は，10.65平方メートル以上とすること。
ウ　日照，採光，換気等利用者の保健衛生，防災等について十分考慮すること。	ウ　日照，採光，換気等利用者の保健衛生，防災等について十分考慮すること。
（２）　食堂及び機能訓練室	（２）　食堂及び機能訓練室
ア　それぞれ必要な広さを有するものとし，その合計した面積は，３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。	ア　それぞれ必要な広さを有するものとし，その合計した面積は，３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
イ　アの規定にかかわらず，食事を提供する場合はその提供に支障がない広さを確保でき，かつ，機能訓練を行う場合はその実施に支障がない広さを　確保できるときにあっては，同一の場所とすることができること。	イ　アの規定にかかわらず，食事を提供する場合はその提供に支障がない広さを確保でき，かつ，機能訓練を行う場合はその実施に支障がない広さをを確保できるときにあっては，同一の場所とすることができること。
（３）　浴室　要支援者が入浴するのに適したものとすること。	（３）　浴室　要支援者が入浴するのに適したものとすること。
（４）　便所　要支援者が使用するのに適したものとすること。	（４）　便所　要支援者が使用するのに適したものとすること。
（５）　洗面設備　要支援者が使用するのに適したものとすること。	（５）　洗面設備　要支援者が使用するのに適したものとすること。
7　前各項に規定するもののほか，指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は，次のとおりとする。	7　前各項に規定するもののほか，指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は，次のとおりとする。
（１）　廊下の幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。	（１）　廊下の幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。
（２）　廊下，便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。	（２）　廊下，便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
（３）　階段の傾斜を緩やかにすること。	（３）　階段の傾斜を緩やかにすること。
（４）　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	（４）　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
（５）　居室等が２階以上の階にある場合は，１以上の傾斜路を設けること。ただし，エレベーターを設けるときは，この限りでない。	（５）　居室等が２階以上の階にある場合は，１以上の傾斜路を設けること。ただし，エレベーターを設けるときは，この限りでない。
8　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定居宅サービス等基準条例第151条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	8　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定居宅サービス等基準条例第151条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第134条から第138条まで　略	第134条から第138条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第139条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第139条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）　事業の目的及び運営の方針	（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容	（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容
（３）　利用定員（第130条第２項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）	（３）　利用定員（第130条第２項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
（４）　指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	（４）　指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
（５）　通常の送迎の実施地域	（５）　通常の送迎の実施地域
（６）　サービスの利用に当たっての留意事項	（６）　サービスの利用に当たっての留意事項
（７）　緊急時等における対応方法	（７）　緊急時等における対応方法
（８）　非常災害対策	（８）　非常災害対策
（９）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（10）　その他運営に関する重要事項	（９）　その他運営に関する重要事項
第140条　略	第140条　略
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第140条の２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は，利用者の使用する施設，設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	第140条の２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は，利用者の使用する施設，設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
2　指定介護予防短期入所生活介護事業者は，当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければ　ならない。	2　指定介護予防短期入所生活介護事業者は，当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（１）　当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。	
（２）　当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。	

改正後	改正前
（３） 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において，介護予防短期入所生活介護従業者に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
第141条及び第142条 略	第141条及び第142条 略
（準用）	（準用）
第143条 第51条の３から第51条の７まで，第51条の９，第51条の10，第51条の13，第52条の２，第52条の３，第54条，第55条の２の２，第55条の４から第55条の11まで（第55条の９第２項を除く。），第121条の２及び第121条の４の規定は，指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において，第55条の２の２，第55条の４第１項並びに第55条の10の２第１号及び第３号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と，第55条の４第１項中「第55条」とあるのは「第139条」と，第121条の２第３項及び第４項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。	第143条 第51条の３から第51条の７まで，第51条の９，第51条の10，第51条の13，第52条の２，第52条の３，第54条；第55条の４から第55条の11まで，第121条の２及び第121条の４の規定は，指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において，第55条の４中「第55条」とあるのは「第139条」と，「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と，第121条の２第３項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。
第144条から第153条まで 略	第144条から第153条まで 略
（構造等）	（構造等）
第154条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は，耐火建築物でなければならない。ただし，次の各号のいずれかの要件を満たす２階建又は平家建のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては，準耐火建築物とすることができる。	第154条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は，耐火建築物でなければならない。ただし，次の各号のいずれかの要件を満たす２階建又は平家建のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては，準耐火建築物とすることができる。
（１） 居室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。	（１） 居室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。
（２） 居室等を２階又は地階に設けている場合にあっては，次に掲げる要件のすべてを満たすこと。	（２） 居室等を２階又は地階に設けている場合にあっては，次に掲げる要件のすべてを満たすこと。
ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第160条において準用する第143条において準用する第121条の４第１項の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第160条において準用する第143条において準用する第121条の４の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
イ 第160条において準用する第143条において準用する第121条の４第１項の訓練については，同項の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。	イ 第160条において準用する第143条において準用する第121条の４の訓練については，同条の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。
ウ 火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。	ウ 火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。
２ 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における利用者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	２ 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における利用者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
（１） スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	（１） スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
（２） 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。	（２） 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。
（３） 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	（３） 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
３ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には，次に掲げる設備を設けるとともに，指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備，備品等を備えなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより，当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり，当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は，第１号に掲げる設備を除き，これらを設けないことができる。	３ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には，次に掲げる設備を設けるとともに，指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備，備品等を備えなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより，当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり，当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は，第１号に掲げる設備を除き，これらを設けないことができる。
（１） ユニット	（１） ユニット
（２） 浴室	（２） 浴室
（３） 医務室	（３） 医務室
（４） 調理室	（４） 調理室
（５） 洗濯室又は洗濯場	（５） 洗濯室又は洗濯場

改正後	改正前
（6） 汚物処理室 （7） 介護材料室	（6） 汚物処理室 （7） 介護材料室
4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって，当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあっては，前項の規定にかかわらず，当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり，かつ，当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供に支障がないときは，当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号（第１号を除く。）に掲げる設備をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。	4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって，当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあっては，前項の規定にかかわらず，当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり，かつ，当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供に支障がないときは，当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号（第１号を除く。）に掲げる設備をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
5 第130条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第60号）第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては，第３項及び第７項第１号の規定にかかわらず，ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。	5 第130条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第60号）第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては，第３項及び第７項第１号の規定にかかわらず，ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
6 第３項第１号及び第２号に掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。	6 第３項第１号及び第２号に掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。
（1） ユニット アからエまでに掲げる設備の区分に応じ，それぞれアからエまでに定める基準	（1） ユニット アからエまでに掲げる設備の区分に応じ，それぞれアからエまでに定める基準
ア 居室	ア 居室
（ア） 一の居室の定員は，１人とすること。ただし，利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供において市長が必要があると認めた場合は，２人とすることができる。	（ア） 一の居室の定員は，１人とすること。ただし，利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供において市長が必要があると認めた場合は，２人とすることができる。
（イ） 居室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第171条第１項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第169条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第159条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は，原則としておおむね10人以下とし，かつ，15人を超えないものとする。	（イ） 居室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第171条第１項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第169条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第159条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は，おおむね10人以下としなければならない。
（ウ） 利用者１人当たりの床面積は，10.65平方メートル以上とすること。	（ウ） 利用者１人当たりの床面積は，10.65平方メートル以上とすること。
	（エ） ユニットに属さない居室を改修したものについては，利用者相互の視線の遮断が確保されている場合は，居室を隔てる壁について，天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。
（エ） 日照，採光，換気等利用者の保健衛生，防災等について十分考慮すること。	（オ） 日照，採光，換気等利用者の保健衛生，防災等について十分考慮すること。
イ 共同生活室	イ 共同生活室
（ア） 共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの利用者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。	（ア） 共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの利用者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
（イ） 一の共同生活室の床面積は，２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。	（イ） 一の共同生活室の床面積は，２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
（ウ） 必要な設備及び備品を備えること。	（ウ） 必要な設備及び備品を備えること。
ウ 洗面設備	ウ 洗面設備
（ア） 居室ごとに設けるか，又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。	（ア） 居室ごとに設けるか，又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
（イ） 要支援者が使用するのに適したものとすること。	（イ） 要支援者が使用するのに適したものとすること。
エ 便所	エ 便所
（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。	（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。

改正後	改正前
（イ） 要支援者が使用するのに適したものとすること。 （2） 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。 7 前各項に規定するもののほか，ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は，次のとおりとする。 （1） 廊下の幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。ただし，廊下の一部の幅を拡張することにより，利用者，従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には，1.5メートル以上（中廊下にあっては，1.8メートル以上）として差し支えないこと。 （2） 廊下，共同生活室，便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 （3） 階段の傾斜を緩やかにすること。 （4） 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 （5） 第3項第1号又は第2号に掲げる設備が2階以上の階にある場合は，1以上の傾斜路を設けること。ただし，エレベーターを設けるときは，この限りでない。 8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定居宅サービス等基準条例第171条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	（イ） 要支援者が使用するのに適したものとすること。 （2） 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。 7 前各項に規定するもののほか，ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は，次のとおりとする。 （1） 廊下の幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。ただし，廊下の一部の幅を拡張することにより，利用者，従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には，1.5メートル以上（中廊下にあっては，1.8メートル以上）として差し支えないこと。 （2） 廊下，共同生活室，便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 （3） 階段の傾斜を緩やかにすること。 （4） 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 （5） 第3項第1号又は第2号に掲げる設備が2階以上の階にある場合は，1以上の傾斜路を設けること。ただし，エレベーターを設けるときは，この限りでない。 8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定居宅サービス等基準条例第171条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第155条及び第156条 略 （運営規程） 第157条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1） 事業の目的及び運営の方針 （2） 従業者の職種，員数及び職務の内容 （3） 利用定員（第130条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。） （4） ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第130条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。） （5） 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 （6） 通常の送迎の実施地域 （7） サービスの利用に当たっての留意事項 （8） 緊急時等における対応方法 （9） 非常災害対策 （10） 虐待の防止のための措置に関する事項 （11） その他運営に関する重要事項	第155条及び第156条 略 （運営規程） 第157条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1） 事業の目的及び運営の方針 （2） 従業者の職種，員数及び職務の内容 （3） 利用定員（第130条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。） （4） ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第130条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。） （5） 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 （6） 通常の送迎の実施地域 （7） サービスの利用に当たっての留意事項 （8） 緊急時等における対応方法 （9） 非常災害対策 （10） その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等） 第158条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は，利用者に対し，適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう，ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 （1） 昼間については，ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 （2） 夜間及び深夜については，2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 （3） ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は，ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに，当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は，介護予防短期入所生活介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は，介護予防短期入所生活介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなら	（勤務体制の確保等） 第158条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は，利用者に対し，適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう，ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 （1） 昼間については，ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 （2） 夜間及び深夜については，2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 （3） ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は，ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに，当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は，介護予防短期入所生活介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

改正後	改正前
ない。 5　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は，適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第159条から第165条の２まで　略 （準用）	第159条から第165条の２まで　略 （準用）
第165条の３　第51条の３から第51条の７まで，第51条の９，第51条の10，第51条の13，第52条の２，第52条の３，第54条，第55条の２の２，第55条の４から第55条の11まで（第55条の９第２項を除く。），第121条の２，第121条の４，第129条及び第131条並びに第４節（第143条を除く。）及び第５節の規定は，共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において，第55条の２の２第２項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と，第55条の４第１項中「第55条」とあるのは「第139条」と，同項並びに第55条の10の２第１号及び第３号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と，第121条の２第３項及び第４項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と，第134条第１項，第138条並びに第140条の２第２項第１号及び第３号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と，第142条第２項第２号中「次条」とあるのは「第165条の３」と，同項第３号中「第137条第２項」とあるのは「第165条の３において準用する第137条第２項」と，同項第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第165条の３」と読み替えるものとする。	第165条の３　第51条の３から第51条の７まで，第51条の９，第51条の10，第51条の13，第52条の２，第52条の３，第54条，第55条の４から第55条の11まで，第121条の２，第121条の４，第129条及び第131条並びに第４節（第143条を除く。）及び第５節の規定は，共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において，第55条の４　中「第55条」とあるのは「第139条」と，「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と，第121条の２第３項　中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と，第134条第１項及び第138条　中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と，第142条第２項第２号中「次条」とあるのは「第165条の３」と，同項第３号中「第137条第２項」とあるのは「第165条の３において準用する第137条第２項」と，同項第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第165条の３」と読み替えるものとする。
第166条から第171条まで　略 （準用）	第166条から第171条まで　略 （準用）
第172条　第51条の３から第51条の７まで，第51条の10，第51条の13，第52条の２，第52条の３，第54条，第55条の２の２，第55条の４から第55条の11まで（第55条の８第５項及び第６項並びに第55条の９第２項を除く。），第121条の２，第121条の４及び第129条並びに第４節（第136条第１項及び第143条を除く。）及び第５節の規定は，基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において，第51条の13第１項中「内容，当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第４項の規定に基づき利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と，第52条の２中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と，第55条の２の２第２項，第55条の４第１項並びに第55条の10の２第１号及び第３号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と，第55条の４第１項中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と，第121条の２第３項及び第４項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と，第136条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と，同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と，第140条第２項中「静養室」とあるのは「静養室等」と，第142条第２項第２号及び第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは，「第172条」と，第145条中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と，「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と，第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。	第172条　第51条の３から第51条の７まで，第51条の10，第51条の13，第52条の２，第52条の３，第54条　，第55条の４から第55条の７まで，第55条の８（第５項及び第６項を除く。），第55条の９から第55条の11まで　，第121条の２，第121条の４及び第129条並びに第４節（第136条第１項及び第143条を除く。）及び第５節の規定は，基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において，第51条の13　中「内容，当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第４項の規定に基づき利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と，第52条の２中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と，　第55条の４　中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と，「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と，第121条の２第３項　中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と，第136条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と，同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と，第140条第２項中「静養室」とあるのは「静養室等」と，第142条第２項第２号及び第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは，「第172条」と，第145条中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と，「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と，第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。
第173条から第178条まで　略 （運営規程）	第173条から第178条まで　略 （運営規程）
第179条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）　事業の目的及び運営の方針 （２）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （３）　指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 （４）　通常の送迎の実施地域	第179条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）　事業の目的及び運営の方針 （２）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （３）　指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 （４）　通常の送迎の実施地域

改正後	改正前
（５） 施設の利用に当たっての留意事項 （６） 非常災害対策 （７） 虐待の防止のための措置に関する事項 （８） その他運営に関する重要事項	（５） 施設の利用に当たっての留意事項 （６） 非常災害対策 （７） その他運営に関する重要事項
第180条及び第181条 略 （準用）	第180条及び第181条 略 （準用）
第182条 第51条の３から第51条の７まで，第51条の９，第51条の10，第51条の13，第52条の２，第52条の３，第54条，第55条の２の２，第55条の４，第55条の５，第55条の７から第55条の11まで（第55条の９第２項を除く。），第121条の２，第121条の４，第122条，第134条，第135条第２項及び第141条の規定は，指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において，第55条の２の２第２項，第55条の４第１項並びに第55条の10の２第１号及び第３号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と，第55条の４第１項中「第55条」とあるのは「第179条」と，第121条の２第３項及び第４項並びに第122条第２項第１号及び第３号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と，第134条第１項中「第139条」とあるのは「第179条」と，「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。	第182条 第51条の３から第51条の７まで，第51条の９，第51条の10，第51条の13，第52条の２，第52条の３，第54条，第55条の４，第55条の５，第55条の７から第55条の11まで，第121条の２，第121条の４，第122条，第134条，第135条第２項及び第141条の規定は，指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において，第55条の４中「第55条」とあるのは「第179条」と，「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と，第121条の２第３項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と，第134条中「第139条」とあるのは「第179条」と，「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。
第183条から第193条まで 略 （運営規程）	第183条から第193条まで 略 （運営規程）
第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１） 事業の目的及び運営の方針 （２） 従業者の職種，員数及び職務の内容 （３） 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 （４） 通常の送迎の実施地域 （５） 施設の利用に当たっての留意事項 （６） 非常災害対策 （７） 虐待の防止のための措置に関する事項 （８） その他運営に関する重要事項	第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１） 事業の目的及び運営の方針 （２） 従業者の職種，員数及び職務の内容 （３） 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 （４） 通常の送迎の実施地域 （５） 施設の利用に当たっての留意事項 （６） 非常災害対策 （７） その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等） 第195条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は，利用者に対し，適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう，ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２ 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 （１） 昼間については，ユニットごとに常時１人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。 （２） 夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 （３） ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。 ３ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は，ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに，当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 ４ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は，介護予防短期入所療養介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は，介護予防短期入所療養介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ５ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は，適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を	（勤務体制の確保等） 第195条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は，利用者に対し，適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう，ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２ 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 （１） 昼間については，ユニットごとに常時１人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。 （２） 夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 （３） ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。 ３ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は，ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに，当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 ４ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は，介護予防短期入所療養介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

改正後	改正前
講じなければならない。	
第196条から第211条まで　略	第196条から第211条まで　略
（身体的拘束等の禁止）	（身体的拘束等の禁止）
第212条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。	第212条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。
2　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。	2　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。
3　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。	3　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。
（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
（3）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	（3）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
（運営規程）	（運営規程）
第213条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，指定介護予防特定施設ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第213条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，指定介護予防特定施設ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（1）　事業の目的及び運営の方針	（1）　事業の目的及び運営の方針
（2）　介護予防特定施設従業者の職種，員数及び職務内容	（2）　介護予防特定施設従業者の職種，員数及び職務内容
（3）　入居定員及び居室数	（3）　入居定員及び居室数
（4）　指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	（4）　指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
（5）　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続	（5）　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
（6）　施設の利用に当たっての留意事項	（6）　施設の利用に当たっての留意事項
（7）　緊急時等における対応方法	（7）　緊急時等における対応方法
（8）　非常災害対策	（8）　非常災害対策
（9）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（10）　その他運営に関する重要事項	（9）　その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第214条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，利用者に対し，適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう，介護予防特定施設従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第214条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，利用者に対し，適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう，介護予防特定施設従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，介護予防特定施設従業者によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし，当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は，この限りでない。	2　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，介護予防特定施設従業者によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし，当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は，この限りでない。
3　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，前項ただし書の規定により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しなければならない。	3　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，前項ただし書の規定により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しなければならない。
4　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，介護予防特定施設従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，介護予防特定施設従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	4　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，介護予防特定施設従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
5　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第215条から第217条まで　略	第215条から第217条まで　略
（準用）	（準用）
第218条　第51条の５，第51条の６，第52条の２から第54条まで，第55条の２の２，第55条の４から第55条の11まで（第55条の９第２項を除く。），第	第218条　第51条の５，第51条の６，第52条の２から第54条まで，第55条の４から第55条の11まで，第

改正後	改正前
121条の４及び第140条の２の規定は，指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において，第53条，第55条の２の２第２項，第55条の４第１項並びに第55条の10の２第１号及び第３号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と，第55条の４第１項中「第55条」とあるのは「第213条」と，第140条の２第２項第１号及び第３号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。	121条の４及び第140条の２の規定は，指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において，第53条　及び第55条の４　中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と，同条　中「第55条」とあるのは「第213条」と　と読み替えるものとする。
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第219条から第231条まで　略	第219条から第231条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第232条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，指定介護予防特定施設ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第232条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，指定介護予防特定施設ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）　事業の目的及び運営の方針	（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種，員数及び職務内容	（２）　外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種，員数及び職務内容
（３）　入居定員及び居室数	（３）　入居定員及び居室数
（４）　外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	（４）　外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
（５）　受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地	（５）　受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地
（６）　利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続	（６）　利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
（７）　施設の利用に当たっての留意事項	（７）　施設の利用に当たっての留意事項
（８）　緊急時等における対応方法	（８）　緊急時等における対応方法
（９）　非常災害対策	（９）　非常災害対策
（10）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（11）　その他運営に関する重要事項	（10）　その他運営に関する重要事項
第233条及び第234条　略	第233条及び第234条　略
（準用）	（準用）
第235条　第51条の５，第51条の６，第52条の２から第54条まで，第55条の２の２，第55条の４から第55条の11まで（第55条の９第２項を除く。），第121条の４，第140条の２，第208条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は，外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において，第53条，第55条の２の２第２項並びに第55条の10の２第１号及び第３号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と，第55条の４第１項中「第55条」とあるのは「第232条」と，「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と，第55条の６中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と，第140条の２第２項第１号及び第３号中「介護予防特定施設従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と，第210条第２項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と，第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。	第235条　第51条の５，第51条の６，第52条の２から第54条まで　，第55条の４から第55条の11まで　，第121条の４，第140条の２，第208条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は，外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において，第53条　中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と，第55条の４　中「第55条」とあるのは「第232条」と，「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と，第55条の６中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と，　第210条第２項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と，第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。
第236条から第242条まで　略	第236条から第242条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第243条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は，指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第243条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は，指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）　事業の目的及び運営の方針	（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　従業者の職種，員数及び職務内容	（２）　従業者の職種，員数及び職務内容
（３）　営業日及び営業時間	（３）　営業日及び営業時間
（４）　指定介護予防福祉用具貸与の提供方法，取り扱う種目及び利用料その他の費用の額	（４）　指定介護予防福祉用具貸与の提供方法，取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
（５）　通常の事業の実施地域	（５）　通常の事業の実施地域
（６）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（７）　その他運営に関する重要事項	（６）　その他運営に関する重要事項
第244条及び第245条　略	第244条及び第245条　略
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第246条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は，従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行わなければならない。	第246条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は，従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行わなければならない。
２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は，回収した福祉用具を，その種類，材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとと	２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は，回収した福祉用具を，その種類，材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとと

改正後	改正前
もに，既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。	もに，既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
3　指定介護予防福祉用具貸与事業者は，前項の規定にかかわらず，福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において，当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は，当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを措置しなければならない。	3　指定介護予防福祉用具貸与事業者は，前項の規定にかかわらず，福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において，当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は，当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを措置しなければならない。
4　指定介護予防福祉用具貸与事業者は，前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しなければならない。	4　指定介護予防福祉用具貸与事業者は，前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しなければならない。
5　指定介護予防福祉用具貸与事業者は，指定介護予防福祉用具貸与事業所の設備及び備品について，衛生的な管理に努めなければならない。	5　指定介護予防福祉用具貸与事業者は，その事業所の設備及び備品について，衛生的な管理に努めなければならない。
6　指定介護予防福祉用具貸与事業者は，当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。	
（1）　当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに，その結果について，福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。	
（2）　当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。	
（3）　当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において，福祉用具専門相談員に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
（運営規程の概要等の掲示及び目録の備え付け）	（運営規程の概要等の掲示及び目録の備え付け）
第247条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は，指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所に，第243条の重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第247条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は，その事業所の見やすい場所に，第243条の重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2　指定介護予防福祉用具貸与事業者は，前項に規定する重要事項を記載した書面を指定介護予防福祉用具貸与事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	
3　指定介護予防福祉用具貸与事業者は，利用者の福祉用具の選択に資するため，指定介護予防福祉用具貸与事業所に，その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。	2　指定介護予防福祉用具貸与事業者は，利用者の福祉用具の選択に資するため，指定介護予防福祉用具貸与事業所に，その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。
第248条　略	第248条　略
（準用）	（準用）
第249条　第51条の２から第51条の13まで，第52条の２，第52条の３，第54条，第55条の２の２，第55条の５から第55条の11まで並びに第121条の２第１項，第２項及び第４項の規定は，指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において，第51条の２第１項中「第55条」とあるのは「第243条」と，同項，第55条の２の２第２項並びに第55条の10の２第１号及び第３号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，第51条の４中「以下同じ。）等」とあるのは「以下同じ。），取り扱う福祉用具の種目等」と，第51条の８第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と，第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と，「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と，第51条の13第１項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と，第52条の２中「内容」とあるのは「種目，品名」と，第121条の２第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と，同条第４項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。	第249条　第51条の２から第51条の13まで，第52条の２，第52条の３，第54条，第55条の５から第55条の11まで並びに第121条の２第１項及び第２項の規定は，指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において，第51条の２第１項中「第55条」とあるのは「第243条」と，「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，第51条の４中「以下同じ。）等」とあるのは「以下同じ。），取り扱う福祉用具の種目等」と，第51条の８第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と，第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と，「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と，第51条の13第１項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と，第52条の２中「内容」とあるのは「種目，品名」と，第121条の２第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。
第250条から第253条まで　略	第250条から第253条まで　略
（準用）	（準用）
第254条　第51条の２から第51条の８まで，第51条の10から第51条の13まで，第52条の２，第52条の３，第54条，第55条の２の２，第55条の５から第55条の11まで（第55条の８第５項及び第６項を除く。）並びに第121条の２第１項，第２項及び第４項並びに第１節，第２節（第239条を除く。），第３節，第４節（第242条第１項及び第249条を除く。）及び前節の規定は，	第254条　第51条の２から第51条の８まで，第51条の10から第51条の13まで，第52条の２，第52条の３，第54条，第55条の５から第55条の７まで，第55条の８（第５項及び第６項を除く。），第55条の９から第55条の11まで並びに第121条の２第１項及び第２項並びに第１節，第２節（第239条を除く。），第３節，第４節（第242条第１項及び第249条を除く。）及び前節の規定は，

改正後	改正前
基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において，第51条の２第１項中「第55条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と，同項，第55条の２の２第２項並びに第55条の10の２第１号及び第３号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，第51条の４中「以下同じ。）等」とあるのは「以下同じ。），取り扱う福祉用具の種目等」と，第51条の８第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と，第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と，第51条の13第１項中「提供日及び内容，当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第４項の規定に基づき利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日，種目，品名」と，第52条の２中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と，第121条の２第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と，同条第４項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，第242条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と，同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において，第51条の２第１項中「第55条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と，「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，第51条の４中「以下同じ。）等」とあるのは「以下同じ。），取り扱う福祉用具の種目等」と，第51条の８第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と，第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と，第51条の13第１項中「提供日及び内容，当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第４項の規定に基づき利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日，種目，品名」と，第52条の２中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と，第121条の２第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と，第242条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と，同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
第255条から第262条まで　略	第255条から第262条まで　略
（準用）	（準用）
第263条　第51条の２から第51条の８まで，第51条の10から第51条の12まで，第52条の３，第54条，第55条の２の２，第55条の３，第55条の５から第55条の11まで，第121条の２第１項，第２項及び第４項，第243条から第245条まで並びに第247条の規定は，指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において，第51条の２第１項中「第55条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と，同項，第55条の２の２第２項，第55条の３第１号及び第３号並びに第55条の10の２第１号及び第３号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，第51条の４中「以下同じ。）等」とあるのは「以下同じ。），取り扱う特定介護予防福祉用具の種目等」と，第51条の８第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と，第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と，「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と，第121条の２第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と，同条第４項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，第243条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と，第244条及び第245条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と，第247条第１項中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と読み替えるものとする。	第263条　第51条の２から第51条の８まで，第51条の10から第51条の12まで，第52条の３，第54条，第55条の３，第55条の５から第55条の11まで，第121条の２第１項及び第２項，第243条から第245条まで並びに第247条の規定は，指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において，第51条の２第１項中「第55条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と，「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，第51条の４中「以下同じ。）等」とあるのは「以下同じ。），取り扱う特定介護予防福祉用具の種目等」と，第51条の８第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と，第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と，「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と，第121条の２第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と，第243条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と，第244条及び第245条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と，第247条第１項中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と読み替えるものとする。
第264条から第266条まで　略	第264条から第266条まで　略
第14章　雑則	第14章　雑則
（電磁的記録等）	
第267条　指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第51条の５第１項（第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条（第160条において準用する場合を含む。），第165条の３，第172条，第182条（第197条において準用する場合を含む。），第218条，第235条，第249条，第254条及び第263条において準用する場合を含む。），第210条第１項（第235条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については，書面等に代えて，当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
2　指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は，交付等（交付，説明，同意，承諾，締結その他これらに類するものをいう。）のうち，この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面等に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。	
（委任）	（委任）
第268条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。	第267条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。
附　則　略	附　則　略

改正後	改正前
附　則（令和３年条例第　号抄） （施行期日） １　この条例は，令和３年４月１日から施行する。ただし，第14条の規定は公布の日から，第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の２の次に１号を加える改正規定は同年10月１日から施行する。 （虐待の防止に係る経過措置） ２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第31条，第２条の規定による改正後の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第５項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。），第31条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），第３条の規定による改正後の盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第33条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。）並びに附則第６項及び第34項，第４条の規定による改正後の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第40条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第 113条，第 115条，第 135条，第 146条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。），第 237条，第 248条，第 263条，第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），第５条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第55条の10の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第 124条，第 143条（新介護予防サービス等基準条例第 160条において準用する場合を含む。），第 165条の３，第 172条，第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。），第 218条，第 235条，第 249条，第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），第６条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条，第 178条，第 190条及び第 203条において準用する場合を含む。），第７条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第38条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），第８条の規定による改正後の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第３条第４項，第40条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項，第９条の規定による改正後の盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第２条第４項，第39条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第３項，第10条の規定による改正後の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第２条第４項，第38条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第42条第３項，第11条の規定による改正後の盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第33条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），第12条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防支援等の事	

改正後	改正前
業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第29条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに第13条の規定による改正後の盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第２条第４項，第40条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし，新養護老人ホーム基準条例第７条，新特別養護老人ホーム基準条例第７条（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第７条（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第30条（新居宅サービス等基準条例第42条の３及び第47条において準用する場合を含む。），第57条（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第77条，第87条，第96条，第 107条（新居宅サービス等基準条例第 115条及び第 135条において準用する場合を含む。），第 143条，第 164条（新居宅サービス等基準条例第 181条の３及び第 188条において準用する場合を含む。），第 178条，第 201条，第 213条，第 232条，第 245条及び第 257条（新居宅サービス等基準条例第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第73条，第83条，第92条，第 121条，第 139条（新介護予防サービス等基準条例第 165条の３及び第 172条において準用する場合を含む。），第 157条，第 179条，第 194条，第 213条，第 232条及び第 243条（新介護予防サービス等基準条例第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第32条，第56条，第60条の12（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３において準用する場合を含む。），第60条の34，第74条，第 101条（新地域密着型サービス基準条例第 203条において準用する場合を含む。），第 123条，第 146条，第 169条及び第 187条，新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条，第58条及び第81条，新指定介護老人福祉施設基準条例第28条及び第51条，新介護老人保健施設基準条例第28条及び第50条，新介護療養型医療施設基準条例第27条及び第51条，新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置） ３　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第24条，新特別養護老人ホーム基準条例第24条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第32条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第 113条，第 115条，第 135条，第 146条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。），第 237条，第 248条，第 263条，第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第 124条，第 143条（新介護予防サービス等基準条例第 160条において準用する場合を含む。），第 165条の３，第 172条，第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。），第 218条，第 235条，第 249条，第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第33条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条，第 178条，第 190条及び第 203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の２（新地域密着型介護予防サービス基準	

改正後	改正前
条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第29条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第29条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第28条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第23条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第21条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第30条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。	
（居宅サービス事業者等における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための措置に係る経過措置）	
４　施行日から令和６年３月31日までの間，新居宅サービス等基準条例第33条第３項（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条及び第 276条において準用する場合を含む。），第 111条第２項（新居宅サービス等基準条例第 115条，第 135条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 237条及び第 248条において準用する場合を含む。），第 144条第２項（新居宅サービス等基準条例第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第 260条第６項（新居宅サービス等基準条例第 265条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の３第３項（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条及び第 263条において準用する場合を含む。），第 122条第２項（新介護予防サービス等基準条例第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。），第 140条の２第２項（新介護予防サービス等基準条例第 160条，第 165条の３，第 172条，第 218条及び第 235条において準用する場合を含む。）及び第 246条第６項（新介護予防サービス等基準条例第 254条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第34条第３項（新地域密着型サービス基準条例第60条において準用する場合を含む。）及び第60条の16第２項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条及び第 203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第32条第２項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第26条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防支援等基準条例第23条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。	
（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）	
５　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第23条第３項，新特別養護老人ホーム基準条例第24条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第40条第４項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条第３項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第57条の２第３項（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第 108条第３項（新居宅サービス等基準条例第 115条，第 135条，第 146条，第 168条，第 181条の３，第 188条及び第 204条において準用する場合を含む。），第 179条第４項，第 214条第４項及び第 233条第４項（新居宅サービス等基準条例第 248条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第 121条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第 143条，第 165条の３，第 172条及び第 182条において準用する場合を含む。），第 158条第４項，第 195条第４項及び第 214条第４項（新介護予防サービス等基準条例第235条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第60条の13第３項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３，第60条	

改正後	改正前
の38，第81条，第 109条及び第 203条において準用する場合を含む。），第 124条第３項，第 147条第４項，第 170条第３項及び第 188条第４項，新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第３項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第３項，新指定介護老人福祉施設基準条例第29条第３項及び第52条第４項，新介護老人保健施設基準条例第29条第３項及び第51条第４項，新介護療養型医療施設基準条例第28条第３項及び第52条第４項並びに新介護医療院基準条例第30条第３項及び第52条第４項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 （ユニットの定員に係る経過措置） 6　当分の間，次表の左欄に掲げる施設は，同表の当該中欄に掲げる基準を満たすほか，当該施設における介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態（夜間及び深夜の時間帯におけるものを含む。）を勘案して同表の当該右欄に掲げる者を配置するよう努めるものとする。	

新特別養護老人ホーム基準条例第35条第４項第１号ア(イ)の規定により入居定員が10人を超える新特別養護老人ホーム基準条例第32条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型特別養護老人ホーム	新特別養護老人ホーム基準条例第11条第１項第４号ア及び第40条第２項の基準	職員
新特別養護老人ホーム基準条例第50条第４項第１号ア(イ)の規定により入居定員が10人を超える新特別養護老人ホーム基準条例第32条に規定するユニットを整備する新特別養護老人ホーム基準条例第49条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホーム	新特別養護老人ホーム基準条例第45条第１項第４号ア及び第52条において準用する第40条第２項の基準	職員
新居宅サービス等基準条例第 171条第６項第１号ア(イ)の規定により利用定員が10人を超える新居宅サービス等基準条例第 169条に規定するユニットを整備する新居宅サービス等基準条例第 171条第１項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所	新居宅サービス等基準条例第 148条第１項第３号及び第 179条第２項の基準	従業者
新介護予防サービス等基準条例第154条第６項第１号ア(イ)の規定により利用定員が10人を超える新介護予防サービス等基準条例第 152条に規定するユニットを整備する新介護予防サービス等基準条例第 154条第１項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所	新介護予防サービス等基準条例第 130条第１項第３号及び第158条第２項の基準	従業者
新地域密着型サービス基準条例第181条第２項第１号ア(イ)の規定により入居定員が10人を超える新地域密着型サービス基準条例第 179条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設	新地域密着型サービス基準条例第 152条第１項第３号ア及び第 188条第２項の基準	従業者
新指定介護老人福祉施設基準条例第45条第２項第１号ア(イ)の規定により入所定員が10人を超える新指定介護老人福祉施設基準条例第43条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設	新指定介護老人福祉施設基準条例第４条第１項第３号ア及び第52条第２項の基準	従業者
新介護療養型医療施設基準条例第43条第２項第１号ア(イ)の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に	新介護療養型医療施設基準条例第３条第１項第２号及び第３号並びに附則第９項の基準	従業者

改正後	改正前
規定するユニット型指定介護療養型医療施設	
新介護療養型医療施設基準条例第44条第２項第１号ア(イ)の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第３条第２項第２号及び第３号並びに附則第２項第２号の基準	従業者
新介護療養型医療施設基準条例第45条第２項第１号ア(イ)の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第３条第３項第２号及び第３号並びに附則第３項並びに第10項第２号及び第３号の基準	従業者
7　この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み，この条例の施行の日以後に増築され，又は全面的に改築された部分を除く。）の居室，療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって，第２条の規定による改正前の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第35条第４項第１号ア(エ) b及び第50条第４項第１号ア(エ) b，第４条の規定による改正前の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第171条第６項第１号ア(エ)，第５条の規定による改正前の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第154条第６項第１号ア(エ)，第６条の規定による改正前の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第181条第２項第１号ア(ウ) b，第８条の規定による改正前の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第45条第２項第１号ア(ウ) b並びに第10条の規定による改正前の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例第43条第２項第１号ア(ウ) b，第44条第２項第１号ア(ウ) b及び第45条第２項第１号ア(ウ) bの規定の要件を満たしている居室等については，なお従前の例による。	

【第６条】盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例	○盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
平成24年12月25日条例第64号	平成24年12月25日条例第64号
改正　略	改正　略
令和３年　月　日条例第　号	
盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例	盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
目次	目次
第１章　総則（第１条～第４条）	第１章　総則（第１条～第４条）
第２章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第２章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護
第１節　基本方針等（第５条・第６条）	第１節　基本方針等（第５条・第６条）
第２節　人員に関する基準（第７条・第８条）	第２節　人員に関する基準（第７条・第８条）
第３節　設備に関する基準（第９条）	第３節　設備に関する基準（第９条）
第４節　運営に関する基準（第10条～第43条）	第４節　運営に関する基準（第10条～第43条）
第５節　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第44条・第45条）	第５節　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第44条・第45条）
第３章　夜間対応型訪問介護	第３章　夜間対応型訪問介護
第１節　基本方針等（第46条・第47条）	第１節　基本方針等（第46条・第47条）
第２節　人員に関する基準（第48条・第49条）	第２節　人員に関する基準（第48条・第49条）
第３節　設備に関する基準（第50条）	第３節　設備に関する基準（第50条）
第４節　運営に関する基準（第51条～第60条）	第４節　運営に関する基準（第51条～第60条）
第３章の２　地域密着型通所介護	第３章の２　地域密着型通所介護
第１節　基本方針（第60条の２）	第１節　基本方針（第60条の２）
第２節　人員に関する基準（第60条の３・第60条の４）	第２節　人員に関する基準（第60条の３・第60条の４）
第３節　設備に関する基準（第60条の５）	第３節　設備に関する基準（第60条の５）
第４節　運営に関する基準（第60条の６～第60条の20）	第４節　運営に関する基準（第60条の６～第60条の20）
第５節　共生型地域密着型サービスに関する基準（第60条の20の２・第60条の20の３）	第５節　共生型地域密着型サービスに関する基準（第60条の20の２・第60条の20の３）
第６節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準	第６節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準
第１款　趣旨及び基本方針（第60条の21・第60条の22）	第１款　趣旨及び基本方針（第60条の21・第60条の22）
第２款　人員に関する基準（第60条の23・第60条の24）	第２款　人員に関する基準（第60条の23・第60条の24）
第３款　設備に関する基準（第60条の25・第60条の26）	第３款　設備に関する基準（第60条の25・第60条の26）
第４款　運営に関する基準（第60条の27～第60条の38）	第４款　運営に関する基準（第60条の27～第60条の38）
第４章　認知症対応型通所介護	第４章　認知症対応型通所介護
第１節　基本方針（第61条）	第１節　基本方針（第61条）
第２節　人員及び設備に関する基準	第２節　人員及び設備に関する基準
第１款　単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第62条～第64条）	第１款　単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第62条～第64条）
第２款　共用型指定認知症対応型通所介護（第65条～第67条）	第２款　共用型指定認知症対応型通所介護（第65条～第67条）
第３節　運営に関する基準（第68条～第81条）	第３節　運営に関する基準（第68条～第81条）
第５章　小規模多機能型居宅介護	第５章　小規模多機能型居宅介護
第１節　基本方針（第82条）	第１節　基本方針（第82条）
第２節　人員に関する基準（第83条～第85条）	第２節　人員に関する基準（第83条～第85条）
第３節　設備に関する基準（第86条・第87条）	第３節　設備に関する基準（第86条・第87条）
第４節　運営に関する基準（第88条～第109条）	第４節　運営に関する基準（第88条～第109条）
第６章　認知症対応型共同生活介護	第６章　認知症対応型共同生活介護
第１節　基本方針（第110条）	第１節　基本方針（第110条）
第２節　人員に関する基準（第111条～第113条）	第２節　人員に関する基準（第111条～第113条）
第３節　設備に関する基準（第114条）	第３節　設備に関する基準（第114条）
第４節　運営に関する基準（第115条～第129条）	第４節　運営に関する基準（第115条～第129条）
第７章　地域密着型特定施設入居者生活介護	第７章　地域密着型特定施設入居者生活介護
第１節　基本方針（第130条）	第１節　基本方針（第130条）
第２節　人員に関する基準（第131条・第132条）	第２節　人員に関する基準（第131条・第132条）
第３節　設備に関する基準（第133条）	第３節　設備に関する基準（第133条）
第４節　運営に関する基準（第134条～第150条）	第４節　運営に関する基準（第134条～第150条）
第８章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第８章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
第１節　基本方針（第151条）	第１節　基本方針（第151条）
第２節　人員に関する基準（第152条）	第２節　人員に関する基準（第152条）
第３節　設備に関する基準（第153条）	第３節　設備に関する基準（第153条）
第４節　運営に関する基準（第154条～第178条）	第４節　運営に関する基準（第154条～第178条）
第５節　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに	第５節　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに

改正後	改正前
設備及び運営に関する基準	設備及び運営に関する基準
第１款　趣旨及び基本方針（第179条・第180条）	第１款　趣旨及び基本方針（第179条・第180条）
第２款　設備に関する基準（第181条）	第２款　設備に関する基準（第181条）
第３款　運営に関する基準（第182条～190条）	第３款　運営に関する基準（第182条～190条）
第９章　看護小規模多機能型居宅介護	第９章　看護小規模多機能型居宅介護
第１節　基本方針（第191条）	第１節　基本方針（第191条）
第２節　人員に関する基準（第192条～第194条）	第２節　人員に関する基準（第192条～第194条）
第３節　設備に関する基準（第195条・第196条）	第３節　設備に関する基準（第195条・第196条）
第４節　運営に関する基準（第197条～第203条）	第４節　運営に関する基準（第197条～第203条）
第10章　雑則（第204条・第205条）	第10章　雑則（第204条　　）
附則	附則
第１条から第３条まで　略	第１条から第３条まで　略
（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）	（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）
第４条　指定地域密着型サービス事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	第４条　指定地域密着型サービス事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
２　指定地域密着型サービス事業者は，指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては，地域との結び付きを重視し，市町村（特別区を含む。以下同じ。），他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との連携に努めなければならない。	２　指定地域密着型サービス事業者は，指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては，地域との結び付きを重視し，市町村（特別区を含む。以下同じ。），他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との連携に努めなければならない。
３　指定地域密着型サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
４　指定地域密着型サービス事業者は，指定地域密着型サービスを提供するに当たっては，法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。	
第５条及び第６条　略	第５条及び第６条　略
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。	第７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　オペレーター（随時対応サービスとして，利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。）　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて１人以上確保されるために必要な数以上	（１）　オペレーター（随時対応サービスとして，利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。）　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて１人以上確保されるために必要な数以上
（２）　定期巡回サービスを行う訪問介護員等　交通事情，訪問頻度等を勘案し，利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上	（２）　定期巡回サービスを行う訪問介護員等　交通事情，訪問頻度等を勘案し，利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
（３）　随時訪問サービスを行う訪問介護員等　提供時間帯を通じて，随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が１人以上確保されるために必要な数以上	（３）　随時訪問サービスを行う訪問介護員等　提供時間帯を通じて，随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が１人以上確保されるために必要な数以上
（４）　訪問看護サービスを行う看護師等　ア及びイに掲げる職種の区分に応じ，それぞれア及びイに定める員数	（４）　訪問看護サービスを行う看護師等　ア及びイに掲げる職種の区分に応じ，それぞれア及びイに定める員数
ア　保健師，看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　常勤換算方法で2.5人以上	ア　保健師，看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　常勤換算方法で2.5人以上
イ　理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当な数	イ　理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当な数
２　オペレーターは，看護師，介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）第３条の４第２項本文の厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師，介護福祉士等」という。）でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合であって，提供時間帯を通じて，看護師，介護福祉士等又は前項第４号アの看護職員との連携を確保しているときは，サービス提供責任者（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第６条第２項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に１年以上（基準省令第３条の４第２項ただし書の特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては，３年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。	２　オペレーターは，看護師，介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）第３条の４第２項本文の厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師，介護福祉士等」という。）でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合であって，提供時間帯を通じて，看護師，介護福祉士等又は前項第４号アの看護職員との連携を確保しているときは，サービス提供責任者（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第６条第２項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に１年以上（基準省令第３条の４第２項ただし書の特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては，３年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。

改正後	改正前
3　オペレーターのうち１人以上は，常勤の看護師，介護福祉士等でなければならない。	3　オペレーターのうち１人以上は，常勤の看護師，介護福祉士等でなければならない。
4　オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス，同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第６条第１項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。），指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準条例第65条第１項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第48条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。	4　オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス，同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第６条第１項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。），指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準条例第65条第１項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第48条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げる施設等のいずれかがある場合において，当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は，前項本文の規定にかかわらず，当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。	5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げる施設等のいずれかがある場合において，当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は，前項本文の規定にかかわらず，当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
（１）　指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第148条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第48条第４項第１号及び第152条第12項において同じ。）	（１）　指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第148条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第152条第12項において同じ。）
（２）　指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第190条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第48条第４項第２号において同じ。）	（２）　指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第190条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。）
（３）　指定特定施設（指定居宅サービス等基準条例第217条第１項に規定する指定特定施設をいう。第48条第４項第３号において同じ。）	（３）　指定特定施設（指定居宅サービス等基準条例第217条第１項に規定する指定特定施設をいう。）
（４）　指定小規模多機能型居宅介護事業所（第83条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第48条第４項第４号において同じ。）	（４）　指定小規模多機能型居宅介護事業所（第83条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）
（５）　指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第４項第５号，第65条第１項，第66条第１項，第83条第６項，第84条第３項及び第85条において同じ。）	（５）　指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第65条第１項，第66条第１項，第83条第６項，第84条第３項及び第85条において同じ。）
（６）　指定地域密着型特定施設（第130条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第48条第４項第６号，第65条第１項，第66条第１項及び第83条第６項において同じ。）	（６）　指定地域密着型特定施設（第130条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第65条第１項，第66条第１項及び第83条第６項において同じ。）
（７）　指定地域密着型介護老人福祉施設（第151条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第48条第４項第７号，第65条第１項，第66条第１項及び第83条第６項において同じ。）	（７）　指定地域密着型介護老人福祉施設（第151条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第65条第１項，第66条第１項及び第83条第６項において同じ。）
（８）　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第192条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第48条第４項第８号及び第５章から第８章までにおいて同じ。）	（８）　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第192条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第５章から第８章までにおいて同じ。）
（９）　指定介護老人福祉施設	（９）　指定介護老人福祉施設
（10）　介護老人保健施設	（10）　介護老人保健施設
（11）　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）	（11）　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）
（12）　介護医療院	（12）　介護医療院
6　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は，専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。	6　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は，専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。
7　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は，第４項本文及び前項の規定にかかわらず，オペレーターは，随時訪問サービスに従事することができる。	7　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は，第４項本文及び前項の規定にかかわらず，オペレーターは，随時訪問サービスに従事することができる。
8　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において，当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは，第１項の規定にかかわらず，随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。	8　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において，当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは，第１項の規定にかかわらず，随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。
9　看護職員のうち１人以上は，常勤の保健師又は看護師（第26条第１項並びに第27条第５項及び第11項において「常勤看護師等」という。）でなければならない。	9　看護職員のうち１人以上は，常勤の保健師又は看護師（第26条第１項並びに第27条第５項及び第11項において「常勤看護師等」という。）でなければならない。
10　看護職員のうち１人以上は，提供時間帯を通じて，指定定期巡回・随時	10　看護職員のうち１人以上は，提供時間帯を通じて，指定定期巡回・随時

改正後	改正前
対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。	対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。
11　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師，介護福祉士等であるもののうち１人以上を，利用者に対する第27条第１項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。	11　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師，介護福祉士等であるもののうち１人以上を，利用者に対する第27条第１項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。
12　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に，指定居宅サービス等基準条例第65条第１項第１号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第５項の規定により同条第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第192条第14項の規定により同条第４項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は，当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，第１項第４号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	12　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に，指定居宅サービス等基準条例第65条第１項第１号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第５項の規定により同条第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第192条第14項の規定により同条第４項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は，当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，第１項第４号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第８条から第31条まで　略	第８条から第31条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第32条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第32条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
（１）　事業の目的及び運営の方針	（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容	（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容
（３）　営業日及び営業時間	（３）　営業日及び営業時間
（４）　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額	（４）　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額
（５）　通常の事業の実施地域	（５）　通常の事業の実施地域
（６）　緊急時等における対応方法	（６）　緊急時等における対応方法
（７）　合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法	（７）　合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
（８）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（９）　その他運営に関する重要事項	（８）　その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第33条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，利用者に対し，適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに，定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第33条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，利用者に対し，適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに，定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに，当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が，適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており，他の指定訪問介護事業所，指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において，定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を，当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき，当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。	2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに，当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が，適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており，他の指定訪問介護事業所，指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において，定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を，当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき，当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。
3　前項本文の規定にかかわらず，随時対応サービスについては，市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において，複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき，当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより，一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。	3　前項本文の規定にかかわらず，随時対応サービスについては，市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において，複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき，当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより，一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。
4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，適切な指定定期巡回・	

改正後	改正前
随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第33条の２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，感染症又は非常災害の発生時において，利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第34条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行わなければならない。	第34条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行わなければならない。
２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備，備品等について，衛生的な管理に努めなければならない。	２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備，備品等について，衛生的な管理に努めなければならない。
３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。	
（１）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに，その結果について，定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。	
（２）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。	
（３）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において，定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
（運営規程の概要等の掲示）	（運営規程の概要等の掲示）
第35条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第35条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，前項に規定する重要事項を記載した書面を指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	
第36条から第39条まで　略	第36条から第39条まで　略
（地域との連携等）	（地域との連携等）
第40条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては，利用者，利用者の家族，地域住民の代表者，地域の医療関係者，市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員，定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（利用者又はその家族が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し，おおむね６月に１回以上，介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し，介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに，介護・医療連携推進会議から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。	第40条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては，利用者，利用者の家族，地域住民の代表者，地域の医療関係者，市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員，定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（　　）を設置し，おおむね６月に１回以上，介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し，介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに，介護・医療連携推進会議から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。
２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，前項の報告，評価，要望，助言等についての記録を作成するとともに，当該記録を公表しなけ	２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，前項の報告，評価，要望，助言等についての記録を作成するとともに，当該記録を公表しなけ

改正後	改正前
ればならない。	ればならない。
3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には，正当な理由がある場合を除き，当該建物に居住する利用者以外の者に対しても，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。	4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には，正当な理由がある場合を除き，当該建物に居住する利用者以外の者に対しても，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。
第41条　略	第41条　略
（虐待の防止）	
第41条の２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（１）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。	
（２）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。	
（３）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において，定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。	
（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
第42条から第47条まで　略	第42条から第47条まで　略
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第48条　指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし，前条第２項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては，オペレーションセンター従業者を置かないことができる。	第48条　指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし，前条第２項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては，オペレーションセンター従業者を置かないことができる。
（１）　オペレーションセンター従業者　オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて____利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として１人以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として１人以上確保されるために必要な数以上	（１）　オペレーションセンター従業者　オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として１人以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として１人以上確保されるために必要な数以上。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，オペレーターは，当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス，同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
（２）　定期巡回サービスを行う訪問介護員等　交通事情，訪問頻度等を勘案し，利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上	（２）　定期巡回サービスを行う訪問介護員等　交通事情，訪問頻度等を勘案し，利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
（３）　随時訪問サービスを行う訪問介護員等　指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて____随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が１人以上確保されるために必要な数以上	（３）　随時訪問サービスを行う訪問介護員等　指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が１人以上確保されるために必要な数以上。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
2　オペレーターは，看護師，介護福祉士その他基準省令第６条第２項本文の厚生労働大臣が定める者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合であって，指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて，これらの者との連携を確保しているときは，１年以上（同項ただし書の特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては，３年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。	2　オペレーターは，看護師，介護福祉士その他基準省令第６条第２項本文の厚生労働大臣が定める者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合であって，指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて，これらの者との連携を確保しているときは，１年以上（同項ただし書の特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては，３年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。
3　オペレーターは，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス，同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。	

改正後	改正前
4　指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において，当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは，前項本文の規定にかかわらず，当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 （1）　指定短期入所生活介護事業所 （2）　指定短期入所療養介護事業所 （3）　指定特定施設 （4）　指定小規模多機能型居宅介護事業所 （5）　指定認知症対応型共同生活介護事業所 （6）　指定地域密着型特定施設 （7）　指定地域密着型介護老人福祉施設 （8）　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 （9）　指定介護老人福祉施設 （10）　介護老人保健施設 （11）　指定介護療養型医療施設 （12）　介護医療院	
5　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は，専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。	
6　夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は，第３項本文及び前項本文の規定にかかわらず，オペレーターは，随時訪問サービスに従事することができる。	
7　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において，当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは，第１項の規定にかかわらず，随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。	
第49条から第55条まで　略	第49条から第55条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第56条　指定夜間対応型訪問介護事業者は，指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1）　事業の目的及び運営の方針 （2）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （3）　営業日及び営業時間 （4）　指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 （5）　通常の事業の実施地域 （6）　緊急時等における対応方法 （7）　合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 （8）　虐待の防止のための措置に関する事項 （9）　その他運営に関する重要事項	第56条　指定夜間対応型訪問介護事業者は，指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1）　事業の目的及び運営の方針 （2）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （3）　営業日及び営業時間 （4）　指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 （5）　通常の事業の実施地域 （6）　緊急時等における対応方法 （7）　合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 （8）　その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第57条　指定夜間対応型訪問介護事業者は，利用者に対し，適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう，指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに，夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第57条　指定夜間対応型訪問介護事業者は，利用者に対し，適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう，指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに，夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　指定夜間対応型訪問介護事業者は，指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに，当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし，指定夜間対応型訪問介護事業所が，適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており，他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において，指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を，当該他の指定訪問介護事業所等の従業者　　に行わせることができる。	2　指定夜間対応型訪問介護事業者は，指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに，当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし，随時訪問サービスについては　　，他の指定訪問介護事業所　　との　　連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，　　当該他の指定訪問介護事業所　の訪問介護員等に行わせることができる。
3　前項本文の規定にかかわらず，オペレーションセンターサービスについて　　は，	3　前項　　の規定にかかわらず，指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第33条第２項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって，利用者の処遇に支障がないときは，

改正後	改正前
市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において，複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき，当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより，一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。	市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において，定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。
4　指定夜間対応型訪問介護事業者は，訪問介護員等に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	4　指定夜間対応型訪問介護事業者は，訪問介護員等に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
5　指定夜間対応型訪問介護事業者は，適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（市町村等との協力等）	（市町村等との協力　）
第58条　指定夜間対応型訪問介護事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	第58条　指定夜間対応型訪問介護事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
2　指定夜間対応型訪問介護事業者は，指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には，当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。	
第59条　略	第59条　略
（準用）	（準用）
第60条　第10条から第23条まで，第28条，第29条，第33条の２から第39条まで及び第41条から第42条までの規定は，夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項，第20条，第33条の２第２項，第34条第１項並びに第３項第１号及び第３号，第35条第１項並びに第41条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と，第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては，訪問介護員等）」と，第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。	第60条　第10条から第23条まで，第28条，第29条，第34条　から第39条まで，第41条及び第42条　の規定は，夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項，第20条，第34条及び第35条　中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と，第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては，訪問介護員等）」と，第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。
第60条の２から第60条の11まで　略	第60条の２から第60条の11まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第60条の12　指定地域密着型通所介護事業者は，指定地域密着型通所介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第60条の12　指定地域密着型通所介護事業者は，指定地域密着型通所介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）　事業の目的及び運営の方針	（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容	（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容
（３）　営業日及び営業時間	（３）　営業日及び営業時間
（４）　指定地域密着型通所介護の利用定員	（４）　指定地域密着型通所介護の利用定員
（５）　指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額	（５）　指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
（６）　通常の事業の実施地域	（６）　通常の事業の実施地域
（７）　サービスの利用に当たっての留意事項	（７）　サービスの利用に当たっての留意事項
（８）　緊急時等における対応方法	（８）　緊急時等における対応方法
（９）　非常災害対策	（９）　非常災害対策
（10）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（11）　その他事業の運営に関する重要事項	（10）　その他事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第60条の13　指定地域密着型通所介護事業者は，利用者に対し，適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう，指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第60条の13　指定地域密着型通所介護事業者は，利用者に対し，適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう，指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　指定地域密着型通所介護事業者は，指定地域密着型通所介護事業所ごとに，当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	2　指定地域密着型通所介護事業者は，指定地域密着型通所介護事業所ごとに，当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。
3　指定地域密着型通所介護事業者は，地域密着型通所介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該指定地域密着型通所介護事業者は，地域密着型通所介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	3　指定地域密着型通所介護事業者は，地域密着型通所介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

改正後	改正前
4　指定地域密着型通所介護事業者は，適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第60条の14　略	第60条の14　略
（非常災害対策）	（非常災害対策）
第60条の15　指定地域密着型通所介護事業者は，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	第60条の15　指定地域密着型通所介護事業者は，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
2　指定地域密着型通所介護事業者は，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第60条の16　指定地域密着型通所介護事業者は，利用者の使用する施設，設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	第60条の16　指定地域密着型通所介護事業者は，利用者の使用する施設，設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
2　指定地域密着型通所介護事業者は，当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければ　ならない。	2　指定地域密着型通所介護事業者は，当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（1）　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに，その結果について，地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。	
（2）　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。	
（3）　当該指定地域密着型通所介護事業所において，地域密着型通所介護従業者に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
（地域との連携等）	（地域との連携等）
第60条の17　指定地域密着型通所介護事業者は，指定地域密着型通所介護の提供に当たっては，利用者，利用者の家族，地域住民の代表者，市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員，地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（利用者又はその家族が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し，おおむね６月に１回以上，運営推進会議に対し，活動状況を報告し，運営推進会議による評価を受けるとともに，運営推進会議から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。	第60条の17　指定地域密着型通所介護事業者は，指定地域密着型通所介護の提供に当たっては，利用者，利用者の家族，地域住民の代表者，市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員，地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（　以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し，おおむね６月に１回以上，運営推進会議に対し，活動状況を報告し，運営推進会議による評価を受けるとともに，運営推進会議から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。
2　指定地域密着型通所介護事業者は，前項の報告，評価，要望，助言等についての記録を作成するとともに，当該記録を公表しなければならない。	2　指定地域密着型通所介護事業者は，前項の報告，評価，要望，助言等についての記録を作成するとともに，当該記録を公表しなければならない。
3　指定地域密着型通所介護事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図らなければならない。	3　指定地域密着型通所介護事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図らなければならない。
4　指定地域密着型通所介護事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して，市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	4　指定地域密着型通所介護事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して，市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
5　指定地域密着型通所介護事業者は，指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には，当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。	5　指定地域密着型通所介護事業者は，指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には，当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。
第60条の18及び第60条の19　略	第60条の18及び第60条の19　略
（準用）	（準用）
第60条の20　第10条から第14条まで，第16条から第19条まで，第21条，第23条，第29条，第33条の２，第35条から第39条まで，第41条の２，第42条及び第54条の規定は，指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第33条の２第２項，第35条第１項並びに第41条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」	第60条の20　第10条から第14条まで，第16条から第19条まで，第21条，第23条，第29条　，第35条から第39条まで　，第42条及び第54条の規定は，指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と，　「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」

改正後	改正前
と　　読み替えるものとする。	と，第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。
第60条の20の２　略	第60条の20の２　略
（準用）	（準用）
第60条の20の３　第10条から第14条まで，第16条から第19条まで，第21条，第23条，第29条，第33条の２，第35条から第39条まで，第41条の２，第42条，第54条，第60条の２，第60条の４及び第60条の５第４項並びに前節（第60条の20を除く。）の規定は，共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第１項において同じ。）」と，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と，第33条の２第２項，第35条第１項並びに第41条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と，第60条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項各号に掲げる設備を利用し，夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し，夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と，第60条の９第４号，第60条の10第５項及び第60条の13第３項及び第４項並びに第60条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と，第60条の19第２項第２号から第４号までの規定中「次条」とあるのは「第60条の20の３」と，同項第５号中「前条第２項」とあるのは「第60条の20の３において準用する前条第２項」と，同項第６号中「第60条の17第２項」とあるのは「第60条の20の３において準用する第60条の17第２項」と読み替えるものとする。	第60条の20の３　第10条から第14条まで，第16条から第19条まで，第21条，第23条，第29条　　，第35条から第39条まで　　，第42条，第54条，第60条の２，第60条の４及び第60条の５第４項並びに前節（第60条の20を除く。）の規定は，共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条　　において同じ。）」と，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と，第35条　　中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と，第60条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項各号に掲げる設備を利用し，夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し，夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と，第60条の９第４号，第60条の10第５項及び第60条の13第３項　　中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と，第60条の19第２項第２号から第４号までの規定中「次条」とあるのは「第60条の20の３」と，同項第５号中「前条第２項」とあるのは「第60条の20の３において準用する前条第２項」と，同項第６号中「第60条の17第２項」とあるのは「第60条の20の３において準用する第60条の17第２項」と読み替えるものとする。
第60条の21から第60条の33　略	第60条の21から第60条の33　略
（運営規程）	（運営規程）
第60条の34　指定療養通所介護事業者は，指定療養通所介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）　事業の目的及び運営の方針 （２）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （３）　営業日及び営業時間 （４）　指定療養通所介護の利用定員 （５）　指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 （６）　通常の事業の実施地域 （７）　サービスの利用に当たっての留意事項 （８）　非常災害対策 （９）　虐待の防止のための措置に関する事項 （10）　その他事業の運営に関する重要事項	第60条の34　指定療養通所介護事業者は，指定療養通所介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）　事業の目的及び運営の方針 （２）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （３）　営業日及び営業時間 （４）　指定療養通所介護の利用定員 （５）　指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 （６）　通常の事業の実施地域 （７）　サービスの利用に当たっての留意事項 （８）　非常災害対策 （９）　その他事業の運営に関する重要事項
第60条の35　略	第60条の35　略
（安全・サービス提供管理委員会の設置）	（安全・サービス提供管理委員会の設置）
第60条の36　指定療養通所介護事業者は，安全かつ適切なサービスの提供を確保するため，地域の医療関係団体に属する者，地域の保健，医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者で構成される安全・サービス提供管理委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。 ２　指定療養通所介護事業者は，おおむね６月に１回以上委員会を開催することとし，事故事例等の安全管理に必要なデータの収集を行うとともに，当該データ等を踏まえ，指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い，当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。 ３　指定療養通所介護事業者は，前項の検討の結果を踏まえ，必要に応じて対策を講じなければならない。	第60条の36　指定療養通所介護事業者は，安全かつ適切なサービスの提供を確保するため，地域の医療関係団体に属する者，地域の保健，医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者で構成される安全・サービス提供管理委員会（　　次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。 ２　指定療養通所介護事業者は，おおむね６月に１回以上委員会を開催することとし，事故事例等の安全管理に必要なデータの収集を行うとともに，当該データ等を踏まえ，指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い，当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。 ３　指定療養通所介護事業者は，前項の検討の結果を踏まえ，必要に応じて対策を講じなければならない。
第60条の37　略	第60条の37　略
（準用）	（準用）
第60条の38　第11条から第14条まで，第17条から第19条まで，第21条，第23条，第29条，第33条の２，第35条から第39条まで，第41条の２，第42条，第60条の７（第３項第２号を除く。），第60条の８及び第60条の13から第60条の18までの規定は，指定療養通所介護の事業について準用する。この	第60条の38　第11条から第14条まで，第17条から第19条まで，第21条，第23条，第29条　　，第35条から第39条まで　　，第42条，第60条の７（第３項第２号を除く。），第60条の８及び第60条の13から第60条の18までの規定は，指定療養通所介護の事業について準用する。この

改正後	改正前
場合において，第33条の２第２項，第35条第１項並びに第41条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と，第35条第１項中「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する重要事項に関する規程」と，第60条の13第３項及び第４項並びに第60条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と，第60条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と，「６月」とあるのは「12月」と，同条第３項中「当たっては」とあるのは「当たっては，利用者の状態に応じて」と，第60条の18第４項中「第60条の５第４項」とあるのは「第60条の26第４項」と読み替えるものとする。	場合において，第35条中「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する重要事項に関する規程」と，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と，第60条の13第３項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と，第60条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と，「６月」とあるのは「12月」と，同条第３項中「当たっては」とあるのは「当たっては，利用者の状態に応じて」と，第60条の18第４項中「第60条の５第４項」とあるのは「第60条の26第４項」と読み替えるものとする。
第61条から第64条まで　略	第61条から第64条まで　略
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第65条　指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において，これらの事業所又は施設（第67条第１項において「本体事業所等」という。）の利用者，入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は，当該利用者，当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第９条第１項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について，第111条，第131条若しくは第152条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。	第65条　指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において，これらの事業所又は施設の利用者，入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は，当該利用者，当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第９条第１項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について，第111条，第131条若しくは第152条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。
2　共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け，かつ，共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型介護予防サービス基準条例第９条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	2　共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け，かつ，共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型介護予防サービス基準条例第９条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（利用定員等）	（利用定員等）
第66条　共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は，指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第20項又は法第８条の２第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに，指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに１日当たり３人以下とし，ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が12人以下となる数とする。	第66条　共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は，指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第20項又は法第８条の２第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに，指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに１日当たり３人以下とし，ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が12人以下となる数とする。
2　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は，指定居宅サービス，指定地域密着型サービス，指定居宅介護支援，指定介護予防サービス，指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第７項，第111条第９項及び第192条第８項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。	2　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は，指定居宅サービス，指定地域密着型サービス，指定居宅介護支援，指定介護予防サービス，指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第７項及び第192条第８項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。

改正後	改正前
（管理者） 第67条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は，共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事すること及び当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，かつ，同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。 2　共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は，適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって，第63条第２項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第68条から第73条まで　略 （運営規程） 第74条　指定認知症対応型通所介護事業者は，指定認知症対応型通所介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）　事業の目的及び運営の方針 （２）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （３）　営業日及び営業時間 （４）　指定認知症対応型通所介護の利用定員（第62条第４項又は第66条第１項の利用定員をいう。） （５）　指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 （６）　通常の事業の実施地域 （７）　サービスの利用に当たっての留意事項 （８）　緊急時等における対応方法 （９）　非常災害対策 （10）　虐待の防止のための措置に関する事項 （11）　その他運営に関する重要事項 第75条から第80条まで　略 （準用） 第81条　第10条から第14条まで，第16条から第19条まで，第21条，第23条，第29条，第33条の２，第35条から第39条まで，第41条の２，第42条，第54条，第60条の６，第60条の７，第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は，指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第33条の２第２項，第35条第１項並びに第41条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と，第60条の13第３項及び第４項並びに第60条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と，第60条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と，第60条の18第４項中「第60条の５第４項」とあるのは「第64条第４項」と読み替えるものとする。 第82条　略 （従業者の員数） 第83条　指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者　ア及びイに定める数 ア　通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者は，常勤換算方法で，１人に，利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以	（管理者） 第67条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は，共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事すること　ができるものとする。 2　共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は，適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって，第63条第２項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第68条から第73条まで　略 （運営規程） 第74条　指定認知症対応型通所介護事業者は，指定認知症対応型通所介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）　事業の目的及び運営の方針 （２）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （３）　営業日及び営業時間 （４）　指定認知症対応型通所介護の利用定員（第62条第４項又は第66条第１項の利用定員をいう。） （５）　指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 （６）　通常の事業の実施地域 （７）　サービスの利用に当たっての留意事項 （８）　緊急時等における対応方法 （９）　非常災害対策 （10）　その他運営に関する重要事項 第75条から第80条まで　略 （準用） 第81条　第10条から第14条まで，第16条から第19条まで，第21条，第23条，第29条，第35条から第39条まで，第42条，第54条，第60条の６，第60条の７，第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は，指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と，第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と，第60条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と，第60条の18第４項中「第60条の５第４項」とあるのは「第64条第４項」と読み替えるものとする。 第82条　略 （従業者の員数） 第83条　指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者　ア及びイに定める数 ア　通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者は，常勤換算方法で，１人に，利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以

改正後	改正前
下この章において同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とする。	下この章において同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とする。
イ　訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し，当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（第７項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を，同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第192条第８項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者は，常勤換算方法で１人とする。	イ　訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し，当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（第７項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を，同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第192条第８項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者は，常勤換算方法で１人とする。
（２）　夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者　ア及びイに定める数	（２）　夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者　ア及びイに定める数
ア　夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第５項において同じ。）に当たる者は，常勤換算方法で１人以上とする。	ア　夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第５項において同じ。）に当たる者は，常勤換算方法で１人以上とする。
イ　宿直勤務に当たる者は，当該宿直勤務に必要な数以上とする。	イ　宿直勤務に当たる者は，当該宿直勤務に必要な数以上とする。
２　前項の利用者の数は，前年度の１日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし，新たに法第42条の２第１項本文の指定を受ける場合は，１日当たりの利用者の数の推定数による。	２　前項の利用者の数は，前年度の１日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし，新たに法第42条の２第１項本文の指定を受ける場合は，１日当たりの利用者の数の推定数による。
３　第１項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち１人以上の者は，常勤でなければならない。	３　第１項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち１人以上の者は，常勤でなければならない。
４　第１項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち１人以上の者は，看護師又は准看護師でなければならない。	４　第１項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち１人以上の者は，看護師又は准看護師でなければならない。
５　宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護（第７項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては，当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し，その処遇に支障がない場合に，当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であって，夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは，第１項の規定にかかわらず，夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。	５　宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護（第７項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては，当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し，その処遇に支障がない場合に，当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であって，夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは，第１項の規定にかかわらず，夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
６　次表の左欄に掲げる場合において，前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか，同表の当該中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは，同表の当該右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は，同表の当該中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	６　次表の左欄に掲げる場合において，前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか，同表の当該中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは，同表の当該右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は，同表の当該中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

１　指定小規模多機能型居宅介護事業所にこの項の中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。以下この条において同じ。）又は介護医療院	介護職員
２　指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護	看護師又は准看護師

１　指定小規模多機能型居宅介護事業所にこの項の中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。以下この条において同じ。）又は介護医療院	介護職員
２　指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設	看護師又は准看護師

改正後	改正前
地内にこの項の中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	老人福祉施設，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設，介護医療院，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	地内にこの項の中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	，指定介護療養型医療施設，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定地域密着型通所介護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設

7　第１項の規定にかかわらず，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって，指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（第192条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については，本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは，１人以上とすることができる。

8　第１項の規定にかかわらず，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については，夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第192条第１項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは，夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9　第４項の規定にかかわらず，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については，本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは，看護師又は准看護師を置かないことができる。

10　指定小規模多機能型居宅介護事業者は，登録者に係る居宅サービス計画及び第97条第３項の小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし，当該介護支援専門員は，利用者の処遇に支障がない場合は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第６項の表１の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11　前項の介護支援専門員は，基準省令第63条第11項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

12　第10項の規定にかかわらず，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については，本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは，介護支援専門員に代えて，第97条第３項の小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第97条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

13　指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第１項から第11項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第84条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は，指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項の表１の項

7　第１項の規定にかかわらず，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって，指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（第192条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については，本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは，１人以上とすることができる。

8　第１項の規定にかかわらず，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については，夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第192条第１項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは，夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9　第４項の規定にかかわらず，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については，本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは，看護師又は准看護師を置かないことができる。

10　指定小規模多機能型居宅介護事業者は，登録者に係る居宅サービス計画及び第97条第３項の小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし，当該介護支援専門員は，利用者の処遇に支障がない場合は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第６項の表１の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11　前項の介護支援専門員は，基準省令第63条第11項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

12　第10項の規定にかかわらず，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については，本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは，介護支援専門員に代えて，第97条第３項の小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第97条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

13　指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第１項から第11項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第84条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は，指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項の表１の項

改正後	改正前
の中欄に掲げる施設等の職務，同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が，指定夜間対応型訪問介護事業者，指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け，一体的な運営を行っている場合には，これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第１号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。	の中欄に掲げる施設等の職務，同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が，指定夜間対応型訪問介護事業者，指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け，一体的な運営を行っている場合には，これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第１号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。
２　前項本文及び第193条第１項本文の規定にかかわらず，指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は，本体事業所の管理者をもって充てることができる。	２　前項本文及び第193条第１項本文の規定にかかわらず，指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は，本体事業所の管理者をもって充てることができる。
３　前２項の管理者は，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。），介護老人保健施設，介護医療院，指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定複合型サービス事業所（第193条第２項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条，第112条第３項，第113条及び第194条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって，基準省令第64条第３項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	３　前２項の管理者は，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。），介護老人保健施設，介護医療院，指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定複合型サービス事業所（第193条第２項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条，第112条第２項，第113条及び第194条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって，基準省令第64条第３項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
第85条から第87条まで　略	第85条から第87条まで　略
（心身の状況等の把握）	（心身の状況等の把握）
第88条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は，指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては，介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては，本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（利用者又はその家族が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）をいう。）等を通じて，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	第88条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は，指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては，介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては，本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
第89条から第100条まで　略	第89条から第100条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第101条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は，指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）　事業の目的及び運営の方針 （２）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （３）　営業日及び営業時間 （４）　指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 （５）　指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 （６）　通常の事業の実施地域 （７）　サービスの利用に当たっての留意事項 （８）　緊急時等における対応方法 （９）　非常災害対策 （10）　虐待の防止のための措置に関する事項 （11）　その他運営に関する重要事項	第101条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は，指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）　事業の目的及び運営の方針 （２）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （３）　営業日及び営業時間 （４）　指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 （５）　指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 （６）　通常の事業の実施地域 （７）　サービスの利用に当たっての留意事項 （８）　緊急時等における対応方法 （９）　非常災害対策 （10）　その他運営に関する重要事項
（定員の遵守）	（定員の遵守）
第102条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は，登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし，通いサービス及び宿泊サービスの利用者の心身の状況，要望等により，一時的にその利用定員を超えることが特に必要と認められる場合及び災害その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。	第102条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は，登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし，通いサービス及び宿泊サービスの利用者の心身の状況，要望等により，一時的にその利用定員を超えることが特に必要と認められる場合及び災害その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。
２　前項本文の規定にかかわらず，過疎地域その他これに類する地域において，当該地域の実情により指定小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要であると市長が認めた場合は，指定小規模多機能型居宅介護事業者は，介護保険事業計画（法第117条第１項の規定により市が定める同項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期（次	

改正後	改正前
期の介護保険事業計画の作成において，既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することが，これに代替するサービスを新規に整備するよりも効率的であると市長が認めた場合にあっては，当該次期の介護保険事業計画の終期）までに限り，登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。	
第103条から第108条まで　略	第103条から第108条まで　略
（準用）	（準用）
第109条　第10条から第14条まで，第21条，第23条，第29条，第33条の２，第35条から第39条まで，第41条から第42条まで，第60条の11，第60条の13，第60条の16及び第60条の17の規定は，指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第33条の２第２項，第35条第１項並びに第41条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と，第60条の11第２項中「この節」とあるのは「第５章第４節」と，第60条の13第３項及び第４項並びに第60条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と，第60条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と，「６月」とあるのは「２月」と，「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。	第109条　第10条から第14条まで，第21条，第23条，第29条，第35条から第39条まで，第41条，第42条，第60条の11，第60条の13，第60条の16及び第60条の17の規定は，指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と，第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と，第60条の11第２項中「この節」とあるのは「第５章第４節」と，第60条の13第３項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と，第60条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と，「６月」とあるのは「２月」と，「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。
第110条　略	第110条　略
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第111条　指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，当該事業所を構成する共同生活住居ごとに，それぞれ当該各号に定めるところによる。	第111条　指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，当該事業所を構成する共同生活住居ごとに，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者　常勤換算方法で，１人に，当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第114条において同じ。）の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（１）　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者　常勤換算方法で，１人に，当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第114条において同じ。）の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（２）　夜間及び深夜の時間帯を通じて指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者　常勤換算方法で，１人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この号において同じ。）を行わせるために必要な数以上。ただし，当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が３である場合において，当該共同生活住居がいずれも同一の階において隣接し，介護従業者が円滑に利用者の状況を把握すること及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって，当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が講じた対策によって利用者の安全性が確保されていると認められるときは，常勤換算方法で，２人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。	（２）　夜間及び深夜の時間帯を通じて指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者　常勤換算方法で，１人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上
２　前項の利用者の数は，前年度の１日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし，新たに法第42条の２第１項本文の指定を受ける場合は，１日当たりの利用者の数の推定数による。	２　前項の利用者の数は，前年度の１日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし，新たに法第42条の２第１項本文の指定を受ける場合は，１日当たりの利用者の数の推定数による。
３　第１項の介護従業者のうち１人以上の者は，常勤でなければならない。	３　前項の介護従業者のうち１人以上の者は，常勤でなければならない。
４　指定認知症対応型共同生活介護事業所に，指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合	４　指定認知症対応型共同生活介護事業所に，指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合

改正後	改正前
において，前３項に定める人員に関する基準を満たす介護従業者を置くほか，指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る第83条第１項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る第192条第１項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは，当該介護従業者は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。	において，前３項に定める人員に関する基準を満たす介護従業者を置くほか，指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る第83条第１項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る第192条第１項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは，当該介護従業者は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに，保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第119条第３項の認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。	5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，共同生活住居ごとに，保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第119条第３項の認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。
6　前項の計画作成担当者は，基準省令第90条第６項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。	6　前項の計画作成担当者は，基準省令第90条第６項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
7　第５項の計画作成担当者のうち１人以上の者は，介護支援専門員でなければならない。ただし，併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，これを置かないことができるものとする。	7　第５項の計画作成担当者のうち１人以上の者は，介護支援専門員でなければならない。ただし，併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，これを置かないことができるものとする。
8　前項本文の介護支援専門員は，介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。	8　前項本文の介護支援専門員は，介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。
9　第７項本文の規定にかかわらず，サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって，指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については，介護支援専門員である計画作成担当者に代えて，第６項に規定する研修を修了した者を置くことができる。	
10　介護支援専門員でない計画作成担当者は，特別養護老人ホームの生活相談員，介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関して実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。	9　介護支援専門員でない計画作成担当者は，特別養護老人ホームの生活相談員，介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関して実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。
11　指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第１項から第８項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	10　指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第１項から第８項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（管理者） 第112条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，共同生活住居の管理上支障がない場合は，当該共同生活住居の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第112条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，共同生活住居の管理上支障がない場合は，当該共同生活住居の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。
2　前項本文の規定にかかわらず，共同生活住居の管理上支障がない場合は，サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は，本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。	
3　共同生活住居の管理者は，適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター，介護老人保健施設，介護医療院，指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として，３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって，基準省令第91条第３項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	2　共同生活住居の管理者は，適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター，介護老人保健施設，介護医療院，指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として，３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって，基準省令第91条第２項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
第113条　略	第113条　略

改正後	改正前
（設備） 第114条　指定認知症対応型共同生活介護事業所は，共同生活住居を有するものとし，その数は１以上３以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては，１又は２）とする。	（設備） 第114条　指定認知症対応型共同生活介護事業所は，共同生活住居を有するものとし，その数は１又は２とする。ただし，指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により，指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営のために必要があると市長が認めた場合は，一の事業所における共同生活住居の数を３とすることができる。
２　共同生活住居は，その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第125条において同じ。）を５人以上９人以下とし，次に掲げる設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。 （１）　居室 （２）　居間 （３）　食堂 （４）　台所 （５）　浴室 （６）　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	２　共同生活住居は，その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第125条において同じ。）を５人以上９人以下とし，次に掲げる設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。 （１）　居室 （２）　居間 （３）　食堂 （４）　台所 （５）　浴室 （６）　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
３　一の居室の定員は，１人とする。ただし，利用者の処遇において市長が必要があると認めた場合は，２人とすることができるものとする。	３　一の居室の定員は，１人とする。ただし，利用者の処遇において市長が必要があると認めた場合は，２人とすることができるものとする。
４　一の居室の床面積は，7.43平方メートル以上としなければならない。	４　一の居室の床面積は，7.43平方メートル以上としなければならない。
５　居間及び食堂は，同一の場所とすることができる。	５　居間及び食堂は，同一の場所とすることができる。
６　指定認知症対応型共同生活介護事業所は，利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から，住宅地その他の利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域に設置しなければならない。	６　指定認知症対応型共同生活介護事業所は，利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から，住宅地その他の利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域に設置しなければならない。
７　指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型介護予防サービス基準条例第75条第１項から第６項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	７　指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型介護予防サービス基準条例第75条第１項から第６項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第115条から第117条まで　略	第115条から第117条まで　略
（取扱方針） 第118条　指定認知症対応型共同生活介護は，利用者の認知症の症状の進行を緩和し，安心して日常生活を営むことができるよう，利用者の心身の状況を踏まえ，適切に行われなければならない。	（取扱方針） 第118条　指定認知症対応型共同生活介護は，利用者の認知症の症状の進行を緩和し，安心して日常生活を営むことができるよう，利用者の心身の状況を踏まえ，適切に行われなければならない。
２　指定認知症対応型共同生活介護は，利用者一人一人の人格を尊重し，利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。	２　指定認知症対応型共同生活介護は，利用者一人一人の人格を尊重し，利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
３　指定認知症対応型共同生活介護は，次条第３項の認知症対応型共同生活介護計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	３　指定認知症対応型共同生活介護は，次条第３項の認知症対応型共同生活介護計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
４　共同生活住居における介護従業者は，指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。	４　共同生活住居における介護従業者は，指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。
５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。	５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。
６　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。	６　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。
７　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 （２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （３）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	７　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 （２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （３）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

改正後	改正前
8　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに，定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて，それらの評価の結果を公表し，常にその改善を図らなければならない。 （1）　外部の者による評価 （2）　第129条において準用する第60条の17第１項に規定する運営推進会議における評価	8　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに，定期的に外部の者による評価を受けて，それらの評価の結果を公表し，常にその改善を図らなければならない。
第119条から第121条まで　略	第119条から第121条まで　略
（管理者による管理）	（管理者による管理）
第122条　共同生活住居の管理者は，同時に介護保険施設，指定居宅サービス，指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては，本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。），指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所，病院，診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし，これらの事業所，施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は，この限りでない。	第122条　共同生活住居の管理者は，同時に介護保険施設，指定居宅サービス，指定地域密着型サービス，指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所，病院，診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし，これらの事業所，施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は，この限りでない。
（運営規程）	（運営規程）
第123条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，共同生活住居ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1）　事業の目的及び運営の方針 （2）　従業者の職種，員数及び職務内容 （3）　利用定員 （4）　指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 （5）　入居に当たっての留意事項 （6）　非常災害対策 （7）　虐待の防止のための措置に関する事項 （8）　その他運営に関する重要事項	第123条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，共同生活住居ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1）　事業の目的及び運営の方針 （2）　従業者の職種，員数及び職務内容 （3）　利用定員 （4）　指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 （5）　入居に当たっての留意事項 （6）　非常災害対策 （7）　その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第124条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者に対し，適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2　前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，利用者が安心して日常生活を営むことができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は，介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	第124条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者に対し，適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2　前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，利用者が安心して日常生活を営むことができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
第125条から第128条まで　略	第125条から第128条まで　略
（準用）	（準用）
第129条　第10条，第11条，第13条，第14条，第23条，第29条，第33条の２，第35条から第37条まで，第39条，第41条から第42条まで，第60条の11，第60条の16，第60条の17第１項から第４項まで，第100条，第103条及び第105条の規定は，指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第33条の２第２項，第35条第１項並びに第41条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第60条の11第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と，第60条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第60条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と，「６月」とあるのは「２月」と，第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第103条中「指定小規模多機能	第129条　第10条，第11条，第13条，第14条，第23条，第29条，第35条から第37条まで，第39条，第41条，第42条，第60条の11，第60条の16，第60条の17第１項から第４項まで，第100条，第103条及び第105条の規定は，指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第60条の11第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と，第60条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と，「６月」とあるのは「２月」と，第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第103条中「指定小規模多機能

改正後	改正前
型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。	型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。
第130条から第138条まで　略	第130条から第138条まで　略
（取扱方針）	（取扱方針）
第139条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえ，日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。	第139条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえ，日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護は，地域密着型特定施設サービス計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護は，地域密着型特定施設サービス計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
3　地域密着型特定施設従業者は，指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族から求められたときは，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。	3　地域密着型特定施設従業者は，指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族から求められたときは，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。
4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。	4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。
5　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。	5　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。
6　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。	6　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。
（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
（3）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	（3）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
7　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。	7　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。
第140条から第145条まで　略	第140条から第145条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第146条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，指定地域密着型特定施設ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第146条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，指定地域密着型特定施設ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（1）　事業の目的及び運営の方針	（1）　事業の目的及び運営の方針
（2）　地域密着型特定施設従業者の職種，員数及び職務内容	（2）　地域密着型特定施設従業者の職種，員数及び職務内容
（3）　入居定員及び居室数	（3）　入居定員及び居室数
（4）　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	（4）　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
（5）　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続	（5）　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
（6）　施設の利用に当たっての留意事項	（6）　施設の利用に当たっての留意事項
（7）　緊急時等における対応方法	（7）　緊急時等における対応方法
（8）　非常災害対策	（8）　非常災害対策
（9）　虐待の防止のための措置に関する事項	
(10)　その他運営に関する重要事項	(9)　その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第147条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，利用者に対し，適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第147条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，利用者に対し，適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，当該指定地域密着型特定施設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし，当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は，この限りでない。	2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，当該指定地域密着型特定施設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし，当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は，この限りでない。
3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，前項ただし書の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しなければならない。	3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，前項ただし書の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しなければならない。
4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，地域密着型特定施設従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければなら	4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，地域密着型特定施設従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければなら

改正後	改正前
ない。この場合において，当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，地域密着型特定施設従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	ない。
５　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第148条及び第149条　略 （準用）	第148条及び第149条　略 （準用）
第150条　第13条，第14条，第23条，第29条，第33条の２，第35条から第39条まで，第41条から第42条まで，第60条の11，第60条の15，第60条の16，第60条の17第１項から第４項まで及び第100条の規定は，指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において，第33条の２第２項，第35条第１項並びに第41条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と，第60条の11第２項中「この節」とあるのは「第７章第４節」と，第60条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と，第60条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と，「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。	第150条　第13条，第14条，第23条，第29条，第35条から第39条まで，第41条，第42条，第60条の11，第60条の15，第60条の16，第60条の17第１項から第４項まで及び第100条の規定は，指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において，第35条中「定期巡回・随時対応型　介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と，第60条の11第２項中「この節」とあるのは「第７章第４節」と，，第60条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と，「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。
第151条　略 （従業者の員数）	第151条　略 （従業者の員数）
第152条　指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし，他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって，入所者の処遇に支障がないときは，第４号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。	第152条　指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	（１）　医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
（２）　生活相談員　１人以上	（２）　生活相談員　１人以上
（３）　看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員　ア及びイに定める数	（３）　看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員　ア及びイに定める数
ア　介護職員及び看護職員の総数は，常勤換算方法で，１人に，入所者の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とすること。	ア　介護職員及び看護職員の総数は，常勤換算方法で，１人に，入所者の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とすること。
イ　看護職員の数は，１人以上とすること。	イ　看護職員の数は，１人以上とすること。
（４）　栄養士又は管理栄養士　１人以上	（４）　栄養士　１人以上
（５）　機能訓練指導員　１人以上	（５）　機能訓練指導員　１人以上
（６）　介護支援専門員　１人以上	（６）　介護支援専門員　１人以上
２　前項の利用者の数は，前年度の１日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし，新たに法第42条の２第１項本文の指定を受ける場合は，１日当たりの利用者の数の推定数による。	２　前項の利用者の数は，前年度の１日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし，新たに法第42条の２第１項本文の指定を受ける場合は，１日当たりの利用者の数の推定数による。
３　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は，専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし，入所者の処遇に支障がない場合は，この限りでない。	３　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は，専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし，指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第66号）第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（同条例第52条第２項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第188条第２項の規定により配置される看護職員に限る。）を除き，入所者の処遇に支障がない場合は，この限りでない。
４　第１項第１号の規定にかかわらず，サテライト型居住施設（当該サテラ	４　第１項第１号の規定にかかわらず，サテライト型居住施設（当該サテラ

改正後	改正前
イト型居住施設を設置しようとする者により設置される当該サテライト型居住施設以外の指定介護老人福祉施設，指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第８項第１号及び第17項，次条第２項第６号並びに第181条第２項第３号において同じ。），介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該サテライト型居住施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保するとともに，本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については，本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。	イト型居住施設を設置しようとする者により設置される当該サテライト型居住施設以外の指定介護老人福祉施設，指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第８項第１号及び第17項，次条第２項第６号並びに第181条第２項第３号において同じ。），介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該サテライト型居住施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保するとともに，本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については，本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。
５　第１項第２号の生活相談員は，常勤の者でなければならない。ただし，サテライト型居住施設にあっては，常勤換算方法で１人以上とする。	５　第１項第２号の生活相談員は，常勤の者でなければならない。ただし，サテライト型居住施設にあっては，常勤換算方法で１人以上とする。
６　第１項第３号の介護職員のうち，１人以上は，常勤の者でなければならない。	６　第１項第３号の介護職員のうち，１人以上は，常勤の者でなければならない。
７　第１項第３号の看護職員のうち，１人以上は，常勤の者でなければならない。ただし，サテライト型居住施設にあっては，常勤換算方法で１人以上とする。	７　第１項第３号の看護職員のうち，１人以上は，常勤の者でなければならない。ただし，サテライト型居住施設にあっては，常勤換算方法で１人以上とする。
８　第１項（第１号及び第３号を除く。）の規定にかかわらず，サテライト型居住施設の生活相談員，栄養士若しくは管理栄養士，機能訓練指導員又は介護支援専門員については，次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ，当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。 （１）　指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設　生活相談員，栄養士若しくは管理栄養士，機能訓練指導員又は介護支援専門員 （２）　介護老人保健施設　支援相談員，栄養士若しくは管理栄養士，理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 （３）　病院　栄養士若しくは管理栄養士（病床数が100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） （４）　介護医療院　栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員	８　第１項（第１号及び第３号を除く。）の規定にかかわらず，サテライト型居住施設の生活相談員，栄養士＿＿＿＿＿＿，機能訓練指導員又は介護支援専門員については，次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ，当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。 （１）　指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設　＿＿＿＿栄養士＿＿＿＿＿＿，機能訓練指導員又は介護支援専門員 （２）　介護老人保健施設　支援相談員，栄養士＿＿＿＿＿＿，理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 （３）　病院　栄養士＿＿＿＿＿＿（病床数が100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） （４）　介護医療院　栄養士＿＿＿＿＿＿又は介護支援専門員
９　第１項第５号の機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能を改善し，又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。	９　第１項第５号の機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能を改善し，又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。
10　第１項第５号の機能訓練指導員は，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。	10　第１項第５号の機能訓練指導員は，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
11　第１項第６号の介護支援専門員は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，入所者の処遇に支障がない場合は，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。	11　第１項第６号の介護支援専門員は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，入所者の処遇に支障がない場合は，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
12　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては，当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。	12　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては，当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。
13　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。），指定短期入所生活介護事業所等，指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第６条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，栄養士又は機能訓練指導員については，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員，栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。	13　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。），指定短期入所生活介護事業所等，指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第６条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，栄養士又は機能訓練指導員については，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員，栄養士＿＿＿＿＿＿又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。
14　指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。	14　指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。
15　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合において，	15　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合において，

改正後	改正前
当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については，当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。	当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については，当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。
16　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては，当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者のほか，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。	16　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては，当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者のほか，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。
17　第１項第１号の医師及び同項第６号の介護支援専門員の数は，サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって，当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において，介護支援専門員の数は，同号の規定にかかわらず，１人以上（１人に，入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数を標準とする。）とする。	17　第１項第１号の医師及び同項第６号の介護支援専門員の数は，サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって，当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において，介護支援専門員の数は，同号の規定にかかわらず，１人以上（１人に，入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数を標準とする。）とする。
第153条から第157条まで　略	第153条から第157条まで　略
（取扱方針）	（取扱方針）
第158条　指定地域密着型介護老人福祉施設は，次条第５項の地域密着型施設サービス計画に基づき，入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，入所者の心身の状況等に応じ，入所者の処遇を適切に行わなければならない。	第158条　指定地域密着型介護老人福祉施設は，次条第５項の地域密着型施設サービス計画に基づき，入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，入所者の心身の状況等に応じ，入所者の処遇を適切に行わなければならない。
2　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は，次条第５項の地域密着型施設サービス計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	2　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は，次条第５項の地域密着型施設サービス計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
3　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は，指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，入所者又はその家族に対し，処遇において必要な事項について，理解しやすいように説明を行わなければならない。	3　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は，指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，入所者又はその家族に対し，処遇において必要な事項について，理解しやすいように説明を行わなければならない。
4　指定地域密着型介護老人福祉施設は，指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては，当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。	4　指定地域密着型介護老人福祉施設は，指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては，当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。
5　指定地域密着型介護老人福祉施設は，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。	5　指定地域密着型介護老人福祉施設は，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。
6　指定地域密着型介護老人福祉施設は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。	6　指定地域密着型介護老人福祉施設は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。
（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	（２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
（３）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	（３）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
7　指定地域密着型介護老人福祉施設は，自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。	7　指定地域密着型介護老人福祉施設は，自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。
（地域密着型施設サービス計画の作成）	（地域密着型施設サービス計画の作成）
第159条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は，介護支援専門員に第５項の地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	第159条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は，介護支援専門員に第５項の地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2　第５項の地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は，同項の地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては，入所者の日常生活全般を支援する観点から，当該地域密着型施設サービス計画に地域の住民による自発的	2　第５項の地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は，同項の地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては，入所者の日常生活全般を支援する観点から，当該地域密着型施設サービス計画に地域の住民による自発的

改正後	改正前
な活動によるサービス等の利用に関する事項を含めるよう努めなければならない。	な活動によるサービス等の利用に関する事項を含めるよう努めなければならない。
3　計画担当介護支援専門員は，第５項の地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，入所者の有する能力，その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし，入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。	3　計画担当介護支援専門員は，第５項の地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，入所者の有する能力，その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし，入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
4　計画担当介護支援専門員は，前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行うに当たっては，入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において，計画担当介護支援専門員は，面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し，理解を得なければならない。	4　計画担当介護支援専門員は，前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行うに当たっては，入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において，計画担当介護支援専門員は，面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し，理解を得なければならない。
5　計画担当介護支援専門員は，入所者の要望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき，入所者の家族の要望を勘案し，入所者及びその家族の生活に対する意向，総合的な援助の方針，生活全般の解決すべき課題，指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期，指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容，指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画（以下「地域密着型施設サービス計画」という。）の原案を作成しなければならない。	5　計画担当介護支援専門員は，入所者の要望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき，入所者の家族の要望を勘案し，入所者及びその家族の生活に対する意向，総合的な援助の方針，生活全般の解決すべき課題，指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期，指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容，指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画（以下「地域密着型施設サービス計画」という。）の原案を作成しなければならない。
6　計画担当介護支援専門員は，サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うもの（入所者又はその家族が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の開催，担当者に対する照会等により，当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。	6　計画担当介護支援専門員は，サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議　　をいう。以下この章において同じ。）の開催，担当者に対する照会等により，当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。
7　計画担当介護支援専門員は，地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し，文書により当該入所者の同意を得なければならない。	7　計画担当介護支援専門員は，地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し，文書により当該入所者の同意を得なければならない。
8　計画担当介護支援専門員は，地域密着型施設サービス計画を作成したときは，当該地域密着型施設サービス計画を記載した文書を入所者に交付しなければならない。	8　計画担当介護支援専門員は，地域密着型施設サービス計画を作成したときは，当該地域密着型施設サービス計画を記載した文書を入所者に交付しなければならない。
9　計画担当介護支援専門員は，地域密着型施設サービス計画の作成後，地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い，必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。	9　計画担当介護支援専門員は，地域密着型施設サービス計画の作成後，地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い，必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。
10　計画担当介護支援専門員は，前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うに当たっては，入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。 （１）　定期的に入所者に面接すること。 （２）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。	10　計画担当介護支援専門員は，前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うに当たっては，入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。 （１）　定期的に入所者に面接すること。 （２）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。
11　計画担当介護支援専門員は，次に掲げる場合においては，サービス担当者会議の開催，担当者に対する照会等により，地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。 （１）　入所者が要介護更新認定を受けた場合 （２）　入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	11　計画担当介護支援専門員は，次に掲げる場合においては，サービス担当者会議の開催，担当者に対する照会等により，地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。 （１）　入所者が要介護更新認定を受けた場合 （２）　入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
12　第２項から第８項までの規定は，第９項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。	12　第２項から第８項までの規定は，第９項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。
第160条から第164条まで　略	第160条から第164条まで　略
（栄養管理） 第164条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は，入所者の栄養状態の維持及び改善を図り，自立した日常生活を営むことができるよう，各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。	
（口腔（くう）衛生の管理） 第164条の３　指定地域密着型介護老人福祉施設は，入所者の口腔の健康の保持を図り，自立した日常生活を営むことができるよう，口腔衛生の管理体制を整備し，各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。	
第165条から第168条まで　略	第165条から第168条まで　略

改正後	改正前
（運営規程） 第169条　指定地域密着型介護老人福祉施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1）　施設の目的及び運営の方針 （2）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （3）　入所定員 （4）　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 （5）　施設の利用に当たっての留意事項 （6）　緊急時等における対応方法 （7）　非常災害対策 （8）　虐待の防止のための措置に関する事項 （9）　その他施設の運営に関する重要事項	（運営規程） 第169条　指定地域密着型介護老人福祉施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1）　施設の目的及び運営の方針 （2）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （3）　入所定員 （4）　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 （5）　施設の利用に当たっての留意事項 （6）　緊急時等における対応方法 （7）　非常災害対策 （8）　その他施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等） 第170条　指定地域密着型介護老人福祉施設は，入所者に対し，適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし，入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該指定地域密着型介護老人福祉施設は，従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4　指定地域密着型介護老人福祉施設は，適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	（勤務体制の確保等） 第170条　指定地域密着型介護老人福祉施設は，入所者に対し，適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし，入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
第171条　略	第171条　略
（衛生管理等） 第172条　指定地域密着型介護老人福祉施設は，入所者の使用する設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は，当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）　当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 （2）　当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防等のための指針を整備すること。 （3）　当該指定地域密着型介護老人福祉施設において，介護職員その他の従業者に対し，感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 （4）　前３号に掲げるもののほか，基準省令第151条第２項第４号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。	（衛生管理等） 第172条　指定地域密着型介護老人福祉施設は，入所者の使用する設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は，当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）　当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防等のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 （2）　当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防等のための指針を整備すること。 （3）　当該指定地域密着型介護老人福祉施設において，介護職員その他の従業者に対し，感染症の予防等のための研修を定期的に実施すること。 （4）　前３号に掲げるもののほか，基準省令第151条第２項第４号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
第173条から第175条まで　略	第173条から第175条まで　略
（事故発生の防止及び発生時の対応） 第176条　指定地域密着型介護老人福祉施設は，事故の発生又は再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）　事故が発生した場合の対応，次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 （2）　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通した改善策について，従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 （3）　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して開催	（事故発生の防止及び発生時の対応） 第176条　指定地域密着型介護老人福祉施設は，事故の発生又は再発を防止するため，次の各号に定める措置を講じなければならない。 （1）　事故が発生した場合の対応，次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 （2）　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通した改善策について，従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 （3）　事故発生の防止のための委員会

改正後	改正前
するものを含む。）の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
2 指定地域密着型介護老人福祉施設は，入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は，速やかに市町村，入所者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。	2 指定地域密着型介護老人福祉施設は，入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は，速やかに市町村，入所者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。
3 指定地域密着型介護老人福祉施設は，前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。	3 指定地域密着型介護老人福祉施設は，前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
4 指定地域密着型介護老人福祉施設は，入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。	4 指定地域密着型介護老人福祉施設は，入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。
第177条 略	第177条 略
（準用）	（準用）
第178条 第10条，第11条，第13条，第14条，第23条，第29条，第33条の2，第35条，第37条，第39条，第41条の2，第42条，第60条の11，第60条の15及び第60条の17第1項から第4項までの規定は，指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において，第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第33条の2第2項，第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と，第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し，」とあるのは「入所の際に」と，同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは，要介護認定」とあるのは「要介護認定」と，第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と，第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。	第178条 第10条，第11条，第13条，第14条，第23条，第29条，第35条，第37条，第39条，第42条，第60条の11，第60条の15及び第60条の17第1項から第4項までの規定は，指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において，第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と，第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し，」とあるのは「入所の際に」と，同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは，要介護認定」とあるのは「要介護認定」と，第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と，第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と，第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。
第179条及び第180条 略	第179条及び第180条 略
（設備，備品等）	（設備，備品等）
第181条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，次に掲げる設備を設けなければならない。	第181条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，次に掲げる設備を設けなければならない。
（1） ユニット（居室，共同生活室，洗面設備及び便所を設けるものに限る。）	（1） ユニット（居室，共同生活室，洗面設備及び便所を設けるものに限る。）
（2） 浴室	（2） 浴室
（3） 医務室	（3） 医務室
（4） 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	（4） 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
2 前項各号（第4号を除く。）に掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。	2 前項各号（第4号を除く。）に掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。
（1） ユニット アからエまでに掲げる設備の区分に応じ，それぞれアからエまでに定める基準	（1） ユニット アからエまでに掲げる設備の区分に応じ，それぞれアからエまでに定める基準
ア 居室	ア 居室
（ア） 一の居室の定員は，1人とすること。ただし，入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供において市長が必要があると認めた場合は，2人とすることができる。	（ア） 一の居室の定員は，1人とすること。ただし，入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供において市長が必要があると認めた場合は，2人とすることができる。
（イ） 居室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの入居定員は，原則としておおむね10人以下とし，かつ，15人を超えないものとする。	（イ） 居室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの入居定員は，おおむね10人以下としなければならない。
（ウ） 一の居室の床面積等は，10.65平方メートル以上とすること。ただし，（ア）ただし書の場合にあっては，21.3平方メートル以上とすること。	（ウ） 一の居室の床面積等は，次のいずれかの基準を満たすこと。 a 10.65平方メートル以上とすること。ただし，（ア）ただし書の場合にあっては，21.3平方メートル以上とすること。 b ユニットに属さない居室を改修したものについては，入居者相互の視線の遮断が確保されている場合は，居室を隔てる壁について，天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。
（エ） ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	（エ） ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
イ 共同生活室	イ 共同生活室
（ア） 共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入居者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。	（ア） 共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入居者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
（イ） 一の共同生活室の床面積は，2平方メートルに当該共同生活室	（イ） 一の共同生活室の床面積は，2平方メートルに当該共同生活室

改正後	改正前
が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。	が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
（ウ） 必要な設備及び備品を備えること。	（ウ） 必要な設備及び備品を備えること。
ウ 洗面設備	ウ 洗面設備
（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。	（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
（イ） 要介護者が使用するのに適したものとすること。	（イ） 要介護者が使用するのに適したものとすること。
エ 便所	エ 便所
（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。	（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
（イ） ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，要介護者が使用するのに適したものとすること。	（イ） ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，要介護者が使用するのに適したものとすること。
（2） 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。	（2） 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
（3） 医務室 医療法第１条の５第２項に規定する診療所とし，入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか，必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし，本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず，入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか，必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。	（3） 医務室 医療法第１条の５第２項に規定する診療所とし，入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか，必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし，本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず，入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか，必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
3 前項各号に掲げるもののほか，ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は，廊下の幅が1.5メートル以上（中廊下にあっては，1.8メートル以上）であることとする。ただし，廊下の一部の幅を拡張すること等により，入居者，従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは，これによらないことができる。	3 前項各号に掲げるもののほか，ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は，廊下の幅が1.5メートル以上（中廊下にあっては，1.8メートル以上）であることとする。ただし，廊下の一部の幅を拡張すること等により，入居者，従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは，これによらないことができる。
4 第１項（第１号を除く。）及び前項に掲げる設備は，専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし，入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は，この限りでない。	4 第１項（第１号を除く。）及び前項に掲げる設備は，専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし，入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は，この限りでない。
第182条 略	第182条 略
（取扱方針）	（取扱方針）
第183条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は，入居者がその有する能力に応じ，自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため，地域密着型施設サービス計画に基づき，入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより，入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。	第183条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は，入居者がその有する能力に応じ，自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため，地域密着型施設サービス計画に基づき，入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより，入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は，各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は，各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は，入居者の私生活についての秘密の確保に配慮して行われなければならない。	3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は，入居者の私生活についての秘密の確保に配慮して行われなければならない。
4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は，入居者の自立した生活を支援することを基本とし，入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，入居者の心身の状況等を常に把握しながら，適切に行われなければならない。	4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は，入居者の自立した生活を支援することを基本とし，入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，入居者の心身の状況等を常に把握しながら，適切に行われなければならない。
5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は，指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては，入居者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。	5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は，指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては，入居者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。
6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては，当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。	6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては，当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。
7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入居者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。	7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入居者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。
8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。	8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。
（1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	（2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
（3） 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	（3） 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，自らその提供する指定	9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，自らその提供する指定

改正後	改正前
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。
第184条から第186条まで　略	第184条から第186条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第187条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第187条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（1）　施設の目的及び運営の方針	（1）　施設の目的及び運営の方針
（2）　従業者の職種，員数及び職務の内容	（2）　従業者の職種，員数及び職務の内容
（3）　入居定員	（3）　入居定員
（4）　ユニットの数及びユニットごとの入居定員	（4）　ユニットの数及びユニットごとの入居定員
（5）　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	（5）　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
（6）　施設の利用に当たっての留意事項	（6）　施設の利用に当たっての留意事項
（7）　緊急時等における対応方法	（7）　緊急時等における対応方法
（8）　非常災害対策	（8）　非常災害対策
（9）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（10）　その他施設の運営に関する重要事項	（9）　その他施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第188条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，入居者に対し，適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第188条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，入居者に対し，適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，入居者が安心して日常生活を営むことができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。	2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，入居者が安心して日常生活を営むことができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。
（1）　昼間については，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。	（1）　昼間については，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
（2）　夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。	（2）　夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
（3）　ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。	（3）　ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。
3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし，入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし，入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。
4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第189条　略	第189条　略
（準用）	（準用）
第190条　第10条，第11条，第13条，第14条，第23条，第29条，第33条の２，第35条，第37条，第39条，第41条の２，第42条，第60条の11，第60条の15，第60条の17第１項から第４項まで，第154条から第156条まで，第159条，第162条，第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は，ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第33条の２第２項，第35条第１項並びに第41条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と，第14条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し，」とあるのは「入居の際に」と，同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは，要介護認定」とあるのは「要介護認定」と，第60条の11第２項中「この節」とあるのは「第８章第５節」と，第60条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につい	第190条　第10条，第11条，第13条，第14条，第23条，第29条，第35条，第37条，第39条，第42条，第60条の11，第60条の15，第60条の17第１項から第４項まで，第154条から第156条まで，第159条，第162条，第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は，ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と，第14条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し，」とあるのは「入居の際に」と，同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは，要介護認定」とあるのは「要介護認定」と，第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と，第60条の11第２項中「この節」とあるのは「第８章第５節」と，第60条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につい

改正後	改正前
て知見を有する者」と，「６月」とあるのは「２月」と，第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と，同条第５号中「第158条第５項」とあるのは「第183条第７項」と，同条第６号中「第178条」とあるのは「第190条」と，同条第７号中「第176条第３項」とあるのは「第190条において準用する第176条第３項」と，第177条第２項第２号中「第156条第２項」とあるのは「第190条において準用する第156条第２項」と，同項第３号中「第158条第５項」とあるのは「第183条第７項」と，同項第４号及び第５号中「次条」とあるのは「第190条」と，同項第６号中「前条第３項」とあるのは「第190条において準用する前条第３項」と読み替えるものとする。	て知見を有する者」と，「６月」とあるのは「２月」と，第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と，同条第５号中「第158条第５項」とあるのは「第183条第７項」と，同条第６号中「第178条」とあるのは「第190条」と，同条第７号中「第176条第３項」とあるのは「第190条において準用する第176条第３項」と，第177条第２項第２号中「第156条第２項」とあるのは「第190条において準用する第156条第２項」と，同項第３号中「第158条第５項」とあるのは「第183条第７項」と，同項第４号及び第５号中「次条」とあるのは「第190条」と，同項第６号中「前条第３項」とあるのは「第190条において準用する前条第３項」と読み替えるものとする。
第191条　略	第191条　略
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第192条　指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。	第192条　指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者　ア及びイに定める数	（１）　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者　ア及びイに定める数
ア　通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者は，常勤換算方法で，１人に，利用者の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とする。	ア　通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者は，常勤換算方法で，１人に，利用者の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とする。
イ　訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し，当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第83条第７項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第６項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第６項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者，第８項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所，当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第７項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者は，常勤換算方法で２人以上とする。	イ　訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し，当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第83条第７項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第６項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第６項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者，第８項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所，当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第７項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者は，常勤換算方法で２人以上とする。
（２）　夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者　ア及びイに定める数	（２）　夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者　ア及びイに定める数
ア　夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第６項において同じ。）に当たる者は，１人以上とする。	ア　夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第６項において同じ。）に当たる者は，１人以上とする。
イ　宿直勤務に当たる者は，当該宿直勤務に必要な数以上とする。	イ　宿直勤務に当たる者は，当該宿直勤務に必要な数以上とする。
２　前項の利用者の数は，前年度の１日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし，新たに法第42条の２第１項本文の指定を受ける場合は，１日当たりの利用者の数の推定数による。	２　前項の利用者の数は，前年度の１日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし，新たに法第42条の２第１項本文の指定を受ける場合は，１日当たりの利用者の数の推定数による。
３　第１項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち１人以上の者は，常勤の保健師又は看護師でなければならない。	３　第１項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち１人以上の者は，常勤の保健師又は看護師でなければならない。
４　第１項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち，常勤換算方法で2.5人以上の者は，保健師，看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。	４　第１項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち，常勤換算方法で2.5人以上の者は，保健師，看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。
５　第１項の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち，１人以上の者は，看護職員でなければならない。	５　第１項の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち，１人以上の者は，看護職員でなければならない。
６　宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊	６　宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊

改正後	改正前
させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第83条第７項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し，その処遇に支障がない場合に，当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第８項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し，その処遇に支障がない場合に，当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であって，夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは，第１項の規定にかかわらず，夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。	させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第83条第７項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し，その処遇に支障がない場合に，当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第８項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し，その処遇に支障がない場合に，当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であって，夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは，第１項の規定にかかわらず，夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
7　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合においては，前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか，当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは，当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は，当該施設等の職務に従事することができる。 （１）　指定認知症対応型共同生活介護事業所 （２）　指定地域密着型特定施設 （３）　指定地域密着型介護老人福祉施設 （４）　指定介護療養型医療施設（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） （５）　介護医療院	7　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合においては，前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか，当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは，当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は，当該施設等の職務に従事することができる。 （１）　指定認知症対応型共同生活介護事業所 （２）　指定地域密着型特定施設 （３）　指定地域密着型介護老人福祉施設 （４）　指定介護療養型医療施設（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） （５）　介護医療院
8　第１項の規定にかかわらず，サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し，利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって，指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され，利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については，本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは，２人以上とすることができる。	8　第１項の規定にかかわらず，サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し，利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって，指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され，利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については，本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは，２人以上とすることができる。
9　第１項の規定にかかわらず，サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については，夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは，夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。	9　第１項の規定にかかわらず，サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については，夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは，夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
10　第４項の規定にかかわらず，サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については，看護職員の員数は常勤換算方法で１人以上とする。	10　第４項の規定にかかわらず，サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については，看護職員の員数は常勤換算方法で１人以上とする。
11　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は，登録者に係る居宅サービス計画及び第200条第４項の看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし，当該介護支援専門員は，利用者の処遇に支障がない場合は，当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第７項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。	11　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は，登録者に係る居宅サービス計画及び第200条第４項の看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし，当該介護支援専門員は，利用者の処遇に支障がない場合は，当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号　に掲げる施設等の職務に従事することができる。
12　前項の介護支援専門員は，基準省令第171条第12項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。	12　前項の介護支援専門員は，基準省令第171条第12項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
13　第11項の規定にかかわらず，サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については，本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは，介護支援専門員に代えて，看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項に規定する厚生労働大臣が定める研修を終了している者（第200条において「研修修了者」とい	13　第11項の規定にかかわらず，サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については，本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは，介護支援専門員に代えて，看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項に規定する厚生労働大臣が定める研修を終了している者（第200条において「研修修了者」とい

改正後	改正前
う。）を置くことができる。	う。）を置くことができる。
14　指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合であって，指定居宅サービス等基準条例第65条第１項第１号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第４項の規定により同条第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第７条第12項の規定により同条第１項第４号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は，当該指定複合型サービス事業者は，第４項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	14　指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合であって，指定居宅サービス等基準条例第65条第１項第１号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第４項の規定により同条第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第７条第12項の規定により同条第１項第４号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は，当該指定複合型サービス事業者は，第４項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第193条から第202条まで　略	第193条から第202条まで　略
（準用）	（準用）
第203条　第10条から第14条まで，第21条，第23条，第29条，第33条の２，第35条から第39条まで，第41条から第42条まで，第60条の11，第60条の13，第60条の16，第60条の17，第88条から第91条まで，第94条から第96条まで，第98条，第99条，第101条から第105条まで及び第107条の規定は，指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第33条の２第２項，第35条第１項並びに第41条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，，第60条の11第２項中「この節」とあるのは「第９章第４節」と，第60条の13第３項及び第４項並びに第60条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，第60条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と，「６月」とあるのは「２月」と，「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と，第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と，第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，第107条中「第83条第６項」とあるのは「第192条第７項各号」と読み替えるものとする。	第203条　第10条から第14条まで，第21条，第23条，第29条，第35条から第39条まで，第41条，第42条，第60条の11，第60条の13，第60条の16，第60条の17，第88条から第91条まで，第94条から第96条まで，第98条，第99条，第101条から第105条まで及び第107条の規定は，指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において，第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，第60条の11第２項中「この節」とあるのは「第９章第４節」と，第60条の13第３項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，第60条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と，「６月」とあるのは「２月」と，「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と，第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と，第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，第107条中「第83条第６項」とあるのは「第192条第７項各号」と読み替えるものとする。
第10章　雑則	第10章　雑則
（電磁的記録等）	
第204条　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第１項（第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第109条，第129条，第150条，第178条，第190条及び前条において準用する場合を含む。），第116条第１項，第137条第１項及び第156条第１項（第190条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については，書面等に代えて，当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
2　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は，交付等（交付，説明，同意，承諾，締結その他これらに類するものをいう。）のうち，この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面等に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。	
（委任）	（委任）
第205条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。	第204条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。
附　則　略	附　則　略
附　則（令和３年条例第　号）	
（施行期日）	
1　この条例は，令和３年４月１日から施行する。ただし，第14条の規定は公布の日から，第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営	

改正後	改正前
に関する基準等を定める条例第16条第18号の２の次に１号を加える改正規定は同年10月１日から施行する。 （虐待の防止に係る経過措置） ２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第31条，第２条の規定による改正後の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第５項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。），第31条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），第３条の規定による改正後の盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第33条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。）並びに附則第６項及び第34項，第４条の規定による改正後の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第40条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第 113条，第 115条，第 135条，第 146条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。），第 237条，第 248条，第 263条，第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），第５条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第55条の10の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第 124条，第 143条（新介護予防サービス等基準条例第 160条において準用する場合を含む。），第 165条の３，第 172条，第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。），第 218条，第 235条，第 249条，第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），第６条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条，第 178条，第 190条及び第 203条において準用する場合を含む。），第７条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第38条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），第８条の規定による改正後の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第３条第４項，第40条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項，第９条の規定による改正後の盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第２条第４項，第39条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第３項，第10条の規定による改正後の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第２条第４項，第38条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第42条第３項，第11条の規定による改正後の盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第33条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），第12条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第29条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに第13条の規定	

改正後	改正前
による改正後の盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第２条第４項，第40条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし，新養護老人ホーム基準条例第７条，新特別養護老人ホーム基準条例第７条（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第７条（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第30条（新居宅サービス等基準条例第42条の３及び第47条において準用する場合を含む。），第57条（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第77条，第87条，第96条，第 107条（新居宅サービス等基準条例第 115条及び第 135条において準用する場合を含む。），第 143条，第 164条（新居宅サービス等基準条例第 181条の３及び第 188条において準用する場合を含む。），第 178条，第 201条，第 213条，第 232条，第 245条及び第 257条（新居宅サービス等基準条例第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第73条，第83条，第92条，第 121条，第 139条（新介護予防サービス等基準条例第 165条の３及び第 172条において準用する場合を含む。），第 157条，第 179条，第 194条，第 213条，第 232条及び第 243条（新介護予防サービス等基準条例第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第32条，第56条，第60条の12（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３において準用する場合を含む。），第60条の34，第74条，第 101条（新地域密着型サービス基準条例第 203条において準用する場合を含む。），第 123条，第 146条，第 169条及び第 187条，新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条，第58条及び第81条，新指定介護老人福祉施設基準条例第28条及び第51条，新介護老人保健施設基準条例第28条及び第50条，新介護療養型医療施設基準条例第27条及び第51条，新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。	
（業務継続計画の策定等に係る経過措置） 3　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第24条，新特別養護老人ホーム基準条例第24条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第32条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第 113条，第 115条，第 135条，第 146条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。），第 237条，第 248条，第 263条，第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第 124条，第 143条（新介護予防サービス等基準条例第 160条において準用する場合を含む。），第 165条の３，第 172条，第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。），第 218条，第 235条，第 249条，第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第33条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条，第 178条，第 190条及び第 203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第29条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第29条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），	

改正後	改正前
新介護療養型医療施設基準条例第28条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第23条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第21条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第30条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。 （居宅サービス事業者等における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための措置に係る経過措置） 4　施行日から令和６年３月31日までの間，新居宅サービス等基準条例第33条第３項（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条及び第 276条において準用する場合を含む。），第 111条第２項（新居宅サービス等基準条例第 115条，第 135条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 237条及び第 248条において準用する場合を含む。），第 144条第２項（新居宅サービス等基準条例第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第 260条第６項（新居宅サービス等基準条例第 265条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の３第３項（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条及び第 263条において準用する場合を含む。），第 122条第２項（新介護予防サービス等基準条例第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。），第 140条の２第２項（新介護予防サービス等基準条例第 160条，第 165条の３，第 172条，第 218条及び第 235条において準用する場合を含む。）及び第 246条第６項（新介護予防サービス等基準条例第 254条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第34条第３項（新地域密着型サービス基準条例第60条において準用する場合を含む。）及び第60条の16第２項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条及び第 203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第32条第２項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第26条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防支援等基準条例第23条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 （認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） 5　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第23条第３項，新特別養護老人ホーム基準条例第24条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第40条第４項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条第３項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第57条の２第３項（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第 108条第３項（新居宅サービス等基準条例第 115条，第 135条，第 146条，第 168条，第 181条の３，第 188条及び第 204条において準用する場合を含む。），第 179条第４項，第 214条第４項及び第 233条第４項（新居宅サービス等基準条例第 248条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第 121条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第 143条，第 165条の３，第 172条及び第 182条において準用する場合を含む。），第 158条第４項，第 195条第４項及び第 214条第４項（新介護予防サービス等基準条例第235条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第60条の13第３項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条及び第 203条において準用する場合を含む。），第 124条第３項，第 147条第４項，第 170条第３項及び第 188条第４項，新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第３項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条	

改正後	改正前

第３項，新指定介護老人福祉施設基準条例第29条第３項及び第52条第４項，新介護老人保健施設基準条例第29条第３項及び第51条第４項，新介護療養型医療施設基準条例第28条第３項及び第52条第４項並びに新介護医療院基準条例第30条第３項及び第52条第４項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

6　当分の間，次表の左欄に掲げる施設は，同表の当該中欄に掲げる基準を満たすほか，当該施設における介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態（夜間及び深夜の時間帯におけるものを含む。）を勘案して同表の当該右欄に掲げる者を配置するよう努めるものとする。

新特別養護老人ホーム基準条例第35条第４項第１号ア(イ)の規定により入居定員が10人を超える新特別養護老人ホーム基準条例第32条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型特別養護老人ホーム	新特別養護老人ホーム基準条例第11条第１項第４号ア及び第40条第２項の基準	職員
新特別養護老人ホーム基準条例第50条第４項第１号ア(イ)の規定により入居定員が10人を超える新特別養護老人ホーム基準条例第32条に規定するユニットを整備する新特別養護老人ホーム基準条例第49条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホーム	新特別養護老人ホーム基準条例第45条第１項第４号ア及び第52条において準用する第40条第２項の基準	職員
新居宅サービス等基準条例第　171条第６項第１号ア(イ)の規定により利用定員が10人を超える新居宅サービス等基準条例第　169条に規定するユニットを整備する新居宅サービス等基準条例第　171条第１項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所	新居宅サービス等基準条例第　148条第１項第３号及び第　179条第２項の基準	従業者
新介護予防サービス等基準条例第154条第６項第１号ア(イ)の規定により利用定員が10人を超える新介護予防サービス等基準条例第　152条に規定するユニットを整備する新介護予防サービス等基準条例第　154条第１項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所	新介護予防サービス等基準条例第　130条第１項第３号及び第158条第２項の基準	従業者
新地域密着型サービス基準条例第181条第２項第１号ア(イ)の規定により入居定員が10人を超える新地域密着型サービス基準条例第　179条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設	新地域密着型サービス基準条例第　152条第１項第３号ア及び第　188条第２項の基準	従業者
新指定介護老人福祉施設基準条例第45条第２項第１号ア(イ)の規定により入所定員が10人を超える新指定介護老人福祉施設基準条例第43条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設	新指定介護老人福祉施設基準条例第４条第１項第３号ア及び第52条第２項の基準	従業者
新介護療養型医療施設基準条例第43条第２項第１号ア(イ)の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第３条第１項第２号及び第３号並びに附則第９項の基準	従業者
新介護療養型医療施設基準条例第44条第２項第１号ア(イ)の規定により	新介護療養型医療施設基準条例第３条第	従業者

改正後	改正前
入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	2項第2号及び第3号並びに附則第2項第2号の基準	
新介護療養型医療施設基準条例第45条第2項第1号ア(イ)の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第3条第3項第2号及び第3号並びに附則第3項並びに第10項第2号及び第3号の基準	従業者
7　この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み，この条例の施行の日以後に増築され，又は全面的に改築された部分を除く。）の居室，療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって，第2条の規定による改正前の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第35条第4項第1号ア(エ) b及び第50条第4項第1号ア(エ) b，第4条の規定による改正前の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第171条第6項第1号ア(エ)，第5条の規定による改正前の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第154条第6項第1号ア(エ)，第6条の規定による改正前の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第181条第2項第1号ア(ウ) b，第8条の規定による改正前の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第45条第2項第1号ア(ウ) b並びに第10条の規定による改正前の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例第43条第2項第1号ア(ウ) b，第44条第2項第1号ア(ウ) b及び第45条第2項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしている居室等については，なお従前の例による。 （栄養管理に係る経過措置） 8　施行日から令和6年3月31日までの間，新地域密着型サービス基準条例第164条の2（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第21条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第19条の2（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第19条の2（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第20条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。 （口腔(くう)衛生の管理に係る経過措置） 9　施行日から令和6年3月31日までの間，新地域密着型サービス基準条例第164条の3（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第21条の3（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第19条の3（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第19条の3（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第20条の3（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。 （事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） 10　施行日から起算して6月を経過する日までの間，新養護老人ホーム基準条例第30条第1項，新特別養護老人ホーム基準条例第31条第1項（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第33条第1項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第176条第1項（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第40条第1項（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第39条第1項（新介護	

改正後	改正前
老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第38条第１項（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第40条第１項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは，「第１号から第３号までに掲げる措置を講じるとともに，第４号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。 （介護保険施設等における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練に係る経過措置） 11　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第25条第２項第３号，新特別養護老人ホーム基準条例第26条第２項第３号（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第26条第２項第３号（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第 172条第２項第３号（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第32条第２項第３号（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第32条第２項第３号（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第31条第２項第３号（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第33条第２項第３号（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，老人福祉法（昭和38年法律第 133号）第20条の４に規定する養護老人ホーム，同法第20条の５に規定する特別養護老人ホーム，同法第20条の６に規定する軽費老人ホーム，新地域密着型サービス基準条例第 151条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設，介護保険法（平成９年法律第 123号）第48条第１項第１号に規定する指定介護老人福祉施設，同法第８条第28項に規定する介護老人保健施設，健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設及び介護保険法第８条第29項に規定する介護医療院は，その従業者又は職員に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止のための研修を定期的に実施するとともに，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。	

【第７条】盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第65号 改正　略 令和３年　月　日条例第　号	○盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第65号 改正　略
盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
目次	目次
第１章　総則（第１条～第４条） 第２章　介護予防認知症対応型通所介護 第１節　基本方針（第５条） 第２節　人員及び設備に関する基準 第１款　単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第６条～第８条） 第２款　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第９条～第11条） 第３節　運営に関する基準（第12条～第41条） 第４節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第42条・第43条） 第３章　介護予防小規模多機能型居宅介護 第１節　基本方針（第44条） 第２節　人員に関する基準（第45条～第47条） 第３節　設備に関する基準（第48条・第49条） 第４節　運営に関する基準（第50条～第66条） 第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第67条～第70条） 第４章　介護予防認知症対応型共同生活介護 第１節　基本方針（第71条） 第２節　人員に関する基準（第72条～第74条） 第３節　設備に関する基準（第75条） 第４節　運営に関する基準（第76条～第87条） 第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第88条～第91条） 第５章　雑則（第92条・第93条） 附則	第１章　総則（第１条～第４条） 第２章　介護予防認知症対応型通所介護 第１節　基本方針（第５条） 第２節　人員及び設備に関する基準 第１款　単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第６条～第８条） 第２款　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第９条～第11条） 第３節　運営に関する基準（第12条～第41条） 第４節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第42条・第43条） 第３章　介護予防小規模多機能型居宅介護 第１節　基本方針（第44条） 第２節　人員に関する基準（第45条～第47条） 第３節　設備に関する基準（第48条・第49条） 第４節　運営に関する基準（第50条～第66条） 第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第67条～第70条） 第４章　介護予防認知症対応型共同生活介護 第１節　基本方針（第71条） 第２節　人員に関する基準（第72条～第74条） 第３節　設備に関する基準（第75条） 第４節　運営に関する基準（第76条～第87条） 第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第88条～第91条） 第５章　雑則（第92条　　） 附則
第１条から第３条まで　略	第１条から第３条まで　略
（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）	（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）
第４条　指定地域密着型介護予防サービス事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	第４条　指定地域密着型介護予防サービス事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
２　指定地域密着型介護予防サービス事業者は，指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては，地域との結び付きを重視し，市町村（特別区を含む。以下同じ。），他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との連携に努めなければならない。	２　指定地域密着型介護予防サービス事業者は，指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては，地域との結び付きを重視し，市町村（特別区を含む。以下同じ。），他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との連携に努めなければならない。
３　指定地域密着型介護予防サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
４　指定地域密着型介護予防サービス事業者は，指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては，法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。	
第５条から第８条まで　略	第５条から第８条まで　略
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第９条　指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第111条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第72条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型	第９条　指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第111条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第72条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型

改正後	改正前
特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第130条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第45条第５項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第151条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第45条第５項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において，これらの事業所又は施設（第11条第１項において「本体事業所等」という。）の利用者，入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は，当該利用者，当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第65条第１項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について，第72条又は指定地域密着型サービス基準条例第111条，第131条若しくは第152条の規定を満たすために必要な数以上とする。	特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第130条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第45条第５項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第151条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第45条第５項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において，これらの事業所又は施設の利用者，入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は，当該利用者，当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第65条第１項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について，第72条又は指定地域密着型サービス基準条例第111条，第131条若しくは第152条の規定を満たすために必要な数以上とする。
2　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け，かつ，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型サービス基準条例第65条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	2　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け，かつ，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型サービス基準条例第65条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（利用定員等） 第10条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は，指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第20項又は第８条の２第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに，指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに１日当たり３人以下とし，ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり12人以下となる数とする。	（利用定員等） 第10条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は，指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第20項又は第８条の２第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに，指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに１日当たり３人以下とし，ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり12人以下となる数とする。
2　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定居宅サービス，指定地域密着型サービス，指定居宅介護支援，指定介護予防サービス，指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第５項において同じ。）の運営（同条第６項及び第72条第９項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。	2　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定居宅サービス，指定地域密着型サービス，指定居宅介護支援，指定介護予防サービス，指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第５項において同じ。）の運営（同条第６項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。
（管理者） 第11条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事させること及び当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，かつ，同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第11条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事させることができるものとする。

改正後	改正前
2　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は，適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって，第７条第２項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	2　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は，適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって，第７条第２項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
第12条から第27条まで　略	第12条から第27条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第28条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第28条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
（１）　事業の目的及び運営の方針	（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容	（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容
（３）　営業日及び営業時間	（３）　営業日及び営業時間
（４）　指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員（第６条第２項又は第10条第１項の利用定員をいう。第30条において同じ。）	（４）　指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員（第６条第２項又は第10条第１項の利用定員をいう。第30条において同じ。）
（５）　指定介護予防認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額	（５）　指定介護予防認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
（６）　通常の事業の実施地域	（６）　通常の事業の実施地域
（７）　サービスの利用に当たっての留意事項	（７）　サービスの利用に当たっての留意事項
（８）　緊急時等における対応方法	（８）　緊急時等における対応方法
（９）　非常災害対策	（９）　非常災害対策
（10）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（11）　その他運営に関する重要事項	（10）　その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第29条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，利用者に対し，適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供できるよう，指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第29条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，利用者に対し，適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供できるよう，指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに，当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに，当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。
3　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	3　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
4　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第29条の２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，感染症又は非常災害の発生時において，利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
3　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
第30条　略	第30条　略
（非常災害対策）	（非常災害対策）
第31条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	第31条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

改正後	改正前
2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第32条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，利用者の使用する施設，食器その他の設備又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	第32条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，利用者の使用する施設，食器その他の設備又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。	2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（1）　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。	
（2）　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。	
（3）　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において，介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
（運営規程の概要等の掲示）	（運営規程の概要等の掲示）
第33条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第33条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，前項に規定する重要事項を記載した書面を指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	
第34条から第38条まで　略	第34条から第38条まで　略
（虐待の防止）	
第38条の２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（1）　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。	
（2）　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。	
（3）　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において，介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。	
（4）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
第39条　略	第39条　略
（地域との連携等）	（地域との連携等）
第40条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては，利用者，利用者の家族，地域住民の代表者，市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員，介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（利用者又はその家族が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し，おおむね６月に１回以上，運営推進会議に対し，活動状況を報告し，運営推進会議による評価を受けるとともに，運営推進会議から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。	第40条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては，利用者，利用者の家族，地域住民の代表者，市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員，介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（　　以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し，おおむね６月に１回以上，運営推進会議に対し，活動状況を報告し，運営推進会議による評価を受けるとともに，運営推進会議から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。
2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，前項の報告，評価，要望，助言等についての記録を作成するとともに，当該記録を公表しなければならない。	2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，前項の報告，評価，要望，助言等についての記録を作成するとともに，当該記録を公表しなければならない。
3　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図らなければならない。	3　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図らなければならない。
4　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，その事業の運営に当たっ	4　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，その事業の運営に当たっ

改正後	改正前
ては，提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して，市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	ては，提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して，市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
5　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には，当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。	5　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には，当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。
第41条から第44条まで　略	第41条から第44条まで　略
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第45条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。	第45条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（1）　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者　ア及びイに定める数	（1）　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者　ア及びイに定める数
ア　通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者は，常勤換算方法で，１人に，利用者（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とする。	ア　通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者は，常勤換算方法で，１人に，利用者（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上とする。
イ　訪問サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し，当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護（第６項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を，同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者は，常勤換算方法で１人以上とする。	イ　訪問サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し，当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護（第６項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を，同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者は，常勤換算方法で１人以上とする。
（2）　夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者　ア及びイに定める数	（2）　夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者　ア及びイに定める数
ア　夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第４項において同じ。）に当たる者は，常勤換算方法で１人以上とする。	ア　夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第４項において同じ。）に当たる者は，常勤換算方法で１人以上とする。
イ　宿直勤務に当たる者は，常勤換算方法で，当該宿直勤務に必要な数以上とする。	イ　宿直勤務に当たる者は，常勤換算方法で，当該宿直勤務に必要な数以上とする。
2　前項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち１人以上の者は，常勤でなければならない。	2　前項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち１人以上の者は，常勤でなければならない。
3　第１項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち１人以上の者は，看護師又は准看護師でなければならない。	3　第１項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち１人以上の者は，看護師又は准看護師でなければならない。
4　宿泊サービス（登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護（第６項に規定する	4　宿泊サービス（登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護（第６項に規定する

改正後	改正前
本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては，当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し，その処遇に支障がない場合に，当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であって，夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡の体制を整備しているときは，第１項の規定にかかわらず，夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。	本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては，当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し，その処遇に支障がない場合に，当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であって，夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡の体制を整備しているときは，第１項の規定にかかわらず，夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
5　次表の左欄に掲げる場合においては，前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか，同表の当該中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは，同表の当該右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は，同表の当該中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	5　次表の左欄に掲げる場合においては，前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか，同表の当該中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは，同表の当該右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は，同表の当該中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

1　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にこの項の中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。以下この条において同じ。）又は介護医療院	介護職員
2　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内にこの項の中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設，介護医療院，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

1　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にこの項の中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。以下この条において同じ。）又は介護医療院	介護職員
2　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内にこの項の中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定地域密着型通所介護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

6　第１項の規定にかかわらず，サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって，指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については，本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは，１人以上とすることができる。	6　第１項の規定にかかわらず，サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって，指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については，本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは，１人以上とすることができる。
7　第１項の規定にかかわらず，サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については，夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第１項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは，夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。	7　第１項の規定にかかわらず，サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については，夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第１項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは，夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
8　第３項の規定にかかわらず，サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については，本体事業所の看護師又は准看護師により登録	8　第３項の規定にかかわらず，サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については，本体事業所の看護師又は准看護師により登録

改正後	改正前
者の処遇が適切に行われると認められるときは，看護師又は准看護師を置かないことができる。	者の処遇が適切に行われると認められるときは，看護師又は准看護師を置かないことができる。
9　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，登録者に係る指定介護予防サービス等の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該介護支援専門員を当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ，又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第５項の表１の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事させることができる。	9　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，登録者に係る指定介護予防サービス等の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該介護支援専門員を当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ，又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第５項の表１の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事させることができる。
10　前項の介護支援専門員は，基準省令第44条第11項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。	10　前項の介護支援専門員は，基準省令第44条第11項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
11　第９項の規定にかかわらず，サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については，本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは，介護支援専門員に代えて，介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者（第68条において「研修修了者」という。）を置くことができる。	11　第９項の規定にかかわらず，サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については，本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは，介護支援専門員に代えて，介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者（第68条において「研修修了者」という。）を置くことができる。
12　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型サービス基準条例第83条第１項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	12　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型サービス基準条例第83条第１項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（管理者）	（管理者）
第46条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該介護支援専門員を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ，又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第５項の表１の項の中欄に掲げる施設等の職務，同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第７条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が，指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第48条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。），指定訪問介護事業者（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第６条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，一体的な運営を行っている場合には，これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第１号介護予防支援事業を除く。）に従事させることができるものとする。	第46条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該介護支援専門員を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ，又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第５項の表１の項の中欄に掲げる施設等の職務，同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第７条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が，指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第48条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。），指定訪問介護事業者（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第６条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，一体的な運営を行っている場合には，これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第１号介護予防支援事業を除く。）に従事させることができるものとする。
2　前項本文及び指定地域密着型サービス基準条例第193条第１項の規定にかかわらず，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は，本体事業所の管理者をもって充てることができるものとする。	2　前項本文及び指定地域密着型サービス基準条例第193条第１項の規定にかかわらず，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は，本体事業所の管理者をもって充てることができるものとする。
3　前２項の管理者は，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。），介護老人保健施設，介護医療院，指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第２項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。），指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条，第73条第３項及び第74条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって，基準省令第45条第３項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	3　前２項の管理者は，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。），介護老人保健施設，介護医療院，指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第２項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。），指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条，第73条第２項及び第74条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって，基準省令第45条第３項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
第47条から第49条まで　略	第47条から第49条まで　略

改正後	改正前
（心身の状況等の把握） 第50条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては，介護支援専門員（第45条第11項の規定により，介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては，本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第68条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（利用者又はその家族が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）をいう。）等を通じて，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 第51条から第57条まで　略 （運営規程） 第58条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1）　事業の目的及び運営の方針 （2）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （3）　営業日及び営業時間 （4）　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 （5）　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 （6）　通常の事業の実施地域 （7）　サービスの利用に当たっての留意事項 （8）　緊急時等における対応方法 （9）　非常災害対策 （10）　虐待の防止のための措置に関する事項 （11）　その他運営に関する重要事項 （定員の遵守） 第59条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし，通いサービス及び宿泊サービスの利用者の心身の状況，要望等により，一時的にその利用定員を超えることが特に必要と認められる場合及び災害その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。 2　前項本文の規定にかかわらず，過疎地域その他これに類する地域において，当該地域の実情により指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要であると市長が認めた場合は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，介護保険事業計画（法第117条第1項の規定により市が定める同項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期（次期の介護保険事業計画の作成において，既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することが，これに代替するサービスを新規に整備するよりも効率的であると市長が認めた場合にあっては，当該次期の介護保険事業計画の終期）までに限り，登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。 第60条から第65条まで　略 （準用） 第66条　第12条から第16条まで，第22条，第24条，第25条，第27条，第29条，第29条の2，第32条から第40条まで（第38条第4項を除く。）の規定は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において，第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条の重要事項に関する規程」と，同項，第29条第3項及び第4項，第29条の2第2項，第32条第2項第1号及び第3号，第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と，第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と，，第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居	（心身の状況等の把握） 第50条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては，介護支援専門員（第45条第11項の規定により，介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては，本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第68条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 第51条から第57条まで　略 （運営規程） 第58条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1）　事業の目的及び運営の方針 （2）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （3）　営業日及び営業時間 （4）　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 （5）　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 （6）　通常の事業の実施地域 （7）　サービスの利用に当たっての留意事項 （8）　緊急時等における対応方法 （9）　非常災害対策 （10）　その他運営に関する重要事項 （定員の遵守） 第59条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし，通いサービス及び宿泊サービスの利用者の心身の状況，要望等により，一時的にその利用定員を超えることが特に必要と認められる場合及び災害その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。 第60条から第65条まで　略 （準用） 第66条　第12条から第16条まで，第22条，第24条，第25条，第27条，第29条，，第32条から第37条まで，第38条（第4項を除く。），第39条及び第40条の規定は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において，第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条の重要事項に関する規程」と，，「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と，第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と，第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」，第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居

改正後	改正前
宅介護について知見を有する者」と，「６月」とあるのは「２月」と，「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。	宅介護について知見を有する者」と，「６月」とあるのは「２月」と，「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。
第67条から第71条まで　略	第67条から第71条まで　略
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第72条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。	第72条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者　常勤換算方法で，１人に，当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第111条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第110条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第75条において同じ。）の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（１）　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者　常勤換算方法で，１人に，当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第111条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第110条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第75条において同じ。）の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（２）　夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者　常勤換算方法で，１人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この号において同じ。）を行わせるために必要な数以上。ただし，当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が３である場合において，当該共同生活住居がいずれも同一の階において隣接し，介護従業者が円滑に利用者の状況を把握すること及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって，当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が講じた対策によって利用者の安全性が確保されていると認められるときは，常勤換算方法で，２人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。	（２）　夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者　常勤換算方法で，１人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。　　）を行わせるために必要な数以上
２　前項の利用者の数は，前年度の１日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし，新たに法第54条の２第１項本文の指定を受ける場合は，１日当たりの利用者の数の推定数による。	
３　第１項の介護従業者のうち１人以上の者は，常勤でなければならない。	２　前項　の介護従業者のうち１人以上の者は，常勤でなければならない。
４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に，指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては，前３項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか，指定地域密着型サービス基準条例第83条第１項に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは，当該介護従業者は，当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。	３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に，指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては，前２項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか，指定地域密着型サービス基準条例第83条第１項に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは，当該介護従業者は，当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに，保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第89条第２号の介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事させることができるものとする。	４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，共同生活住居　　ごとに，保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第89条第２号の介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該共同生活住居　　における他の職務に従事させることができるものとする。
６　前項の計画作成担当者は，基準省令第70条第６項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。	５　前項の計画作成担当者は，基準省令第70条第６項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
７　第５項の計画作成担当者のうち１人以上の者は，介護支援専門員でなければならない。ただし，併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，これを置かないことができるものとする。	６　第４項の計画作成担当者のうち１人以上の者は，介護支援専門員でなければならない。ただし，併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，これを置かないことができるものとする。
８　前項本文の介護支援専門員は，介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。	７　前項本文の介護支援専門員は，介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

改正後	改正前
9　第７項本文の規定にかかわらず，サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって，指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については，介護支援専門員である計画作成担当者に代えて，第６項に規定する研修を修了した者を置くことができる。	
10　介護支援専門員でない計画作成担当者は，特別養護老人ホームの生活相談員，介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。	8　介護支援専門員でない計画作成担当者は，特別養護老人ホームの生活相談員，介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。
11　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型サービス基準条例第111条第１項から第９項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	9　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型サービス基準条例第111条第１項から第９項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（管理者） 第73条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，共同生活住居の管理上支障がない場合は，当該共同生活住居の他の職務に従事させ，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事させることができるものとする。	（管理者） 第73条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，共同生活住居の管理上支障がない場合は，当該共同生活住居の他の職務に従事させ，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事させることができるものとする。
2　前項本文の規定にかかわらず，共同生活住居の管理上支障がない場合は，サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は，本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。	
3　共同生活住居の管理者は，適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター，介護老人保健施設，介護医療院，指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として，３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって，基準省令第71条第２項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	2　共同生活住居の管理者は，適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター，介護老人保健施設，介護医療院，指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として，３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって，基準省令第71条第２項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
第74条　略 第３節　設備に関する基準	第74条　略 第３節　設備に関する基準
（設備） 第75条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は，共同生活住居を有するものとし，その数は１以上３以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては，１又は２）とする。	（設備） 第75条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は，共同生活住居を有するものとし，その数は１又は２とする。ただし，指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により，指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営のために必要があると市長が認めた場合は，一の事業所における共同生活住居の数を３とすることができる。
2　共同生活住居は，その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第83条において同じ。）を５人以上９人以下とし，居室，居間，食堂，台所，浴室，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営むのに必要な設備を設けるものとする。	2　共同生活住居は，その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第83条において同じ。）を５人以上９人以下とし，居室，居間，食堂，台所，浴室，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営むのに必要な設備を設けるものとする。
3　一の居室の定員は，１人とする。ただし，利用者の処遇において市長が必要があると認めた場合は，２人とすることができる。	3　一の居室の定員は，１人とする。ただし，利用者の処遇において市長が必要があると認めた場合は，２人とすることができる。
4　一の居室の床面積は，7.43平方メートル以上としなければならない。	4　一の居室の床面積は，7.43平方メートル以上としなければならない。
5　居間及び食堂は，同一の場所とすることができる。	5　居間及び食堂は，同一の場所とすることができる。
6　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は，利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から，住宅地その他の利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域に設置しなければならない。	6　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は，利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から，住宅地その他の利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域に設置しなければならない。
7　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同	7　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同

改正後	改正前
生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型サービス基準条例第114条第１項から第６項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型サービス基準条例第114条第１項から第６項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第76条から第78条まで　略	第76条から第78条まで　略
（身体的拘束等の禁止）	（身体的拘束等の禁止）
第79条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。	第79条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。
2　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。	2　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。
3　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。	3　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。
（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	（２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
（３）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	（３）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
（管理者による管理）	（管理者による管理）
第80条　共同生活住居の管理者は，同時に介護保険施設，指定居宅サービス，指定地域密着型サービス，指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては，本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所，病院，診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし，これらの事業所，施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は，この限りでない。	第80条　共同生活住居の管理者は，同時に介護保険施設，指定居宅サービス，指定地域密着型サービス，指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス の事業を行う事業所，病院，診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし，これらの事業所，施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は，この限りでない。
（運営規程）	（運営規程）
第81条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，共同生活住居ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第81条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，共同生活住居ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）　事業の目的及び運営の方針	（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　従業者の職種，員数及び職務内容	（２）　従業者の職種，員数及び職務内容
（３）　利用定員	（３）　利用定員
（４）　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	（４）　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
（５）　入居に当たっての留意事項	（５）　入居に当たっての留意事項
（６）　非常災害対策	（６）　非常災害対策
（７）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（８）　その他運営に関する重要事項	（７）　その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第82条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者に対し，適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第82条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者に対し，適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，利用者が安心して日常生活を営むことができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。	2　前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，利用者が安心して日常生活を営むことができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。
3　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	3　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，介護従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
4　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを	

改正後	改正前
防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第83条から第86条まで　略	第83条から第86条まで　略
（準用）	（準用）
第87条　第12条，第13条，第15条，第16条，第24条，第25条，第27条，第29条の２，第32条から第35条まで，第37条から第40条まで（第38条第４項及び第40条第５項を除く。），第57条，第60条及び第62条の規定は，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において，第12条第１項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第29条の２第２項，第32条第２項第１号及び第３号，第33条第１項並びに第38条の２第１号及び第３号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第27条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と，，第40条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と，「６月」とあるのは「２月」と，第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。	第87条　第12条，第13条，第15条，第16条，第24条，第25条，第27条，第32条から第35条まで，第37条，第38条（第４項を除く。），第39条，第40条，第57条，第60条及び第62条の規定は，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において，第12条第１項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と，「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第27条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と，第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第40条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と，「６月」とあるのは「２月」と，第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（基本取扱方針）	（基本取扱方針）
第88条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護は，利用者の介護予防に資するよう，目標を設定し，計画的に行われなければならない。	第88条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護は，利用者の介護予防に資するよう，目標を設定し，計画的に行われなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに，定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて，それらの評価の結果を公表し，常にその改善を図らなければならない。	２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに，定期的に外部の者による評価を受けて，それらの評価の結果を公表し，常にその改善を図らなければならない。
（１）　外部の者による評価	
（２）　前条において準用する第40条第１項に規定する運営推進会議における評価	
３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり，利用者が要介護状態とならないで，できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることに常に配慮してサービスの提供に当たらなければならない。	３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり，利用者が要介護状態とならないで，できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることに常に配慮してサービスの提供に当たらなければならない。
４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし，利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。	４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし，利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり，利用者との意志疎通を十分に図ることその他の方法により，利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。	５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり，利用者との意志疎通を十分に図ることその他の方法により，利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
第89条から第91条まで　略	第89条から第91条まで　略
第５章　雑則	第５章　雑則
（電磁的記録等）	
第92条　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第１項（第66条，第87条において準用する場合を含む。），第77条第１項並びに次項に規定するものを除く。）については，書面等に代えて，当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
２　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は，交付等（交付，説明，同意，承諾，締結その他これらに類するものをいう。）のうち，この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面等に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。	

改正後	改正前
（委任） 第93条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。 附　則　略 附　則（令和３年条例第　号抄） （施行期日） 1　この条例は，令和３年４月１日から施行する。ただし，第14条の規定は公布の日から，第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の２の次に１号を加える改正規定は同年10月１日から施行する。 （虐待の防止に係る経過措置） 2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第31条，第２条の規定による改正後の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第５項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。），第31条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），第３条の規定による改正後の盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第33条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。）並びに附則第６項及び第34項，第４条の規定による改正後の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第40条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。），第181条の３，第188条，第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。），第237条，第248条，第263条，第265条及び第276条において準用する場合を含む。），第５条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第55条の10の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。），第165条の３，第172条，第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。），第218条，第235条，第249条，第254条及び第263条において準用する場合を含む。），第６条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第109条，第129条，第150条，第178条，第190条及び第203条において準用する場合を含む。），第７条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第38条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），第８条の規定による改正後の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第３条第４項，第40条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項，第９条の規定による改正後の盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第２条第４項，第39条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第３項，第10条の規定による改正後の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第２条第４項，第38条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第42条第３項，第11条の規定による改正後の盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定め	（委任） 第92条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。 附　則　略

改正後	改正前
る条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第33条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），第12条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第29条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに第13条の規定による改正後の盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第２条第４項，第40条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし，新養護老人ホーム基準条例第７条，新特別養護老人ホーム基準条例第７条（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第７条（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第30条（新居宅サービス等基準条例第42条の３及び第47条において準用する場合を含む。），第57条（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第77条，第87条，第96条，第 107条（新居宅サービス等基準条例第 115条及び第 135条において準用する場合を含む。），第 143条，第 164条（新居宅サービス等基準条例第 181条の３及び第 188条において準用する場合を含む。），第 178条，第 201条，第 213条，第 232条，第 245条及び第 257条（新居宅サービス等基準条例第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第73条，第83条，第92条，第 121条，第 139条（新介護予防サービス等基準条例第 165条の３及び第 172条において準用する場合を含む。），第 157条，第 179条，第 194条，第 213条，第 232条及び第 243条（新介護予防サービス等基準条例第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第32条，第56条，第60条の12（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３において準用する場合を含む。），第60条の34，第74条，第 101条（新地域密着型サービス基準条例第 203条において準用する場合を含む。），第 123条，第 146条，第 169条及び第 187条，新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条，第58条及び第81条，新指定介護老人福祉施設基準条例第28条及び第51条，新介護老人保健施設基準条例第28条及び第50条，新介護療養型医療施設基準条例第27条及び第51条，新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。	
（業務継続計画の策定等に係る経過措置） ３　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第24条，新特別養護老人ホーム基準条例第24条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第32条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第 113条，第 115条，第 135条，第 146条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。），第 237条，第 248条，第 263条，第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第 124条，第 143条（新介護予防サービス等基準条例第 160条において準用する場合を含む。），第 165条の３，第 172条，第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。），第 218条，第 235条，第 249条，第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第33条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の	

改正後	改正前
20の３，第60条の38，第81条，第109条，第129条，第150条，第178条，第190条及び第203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第29条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第29条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第28条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第23条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第21条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第30条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。 （居宅サービス事業者等における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための措置に係る経過措置） 4　施行日から令和６年３月31日までの間，新居宅サービス等基準条例第33条第３項（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条及び第276条において準用する場合を含む。），第111条第２項（新居宅サービス等基準条例第115条，第135条，第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。），第181条の３，第188条，第237条及び第248条において準用する場合を含む。），第144条第２項（新居宅サービス等基準条例第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第260条第６項（新居宅サービス等基準条例第265条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の３第３項（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条及び第263条において準用する場合を含む。），第122条第２項（新介護予防サービス等基準条例第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。），第140条の２第２項（新介護予防サービス等基準条例第160条，第165条の３，第172条，第218条及び第235条において準用する場合を含む。）及び第246条第６項（新介護予防サービス等基準条例第254条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第34条第３項（新地域密着型サービス基準条例第60条において準用する場合を含む。）及び第60条の16第２項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３，第60条の38，第81条，第109条，第129条，第150条及び第203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第32条第２項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第26条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防支援等基準条例第23条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 （認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） 5　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第23条第３項，新特別養護老人ホーム基準条例第24条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第40条第４項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条第３項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第57条の２第３項（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第108条第３項（新居宅サービス等基準条例第115条，第135条，第146条，第168条，第181条の３，第188条及び第204条において準用する場合を含む。），第179条第４項，第214条第４項及び第233条第４項（新居宅サービス等基準条例第248条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第121条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第143条，第165条の３，第172条及び第182条において準用する場合を含む。），第158条第４項，	

改正後	改正前
第 195条第４項及び第 214条第４項（新介護予防サービス等基準条例第235条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第60条の13第３項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条及び第 203条において準用する場合を含む。），第 124条第３項，第 147条第４項，第 170条第３項及び第 188条第４項，新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第３項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第３項，新指定介護老人福祉施設基準条例第29条第３項及び第52条第４項，新介護老人保健施設基準条例第29条第３項及び第51条第４項，新介護療養型医療施設基準条例第28条第３項及び第52条第４項並びに新介護医療院基準条例第30条第３項及び第52条第４項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。	

【第８条】盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例	○盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
平成24年12月25日条例第66号	平成24年12月25日条例第66号
改正　略	改正　略
令和３年　月　日条例第　号	
盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例	盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
目次	目次
第１章　趣旨及び基本方針（第１条～第３条）	第１章　趣旨及び基本方針（第１条～第３条）
第２章　人員に関する基準（第４条）	第２章　人員に関する基準（第４条）
第３章　設備に関する基準（第５条）	第３章　設備に関する基準（第５条）
第４章　運営に関する基準（第６条～第42条）	第４章　運営に関する基準（第６条～第42条）
第５章　ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第５章　ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第１節　趣旨及び基本方針（第43条・第44条）	第１節　趣旨及び基本方針（第43条・第44条）
第２節　設備に関する基準（第45条）	第２節　設備に関する基準（第45条）
第３節　運営に関する基準（第46条～第54条）	第３節　運営に関する基準（第46条～第54条）
第６章　雑則（第55条・第56条）	第６章　雑則（第55条　　）
附則	附則
第１条及び第２条　略	第１条及び第２条　略
（基本方針）	（基本方針）
第３条　指定介護老人福祉施設は，施設サービス計画（法第８条第26項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき，可能な限り，居宅における生活への復帰を念頭に置いて，入浴，排せつ，食事等の介護，相談及び援助，社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話，機能訓練，健康管理及び療養上の世話を行うことにより，入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。	第３条　指定介護老人福祉施設は，施設サービス計画（法第８条第26項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき，可能な限り，居宅における生活への復帰を念頭に置いて，入浴，排せつ，食事等の介護，相談及び援助，社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話，機能訓練，健康管理及び療養上の世話を行うことにより，入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。
２　指定介護老人福祉施設は，入所者の意思及び人格を尊重し，常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービス（法第48条第１項第１号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を提供するように努めなければならない。	２　指定介護老人福祉施設は，入所者の意思及び人格を尊重し，常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービス（法第48条第１項第１号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を提供するように努めなければならない。
３　指定介護老人福祉施設は，明るく家庭的な雰囲気を有し，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村（特別区を含む。以下同じ。），居宅介護支援事業者（法第８条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。），居宅サービス事業者（同条第１項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。），他の介護保険施設（同条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との密接な連携に努めなければならない。	３　指定介護老人福祉施設は，明るく家庭的な雰囲気を有し，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村（特別区を含む。以下同じ。），居宅介護支援事業者（法第８条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。），居宅サービス事業者（同条第１項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。），他の介護保険施設（同条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との密接な連携に努めなければならない。
４　指定介護老人福祉施設は，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
５　指定介護老人福祉施設は，指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては，法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。	
第２章　人員に関する基準	第２章　人員に関する基準
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第４条　指定介護老人福祉施設に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし，入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては，他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって，入所者の処遇に支障がないときは，第４号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。	第４条　指定介護老人福祉施設に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし，入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては，他の社会福祉施設等の栄養士　　との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって，入所者の処遇に支障がないときは，第４号の栄養士　　を置かないことができる。
（１）　医師　入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	（１）　医師　入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
（２）　生活相談員　１人に，入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（２）　生活相談員　１人に，入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（３）　介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）	（３）　介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）
ア　介護職員及び看護職員の総数は，常勤換算方法で，１人に，入所者の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を	ア　介護職員及び看護職員の総数は，常勤換算方法で，１人に，入所者の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を

改正後	改正前
加えて得た数以上	加えて得た数以上
イ　看護職員の数は，次のとおりとすること。	イ　看護職員の数は，次のとおりとすること。
（ア）　入所者の数が30人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては，常勤換算方法で，１人以上	（ア）　入所者の数が30人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては，常勤換算方法で，１人以上
（イ）　入所者の数が30人を超えて50人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては，常勤換算方法で，２人以上	（イ）　入所者の数が30人を超えて50人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては，常勤換算方法で，２人以上
（ウ）　入所者の数が50人を超えて130人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては，常勤換算方法で，３人以上	（ウ）　入所者の数が50人を超えて130人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては，常勤換算方法で，３人以上
（エ）　入所者の数が130人を超える指定介護老人福祉施設にあっては，常勤換算方法で，３人に，入所者の数が130人を超えて50人又は50人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（エ）　入所者の数が130人を超える指定介護老人福祉施設にあっては，常勤換算方法で，３人に，入所者の数が130人を超えて50人又は50人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（４）　栄養士又は管理栄養士　１人以上	（４）　栄養士　１人以上
（５）　機能訓練指導員　１人以上	（５）　機能訓練指導員　１人以上
（６）　介護支援専門員　１人以上（１人に，入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数を標準とする。）	（６）　介護支援専門員　１人以上（１人に，入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数を標準とする。）
２　前項の入所者の数は，前年度の１日当たりの平均値とする。ただし，新規に法第94条第１項の許可を受ける場合は，１日当たりの推定数とする。	２　前項の入所者の数は，前年度の１日当たりの平均値とする。ただし，新規に法第94条第１項の許可を受ける場合は，１日当たりの推定数とする。
３　第１項の常勤換算方法とは，当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。	３　第１項の常勤換算方法とは，当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
４　指定介護老人福祉施設の従業者は，専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし，指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第52条第２項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス条例第188条第２項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き，入所者の処遇に支障がない場合は，この限りでない。	４　指定介護老人福祉施設の従業者は，専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし，入所者の処遇に支障がない場合は，この限りでない。
５　第１項第２号の生活相談員は，常勤の者でなければならない。	５　第１項第２号の生活相談員は，常勤の者でなければならない。
６　第１項第３号の看護職員のうち，１人以上は，常勤の者でなければならない。	６　第１項第３号の看護職員のうち，１人以上は，常勤の者でなければならない。
７　第１項第５号の機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能を改善し，又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。	７　第１項第５号の機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能を改善し，又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。
８　第１項第５号の機能訓練指導員は，当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。	８　第１項第５号の機能訓練指導員は，当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
９　第１項第６号の介護支援専門員は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，入所者の処遇に支障がない場合は，当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。	９　第１項第６号の介護支援専門員は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，入所者の処遇に支障がない場合は，当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
10　第１項第１号の医師及び同項第６号の介護支援専門員の数は，サテライト型居住施設（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）第152条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって，当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては，指定介護老人福祉施設の入所者の人数及び当該サテライト型居住施設の入所者の人数の合計数を基礎として算出しなければならない。	10　第１項第１号の医師及び同項第６号の介護支援専門員の数は，サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス条例第152条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって，当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては，指定介護老人福祉施設の入所者の人数及び当該サテライト型居住施設の入所者の人数の合計数を基礎として算出しなければならない。
第５条から第14条まで　略	第５条から第14条まで　略
（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）	（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）
第15条　指定介護老人福祉施設は，施設サービス計画に基づき，入所者の要介護状態（法第７条第１項に規定する要介護状態をいう。以下同じ。）の軽減又は悪化の防止に資するよう，入所者の心身の状況等に応じ，当該入所者の処遇を適切に行わなければならない。	第15条　指定介護老人福祉施設は，施設サービス計画に基づき，入所者の要介護状態（法第７条第１項に規定する要介護状態をいう。以下同じ。）の軽減又は悪化の防止に資するよう，入所者の心身の状況等に応じ，当該入所者の処遇を適切に行わなければならない。
２　指定介護福祉施設サービスは，施設サービス計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	２　指定介護福祉施設サービスは，施設サービス計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

改正後	改正前
3　指定介護老人福祉施設の従業者は，指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，入所者又はその家族に対し，処遇において必要な事項について，理解しやすいように説明を行わなければならない。	3　指定介護老人福祉施設の従業者は，指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，入所者又はその家族に対し，処遇において必要な事項について，理解しやすいように説明を行わなければならない。
4　指定介護老人福祉施設は，指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては，当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	4　指定介護老人福祉施設は，指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては，当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
5　指定介護老人福祉施設は，身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。	5　指定介護老人福祉施設は，身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。
6　指定介護老人福祉施設は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。	6　指定介護老人福祉施設は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。
（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
（3）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	（3）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
7　指定介護老人福祉施設は，自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。	7　指定介護老人福祉施設は，自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。
（施設サービス計画の作成）	（施設サービス計画の作成）
第16条　指定介護老人福祉施設の管理者は，介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	第16条　指定介護老人福祉施設の管理者は，介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2　施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は，施設サービス計画の作成に当たっては，入所者の日常生活全般を支援する観点から，当該施設サービス計画に地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用に関する事項を含めるよう努めなければならない。	2　施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は，施設サービス計画の作成に当たっては，入所者の日常生活全般を支援する観点から，当該施設サービス計画に地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用に関する事項を含めるよう努めなければならない。
3　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，入所者の有する能力，その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし，入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。	3　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，入所者の有する能力，その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし，入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
4　計画担当介護支援専門員は，前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行うに当たっては，入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において，計画担当介護支援専門員は，面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し，理解を得なければならない。	4　計画担当介護支援専門員は，前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行うに当たっては，入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において，計画担当介護支援専門員は，面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し，理解を得なければならない。
5　計画担当介護支援専門員は，入所者の要望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき，入所者の家族の要望を勘案して，入所者及びその家族の生活に対する意向，総合的な援助の方針，生活全般の解決すべき課題，指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期，指定介護福祉施設サービスの内容，指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。	5　計画担当介護支援専門員は，入所者の要望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき，入所者の家族の要望を勘案して，入所者及びその家族の生活に対する意向，総合的な援助の方針，生活全般の解決すべき課題，指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期，指定介護福祉施設サービスの内容，指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
6　計画担当介護支援専門員は，サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（入所者又はその家族が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）をいう。以下同じ。）の開催，担当者に対する照会等により，当該施設サービス計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。	6　計画担当介護支援専門員は，サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催，担当者に対する照会等により，当該施設サービス計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。
7　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し，文書により当該入所者の同意を得なければならない。	7　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し，文書により当該入所者の同意を得なければならない。
8　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画を作成したときは，当該施設サービス計画を記載した文書を入所者に交付しなければならない。	8　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画を作成したときは，当該施設サービス計画を記載した文書を入所者に交付しなければならない。
9　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の作成後，施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い，必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。	9　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の作成後，施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い，必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。
10　計画担当介護支援専門員は，前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うに当たっては，入所者及びその家族並びに	10　計画担当介護支援専門員は，前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うに当たっては，入所者及びその家族並びに

改正後	改正前
担当者との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。 （1） 定期的に入所者に面接すること。 （2） 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	担当者との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。 （1） 定期的に入所者に面接すること。 （2） 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
11 計画担当介護支援専門員は，次に掲げる場合においては，サービス担当者会議の開催，担当者に対する照会等により，施設サービス計画の変更の必要性について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。 （1） 入所者が法第28条第２項に規定する要介護更新認定を受けた場合 （2） 入所者が法第29条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	11 計画担当介護支援専門員は，次に掲げる場合においては，サービス担当者会議の開催，担当者に対する照会等により，施設サービス計画の変更の必要性について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。 （1） 入所者が法第28条第２項に規定する要介護更新認定を受けた場合 （2） 入所者が法第29条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
12 第２項から第８項までの規定は，第９項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。	12 第２項から第８項までの規定は，第９項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。
第17条から第21条まで 略	第17条から第21条まで 略
（栄養管理） 第21条の２ 指定介護老人福祉施設は，入所者の栄養状態の維持及び改善を図り，自立した日常生活を営むことができるよう，各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。	
（口腔（くう）衛生の管理） 第21条の３ 指定介護老人福祉施設は，入所者の口腔の健康の保持を図り，自立した日常生活を営むことができるよう，口腔衛生の管理体制を整備し，各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。	
第22条から第27条の２まで 略	第22条から第27条の２まで 略
（運営規程） 第28条 指定介護老人福祉施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1） 施設の目的及び運営の方針 （2） 従業者の職種，員数及び職務の内容 （3） 入所定員 （4） 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 （5） 施設の利用に当たっての留意事項 （6） 緊急時等における対応方法 （7） 非常災害対策 （8） 虐待の防止のための措置に関する事項 （9） その他施設の運営に関する重要事項	（運営規程） 第28条 指定介護老人福祉施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1） 施設の目的及び運営の方針 （2） 従業者の職種，員数及び職務の内容 （3） 入所定員 （4） 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 （5） 施設の利用に当たっての留意事項 （6） 緊急時等における対応方法 （7） 非常災害対策 （8） その他施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等） 第29条 指定介護老人福祉施設は，入所者に対し，適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定介護老人福祉施設は，当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし，入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 3 指定介護老人福祉施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該指定介護老人福祉施設は，従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定介護老人福祉施設は，適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	（勤務体制の確保等） 第29条 指定介護老人福祉施設は，入所者に対し，適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定介護老人福祉施設は，当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし，入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 3 指定介護老人福祉施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
（業務継続計画の策定等） 第29条の２ 指定介護老人福祉施設は，感染症又は非常災害の発生時において，入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定介護老人福祉施設は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	

改正後	改正前
3　指定介護老人福祉施設は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
第30条　略	第30条　略
（非常災害対策）	（非常災害対策）
第31条　指定介護老人福祉施設は，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	第31条　指定介護老人福祉施設は，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
2　指定介護老人福祉施設は，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第32条　指定介護老人福祉施設は，入所者の使用する設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。	第32条　指定介護老人福祉施設は，入所者の使用する設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
2　指定介護老人福祉施設は，当該指定介護老人福祉施設における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。	2　指定介護老人福祉施設は，当該指定介護老人福祉施設における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。
（1）　当該指定介護老人福祉施設における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（1）　当該指定介護老人福祉施設における感染症の予防等のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（2）　当該指定介護老人福祉施設における感染症の予防等のための指針を整備すること。	（2）　当該指定介護老人福祉施設における感染症の予防等のための指針を整備すること。
（3）　当該指定介護老人福祉施設において，介護職員その他の従業者に対し，感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	（3）　当該指定介護老人福祉施設において，介護職員その他の従業者に対し，感染症の予防等のための研修を定期的に実施すること。
（4）　前3号に掲げるもののほか，基準省令第27条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。	（4）　前3号に掲げるもののほか，基準省令第27条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
第33条　略	第33条　略
（運営規程の概要等の掲示）	（運営規程の概要等の掲示）
第34条　指定介護老人福祉施設は，当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，協力病院，利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第34条　指定介護老人福祉施設は，当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，協力病院，利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2　指定介護老人福祉施設は，前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	
第35条から第39条まで　略	第35条から第39条まで　略
（事故発生の防止及び発生時の対応）	（事故発生の防止及び発生時の対応）
第40条　指定介護老人福祉施設は，事故の発生又は再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	第40条　指定介護老人福祉施設は，事故の発生又は再発を防止するため，次の各号に定める措置を講じなければならない。
（1）　事故が発生した場合の対応，次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	（1）　事故が発生した場合の対応，次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
（2）　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。	（2）　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
（3）　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	（3）　事故発生の防止のための委員会の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
（4）　前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
2　指定介護老人福祉施設は，入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は，速やかに市町村，入所者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。	2　指定介護老人福祉施設は，入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は，速やかに市町村，入所者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。
3　指定介護老人福祉施設は，前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。	3　指定介護老人福祉施設は，前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
4　指定介護老人福祉施設は，入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに　行わなければならない。	4　指定介護老人福祉施設は，入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかにに行わなければならない。
（虐待の防止）	
第40条の2　指定介護老人福祉施設は，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（1）　当該指定介護老人福祉施設における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するもの	

改正後	改正前
を含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 （2） 当該指定介護老人福祉施設における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。 （3） 当該指定介護老人福祉施設において，介護職員その他の従業者に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。 （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
第41条から第43条まで 略	第41条から第43条まで 略
（基本方針）	（基本方針）
第44条 ユニット型指定介護老人福祉施設は，入居者一人一人の意思及び人格を尊重し，施設サービス計画に基づき，その居宅における生活への復帰を念頭に置いて，入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら，各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き，自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。	第44条 ユニット型指定介護老人福祉施設は，入居者一人一人の意思及び人格を尊重し，施設サービス計画に基づき，その居宅における生活への復帰を念頭に置いて，入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら，各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き，自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
2 ユニット型指定介護老人福祉施設は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村，居宅介護支援事業者，居宅サービス事業者，他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	2 ユニット型指定介護老人福祉施設は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村，居宅介護支援事業者，居宅サービス事業者，他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
3 ユニット型指定介護老人福祉施設は，入居者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
4 ユニット型指定介護老人福祉施設は，指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。	
第2節 設備に関する基準	第2節 設備に関する基準
（設備）	（設備）
第45条 ユニット型指定介護老人福祉施設は，次に掲げる設備を設けなければならない。	第45条 ユニット型指定介護老人福祉施設は，次に掲げる設備を設けなければならない。
（1） ユニット（居室，共同生活室，洗面設備及び便所を設けるものに限る。）	（1） ユニット（居室，共同生活室，洗面設備及び便所を設けるものに限る。）
（2） 浴室	（2） 浴室
（3） 医務室	（3） 医務室
（4） 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	（4） 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
2 前項第1号から第3号までに掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。	2 前項第1号から第3号までに掲げる設備の基準は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。
（1） ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ，アからエまでに定める基準	（1） ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ，アからエまでに定める基準
ア 居室	ア 居室
（ア） 一の居室の定員は，1人とすること。ただし，入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供において必要と認められる場合は，2人とすることができる。	（ア） 一の居室の定員は，1人とすること。ただし，入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供において必要と認められる場合は，2人とすることができる。
（イ） 居室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの入居定員は，原則としておおむね10人以下とし，かつ，15人を超えないものとする。	（イ） 居室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの入居定員は，おおむね10人以下としなければならない。
（ウ） 一の居室の床面積等は，10.65平方メートル以上とすること。ただし，(ア)ただし書の場合においては，21.3平方メートル以上とすること。	（ウ） 一の居室の床面積等は，次の基準のいずれかを満たすこと。 a 10.65平方メートル以上とすること。ただし，(ア)ただし書の場合においては，21.3平方メートル以上とすること。 b ユニットに属さない居室を改修したものについては，入居者相互の視線の遮断が確保されている場合は，居室を隔てる壁について，天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。
（エ） ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	（エ） ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
イ 共同生活室	イ 共同生活室
（ア） 共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入居者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。	（ア） 共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入居者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
（イ） 一の共同生活室の床面積は，2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。	（イ） 一の共同生活室の床面積は，2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
（ウ） 必要な設備及び備品を備えること。	（ウ） 必要な設備及び備品を備えること。
ウ 洗面設備	ウ 洗面設備

改正後	改正前
（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。 （イ） 要介護者が使用するのに適したものとすること。 エ 便所 （ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。 （イ） ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，要介護者が使用するのに適したものとすること。 （2） 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。 （3） 医務室 ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。 イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか，必要に応じて臨床検査設備を設けること。	（ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。 （イ） 要介護者が使用するのに適したものとすること。 エ 便所 （ア） 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。 （イ） ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，要介護者が使用するのに適したものとすること。 （2） 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。 （3） 医務室 ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。 イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか，必要に応じて臨床検査設備を設けること。
3 前2項に規定するもののほか，ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は，廊下の幅が1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。ただし，廊下の一部の幅を拡張することにより，入居者，従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には，廊下の幅は，1.5メートル以上（中廊下にあっては，1.8メートル以上）とすることができる。	3 前2項に規定するもののほか，ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は，廊下の幅が1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。ただし，廊下の一部の幅を拡張することにより，入居者，従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には，廊下の幅は，1.5メートル以上（中廊下にあっては，1.8メートル以上）とすることができる。
4 第1項第2号から第4号まで及び前項に掲げる設備は，専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし，入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は，この限りでない。	4 第1項第2号から第4号まで及び前項に掲げる設備は，専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし，入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は，この限りでない。
第46条 略	第46条 略
（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）	（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）
第47条 指定介護福祉施設サービスは，入居者の有する能力に応じ，自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため，施設サービス計画に基づき，入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより，入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。	第47条 指定介護福祉施設サービスは，入居者の有する能力に応じ，自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため，施設サービス計画に基づき，入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより，入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
2 指定介護福祉施設サービスは，各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。	2 指定介護福祉施設サービスは，各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
3 指定介護福祉施設サービスは，入居者の私生活についての秘密の確保に配慮して行われなければならない。	3 指定介護福祉施設サービスは，入居者の私生活についての秘密の確保に配慮して行われなければならない。
4 指定介護福祉施設サービスは，入居者の自立した生活を支援することを基本として，入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら，適切に行われなければならない。	4 指定介護福祉施設サービスは，入居者の自立した生活を支援することを基本として，入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら，適切に行われなければならない。
5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は，指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては，入居者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。	5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は，指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては，入居者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。
6 ユニット型指定介護老人福祉施設は，指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては，入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。	6 ユニット型指定介護老人福祉施設は，指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては，入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。
7 ユニット型指定介護老人福祉施設は，身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入居者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。	7 ユニット型指定介護老人福祉施設は，身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入居者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。
8 ユニット型指定介護老人福祉施設は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 （2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （3） 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	8 ユニット型指定介護老人福祉施設は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 （2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （3） 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
9 ユニット型指定介護老人福祉施設は，自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。	9 ユニット型指定介護老人福祉施設は，自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。
第48条から第50条まで 略	第48条から第50条まで 略
（運営規程）	（運営規程）
第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1） 施設の目的及び運営の方針 （2） 従業者の職種，員数及び職務の内容 （3） 入居定員	第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1） 施設の目的及び運営の方針 （2） 従業者の職種，員数及び職務の内容 （3） 入居定員

改正後	改正前
（４） ユニットの数及びユニットごとの入居定員	（４） ユニットの数及びユニットごとの入居定員
（５） 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額	（５） 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
（６） 施設の利用に当たっての留意事項	（６） 施設の利用に当たっての留意事項
（７） 緊急時等における対応方法	（７） 緊急時等における対応方法
（８） 非常災害対策	（８） 非常災害対策
（９） 虐待の防止のための措置に関する事項	
（10） その他施設の運営に関する重要事項	（９） その他施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第52条 ユニット型指定介護老人福祉施設は，入居者に対し，適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第52条 ユニット型指定介護老人福祉施設は，入居者に対し，適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
２ 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，入居者が安心して日常生活を営むことができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。	２ 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，入居者が安心して日常生活を営むことができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。
（１） 昼間については，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。	（１） 昼間については，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
（２） 夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。	（２） 夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
（３） ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。	（３） ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。
３ ユニット型指定介護老人福祉施設は，当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし，入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	３ ユニット型指定介護老人福祉施設は，当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし，入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。
４ ユニット型指定介護老人福祉施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該ユニット型指定介護老人福祉施設は，従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	４ ユニット型指定介護老人福祉施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
５ ユニット型指定介護老人福祉施設は，適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第53条 略	第53条 略
（準用）	（準用）
第54条 第６条から第12条まで，第14条，第16条，第19条，第21条から第27条まで，第29条の２及び第31条から第42条までの規定は，ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において，第６条第１項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と，第26条第２項中「この章」とあるのは「第５章第３節」と，第27条中「第16条」とあるのは「第54条において準用する第16条」と，第27条第５号及び第42条第２項第３号中「第15条第５項」とあるのは「第47条第７項」と，第27条第６号及び第42条第２項第５号中「第38条第２項」とあるのは「第54条において準用する第38条第２項」と，第27条第７号及び第42条第２項第６号中「第40条第３項」とあるのは「第54条において準用する第40条第３項」と，第42条第２項第２号中「第12条第２項」とあるのは「第54条において準用する第12条第２項」と，第42条第２項第４号中「第24条」とあるのは「第54条において準用する第24条」と，それぞれ読み替えるものとする。	第54条 第６条から第12条まで，第14条，第16条，第19条，第21条から第27条まで＿＿＿＿＿及び第31条から第42条までの規定は，ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において，第６条第１項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と，第26条第２項中「この章」とあるのは「第５章第３節」と，第27条中「第16条」とあるのは「第54条において準用する第16条」と，第27条第５号及び第42条第２項第３号中「第15条第５項」とあるのは「第47条第７項」と，第27条第６号及び第42条第２項第５号中「第38条第２項」とあるのは「第54条において準用する第38条第２項」と，第27条第７号及び第42条第２項第６号中「第40条第３項」とあるのは「第54条において準用する第40条第３項」と，第42条第２項第２号中「第12条第２項」とあるのは「第54条において準用する第12条第２項」と，第42条第２項第４号中「第24条」とあるのは「第54条において準用する第24条」と，それぞれ読み替えるものとする。
第６章 雑則	第６章 雑則
（電磁的記録等）	
第55条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第９条第１項（前条において準用する場合を含む。），第12条第１項（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については，書面等に代えて，当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	

改正後	改正前
2　指定介護老人福祉施設及びその従業者は，交付等（交付，説明，同意，承諾その他これらに類するものをいう。）のうち，この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面等に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。	
（委任）	（委任）
第56条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。	第55条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。
附　則　略	附　則　略
附　則（令和３年条例第　号抄）	
（施行期日）	
1　この条例は，令和３年４月１日から施行する。ただし，第14条の規定は公布の日から，第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の２の次に１号を加える改正規定は同年10月１日から施行する。	
（虐待の防止に係る経過措置）	
2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第31条，第２条の規定による改正後の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第５項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。），第31条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），第３条の規定による改正後の盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第33条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。）並びに附則第６項及び第34項，第４条の規定による改正後の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第40条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。），第181条の３，第188条，第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。），第237条，第248条，第263条，第265条及び第276条において準用する場合を含む。），第５条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第55条の10の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。），第165条の３，第172条，第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。），第218条，第235条，第249条，第254条及び第263条において準用する場合を含む。），第６条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第109条，第129条，第150条，第178条，第190条及び第203条において準用する場合を含む。），第７条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第38条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），第８条の規定による改正後の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第３条第４項，第40条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項，第９条の規定による改正後の盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第２条第４項，第39条の２（新介護老人保健施設基準条	

改正後	改正前
例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第３項，第10条の規定による改正後の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第２条第４項，第38条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第42条第３項，第11条の規定による改正後の盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第33条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），第12条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第29条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに第13条の規定による改正後の盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第２条第４項，第40条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし，新養護老人ホーム基準条例第７条，新特別養護老人ホーム基準条例第７条（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第７条（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第30条（新居宅サービス等基準条例第42条の３及び第47条において準用する場合を含む。），第57条（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第77条，第87条，第96条，第 107条（新居宅サービス等基準条例第 115条及び第 135条において準用する場合を含む。），第 143条，第 164条（新居宅サービス等基準条例第 181条の３及び第 188条において準用する場合を含む。），第 178条，第 201条，第 213条，第 232条，第 245条及び第 257条（新居宅サービス等基準条例第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第73条，第83条，第92条，第 121条，第 139条（新介護予防サービス等基準条例第 165条の３及び第 172条において準用する場合を含む。），第 157条，第 179条，第 194条，第 213条，第 232条及び第 243条（新介護予防サービス等基準条例第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第32条，第56条，第60条の12（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３において準用する場合を含む。），第60条の34，第74条，第 101条（新地域密着型サービス基準条例第 203条において準用する場合を含む。），第 123条，第 146条，第 169条及び第 187条，新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条，第58条及び第81条，新指定介護老人福祉施設基準条例第28条及び第51条，新介護老人保健施設基準条例第28条及び第50条，新介護療養型医療施設基準条例第27条及び第51条，新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置） 3　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第24条，新特別養護老人ホーム基準条例第24条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第32条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第 113条，第 115条，第 135条，第 146条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。），第 237条，第 248条，第 263条，第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２の２（新介護予防サービス等基準条例第	

改正後	改正前
63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。），第165条の３，第172条，第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。），第218条，第235条，第249条，第254条及び第263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第33条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第109条，第129条，第150条，第178条，第190条及び第203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第29条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第29条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第28条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第23条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第21条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第30条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。 （認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） 5　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第23条第３項，新特別養護老人ホーム基準条例第24条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第40条第４項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条第３項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第57条の２第３項（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第108条第３項（新居宅サービス等基準条例第115条，第135条，第146条，第168条，第181条の３，第188条及び第204条において準用する場合を含む。），第179条第４項，第214条第４項及び第233条第４項（新居宅サービス等基準条例第248条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第121条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第143条，第165条の３，第172条及び第182条において準用する場合を含む。），第158条第４項，第195条第４項及び第214条第４項（新介護予防サービス等基準条例第235条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第60条の13第３項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３，第60条の38，第81条，第109条及び第203条において準用する場合を含む。），第124条第３項，第147条第４項，第170条第３項及び第188条第４項，新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第３項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第３項，新指定介護老人福祉施設基準条例第29条第３項及び第52条第４項，新介護老人保健施設基準条例第29条第３項及び第51条第４項，新介護療養型医療施設基準条例第28条第３項及び第52条第４項並びに新介護医療院基準条例第30条第３項及び第52条第４項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 （ユニットの定員に係る経過措置） 6　当分の間，次表の左欄に掲げる施設は，同表の当該中欄に掲げる基準を満たすほか，当該施設における介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態（夜間及び深夜の時間帯におけるものを含む。）を勘案して同表の当該右欄に掲げる者を配置するよう努めるものとする。 <table><tr><td>新特別養護老人ホーム基準条例第35条第４項第１号ア(イ)の規定により入居定員が10人を超える新特別養護老人ホーム基準条例第32条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型特別養護老人ホーム</td><td>新特別養護老人ホーム基準条例第11条第１項第４号ア及び第40条第２項の基準</td><td>職員</td></tr><tr><td>新特別養護老人ホーム基準条例第50</td><td>新特別養護老人ホー</td><td>職員</td></tr></table>	

改正後			改正前
条第４項第１号ア(イ)の規定により入居定員が10人を超える新特別養護老人ホーム基準条例第32条に規定するユニットを整備する新特別養護老人ホーム基準条例第49条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホーム	ム基準条例第45条第１項第４号ア及び第52条において準用する第40条第２項の基準		
新居宅サービス等基準条例第171条第６項第１号ア(イ)の規定により利用定員が10人を超える新居宅サービス等基準条例第169条に規定するユニットを整備する新居宅サービス等基準条例第171条第１項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所	新居宅サービス等基準条例第148条第１項第３号及び第179条第２項の基準	従業者	
新介護予防サービス等基準条例第154条第６項第１号ア(イ)の規定により利用定員が10人を超える新介護予防サービス等基準条例第152条に規定するユニットを整備する新介護予防サービス等基準条例第154条第１項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所	新介護予防サービス等基準条例第130条第１項第３号及び第158条第２項の基準	従業者	
新地域密着型サービス基準条例第181条第２項第１号ア(イ)の規定により入居定員が10人を超える新地域密着型サービス基準条例第179条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設	新地域密着型サービス基準条例第152条第１項第３号ア及び第188条第２項の基準	従業者	
新指定介護老人福祉施設基準条例第45条第２項第１号ア(イ)の規定により入所定員が10人を超える新指定介護老人福祉施設基準条例第43条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設	新指定介護老人福祉施設基準条例第４条第１項第３号ア及び第52条第２項の基準	従業者	
新介護療養型医療施設基準条例第43条第２項第１号ア(イ)の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第３条第１項第２号及び第３号並びに附則第９項の基準	従業者	
新介護療養型医療施設基準条例第44条第２項第１号ア(イ)の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第３条第２項第２号及び第３号並びに附則第２項第２号の基準	従業者	
新介護療養型医療施設基準条例第45条第２項第１号ア(イ)の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第３条第３項第２号及び第３号並びに附則第３項並びに第10項第２号及び第３号の基準	従業者	

７　この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み，この条例の施行の日以後に増築され，又は全面的に改築された部分を除く。）の居室，療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって，第２条の規定による改正前の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第35条第４項第１号ア(エ)ｂ及び第

改正後	改正前
50条第４項第１号ア(エ) ｂ，第４条の規定による改正前の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第171条第６項第１号ア(エ)，第５条の規定による改正前の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 154条第６項第１号ア(エ)，第６条の規定による改正前の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第 181条第２項第１号ア(カ) ｂ，第８条の規定による改正前の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第45条第２項第１号ア(カ) ｂ並びに第10条の規定による改正前の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例第43条第２項第１号ア(カ) ｂ，第44条第２項第１号ア(カ) ｂ及び第45条第２項第１号ア(カ) ｂの規定の要件を満たしている居室等については，なお従前の例による。 （栄養管理に係る経過措置） 8　施行日から令和６年３月31日までの間，新地域密着型サービス基準条例第 164条の２（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第21条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第19条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第19条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第20条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。 （口腔(くう)衛生の管理に係る経過措置） 9　施行日から令和６年３月31日までの間，新地域密着型サービス基準条例第 164条の３（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第21条の３（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第19条の３（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第19条の３（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第20条の３（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。 （事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） 10　施行日から起算して６月を経過する日までの間，新養護老人ホーム基準条例第30条第１項，新特別養護老人ホーム基準条例第31条第１項（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第33条第１項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第 176条第１項（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第40条第１項（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第39条第１項（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第38条第１項（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第40条第１項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは，「第１号から第３号までに掲げる措置を講じるとともに，第４号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。 （介護保険施設等における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練に係る経過措置） 11　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第25条第２項第３号，新特別養護老人ホーム基準条例第26条第２項第３号（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第26条第２項第３号（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第 172条第２項第３号（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第32条第２項第３号（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基	

改正後	改正前
準条例第32条第２項第３号（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第31条第２項第３号（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第33条第２項第３号（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，老人福祉法（昭和38年法律第 133号）第20条の４に規定する養護老人ホーム，同法第20条の５に規定する特別養護老人ホーム，同法第20条の６に規定する軽費老人ホーム，新地域密着型サービス基準条例第 151条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設，介護保険法（平成９年法律第 123号）第48条第１項第１号に規定する指定介護老人福祉施設，同法第８条第28項に規定する介護老人保健施設，健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設及び介護保険法第８条第29項に規定する介護医療院は，その従業者又は職員に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止のための研修を定期的に実施するとともに，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。	

【第９条】盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	○盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
平成24年12月25日条例第67号	平成24年12月25日条例第67号
改正　略	改正　略
令和３年　月　日条例第　号	
盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
目次	目次
第１章　趣旨及び基本方針（第１条・第２条）	第１章　趣旨及び基本方針（第１条・第２条）
第２章　人員に関する基準（第３条）	第２章　人員に関する基準（第３条）
第３章　施設及び設備に関する基準（第４条・第５条）	第３章　施設及び設備に関する基準（第４条・第５条）
第４章　運営に関する基準（第６条～第41条）	第４章　運営に関する基準（第６条～第41条）
第５章　ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設，設備及び運営に関する基準	第５章　ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設，設備及び運営に関する基準
第１節　趣旨及び基本方針（第42条・第43条）	第１節　趣旨及び基本方針（第42条・第43条）
第２節　施設及び設備に関する基準（第44条）	第２節　施設及び設備に関する基準（第44条）
第３節　運営に関する基準（第45条～第53条）	第３節　運営に関する基準（第45条～第53条）
第６章　雑則（第54条・第55条）	第６章　雑則（第54条　　）
附則	附則
第１条　略	第１条　略
（基本方針）	（基本方針）
第２条　介護老人保健施設は，施設サービス計画（法第８条第26項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより，入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに，入所者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。	第２条　介護老人保健施設は，施設サービス計画（法第８条第26項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより，入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに，入所者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。
２　介護老人保健施設は，入所者の意思及び人格を尊重し，常に入所者の立場に立って介護保健施設サービス（法第８条第28項に規定する介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）を提供するように努めなければならない。	２　介護老人保健施設は，入所者の意思及び人格を尊重し，常に入所者の立場に立って介護保健施設サービス（法第８条第28項に規定する介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）を提供するように努めなければならない。
３　介護老人保健施設は，明るく家庭的な雰囲気を有し，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村（特別区を含む。以下同じ。），居宅介護支援事業者（法第８条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。），居宅サービス事業者（同条第１項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。），他の介護保険施設（同条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との密接な連携に努めなければならない。	３　介護老人保健施設は，明るく家庭的な雰囲気を有し，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村（特別区を含む。以下同じ。），居宅介護支援事業者（法第８条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。），居宅サービス事業者（同条第１項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。），他の介護保険施設（同条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との密接な連携に努めなければならない。
４　介護老人保健施設は，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
５　介護老人保健施設は，介護保健施設サービスを提供するに当たっては，法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。	
第２章　人員に関する基準	第２章　人員に関する基準
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第３条　介護老人保健施設に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。	第３条　介護老人保健施設に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。
（１）　薬剤師　介護老人保健施設の実情に応じた適当な数	（１）　薬剤師　介護老人保健施設の実情に応じた適当な数
（２）　介護職員　常勤換算方法で，１人に，入所者の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上（介護職員の員数は，看護師，準看護師又は介護職員の総数の７分の５程度を標準とする。）	（２）　介護職員　常勤換算方法で，１人に，入所者の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上（介護職員の員数は，看護師，準看護師又は介護職員の総数の７分の５程度を標準とする。）
（３）　支援相談員　１人以上（入所者の数が100人を超える場合にあっては，常勤の支援相談員１人に加え，常勤換算方法で，100人を超える部分を100で除して得た数以上）	（３）　支援相談員　１人以上（入所者の数が100人を超える場合にあっては，常勤の支援相談員１人に加え，常勤換算方法で，100人を超える部分を100で除して得た数以上）
（４）　理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士　常勤換算方法で，入所者の数を100で除して得た数以上	（４）　理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士　常勤換算方法で，入所者の数を100で除して得た数以上
（５）　栄養士又は管理栄養士　入所定員100人以上の介護老人保健施設にあっては，１人以上	（５）　栄養士　　入所定員100人以上の介護老人保健施設にあっては，１人以上
（６）　介護支援専門員　１人に，入所者の数が100人を超えて100人又は100	（６）　介護支援専門員　１人に，入所者の数が100人を超えて100人又は100

改正後	改正前
人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上を標準とする。 （７） 調理員，事務員その他の従業者　介護老人保健施設の実情に応じた適当な数 ２　前項の入所者の数は，前年度の１日当たりの入所者の数の平均値とする。ただし，新規に法第94条第１項の許可を受ける場合は，１日当たりの入所者の数の推定数とする。 ３　第１項の常勤換算方法は，当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 ４　介護老人保健施設の従業者は，専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし，入所者の処遇に支障がない場合には，この限りでない。 ５　第１項第６号の介護支援専門員は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，入所者の処遇に支障がない場合には，当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし，介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であって，当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には，次項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。 ６　第１項（第３号から第６号までに限る。）の規定にかかわらず，サテライト型小規模介護老人保健施設（当該サテライト型小規模介護老人保健施設を設置しようとする者により設置される当該サテライト型小規模介護老人保健施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保するとともに，本体施設とは別の場所で運営され，入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員，理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士，栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については，次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ，当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。 （１） 介護老人保健施設　支援相談員，理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士，栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員 （２） 介護医療院　医師，栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員 （３） 病院　栄養士若しくは管理栄養士（病床数が100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。） ７　第１項（第３号から第６号までに限る。）の規定にかかわらず，医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され，入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって，前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員，理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士，栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は，次の各号に掲げる従業者の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。 （１） 理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士　併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の医師，理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，置かないことができること。 （２） 支援相談員又は介護支援専門員　当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当な数を置くこと。 第４条　略 （構造等） 第５条　介護老人保健施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。 （１） 建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は，耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし，次のいずれかの要件を満たす２階建又は平家建の介護老人保健施	人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上を標準とする。 （７） 調理員，事務員その他の従業者　介護老人保健施設の実情に応じた適当な数 ２　前項の入所者の数は，前年度の１日当たりの入所者の数の平均値とする。ただし，新規に法第94条第１項の許可を受ける場合は，１日当たりの入所者の数の推定数とする。 ３　第１項の常勤換算方法は，当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 ４　介護老人保健施設の従業者は，専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし，介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き，入所者の処遇に支障がない場合には，この限りでない。 ５　第１項第６号の介護支援専門員は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，入所者の処遇に支障がない場合には，当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし，介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であって，当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には，次項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。 ６　第１項（第３号から第６号までに限る。）の規定にかかわらず，サテライト型小規模介護老人保健施設（当該サテライト型小規模介護老人保健施設を設置しようとする者により設置される当該サテライト型小規模介護老人保健施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保するとともに，本体施設とは別の場所で運営され，入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員，理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士，栄養士又は介護支援専門員については，次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ，当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。 （１） 介護老人保健施設　支援相談員，理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士，栄養士又は介護支援専門員 （２） 介護医療院　医師，栄養士又は介護支援専門員 （３） 病院　栄養士（病床数が100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。） ７　第１項（第３号から第６号までに限る。）の規定にかかわらず，医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され，入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって，前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員，理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士，栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は，次の各号に掲げる従業者の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。 （１） 理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士　併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の医師，理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，置かないことができること。 （２） 支援相談員又は介護支援専門員　当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当な数を置くこと。 第４条　略 （構造等） 第５条　介護老人保健施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。 （１） 建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は，耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし，次のいずれかの要件を満たす２階建又は平家建の介護老人保健施

改正後	改正前
設の建物にあっては，準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。	設の建物にあっては，準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。
ア　療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。	ア　療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。
イ　療養室等を２階又は地階に設けている場合にあっては，次に掲げる要件のすべてを満たすこと。	イ　療養室等を２階又は地階に設けている場合にあっては，次に掲げる要件のすべてを満たすこと。
（ア）　当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第31条第１項の計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	（ア）　当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第31条　　の計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
（イ）　第31条第１項の訓練については，同項の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。	（イ）　第31条　　の訓練については，同条の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。
（ウ）　火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。	（ウ）　火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。
（２）　療養室等を２階以上の階に設ける場合は，屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ１以上設けること。	（２）　療養室等を２階以上の階に設ける場合は，屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ１以上設けること。
（３）　療養室等を３階以上の階に設ける場合は，避難に支障がないように避難階段を２以上設けること。ただし，前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第１項に規定する避難階段としての構造とする場合は，その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。	（３）　療養室等を３階以上の階に設ける場合は，避難に支障がないように避難階段を２以上設けること。ただし，前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第１項に規定する避難階段としての構造とする場合は，その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
（４）　階段には，手すりを設けること。	（４）　階段には，手すりを設けること。
（５）　廊下の構造は，次のとおりとすること。	（５）　廊下の構造は，次のとおりとすること。
ア　幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。	ア　幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。
イ　手すりを設けること。	イ　手すりを設けること。
ウ　常夜灯を設けること。	ウ　常夜灯を設けること。
（６）　入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。	（６）　入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
（７）　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	（７）　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
２　前項第１号の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建の介護老人保健施設の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における入所者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	２　前項第１号の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建の介護老人保健施設の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における入所者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
（１）　スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	（１）　スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
（２）　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。	（２）　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。
（３）　避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	（３）　避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
第６条から第14条まで　略	第６条から第14条まで　略
（介護保健施設サービスの取扱方針）	（介護保健施設サービスの取扱方針）
第15条　介護老人保健施設は，施設サービス計画に基づき，入所者の要介護状態（法第７条第１項に規定する要介護状態をいう。以下同じ。）の軽減又は悪化の防止に資するよう，入所者の心身の状況等を踏まえて，当該入所者の療養を適切に行わなければならない。	第15条　介護老人保健施設は，施設サービス計画に基づき，入所者の要介護状態（法第７条第１項に規定する要介護状態をいう。以下同じ。）の軽減又は悪化の防止に資するよう，入所者の心身の状況等を踏まえて，当該入所者の療養を適切に行わなければならない。
２　介護保健施設サービスは，施設サービス計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	２　介護保健施設サービスは，施設サービス計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
３　介護老人保健施設の従業者は，介護保健施設サービスの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，入所者又はその家族に対し，療養において必要な事項について，理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。	３　介護老人保健施設の従業者は，介護保健施設サービスの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，入所者又はその家族に対し，療養において必要な事項について，理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
４　介護老人保健施設は，介護保健施設サービスの提供に当たっては，当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	４　介護老人保健施設は，介護保健施設サービスの提供に当たっては，当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
５　介護老人保健施設は，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。	５　介護老人保健施設は，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。
６　介護老人保健施設は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。	６　介護老人保健施設は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。

改正後	改正前
（1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	（2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
（3） 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	（3） 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
7 介護老人保健施設は，自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。	7 介護老人保健施設は，自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。
（施設サービス計画の作成）	（施設サービス計画の作成）
第16条 介護老人保健施設の管理者は，介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	第16条 介護老人保健施設の管理者は，介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は，施設サービス計画の作成に当たっては，入所者の日常生活全般を支援する観点から，当該施設サービス計画に地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用に関する事項を含めるよう努めなければならない。	2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は，施設サービス計画の作成に当たっては，入所者の日常生活全般を支援する観点から，当該施設サービス計画に地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用に関する事項を含めるよう努めなければならない。
3 計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，入所者の有する能力，その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし，入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。	3 計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，入所者の有する能力，その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし，入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
4 計画担当介護支援専門員は，前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行うに当たっては，入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において，計画担当介護支援専門員は，面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し，理解を得なければならない。	4 計画担当介護支援専門員は，前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行うに当たっては，入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において，計画担当介護支援専門員は，面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し，理解を得なければならない。
5 計画担当介護支援専門員は，入所者の要望，入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき，入所者の家族の要望を勘案し，入所者及びその家族の生活に対する意向，総合的な援助の方針，生活全般の解決すべき課題，介護保健施設サービスの目標及びその達成時期，介護保健施設サービスの内容，介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。	5 計画担当介護支援専門員は，入所者の要望，入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき，入所者の家族の要望を勘案し，入所者及びその家族の生活に対する意向，総合的な援助の方針，生活全般の解決すべき課題，介護保健施設サービスの目標及びその達成時期，介護保健施設サービスの内容，介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
6 計画担当介護支援専門員は，サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（入所者又はその家族が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）をいう。以下同じ。）の開催，担当者に対する照会等により，当該施設サービス計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。	6 計画担当介護支援専門員は，サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催，担当者に対する照会等により，当該施設サービス計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。
7 計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の原案の内容について，入所者又はその家族に対して説明し，文書により当該入所者の同意を得なければならない。	7 計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の原案の内容について，入所者又はその家族に対して説明し，文書により当該入所者の同意を得なければならない。
8 計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画を作成したときは，当該施設サービス計画を記載した文書を入所者に交付しなければならない。	8 計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画を作成したときは，当該施設サービス計画を記載した文書を入所者に交付しなければならない。
9 計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の作成後，当該施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い，必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。	9 計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の作成後，当該施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い，必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。
10 計画担当介護支援専門員は，前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うに当たっては，入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。	10 計画担当介護支援専門員は，前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うに当たっては，入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。
（1） 定期的に入所者に面接すること。	（1） 定期的に入所者に面接すること。
（2） 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	（2） 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
11 計画担当介護支援専門員は，次に掲げる場合においては，サービス担当者会議の開催，担当者に対する照会等により，施設サービス計画の変更の必要性について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。	11 計画担当介護支援専門員は，次に掲げる場合においては，サービス担当者会議の開催，担当者に対する照会等により，施設サービス計画の変更の必要性について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。
（1） 入所者が法第28条第２項に規定する要介護更新認定を受けた場合	（1） 入所者が法第28条第２項に規定する要介護更新認定を受けた場合
（2） 入所者が法第29条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	（2） 入所者が法第29条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
12 第２項から第８項までの規定は，第９項に規定する施設サービス計画の	12 第２項から第８項までの規定は，第９項に規定する施設サービス計画の

改正後	改正前
変更について準用する。	変更について準用する。
第17条から第19条まで　略	第17条から第19条まで　略
（栄養管理）	
第19条の２　介護老人保健施設は，入所者の栄養状態の維持及び改善を図り，自立した日常生活を営むことができるよう，各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。	
（口腔（くう）衛生の管理）	
第19条の３　介護老人保健施設は，入所者の口腔の健康の保持を図り，自立した日常生活を営むことができるよう，口腔衛生の管理体制を整備し，各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。	
第20条から第27条まで　略	第20条から第27条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第28条　介護老人保健施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第28条　介護老人保健施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
（１）　施設の目的及び運営の方針	（１）　施設の目的及び運営の方針
（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容	（２）　従業者の職種，員数及び職務の内容
（３）　入所定員	（３）　入所定員
（４）　入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額	（４）　入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
（５）　施設の利用に当たっての留意事項	（５）　施設の利用に当たっての留意事項
（６）　非常災害対策	（６）　非常災害対策
（７）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（８）　その他施設の運営に関する重要事項	（７）　その他施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第29条　介護老人保健施設は，入所者に対し，適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第29条　介護老人保健施設は，入所者に対し，適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　介護老人保健施設は，当該介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし，入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	２　介護老人保健施設は，当該介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし，入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。
３　介護老人保健施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該介護老人保健施設は，従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	３　介護老人保健施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
４　介護老人保健施設は，適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第29条の２　介護老人保健施設は，感染症又は非常災害の発生時において，入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
２　介護老人保健施設は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
３　介護老人保健施設は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
第30条　略	第30条　略
（非常災害対策）	（非常災害対策）
第31条　介護老人保健施設は，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	第31条　介護老人保健施設は，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
２　介護老人保健施設は，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第32条　介護老人保健施設は，入所者の使用する施設，設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。	第32条　介護老人保健施設は，入所者の使用する施設，設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
２　介護老人保健施設は，当該介護老人保健施設における感染症の発生の予	２　介護老人保健施設は，当該介護老人保健施設における感染症の発生の予

改正後	改正前
防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。	防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。
（1） 当該介護老人保健施設における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（1） 当該介護老人保健施設における感染症の予防等のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（2） 当該介護老人保健施設における感染症の予防等のための指針を整備すること。	（2） 当該介護老人保健施設における感染症の予防等のための指針を整備すること。
（3） 当該介護老人保健施設において，介護職員その他の従業者に対し，感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	（3） 当該介護老人保健施設において，介護職員その他の従業者に対し，感染症の予防等のための研修を定期的に実施すること。
（4） 前3号に掲げるもののほか，基準省令第29条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。	（4） 前3号に掲げるもののほか，基準省令第29条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
第33条 略	第33条 略
（運営規程の概要等の掲示）	（運営規程の概要等の掲示）
第34条 介護老人保健施設は，当該介護老人保健施設の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，協力病院，利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第34条 介護老人保健施設は，当該介護老人保健施設の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，協力病院，利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2 介護老人保健施設は，前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	
第35条から第38条まで 略	第35条から第38条まで 略
（事故発生の防止及び発生時の対応）	（事故発生の防止及び発生時の対応）
第39条 介護老人保健施設は，事故の発生又は再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	第39条 介護老人保健施設は，事故の発生又は再発を防止するため，次の各号に定める措置を講じなければならない。
（1） 事故が発生した場合の対応，次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	（1） 事故が発生した場合の対応，次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
（2） 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。	（2） 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
（3） 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	（3） 事故発生の防止のための委員会の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
（4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
2 介護老人保健施設は，入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は，速やかに市町村，入所者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。	2 介護老人保健施設は，入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は，速やかに市町村，入所者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。
3 介護老人保健施設は，前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。	3 介護老人保健施設は，前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
4 介護老人保健施設は，入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。	4 介護老人保健施設は，入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。
（虐待の防止）	
第39条の2 介護老人保健施設は，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（1） 当該介護老人保健施設における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
（2） 当該介護老人保健施設における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。	
（3） 当該介護老人保健施設において，介護職員その他の従業者に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。	
（4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
第40条から第42条まで 略	第40条から第42条まで 略
（基本方針）	（基本方針）
第43条 ユニット型介護老人保健施設は，入居者一人一人の意思及び人格を尊重し，施設サービス計画に基づき，その居宅における生活への復帰を念頭に置いて，入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮するとともに，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより，各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き，自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。	第43条 ユニット型介護老人保健施設は，入居者一人一人の意思及び人格を尊重し，施設サービス計画に基づき，その居宅における生活への復帰を念頭に置いて，入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮するとともに，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより，各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き，自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

改正後	改正前
2　ユニット型介護老人保健施設は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村等との密接な連携に努めなければならない。	2　ユニット型介護老人保健施設は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村等との密接な連携に努めなければならない。
3　ユニット型介護老人保健施設は，入居者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
4　ユニット型介護老人保健施設は，介護保健施設サービスを提供するに当たっては，法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。	
第２節　施設及び設備に関する基準	第２節　施設及び設備に関する基準
（施設）	（施設）
第44条　ユニット型介護老人保健施設は，次に掲げる施設を有しなければならない。ただし，ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ，これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）にあっては，本体施設の施設を利用することにより，当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは，調理室，洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を，ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ，これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）にあっては，併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより，当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは，療養室及び診察室を除き，これらの施設を有しないことができる。	第44条　ユニット型介護老人保健施設は，次に掲げる施設を有しなければならない。ただし，ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ，これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）にあっては，本体施設の施設を利用することにより，当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは，調理室，洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を，ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ，これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）にあっては，併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより，当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは，療養室及び診察室を除き，これらの施設を有しないことができる。
（１）　ユニット（共同生活室，洗面所及び便所を設けるものに限る。）	（１）　ユニット（共同生活室，洗面所及び便所を設けるものに限る。）
（２）　浴室	（２）　浴室
（３）　サービス・ステーション	（３）　サービス・ステーション
（４）　調理室	（４）　調理室
（５）　洗濯室又は洗濯場	（５）　洗濯室又は洗濯場
（６）　汚物処理室	（６）　汚物処理室
2　前項第１号及び第２号に掲げる施設の基準は，次の各号に掲げる施設の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。	2　前項第１号及び第２号に掲げる施設の基準は，次の各号に掲げる施設の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。
（１）　ユニット　次に掲げる施設の区分に応じ，アからウまでに定める基準	（１）　ユニット　次に掲げる施設の区分に応じ，アからウまでに定める基準
ア　共同生活室	ア　共同生活室
（ア）　共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入居者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。	（ア）　共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入居者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
（イ）　一の共同生活室の床面積は，２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。	（イ）　一の共同生活室の床面積は，２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
（ウ）　必要な設備及び備品を備えること。	（ウ）　必要な設備及び備品を備えること。
イ　洗面所	イ　洗面所
（ア）　療養室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。	（ア）　療養室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
（イ）　身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。	（イ）　身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
ウ　便所	ウ　便所
（ア）　療養室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。	（ア）　療養室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
（イ）　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。	（イ）　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
（ウ）　常夜灯を設けること。	（ウ）　常夜灯を設けること。
（２）　浴室	（２）　浴室
ア　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。	ア　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
イ　一般の浴槽のほか，入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別な浴槽を設けること。	イ　一般の浴槽のほか，入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別な浴槽を設けること。
3　前項第２号に掲げる設備は，専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし，入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は，この限りでない。	3　前項第２号に掲げる設備は，専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし，入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は，この限りでない。
4　前３項に規定するもののほか，ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。	4　前３項に規定するもののほか，ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。
（１）　ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は，耐火建築物とすること。ただし，次のいずれかの要件を満たす２階建又は平家建のユニット型介護老人保健施設の建物にあっては，準耐火建築物とすることができる。	（１）　ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は，耐火建築物とすること。ただし，次のいずれかの要件を満たす２階建又は平家建のユニット型介護老人保健施設の建物にあっては，準耐火建築物とすることができる。
ア　療養室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。	ア　療養室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。

改正後	改正前
イ　療養室等を２階又は地階に設けている場合にあっては，次に掲げる要件のすべてを満たすこと。	イ　療養室等を２階又は地階に設けている場合にあっては，次に掲げる要件のすべてを満たすこと。
（ア）　当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第53条において準用する第31条第１項の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	（ア）　当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第53条において準用する第31条の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
（イ）　第53条において準用する第31条第１項の訓練については，同項の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。	（イ）　第53条において準用する第31条の訓練については，同条の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。
（ウ）　火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。	（ウ）　火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。
（２）　療養室等を２階以上の階に設ける場合は，屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ１以上設けること。	（２）　療養室等を２階以上の階に設ける場合は，屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ１以上設けること。
（３）　療養室等が３階以上の階にある場合は，避難に支障がないように避難階段を２以上設けること。ただし，前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第１項に規定する避難階段としての構造とする場合は，その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。	（３）　療養室等が３階以上の階にある場合は，避難に支障がないように避難階段を２以上設けること。ただし，前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第１項に規定する避難階段としての構造とする場合は，その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
（４）　階段には，手すりを設けること。	（４）　階段には，手すりを設けること。
（５）　廊下の構造は，次のとおりとすること。	（５）　廊下の構造は，次のとおりとすること。
ア　幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。ただし，廊下の一部の幅を拡張することにより，入居者，従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には，1.5メートル以上（中廊下にあっては，1.8メートル以上）として差し支えないこと。	ア　幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。ただし，廊下の一部の幅を拡張することにより，入居者，従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には，1.5メートル以上（中廊下にあっては，1.8メートル以上）として差し支えないこと。
イ　手すりを設けること。	イ　手すりを設けること。
ウ　常夜灯を設けること。	ウ　常夜灯を設けること。
（６）　入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。	（６）　入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
（７）　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	（７）　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
５　前項第１号の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建のユニット型介護老人保健施設の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における入居者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	５　前項第１号の規定にかかわらず，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建のユニット型介護老人保健施設の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における入居者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
（１）　スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	（１）　スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
（２）　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。	（２）　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。
（３）　避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	（３）　避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
第45条　略	第45条　略
（介護保健施設サービスの取扱方針）	（介護保健施設サービスの取扱方針）
第46条　介護保健施設サービスは，入居者の有する能力に応じて，自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため，施設サービス計画に基づき，入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより，入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。	第46条　介護保健施設サービスは，入居者の有する能力に応じて，自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため，施設サービス計画に基づき，入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより，入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
２　介護保健施設サービスは，各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。	２　介護保健施設サービスは，各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
３　介護保健施設サービスは，入居者の私生活についての秘密の確保に配慮して行われなければならない。	３　介護保健施設サービスは，入居者の私生活についての秘密の確保に配慮して行われなければならない。
４　介護保健施設サービスは，入居者の自立した生活を支援することを基本とし，入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら，適切に行われなければならない。	４　介護保健施設サービスは，入居者の自立した生活を支援することを基本とし，入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら，適切に行われなければならない。
５　ユニット型介護老人保健施設の従業者は，介護保健施設サービスの提供に当たっては，入居者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。	５　ユニット型介護老人保健施設の従業者は，介護保健施設サービスの提供に当たっては，入居者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。
６　ユニット型介護老人保健施設は，介護保健施設サービスの提供に当たっては，入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。	６　ユニット型介護老人保健施設は，介護保健施設サービスの提供に当たっては，入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。
７　ユニット型介護老人保健施設は，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入居者の心身の状況並びに緊急かつ	７　ユニット型介護老人保健施設は，前項の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入居者の心身の状況並びに緊急かつ

改正後	改正前
やむを得ない理由を記録しなければならない。	やむを得ない理由を記録しなければならない。
8　ユニット型介護老人保健施設は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。	8　ユニット型介護老人保健施設は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。
（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
（3）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	（3）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
9　ユニット型介護老人保健施設は，自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。	9　ユニット型介護老人保健施設は，自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。
第47条から第49条まで　略	第47条から第49条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第50条　ユニット型介護老人保健施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第50条　ユニット型介護老人保健施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（1）　施設の目的及び運営の方針	（1）　施設の目的及び運営の方針
（2）　従業者の職種，員数及び職務の内容	（2）　従業者の職種，員数及び職務の内容
（3）　入居定員	（3）　入居定員
（4）　ユニットの数及びユニットごとの入居定員	（4）　ユニットの数及びユニットごとの入居定員
（5）　入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額	（5）　入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
（6）　施設の利用に当たっての留意事項	（6）　施設の利用に当たっての留意事項
（7）　非常災害対策	（7）　非常災害対策
（8）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（9）　その他施設の運営に関する重要事項	（8）　その他施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第51条　ユニット型介護老人保健施設は，入居者に対し，適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第51条　ユニット型介護老人保健施設は，入居者に対し，適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，入居者が安心して日常生活を営むことができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。	2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，入居者が安心して日常生活を営むことができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。
（1）　昼間については，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。	（1）　昼間については，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
（2）　夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。	（2）　夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
（3）　ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。	（3）　ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。
3　ユニット型介護老人保健施設は，当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし，入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	3　ユニット型介護老人保健施設は，当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし，入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。
4　ユニット型介護老人保健施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該ユニット型介護老人保健施設は，従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	4　ユニット型介護老人保健施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
5　ユニット型介護老人保健施設は，適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第52条　略	第52条　略
（準用）	（準用）
第53条　第６条から第12条まで，第14条，第16条から第19条の３まで，第22条，第24条から第27条まで，第29条の２及び第31条から第41条までの規定は，ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において，第６条第１項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要事項に関する規程」と，第26条第２項中「この章」とあるのは「第５章第３節」と，第27条中「第16条」とあるのは「第53条において準用する第16条」と，第27条第４号及び第41条第２項第６号中「第37条第２項」とあるのは「第53条において準用する第37条第２項」と，第27条第５号及び第41条第２項第７号中「第39条第３項」とあるのは「第53条において準	第53条　第６条から第12条まで，第14条，第16条から第19条まで，第22条，第24条から第27条まで及び第31条から第41条までの規定は，ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において，第６条第１項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要事項に関する規程」と，第26条第２項中「この章」とあるのは「第５章第３節」と，第27条中「第16条」とあるのは「第53条において準用する第16条」と，第27条第４号及び第41条第２項第６号中「第37条第２項」とあるのは「第53条において準用する第37条第２項」と，第27条第５号及び第41条第２項第７号中「第39条第３項」とあるのは「第53条において準

改正後	改正前
用する第39条第３項」と，第41条第２項第２号中「第11条第４項」とあるのは「第53条において準用する第11条第４項」と，第41条第２項第３号中「第12条第２項」とあるのは「第53条において準用する第12条第２項」と，第41条第２項第４号中「第15条第５項」とあるのは「第46条第７項」と，第41条第２項第５号中「第24条」とあるのは「第53条において準用する第24条」と読み替えるものとする。	用する第39条第３項」と，第41条第２項第２号中「第11条第４項」とあるのは「第53条において準用する第11条第４項」と，第41条第２項第３号中「第12条第２項」とあるのは「第53条において準用する第12条第２項」と，第41条第２項第４号中「第15条第５項」とあるのは「第46条第７項」と，第41条第２項第５号中「第24条」とあるのは「第53条において準用する第24条」と読み替えるものとする。
第６章　雑則	第６章　雑則
（電磁的記録等）	
第54条　介護老人保健施設及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第９条第１項（前条において準用する場合を含む。），第12条第１項（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については，書面等に代えて，当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
２　介護老人保健施設及びその従業者は，交付等（交付，説明，同意，承諾その他これらに類するものをいう。）のうち，この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面等に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。	
（委任）	（委任）
第55条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。	第54条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。
附　則　略	附　則　略
附　則（令和３年条例第　号抄）	
（施行期日）	
１　この条例は，令和３年４月１日から施行する。ただし，第14条の規定は公布の日から，第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の２の次に１号を加える改正規定は同年10月１日から施行する。	
（虐待の防止に係る経過措置）	
２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第31条，第２条の規定による改正後の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第５項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。），第31条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），第３条の規定による改正後の盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第33条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。）並びに附則第６項及び第34項，第４条の規定による改正後の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第40条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。），第181条の３，第188条，第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。），第237条，第248条，第263条，第265条及び第276条において準用する場合を含む。），第５条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第55条の10の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。），第165条の３，第172条，第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。），	

改正後	改正前
第218条，第235条，第249条，第254条及び第263条において準用する場合を含む。），第６条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第109条，第129条，第150条，第178条，第190条及び第203条において準用する場合を含む。），第７条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第38条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），第８条の規定による改正後の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第３条第４項，第40条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項，第９条の規定による改正後の盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第２条第４項，第39条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第３項，第10条の規定による改正後の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第２条第４項，第38条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第42条第３項，第11条の規定による改正後の盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第33条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），第12条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第29条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに第13条の規定による改正後の盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第２条第４項，第40条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし，新養護老人ホーム基準条例第７条，新特別養護老人ホーム基準条例第７条（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第７条（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第30条（新居宅サービス等基準条例第42条の３及び第47条において準用する場合を含む。），第57条（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第77条，第87条，第96条，第107条（新居宅サービス等基準条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。），第143条，第164条（新居宅サービス等基準条例第181条の３及び第188条において準用する場合を含む。），第178条，第201条，第213条，第232条，第245条及び第257条（新居宅サービス等基準条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第73条，第83条，第92条，第121条，第139条（新介護予防サービス等基準条例第165条の３及び第172条において準用する場合を含む。），第157条，第179条，第194条，第213条，第232条及び第243条（新介護予防サービス等基準条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第32条，第56条，第60条の12（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３において準用する場合を含む。），第60条の34，第74条，第101条（新地域密着型サービス基準条例第203条において準用する場合を含む。），第123条，第146条，第169条及び第187条，新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条，第58条及び第81条，新指定介護老人福祉施設基準条例第28条及び第51条，新介護老人保健施設基準条例第28条及び第50条，新介護療養型医療施設基準条例第27条及び第51条，新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定	

改正後	改正前
介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置） 3　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第24条，新特別養護老人ホーム基準条例第24条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第32条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。），第181条の３，第188条，第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。），第237条，第248条，第263条，第265条及び第276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。），第165条の３，第172条，第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。），第218条，第235条，第249条，第254条及び第263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第33条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第109条，第129条，第150条，第178条，第190条及び第203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第29条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第29条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第28条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第23条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第21条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第30条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。 （認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） 5　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第23条第３項，新特別養護老人ホーム基準条例第24条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第40条第４項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条第３項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第57条の２第３項（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第108条第３項（新居宅サービス等基準条例第115条，第135条，第146条，第168条，第181条の３，第188条及び第204条において準用する場合を含む。），第179条第４項，第214条第４項及び第233条第４項（新居宅サービス等基準条例第248条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第121条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第143条，第165条の３，第172条及び第182条において準用する場合を含む。），第158条第４項，第195条第４項及び第214条第４項（新介護予防サービス等基準条例第235条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第60条の13第３項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３，第60条の38，第81条，第109条及び第203条において準用する場合を含む。），第124条第３項，第147条第４項，第170条第３項及び第188条第４項，新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第３項（新地域密着型介護	

改正後	改正前
予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第３項，新指定介護老人福祉施設基準条例第29条第３項及び第52条第４項，新介護老人保健施設基準条例第29条第３項及び第51条第４項，新介護療養型医療施設基準条例第28条第３項及び第52条第４項並びに新介護医療院基準条例第30条第３項及び第52条第４項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 （栄養管理に係る経過措置） ８　施行日から令和６年３月31日までの間，新地域密着型サービス基準条例第 164条の２（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第21条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第19条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第19条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第20条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。 （口腔（くう）衛生の管理に係る経過措置） ９　施行日から令和６年３月31日までの間，新地域密着型サービス基準条例第 164条の３（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第21条の３（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第19条の３（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第19条の３（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第20条の３（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。 （事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） 10　施行日から起算して６月を経過する日までの間，新養護老人ホーム基準条例第30条第１項，新特別養護老人ホーム基準条例第31条第１項（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第33条第１項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第 176条第１項（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第40条第１項（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第39条第１項（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第38条第１項（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第40条第１項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは，「第１号から第３号までに掲げる措置を講じるとともに，第４号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。 （介護保険施設等における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練に係る経過措置） 11　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第25条第２項第３号，新特別養護老人ホーム基準条例第26条第２項第３号（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第26条第２項第３号（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第 172条第２項第３号（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第32条第２項第３号（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第32条第２項第３号（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第31条第２項第３号（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第33条第２項第３号（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，老人福祉法（昭和38年法律第 133号）第20条の４に規定する養護老人ホーム，同法第20条の５に規定する特別養護老人ホーム，同法第20条の６に規定する軽費老人ホーム，新地域密着型サービス基準条例第 151条第１項に規定す	

改正後	改正前
る指定地域密着型介護老人福祉施設，介護保険法（平成９年法律第 123号）第48条第１項第１号に規定する指定介護老人福祉施設，同法第８条第28項に規定する介護老人保健施設，健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設及び介護保険法第８条第29項に規定する介護医療院は，その従業者又は職員に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止のための研修を定期的に実施するとともに，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。	

【第10条】盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例	○盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例
平成24年12月25日条例第68号	平成24年12月25日条例第68号
改正　略	改正　略
令和３年　月　日条例第　号	
盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例	盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例
目次	目次
第１章　趣旨及び基本方針（第１条・第２条）	第１章　趣旨及び基本方針（第１条・第２条）
第２章　人員に関する基準（第３条）	第２章　人員に関する基準（第３条）
第３章　設備に関する基準（第４条～第６条）	第３章　設備に関する基準（第４条～第６条）
第４章　運営に関する基準（第７条～第40条）	第４章　運営に関する基準（第７条～第40条）
第５章　ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第５章　ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第１節　趣旨及び基本方針（第41条・第42条）	第１節　趣旨及び基本方針（第41条・第42条）
第２節　設備に関する基準（第43条～第45条）	第２節　設備に関する基準（第43条～第45条）
第３節　運営に関する基準（第46条～第54条）	第３節　運営に関する基準（第46条～第54条）
第６章　雑則（第55条・第56条）	第６章　雑則（第55条　　）
附則	附則
第１条　略	第１条　略
（基本方針）	（基本方針）
第２条　指定介護療養型医療施設は，長期にわたる療養を必要とする要介護者（介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第７条第３項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）に対し，施設サービス計画（旧法第８条第23項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づいて，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより，当該要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。	第２条　指定介護療養型医療施設は，長期にわたる療養を必要とする要介護者（介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第７条第３項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）に対し，施設サービス計画（旧法第８条第23項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づいて，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより，当該要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
２　指定介護療養型医療施設は，入院患者の意思及び人格を尊重し，常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービス（旧法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）の提供に努めなければならない。	２　指定介護療養型医療施設は，入院患者の意思及び人格を尊重し，常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービス（旧法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）の提供に努めなければならない。
３　指定介護療養型医療施設は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村（特別区を含む。以下同じ。），居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業（法第８条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。），居宅サービス事業者（居宅サービス事業（法第８条第１項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。），他の介護保険施設（旧法第８条第22項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との密接な連携に努めなければならない。	３　指定介護療養型医療施設は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村（特別区を含む。以下同じ。），居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業（法第８条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。），居宅サービス事業者（居宅サービス事業（法第８条第１項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。），他の介護保険施設（旧法第８条第22項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との密接な連携に努めなければならない。
４　指定介護療養型医療施設は，入院患者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
５　指定介護療養型医療施設は，指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては，法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。	
第２章　人員に関する基準	第２章　人員に関する基準
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第３条　指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。	第３条　指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　医師及び薬剤師　　それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上	（１）　医師，薬剤師及び栄養士　それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上
（２）　療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は，当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）　常勤換算方法で，１人に，療養病床に係る病棟における入院患者の数が６人を超えて６人又は６人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（２）　療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は，当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）　常勤換算方法で，１人に，療養病床に係る病棟における入院患者の数が６人を超えて６人又は６人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（３）　療養病床に係る病棟に置くべき介護職員　常勤換算方法で，１人に，	（３）　療養病床に係る病棟に置くべき介護職員　常勤換算方法で，１人に，

改正後	改正前
療養病床に係る病棟における入院患者の数が６人を超えて６人又は６人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	療養病床に係る病棟における入院患者の数が６人を超えて６人又は６人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（４） 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当な数	（４） 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当な数
（５） 栄養士又は管理栄養士 療養病床の病床数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては，１人以上	
（６） 介護支援専門員 １人以上（１人に，療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数を標準とする。）	（５） 介護支援専門員 １人以上（１人に，療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数を標準とする。）
２ 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。	２ 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１） 医師 常勤換算方法で，１人以上	（１） 医師 常勤換算方法で，１人以上
（２） 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で，１人に，療養病床に係る病室における入院患者の数が６人を超えて６人又は６人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（２） 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で，１人に，療養病床に係る病室における入院患者の数が６人を超えて６人又は６人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（３） 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で，１人に，療養病床に係る病室における入院患者の数が６人を超えて６人又は６人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（３） 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で，１人に，療養病床に係る病室における入院患者の数が６人を超えて６人又は６人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（４） 介護支援専門員 １人以上	（４） 介護支援専門員 １人以上
３ 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第１条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第４条第２項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。	３ 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第１条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第４条第２項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１） 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上	（１） 医師，薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
（２） 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 ア及びイに定める数	（２） 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 ア及びイに定める数
ア 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の２の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあっては，常勤換算方法で，１人に，当該老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	ア 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の２の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあっては，常勤換算方法で，１人に，当該老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
イ 老人性認知症疾患療養病棟（アの規定の適用を受けるものを除く。）にあっては，常勤換算方法で，１人に，当該老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が４人を超えて４人又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	イ 老人性認知症疾患療養病棟（アの規定の適用を受けるものを除く。）にあっては，常勤換算方法で，１人に，当該老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が４人を超えて４人又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（３） 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で，１人に，老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が６人を超えて６人又は６人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（３） 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で，１人に，老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が６人を超えて６人又は６人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（４） 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 １人以上	（４） 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 １人以上
（５） 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 １人以上	（５） 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 １人以上
（６） 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の病床数の合計数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては，１人以上	
（７） 介護支援専門員 １人以上（１人に，老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数を標準とする。）	（６） 介護支援専門員 １人以上（１人に，老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数を標準とする。）
４ 前３項の入院患者の数は，前年度の１日当たりの入院患者の数の平均値とする。	４ 前３項の入院患者の数は，前年度の１日当たりの入院患者の数の平均値とする。
５ 第１項から第３項までの常勤換算方法は，指定介護療養型医療施設の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより，当該指定介護療養型医療施設の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。	５ 第１項から第３項までの常勤換算方法は，指定介護療養型医療施設の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより，当該指定介護療養型医療施設の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
６ 療養病床を有する病院であり，かつ，老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は，第１項第６号及び第３項第７号の規定にかかわらず，１人に，療	６ 療養病床を有する病院であり，かつ，老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は，第１項第５号及び第３項第６号の規定にかかわらず，１人に，療

改正後	改正前
養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数とする。	養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数とする。
7　指定介護療養型医療施設の従業者は，専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者でなければならない。ただし＿＿＿

改正後	改正前
下「アセスメント」という。）を行うに当たっては，入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において，計画担当介護支援専門員は，面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し，理解を得なければならない。	下「アセスメント」という。）を行うに当たっては，入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において，計画担当介護支援専門員は，面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し，理解を得なければならない。
5　計画担当介護支援専門員は，入院患者の要望，入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき，入院患者の家族の要望を勘案し，入院患者及びその家族の生活に対する意向，総合的な援助の方針，生活全般の解決すべき課題，指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期，指定介護療養施設サービスの内容，指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。	5　計画担当介護支援専門員は，入院患者の要望，入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき，入院患者の家族の要望を勘案し，入院患者及びその家族の生活に対する意向，総合的な援助の方針，生活全般の解決すべき課題，指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期，指定介護療養施設サービスの内容，指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
6　計画担当介護支援専門員は，サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（入院患者又はその家族が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該入院患者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）をいう。以下同じ。）の開催，担当者に対する照会等により，当該施設サービス計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。	6　計画担当介護支援専門員は，サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催，担当者に対する照会等により，当該施設サービス計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。
7　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し，文書により当該入院患者の同意を得なければならない。	7　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し，文書により当該入院患者の同意を得なければならない。
8　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画を作成したときは，当該施設サービス計画を記載した文書を入院患者に交付しなければならない。	8　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画を作成したときは，当該施設サービス計画を記載した文書を入院患者に交付しなければならない。
9　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の作成後，施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い，必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。	9　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の作成後，施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い，必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
10　計画担当介護支援専門員は，前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うに当たっては，入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。 （1）　定期的に入院患者に面接すること。 （2）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。	10　計画担当介護支援専門員は，前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うに当たっては，入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。 （1）　定期的に入院患者に面接すること。 （2）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。
11　計画担当介護支援専門員は，次に掲げる場合においては，サービス担当者会議の開催，担当者に対する照会等により，施設サービス計画の変更の必要性について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。 （1）　入院患者が法第28条第２項に規定する要介護更新認定を受けた場合 （2）　入院患者が法第29条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	11　計画担当介護支援専門員は，次に掲げる場合においては，サービス担当者会議の開催，担当者に対する照会等により，施設サービス計画の変更の必要性について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。 （1）　入院患者が法第28条第２項に規定する要介護更新認定を受けた場合 （2）　入院患者が法第29条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
12　第２項から第８項までの規定は，第９項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。	12　第２項から第８項までの規定は，第９項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。
第18条及び第19条　略	第18条及び第19条　略
（栄養管理） 第19条の２　指定介護療養型医療施設は，入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り，自立した日常生活を営むことができるよう，各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。	
（口腔（くう）衛生の管理） 第19条の３　指定介護療養型医療施設は，入院患者の口腔の健康の保持を図り，自立した日常生活を営むことができるよう，口腔衛生の管理体制を整備し，各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。	
第20条から第26条まで　略	第20条から第26条まで　略
（運営規程） 第27条　指定介護療養型医療施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1）　施設の目的及び運営の方針 （2）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （3）　入院患者の定員 （4）　入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 （5）　施設の利用に当たっての留意事項 （6）　非常災害対策	（運営規程） 第27条　指定介護療養型医療施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1）　施設の目的及び運営の方針 （2）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （3）　入院患者の定員 （4）　入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 （5）　施設の利用に当たっての留意事項 （6）　非常災害対策

改正後	改正前
（7） 虐待の防止のための措置に関する事項	
（8） その他施設の運営に関する重要事項	（7） その他施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第28条 指定介護療養型医療施設は，入院患者に対し，適切な指定介護療養施設サービスを提供できるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第28条 指定介護療養型医療施設は，入院患者に対し，適切な指定介護療養施設サービスを提供できるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2 指定介護療養型医療施設は，当該指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし，入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	2 指定介護療養型医療施設は，当該指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし，入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。
3 指定介護療養型医療施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該指定介護療養型医療施設は，従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	3 指定介護療養型医療施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
4 指定介護療養型医療施設は，適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第28条の２ 指定介護療養型医療施設は，感染症又は非常災害の発生時において，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2 指定介護療養型医療施設は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
3 指定介護療養型医療施設は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
第29条 略	第29条 略
（非常災害対策）	（非常災害対策）
第30条 指定介護療養型医療施設は，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	第30条 指定介護療養型医療施設は，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
2 指定介護療養型医療施設は，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第31条 指定介護療養型医療施設は，入院患者の使用する施設，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。	第31条 指定介護療養型医療施設は，入院患者の使用する施設，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
2 指定介護療養型医療施設は，当該指定介護療養型医療施設における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。	2 指定介護療養型医療施設は，当該指定介護療養型医療施設における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。
（1） 当該指定介護療養型医療施設における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（1） 当該指定介護療養型医療施設における感染症の予防等のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（2） 当該指定介護療養型医療施設における感染症の予防等のための指針を整備すること。	（2） 当該指定介護療養型医療施設における感染症の予防等のための指針を整備すること。
（3） 当該指定介護療養型医療施設において，介護職員その他の従業者に対し，感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	（3） 当該指定介護療養型医療施設において，介護職員その他の従業者に対し，感染症の予防等のための研修を定期的に実施すること。
（4） 前３号に掲げるもののほか，基準省令第28条第２項第４号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。	（4） 前３号に掲げるもののほか，基準省令第28条第２項第４号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
第32条 略	第32条 略
（運営規程の概要等の掲示）	（運営規程の概要等の掲示）
第33条 指定介護療養型医療施設は，当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に，運営規程の概要並びに従業者の勤務の体制，利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。	第33条 指定介護療養型医療施設は，当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に，運営規程の概要並びに従業者の勤務の体制，利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

改正後	改正前
2　指定介護療養型医療施設は，前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	
第34条から第37条まで　略	第34条から第37条まで　略
（事故発生の防止及び発生時の対応）	（事故発生の防止及び発生時の対応）
第38条　指定介護療養型医療施設は，事故の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	第38条　指定介護療養型医療施設は，事故の発生又はその再発を防止するため，次の各号に定める措置を講じなければならない。
（1）　事故が発生した場合の対応，次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	（1）　事故が発生した場合の対応，次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
（2）　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。	（2）　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
（3）　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	（3）　事故発生の防止のための委員会の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
（4）　前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
2　指定介護療養型医療施設は，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は，速やかに市町村，入院患者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。	2　指定介護療養型医療施設は，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は，速やかに市町村，入院患者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。
3　指定介護療養型医療施設は，前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。	3　指定介護療養型医療施設は，前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
4　指定介護療養型医療施設は，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。	4　指定介護療養型医療施設は，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。
（虐待の防止）	
第38条の2　指定介護療養型医療施設は，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（1）　当該指定介護療養型医療施設における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
（2）　当該指定介護療養型医療施設における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。	
（3）　当該指定介護療養型医療施設において，介護職員その他の従業者に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。	
（4）　前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
第39条から第41条まで　略	第39条から第41条まで　略
（基本方針）	（基本方針）
第42条　ユニット型指定介護療養型医療施設は，入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し，施設サービス計画に基づき，その居宅における生活への復帰を念頭に置いて，入院前の居宅における生活と入院後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより，各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き，自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。	第42条　ユニット型指定介護療養型医療施設は，入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し，施設サービス計画に基づき，その居宅における生活への復帰を念頭に置いて，入院前の居宅における生活と入院後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより，各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き，自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
2　ユニット型指定介護療養型医療施設は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村，居宅介護支援事業者，居宅サービス事業者，他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	2　ユニット型指定介護療養型医療施設は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村，居宅介護支援事業者，居宅サービス事業者，他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
3　ユニット型指定介護療養型医療施設は，入院患者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
4　ユニット型指定介護療養型医療施設は，指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。	
第2節　設備に関する基準	第2節　設備に関する基準
（構造等）	（構造等）
第43条　ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は，ユニット及び浴室を有しなければならない。	第43条　ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は，ユニット及び浴室を有しなければならない。
2　前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット，機能訓練室，浴室及び廊下は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定める基準を満たさなければならない。	2　前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット，機能訓練室，浴室及び廊下は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定める基準を満たさなければならない。

改正後	改正前
（1） ユニット　アからエまでに掲げる設備の区分に応じ，それぞれアからエまでに定める基準	（1） ユニット　アからエまでに掲げる設備の区分に応じ，それぞれアからエまでに定める基準
ア　病室	ア　病室
（ア） 一の病室の定員は，１人とすること。ただし，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供において市長が必要があると認めた場合は，２人とすることができる。	（ア） 一の病室の定員は，１人とすること。ただし，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供において市長が必要があると認めた場合は，２人とすることができる。
（イ） 病室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの入院患者の定員は，原則としておおむね10人以下とし，かつ，15人を超えないものとする。	（イ） 病室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの入院患者の定員は，おおむね10人以下としなければならない。
（ウ） 一の病室の床面積等は，10.65平方メートル以上とすること。ただし，(ア)ただし書の場合にあっては，21.3平方メートル以上とすること。	（ウ） 一の病室の床面積等は，次の基準のいずれかを満たすこと。
	a　10.65平方メートル以上とすること。ただし，(ア)ただし書の場合にあっては，21.3平方メートル以上とすること。
	b　ユニットに属さない病室を改修したものについては，入院患者相互の視線の遮断が確保されている場合は，病室を隔てる壁について，天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。
（エ） ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	（エ） ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
イ　共同生活室	イ　共同生活室
（ア） 共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入院患者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。	（ア） 共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入院患者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
（イ） 一の共同生活室の床面積は，２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。	（イ） 一の共同生活室の床面積は，２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
（ウ） 必要な設備及び備品を備えること。	（ウ） 必要な設備及び備品を備えること。
ウ　洗面設備	ウ　洗面設備
（ア） 病室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。	（ア） 病室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
（イ） 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。	（イ） 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
エ　便所	エ　便所
（ア） 病室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。	（ア） 病室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
（イ） ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，身体の不自由な者の使用に適したものとすること。	（イ） ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
（2） 機能訓練室　内法(のり)による測定で40平方メートル以上の床面積を有し，必要な器械及び器具を備えること。	（2） 機能訓練室　内法(のり)による測定で40平方メートル以上の床面積を有し，必要な器械及び器具を備えること。
（3） 浴室　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。	（3） 浴室　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
（4） 廊下　廊下の幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。	（4） 廊下　廊下の幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。
3　前項第２号から第４号までに掲げる設備は，専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は，この限りでない。	3　前項第２号から第４号までに掲げる設備は，専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は，この限りでない。
4　第２項第１号イの共同生活室は，医療法施行規則第21条第３号に規定する食堂とみなす。	4　第２項第１号イの共同生活室は，医療法施行規則第21条第３号に規定する食堂とみなす。
5　前各項に規定するもののほか，ユニット型指定介護療養型医療施設は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。	5　前各項に規定するもののほか，ユニット型指定介護療養型医療施設は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
第44条　ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は，ユニット及び浴室を有しなければならない。	第44条　ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は，ユニット及び浴室を有しなければならない。
2　前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット，機能訓練室，浴室及び廊下は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定める基準を満たさなければならない。	2　前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット，機能訓練室，浴室及び廊下は，次の各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定める基準を満たさなければならない。
（1） ユニット　アからエまでに掲げる設備の区分に応じ，それぞれアからエまでに定める基準	（1） ユニット　アからエまでに掲げる設備の区分に応じ，それぞれアからエまでに定める基準
ア　病室	ア　病室
（ア） 一の病室の定員は，１人とすること。ただし，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供において市長が必要があると認めた場合は，２人とすることができる。	（ア） 一の病室の定員は，１人とすること。ただし，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供において市長が必要があると認めた場合は，２人とすることができる。
（イ） 病室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの入院患者の定員は，原則としておおむね10人以下とし，かつ，15人を超えないものとする。	（イ） 病室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの入院患者の定員は，おおむね10人以下としなければならない。
（ウ） 一の病室の床面積等は，10.65平方メートル以上とすること。た	（ウ） 一の病室の床面積等は，次の基準のいずれかを満たすこと。

改正後	改正前
だし，(ア)ただし書の場合にあっては，21.3平方メートル以上とすること。	a　10.65平方メートル以上とすること。ただし，(ア)ただし書の場合にあっては，21.3平方メートル以上とすること。 b　ユニットに属さない病室を改修したものについては，入院患者相互の視線の遮断が確保されている場合は，病室を隔てる壁について，天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。
(エ)　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	(エ)　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
イ　共同生活室	イ　共同生活室
(ア)　共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入院患者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。	(ア)　共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入院患者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
(イ)　一の共同生活室の床面積は，2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。	(イ)　一の共同生活室の床面積は，2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
(ウ)　必要な設備及び備品を備えること。	(ウ)　必要な設備及び備品を備えること。
ウ　洗面設備	ウ　洗面設備
(ア)　病室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。	(ア)　病室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
(イ)　身体の不自由な者の使用に適したものとすること。	(イ)　身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
エ　便所	エ　便所
(ア)　病室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。	(ア)　病室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
(イ)　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，身体の不自由な者の使用に適したものとすること。	(イ)　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
(2)　機能訓練室　機能訓練を行うために十分な広さを有し，必要な器械及び器具を備えること。	(2)　機能訓練室　機能訓練を行うために十分な広さを有し，必要な器械及び器具を備えること。
(3)　浴室　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。	(3)　浴室　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
(4)　廊下　廊下の幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。	(4)　廊下　廊下の幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。
3　前項第2号から第4号までに掲げる設備は，専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は，この限りでない。	3　前項第2号から第4号までに掲げる設備は，専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は，この限りでない。
4　第2項第1号イの共同生活室は，医療法施行規則第21条の4第1項に規定する食堂とみなす。	4　第2項第1号イの共同生活室は，医療法施行規則第21条の4第1項に規定する食堂とみなす。
5　前各項に規定するもののほか，ユニット型指定介護療養型医療施設は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。	5　前各項に規定するもののほか，ユニット型指定介護療養型医療施設は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
第45条　ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は，ユニット，生活機能回復訓練室及び浴室を有しなければならない。	第45条　ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は，ユニット，生活機能回復訓練室及び浴室を有しなければならない。
2　前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット，生活機能回復訓練室，浴室及び廊下は，各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定める基準を満たさなければならない。	2　前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット，生活機能回復訓練室，浴室及び廊下は，各号に掲げる設備の区分に応じ，当該各号に定める基準を満たさなければならない。
(1)　ユニット　アからエまでに掲げる設備の区分に応じ，それぞれアからエまでに定める基準	(1)　ユニット　アからエまでに掲げる設備の区分に応じ，それぞれアからエまでに定める基準
ア　病室	ア　病室
(ア)　一の病室の定員は，1人とすること。ただし，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供において市長が必要があると認めた場合は，2人とすることができる。	(ア)　一の病室の定員は，1人とすること。ただし，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供において市長が必要があると認めた場合は，2人とすることができる。
(イ)　病室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの入院患者の定員は，原則としておおむね10人以下とし，かつ，15人を超えないものとする。	(イ)　病室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの入院患者の定員は，おおむね10人以下としなければならない。
(ウ)　一の病室の床面積等は，10.65平方メートル以上とすること。ただし，(ア)ただし書の場合にあっては，21.3平方メートル以上とすること。	(ウ)　一の病室の床面積等は，次の基準のいずれかを満たすこと。 a　10.65平方メートル以上とすること。ただし，(ア)ただし書の場合にあっては，21.3平方メートル以上とすること。 b　ユニットに属さない病室を改修したものについては，入院患者相互の視線の遮断が確保されている場合は，病室を隔てる壁について，天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。
(エ)　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	(エ)　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
イ　共同生活室	イ　共同生活室
(ア)　共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入院患者が交流し，共同で日常生活を営むための場所とし	(ア)　共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入院患者が交流し，共同で日常生活を営むための場所とし

改正後	改正前
てふさわしい形状を有すること。 （イ） 一の共同生活室の床面積は，２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 （ウ） 必要な設備及び備品を備えること。 ウ 洗面設備 （ア） 病室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。 （イ） 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。 エ 便所 （ア） 病室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。 （イ） ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，身体の不自由な者の使用に適したものとすること。 （２） 生活機能回復訓練室 60平方メートル以上の床面積を有し，専用の器械及び器具を備えること。 （３） 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。 （４） 廊下 廊下の幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。	てふさわしい形状を有すること。 （イ） 一の共同生活室の床面積は，２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 （ウ） 必要な設備及び備品を備えること。 ウ 洗面設備 （ア） 病室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。 （イ） 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。 エ 便所 （ア） 病室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。 （イ） ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，身体の不自由な者の使用に適したものとすること。 （２） 生活機能回復訓練室 60平方メートル以上の床面積を有し，専用の器械及び器具を備えること。 （３） 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。 （４） 廊下 廊下の幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。
３ 前項第２号から第４号までに掲げる設備は，専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は，この限りでない。	３ 前項第２号から第４号までに掲げる設備は，専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は，この限りでない。
４ 前３項に規定するもののほか，ユニット型指定介護療養型医療施設は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。	４ 前３項に規定するもののほか，ユニット型指定介護療養型医療施設は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
第46条 略	第46条 略
（指定介護療養施設サービスの取扱方針）	（指定介護療養施設サービスの取扱方針）
第47条 指定介護療養施設サービスは，入院患者の能力に応じ，自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため，施設サービス計画に基づき，入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより，入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。	第47条 指定介護療養施設サービスは，入院患者の能力に応じ，自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため，施設サービス計画に基づき，入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより，入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
２ 指定介護療養施設サービスは，各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。	２ 指定介護療養施設サービスは，各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
３ 指定介護療養施設サービスは，入院患者の私生活についての秘密の確保に配慮して行われなければならない。	３ 指定介護療養施設サービスは，入院患者の私生活についての秘密の確保に配慮して行われなければならない。
４ 指定介護療養施設サービスは，入院患者の自立した生活を支援することを基本として，入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，当該入院患者の心身の状況等を常に把握しながら，適切に行われなければならない。	４ 指定介護療養施設サービスは，入院患者の自立した生活を支援することを基本として，入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，当該入院患者の心身の状況等を常に把握しながら，適切に行われなければならない。
５ ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は，指定介護療養施設サービスの提供に当たっては，入院患者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。	５ ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は，指定介護療養施設サービスの提供に当たっては，入院患者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。
６ ユニット型指定介護療養型医療施設は，指定介護療養施設サービスの提供に当たっては，当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。	６ ユニット型指定介護療養型医療施設は，指定介護療養施設サービスの提供に当たっては，当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。
７ ユニット型指定介護療養型医療施設は，身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入院患者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。	７ ユニット型指定介護療養型医療施設は，身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入院患者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。
８ ユニット型指定介護療養型医療施設は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。 （１） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 （２） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （３） 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	８ ユニット型指定介護療養型医療施設は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。 （１） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 （２） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （３） 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
９ ユニット型指定介護療養型医療施設は，自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。	９ ユニット型指定介護療養型医療施設は，自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。
第48条から第50条まで 略	第48条から第50条まで 略
（運営規程）	（運営規程）
第51条 ユニット型指定介護療養型医療施設は，次に掲げる施設の運営につ	第51条 ユニット型指定介護療養型医療施設は，次に掲げる施設の運営につ

改正後	改正前
いての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1） 施設の目的及び運営の方針 （2） 従業者の職種，員数及び職務の内容 （3） 入院患者の定員 （4） ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員 （5） 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 （6） 施設の利用に当たっての留意事項 （7） 非常災害対策 （8） 虐待の防止のための措置に関する事項 （9） その他施設の運営に関する重要事項	いての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1） 施設の目的及び運営の方針 （2） 従業者の職種，員数及び職務の内容 （3） 入院患者の定員 （4） ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員 （5） 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 （6） 施設の利用に当たっての留意事項 （7） 非常災害対策 （8） その他施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等） 第52条 ユニット型指定介護療養型医療施設は，入院患者に対し，適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	（勤務体制の確保等） 第52条 ユニット型指定介護療養型医療施設は，入院患者に対し，適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，入院患者が安心して日常生活を営むことができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 （1） 昼間については，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 （2） 夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人を加えて得た数以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 （3） ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。	2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，入院患者が安心して日常生活を営むことができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 （1） 昼間については，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 （2） 夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人を加えて得た数以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 （3） ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。
3 ユニット型指定介護療養型医療施設は，当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	3 ユニット型指定介護療養型医療施設は，当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし，入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。
4 ユニット型指定介護療養型医療施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該ユニット型指定介護療養型医療施設は，従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	4 ユニット型指定介護療養型医療施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
5 ユニット型指定介護療養型医療施設は，適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第53条 略 （準用）	第53条 略 （準用）
第54条 第７条から第13条まで，第15条，第17条から第19条の３まで，第23条から第26条まで，第28条の２及び第30条から第40条までの規定は，ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において，第７条第１項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と，第25条第２項中「この章」とあるのは「第５章第３節」と，第26条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と，第26条第３号及び第40条第２項第５号中「第36条第２項」とあるのは「第54条において準用する第36条第２項」と，第26条第４号及び第40条第２項第６号中「第38条第３項」とあるのは「第54条において準用する第38条第３項」と，第40条第２項第２号中「第13条第２項」とあるのは「第54条において準用する第13条第２項」と，第40条第２項第３号中「第16条第５項」とあるのは「第47条第７項」と，第40条第２項第４号中「第23条」とあるのは「第54条において準用する第23条」と読み替えるものとする。	第54条 第７条から第13条まで，第15条，第17条から第19条まで，第23条から第26条まで及び第30条から第40条までの規定は，ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において，第７条第１項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と，第25条第２項中「この章」とあるのは「第５章第３節」と，第26条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と，第26条第３号及び第40条第２項第５号中「第36条第２項」とあるのは「第54条において準用する第36条第２項」と，第26条第４号及び第40条第２項第６号中「第38条第３項」とあるのは「第54条において準用する第38条第３項」と，第40条第２項第２号中「第13条第２項」とあるのは「第54条において準用する第13条第２項」と，第40条第２項第３号中「第16条第５項」とあるのは「第47条第７項」と，第40条第２項第４号中「第23条」とあるのは「第54条において準用する第23条」と読み替えるものとする。
第６章 雑則 （電磁的記録等） 第55条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第１項（前条において準用する場合を含む。），第13条第１項（前	第６章 雑則

改正後	改正前
条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については，書面等に代えて，当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
2　指定介護療養型医療施設及びその従業者は，交付等（交付，説明，同意，承諾その他これらに類するものをいう。）のうち，この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面等に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。	
（委任）	（委任）
第56条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。	第55条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。
附　則	附　則
（施行期日）	（施行期日）
1　この条例は，平成25年４月１日から施行する。	1　この条例は，平成25年４月１日から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
2　第３条第２項の規定にかかわらず，当分の間，指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。	2　第３条第２項の規定にかかわらず，当分の間，指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　医師　常勤換算方法で，１人以上	（１）　医師　常勤換算方法で，１人以上
（２）　療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員　常勤換算方法で，１人に，療養病床に係る病室における入院患者の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上。ただし，そのうちの１人については看護職員とするものとする。	（２）　療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員　常勤換算方法で，１人に，療養病床に係る病室における入院患者の数が３人を超えて３人又は３人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上。ただし，そのうちの１人については看護職員とするものとする。
（３）　介護支援専門員　１人以上	（３）　介護支援専門員　１人以上
3　当分の間，第３条第３項第３号中「６人」とあるのは，「８人」とする。	3　当分の間，第３条第３項第３号中「６人」とあるのは，「８人」とする。
4　専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については，当分の間，第３条第３項第４号中「作業療法士」とあるのは「週に１日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と，同条第10項中「第３項第４号の作業療法士及び同項第５号の精神保健福祉士」とあるのは「第３項第５号の精神保健福祉士」とする。	4　専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については，当分の間，第３条第３項第４号中「作業療法士」とあるのは「週に１日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と，同条第10項中「第３項第４号の作業療法士及び同項第５号の精神保健福祉士」とあるのは「第３項第５号の精神保健福祉士」とする。
5　医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第８号。以下「改正省令」という。）附則第３条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床の転換（病院の一般病床（医療法第７条第２項第５号に規定する一般病床をいう。以下同じ。），精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第４条第２項に規定する病床に係るものに限る。）又は療養病床の病床数を減少させるとともに，当該病院の施設を介護老人保健施設，軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者，要支援者（法第７条第４項に規定する要支援者をいう。以下同じ。）その他の者を入所させ，又は入居させるための施設の用に供することをいう。第７項において同じ。）を行って設けられたものに限る。）であって，改正省令第７条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成５年厚生省令第３号）附則第４条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については，第４条第２項第７号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と，「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。	5　医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第８号。以下「改正省令」という。）附則第３条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床の転換（病院の一般病床（医療法第７条第２項第５号に規定する一般病床をいう。以下同じ。），精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第４条第２項に規定する病床に係るものに限る。）又は療養病床の病床数を減少させるとともに，当該病院の施設を介護老人保健施設，軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者，要支援者（法第７条第４項に規定する要支援者をいう。以下同じ。）その他の者を入所させ，又は入居させるための施設の用に供することをいう。第７項において同じ。）を行って設けられたものに限る。）であって，改正省令第７条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成５年厚生省令第３号）附則第４条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については，第４条第２項第７号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と，「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
6　改正省令附則第４条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床の転換（診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに，当該診療所の施設を介護老人保健施設，軽費老人ホームその他の要介護者，要支援者その他の者を入所させ，又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って設けられたものに限る。）であって，改正省令第８条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号）附則第４条の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については，第５条第２項第７号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と，「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。	6　改正省令附則第４条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床の転換（診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに，当該診療所の施設を介護老人保健施設，軽費老人ホームその他の要介護者，要支援者その他の者を入所させ，又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って設けられたものに限る。）であって，改正省令第８条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号）附則第４条の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については，第５条第２項第７号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と，「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
7　病床の転換を行って設けられた老人性認知症疾患療養病棟（次項において「病床転換による老人性認知症疾患療養病棟」という。）に係る病室に	7　病床の転換を行って設けられた老人性認知症疾患療養病棟（次項において「病床転換による老人性認知症疾患療養病棟」という。）に係る病室に

改正後	改正前
ついては，第６条第２項第１号中「４床」とあるのは，「６床」とする。	ついては，第６条第２項第１号中「４床」とあるのは，「６床」とする。
8　病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については，第６条第２項第８号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と，「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の２の規定の適用を受ける病院の廊下にあっては，2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル」とする。	8　病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については，第６条第２項第８号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と，「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の２の規定の適用を受ける病院の廊下にあっては，2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル」とする。
9　療養病床を有する病院（平成24年３月31日において，医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については，平成36年３月31日までの間は，第３条第１項第２号中「６人」とあるのは「８人」と，同項第３号中「６人」とあるのは「４人」とする。	9　療養病床を有する病院（平成24年３月31日において，医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については，平成36年３月31日までの間は，第３条第１項第２号中「６人」とあるのは「８人」と，同項第３号中「６人」とあるのは「４人」とする。
10　令和６年３月31日までの間は，第３条第３項の規定にかかわらず，老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年３月31日において，医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。	10　平成36年３月31日までの間は，第３条第３項の規定にかかわらず，老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年３月31日において，医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　医師及び薬剤師　　それぞれ医療法上必要とされる数以上	（１）　医師，薬剤師及び栄養士　それぞれ医療法上必要とされる数以上
（２）　老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員　常勤換算方法で，１人に，老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が５人を超えて５人又は５人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（２）　老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員　常勤換算方法で，１人に，老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が５人を超えて５人又は５人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（３）　老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員　常勤換算方法で，１人に，老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が６人を超えて６人又は６人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上	（３）　老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員　常勤換算方法で，１人に，老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が６人を超えて６人又は６人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（４）　老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士　１人以上	（４）　老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士　１人以上
（５）　老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者　１人以上	（５）　老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者　１人以上
（６）　栄養士又は管理栄養士　老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の病床数の合計数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては，１人以上	
（７）　介護支援専門員　１人以上（１人に，老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数を標準とする。）	（６）　介護支援専門員　１人以上（１人に，老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数を標準とする。）
11　療養病床を有する病院（平成24年３月31日において，医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については，平成36年３月31日までの間は，第４条第２項第７号及び第43条第２項第４号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と，「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。	11　療養病床を有する病院（平成24年３月31日において，医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については，平成36年３月31日までの間は，第４条第２項第７号及び第43条第２項第４号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と，「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
12　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年３月31日において，医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については，平成36年３月31日までの間は，第６条第２項第８号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と，「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の２の規定の適用を受ける病院の廊下にあっては，2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。	12　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年３月31日において，医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については，平成36年３月31日までの間は，第６条第２項第８号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と，「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の２の規定の適用を受ける病院の廊下にあっては，2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。
13　平成13年３月１日前に医療法第７条第１項の開設許可を受けていた病院のうち，介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（平成17年政令第231号）第１条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第52条第２項の規定により読み替えて適用する同令第４条第２項に規定する特例対象病院が有する老人性認知症疾患療養病棟については，当分の間，第３条第３項第２号イ中「１人を加えて得た数以上」とあるのは，「１人を加えて得た数以上。ただし，そのうち，老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を４で除した数（その数が１に満たないときは１とし，その数に１に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を５で除した数（その数が１に満たないときは１とし，その数に１に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。	13　平成13年３月１日前に医療法第７条第１項の開設許可を受けていた病院のうち，介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（平成17年政令第231号）第１条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第52条第２項の規定により読み替えて適用する同令第４条第２項に規定する特例対象病院が有する老人性認知症疾患療養病棟については，当分の間，第３条第３項第２号イ中「１人を加えて得た数以上」とあるのは，「１人を加えて得た数以上。ただし，そのうち，老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を４で除した数（その数が１に満たないときは１とし，その数に１に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を５で除した数（その数が１に満たないときは１とし，その数に１に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。
14　平成13年３月１日以前から存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあっては，当分の間，第６条第２項第２号中「内法（のり）による測定で，入院患者１人につき6.4平方メートル」とあるのは，「入院患者１人につき6.0平方メートル」とする。	14　平成13年３月１日以前から存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあっては，当分の間，第６条第２項第２号中「内法（のり）による測定で，入院患者１人につき6.4平方メートル」とあるのは，「入院患者１人につき6.0平方メートル」とする。
15　改正省令附則第８条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接する廊下（附則第５項，第６項及び第８項の規定の適用を受ける場合を除く。）の	15　改正省令附則第８条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接する廊下（附則第５項，第６項及び第８項の規定の適用を受ける場合を除く。）の

改正後	改正前
幅については，第４条第２項第７号及び第５条第２項第７号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と，「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とし，第６条第２項第８号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と，「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の２の規定の適用を受ける病院の廊下にあっては，2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル」とする。	幅については，第４条第２項第７号及び第５条第２項第７号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と，「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とし，第６条第２項第８号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と，「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の２の規定の適用を受ける病院の廊下にあっては，2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル」とする。
	16　平成17年10月１日以前に旧法第48条第１項第３号の規定による指定を受けている介護療養型医療施設（平成17年10月１日後に増築され，又は改築された部分を除く。次項において同じ。）であって，第５章（第43条第２項第１号ア(ウ)及び同号イ(イ)，第44条第２項第１号ア(ウ)及び同号イ(イ)並びに第45条第２項第１号ア(ウ)及び同号イ(イ)を除く。次項において同じ。）に規定する基準を満たすものについて，第43条第２項第１号ア(ウ)ｂ，第44条第２項第１号ア(ウ)ｂ又は第45条第２項第１号ア(ウ)ｂの規定を適用する場合においては，これらの規定中「入院患者相互の」とあるのは「10.65平方メートル以上を標準とすること。ただし，(ア)ただし書の場合にあっては，21.3平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には，入院患者相互の」とする。
16　平成17年10月１日以前に旧法第48条第１項第３号の規定による指定を受けている介護療養型医療施設（平成17年10月１日後に増築され，又は改築された部分を除く。）であって，第５章に規定する基準を満たすものについて，第43条第２項第１号イ(イ)，第44条第２項第１号イ(イ)又は第45条第２項第１号イ(イ)の規定を適用する場合においては，これらの規定中「２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入院患者が交流し，共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。	17　平成17年10月１日以前に旧法第48条第１項第３号の規定による指定を受けている介護療養型医療施設＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿であって，第５章に規定する基準を満たすものについて，第43条第２項第１号イ(イ)，第44条第２項第１号イ(イ)又は第45条第２項第１号イ(イ)の規定を適用する場合においては，これらの規定中「２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入院患者が交流し，共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
17　平成17年10月１日以前に旧法第48条第１項第３号の規定による指定を受けている介護療養型医療施設（同日後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は，指定介護療養型医療施設であってユニット型指定介護療養型医療施設でないものとみなす。ただし，当該指定介護療養型医療施設が，第２章及び第５章に規定する基準を満たし，かつ，その旨を市長に申し出た場合には，この限りでない。	18　平成17年10月１日以前に旧法第48条第１項第３号の規定による指定を受けている介護療養型医療施設（同日後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は，指定介護療養型医療施設であってユニット型指定介護療養型医療施設でないものとみなす。ただし，当該指定介護療養型医療施設が，第２章及び第５章に規定する基準を満たし，かつ，その旨を市長に申し出た場合には，この限りでない。
18　平成17年10月１日以前に旧法第48条第１項第３号の規定による指定を受けている介護療養型医療施設（同日において建築に着手していたものであって，同月２日以降に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成17年前指定介護療養型医療施設」という。）であって，指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準（以下「指定介護療養型医療施設旧基準」という。）第51条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設であるもの（平成23年９月１日において改修，改築又は増築の工事に着手していた平成17年前指定介護療養型医療施設（第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設を除く。）であって，同日後に指定介護療養型医療施設旧基準第51条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設に該当することとなるものを含む。）については，同日後最初の指定の更新までの間は，次項から第29項までの規定によることができる。	19　平成17年10月１日以前に旧法第48条第１項第３号の規定による指定を受けている介護療養型医療施設（同日において建築に着手していたものであって，同月２日以降に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成17年前指定介護療養型医療施設」という。）であって，指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準（以下「指定介護療養型医療施設旧基準」という。）第51条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設であるもの（平成23年９月１日において改修，改築又は増築の工事に着手していた平成17年前指定介護療養型医療施設（第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設を除く。）であって，同日後に指定介護療養型医療施設旧基準第51条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設に該当することとなるものを含む。）については，同日後最初の指定の更新までの間は，次項から附則第30項までの規定によることができる。
19　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針は，ユニットごとに入院患者の日常生活が営まれ，これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあっては第42条に，それ以外の部分にあっては第２条に定めるところによる。	20　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針は，ユニットごとに入院患者の日常生活が営まれ，これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあっては第42条に，それ以外の部分にあっては第２条に定めるところによる。
20　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の設備は，ユニット部分にあっては第43条から第45条までに，それ以外の部分にあっては第４条から第６条までに定めるところによる。ただし，浴室，機能訓練室及び生活機能回復訓練室については，ユニット部分の入院患者及びそれ以外の部分の入院患者に対するサービスの提供に支障がないときは，それぞれ一の設備をもって，ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。	21　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の設備は，ユニット部分にあっては第43条から第45条までに，それ以外の部分にあっては第４条から第６条までに定めるところによる。ただし，浴室，機能訓練室及び生活機能回復訓練室については，ユニット部分の入院患者及びそれ以外の部分の入院患者に対するサービスの提供に支障がないときは，それぞれ一の設備をもって，ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。
21　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の利用料等の受領は，ユニット部分にあっては第46条に，それ以外の部分にあっては第14条に定めるところによる。	22　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の利用料等の受領は，ユニット部分にあっては第46条に，それ以外の部分にあっては第14条に定めるところによる。
22　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の指定介護療養施設サービスの取扱方針は，ユニット部分にあっては第47条に，それ以外の部分にあっては第16条に定めるところによる。	23　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の指定介護療養施設サービスの取扱方針は，ユニット部分にあっては第47条に，それ以外の部分にあっては第16条に定めるところによる。
23　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の看護及び医学的管理の下における介護は，ユニット部分にあっては第48条に，それ以外の部分にあっては第20条に定めるところによる。	24　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の看護及び医学的管理の下における介護は，ユニット部分にあっては第48条に，それ以外の部分にあっては第20条に定めるところによる。

改正後	改正前
24　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の食事の提供は，ユニット部分にあっては第49条に，それ以外の部分にあっては第21条に定めるところによる。	25　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の食事の提供は，ユニット部分にあっては第49条に，それ以外の部分にあっては第21条に定めるところによる。
25　一部ユニット型指定介護療養型医療施設のその他のサービスの提供は，ユニット部分にあっては第50条に，それ以外の部分にあっては第22条に定めるところによる。	26　一部ユニット型指定介護療養型医療施設のその他のサービスの提供は，ユニット部分にあっては第50条に，それ以外の部分にあっては第22条に定めるところによる。
26　一部ユニット型指定介護療養型医療施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1）　施設の目的及び運営の方針 （2）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （3）　ユニット部分の入院患者の定員及びそれ以外の部分の入院患者の定員 （4）　ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員 （5）　ユニット部分の入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 （6）　ユニット部分以外の部分の入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 （7）　施設の利用に当たっての留意事項 （8）　非常災害対策 （9）　その他の施設の運営に関する重要事項	27　一部ユニット型指定介護療養型医療施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1）　施設の目的及び運営の方針 （2）　従業者の職種，員数及び職務の内容 （3）　ユニット部分の入院患者の定員及びそれ以外の部分の入院患者の定員 （4）　ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員 （5）　ユニット部分の入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 （6）　ユニット部分以外の部分の入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 （7）　施設の利用に当たっての留意事項 （8）　非常災害対策 （9）　その他の施設の運営に関する重要事項
27　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の勤務体制の確保等は，ユニット部分にあっては第52条に，それ以外の部分にあっては第28条に定めるところによる。	28　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の勤務体制の確保等は，ユニット部分にあっては第52条に，それ以外の部分にあっては第28条に定めるところによる。
28　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の定員の遵守は，ユニット部分にあっては第53条に，それ以外の部分にあっては第29条に定めるところによる。	29　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の定員の遵守は，ユニット部分にあっては第53条に，それ以外の部分にあっては第29条に定めるところによる。
29　第７条から第13条まで，第15条，第17条から第19条まで，第23条から第26条まで及び第30条から第40条までの規定は，一部ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において，第７条第１項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「附則第26項に規定する重要事項に関する規程」と，第25条第２項中「この章」とあるのは「附則第21項から第28項まで」と，第26条中「第17条」とあるのは「附則第29項において準用する第17条」と，第26条第３号及び第40条第２項第５号中「第36条第２項」とあるのは「附則第29項において準用する第36条第２項」と，第26条第４号及び第40条第２項第６号中「第38条第３項」とあるのは「附則第29項において準用する第38条第３項」と，第40条第２項第２号中「第13条第２項」とあるのは「附則第29項において準用する第13条第２項」と，第40条第２項第３号中「第16条第５項」とあるのは「第16条第５項及び第47条第７項」と，第40条第２項第４号中「第23条」とあるのは「附則第29項において準用する第23条」と読み替えるものとする。	30　第７条から第13条まで，第15条，第17条から第19条まで，第23条から第26条まで及び第30条から第40条までの規定は，一部ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において，第７条第１項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「附則第27項に規定する重要事項に関する規程」と，第25条第２項中「この章」とあるのは「附則第22項から第29項まで」と，第26条中「第17条」とあるのは「附則第30項において準用する第17条」と，第26条第３号及び第40条第２項第５号中「第36条第２項」とあるのは「附則第30項において準用する第36条第２項」と，第26条第４号及び第40条第２項第６号中「第38条第３項」とあるのは「附則第30項において準用する第38条第３項」と，第40条第２項第２号中「第13条第２項」とあるのは「附則第30項において準用する第13条第２項」と，第40条第２項第３号中「第16条第５項」とあるのは「第16条第５項及び第47条第７項」と，第40条第２項第４号中「第23条」とあるのは「附則第30項において準用する第23条」と読み替えるものとする。
附　則（令和３年条例第　号抄） （施行期日） 1　この条例は，令和３年４月１日から施行する。ただし，第14条の規定は公布の日から，第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の２の次に１号を加える改正規定は同年10月１日から施行する。 （虐待の防止に係る経過措置） 2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第31条，第２条の規定による改正後の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第５項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。），第31条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），第３条の規定による改正後の盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第33条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。）並びに附則第６項及び第34項，第４条の規定による改正後の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第40条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113	

改正後	改正前
条，第 115条，第 135条，第 146条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。），第 237条，第 248条，第 263条，第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），第５条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第55条の10の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第 124条，第 143条（新介護予防サービス等基準条例第 160条において準用する場合を含む。），第 165条の３，第 172条，第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。），第 218条，第 235条，第 249条，第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），第６条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条，第 178条，第 190条及び第 203条において準用する場合を含む。），第７条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第38条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），第８条の規定による改正後の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第３条第４項，第40条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項，第９条の規定による改正後の盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第２条第４項，第39条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第３項，第10条の規定による改正後の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第２条第４項，第38条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第42条第３項，第11条の規定による改正後の盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第33条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），第12条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第29条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに第13条の規定による改正後の盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第２条第４項，第40条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし，新養護老人ホーム基準条例第７条，新特別養護老人ホーム基準条例第７条（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第７条（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第30条（新居宅サービス等基準条例第42条の３及び第47条において準用する場合を含む。），第57条（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第77条，第87条，第96条，第 107条（新居宅サービス等基準条例第 115条及び第 135条において準用する場合を含む。），第 143条，第 164条（新居宅サービス等基準条例第 181条の３及び第 188条において準用する場合を含む。），第 178条，第 201条，第 213条，第 232条，第 245条及び第 257条（新居宅サービス等基準条例第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第73条，第83条，第92条，第 121条，第 139条（新介護予防サー	

改正後	改正前
ビス等基準条例第 165条の３及び第 172条において準用する場合を含む。），第 157条，第 179条，第 194条，第 213条，第 232条及び第 243条（新介護予防サービス等基準条例第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第32条，第56条，第60条の12（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３において準用する場合を含む。），第60条の34，第74条，第 101条（新地域密着型サービス基準条例第 203条において準用する場合を含む。），第 123条，第 146条，第 169条及び第 187条，新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条，第58条及び第81条，新指定介護老人福祉施設基準条例第28条及び第51条，新介護老人保健施設基準条例第28条及び第50条，新介護療養型医療施設基準条例第27条及び第51条，新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置） 3　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第24条，新特別養護老人ホーム基準条例第24条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第32条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第 113条，第 115条，第 135条，第 146条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。），第 237条，第 248条，第 263条，第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第 124条，第 143条（新介護予防サービス等基準条例第 160条において準用する場合を含む。），第 165条の３，第 172条，第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。），第 218条，第 235条，第 249条，第 254条及び第263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第33条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条，第 178条，第 190条及び第 203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第29条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第29条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第28条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第23条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第21条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第30条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。 （認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） 5　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第23条第３項，新特別養護老人ホーム基準条例第24条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第40条第４項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条第３項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第57条の２第３項（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第 108条第３項（新居宅サービス等基準条例第 115条，第 135条，第 146条，第 168条，第 181条の３，第 188条及び第 204	

改正後	改正前

条において準用する場合を含む。），第 179条第４項，第 214条第４項及び第 233条第４項（新居宅サービス等基準条例第 248条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第 121条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第 143条，第 165条の３，第 172条及び第 182条において準用する場合を含む。），第 158条第４項，第 195条第４項及び第 214条第４項（新介護予防サービス等基準条例第235条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第60条の13第３項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条及び第 203条において準用する場合を含む。），第 124条第３項，第 147条第４項，第 170条第３項及び第 188条第４項，新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第３項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第３項，新指定介護老人福祉施設基準条例第29条第３項及び第52条第４項，新介護老人保健施設基準条例第29条第３項及び第51条第４項，新介護療養型医療施設基準条例第28条第３項及び第52条第４項並びに新介護医療院基準条例第30条第３項及び第52条第４項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

6　当分の間，次表の左欄に掲げる施設は，同表の当該中欄に掲げる基準を満たすほか，当該施設における介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態（夜間及び深夜の時間帯におけるものを含む。）を勘案して同表の当該右欄に掲げる者を配置するよう努めるものとする。

新特別養護老人ホーム基準条例第35条第４項第１号ア(イ) の規定により入居定員が10人を超える新特別養護老人ホーム基準条例第32条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型特別養護老人ホーム	新特別養護老人ホーム基準条例第11条第１項第４号ア及び第40条第２項の基準	職員
新特別養護老人ホーム基準条例第50条第４項第１号ア(イ) の規定により入居定員が10人を超える新特別養護老人ホーム基準条例第32条に規定するユニットを整備する新特別養護老人ホーム基準条例第49条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホーム	新特別養護老人ホーム基準条例第45条第１項第４号ア及び第52条において準用する第40条第２項の基準	職員
新居宅サービス等基準条例第 171条第６項第１号ア(イ) の規定により利用定員が10人を超える新居宅サービス等基準条例第 169条に規定するユニットを整備する新居宅サービス等基準条例第 171条第１項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所	新居宅サービス等基準条例第 148条第１項第３号及び第 179条第２項の基準	従業者
新介護予防サービス等基準条例第154条第６項第１号ア(イ) の規定により利用定員が10人を超える新介護予防サービス等基準条例第 152条に規定するユニットを整備する新介護予防サービス等基準条例第 154条第１項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所	新介護予防サービス等基準条例第 130条第１項第３号及び第158条第２項の基準	従業者
新地域密着型サービス基準条例第181条第２項第１号ア(イ) の規定により入居定員が10人を超える新地域密着型サービス基準条例第 179条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設	新地域密着型サービス基準条例第 152条第１項第３号ア及び第 188条第２項の基準	従業者
新指定介護老人福祉施設基準条例第45条第２項第１号ア(イ) の規定により入所定員が10人を超える新指定介	新指定介護老人福祉施設基準条例第４条第１項第３号ア及び	従業者

改正後	改正前
護老人福祉施設基準条例第43条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設	第52条第２項の基準
新介護療養型医療施設基準条例第43条第２項第１号ア(イ)の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第３条第１項第２号及び第３号並びに附則第９項の基準 従業者
新介護療養型医療施設基準条例第44条第２項第１号ア(イ)の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第３条第２項第２号及び第３号並びに附則第２項第２号の基準 従業者
新介護療養型医療施設基準条例第45条第２項第１号ア(イ)の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第３条第３項第２号及び第３号並びに附則第３項並びに第10項第２号及び第３号の基準 従業者
7　この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み，この条例の施行の日以後に増築され，又は全面的に改築された部分を除く。）の居室，療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって，第２条の規定による改正前の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第35条第４項第１号ア(エ) b及び第50条第４項第１号ア(エ) b，第４条の規定による改正前の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第171条第６項第１号ア(エ)，第５条の規定による改正前の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第154条第６項第１号ア(エ)，第６条の規定による改正前の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第181条第２項第１号ア(ウ) b，第８条の規定による改正前の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第45条第２項第１号ア(ウ) b並びに第10条の規定による改正前の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例第43条第２項第１号ア(ウ) b，第44条第２項第１号ア(ウ) b及び第45条第２項第１号ア(ウ) bの規定の要件を満たしている居室等については，なお従前の例による。 （栄養管理に係る経過措置） 8　施行日から令和６年３月31日までの間，新地域密着型サービス基準条例第164条の２（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第21条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第19条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第19条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第20条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。 （口腔(くう)衛生の管理に係る経過措置） 9　施行日から令和６年３月31日までの間，新地域密着型サービス基準条例第164条の３（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第21条の３（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第19条の３（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第19条の３（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）	

改正後	改正前
及び新介護医療院基準条例第20条の３（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。 （事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） 10　施行日から起算して６月を経過する日までの間，新養護老人ホーム基準条例第30条第１項，新特別養護老人ホーム基準条例第31条第１項（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第33条第１項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第 176条第１項（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第40条第１項（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第39条第１項（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第38条第１項（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第40条第１項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは，「第１号から第３号までに掲げる措置を講じるとともに，第４号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。 （介護保険施設等における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練に係る経過措置） 11　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第25条第２項第３号，新特別養護老人ホーム基準条例第26条第２項第３号（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第26条第２項第３号（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第 172条第２項第３号（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第32条第２項第３号（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第32条第２項第３号（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第31条第２項第３号（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第33条第２項第３号（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，老人福祉法（昭和38年法律第 133号）第20条の４に規定する養護老人ホーム，同法第20条の５に規定する特別養護老人ホーム，同法第20条の６に規定する軽費老人ホーム，新地域密着型サービス基準条例第 151条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設，介護保険法（平成９年法律第 123号）第48条第１項第１号に規定する指定介護老人福祉施設，同法第８条第28項に規定する介護老人保健施設，健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設及び介護保険法第８条第29項に規定する介護医療院は，その従業者又は職員に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止のための研修を定期的に実施するとともに，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。	

【第11条】盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 平成26年12月24日条例第49号 改正　略 令和３年　月　日条例第　号	○盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 平成26年12月24日条例第49号 改正　略
盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
目次 第１章　趣旨及び基本方針（第１条～第４条） 第２章　人員に関する基準（第５条・第６条） 第３章　運営に関する基準（第７条～第35条） 第４章　基準該当居宅介護支援に関する基準（第36条） 第５章　雑則（第37条・第38条） 附則	目次 第１章　趣旨及び基本方針（第１条～第４条） 第２章　人員に関する基準（第５条・第６条） 第３章　運営に関する基準（第７条～第32条） 第４章　基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条） 第５章　雑則（第34条　　） 附則
第１条から第３条まで　略	第１条から第３条まで　略
（基本方針） 第４条　指定居宅介護支援の事業は，要介護状態となった場合においても，利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ，自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。	（基本方針） 第４条　指定居宅介護支援の事業は，要介護状態となった場合においても，利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ，自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
２　指定居宅介護支援の事業は，利用者の心身の状況，その置かれている環境等に応じ，利用者の選択に基づき，多様な事業者から適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。	２　指定居宅介護支援の事業は，利用者の心身の状況，その置かれている環境等に応じ，利用者の選択に基づき，多様な事業者から適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
３　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供に当たっては，利用者の意思及び人格を尊重し，常に利用者の立場に立って，利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者による提供に不当に偏することのないよう，公正かつ中立に行わなければならない。	３　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供に当たっては，利用者の意思及び人格を尊重し，常に利用者の立場に立って，利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者による提供に不当に偏することのないよう，公正かつ中立に行わなければならない。
４　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては，市町村（特別区を含む。以下同じ。），地域包括支援センター，老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の７の２第１項に規定する老人介護支援センター，他の指定居宅介護支援事業者，指定介護予防支援事業者，介護保険施設，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。	４　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては，市町村（特別区を含む。以下同じ。），地域包括支援センター，老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の７の２第１項に規定する老人介護支援センター，他の指定居宅介護支援事業者，指定介護予防支援事業者，介護保険施設，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
５　指定居宅介護支援事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
６　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援を提供するに当たっては，法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。	
第５条　略	第５条　略
（管理者） 第６条　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。	（管理者） 第６条　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。
２　前項に規定する管理者は，主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第１号イ（３）に規定する主任介護支援専門員をいう。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし，主任介護支援専門員の確保が著しく困難であること等のやむを得ない理由がある場合については，介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。	２　前項に規定する管理者は，　　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第１号イ（３）に規定する主任介護支援専門員　　でなければならない。
３　第１項に規定する管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，次に掲げる場合は，この限りでない。 （１）　管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 （２）　管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）	３　第１項に規定する管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，次に掲げる場合は，この限りでない。 （１）　管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 （２）　管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）
（内容及び手続の説明並びに同意） 第７条　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供の開始に際し，あらかじめ，利用申込者又はその家族に対し，第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事	（内容及び手続の説明並びに同意） 第７条　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供の開始に際し，あらかじめ，利用申込者又はその家族に対し，第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事

改正後	改正前
項を記載した文書を交付して説明を行い，当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	項を記載した文書を交付して説明を行い，当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
2　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供の開始に際し，あらかじめ，居宅サービス計画が第４条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること，利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること，前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護，通所介護，福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合，前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明を行い，理解を得なければならない。	2　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供の開始に際し，あらかじめ，居宅サービス計画が第４条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること，利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること　　等について説明を行い，理解を得なければならない。
3　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供の開始に際し，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，利用者について，病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には，当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。	3　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供の開始に際し，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，利用者について，病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には，当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
4　指定居宅介護支援事業者は，利用申込者又はその家族からの申出があった場合は，第１項の規定による文書の交付に代えて，第７項に定めるところにより，当該利用申込者又はその家族の承諾を得て，当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。	4　指定居宅介護支援事業者は，利用申込者又はその家族からの申出があった場合は，第１項の規定による文書の交付に代えて，第７項に定めるところにより，当該利用申込者又はその家族の承諾を得て，当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。
（１）　電子情報処理組織を使用する方法のうち，ア又はイに掲げるもの	（１）　電子情報処理組織を使用する方法のうち，ア又はイに掲げるもの
ア　指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し，受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法	ア　指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し，受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
イ　指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第１項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し，当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法	イ　指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第１項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し，当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法
（２）　磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第１項の重要事項を記録したものを交付する方法	（２）　磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第１項の重要事項を記録したものを交付する方法
5　前項に掲げる方法は，利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。	5　前項に掲げる方法は，利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
6　第４項第１号の「電子情報処理組織」とは，指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と，利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	6　第４項第１号の「電子情報処理組織」とは，指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と，利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
7　指定居宅介護支援事業者は，第４項の規定に基づき第１項の重要事項を提供しようとするときは，あらかじめ，当該利用申込者又はその家族に対し，その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し，文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	7　指定居宅介護支援事業者は，第４項の規定に基づき第１項の重要事項を提供しようとするときは，あらかじめ，当該利用申込者又はその家族に対し，その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し，文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
（１）　第４項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの	（１）　第４項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
（２）　ファイルへの記録の方式	（２）　ファイルへの記録の方式
第８条から第15条まで　略	第８条から第15条まで　略
（具体的取扱方針）	（具体的取扱方針）
第16条　指定居宅介護支援の方針は，第４条及び前条の規定に基づき，次に掲げるところによるものとする。	第16条　指定居宅介護支援の方針は，第４条及び前条の規定に基づき，次に掲げるところによるものとする。
（１）　指定居宅介護支援事業所の管理者は，介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	（１）　指定居宅介護支援事業所の管理者は，介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
（２）　指定居宅介護支援の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行うものとする。	（２）　指定居宅介護支援の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行うものとする。
（３）　介護支援専門員は，居宅サービス計画の作成に当たっては，利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため，利用者の心身又は家族の状況等に応じ，継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。	（３）　介護支援専門員は，居宅サービス計画の作成に当たっては，利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため，利用者の心身又は家族の状況等に応じ，継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
（４）　介護支援専門員は，居宅サービス計画の作成に当たっては，利用者の日常生活全般を支援する観点から，介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス，地域の住民による自発的な活動によ	（４）　介護支援専門員は，居宅サービス計画の作成に当たっては，利用者の日常生活全般を支援する観点から，介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス，地域の住民による自発的な活動によ

改正後	改正前
るサービス等の利用について当該居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。	るサービス等の利用について当該居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。
（5） 介護支援専門員は，居宅サービス計画の作成の開始に当たっては，利用者によるサービスの選択に資するよう，地域における指定居宅サービス事業者等によるサービスの内容，利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。	（5） 介護支援専門員は，居宅サービス計画の作成の開始に当たっては，利用者によるサービスの選択に資するよう，地域における指定居宅サービス事業者等によるサービスの内容，利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
（6） 介護支援専門員は，居宅サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有する能力，既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。	（6） 介護支援専門員は，居宅サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有する能力，既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
（7） 介護支援専門員は，前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行うに当たっては，利用者の居宅を訪問し，利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において，介護支援専門員は，面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し，理解を得なければならない。	（7） 介護支援専門員は，前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行うに当たっては，利用者の居宅を訪問し，利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において，介護支援専門員は，面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し，理解を得なければならない。
（8） 介護支援専門員は，利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき，利用者の家族の希望及び地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して，当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な援助の方針，生活全般の解決すべき課題，提供されるサービスの目標及びその達成時期，サービスの種類，内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。	（8） 介護支援専門員は，利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき，利用者の家族の希望及び地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して，当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な援助の方針，生活全般の解決すべき課題，提供されるサービスの目標及びその達成時期，サービスの種類，内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
（9） 介護支援専門員は，サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために，利用者及びその家族の参加を基本としつつ，居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するもの（利用者又はその家族が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）をいう。以下同じ。）の開催により，利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに，当該居宅サービス計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし，利用者（末期の悪性腫瘍の患者であるものに限る。）の心身の状況等により，主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合は，担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。	（9） 介護支援専門員は，サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために，利用者及びその家族の参加を基本としつつ，居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議　　をいう。以下同じ。）の開催により，利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに，当該居宅サービス計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし，利用者（末期の悪性腫瘍の患者であるものに限る。）の心身の状況等により，主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合は，担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
（10） 介護支援専門員は，居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について，保険給付の対象となるかどうかを区分した上で，当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得なければならない。	（10） 介護支援専門員は，居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について，保険給付の対象となるかどうかを区分した上で，当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得なければならない。
（11） 介護支援専門員は，居宅サービス計画を作成した際は，当該居宅サービス計画を記載した文書を利用者及び担当者に交付しなければならない。	（11） 介護支援専門員は，居宅サービス計画を作成した際は，当該居宅サービス計画を記載した文書を利用者及び担当者に交付しなければならない。
（12） 介護支援専門員は，居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対し，訪問介護計画（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第25条第１項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。	（12） 介護支援専門員は，居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対し，訪問介護計画（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第25条第１項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
（13） 介護支援専門員は，居宅サービス計画の作成後，居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い，必要に応じて居宅サービス計画の変更，指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。	（13） 介護支援専門員は，居宅サービス計画の作成後，居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い，必要に応じて居宅サービス計画の変更，指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
（13）の２ 介護支援専門員は，指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは，利用者の服薬の状況，口腔（くう）の機能の状態その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを，利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。	（13）の２ 介護支援専門員は，指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは，利用者の服薬の状況，口腔（くう）の機能の状態その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを，利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
（14） 介護支援専門員は，第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニ	（14） 介護支援専門員は，第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニ

改正後	改正前
タリング」という。）に当たっては，利用者及びその家族，指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。	タリング」という。）に当たっては，利用者及びその家族，指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。
ア　少なくとも１月に１回は，利用者の居宅を訪問し，利用者に面接すること。	ア　少なくとも１月に１回は，利用者の居宅を訪問し，利用者に面接すること。
イ　少なくとも１月に１回は，モニタリングの結果を記録すること。	イ　少なくとも１月に１回は，モニタリングの結果を記録すること。
(15)　介護支援専門員は，次に掲げる場合においては，サービス担当者会議の開催により，居宅サービス計画の変更の必要性について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし，やむを得ない理由がある場合は，担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。	(15)　介護支援専門員は，次に掲げる場合においては，サービス担当者会議の開催により，居宅サービス計画の変更の必要性について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし，やむを得ない理由がある場合は，担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
ア　要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合	ア　要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
イ　要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	イ　要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
(16)　第３号から第12号までの規定は，第13号の居宅サービス計画の変更について準用する。	(16)　第３号から第12号までの規定は，第13号の居宅サービス計画の変更について準用する。
(17)　介護支援専門員は，適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても，利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には，介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。	(17)　介護支援専門員は，適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても，利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には，介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
(18)　介護支援専門員は，介護保険施設等から退院し，又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合は，居宅における生活へ円滑に移行できるよう，あらかじめ，居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。	(18)　介護支援専門員は，介護保険施設等から退院し，又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合は，居宅における生活へ円滑に移行できるよう，あらかじめ，居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
(18)の２　介護支援専門員は，居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の２の厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号の厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては，その利用の妥当性を検討し，当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに，当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。	(18)の２　介護支援専門員は，居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の２の厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号の厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては，その利用の妥当性を検討し，当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに，当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。
(18)の３　介護支援専門員は，その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費，特例居宅介護サービス費，地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第２項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の３の厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって，かつ，市町村からの求めがあったときは，当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し，当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに，当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。	
(19)　介護支援専門員は，利用者が訪問看護，通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は，利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。	(19)　介護支援専門員は，利用者が訪問看護，通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は，利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
(19)の２　前号の場合において，介護支援専門員は，居宅サービス計画を作成した際は，当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。	(19)の２　前号の場合において，介護支援専門員は，居宅サービス計画を作成した際は，当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
(20)　介護支援専門員は，居宅サービス計画に訪問看護，通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては，当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし，医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては，当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは，当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。	(20)　介護支援専門員は，居宅サービス計画に訪問看護，通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては，当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし，医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては，当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは，当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
(21)　介護支援専門員は，居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては，利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし，利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き，短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね２分の１に相当する日数を超えないようにしなければならない。	(21)　介護支援専門員は，居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては，利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし，利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き，短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね２分の１に相当する日数を超えないようにしなければならない。
(22)　介護支援専門員は，居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける	(22)　介護支援専門員は，居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける

改正後	改正前
場合にあっては，その利用の妥当性を検討し，当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに，必要に応じて随時，サービス担当者会議を開催し，その継続の必要性について検証をした上で，当該継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。	場合にあっては，その利用の妥当性を検討し，当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに，必要に応じて随時，サービス担当者会議を開催し，その継続の必要性について検証をした上で，当該継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
(23) 介護支援専門員は，居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては，その利用の妥当性を検討し，当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。	(23) 介護支援専門員は，居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては，その利用の妥当性を検討し，当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
(24) 介護支援専門員は，利用者が提示する被保険者証に，認定審査会意見又は法第37条第１項の規定に基づく指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合は，利用者にその趣旨（同項の規定に基づく指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類にあっては，その変更の申請ができることを含む。）を説明し，理解を得た上で，その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。	(24) 介護支援専門員は，利用者が提示する被保険者証に，認定審査会意見又は法第37条第１項の規定に基づく指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合は，利用者にその趣旨（同項の規定に基づく指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類にあっては，その変更の申請ができることを含む。）を説明し，理解を得た上で，その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
(25) 介護支援専門員は，要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は，指定介護予防支援事業者と，当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。	(25) 介護支援専門員は，要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は，指定介護予防支援事業者と，当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
(26) 指定居宅介護支援事業者は，法第115条の23第３項の規定に基づき，指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては，その業務量等を勘案し，当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。	(26) 指定居宅介護支援事業者は，法第115条の23第３項の規定に基づき，指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては，その業務量等を勘案し，当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
(27) 指定居宅介護支援事業者は，法第115条の48第４項の規定により，同条第１項に規定する会議から，同条第２項の検討を行うための資料又は情報の提供，意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には，これに協力するよう努めなければならない。	(27) 指定居宅介護支援事業者は，法第115条の48第４項の規定により，同条第１項に規定する会議から，同条第２項の検討を行うための資料又は情報の提供，意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には，これに協力するよう努めなければならない。
第17条から第20条まで　略	第17条から第20条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第21条　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所ごとに，指定居宅介護支援の事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。	第21条　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所ごとに，指定居宅介護支援の事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。
（１）　事業の目的及び運営の方針	（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　職員の職種，員数及び職務内容	（２）　職員の職種，員数及び職務内容
（３）　営業日及び営業時間	（３）　営業日及び営業時間
（４）　指定居宅介護支援の提供方法，内容及び利用料その他の費用の額	（４）　指定居宅介護支援の提供方法，内容及び利用料その他の費用の額
（５）　通常の事業の実施地域	（５）　通常の事業の実施地域
（６）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（７）　その他事業の運営に関する重要事項	（６）　その他事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第22条　指定居宅介護支援事業者は，利用者に対し，適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう，指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第22条　指定居宅介護支援事業者は，利用者に対し，適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう，指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所ごとに，当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし，介護支援専門員の補助の業務については，この限りでない。	２　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所ごとに，当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし，介護支援専門員の補助の業務については，この限りでない。
３　指定居宅介護支援事業者は，介護支援専門員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	３　指定居宅介護支援事業者は，介護支援専門員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
４　指定居宅介護支援事業者は，適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第23条　指定居宅介護支援事業者は，感染症又は非常災害の発生時において，利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
２　指定居宅介護支援事業者は，介護支援専門員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
３　指定居宅介護支援事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	

改正後	改正前
（設備，備品等） 第24条　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所に，指定居宅介護支援の事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるとともに，指定居宅介護支援の提供に必要な設備，備品等を備えなければならない。	（設備，備品等） 第23条　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所に，指定居宅介護支援の事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるとともに，指定居宅介護支援の提供に必要な設備，備品等を備えなければならない。
（従業者の清潔の保持等） 第25条　指定居宅介護支援事業者は，従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行わなければならない。	（従業者の清潔の保持等） 第24条　指定居宅介護支援事業者は，従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行わなければならない。
（感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための措置） 第26条　指定居宅介護支援事業者は，当該指定居宅介護支援事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）　当該指定居宅介護支援事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護支援専門員に周知徹底を図ること。 （2）　当該指定居宅介護支援事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。 （3）　当該指定居宅介護支援事業所において，介護支援専門員に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
（運営規程の概要等の掲示） 第27条　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	（運営規程の概要等の掲示） 第25条　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2　指定居宅介護支援事業者は，前項に規定する重要事項を記載した書面を指定居宅介護支援事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	
（秘密の保持等） 第28条　指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2　指定居宅介護支援事業者は，当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう，必要な措置を講じなければならない。 3　指定居宅介護支援事業者は，サービス担当者会議等において，利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を，あらかじめ文書により得ておかなければならない。	（秘密の保持等） 第26条　指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2　指定居宅介護支援事業者は，当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう，必要な措置を講じなければならない。 3　指定居宅介護支援事業者は，サービス担当者会議等において，利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を，あらかじめ文書により得ておかなければならない。
（広告） 第29条　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては，その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。	（広告） 第27条　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては，その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。
（居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等） 第30条　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は，居宅サービス計画の作成又は変更に関し，当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを当該居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。 2　指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は，居宅サービス計画の作成又は変更に関し，利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。 3　指定居宅介護支援事業者及びその従業者は，居宅サービス計画の作成又は変更に関し，利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として，当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	（居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等） 第28条　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は，居宅サービス計画の作成又は変更に関し，当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを当該居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。 2　指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は，居宅サービス計画の作成又は変更に関し，利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。 3　指定居宅介護支援事業者及びその従業者は，居宅サービス計画の作成又は変更に関し，利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として，当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
（苦情への対応等） 第31条　指定居宅介護支援事業者は，自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。 2　指定居宅介護支援事業者は，前項の苦情を受け付けた場合は，当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3　指定居宅介護支援事業者は，自ら提供した指定居宅介護支援に関し，法	（苦情への対応等） 第29条　指定居宅介護支援事業者は，自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。 2　指定居宅介護支援事業者は，前項の苦情を受け付けた場合は，当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3　指定居宅介護支援事業者は，自ら提供した指定居宅介護支援に関し，法

改正後	改正前
第23条の規定に基づき市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ，及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合においては，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	第23条の規定に基づき市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ，及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合においては，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
4　指定居宅介護支援事業者は，市町村からの求めがあった場合は，前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	4　指定居宅介護支援事業者は，市町村からの求めがあった場合は，前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
5　指定居宅介護支援事業者は，自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関し，利用者に対して必要な援助を行わなければならない。	5　指定居宅介護支援事業者は，自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関し，利用者に対して必要な援助を行わなければならない。
6　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第１項第３号の調査に協力するとともに，自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	6　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第１項第３号の調査に協力するとともに，自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
7　指定定居宅介護支援事業者は，国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は，前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	7　指定定居宅介護支援事業者は，国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は，前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
（事故発生時の対応）	（事故発生時の対応）
第32条　指定居宅介護支援事業者は，利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は，速やかに市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。	第30条　指定居宅介護支援事業者は，利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は，速やかに市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。
2　指定居宅介護支援事業者は，前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。	2　指定居宅介護支援事業者は，前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
3　指定居宅介護支援事業者は，利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。	3　指定居宅介護支援事業者は，利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。
（虐待の防止）	
第33条　指定居宅介護支援事業者は，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（１）　当該指定居宅介護支援事業所における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，介護支援専門員に周知徹底を図ること。	
（２）　当該指定居宅介護支援事業所における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。	
（３）　当該指定居宅介護支援事業所において，介護支援専門員に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。	
（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
（会計の区分）	（会計の区分）
第34条　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに，指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。	第31条　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに，指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。
（記録等の整備）	（記録等の整備）
第35条　指定居宅介護支援事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。	第32条　指定居宅介護支援事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
2　指定居宅介護支援事業者は，利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し，その完結の日から２年間保存しなければならない。	2　指定居宅介護支援事業者は，利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し，その完結の日から２年間保存しなければならない。
（１）　第16条第13号の指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録	（１）　第16条第13号の指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
（２）　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳	（２）　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
ア　居宅サービス計画	ア　居宅サービス計画
イ　第16条第７号に規定するアセスメントの結果の記録	イ　第16条第７号に規定するアセスメントの結果の記録
ウ　第16条第９号に規定するサービス担当者会議等の記録	ウ　第16条第９号に規定するサービス担当者会議等の記録
エ　第16条第14号に規定するモニタリングの結果の記録	エ　第16条第14号に規定するモニタリングの結果の記録
（３）　第19条の規定による市町村への通知に係る記録	（３）　第19条の規定による市町村への通知に係る記録
（４）　第31条第２項に規定する苦情の内容等の記録	（４）　第29条第２項に規定する苦情の内容等の記録
（５）　第32条第２項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録	（５）　第30条第２項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
第４章　基準該当居宅介護支援に関する基準	第４章　基準該当居宅介護支援に関する基準
（準用）	（準用）
第36条　第４条，第２章及び第３章（第31条第６項及び第７項を除く。）の	第33条　第４条，第２章及び第３章（第29条第６項及び第７項を除く。）の

改正後	改正前
規定は，基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において，第７条第１項中「第21条」とあるのは「第36条において準用する第21条」と，第13条第１項中「指定居宅介護支援（法第46条第４項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と，「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護計画費の額」と読み替えるものとする。	規定は，基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において，第７条第１項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と，第13条第１項中「指定居宅介護支援（法第46条第４項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と，「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護計画費の額」と読み替えるものとする。
第５章　雑則	第５章　雑則
（電磁的記録等）	
第37条　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第24号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については，書面等に代えて，当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
2　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は，交付等（交付，説明，同意，承諾その他これらに類するものをいう。）のうち，この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面等に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。	
（委任）	（委任）
第38条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。	第34条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。
附　則　略	附　則　略
附　則（令和３年条例第　号抄）	
（施行期日）	
1　この条例は，令和３年４月１日から施行する。ただし，第14条の規定は公布の日から，第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の２の次に１号を加える改正規定は同年10月１日から施行する。	
（虐待の防止に係る経過措置）	
2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第31条，第２条の規定による改正後の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第５項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。），第31条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），第３条の規定による改正後の盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第33条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。）並びに附則第６項及び第34項，第４条の規定による改正後の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第40条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。），第181条の３，第188条，第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。），第237条，第248条，第263条，第265条及び第276条において準用する場合を含む。），第５条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第55条の10の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。），第165条の３，第172条，第182条（新	

改正後	改正前
介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。），第218条，第235条，第249条，第254条及び第263条において準用する場合を含む。），第６条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第109条，第129条，第150条，第178条，第190条及び第203条において準用する場合を含む。），第７条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第38条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），第８条の規定による改正後の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第３条第４項，第40条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項，第９条の規定による改正後の盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第２条第４項，第39条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第３項，第10条の規定による改正後の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第２条第４項，第38条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第42条第３項，第11条の規定による改正後の盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第33条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），第12条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第29条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに第13条の規定による改正後の盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第２条第４項，第40条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし，新養護老人ホーム基準条例第７条，新特別養護老人ホーム基準条例第７条（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第７条（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第30条（新居宅サービス等基準条例第42条の３及び第47条において準用する場合を含む。），第57条（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第77条，第87条，第96条，第107条（新居宅サービス等基準条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。），第143条，第164条（新居宅サービス等基準条例第181条の３及び第188条において準用する場合を含む。），第178条，第201条，第213条，第232条，第245条及び第257条（新居宅サービス等基準条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第73条，第83条，第92条，第121条，第139条（新介護予防サービス等基準条例第165条の３及び第172条において準用する場合を含む。），第157条，第179条，第194条，第213条，第232条及び第243条（新介護予防サービス等基準条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第32条，第56条，第60条の12（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３において準用する場合を含む。），第60条の34，第74条，第101条（新地域密着型サービス基準条例第203条において準用する場合を含む。），第123条，第146条，第169条及び第187条，新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条，第58条及び第81条，新指定介護老人福祉施設基準条例第28条及び第51条，新介護老人保健施設基準条例第28条及び第50条，新介護療養型医療施設基準条例第27条及び第51条，新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定	

改正後	改正前
居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。	
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）	
3　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第24条，新特別養護老人ホーム基準条例第24条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第32条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第 113条，第 115条，第 135条，第 146条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。），第 237条，第 248条，第 263条，第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第 124条，第 143条（新介護予防サービス等基準条例第 160条において準用する場合を含む。），第 165条の３，第 172条，第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。），第 218条，第 235条，第 249条，第 254条及び第263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第33条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条，第 178条，第 190条及び第 203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第29条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第29条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第28条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第23条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第21条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第30条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。	
（居宅サービス事業者等における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための措置に係る経過措置）	
4　施行日から令和６年３月31日までの間，新居宅サービス等基準条例第33条第３項（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条及び第 276条において準用する場合を含む。），第 111条第２項（新居宅サービス等基準条例第 115条，第 135条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 237条及び第 248条において準用する場合を含む。），第 144条第２項（新居宅サービス等基準条例第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第 260条第６項（新居宅サービス等基準条例第 265条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の３第３項（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条及び第 263条において準用する場合を含む。），第 122条第２項（新介護予防サービス等基準条例第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。），第 140条の２第２項（新介護予防サービス等基準条例第 160条，第 165条の３，第 172条，第 218条及び第 235条において準用する場合を含む。）及び第 246条第６項（新介護予防サービス等基準条例第 254条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第34条第３項（新地域密着型サービス基準条例第60条において準用する場合を含	

改正後	改正前
む。）及び第60条の16第２項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条及び第 203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第32条第２項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第26条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防支援等基準条例第23条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。	

【第12条】盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	○盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
平成26年12月24日条例第50号	平成26年12月24日条例第50号
改正　略	改正　略
令和３年　月　日条例第　号	
盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
目次	目次
第１章　趣旨及び基本方針（第１条～第４条）	第１章　趣旨及び基本方針（第１条～第４条）
第２章　人員に関する基準（第５条・第６条）	第２章　人員に関する基準（第５条・第６条）
第３章　運営に関する基準（第７条～第31条）	第３章　運営に関する基準（第７条～第31条）
第４章　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第32条～第34条）	第４章　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第32条～第34条）
第５章　基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）	第５章　基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）
第６章　雑則（第36条・第37条）	第６章　雑則（第36条　）
附則	附則
第１条から第３条まで　略	第１条から第３条まで　略
（基本方針）	（基本方針）
第４条　指定介護予防支援の事業は，利用者が可能な限りその居宅において，自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。	第４条　指定介護予防支援の事業は，利用者が可能な限りその居宅において，自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
２　指定介護予防支援の事業は，利用者の心身の状況，その置かれている環境等に応じ，利用者の選択に基づき，利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために，当該目標を踏まえ，多様な事業者から適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。	２　指定介護予防支援の事業は，利用者の心身の状況，その置かれている環境等に応じ，利用者の選択に基づき，利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために，当該目標を踏まえ，多様な事業者から適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
３　指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援の提供に当たっては，利用者の意思及び人格を尊重し，常に利用者の立場に立って，利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者（法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）（以下「介護予防サービス事業者等」という。）による提供に不当に偏することのないよう，公正かつ中立に行わなければならない。	３　指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援の提供に当たっては，利用者の意思及び人格を尊重し，常に利用者の立場に立って，利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者（法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）（以下「介護予防サービス事業者等」という。）による提供に不当に偏することのないよう，公正かつ中立に行わなければならない。
４　指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援の事業の運営に当たっては，市町村（特別区を含む。以下同じ。），地域包括支援センター，老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の７の２第１項に規定する老人介護支援センター，指定居宅介護支援事業者，他の指定介護予防支援事業者，介護保険施設，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者，住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。	４　指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援の事業の運営に当たっては，市町村（特別区を含む。以下同じ。），地域包括支援センター，老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の７の２第１項に規定する老人介護支援センター，指定居宅介護支援事業者，他の指定介護予防支援事業者，介護保険施設，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者，住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
５　指定介護予防支援事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
６　指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援を提供するに当たっては，法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。	
第５条から第19条まで　略	第５条から第19条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第20条　指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援事業所ごとに，指定介護予防支援の事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。	第20条　指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援事業所ごとに，指定介護予防支援の事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。
（１）　事業の目的及び運営の方針	（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　職員の職種，員数及び職務内容	（２）　職員の職種，員数及び職務内容
（３）　営業日及び営業時間	（３）　営業日及び営業時間
（４）　指定介護予防支援の提供方法，内容及び利用料その他の費用の額	（４）　指定介護予防支援の提供方法，内容及び利用料その他の費用の額
（５）　通常の事業の実施地域	（５）　通常の事業の実施地域
（６）　虐待の防止のための措置に関する事項	

改正後	改正前
（7） その他事業の運営に関する重要事項	（6） その他事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第21条 指定介護予防支援事業者は，利用者に対し，適切な指定介護予防支援を提供することができるよう，指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第21条 指定介護予防支援事業者は，利用者に対し，適切な指定介護予防支援を提供することができるよう，指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2 指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援事業所ごとに，当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援を提供しなければならない。ただし，担当職員の補助の業務については，この限りでない。	2 指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援事業所ごとに，当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援を提供しなければならない。ただし，担当職員の補助の業務については，この限りでない。
3 指定介護予防支援事業者は，担当職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	3 指定介護予防支援事業者は，担当職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
4 指定介護予防支援事業者は，適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第21条の2 指定介護予防支援事業者は，感染症又は非常災害の発生時において，利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2 指定介護予防支援事業者は，担当職員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
3 指定介護予防支援事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
第22条及び第23条 略	第22条及び第23条 略
（感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための措置）	
第23条の2 指定介護予防支援事業者は，当該指定介護予防支援事業所において感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。	
（1） 当該指定介護予防支援事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに，その結果について，担当職員に周知徹底を図ること。	
（2） 当該指定介護予防支援事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。	
（3） 当該指定介護予防支援事業所において，担当職員に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
（運営規程の概要等の掲示）	（運営規程の概要等の掲示）
第24条 指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第24条 指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2 指定介護予防支援事業者は，前項に規定する重要事項を記載した書面を指定介護予防支援事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	
（秘密の保持等）	（秘密の保持等）
第25条から第29条まで 略	第25条から第29条まで 略
（虐待の防止）	
第29条の2 指定介護予防支援事業者は，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（1） 当該指定介護予防支援事業所における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，担当職員に周知徹底を図ること。	
（2） 当該指定介護予防支援事業所における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。	
（3） 当該指定介護予防支援事業所において，担当職員に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。	
（4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
第30条から第32条まで 略	第30条から第32条まで 略
（具体的取扱方針）	（具体的取扱方針）
第33条 指定介護予防支援の方針は，第4条及び前条の規定に基づき，次に	第33条 指定介護予防支援の方針は，第4条及び前条の規定に基づき，次に

改正後	改正前
掲げるところによるものとする。	掲げるところによるものとする。
（1） 指定介護予防支援事業所の管理者は，担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	（1） 指定介護予防支援事業所の管理者は，担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
（2） 指定介護予防支援の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行うものとする。	（2） 指定介護予防支援の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行うものとする。
（3） 担当職員は，介護予防サービス計画の作成に当たっては，利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため，利用者の心身又は家族の状況等に応じ，継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。	（3） 担当職員は，介護予防サービス計画の作成に当たっては，利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため，利用者の心身又は家族の状況等に応じ，継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
（4） 担当職員は，介護予防サービス計画の作成に当たっては，利用者の日常生活全般を支援する観点から，予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス，地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用について当該介護予防サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。	（4） 担当職員は，介護予防サービス計画の作成に当たっては，利用者の日常生活全般を支援する観点から，予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス，地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用について当該介護予防サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。
（5） 担当職員は，介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては，利用者によるサービスの選択に資するよう，地域における指定介護予防サービス事業者等によるサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容，利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。	（5） 担当職員は，介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては，利用者によるサービスの選択に資するよう，地域における指定介護予防サービス事業者等によるサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容，利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
（6） 担当職員は，介護予防サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有している生活機能及び健康状態，その置かれている環境等を把握した上で，次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し，利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえ，生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに，介護予防の効果を最大限に発揮し，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を総合的に把握しなければならない。	（6） 担当職員は，介護予防サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有している生活機能及び健康状態，その置かれている環境等を把握した上で，次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し，利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえ，生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに，介護予防の効果を最大限に発揮し，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を総合的に把握しなければならない。
ア 運動及び移動	ア 運動及び移動
イ 家庭生活を含む日常生活	イ 家庭生活を含む日常生活
ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション	ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
エ 健康管理	エ 健康管理
（7） 担当職員は，前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行うに当たっては，利用者の居宅を訪問し，利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において，担当職員は，面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し，理解を得なければならない。	（7） 担当職員は，前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行うに当たっては，利用者の居宅を訪問し，利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において，担当職員は，面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し，理解を得なければならない。
（8） 担当職員は，利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき，利用者が目標とする生活，専門的観点からの目標及び具体策，利用者及びその家族の意向，それらを踏まえた具体的な目標，その目標を達成するための支援の留意点，利用者，指定介護予防サービス事業者，自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。	（8） 担当職員は，利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき，利用者が目標とする生活，専門的観点からの目標及び具体策，利用者及びその家族の意向，それらを踏まえた具体的な目標，その目標を達成するための支援の留意点，利用者，指定介護予防サービス事業者，自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
（9） 担当職員は，サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために，利用者及びその家族の参加を基本としつつ，介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（利用者又はその家族が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）をいう。以下同じ。）の開催により，利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに，当該介護予防サービス計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし，やむを得ない理由がある場合は，担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。	（9） 担当職員は，サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために，利用者及びその家族の参加を基本としつつ，介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により，利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに，当該介護予防サービス計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし，やむを得ない理由がある場合は，担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
(10) 担当職員は，介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について，保険給付の対象となるかどうかを区分した上で，当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得なければならない。	(10) 担当職員は，介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について，保険給付の対象となるかどうかを区分した上で，当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得なければならない。
(11) 担当職員は，介護予防サービス計画を作成した際は，当該介護予防サービス計画を記載した文書を利用者及び担当者に交付しなければならない。	(11) 担当職員は，介護予防サービス計画を作成した際は，当該介護予防サービス計画を記載した文書を利用者及び担当者に交付しなければならない。
(12) 担当職員は，介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サー	(12) 担当職員は，介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サー

改正後	改正前
ビス事業者等に対し，介護予防訪問看護計画書（盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第77条第２号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）その他の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。	ビス事業者等に対し，介護予防訪問看護計画書（盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第77条第２号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）その他の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
(13)　担当職員は，指定介護予防サービス事業者等に対し，介護予防サービス計画に基づき，介護予防訪問看護計画書その他の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに，サービスの提供状況及び利用者の状態等に関する報告を少なくとも１月に１回は，聴取しなければならない。	(13)　担当職員は，指定介護予防サービス事業者等に対し，介護予防サービス計画に基づき，介護予防訪問看護計画書その他の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに，サービスの提供状況及び利用者の状態等に関する報告を少なくとも１月に１回は，聴取しなければならない。
(14)　担当職員は，介護予防サービス計画の作成後，介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い，必要に応じて介護予防サービス計画の変更，指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。	(14)　担当職員は，介護予防サービス計画の作成後，介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い，必要に応じて介護予防サービス計画の変更，指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
(14)の２　担当職員は，指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは，利用者の服薬の状況，口腔（くう）の機能の状態その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを，利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。	(14)の２　担当職員は，指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは，利用者の服薬の状況，口腔（くう）の機能の状態その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを，利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
(15)　担当職員は，介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは，当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。	(15)　担当職員は，介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは，当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
(16)　担当職員は，第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては，利用者及びその家族，指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。	(16)　担当職員は，第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては，利用者及びその家族，指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。
ア　サービスの提供を開始する月の翌月から起算して少なくとも３月に１回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは，利用者の居宅を訪問し，利用者に面接すること。	ア　サービスの提供を開始する月の翌月から起算して少なくとも３月に１回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは，利用者の居宅を訪問し，利用者に面接すること。
イ　利用者の居宅を訪問しない月においては，可能な限り，指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第118条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに，面接することができない場合にあっては，電話等により利用者との連絡を実施すること。	イ　利用者の居宅を訪問しない月においては，可能な限り，指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第118条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに，面接することができない場合にあっては，電話等により利用者との連絡を実施すること。
ウ　少なくとも１月に１回は，モニタリングの結果を記録すること。	ウ　少なくとも１月に１回は，モニタリングの結果を記録すること。
(17)　担当職員は，次に掲げる場合においては，サービス担当者会議の開催により，介護予防サービス計画の変更の必要性について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし，やむを得ない理由がある場合は，担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。	(17)　担当職員は，次に掲げる場合においては，サービス担当者会議の開催により，介護予防サービス計画の変更の必要性について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし，やむを得ない理由がある場合は，担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
ア　要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合	ア　要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合
イ　要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合	イ　要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
(18)　第３号から第13号までの規定は，第14号の介護予防サービス計画の変更について準用する。	(18)　第３号から第13号までの規定は，第14号の介護予防サービス計画の変更について準用する。
(19)　担当職員は，適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても，利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には，利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行うとともに，介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。	(19)　担当職員は，適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても，利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には，利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行うとともに，介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
(20)　担当職員は，介護保険施設等から退院し，又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合は，居宅における生活へ円滑に移行できるよう，あらかじめ，介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。	(20)　担当職員は，介護保険施設等から退院し，又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合は，居宅における生活へ円滑に移行できるよう，あらかじめ，介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
(21)　担当職員は，利用者が介護予防訪問看護，介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は，利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第22号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。	(21)　担当職員は，利用者が介護予防訪問看護，介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は，利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第22号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
(21)の２　前号の場合において，担当職員は，介護予防サービス計画を作	(21)の２　前号の場合において，担当職員は，介護予防サービス計画を作

改正後	改正前
成した際は，当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。	成した際は，当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
(22)　担当職員は，介護予防サービス計画に介護予防訪問看護，介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては，当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし，医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては，当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは，当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。	(22)　担当職員は，介護予防サービス計画に介護予防訪問看護，介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては，当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし，医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては，当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは，当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
(23)　担当職員は，介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては，利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし，利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き，介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね２分の１に相当する日数を超えないようにしなければならない。	(23)　担当職員は，介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては，利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし，利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き，介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね２分の１に相当する日数を超えないようにしなければならない。
(24)　担当職員は，介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては，その利用の妥当性を検討し，当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに，必要に応じて随時，サービス担当者会議を開催し，その継続の必要性について検証をした上で，当該継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。	(24)　担当職員は，介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては，その利用の妥当性を検討し，当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに，必要に応じて随時，サービス担当者会議を開催し，その継続の必要性について検証をした上で，当該継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
(25)　担当職員は，介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては，その利用の妥当性を検討し，当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。	(25)　担当職員は，介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては，その利用の妥当性を検討し，当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
(26)　担当職員は，利用者が提示する被保険者証に，認定審査会意見又は法第37条第１項の規定に基づく指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合は，利用者にその趣旨（同項の規定に基づく指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類にあっては，その変更の申請ができることを含む。）を説明し，理解を得た上で，その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。	(26)　担当職員は，利用者が提示する被保険者証に，認定審査会意見又は法第37条第１項の規定に基づく指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合は，利用者にその趣旨（同項の規定に基づく指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類にあっては，その変更の申請ができることを含む。）を説明し，理解を得た上で，その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。
(27)　担当職員は，要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合は，指定居宅介護支援事業者と，当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。	(27)　担当職員は，要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合は，指定居宅介護支援事業者と，当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
(28)　指定介護予防支援事業者は，法第115条の48第４項の規定により，同条第１項に規定する会議から，同条第２項の検討を行うための資料又は情報の提供，意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には，これに協力するよう努めなければならない。	(28)　指定介護予防支援事業者は，法第115条の48第４項の規定により，同条第１項に規定する会議から，同条第２項の検討を行うための資料又は情報の提供，意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には，これに協力するよう努めなければならない。
第34条及び第35条　略	第34条及び第35条　略
（電磁的記録等）	
第36条　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については，書面等に代えて，当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
２　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は，交付等（交付，説明，同意，承諾その他これらに類するものをいう。）のうち，この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面等に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。	
（委任）	（委任）
第37条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。	第36条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。
附　則　略	附　則　略
附　則（令和３年条例第　号抄）	
（施行期日）	

改正後	改正前
1　この条例は，令和３年４月１日から施行する。ただし，第14条の規定は公布の日から，第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の２の次に１号を加える改正規定は同年10月１日から施行する。 （虐待の防止に係る経過措置） 2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第31条，第２条の規定による改正後の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第５項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。），第31条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），第３条の規定による改正後の盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第33条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。）並びに附則第６項及び第34項，第４条の規定による改正後の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第40条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第 113条，第 115条，第 135条，第 146条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。），第 237条，第 248条，第 263条，第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），第５条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第55条の10の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第 124条，第 143条（新介護予防サービス等基準条例第 160条において準用する場合を含む。），第 165条の３，第 172条，第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。），第 218条，第 235条，第 249条，第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），第６条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条，第 178条，第 190条及び第 203条において準用する場合を含む。），第７条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第38条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），第８条の規定による改正後の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第３条第４項，第40条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項，第９条の規定による改正後の盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第２条第４項，第39条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第３項，第10条の規定による改正後の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第２条第４項，第38条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第42条第３項，第11条の規定による改正後の盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第33条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），第12条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援	

改正後	改正前
等基準条例」という。）第４条第５項及び第29条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに第13条の規定による改正後の富岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第２条第４項，第40条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし，新養護老人ホーム基準条例第７条，新特別養護老人ホーム基準条例第７条（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第７条（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第30条（新居宅サービス等基準条例第42条の３及び第47条において準用する場合を含む。），第57条（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第77条，第87条，第96条，第 107条（新居宅サービス等基準条例第 115条及び第 135条において準用する場合を含む。），第 143条，第 164条（新居宅サービス等基準条例第 181条の３及び第 188条において準用する場合を含む。），第 178条，第 201条，第 213条，第 232条，第 245条及び第 257条（新居宅サービス等基準条例第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第73条，第83条，第92条，第 121条，第 139条（新介護予防サービス等基準条例第 165条の３及び第 172条において準用する場合を含む。），第 157条，第 179条，第 194条，第 213条，第 232条及び第 243条（新介護予防サービス等基準条例第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第32条，第56条，第60条の12（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３において準用する場合を含む。），第60条の34，第74条，第 101条（新地域密着型サービス基準条例第 203条において準用する場合を含む。），第 123条，第 146条，第 169条及び第 187条，新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条，第58条及び第81条，新指定介護老人福祉施設基準条例第28条及び第51条，新介護老人保健施設基準条例第28条及び第50条，新介護療養型医療施設基準条例第27条及び第51条，新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。	
（業務継続計画の策定等に係る経過措置） ３　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第24条，新特別養護老人ホーム基準条例第24条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第32条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第 113条，第 115条，第 135条，第 146条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。），第 237条，第 248条，第 263条，第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第 124条，第 143条（新介護予防サービス等基準条例第 160条において準用する場合を含む。），第 165条の３，第 172条，第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。），第 218条，第 235条，第 249条，第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第33条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条，第 178条，第 190条及び第 203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第29条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条に	

改正後	改正前
おいて準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第29条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第28条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第23条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第21条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第30条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。 （居宅サービス事業者等における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための措置に係る経過措置） ４　施行日から令和６年３月31日までの間，新居宅サービス等基準条例第33条第３項（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条及び第 276条において準用する場合を含む。），第 111条第２項（新居宅サービス等基準条例第 115条，第 135条，第 168条（新居宅サービス等基準条例第 181条において準用する場合を含む。），第 181条の３，第 188条，第 237条及び第 248条において準用する場合を含む。），第 144条第２項（新居宅サービス等基準条例第 204条（新居宅サービス等基準条例第 216条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第 260条第６項（新居宅サービス等基準条例第 265条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の３第３項（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条及び第 263条において準用する場合を含む。），第 122条第２項（新介護予防サービス等基準条例第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。），第 140条の２第２項（新介護予防サービス等基準条例第 160条，第 165条の３，第 172条，第 218条及び第 235条において準用する場合を含む。）及び第 246条第６項（新介護予防サービス等基準条例第 254条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第34条第３項（新地域密着型サービス基準条例第60条において準用する場合を含む。）及び第60条の16第２項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条及び第 203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第32条第２項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第26条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防支援等基準条例第23条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。	

【第13条】盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	○盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
平成30年３月27日条例第25号	平成30年３月27日条例第25号
改正　略	改正　略
令和３年　月　日条例第　号	
盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
目次	目次
第１章　趣旨及び基本方針（第１条～第３条）	第１章　趣旨及び基本方針（第１条～第３条）
第２章　人員に関する基準（第４条）	第２章　人員に関する基準（第４条）
第３章　施設及び設備に関する基準（第５条・第６条）	第３章　施設及び設備に関する基準（第５条・第６条）
第４章　運営に関する基準（第７条～第42条）	第４章　運営に関する基準（第７条～第42条）
第５章　ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設，設備及び運営に関する基準	第５章　ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設，設備及び運営に関する基準
第１節　趣旨及び基本方針（第43条・第44条）	第１節　趣旨及び基本方針（第43条・第44条）
第２節　施設及び設備に関する基準（第45条）	第２節　施設及び設備に関する基準（第45条）
第３節　運営に関する基準（第46条～第54条）	第３節　運営に関する基準（第46条～第54条）
第６章　雑則（第55条・第56条）	第６章　雑則（第55条　　）
附則	附則
第１条　略	第１条　略
（基本方針）	（基本方針）
第２条　介護医療院は，長期にわたり療養が必要である者に対し，施設サービス計画に基づき，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより，入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。	第２条　介護医療院は，長期にわたり療養が必要である者に対し，施設サービス計画に基づき，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより，入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
２　介護医療院は，入所者の意思及び人格を尊重し，常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。	２　介護医療院は，入所者の意思及び人格を尊重し，常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。
３　介護医療院は，明るく家庭的な雰囲気を有し，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村（特別区を含む。以下同じ。），居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。），居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。），他の介護保険施設を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との密接な連携に努めなければならない。	３　介護医療院は，明るく家庭的な雰囲気を有し，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村（特別区を含む。以下同じ。），居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。），居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。），他の介護保険施設を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との密接な連携に努めなければならない。
４　介護医療院は，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
５　介護医療院は，介護医療院サービスを提供するに当たっては，法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。	
第３条　略	第３条　略
第２章　人員に関する基準	第２章　人員に関する基準
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第４条　介護医療院に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。	第４条　介護医療院に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，当該各号に定めるところによる。
（１）　薬剤師　常勤換算方法で，介護医療院の入所者のうちⅠ型療養床の利用者（次号において「Ⅰ型入所者」という。）の数を150で除して得た数に，介護医療院の入所者のうちⅡ型療養床の利用者（同号において「Ⅱ型入所者」という。）の数を300で除して得た数を加えて得た数以上	（１）　薬剤師　常勤換算方法で，介護医療院の入所者のうちⅠ型療養床の利用者（次号において「Ⅰ型入所者」という。）の数を150で除して得た数に，介護医療院の入所者のうちⅡ型療養床の利用者（同号において「Ⅱ型入所者」という。）の数を300で除して得た数を加えて得た数以上
（２）　介護職員　常勤換算方法で，Ⅰ型入所者の数を５で除して得た数に，Ⅱ型入所者の数を６で除して得た数を加えて得た数以上	（２）　介護職員　常勤換算方法で，Ⅰ型入所者の数を５で除して得た数に，Ⅱ型入所者の数を６で除して得た数を加えて得た数以上
（３）　理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士　介護医療院の実情に応じた適当な数	（３）　理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士　介護医療院の実情に応じた適当な数
（４）　栄養士又は管理栄養士　入所定員100人以上の介護医療院にあっては，１人以上	（４）　栄養士　　入所定員100人以上の介護医療院にあっては，１人以上
（５）　介護支援専門員　１人に，入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上を標準とする。	（５）　介護支援専門員　１人に，入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに１人を加えて得た数以上を標準とする。
（６）　診療放射線技師　介護医療院の実情に応じた適当な数	（６）　診療放射線技師　介護医療院の実情に応じた適当な数
（７）　調理員，事務員その他の従業者　介護医療院の実情に応じた適当な数	（７）　調理員，事務員その他の従業者　介護医療院の実情に応じた適当な数
２　前項及び第６項の入所者の数は，前年度の１日当たりの入所者の数の平	２　前項及び第６項の入所者の数は，前年度の１日当たりの入所者の数の平

改正後	改正前
均値とする。ただし，新規に法第107条第１項の許可を受ける場合は，１日当たりの入所者の数の推定数とする。	均値とする。ただし，新規に法第107条第１項の許可を受ける場合は，１日当たりの入所者の数の推定数とする。
3　第１項及び第６項の常勤換算方法は，当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。	3　第１項及び第６項の常勤換算方法は，当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
4　介護医療院の従業者は，専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし［　　］，入所者の処遇に支障がない場合には，この限りでない。	4　介護医療院の従業者は，専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし，介護医療院（ユニット型介護医療院（第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き，入所者の処遇に支障がない場合には，この限りでない。
5　介護医療院の介護支援専門員は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，入所者の処遇に支障がない場合には，当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし，介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され，入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。以下この項及び次項において同じ。）の職務に従事する場合であって，当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には，当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができるものとする。	5　介護医療院の介護支援専門員は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，入所者の処遇に支障がない場合には，当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし，介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され，入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。以下この項及び次項において同じ。）の職務に従事する場合であって，当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には，当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができるものとする。
6　第１項第１号から第３号まで及び第５号の規定にかかわらず，併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち，入所定員が19人以下のものをいう。以下この項において同じ。）の薬剤師，介護職員，理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は，次の各号に掲げる従業者の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。 （１）　薬剤師又は理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士　併設される医療機関が病院の場合にあっては当該病院の医師，薬剤師又は理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士により，併設される医療機関が診療所の場合にあっては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，置かないことができること。 （２）　介護職員　常勤換算方法で，当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を６で除して得た数以上の数を置くこと。 （３）　介護支援専門員　当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当な数を置くこと。	6　第１項第１号から第３号まで及び第５号の規定にかかわらず，併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち，入所定員が19人以下のものをいう。以下この項において同じ。）の薬剤師，介護職員，理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は，次の各号に掲げる従業者の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。 （１）　薬剤師又は理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士　併設される医療機関が病院の場合にあっては当該病院の医師，薬剤師又は理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士により，併設される医療機関が診療所の場合にあっては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，置かないことができること。 （２）　介護職員　常勤換算方法で，当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を６で除して得た数以上の数を置くこと。 （３）　介護支援専門員　当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当な数を置くこと。
第５条　略 （構造等）	第５条　略 （構造等）
第６条　介護医療院の構造設備（放射線に関するものを除く。）の基準は，次のとおりとする。 （１）　介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は，耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし，次に掲げる要件のいずれかを満たす２階建又は平家建の介護医療院の建物にあっては，準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。 ア　療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この項及び第45条第４項において「療養室等」という。）を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。 イ　療養室等を２階又は地階に設けている場合にあっては，次に掲げる要件の全てを満たすこと。 （ア）　当該介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第32条第１項の計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 （イ）　第32条第１項の訓練については，同項の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。 （ウ）　火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。 （２）　療養室等を２階以上の階に設ける場合は，屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ１以上設けること。 （３）　療養室等を３階以上の階に設ける場合は，避難に支障がないように避難階段を２以上設けること。ただし，前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第１項に規定する避難階段としての構造とする場合は，その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。 （４）　診察の用に供する電気，光線，熱，蒸気又はガスに関する構造設備	第６条　介護医療院の構造設備（放射線に関するものを除く。）の基準は，次のとおりとする。 （１）　介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は，耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし，次に掲げる要件のいずれかを満たす２階建又は平家建の介護医療院の建物にあっては，準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。 ア　療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この項及び第45条第４項において「療養室等」という。）を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。 イ　療養室等を２階又は地階に設けている場合にあっては，次に掲げる要件の全てを満たすこと。 （ア）　当該介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第32条　　の計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 （イ）　第32条　　の訓練については，同条の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。 （ウ）　火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。 （２）　療養室等を２階以上の階に設ける場合は，屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ１以上設けること。 （３）　療養室等を３階以上の階に設ける場合は，避難に支障がないように避難階段を２以上設けること。ただし，前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第１項に規定する避難階段としての構造とする場合は，その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。 （４）　診察の用に供する電気，光線，熱，蒸気又はガスに関する構造設備

改正後	改正前
については，これらによる危害の防止のために必要な方法を講ずること。	については，これらによる危害の防止のために必要な方法を講ずること。
（５） 階段には，手すりを設けること。	（５） 階段には，手すりを設けること。
（６） 廊下の構造は，次のとおりとすること。	（６） 廊下の構造は，次のとおりとすること。
ア 幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。	ア 幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。
イ 手すりを設けること。	イ 手すりを設けること。
ウ 常夜灯を設けること。	ウ 常夜灯を設けること。
（７） 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。	（７） 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
（８） 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	（８） 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
２ 介護医療院の放射線に関する構造設備の基準については，医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条，第30条の４，第30条の13，第30条の14，第30条の16，第30条の17，第30条の18（第１項第４号から第６号までを除く。），第30条の19，第30条の20第２項，第30条の21，第30条の22，第30条の23第１項，第30条の25，第30条の26第３項から第５項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において，同令第30条の18第１項中「いずれか及び第４号から第６号までに掲げる措置」とあるのは，「いずれか」と読み替えるものとする。	２ 介護医療院の放射線に関する構造設備の基準については，医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条，第30条の４，第30条の13，第30条の14，第30条の16，第30条の17，第30条の18（第１項第４号から第６号までを除く。），第30条の19，第30条の20第２項，第30条の21，第30条の22，第30条の23第１項，第30条の25，第30条の26第３項から第５項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において，同令第30条の18第１項中「いずれか及び第４号から第６号までに掲げる措置」とあるのは，「いずれか」と読み替えるものとする。
３ 第１項第１号の規定にかかわらず，次に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平家建の介護医療院の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における入所者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	３ 第１項第１号の規定にかかわらず，次に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平家建の介護医療院の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における入所者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
（１） スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	（１） スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
（２） 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。	（２） 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。
（３） 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	（３） 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
第７条から第15条まで 略	第７条から第15条まで 略
（介護医療院サービスの取扱方針）	（介護医療院サービスの取扱方針）
第16条 介護医療院は，施設サービス計画に基づき，入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，入所者の心身の状況等を踏まえて，当該入所者の療養を適切に行わなければならない。	第16条 介護医療院は，施設サービス計画に基づき，入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，入所者の心身の状況等を踏まえて，当該入所者の療養を適切に行わなければならない。
２ 介護医療院サービスは，施設サービス計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。	２ 介護医療院サービスは，施設サービス計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
３ 介護医療院の従業者は，介護医療院サービスの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，入所者又はその家族に対し，療養において必要な事項について，理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。	３ 介護医療院の従業者は，介護医療院サービスの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，入所者又はその家族に対し，療養において必要な事項について，理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
４ 介護医療院は，介護医療院サービスの提供に当たっては，当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	４ 介護医療院は，介護医療院サービスの提供に当たっては，当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き，身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
５ 介護医療院は，身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。	５ 介護医療院は，身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。
６ 介護医療院は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。	６ 介護医療院は，身体的拘束等の適正化を図るために，次に掲げる措置を講じなければならない。
（１） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（１） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（２） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	（２） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
（３） 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	（３） 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
７ 介護医療院は，自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。	７ 介護医療院は，自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。
（施設サービス計画の作成）	（施設サービス計画の作成）
第17条 介護医療院の管理者は，介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	第17条 介護医療院の管理者は，介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

改正後	改正前
2　施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第28条において「計画担当介護支援専門員」という。）は，施設サービス計画の作成に当たっては，入所者の日常生活全般を支援する観点から，当該施設サービス計画に地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用に関する事項を含めるよう努めなければならない。	2　施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第28条において「計画担当介護支援専門員」という。）は，施設サービス計画の作成に当たっては，入所者の日常生活全般を支援する観点から，当該施設サービス計画に地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用に関する事項を含めるよう努めなければならない。
3　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，入所者の有する能力，その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし，入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。	3　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，入所者の有する能力，その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし，入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
4　計画担当介護支援専門員は，前項に規定する解決すべき課題の把握（次項及び第９項において「アセスメント」という。）を行うに当たっては，入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において，計画担当介護支援専門員は，面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し，理解を得なければならない。	4　計画担当介護支援専門員は，前項に規定する解決すべき課題の把握（次項及び第９項において「アセスメント」という。）を行うに当たっては，入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において，計画担当介護支援専門員は，面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し，理解を得なければならない。
5　計画担当介護支援専門員は，入所者の要望，入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき，入所者の家族の要望を勘案し，入所者及びその家族の生活に対する意向，総合的な援助の方針，生活全般の解決すべき課題，介護医療院サービスの目標及びその達成時期，介護医療院サービスの内容，介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。	5　計画担当介護支援専門員は，入所者の要望，入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき，入所者の家族の要望を勘案し，入所者及びその家族の生活に対する意向，総合的な援助の方針，生活全般の解決すべき課題，介護医療院サービスの目標及びその達成時期，介護医療院サービスの内容，介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
6　計画担当介護支援専門員は，サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（入所者又はその家族が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）をいう。第11項において同じ。）の開催，担当者に対する照会等により，当該施設サービス計画の原案の内容について，担当者に対し，専門的な見地からの意見を求めるものとする。	6　計画担当介護支援専門員は，サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催，担当者に対する照会等により，当該施設サービス計画の原案の内容について，担当者に対し，専門的な見地からの意見を求めるものとする。
7　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の原案の内容について，入所者又はその家族に対して説明し，文書により当該入所者の同意を得なければならない。	7　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の原案の内容について，入所者又はその家族に対して説明し，文書により当該入所者の同意を得なければならない。
8　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画を作成したときは，当該施設サービス計画を記載した文書を入所者に交付しなければならない。	8　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画を作成したときは，当該施設サービス計画を記載した文書を入所者に交付しなければならない。
9　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の作成後，当該施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い，必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。	9　計画担当介護支援専門員は，施設サービス計画の作成後，当該施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い，必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。
10　計画担当介護支援専門員は，前項に規定する実施状況の把握（第２号において「モニタリング」という。）を行うに当たっては，入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。 （１）　定期的に入所者に面接すること。 （２）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。	10　計画担当介護支援専門員は，前項に規定する実施状況の把握（第２号において「モニタリング」という。）を行うに当たっては，入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。 （１）　定期的に入所者に面接すること。 （２）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。
11　計画担当介護支援専門員は，次に掲げる場合においては，サービス担当者会議の開催，担当者に対する照会等により，施設サービス計画の変更の必要性について，担当者に対し，専門的な見地からの意見を求めるものとする。 （１）　入所者が要介護更新認定を受けた場合 （２）　入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	11　計画担当介護支援専門員は，次に掲げる場合においては，サービス担当者会議の開催，担当者に対する照会等により，施設サービス計画の変更の必要性について，担当者に対し，専門的な見地からの意見を求めるものとする。 （１）　入所者が要介護更新認定を受けた場合 （２）　入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
12　第２項から第８項までの規定は，第９項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。	12　第２項から第８項までの規定は，第９項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。
第18条から第20条まで　略	第18条から第20条まで　略
（栄養管理） 第20条の２　介護医療院は，入所者の栄養状態の維持及び改善を図り，自立した日常生活を営むことができるよう，各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。	
（口腔（くう）衛生の管理） 第20条の３　介護医療院は，入所者の口腔の健康の保持を図り，自立した日常生活を営むことができるよう，口腔衛生の管理体制を整備し，各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。	
第21条から第28条まで　略	第21条から第28条まで　略
（運営規程） 第29条　介護医療院は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する	（運営規程） 第29条　介護医療院は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する

改正後	改正前
規程（第35条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	規程（第35条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
（1） 施設の目的及び運営の方針	（1） 施設の目的及び運営の方針
（2） 従業者の職種，員数及び職務の内容	（2） 従業者の職種，員数及び職務の内容
（3） 入所定員並びにⅠ型療養床に係る入所定員及びⅡ型療養床に係る入所定員	（3） 入所定員並びにⅠ型療養床に係る入所定員及びⅡ型療養床に係る入所定員
（4） 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額	（4） 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
（5） 施設の利用に当たっての留意事項	（5） 施設の利用に当たっての留意事項
（6） 非常災害対策	（6） 非常災害対策
（7） 虐待の防止のための措置に関する事項	
（8） その他施設の運営に関する重要事項	（7） その他施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第30条 介護医療院は，入所者に対し，適切な介護医療院サービスを提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第30条 介護医療院は，入所者に対し，適切な介護医療院サービスを提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2 介護医療院は，当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし，入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	2 介護医療院は，当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし，入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。
3 介護医療院は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該介護医療院は，従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	3 介護医療院は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
4 介護医療院は，適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第30条の２ 介護医療院は，感染症又は非常災害の発生時において，入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2 介護医療院は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
3 介護医療院は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
第31条 略	第31条 略
（非常災害対策）	（非常災害対策）
第32条 介護医療院は，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	第32条 介護医療院は，非常災害に関する具体的な計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
2 介護医療院は，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第33条 介護医療院は，入所者の使用する施設，設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。	第33条 介護医療院は，入所者の使用する施設，設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
2 介護医療院は，当該介護医療院における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。	2 介護医療院は，当該介護医療院における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため，次に掲げる措置を講じなければならない。
（1） 当該介護医療院における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（1） 当該介護医療院における感染症の予防等のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（2） 当該介護医療院における感染症の予防等のための指針を整備すること。	（2） 当該介護医療院における感染症の予防等のための指針を整備すること。
（3） 当該介護医療院において，介護職員その他の従業者に対し，感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	（3） 当該介護医療院において，介護職員その他の従業者に対し，感染症の予防等のための研修を定期的に実施すること。
（4） 前３号に掲げるもののほか，基準省令第33条第２項第４号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する	（4） 前３号に掲げるもののほか，基準省令第33条第２項第４号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する

改正後	改正前
手順に沿った対応を行うこと。	手順に沿った対応を行うこと。
3　介護医療院の管理者は，検体検査（臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第２条に規定する検体検査をいう。）の業務を委託しようとするときは医療法（昭和23年法律第205号）第15条の３第１項各号に掲げる者に，次に掲げる業務を委託しようとするときは当該業務を適正に行う能力のある者に，それぞれ委託しなければならない。	3　介護医療院の管理者は，検体検査（臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第２条に規定する検体検査をいう。）の業務を委託しようとするときは医療法（昭和23年法律第205号）第15条の３第１項各号に掲げる者に，次に掲げる業務を委託しようとするときは当該業務を適正に行う能力のある者に，それぞれ委託しなければならない。
（１）　医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務	（１）　医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
（２）　医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第８項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務	（２）　医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第８項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
（３）　医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）	（３）　医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）
4　前項の業務を適正に行う能力のある者の基準については，次の各号に掲げる業務の区分に応じ，当該各号に定める規定を準用する。この場合において，医療法施行規則第９条の９第１項中「法第15条の３第２項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と，同令第９条の12中「法第15条の３第２項の規定による第９条の８の２に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第２条第８項に規定する特定保守管理医療機器」と，同令第９条の13中「法第15条の３第２項の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。	4　前項の業務を適正に行う能力のある者の基準については，次の各号に掲げる業務の区分に応じ，当該各号に定める規定を準用する。この場合において，医療法施行規則第９条の９第１項中「法第15条の３第２項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と，同令第９条の12中「法第15条の３第２項の規定による第９条の８の２に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第２条第８項に規定する特定保守管理医療機器」と，同令第９条の13中「法第15条の３第２項の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。
（１）　前項第１号に掲げる業務　医療法施行規則第９条の９	（１）　前項第１号に掲げる業務　医療法施行規則第９条の９
（２）　前項第２号に掲げる業務　医療法施行規則第９条の12	（２）　前項第２号に掲げる業務　医療法施行規則第９条の12
（３）　前項第３号に掲げる業務　医療法施行規則第９条の13	（３）　前項第３号に掲げる業務　医療法施行規則第９条の13
第34条　略	第34条　略
（運営規程の概要等の掲示）	（運営規程の概要等の掲示）
第35条　介護医療院は，当該介護医療院の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，協力病院，利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第35条　介護医療院は，当該介護医療院の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，協力病院，利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2　介護医療院は，前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	
第36条から第39条まで　略	第36条から第39条まで　略
（事故発生の防止及び発生時の対応）	（事故発生の防止及び発生時の対応）
第40条　介護医療院は，事故の発生又は再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	第40条　介護医療院は，事故の発生又は再発を防止するため，次の各号に定める措置を講じなければならない。
（１）　事故が発生した場合の対応，次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	（１）　事故が発生した場合の対応，次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
（２）　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。	（２）　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
（３）　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	（３）　事故発生の防止のための委員会の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
2　介護医療院は，入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は，速やかに市町村，入所者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。	2　介護医療院は，入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は，速やかに市町村，入所者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。
3　介護医療院は，前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。	3　介護医療院は，前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
4　介護医療院は，入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。	4　介護医療院は，入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。
（虐待の防止）	
第40条の２　介護医療院は，虐待の発生及び再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。	
（１）　当該介護医療院における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
（２）　当該介護医療院における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。	
（３）　当該介護医療院において，介護職員その他の従業者に対し，虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。	
（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	

改正後	改正前
第41条から第43条まで　略	第41条から第43条まで　略
（基本方針）	（基本方針）
第44条　ユニット型介護医療院は，長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し，施設サービス計画に基づき，入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮するとともに，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより，各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き，自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。	第44条　ユニット型介護医療院は，長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し，施設サービス計画に基づき，入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮するとともに，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより，各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き，自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
2　ユニット型介護医療院は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村等との密接な連携に努めなければならない。	2　ユニット型介護医療院は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村等との密接な連携に努めなければならない。
3　ユニット型介護医療院は，入居者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
4　ユニット型介護医療院は，介護医療院サービスを提供するに当たっては，法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。	
第２節　施設及び設備に関する基準	第２節　施設及び設備に関する基準
（施設，構造等）	（施設，構造等）
第45条　ユニット型介護医療院は，次に掲げる施設を有しなければならない。	第45条　ユニット型介護医療院は，次に掲げる施設を有しなければならない。
（１）　ユニット	（１）　ユニット
（２）　浴室	（２）　浴室
（３）　サービス・ステーション	（３）　サービス・ステーション
（４）　調理室	（４）　調理室
（５）　洗濯室又は洗濯場	（５）　洗濯室又は洗濯場
（６）　汚物処理室	（６）　汚物処理室
2　前項第１号及び第２号に掲げる施設の基準は，次の各号に掲げる施設の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。	2　前項第１号及び第２号に掲げる施設の基準は，次の各号に掲げる施設の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。
（１）　ユニット　次に掲げる施設の区分に応じ，アからウまでに定める基準	（１）　ユニット　次に掲げる施設の区分に応じ，アからウまでに定める基準
ア　共同生活室	ア　共同生活室
（ア）　共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入居者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。	（ア）　共同生活室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入居者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
（イ）　一の共同生活室の床面積は，２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。	（イ）　一の共同生活室の床面積は，２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
（ウ）　必要な設備及び備品を備えること。	（ウ）　必要な設備及び備品を備えること。
イ　洗面設備	イ　洗面設備
（ア）　療養室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。	（ア）　療養室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
（イ）　身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。	（イ）　身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
ウ　便所　療養室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。	ウ　便所　療養室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
（２）　浴室	（２）　浴室
ア　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。	ア　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
イ　一般の浴槽のほか，入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別な浴槽を設けること。	イ　一般の浴槽のほか，入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別な浴槽を設けること。
3　前項第２号に掲げる施設は，専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし，入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は，この限りでない。	3　前項第２号に掲げる施設は，専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし，入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は，この限りでない。
4　前３項に規定するもののほか，ユニット型介護医療院の構造設備（放射線に関するものを除く。）の基準は，次のとおりとする。	4　前３項に規定するもののほか，ユニット型介護医療院の構造設備（放射線に関するものを除く。）の基準は，次のとおりとする。
（１）　ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は，耐火建築物とすること。ただし，次に掲げる要件のいずれかを満たす２階建又は平家建のユニット型介護医療院の建物にあっては，準耐火建築物とすることができる。	（１）　ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は，耐火建築物とすること。ただし，次に掲げる要件のいずれかを満たす２階建又は平家建のユニット型介護医療院の建物にあっては，準耐火建築物とすることができる。
ア　療養室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。	ア　療養室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。
イ　療養室等を２階又は地階に設けている場合にあっては，次に掲げる要件の全てを満たすこと。	イ　療養室等を２階又は地階に設けている場合にあっては，次に掲げる要件の全てを満たすこと。
（ア）　当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第54条において準用する第32条第１項の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	（ア）　当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて，第54条において準用する第32条　　の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
（イ）　第54条において準用する第32条第１項の訓練については，同項	（イ）　第54条において準用する第32条　　の訓練については，同条

改正後	改正前
の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。	の計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。
（ウ） 火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。	（ウ） 火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携の体制を整備すること。
（2） 療養室等を２階以上の階に設ける場合は，屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ１以上設けること。	（2） 療養室等を２階以上の階に設ける場合は，屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ１以上設けること。
（3） 療養室等を３階以上の階に設ける場合は，避難に支障がないように避難階段を２以上設けること。ただし，前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第１項に規定する避難階段としての構造とする場合は，その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。	（3） 療養室等を３階以上の階に設ける場合は，避難に支障がないように避難階段を２以上設けること。ただし，前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第１項に規定する避難階段としての構造とする場合は，その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
（4） 診察の用に供する電気，光線，熱，蒸気又はガスに関する構造設備については，これらの危害の防止のために必要な方法を講ずること。	（4） 診察の用に供する電気，光線，熱，蒸気又はガスに関する構造設備については，これらの危害の防止のために必要な方法を講ずること。
（5） 階段には，手すりを設けること。	（5） 階段には，手すりを設けること。
（6） 廊下の構造は，次のとおりとすること。	（6） 廊下の構造は，次のとおりとすること。
ア 幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。ただし，廊下の一部の幅を拡張することにより，入居者，従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合にあっては，1.5メートル以上（中廊下にあっては，1.8メートル以上）として差し支えないこと。	ア 幅は，1.8メートル以上（中廊下にあっては，2.7メートル以上）とすること。ただし，廊下の一部の幅を拡張することにより，入居者，従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合にあっては，1.5メートル以上（中廊下にあっては，1.8メートル以上）として差し支えないこと。
イ 手すりを設けること。	イ 手すりを設けること。
ウ 常夜灯を設けること。	ウ 常夜灯を設けること。
（7） 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。	（7） 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
（8） 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	（8） 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
5 ユニット型介護医療院の放射線に関する構造設備の基準については，医療法施行規則第30条，第30条の４，第30条の13，第30条の14，第30条の16，第30条の17，第30条の18（第１項第４号から第６号までを除く。），第30条の19，第30条の20第２項，第30条の21，第30条の22，第30条の23第１項，第30条の25，第30条の26第３項から第５項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において，同令第30条の18第１項中「いずれか及び第４号から第６号までに掲げる措置」とあるのは，「いずれか」と読み替えるものとする。	5 ユニット型介護医療院の放射線に関する構造設備の基準については，医療法施行規則第30条，第30条の４，第30条の13，第30条の14，第30条の16，第30条の17，第30条の18（第１項第４号から第６号までを除く。），第30条の19，第30条の20第２項，第30条の21，第30条の22，第30条の23第１項，第30条の25，第30条の26第３項から第５項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において，同令第30条の18第１項中「いずれか及び第４号から第６号までに掲げる措置」とあるのは，「いずれか」と読み替えるものとする。
6 第４項第１号の規定にかかわらず，次に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平家建のユニット型介護医療院の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における入居者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	6 第４項第１号の規定にかかわらず，次に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平家建のユニット型介護医療院の建物であって，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，火災時における入居者の安全性が確保されていると認めたものは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
（1） スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	（1） スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
（2） 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。	（2） 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。
（3） 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	（3） 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練の頻繁な実施，配置人員の増員等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
第46条 略	第46条 略
（介護医療院サービスの取扱方針）	（介護医療院サービスの取扱方針）
第47条 介護医療院サービスは，入居者の有する能力に応じ，自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため，施設サービス計画に基づき，入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより，入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。	第47条 介護医療院サービスは，入居者の有する能力に応じ，自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため，施設サービス計画に基づき，入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより，入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
2 介護医療院サービスは，各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。	2 介護医療院サービスは，各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
3 介護医療院サービスは，入居者の私生活についての秘密の確保に配慮して行われなければならない。	3 介護医療院サービスは，入居者の私生活についての秘密の確保に配慮して行われなければならない。
4 介護医療院サービスは，入居者の自立した生活を支援することを基本とし，入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら，適切に行われなければならない。	4 介護医療院サービスは，入居者の自立した生活を支援することを基本とし，入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら，適切に行われなければならない。
5 ユニット型介護医療院の従業者は，介護医療院サービスの提供に当たっては，入居者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。	5 ユニット型介護医療院の従業者は，介護医療院サービスの提供に当たっては，入居者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。
6 ユニット型介護医療院は，介護医療院サービスの提供に当たっては，入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得な	6 ユニット型介護医療院は，介護医療院サービスの提供に当たっては，入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得な

改正後	改正前
い場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。	い場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。
7　ユニット型介護医療院は，身体的拘束等を行う場合にあっては，その態様及び時間，そのときにおける入居者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。	7　ユニット型介護医療院は，身体的拘束等を行う場合にあっては，その態様及び時間，そのときにおける入居者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。
8　ユニット型介護医療院は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。	8　ユニット型介護医療院は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。
（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
（3）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	（3）　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
9　ユニット型介護医療院は，自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。	9　ユニット型介護医療院は，自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。
第48条から第50条まで　略	第48条から第50条まで　略
（運営規程）	（運営規程）
第51条　ユニット型介護医療院は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第51条　ユニット型介護医療院は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（1）　施設の目的及び運営の方針	（1）　施設の目的及び運営の方針
（2）　従業者の職種，員数及び職務の内容	（2）　従業者の職種，員数及び職務の内容
（3）　入居定員並びにⅠ型療養床に係る入居定員及びⅡ型療養床に係る入居定員	（3）　入居定員並びにⅠ型療養床に係る入居定員及びⅡ型療養床に係る入居定員
（4）　ユニットの数及びユニットごとの入居定員	（4）　ユニットの数及びユニットごとの入居定員
（5）　入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額	（5）　入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
（6）　施設の利用に当たっての留意事項	（6）　施設の利用に当たっての留意事項
（7）　非常災害対策	（7）　非常災害対策
（8）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（9）　その他施設の運営に関する重要事項	（8）　その他施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第52条　ユニット型介護医療院は，入居者に対し，適切な介護医療院サービスを提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第52条　ユニット型介護医療院は，入居者に対し，適切な介護医療院サービスを提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，入居者が安心して日常生活を送ることができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。	2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，入居者が安心して日常生活を送ることができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から，次の各号に定める職員配置を行わなければならない。
（1）　昼間については，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護師若しくは准看護師を配置すること。	（1）　昼間については，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護師若しくは准看護師を配置すること。
（2）　夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護師若しくは准看護師を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。	（2）　夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護師若しくは准看護師を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
（3）　ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。	（3）　ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。
3　ユニット型介護医療院は，当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし，入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	3　ユニット型介護医療院は，当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし，入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。
4　ユニット型介護医療院は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において，当該ユニット型介護医療院は，従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	4　ユニット型介護医療院は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
5　ユニット型介護医療院は，適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
第53条　略	第53条　略
（準用）	（準用）
第54条　第７条から第13条まで，第15条，第17条から第20条の３まで，第23条，第25条から第28条まで，第30条の２及び第32条から第42条までの規定は，ユニット型介護医療院について準用する。この場合において，第７条第１項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重	第54条　第７条から第13条まで，第15条，第17条から第20条まで，第23条，第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は，ユニット型介護医療院について準用する。この場合において，第７条第１項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重

改正後	改正前
要事項に関する規程」と，第27条第２項中「この章」とあるのは「第５章第３節」と，第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と，第28条第４号及び第42条第２項第６号中「第38条第２項」とあるのは「第54条において準用する第38条第２項」と，第28条第５号及び第42条第２項第７号中「第40条第３項」とあるのは「第54条において準用する第40条第３項」と，第35条中「運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と，同項第２号中「第12条第４項」とあるのは「第54条において準用する第12条第４項」と，同項第３号中「第13条第２項」とあるのは「第54条において準用する第13条第２項」と，同項第４号中「第16条第５項」とあるのは「第47条第７項」と，同項第５号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と読み替えるものとする。	要事項に関する規程」と，第27条第２項中「この章」とあるのは「第５章第３節」と，第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と，第28条第４号及び第42条第２項第６号中「第38条第２項」とあるのは「第54条において準用する第38条第２項」と，第28条第５号及び第42条第２項第７号中「第40条第３項」とあるのは「第54条において準用する第40条第３項」と，第35条中「運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と，同項第２号中「第12条第４項」とあるのは「第54条において準用する第12条第４項」と，同項第３号中「第13条第２項」とあるのは「第54条において準用する第13条第２項」と，同項第４号中「第16条第５項」とあるのは「第47条第７項」と，同項第５号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と読み替えるものとする。
第６章　雑則	第６章　雑則
（電磁的記録等）	
第55条　介護医療院及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第１項（前条において準用する場合を含む。），第13条第１項（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については，書面等に代えて，当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
２　介護医療院及びその従業者は，交付等（交付，説明，同意，承諾その他これらに類するものをいう。）のうち，この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面等に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。	
（委任）	（委任）
第56条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。	第55条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。
附　則	附　則
（施行期日）	（施行期日）
１　この条例は，平成30年４月１日から施行する。	１　この条例は，平成30年４月１日から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
２　療養病床等（医療法第７条の２第１項に規定する療養病床等をいう。以下この項から附則第５項までにおいて同じ。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに，当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院，軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者，要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この項から附則第５項までにおいて同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については，第６条第１項第１号及び第45条第４項第１号の規定は，適用しない。	２　療養病床等（医療法第７条の２第１項に規定する療養病床等をいう。以下この項から附則第５項までにおいて同じ。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに，当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院，軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者，要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この項から附則第５項までにおいて同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については，第６条第１項第１号及び第45条第４項第１号の規定は，適用しない。
３　療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについての第６条第１項第２号及び第45条第４項第２号の規定の適用については，これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ１以上設けること」とあるのは，「屋内の直通階段を２以上設けること。ただし，エレベーターが設置されているもの又は２階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造である建築物又は不燃材料（建築基準法第２条第９号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては，屋内の直通階段を１とすることができる」とする。	３　療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについての第６条第１項第２号及び第45条第４項第２号の規定の適用については，これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ１以上設けること」とあるのは，「屋内の直通階段を２以上設けること。ただし，エレベーターが設置されているもの又は２階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造である建築物又は不燃材料（建築基準法第２条第９号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては，屋内の直通階段を１とすることができる」とする。
４　療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅については，第６条第１項第６号ア及び第45条第４項第６号ア	４　療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅については，第６条第１項第６号ア及び第45条第４項第６号ア

改正後	改正前
の規定にかかわらず，1.2メートル以上（中廊下にあっては，1.6メートル以上）とする。	の規定にかかわらず，1.2メートル以上（中廊下にあっては，1.6メートル以上）とする。
5　平成36年３月31日までの間に介護療養型老人保健施設（平成18年７月１日から平成30年３月31日までの間に，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の全部又は一部を廃止するとともに，介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については，第６条第１項第１号及び第45条第４項第１号の規定は，適用しない。	5　平成36年３月31日までの間に介護療養型老人保健施設（平成18年７月１日から平成30年３月31日までの間に，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の全部又は一部を廃止するとともに，介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については，第６条第１項第１号及び第45条第４項第１号の規定は，適用しない。
6　平成36年３月31日までの間に介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第６条第１項第２号及び第45条第４項第２号の規定の適用については，これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ１以上設けること」とあるのは，「屋内の直通階段を２以上設けること。ただし，エレベーターが設置されているもの又は２階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造である建築物又は不燃材料（建築基準法第２条第９号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては，100平方メートル）以下のものについては，屋内の直通階段を１とすることができる」とする。	6　平成36年３月31日までの間に介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第６条第１項第２号及び第45条第４項第２号の規定の適用については，これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ１以上設けること」とあるのは，「屋内の直通階段を２以上設けること。ただし，エレベーターが設置されているもの又は２階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造である建築物又は不燃材料（建築基準法第２条第９号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては，100平方メートル）以下のものについては，屋内の直通階段を１とすることができる」とする。
7　平成36年３月31日までの間に介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅については，第６条第１項第６号ア及び第45条第４項第６号アの規定にかかわらず，1.2メートル以上（中廊下にあっては，1.6メートル以上）とする。	7　平成36年３月31日までの間に介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅については，第６条第１項第６号ア及び第45条第４項第６号アの規定にかかわらず，1.2メートル以上（中廊下にあっては，1.6メートル以上）とする。
8　病床を有する診療所の開設者が，当該診療所の病床を令和６年３月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については，第５条第２項（第３号イに係る部分に限る。）及び第45条第２項（第２号イに係る部分に限る。）の規定にかかわらず，新築，増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は，一般の浴槽のほか，入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。	
附　則（令和３年条例第　号抄）	
（施行期日）	
1　この条例は，令和３年４月１日から施行する。ただし，第14条の規定は公布の日から，第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の２の次に１号を加える改正規定は同年10月１日から施行する。	
（虐待の防止に係る経過措置）	
2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間，第１条の規定による改正後の盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第31条，第２条の規定による改正後の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第２条第５項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。），第31条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），第３条の規定による改正後の盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第２条第４項及び第33条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。）並びに附則第６項及び第34項，第４条の規定による改正後の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第40条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。），第181条の３，第188条，第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。），第237条，第248条，第263条，第265条及び第276条において準用する場合を含む。），第５条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第55条の10の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，	

改正後	改正前
第94条，第 124条，第 143条（新介護予防サービス等基準条例第 160条において準用する場合を含む。），第 165条の３，第 172条，第 182条（新介護予防サービス等基準条例第 197条において準用する場合を含む。），第 218条，第 235条，第 249条，第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），第６条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第41条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第 109条，第 129条，第 150条，第 178条，第 190条及び第 203条において準用する場合を含む。），第７条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第４条第３項及び第38条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），第８条の規定による改正後の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第３条第４項，第40条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項，第９条の規定による改正後の盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第２条第４項，第39条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第３項，第10条の規定による改正後の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第２条第４項，第38条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第42条第３項，第11条の規定による改正後の盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第33条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），第12条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第４条第５項及び第29条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに第13条の規定による改正後の盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第２条第４項，第40条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし，新養護老人ホーム基準条例第７条，新特別養護老人ホーム基準条例第７条（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新特別養護老人ホーム基準条例第62条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第７条（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第30条（新居宅サービス等基準条例第42条の３及び第47条において準用する場合を含む。），第57条（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第77条，第87条，第96条，第 107条（新居宅サービス等基準条例第 115条及び第 135条において準用する場合を含む。），第 143条，第 164条（新居宅サービス等基準条例第 181条の３及び第 188条において準用する場合を含む。），第 178条，第 201条，第 213条，第 232条，第 245条及び第 257条（新居宅サービス等基準条例第 265条及び第 276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第 55条（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第73条，第83条，第92条，第 121条，第 139条（新介護予防サービス等基準条例第 165条の３及び第 172条において準用する場合を含む。），第 157条，第 179条，第 194条，第 213条，第 232条及び第 243条（新介護予防サービス等基準条例第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第32条，第56条，第60条の12（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３において準用する場合を含む。），第60条の34，第74条，第 101条（新地域密着型サービス基準条例第 203条において準用する場合を含む。），第 123条，第 146条，第 169条及び第 187条，新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条，第58条及び第81条，新指定介護老人福祉施設基準条例第28条及び第51条，	

改正後	改正前
新介護老人保健施設基準条例第28条及び第50条，新介護療養型医療施設基準条例第27条及び第51条，新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。	
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）	
3　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第24条，新特別養護老人ホーム基準条例第24条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条の２（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第32条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。），第181条の３，第188条，第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。），第237条，第248条，第263条，第265条及び第276条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２の２（新介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。），第165条の３，第172条，第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。），第218条，第235条，第249条，第254条及び第263条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第33条の２（新地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の３，第60条の38，第81条，第109条，第129条，第150条，第178条，第190条及び第203条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第29条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第29条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第28条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第23条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第21条の２（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第30条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。	
（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）	
5　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第23条第３項，新特別養護老人ホーム基準条例第24条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第40条第４項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第24条第３項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新居宅サービス等基準条例第57条の２第３項（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第108条第３項（新居宅サービス等基準条例第115条，第135条，第146条，第168条，第181条の３，第188条及び第204条において準用する場合を含む。），第179条第４項，第214条第４項及び第233条第４項（新居宅サービス等基準条例第248条において準用する場合を含む。），新介護予防サービス等基準条例第55条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第121条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第143条，第165条の３，第172条及び第182条において準用する場合を含む。），第158条第４項，第195条第４項及び第214条第４項（新介護予防サービス等基準条例第235条において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第60条の13第３項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の３，第60条	

改正後	改正前
の38，第81条，第 109条及び第 203条において準用する場合を含む。），第 124条第３項，第 147条第４項，第 170条第３項及び第 188条第４項，新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第３項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第３項，新指定介護老人福祉施設基準条例第29条第３項及び第52条第４項，新介護老人保健施設基準条例第29条第３項及び第51条第４項，新介護療養型医療施設基準条例第28条第３項及び第52条第４項並びに新介護医療院基準条例第30条第３項及び第52条第４項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 （栄養管理に係る経過措置） 8　施行日から令和６年３月31日までの間，新地域密着型サービス基準条例第 164条の２（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第21条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第19条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第19条の２（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第20条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。 （口腔（くう）衛生の管理に係る経過措置） 9　施行日から令和６年３月31日までの間，新地域密着型サービス基準条例第 164条の３（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第21条の３（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第19条の３（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第19条の３（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第20条の３（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。 （事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） 10　施行日から起算して６月を経過する日までの間，新養護老人ホーム基準条例第30条第１項，新特別養護老人ホーム基準条例第31条第１項（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第33条第１項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第 176条第１項（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第40条第１項（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第39条第１項（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第38条第１項（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第40条第１項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは，「第１号から第３号までに掲げる措置を講じるとともに，第４号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。 （介護保険施設等における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練に係る経過措置） 11　施行日から令和６年３月31日までの間，新養護老人ホーム基準条例第25条第２項第３号，新特別養護老人ホーム基準条例第26条第２項第３号（新特別養護老人ホーム基準条例第42条，第48条及び第52条において準用する場合を含む。），新軽費老人ホーム基準条例第26条第２項第３号（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。），新地域密着型サービス基準条例第 172条第２項第３号（新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第32条第２項第３号（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。），新介護老人保健施設基準条例第32条第２項第３号（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。），新介護療養型医療施設基準条例第31条第２項第３号（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第33条第２項第３号（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，老人福	

改正後	改正前
祉法（昭和38年法律第 133号）第20条の４に規定する養護老人ホーム，同法第20条の５に規定する特別養護老人ホーム，同法第20条の６に規定する軽費老人ホーム，新地域密着型サービス基準条例第 151条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設，介護保険法（平成９年法律第 123号）第48条第１項第１号に規定する指定介護老人福祉施設，同法第８条第28項に規定する介護老人保健施設，健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設及び介護保険法第８条第29項に規定する介護医療院は，その従業者又は職員に対し，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止のための研修を定期的に実施するとともに，感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。	

【第14条】盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例 平成30年３月27日条例第24号 改正　令和３年　月　日条例第　号 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例 第１条から第12条まで　略 附　則 1　この条例は，平成30年４月１日から施行する。ただし，第４条中盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第 255条第１号の改正規定，第５条中盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 251条第１号の改正規定及び第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の次に１号を加える改正規定は，平成30年10月１日から施行する。 2　この条例の施行の際現に介護保険法（平成９年法律第 123号）第41条第１項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第４条の規定による改正前の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第90条に規定する指定居宅療養管理指導のうち，看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師，看護師及び准看護師を除いた保健師，看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては，旧指定居宅サービス等基準条例第90条から第92条まで及び第95条第３項の規定は，平成30年９月30日までの間，なおその効力を有する。 3　この条例の施行の際現に介護保険法第53条第１項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第５条の規定による改正前の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち，看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師，看護師及び准看護師を除いた保健師，看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては，旧指定介護予防サービス等基準条例第88条から第90条まで及び第96条第３項の規定は，平成30年９月30日までの間，なおその効力を有する。 4　令和９年３月31日までの間は，第11条の規定による改正後の盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第６条第２項の規定にかかわらず，介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第１号イ（３）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第６条第１項に規定する管理者とすることができる。 5　令和３年４月１日以後における前項の規定の適用については，前項中「は，第11条」とあるのは「，令和３年３月31日までに介護保険法第46条第１項の規定による指定を受けている事業所（同日において当該事業所における盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第６条第１項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が，介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第１号イ（３）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については，第11条」と，「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第１号イ（３）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第６条第１項に規定する」とあるのは「引き続き，令和３年３月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。 附　則（令和３年条例第　号抄） （施行期日） 1　この条例は，令和３年４月１日から施行する。ただし，第14条の規定は公布の日から，第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の２の次に１号を加える改正規定は同年10月１日から施行する。	○盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例 平成30年３月27日条例第24号 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例 第１条から第12条まで　略 附　則 1　この条例は，平成30年４月１日から施行する。ただし，第４条中盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第 255条第１号の改正規定，第５条中盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 251条第１号の改正規定及び第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の次に１号を加える改正規定は，平成30年10月１日から施行する。 2　この条例の施行の際現に介護保険法（平成９年法律第 123号）第41条第１項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第４条の規定による改正前の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第90条に規定する指定居宅療養管理指導のうち，看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師，看護師及び准看護師を除いた保健師，看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては，旧指定居宅サービス等基準条例第90条から第92条まで及び第95条第３項の規定は，平成30年９月30日までの間，なおその効力を有する。 3　この条例の施行の際現に介護保険法第53条第１項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第５条の規定による改正前の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち，看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師，看護師及び准看護師を除いた保健師，看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては，旧指定介護予防サービス等基準条例第88条から第90条まで及び第96条第３項の規定は，平成30年９月30日までの間，なおその効力を有する。 4　平成33年３月31日までの間は，第11条の規定による改正後の盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第６条第２項の規定にかかわらず，介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第１号イ（３）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第６条第１項に規定する管理者とすることができる。

改正後	改正前